收容書目

地理細論集
耕稼春秋
牧民忠告解
稅賦參定指南
地方根元記
農隙餘談

日本經濟叢書

卷十四

日本經濟叢書刊行會

日本經濟叢書

卷十四

日本經濟叢書刊行會

日本經濟叢書卷十四目次

目次終

解題

地理細論集

本書は一名地方細論集、又は地理根元記などと題するものにて、所謂地方の根元より、貫積幷永樂錢の四割増など云ふ事に付、世上傳說の誤謬等を正して、詳に自家の意見を開陳したるものなり、第一卷は檢見三段幷色取檢見の事より、土地の善惡を知る事に至る、凡て二十七條、第二卷は國郡境川附飛地秣場等の事、外二條、第三卷は地方根元記御取簡の次第より、名主組頭五人組之事に至る、凡て三十條、第四卷は檢地根元幷新田願吟味次第之事より、川口御普請心附之事に至る、凡て十六條を詳論したるものにて、此の種類の著作中有名なるもの丶一なれども、行文疎拙にして、往々通曉し難き所ある

は、編者の甚遺憾とする所なり
本書は寶曆九年の著作にして、著者眞壁用秀は、常陸の人、地方功者の名あれども、其の傳記詳ならず

耕稼春秋

本書は第一卷耕稼年中業事、第二卷稻之類、第三卷田畠蒔植物之類、附三草四木、第四卷農業時節地利用水種類、運氣田疾惡作、第五卷は稻勘辨中打苅收、麥勘辨雜事、第六卷田名田地割檢地法、斗代違等、第七卷農具之圖を親切丁寧に說明したるものにして、此の書の來歷及著者の略傳は、有隣堂發行勸農叢書本に揭げたる、織田完之氏の序文に明なれば、左に其の要を摘記す
直心野衲は、加賀國石川郡御供田村の住土屋又三郎、晚年逝世したる僧號なり、甫め丁年父業を承け、十村役(編者曰く、加賀にては莊屋を十村役と

稱す）を勸め、石川闔郡の勸農を司るに至り、農政に從事する三十年、元祿年中、改作奉行園田左十郎罪を獲る時、連坐獄に下る、一年許にして赦さる、尋で十村役を罷む、退て平百姓となり、幾もなく逝世し、寶永四年、此の書を著す、享保四年五月某日病歿、歲七十八、是歲十月、木某なる者、直心の志を賞感して、此の稿本を謄寫せし結尾に、右の事實を附記するを見たり、云々

織田氏が木某の附記と云へるは、本叢書收容の本書末尾に記しある、「此一部者」云々の記事なるべしと思はる

牧民忠告解

本書は元人張希孟（名は養浩）の著せる、「牧民忠告」を邦語に解釋したるものにて、原書は地方官の心得方、殊に司農治民に關する事を、最も親切に論述し

て、當局者に忠告したる有名の書なり、解釋者樋口好古は、尾張の司農吏にして、信夫と字し、夙に農政家を以て知られたる者、本書は其弟杉浦邦古、字は國章なる者と與に、國字を以て精確明細に解釋したるものなり
著者樋口好古は、本書の外に下記稅賦參定指南、及張濃徇行記等の著あり

稅賦參定指南

本書は田地坪刈の事より、斂法略談之事に至る、數十個條に涉り、主として尾張藩の稅則を詳述したるものなり、但右の條目中、斂法略談なるものは、尾藩代官手代丹羽又右衞門なるものゝ、著作を抄錄したるものなりと云へり

地方根元記

本書は地方の根元を記したる短篇なり、著者木村荆雲なる者は、大坂の算學者の由なれども、其傳詳ならず、著者の奥書に依り、寛政元年の著作なることを知るべし

農隙餘談

本書は先づ第一に大中小の百姓が、各〻心得置くべき事を記し、續きて儉約の事、水呑百姓の事、農業の教等より、水利、山林、氣候等に至る、數個條の事を說き、勸農稼穡の要を示して、農家の子弟を戒めたるものなり

著者利根川敎豐は、信州の農政家なり、本書は天明三年の著作に係る

大正四年七月　瀧本誠一

解題 終

地理細論集

眞壁用秀著

地理細論集

夫地方元根の功者有りて撰レ之、加意論悉く雖ニ書載一、再吟するに稀々には意味違たる事もあり、無藝の私なれば、改めん事は不レ及事なれども、勤馴し故に年來地方の依ニ勤功一、意味違ふ事を知り、箇條毎に加ニ存念一、愚私は猶以心得違の可レ有レ之事なり、若好で見る人あらば、改し趣を加ふる事を願ふ、此本般（マヽ）を改集て、永初心の手挽にもなれかしと綴りて、地方細論集と號し與ニ子孫一、若本求（マヽ）之有ニ信心一者書ニ寫之一能事而已、加筆を（マヽ）元通の願ふもの也

寶暦九己卯歳　林鐘　　　　直　壁　氏　書判

地理細論集 卷一

夫井田は爲二聖人の法一、町反畝歩畴畦(ウネ)等迄あまねく書籍に見るといへども、高を結法記にあらずといへり、扨は斗代の盛弁貫積りの法は、往古於二日本一井田の法を考ひ、國々所々地方を石積貫積りへ高を積りたる也、然といへども其法根元を尋るに、いづれの反古にも記し見へず、且知るもの有といへども、傳て漏らさゞる故に、業絶して勘辨なきもの多く、古來の押形を以斗代は十八六、又は十五十三十一、或は高の貳割替などし、又貫積は貳拾五貫百石、永の四割替などゝばかり心得執行と見へたり、然る處にいつとなく貫積の法すたり、近代は名高斗代盛の法を用ひ、田畑山野海川等迄高に結ぶといへども、其根元の樣を執行なしと見へ、町反畝歩を都て石盛になし、國の遠近海陸運送を量り、軍役騎馬の積に、民には年貢諸當の法あり、然ば則其本なくては不レ可レ有、予壯年の頃より日々夜々監、漸四旬有餘に至りて勘二辨之一、一帖の覺書に綴、地理根元記と成す、文盲愚案の思慮實は不レ可レ正と、得二其嘲一事眼前なり、然といへども上方に三分一銀納と云法有り、關東に貳石五斗代と云法有り、高の貳割替の永也、四割替其外國々所々に、三石貳斗替、五石替、六石替と、石替或は其内半金納などゝ云法あり、是を書籍として其勘辨乎(マヽ)休に何れの法其元末共に一と見えたり、又言、貫積りといへども、

永樂錢を以地方を積りたると計世話にいへると有り、是は誤りたるべき也、貫積錢と見ゆるとありといへども、永樂錢には不レ可レ有也、子細は永樂錢は明の國の錢にて、永樂八年に鑄レ之、日本にては後小松帝應永十年に當る、又地方貫石兩法往古より有來り、國々所々により斗代石積りも有り、又永の貫積りの地方も有りと見へたり、然れば永樂錢の四割替と計一樣に心得たるは誤り成るべきか、時代違と見へたり、勿論永錢積りといへども、永錢と云べし、又言、拾町百石と云事あり、是は反六拾町にて、百石平均と心得言と見へたり、是了簡違なるべきか、委くは本文に記レ之

地理細論集卷一目錄

地理細論集巻一

眞壁用秀著

検見三段并色取検見之事

一　大検見は奉行郡代諸役人を引連、大廻りに打廻り其年の作毛を考、見分して代官の了簡を引合、吟味の上免合を極たる也、大検見とは委細にあらずといへども、其年の根體相考、地方鍛錬の上は、大格逃得ことなし

享保年中より大検見不二大略一に、小検見同様成、私領は古法を以宜作候分は百姓の徳也、御料は宜作候分は、百姓の損と見へたり、是は五ッ取に極る故也

一　小検見は耕地切に反別を書出させ、上田にて何割、中田にて何割、下田にても夫々の何割と記也、たとへば検見役人五三人出るといふとも、野にて其連衆先打寄見分の位を示合、反別上中下、作毛出來の上中下を吟味して、如レ此成出來にはいか程引て可レ極と目がねの程を示合、夫より検見に可二打立一也、其連衆同道たりといへども、野にては相互に了簡の胸を不レ結、心次第にして勿論引方を不二見合一、帳に記宿に歸り、其日の引を突合、其連衆の引ともに加合、連衆の數に割極る事も有、又連の中

分にて引に極る事も有、時の吟味によるべし、尤耕地切に帳に心を附べし、扨其所の檢見を仕るなり、他の村に移りたる時、百姓の內おとなしきものを四五人撰出し、神文を以耕作の限り坪檢見をいたし、帳を認可₂出旨申₁渡之₁、是百姓の檢見を用るにあらずといへども、役人檢見は耕地限に上中下下々の三段を其位限に記し、差紙にては耕地切平均に割、然ば少々甲乙も可₂有候哉、就₂夫百姓の坪檢見帳を受取、其帳に役人印形を加候、則役人の帳相濟出₂之、たとへば役人方の帳に、一耕地一位にて壹町歩も檢見あらば百姓の檢見には、其耕地其位にて五三町も有べし、夫を役人の見捨の壹町歩に割付何程當として可₂金納₁所旨申₂渡之₁、如₂斯ありては耕地切の小檢見打も甲乙なかるべし、尤風雨降吹朝夕の心得有べし、此外見樣色々有といへども、一通りも記₂之、但面々の勝手〳〵有₂之もの也、一樣には不₂可₁有ものなり

一　此畝引立樣は、反取上田六斗などに壹坪當合八合也、右田にて坪刈て六合有、貳合不足を八にて割貳割五分引也、是を上田何反歩にてもかけ、何反何畝と引とて、尤畝より下は三を掛、何拾歩と成るなり、色取は當り八合なれば坪刈六合あり、是を當り合に不₂構內見五合と有は、差引壹合刈出し有り、先內見の合毛を夫々の類寄の町へ掛籾を仕出し、刈出は惣町步の掛出二口合籾何程、是を二割にして米と成五合摺也、又二割にして五分〳〵の米也、是則公納也、其村根取米と差引增減見る也、口傳有り、私領は一反一筆限に改也

但壹反歩の手間平均三拾人掛り、籾貳合五勺掛り、種籾壹斗貳升引もありと也

一　坪檢見是又品々勝手〴〵の見樣有りといへども、合落といふ見樣記ㇾ之、是は先田の位上中下、稻出來上中下下々四五段を、野にて五三ヶ所も舂法して、壹坪に籾合の程を見屆、其積を以記ㇾ之、就ㇾ夫先達て田毎に札を立さする、其札に田の位反別字田主の名、幷名主印形を加へ置、野にて其札を受取、札の書付と反別の田の廣狹を吟味して、則札の裏に籾の合を留め、扨宿に歸りて反別の上中下を撰出し、水帳の反別と引合無二相違一を以、累年の免合を考ひ、高取成とも反取成とも、其位〴〵にて究檢見帳を出也

一　此方宜く濟、御料の檢見に、田毎の札銘々取上げ候ては至極手間取候、依ㇾ之百姓內見帳差出し候て僞り有と見、小檢見は其谷々の出來方位を見屆、內見合毛相違も無ㇾ之候ば、たとへば三合五合にても其出來の中分を見、坪刈合も樣し可ㇾ申事專要也、定免は格別、檢見取は畝引に相立候方實儀と相見へ申候、僞り有ㇾ之と見屆候はゞ、田每の札を取上げ、田地の廣狹も吟味仕、合毛宜見へ候處を刈僞りを埋、御取箇根取に取付候は不ㇾ及ㇾ科、百姓難儀無ㇾ之樣に可ㇾ仕儀御爲也

一　檢見に色取檢見といふ事有、たとへば上田成とも稻出來惡敷は、中田に成とも其位出來方に隨ひ入る、中田下田とも稻出來方能をば上田の內へ入、則上田の取箇を以免合を極る、是を色取檢見とも、又は立色取とも云、如ㇾ斯執行は功者の入事可ㇾ成也、つまびらかにあらずは、連々民可ㇾ及二困窮一也、

子細は土に善惡有り、依レ之上中下下々抔と其位多し、縱ば中田と下田の出來、上田に劣り勝りなく、同前と見ゆる田は、村々毎に少宛は有レ之ものなり、夫を春法を以改る、又籾合毛米抔も上田出來と同前成とも、中田下田は地性拔群に劣りたる故也、收納の後上田とは升目も一二割は不足成べし、子細は地性あしければ、第一米性惡敷、青米赤米死米多く有レ之ものなり、然ば升目も不足成べし、賣ても下直なるべし、扨又上田は根元地性能ゆへ、米として惡米なく、惡米なければ升目もよかるべし、如レ斯有といへども、又所により下田成とも、出來形宜は上田同前も有べしか、大概不レ可レ有レ之哉、色取檢見などゝいふ事古來無事と見へたり、其子細は田畑上中下に隨ひ、高取反取を以免合を極、貫石の兩法を積たる也、然れ共色取抔といふ事は古法に見へず、然りといへども、色取檢見成とも功者鍛練の上成べし

一　刈田の跡を檢見するに、稻刈株奇麗は上作也、ふるくして畦たち枯葉多きは下作也、籾こぼれ多きは上作、こぼれ少きは下作也、籾筋有共溝淺きは上作也、深きは下作也

檢地竿立る次第幷横竿の秘事

一　歩竿は長壹丈貳尺貳分限りと言り、壹尺〳〵に目をもり留、跡先に銅をはりたるなり、砂入貳分の餘計口傳あり

一　地坪檢地信州高取檢地より定式の樣相成、伺はくだ繩には延縮無レ之樣伺有レ之候得共、具にくだ

繩にて檢地も無ㇾ之趣に候、繩を三拾間に極、延縮無ㇾ之樣吟味仕樣、地役人幷竿取帳付案內百姓立會、爲ㇾ見屆ㇾ野帳悉く入念、無ㇾ非儀ㇾの樣の考專要也

一 竿持樣は我立たけ乳の通に持、打樣は腕を脇へ付る、不ㇾ動して腕先計にて打也、但步行を定る事肝要也

一 山畑の檢地は登りさまに打てば、上の數多かるべし、下りさまに打たるがよし、山畑麁相の地成とも、見分計にて步を積る事なかれ、大きに相違あるもの也

一 山畑坂なれば延無ㇾ之候ては、大きに地面詰るなり、下り坂にも竿通に打候ては詰る也、口傳あり

一 繩打の時諸事不仕置なれば、最屓偏頗私曲有べし、前廉に繩手の面々は神文可ㇾ然、文言は樣々有るべし

一 只今は定法に成神文申付來候、私曲こく(ママ)儀檢地奉行の吟味可ㇾ依、同役の內左樣の類有ㇾ之儀は心付候はゞ、奉行へも致ㇾ內通ㇾ心を付見屆候はゞ、奉行へ相達卷添に不ㇾ成樣專要也

一 竿立候はゞ、深田にても無ㇾ遠慮ㇾ踏込地心を了簡して竿の延縮無き樣に打べし、風吹もの(ママ、)上檢地心得有べし

一 田畑當分地面狹とも、荒田の地野山など有ㇾ之か、當分は廣くとも、水損山崩かたぐにて次第狹る地もあるべし、當分は上地にても、林藪などに押され次第に日影になる地もあるべし、ヶ樣成地ま

で心をよせ地詰肝要なり

一　上中下のわかち多くなき地面は、石盛免合も共通なるべし、檢地の心得も同前なり

一　檢地は如何樣成形の田畑成共竪横十文字に二竿に打也、尤横竿秘事口傳は、大略諸人横竿の秘事を不ㇾ辨、田畑の中にと計打と見へたり、左樣にては差詰り相違有もの也、又言、入歩といふ事あり、是は三拾歩より內の田成共、近所に有ㇾ之を其歩を量り片書に入歩として詰也、如ㇾ此有ㇾ之儀は、畝より內帳面に一廉記し候事如何と云儀也、然共地主替りたるは格別なるべし、然ば四拾歩五拾歩入など有事は誤成べし、惣て檢地には竿立樣の圖あり、末に悉く記置也、先竿取のものは、田畑の眞中と存る所に參り可二差圖請一扨竪竿より打始るものなり、依ㇾ之竪竿の奉行、又は田畑の形を見屆竿を立、夫より其竿に向ひ是可ㇾ打と差圖可ㇾ受、横竿奉行も竪を立極を見屆、扨竪竿の眞中に竿を立る、是其奉行人其竿に向ひ、是迄可ㇾ打と差圖をす、但繩手一組に奉行三人竿取貳人成べし、壹人は帳面を書、横は竿の立樣少違ても、歩數大きに相違有るものなり、第一竪横共に竿違に不ㇾ成樣に日がね鍛錬肝要也、竪竿横竿田畑の眞中にて、十文字に打合樣に打始るものなり、依ㇾ之竿の立樣の圖稽古あらずんば可ㇾ難ㇾ勤、又いか程に稽古積りたるとも、鍛錬なく目がね不ㇾ利ば、木馬の稽古のごとく寸尺まで打帳に記す事有、此等の儀念入べし

一　檢地に寸尺迄打帳に記事有、此等の儀を念を入たるやうなれども、聊左樣に非ず、子細は勘定の

節は寸は歩詰に入がたし、其上末代に至て自然地詰など有ㇾ之事あれば、却て難ㇾ改ものなり、口傳有り、又竪横共に半にて留、半よりの内外は竿先にて差引ば帳面の吉へ（マヽ）、末代に至て地詰など有ㇾ之といふ共、疑敷事なく分明に知べし、高を結ぶに吉、惣て能事多し、縦寸迄改帳に記といふとも、竿の圖不ㇾ知ば、寸はおき尺餘の相違し無㆓覺束㆒事也

一　検地大歩に打ちたるがよし、検地竿の圖不ㇾ辨ば、大歩の検地村中成べからず、たとへ小歩成とも、竿の圖稽古なくば無㆓覺束㆒事也、小歩は百姓好ものなり、奉行人も餘り骨ををらぬもの也、小歩は畦數毎を抜と存る故に、百姓小歩を好むもの也、いか程の畦といふとも抜畦とぬかぬ畦有り、大歩検地なりとも、可ㇾ抜畦を不ㇾ抜、小歩成共抜間敷畦を不ㇾ抜也、大歩能事あれば、末代迄田畑分明に知る、就ㇾ夫地主〴〵も反別を委細に覺ゆる、然ば検見の節反別書出改に相違なし、納所の節壹人前に疑敷事なし旁能事

検地位付批判之事

一　検地田畑位付は、上中下の三段五段七段九段にも極めたる所も有といへり、然共田畑位付は上中下下々の三四段也、外は有べからずと見へたり、此三四段功者の入検地にて、不功者にては可ㇾ難ㇾ勤、七段九段などの検地は宜しき法に見へず、何も口傳あり、田畑土には其位段々多く有ㇾ之ものなり、位

の不功者の三四段の位付は越度多かるべし、尤地面は上所下所とて、土の並大略は見ゆるもの也、其内には少し惡しく、中には能過たりといふ地所々に少宛は有之もの也、中廉の地にも下なみの地所にも其通成もの也、位の功者の了簡には、少々あしきといへども、所から上並の地の中下は折がたし、扨上には可打と了簡して、然上は極上は壹反三百歩也、是は少し惡敷間、廿歩も三拾歩も餘計を加へつり合可打と了簡して其通に勤るなり、不功者はたとへ了簡は左樣に有共、餘慶の法を不辨は、二三十歩も加る事成がたからん、然る上は平均三百歩といづれと打べし、扨は此地主は位負の地とて累年令迷惑、中なみ下並にも其ごとく成地有べし、如斯功者の勤たる繩の地ならば、檢見の時などに、上並の地の內少々惡敷出來の分は、上出來同前たるべし、依之其地の廣狹に心を不付目なみ成べし、勘辨肝要也、勿論古來よりも檢地は强くもなく弱くもなく、其並の心に中少有之分は中たるべし、下並の地も其通りなるべし、但壹反は三百歩也と古法に言傳ふ、此世話傳の言葉、檢地の定法鏡なるべきか

地方不案內成高盛批判の事

一　檢地改地詰に古盛を以詰、又は古成下きなどゝ有りて、斗代も上ゲ高詰たる地も有りといふ、又所により其所の檢地年久敷して、古盛をも不傳覺所も有り、左樣の地は近鄉隣鄉の盛を以、其並に高を結びたる地もありといへり、如此成儀か地方曾て不案內か、又勘辨の不足成べし、先檢地改といふ

事は、其所の検地年久敷て百姓も代々替り、田畑子々孫々に割、或は分賣などにいたし、水帳も不分明、又は新田新畑荒たる田地の切添、又田成畑或は畑成田川欠起返し位違旁あり、諸事不埒にて免合取箇納所等にも不レ定、其上百姓所持田畑不分明なれば、免相順路たりといふとも及二困窮一なり、旁を了簡して吟味の上検地改るものなり、然ば四五十年程にて検地改る事は近き縄なるべし、左様成とも自然古盛、又は古盛より少々斗代上る事も有間敷もなし、雖レ然大概は稀成べし、其上近郷隣郷抔の斗代を以高を結ぶといふ事は、無證に不レ及二沙汰一、此等の儀は記に不レ及儀成ども、所々にて如レ斯高を結は地□なるといへり、依レ之地方不案内成勘辨の爲に記置也

田勝畑勝之譯の事

一　田勝畑勝といふ事、別て用るにあらずといふ、然ども第一高を結入る事也、并免合検見に心得有事也、依レ之田反別少にても、田勝の村も有べし、田勝等分成は猶以田勝の村成べし、田畑多高にて可レ知也、但高盛順路か不順路かと心を可レ附儀肝要也

了簡違斗代盛批判之事

一　高を結に了簡違といふは、田過の村は百姓の渡世心安らず、畑過の村は渡世心易などゝ了簡そして、田少なる村に田方の斗代を高盛といへり、此等の儀は了簡違か、又は地方不案内なる故成べし、尤世話に田過より畑過の村能きと皆人毎にいへり、教外別傳の沙汰也、田過の村々は民の暇有、民の

暇あれば外の助成は畑がちの村には民暇なし、暇なければ外の助成なし、其外口傳あり、たとへば田過畑過成とも、高を結事は古法を以可ニ執行一事也、然上は田過畑過の村成とも、或は少田計の村成とも畑計の村なりとも、山野海川成とも、甲乙なく平成べし、高盛斗代の圖を不レ辨ば、田過畑過とも過不及可レ有か、能く考可レ愼儀也

石積り貫積り同樣之次第之事

一　地方を高に結法は往古より有來、國々所々運送を量り高を考たると見へたり、子細は上方に三分一銀と言法田畑五斗違と見へたり、關東に二石五斗替といふ法有、田畑六分違と見る、其外國々所々色々の相場の法有、就レ中奥州には所々にて其法替りて見ゆる、雖レ然上方關東を勘辨する時は、毛頭之相違あらず、然ば高を量は運送を考て軍役騎馬積り、年貢諸向は本と見へたり、今關東に二石五斗替の法は田畑六分違といふ法を以て、高百石に物成五ッに成して積り、上方三分一の法は、田畑五分違といふ法を以て高百石の物成五ッとして積りたると見へたり、右是兩樣共一半也、貫積りの法も斗代盛の法も同前也、永方貳拾貫の地の内、拾貫は田方とし、拾貫は畑方として、田畑當分として貳石五斗替を以四割替になして、高百石の地を高永貳拾貫の地と積りたり、此法上方關東石もの法に毛頭の相違あらず、然上は上方關東にかぎらず、國々所々石高貫積り高、田畑山野海川成とも高を結といへば、田畑とくと積レ之、又物成も其如く成べし、故に古法を以執行時は、高厘に毛頭相違有べから

ず、委は末に記す

地方貫積四割替貳石五斗替之事

一　永貳拾貫之地　　何村

此取五拾石　　但貳石五斗替

內　拾貫之地　　田方

此取貳拾五石　　但貳石五斗替

拾貫之地　　畑方

此取貳拾五石　　但貳石五斗替

但金納

一　高百石　右貳拾貫之地　　何村

此取米五拾石　　但高ニ五ツ

五拾石は　　右拾貫の地

此取米二十五石　　但高ニ五ツ

五拾石は　　右拾貫之地

此取米貳拾五石　　但高ニ五ツ

但金納

右者關東地方を高に結ぶ法也、上方地方も心得同前也、委は末に記す、田畑六分違といふ法也、此法を以執行の時は、田畑當分の地は不ㇾ及ㇾ申、田過畑過成とも、又は畑計か田計の地成とも山野海川成とも米金も少有地成共、同高同厘過不足といふ事なし、是高に取五ッといふ法也、依ㇾ之高厘を詰るに盛を考候事は古反新反秣の芝間、前々の免合地帳相應か、或は船着獵場、又は津出運送諸事餘力をかんがふる事肝要なり、餘力を高に可ㇾ入事も有、又高外にして民の様外より所務する餘力も有べし、如ㇾ此成境を盛の高を結ぶ事尤專要也、勿論田畑の土に心を付る事本也、近代世上の高を結ぶ法を伺に、厘付の法を不ㇾ用、斗代計を考候と見へたり、其故は斗代より先達て盛付る也、厘付に不ㇾ構故に一領同厘たりといふ共、米金の多少隔れば物成過不足見へたり、態々愼可ㇾ考儀也

地方斗代盛之法之事

一　關東は田の反取の米を四石割斗代成か、中田下田は上田の斗代三ッ下り成べし、然共前に記ごとく地面土性取箇に寄べし、大體は段々下り也、畑方斗代に田方は六分違たるべし、關東は貳石五斗替田畑六分違といふ法あり、是中田を上畑に用る法也、依ㇾ之斗代中田に六分を掛け、上畑に用る下田に六を乘じて中田に用る、下々田に六を乘じて下畑に用る、其位いか程ありとも心得同前也、如ㇾ斯を中様の三法といふて、地面土性甲乙により、上田を上畑に用る事も有べし、又下田を上畑に用る事も有、依ㇾ之免合取箇縱反取よりといふとも、斗代を考田方同前たるべし、其内畑方には貳石五斗替とい

ふ法有、此法を以永として極る也、又古例にも畑方米取の地も有といふ、左様成共田方取米に六を掛畑方取にして極る也、右是を米永ともに高五石替と取レ之、貳石五斗替といふ法也、委くは末に記す、奥州出羽抔に三石五石七石替といふ、或は其内半金納などゝいふ、色々の法有といふ共、關東の法を以勘定する時は分明也、毛頭相違なし、奥州は總て上方知行とは一倍違ふと云傳へり、然れ共一倍餘も違たる也、但所にも寄べし、仙臺は拾貫百石といふ事是五石替也、關東は貳拾貫百石といへり、貳石五斗替也、仙臺と關東は一倍違ふと（マヽ）是は見へたり

一　上方は三分一銀といふ法有、是は田畑五分違といふ法也、上田の取米を倍し上田斗代に用、中田下田は上田斗代三ッ下り前に同じ、畑方は上田の斗代に五ッを掛上畑の斗代に用、中畑は中田の斗代に五を掛中畑斗代に用、下田の斗代に五を掛下畑の斗代に用、心得關東同前たり、然共關東は中田を上畑に用、是貳石五斗代の法也、上方は上田直に又上畑に用、是三分一銀の法也、但田方畑方上地下地、關東同前也、田方畑方取米を加ひ合、其内三分一は銀納に極る也、相場直段古法に見へたり

右古法と言は、壹石四拾八匁の事也、末に有り

諸家中騎馬知行物成平均之事

一　諸家中高貳百石の侍騎馬壹騎の積、在所にて馬を所持高三百石也、侍は在所にては勿論、在番之節も馬を牽せ勤番也、右物成上方關東奥州筋甲乙有といふとも、三分一銀貳石五斗替、田畑五分違六

分違といふ法を以附時、何れも毛頭の相違なし、尤奥州は上方知行一倍違の積り也

關東貳石五斗代厘附起之事

一　高百石　三ツ成米十五石　金六兩
一　高百石　三ツ半成米十七石五斗　金七兩
一　高百石　四ツ成米二十石　金八兩
一　高百石　四ツ半成二十二石五斗　金九兩
一　高百石　五ツ成米二十五石　金拾兩

右是は關東田畑六分違二石五斗替の厘付也、此法を以執行時は、物成米金多少有レ之、地成共厘付過不足といふ事なし

上方三分一銀厘付の事

一　高百石　三ツ成米三分二二十石　三分一銀四百八十目
一　高百石　三ツ半成同斷二十三石三斗三升　同銀五百六十匁
一　高百石　四ツ成米同斷二十六石六斗六升　同銀六百八十匁
一　高百石　四ツ半米同斷三十石　同銀七百二十匁
一　高百石　五ツ成米同斷三十三石三斗三升　同銀八百匁

右是は上方田畑五分違三分一厘付也上方關東厘付同意也如ㇾ斯さへ勘定する時は國々所々分明なるべし

關東厘付二石五斗替算法之事

一　高六百十八石七斗五升　何村

此取米三百九石三斗七升五合　但五ッ取

米百五十四石六斗八升七合五勺　田方

永六十一貫八百七十五文　畑方　但貳石五斗代

右如ㇾ此高物成有べし、右は永數に六分違の法一五を掛けば、九十二石八斗一升二合五勺と成、是に右の米を加ひ二百四十七石五斗と成、是を厘付の法八を以除ば、取米三百九石三斗七升五合と成、高六百十八石七斗五升に割、高に五ッと成、但高百石に付米二十五石、金十兩に當る

一　高六百十八石七斗五升　右同高村

此取米三百九石三斗七升五合　但高ニ五ッ取

米百八十七石五斗　田方

内

永四十貫文　畑方

右是は同高同厘の村也、物成米金多少有ㇾ之といへども、同厘たるゆゑ、高百石に付米二十五石金十兩

に當る、算法右同斷

一　高六百十八石七斗五升　　右同高村

　此取米三百九石三斗七升五合　　但高五ツ取

　　米六十石　　田方

　內

　永百二十五貫文　　畑方　　但貳石五斗代

右同斷

一　高六百十八石七斗五升　　右同斷

　此取米三百九石三斗七升五合　　但高五ツ

　此米二百四十七石五斗　　田方

右是は田方計の村物成如レ斯有、高百石に付米十五石、金十兩に當る、算法右同斷

一　高六百十八石七斗五升　　右同高村

　此取米三百九石三斗七升五合　　但高に五ツ取

　此永百六十五貫文　　畑方　　但二石五斗代

右是は畑方計の村也、高百石に付右同斷

右田過畑過なし、畑なし田畑當分也、五ヶ村とも米金多少有といふとも、同厘たる故高百石に付、二十五石、金十兩に當る、扱惡米にして百石四十石に當る、算法二石五斗替也

關東六分違、但二石五斗代の趣、田畑斗代盛記

上方五分違、但三分一銀納起之事

上田 關東十四 上方十四　中田 十二 十二　下田 十 十

上畑 關東十二 上方十二　中畑 十 十　下畑 八 十

右是は上方關東斗代盛の法也、此上中下は古法也と見へたり、但七九段不勝法といへとも、又左様極候はでは不ㇾ叶地も有べし、然ども田畑五分違六分違と云法不ㇾ可ㇾ決也、上々と有は誤成べし、委は末に見へたり

上々田　上　中ノ上　中　下ノ上　下　下々

上々畑　上　中ノ上　中　下ノ上　下　下々

右是者不勝の法といへどゝ、所により如ㇾ斯極不ㇾ叶地も有ㇾ之べし、但斗代一ッ下りたるべし

野米野錢山川高に結法之事

一　野米野錢山川成とも、高に結ぶ法は前に記たる高盛厘付の法に見へたり、依ㇾ之法を不ㇾ出何れも

山野海川成とも、田畑〳〵と結レ之もの也

又山方などにて畑計あるも、一毛作の畑に物成は少にて、反別は多く有レ之地も有べし、左樣成は斗代にては高結がたきものなり、如レ此成地は貫積りの法を以高を結び可レ然候、然上は水帳の奥に其譯如レ斯有りては

高合何に何百石

此反別何千何百何拾町歩

上畑何百町歩

中畑何百町歩

下畑何拾町歩

下々畑何反歩

亦云、右同樣成村に田も少々有、又畑方にも能地の所少々有、其外は右同事成地の所も有べし、左樣成地は斗代にて結び可レ然所をば、其通り成べし、其外一毛作地は右の如く貫積り成べし、是又水帳の奥に其譯可レ記儀也

右同樣成村に毎年取箇を不レ付して、旱損水損、又は山畑抔は一毛作にて荒し、二三年程宛間を置起返し作る地も有べし、左樣成地は有毛計を記し、見取場として無高の地も有べし、如レ此成は水帳に不二

藏記ハ差紙に計は記べし

諸家中諸侍知行物成平均之事

一 諸家中諸士知行物成藏前にて渡共、又は地方にて渡といふとも、其法は上方關東に限らず、所々の法例を以可レ渡儀也、然に近代は何れの家中にても、高百石の物成五ッ成といふは米五拾石、四ッ成と云は米四拾石、三ッ半成は米三拾五石渡レ之、如レ此米計にて渡事は誤成べし、子細は高を結ぶ時、田畑に米の法を以結ぶ、若此法を以物成の法と心得、右のごとく米計にて渡したるなり、又國々所々に田過の地などは、民の勝手に田畑とゝに米納成地も有り、ケ樣成儀をも米計渡したるが、右樣の地の家は格別、乍レ然古法に米納田畑ともにする法見へず、然所に田畑米納の地にてもなく、夏成秋成大豆などゝいふ金納の地の家も、給人知行物成は米にて計渡レ之、井田の法は聖人の法成りといへり、殊に日本は畑有レ之物成と見へたり、畑にては米を不レ生もの也、然ば地方といふは田畑也、家中給人に知行物成米にて計渡すは、田方計の知行と見へたり、爰を以盛にたとへ拾萬石の家中人數寄候て、相應より人多なるも有、人少にて侍の少き永成とも、拾萬石の家には知行給人高五萬石は有べし、然者半分は田方五萬石の地にて、物成平均五ッ成として貳萬五千石ならではなし、是を家中知行高五萬石、百石に米四拾石宛渡すといへども、米貳萬石渡る、殘る五萬石是不足人の扶持方米たるべし、然ば知行物成は古法にまかせ度事歟、古法を以執行時は諸侍少もいたみにならず、米計渡したる同前也、其

故は家中給人千石餘の侍成とも、米計にて渡すといふ共、其米を翌年の春夏迄かこひ置、高直成相場を見合拂ものにてなし、其暮拂扶持方米錢も買事漸成べし、夫より內の小給人は其暮拂べきも、勝手不自由の人多し、然ば物成の法を以執行の時は、給人もよし殘米多し、米殘りては京大坂江戶其外津の能所の人、運送自由成地は廻りの相場を合拂、又は在江戶扶持方米に渡し、或は在所〳〵にても春夏は必直段上るべし、若又知行の民種夫食無ニ所持一節は出し借す也、左樣成節も買米といふ事なし、兩樣旁能事也、其上物成の法也、米四拾石渡し藏物成の法とは見へず、是は關東を結厘付の法也、依レ之四拾石五ッ成といふ、然るに知行物成に渡す時は、四拾石を四ッ成と云り、大きに誤り成べし、總て物成を渡す事は、領內の員數を計り、縱餘計有といふとも可レ伺ニ古法一儀と見へたり、高百石に三十五石貳拾九石などゝ渡す家も有、是は領內物成の員數其積り程有レ之と見へたり、ヶ樣成地は地面拔群あしき地か、又は地面大概成ろといへども、高成斗代不相應成故成べし、然ば地方高を結は大切、古法を幾重にも可レ監事なり

明永樂九年、始鑄ニ永樂錢一、永樂九年者、當ニ我朝後小松帝應永十八年一、此時源義滿通レ書乞ニ永樂錢一、始行ニ我朝一、善隣國寶記諸書、其載ニ乞レ錢書一、領邑稱ニ何貫文一所レ來已久矣、太平記諸書多有焉、北條時宗賜ニ靑砥左衞門藤綱三萬貫地一事、又可レ考

關東地方貫積、幷貳石五斗替起之事

一　永高貳拾貫之地　　村
此取五拾石　　但高貳石五斗代
拾貫之地は　　田方
內　此取米貳拾五石　　但二石五斗替
高五拾石之地は　　畑方
此取米貳拾五石　　但二石五斗替

右是は本文に有、此法を以左の如く直レ之

一　永高貳拾貫之地　　右村
此取米五拾石、
內　貳拾五石は　　田方本米但貳石五斗替
貳拾五石は　　畑方貳石五斗替
高拾貳貫五百文之地は　　右拾貫之田方
此取三十壹石貳斗五升　　但貳石五斗替
拾五石六斗貳升五合　　田方本米
內　拾五石六斗貳升五合　　畑方六分違之米

右取米貳拾五石
高七貫五百文之地は　右拾貫畑方
此取拾八石七斗五升　但貳石五斗替
九石三斗七升五合　本米
內
九石三斗七升五合　畑方六分違之米
右取米貳拾五石　但貳石五斗替取に直し
一　高百石　右永高貳拾貫之地　右村
此取五拾石　但高に五ツ
貳拾五石　田方本米
內
貳拾五石　畑方六分違之米
高五拾石　田方
此取貳拾五石　右拾貫之地
但高に五ツ
高五拾石　畑方
此取貳拾五石　右拾貫之地

右是は本文に有レ之、此法を以左のごとく直し　但高に五ツ

一　高百石　右村

此取五拾石　但高に五ツ

此反別六町弐反五畝歩　右五拾石之地田方高　平シ丁圖

高六拾弐石五斗　但五ツ取

此取三拾壹石弐斗五升

內

拾五石六斗弐升五合　田方本米

拾五石六斗弐升五合　畑方六分違米

但高に五ツ

右取米弐拾五石

此反別三町七反五畝歩　平均丁圖

高三拾七石五斗

此取拾八石七斗五升　右五拾石之地畑方高

但高五ツ反五斗取

九石三斗七升五合　　本米

九石三斗七升五合　　畑方六分違米
但貳石五斗替

右取米貳拾五石　　但高五ッ

右是を貫積石拔反別取ヶ付、厘付貳拾貫百石といふ斗代盛起也、但平地拾町百石といふ、是を田畑六分違といふ也、關東より奥州北國迄は、大體六分違と見へたり、此法を勘辨する時は分明也、上方三分銀といふ、田畑五分違と見へたり、此法を以て勘辨する時は、四國中國九州筋迄分明たるべし、尤奥州には有レ之の畑方直段有といへども、田畑五分違を以盛時は毛頭の違なし、國々所々同じと見へたり

右同樣は田方拾五石六斗貳升五合へ、畑米九石三斗七升五合を加ひ、貳拾五石に成法也、六分違の米も右の通加へば、貳石五斗替を以永に直すの樣とも和〆、米貳拾五石永拾貫文と成也、初心の仁は難二見分一事も可レ有レ之哉と記二置之一

田畑六斗違の起之事

上田盛　十二　　中田　十　　下田　八

上畑盛　十　　中畑　八　　下畑　六

右是田畑六斗違之起也、中田の斗代を上畑に用候、下田の斗代を中畑に用る、下々田の斗代を下畑に

用る、然らば免合取箇ゝ斗代次第成べし、縦ば田方高に五ッと當分は、畑方も五ッとして所務する也、此六分違といふは、田方斗代合三石有、畑方斗代合貳石四斗有、田方三石の内貳石四斗引ば、六斗不足とみへたり、斗代にて畑方六分の不足也、又取箇免合も田畑共に高に五ッと極見る時に、田方取米壹石貳斗有、畑方九斗六升有、是を田方壹石貳斗の内か、畑方取九斗六升引ば、殘貳斗四升有、此貳斗四升を田方平均の四斗に割ば、田方取米壹斗に畑方六分宛に當る、是六分違也、依レ之關東は田畑六分違といふ也、然れども斗代にても六分違、免合取箇にても六分違故、五分〳〵の免合といふ、但如レ此して畑方貳石五斗替を以永取也、斗代ゝ中田の斗代も用るといふは、田方の斗代に六を掛、畑方斗代に直し用る也、口傳末に記す、然る所を近代所々の斗代を伺に、中田の斗代を上畑に用ると計心得、右本文の如くにて高を結ぶと見へたり、依レ之畑方無取高と成樣御地頭方御役ゝ可レ難レ勤、民は困窮の元也

田畑六分違之法斗代盛之事

一　上田十二　　但反に四斗八升取に定、是を四ヲ以割斗代と成る

一　中田　十　　但反に四斗取に定、右に同所斗代と成る

一　下田　八　　但反に三斗貳升取に定、右同斷

一　上畑　六　　但反に永百六拾文取、此永貳石五斗替にて

但中田十ノ盛直し也

中田に同じ、此取百六拾文に三七五を掛斗代六と成る、又中田の斗代十に六を掛ても、上畑の斗代と成る、又中田の取米四斗に一五といふ法を掛ても、上畑斗代と成、亦中田取米四斗に六分違之六を掛ヶ米と成、依レ之中田の斗代取共に上畑に用るといふ事也

右割合之事

上田壹反歩　反に四斗八升取

分米壹石貳斗

此取米四斗八升　高に四ッ取

術曰、四ッを法に用る事は、高に四ッ取成故に用る也、四斗八升を四ッ取にて割ば、壹石貳斗とする

中田壹反歩　反に四斗取

分米壹石

此取米四斗　高に四ッ取

術は右同斷、四斗取厘の四ッにて割ば、壹石と出る

下田壹反歩　反に三斗貳升取

分米八斗
此取米三斗貳升　　高に四ッ取
術右同斷
上畑壹反歩　　反に百六拾文取
分米六斗
此取米四斗
術曰、中田石盛壹石に六分違の六分を掛、分米六斗と成る
中田同じ、此百六拾文に三七五を掛斗代六斗と成、又中田の斗代十に六を掛ても、上畑の斗代と成、又中田取米四斗に一五を掛ても、上畑の斗代と成、又中田取米四斗に、六分違の六を掛ても米と成、依レ之中田之斗代取共に上畑に用るといふ也

此云而にて難レ分、此取百六十文と見る事は、中田反取四斗を爲レ賈と、貳石五斗替にて割、反取百六拾文と成也、又曰、三七五といふ事尋るに、右百六拾文爲レ法、上畑石盛六斗を割ば三六五と成、上畑者中田の反取四斗と、上畑の取米に見し勘定也、愚按るに、不レ落レ法は漸見出候得共、割は不當哉と存候、何も工考のこと也、後人可レ記

中畑壹反　　反百貳拾八文取

分米四斗八升
此取米三斗貮升　　　　　下田反取也
術は下田反取三斗貮升を、貮石五斗替に〆百貮拾八文出る口傳と有も、右の事也
下畑壹反歩
分米三斗六升　　　　　反に九拾六文取
此取米貮斗四升　　　　　下々田反取可ㇾ成
術は右同斷
右如ㇾ此、田畑とも八升計りを一ッ下りといふ、高を結ぶには一ッ下り五分下りかと可ㇾ極か、若又六ッ下りと極る地も可ㇾ有、田畑の地性同前成の法也、自然田畑土抜群甲乙あらば、取箇免合も共通り可ㇾ成、然ば下りも共通有べし、大概は上田の土は下畑成もの也、依ㇾ之中田を上畑に用る事は、關東田畑六分違といふ法也、高を結ぶ事は地面免合次第極るもの也、然共壹升下りなどゝいふは不ㇾ可ㇾ有儀也、左樣に下り少に候得ば、盛の次第惡敷ものなり、高盛極たる上は、免合取箇上中下に壹升成共貮升成共、其年の作毛出來次第可ㇾ成、右田の取を先づ定る、壹反に四斗八升と極るならば、此四斗八升を四を以割ば斗代と成（此四チ以割ば、二石五斗代を掛る也、）中田下田心得同前也、是高の五石替といふ法也、但一ッと云は升也、然ば此四斗八升を厘付の八升を以割ば取六と成、此六を又五を以割ば斗代十二と成、此五

は倍する算を掛て、初八にて割、次に五にて割、故に五八の四斗と割也、依レ之四を以直に割は斗代也、直に見る又云厘付五ッといふは四十也、就レ夫四拾石にて割ば、高百石と成なり
予按に厘一ッを八分といふ、古の法にしての事也、常の心にして見る時はわかるまじ、元根上田壹反歩十五盛にゟ、四ッ取より出し事也

一　上田壹反歩　　　石盛十五
　　分米壹石五斗　　高に五ッ
　　此取米六斗　　　高四ッ當ル

右検見の部に委くいふごとく、右分米壹石五斗は米高成故分米と號、高に五ッといふ時は、是非七斗五升といふべし、此法は分米壹石五斗の內、種夫食肥代農具代の積り、壹坪に付籾貳合宛百姓へ被レ下、殘壹石貳斗を五分〳〵と取、此取米六斗也、右貳合は壹反に籾六斗米の三斗也、六斗は百姓の作德米也、此五分〳〵、只今は總て五分〳〵を取扱事也、右取米六斗を高壹石五斗にて割と高厘四ッと成、是を元の五ッに割ば八分と成、此末に御料の五ッ取は六斗取也、私領の五ッ取は七斗五升と有、右の割合也、初學の仁は合點行間敷候哉と爰に論ず

一　中畑四八　　但反に永百貳拾八文取、口傳右同斷
　　但下田八ノ盛直也

一　下畑三六　　但反に永九拾六文取、口傳右同斷

但下々田六ノ盛直也

右此ごとく田畑の八升下りを一ッ下りといふ、高を結ぶは一ッ下りか五分下りか定可ㇾ極か、若又二ッ下りと極る地は有べし、田畑の地性同前成盛の法也、自然田畑の土拔群甲乙あらば、取箇も共通成べし、然ば下りも共通に有べし、大概は上田の土は上畑、中田の土は中畑、下田の土は下畑と成もの也、依ㇾ之中田を上畑に用るは、關東田畑六分違といふ法也、高を結ぶ事は地面免合次第に極るもの也、然共壹升下り貳升下りなどゝは不ㇾ可ㇾ有儀也、左樣に下り少に候得ば、盛の次第惡敷もの也、高盛極たる上は、免合取箇を以中下に壹升成共貳升成共、其年の作毛出來次第成べし、右田の取を先定る、壹反に四斗八升と極るならば、此四斗八升を四を以割ば斗代と成、中田下田とも心得同前也、是を高の五石替といふ法也、但一ッと云は八升也、然ば此四斗八升を厘付の八升を以割ば取六ッと成、此六ッを又五ッを以割ば斗代十二と成、此五ッは倍する算也、初にて割次に五ッにて割故、五八の四十と割也、依ㇾ之四を以割ば斗代と直に見ゆる、又云、厘付五ッといふは、四拾石也、就ㇾ夫四拾石にて割ば高百石と成也

一　貫積の法は、厘高の斗代を倍して貫高の盛を知べし、依ㇾ之石高の斗代は、取に貳割替、高に五石替といふなり、貫高は取米に四割替、是を貳石五斗替永の四割替と云

關東地方高と厘を知物成を知法之事

一　高と厘計知、物成を知る事前にか知る、然共爰に一通記す、田方高に五ッと云ば、則高に四を掛れば物成と知、畑方も米取ならば、右のごとく成べし、永取ならば、高に四ッを掛、夫を一五といふ法を割ば取永と成、たとへ幾ッ成共、何れも心得同前也

此一五と云法計にては難レ知、此一五は六分違の六ッ、中田の取米四斗にて割、法を出したるもの也と見へたり、尚又心付候はゞ此所に記すべし、委難レ分也

一　貫積の地方物成を知るも、右心得同じ事也、惣じて積りたると心得べし、物成も共通也、然ば厘付いか程合をも夫を二ッに割一ッは田一ッは畑として、物成を考べし、貫高の畑方物成に二ッ懸、其上を一五といふ法を以割ば知る、右高畑方物成は四を掛、其上を一五と云法にて割と可ニ心得一也

上方田畑五分違、三分一銀斗代の法之事

一　上田盛十五　高五ッ取　反七斗五升取

一　中田　十三　同　反六斗五升取

一　下田　十二　同　反六斗取

一　上畑　七五　同　反三斗七升五合取

一　中畑　六五　同　反三斗二升五合取

一　下畑　五々　　同　　反二斗七升五合取

右是田畑五分違、三分一銀納と云高を結ぶ法也、依レ之上田を直に上畑に用ひ、中田則中畑に用、下田を下畑に夫々直用る也、勿論地面甲乙成る格別成べし、前に記置たる石斗付三分一銀は、家中知行迄渡厘付也、高を結ぶ法右の如く也、又三分一銀の相場直段は末に記置たり、但右反取の米を倍し盛也

斗代勘辨幷檢見所務勘辨之事

一　國々所々何れの地成とも田一反に米の生ずる限りを量り、其田の入日量の手間を考事、高の專要也、國々所々田畑耕手間は似たる樣成といへども、糞は國所に寄大分甲乙有といへり、たとへ關東などの地に大略田一反に金一分程の肥し入る田は上に成べし、大概は一分程の糞入りと見へたり、手間も耕初より秋の末に米に拵迄、大方は三十四五人程も可レ掛也、上方西國九州などは、大體手間は似たる樣なれども、糞は一反に銀三十匁四十匁餘程も入かと云り、如レ此肥し入る田は、籾も夫程に穀有といへり、然ば國々所々高を法、或は檢見等勘辨所々にて違ふ事也、能々可レ愼事也、先關東を以考る、たとへば

上田一反に籾三石　　但一坪一升有

此米一石五斗　　但五合摺

米一斗八升七合五勺　肥し代

此金二朱　　兩に一石五斗代

米五六升　　種籾代

如レ此成入目を考ひ引殘て三分晃か四分晃か、又五分かなり、但國々所々にて樣體に寄べし、又手間を考、手間の扶持代半分成とも、又は三分一成共、其地の體により引殘晃合極る事有り

予曰、一樣記に云ふごとく、一反に人夫三拾四五人と大積りにては明中なし

古法

一　田壹反に人夫三拾人積り

此夫食籾七合五勺、　但壹人貳合五勺也

籾にて貳合五勺にては不足に見へ候得共、畑物は百姓常々夫食成故是を見込、其上かてを入用る故也

一　種籾関東壹斗上方六升積り也

一　籾四斗貳升五合肥し代農具代　積り也

此米貳斗壹升貳合五勺

是は肥し代壹反に永貳百五拾文より貳百文迄、壹石五斗代〆銀拾匁餘に當る、然共壹兩より貳朱迄

と有レ之候ては、勘定を以て御取箇の差略は難レ成事也、右の大積りにして籾六斗壹坪に貳合に當る、此米三斗也、近來壹石五斗の內にて引殘り壹石貳斗也、五分〳〵にして六斗也、此心にて所々に出し置たる勘辨可レ被レ致事也

上方關東五分違六分違直段之事

一 關東田畑六分違、貳石五斗替　但壹石五斗替

一 奥州會津白川長沼三石貳斗替　但壹石九斗貳升替

一 同國仙臺五石替、三石替る

一 同福島七石替、四石貳斗に替る

一 出羽國六石替、半金納田畑投免米取

一 上方田畑五分違三分銀納、石四拾八匁兩に壹石貳斗五升に替る

一 石州壹石八匁替也、拾匁替にて納る

是は出羽の六石替に同じ

右何れも關東上方同事、毛頭之違なし

又曰、甲州に小切大切と云定法直段有、縱ば

一 取米九拾石

內三拾石は　小切

此永何拾貫文　但定金納直段金兩に四石壹斗四升也

是は取米三分一小切と名付、定直段を以納る

殘六拾石

內貳拾石　大切と名付

此永何程　但淺草冬御張紙直段、貳兩增金納

是は取米の內小切を引、殘を又三分一取、大切と名付

關東田畑六分違、斗代永四割替之法之事

一　上田貳町八反壹畝七步半

分米貳拾八石壹斗貳升五合　十

永高五貫六百貳拾五文　、

此取拾四石六升貳合五勺　但高五ツ取

此米拾壹石貳斗五升　反四斗取

術五貫六百貳拾五文に、古法永壹貫文五石替を乘じて貳拾八石壹斗貳升五合と成、石盛十を乘じて貳町八反壹畝貳步半と成、此貳步半に一畝の法三乘じて七步半と成、是に五ツ取を乘じて拾石六升貳合五勺と取に成、是に八を乘じて拾壹石貳斗五升と成

永高貳貫三百六拾貳文五分

分米拾壹石八斗壹升貳合五勺　八

一　中田壹町四反七畝廿歩

此取五石九斗六合貳勺九才　但高五ッ取

此米四石七斗貳升五合　反に三斗貳升取

永高四貫五百拾八文五分

分米貳拾貳石五斗六升貳合五勺　六

一　下田三町七反六畝壹分

此取拾壹石貳斗八升六合貳勺五才　但高五ッ取

此米九石貳升五合　反貳斗四升取

永高壹貫八百七拾五文

分米九石三斗七升五合　四八

一　上畑壹町九反五畝九分

此取四石六斗八升七合五勺　但高五ッ取

此永貳貫五百文　反百貳拾八文取

術に永高に五を乗じて得二分米一、分米を石盛を以除ば得二反別一、反別二四を乗じて得レ取、此取に定

法八を乗じて一五を以て除貳貫五百文出る、又曰、反取百貳拾八文は、中田壹反の取三斗貳升を貳石五斗代にて除ば反取と成、下田反取貳斗四升を貳石五斗替にして中畑之反取に成

永高貳貫六百貳拾五文
分米拾參石壹斗貳升五合　三六

一　中畑三町六反四畝拾八歩

此取六石五斗六升貳合五勺　　但高五ッ取

此取永三貫五百文　　反九拾六文取

永高三貫文
分米拾五石　二四

一　下畑六町貳反五畝歩

此取七石五斗　　但高五ッ取

此永四貫文　　反六拾四文取

貫高合貳拾貫文　　内田方拾貳貫五百文 畑方七貫五百文　　平均拾丁百石の法

此取五拾石　　但貳石五斗代

米貳拾五石　　貳石五斗替

右高合百石　内田方六拾貳石五斗　畑方三拾七石五斗　平均拾丁　百石の法

内

米貳拾五石　但高五ツ

永拾貫文　貳石五斗替

永高六貫八拾七文八分

分米三拾石九斗三升九合　十一

一　上田貳町八反壹畝八歩

此取拾五石四斗六升九合五勺　高五ツ取

此米拾貳石三斗七升五合　反四斗四升取

永高貳貫三百六拾八文

分米拾壹石八斗四升　九

一　中田壹町三反壹畝拾七歩

此取五石九斗四升　高五ツ取

此米四石七斗三升六合

永高三貫九百四拾四文五分

分米拾九石七斗貳升貳合五勺　七

一　下田貳町八反壹畝廿貳歩半

此取九石八斗六升壹合貳勺五才　高五ツ取
此米七石八斗八升九合　反貳斗八升取
永高三貫四拾六文四分
分米拾五石貳斗三升貳合　五四
一　上畑貳町八反貳畝貳歩
此取七石六斗壹升六合　高五ツ取
此取永四貫六拾八文　反百四拾四文取
永高壹貫九百五拾八文
分米九石七斗九升貳勺　四二
一　中畑貳町三反三畝三分
此取四石八斗九升五合　高五ツ取
此永貳貫六百拾文七分　反百拾貳文取
永高貳貫四百九拾五文七分
分米拾貳石四斗七升貳合
一　下畑四町壹反五畝廿五歩
此取六石貳斗三升七合五勺　高五ツ取

此永三貫三百貳拾六文七分　　反八拾文取

貫高合貳拾貫文　　内田方拾貳貫五百文　畑方七貫五百文　平均拾丁百石之法

此取五拾石　　但貳石五斗替

内

米貳拾五石

永拾貫文　　但貳石五斗代

右高合百石　　内田方六拾貳石五斗　畑方三拾七石五斗　平均拾丁百石之法

此取五拾石　　但貳石五斗代

米貳拾五石

永拾貫文　　但貳石五斗代

術は何も右同斷考べし

永高三貫貳百六拾貳文五分　分米拾六石三斗壹升貳合　十二

一　上田壹町三反五畝廿八分

此取八石壹斗五升六合　　高五ツ取

此米六石五斗貳升五合　　反四斗八升取

永高四貫七百三拾七文五分
分米貳拾三石六斗八升七合　十

一　中田貳町三反六畝廿六分
此取拾壹石八斗四升三合五勺　高五ツ取
此米九石四斗七升五合　反四斗取

永高四貫五百文
分米貳拾石五斗壹合

一　下田貳町八反壹畝八分
此取拾壹石貳斗五升五勺　高五ツ取
此米九石　反三斗貳升取

永高貳貫百七拾五文
分米拾石八斗七升六合　六

一　上畑壹町八反壹畝八分
此取五石四斗三升七合五勺　高五ツ取
此永貳貫九百文　反百六十文取

永高貳貫四百三拾七文五分

分米拾貳石壹斗八升七合　四八

一　中畑貳町五反三畝廿七分

　此取六石九升三合五勺　高五ッ取

　此永三貫貳百五拾文　反百貳拾八文取

永高貳貫八百八拾七文五分

分米拾四石四斗三升七合　三六

一　下畑四町壹反壹分

　此取七石貳斗壹升八合貳勺　高五ッ取

　此永三貫八百五拾文　反九拾六文取

予曰、中畑は下田の位より出し事にて、反取も算合尤なれども、下畑は下々田より出る法なれば下田石盛六より出し三六成べし

貫高合貳拾貫文　内田方拾貳貫五百文 畑方七貫五百文　平均拾丁 百石之法

此取五拾石　但貳石五斗替

内

　米貳拾五石

永拾貫文　貳石五斗代

右高合百石　　　内田方六拾貳石五斗　畑方三拾七石五斗　右同斷

此取五拾石

内

米貳拾五石

永拾貫文

右是は關東田畑六分違、貳石五斗替高反別取付也、是を貳拾貫百石共、拾町百石共云、此法を勘辨すれば、上方關東にかぎらず、國々所々分明たるべし、依レ之上方筋委細に記に不レ及國々所々同様成故譯を記置也、貳拾貫百石と云は、何れも此法を用心得同前也

一　關東高百石の物成貳石五斗として

此永貳拾六貫六百六拾六文六分六厘六毛餘

術曰、高百石に五ッ取を乘じて取米五拾石也、是に定法八を乘じて取米四拾石と成、是を貳石五斗替に六分違の六を掛一五と成、此一五を以除ば代永貳拾六貫六百六十六文六分六厘六毛餘と成

一　上方右の積にして、三分一銀納永に替、但石四拾八匁とみへたり

此永貳拾六貫六百六拾六文六分六厘六毛餘

術は百石に米三拾三石三斗三升三合三勺三三と置、壹石四拾八匁替の法にて八を乘じて求レ永也

一　奥州會津長沼三石貳斗替　拾六貫百石

術は三石貳斗替の法五拾三石貳斗と置、一石九斗二升を以割此永右同斷

一 拾貫百石 同仙臺五石にして術に五石替の法は拾石と置、三石を以除出るなり、此永右同斷

一 七貫百石 同福島七石替　術に七石替の法百拾貳石と置、四拾貳石を以除出る也、此永右同斷

一 八貫百石 出羽米澤田畑米取投免六石替金納

此永右同斷　此外四一高と云事有

術に六石替の法九拾六石と置、是は六石に十六を掛也、三拾六石を以除、是は六分違の六を掛る

一 關東下野宇都宮領三　替

此永右同斷

術に三石替の法四十八石と置、一石八斗を以除出る也

右之通的中は相見候得共何より右石數出候哉、私に不レ存所也、右國々所々に如レ斯成法有といへども、上方關東に對して毛頭の相違なし、依レ之一樣也

一 上方三分一銀の法百石の內三分也、三十三石三斗三升三合三勺三才餘と置、八を以除レ之、但四十八匁替之法

此三分一銀納と云は、上方中國九州邊共有レ之事に城下なれば其町々問屋町役人奥印を以書付差出、右書面を以伺御證文取レ之國々にて相場違也

一　會津白川長沼は三石二斗替の法、五十一石二斗と置、一石九斗二升を以割

一　仙臺は五石替の法、八十石と置三石を以割也

一　福島は七石替の法、百十二石と置、四十二石を以割也

一　出羽米澤田畑合半金納六石替の法、九十六石と置、三十六石を以割也

是は石州畑方銀納一石に付八匁と同じ、八匁に二匁の延掛り、十匁にて納故、六石六十匁に當る、金一兩六石と的當なり

一　關東下野宇都宮領三石替の法、四十八匁と置、一石八斗を以割也

一　甲州大切小切直段の事卷末に記レ之、但小切の直段金一兩に、四石一斗四升定直段也

地方問答

一　或人の曰、關東は二石五斗替といふ直段を地方へ用る、是は上代米下直成節の直段を例として、近代迄用るといへり、實は左樣成か

答曰、聊左樣成譯にあらず、夫は地方不案內成考也、惣て地方は聖人の法といふ、關東地方二石五斗替用る法といへども、古來時の相場直段に見えず、是聖民か賢世の法成べし、地方に不レ限、萬物の法上古末代迄一天下に用るは、聖民賢世の法成べしと見へたり、然ば直段下直抔迚、過不及の法は可レ有と見へたり、就レ中五穀の類などは下直と云法不レ可レ有、武家民共に及二迷惑一也、尙以高直と云は

不レ可レ有、只賣路の法成べし、是を法とは不レ心得、上代米下直成相場を末代迄用るといふは、地方不案内成故と見へたり、子細二石五斗替といふは、一石五斗可レ成法也

一　問曰、上方關東は地面格別也、大方甲乙三割も有べし、然るに五畿内にても斗代十五十六不レ當といふ、又關東も斗代十五十六などと見へたり、然るに同じ斗代如何不當有レ之候哉

答上方關東斗代十五十六同樣に見ゆるといへども、上方は地面上たる故に、畑方に三分一銀納といふ法有り、關東地面不勝故、二石五斗代といふ法有、たとへば上方十五十六の斗代物成五にして、三分一銀納法を以結ぶに、田方は五ッ成米五十石結也、畑方は五ッ成米二十石結ぶ也、是を田畑五分違といふ也、關東も心得同前也、關東も斗代十五十六と結ぶ、田畑共に上方同前の物成五にして、二石五斗代の法を以結ぶ也、田方五ッにヶ四十石、畑方五ッ成三十石と結ぶ也、是を田畑六分違といふ也、依レ之上方は四十八匁といふ直段、三分一銀の法と見へたり、關東に兩十五石替、然ば上方上地關東は下地成といへども、高を結ぶ法過不及とは見えず、國々所々色々成古法有といへ共、勘辨を以考時は、分明成べし

一　又問、上方地方田畑五分違といふは、三分一銀納の法を以考時は分明也、關東田畑六分違といふ事は、二石五斗替といふ法を以分明にあれども、審に辨がたしと見へたり

答曰、斗代一といふに心を付、一は十の圖也、此法を以委分明にみへたり、先上方關東共に本文の

如く、田方十二十八とあらば、上中下合三十の位也、平均十の位也、十八一石といへり、上方は田畑五分違成故に、上田十二の斗代ならば、此十二を半にして六ツ也、則是を上畑の斗代とは、中畑下畑の夫々の位にても半々として用レ之、扨て關東地方は本文に有レ之ごとく、十五十六を不過といふ、然ば畑方斗代も上方の如く可レ用儀と見るといへども、關東は二石五斗代といふ法也、是田畑六分違と見へたり、依レ之上方同前に十二十八、右田方斗代十二十八合三十也、是を上中下の三ツに割ば十の位に見ゆる、此十の位は中田の斗代也、然ば關東は中田を上畑に用る法と見へたり、依レ之取箇も六分に當る故六分違といふ、上方關東斗代の位たとへ同樣たりといへ共、上方は三分一銀納といふ法にて、上田を上畑に用る、中田を中畑に用、下田も下々田も共通に直に用る法也、就レ夫免合も直に米に當る也、其上直段の法まで石四十八匁と見へたり、兩に一石二斗五升替に當る、關東二石五斗替といふ法有ゆへ、中田を上畑に用、下田を中畑に用、下田下々田を下畑に用、依レ之厘附上方同前成といへども米少し、直段の法も兩に一石五斗替と見へたり、如レ斯成故に、上方は田畑五分違、關東は六分違といふ也、然ば關東上方共に一と見へたり、一は則十の起り也

予考に、上方は一石二斗五升替也、銀四十八匁を法にして、一兩に銀六十匁を割ば、一石二斗五升と成也

一　問云、年貢請當の法、御料私領たり共替事不レ可レ有、所々國々私領は高免と見へたり、如レ斯の事

も御料私領共に、甲乙程極有レ之事哉

答曰、地方高を倍法御料私領共に同事なれば、年貢諸當免合も替り不レ可レ有と見へたり、然ば諸當無レ之地の免合は、大概一樣は甲乙あるべしと見へたり、古來よりの反故にも年貢諸當の法といふこと多しといへり、國々所々に桑楮餘り其外樹木の類などは年貢の內成べしか、又は井堀堰川除普請等抔は諸當とはいふべからず哉、先御料の諸當大豆の代米の辨、荏代永の增、細餅の代米の增行、春麥小麥御餉道具、六尺給、御鷹の餌、大御傳馬宿入用、如レ此成は諸當と見へたり、此等の類私領方に候得ば、大方不レ掛とみへたり、然ば此諸當物成一損半損とは見へたり、依レ之私領の高免一損は大體成べし、たとへ斗代盛田方十五十三十一と有地如レ斯有ても、但關東の積り也、上方は法前にて知る

一　十五盛地　御料高に五ツ取　反に六斗取　　私領高に五ツ取　反に七斗貳升取　　一損違中樣

盛平均見樣にて、御料私領相分ル

一　十三右同斷　御料高五ツ取　反五斗貳升　　私領高五ツ取　反六斗貳升四合　　一損違中樣

一　十一右同斷　御料高五ツ取　反四斗四升　　私領高五ツ取　反五斗貳升八合　　一損違中樣

如レ斯中樣として、是に上出來の節は一損增、下出來時は一損下ゲ可レ然哉、雖レ然世の中大旱、水損、風損、旁格別成損毛は不沙汰事也

又畑方は田方次第成べし、然といへども地性次第に斗代盛ものなれば、斗代の勘辨専要也

一　問曰、或人いへるは、上總國埴生郡にて慶長年中の損地水帳に、上田一反歩長三、中田一反歩長三、又下田三反二畝歩長四、上田二反歩は長拆と有、又入歩にも肩書に外二十歩入長一、又二十九歩入長二、又十五歩入長などと如レ斯記置たり、如何様成譯に候哉

答曰、惣て撿地は大歩に打もの也、然共大歩は不功者にては難レ勤もの也、田にても畑にても、圖主の田畑一倍にたとへ五三枚有レ之共、一繩に可レ打也、是は末代に地詰有レ之時に分明に可レ知ため也、田畑何枚一繩としるせんが爲、長數を書たると也、田一通を一長といふ也、又同長拆と記置たるは田一枚成とも分けたる事、右同長と記したる也、又入歩も外に少など有レ之を、一ヶ所入記たるは長一、又二ヶ所かきたは長二などゝ記たる也、又外何歩入として同長などゝ記たるは、打悪き田畑を切て打、其切を入歩として詰たるを、外何歩入同長と記たる也、如レ此水帳は功者の繩成べし、子細は大歩撿地と見へたり、近代も其如く勤度もの也、然共近代は撿地功者の方無レ之哉、何れの水帳も小歩也

此長と云は、一枚二枚といふ事也、百姓は一長二長と唱る

右石盛の儀世を雖レ執行、其根元難レ知に付、委其根元記地理元法と成者也、猶可レ有二勘辨一もの也

元祿己巳年孟冬日

一　南東を面にして北西に山を受たるは、上村と可ㇾ知也
一　西北を面にして南東に山を受たるを下村と知るべし
一　前に海川を受、後に山林を受平地などは、上村也
一　四方山にして海川を離たるは、下村也
一　土は白く砂交りたるも出土也
一　黑色に砂交りたるも上土也
一　黑に砂交りも上土也
右は畑に有ㇾ之事也、田には希也
一　赤野土も下土也　但大根の類は宜し、其外は惡敷也
一　黑野土も下土也　但荏胡麻種之類宜し
惣じて土は手の內へぬり洗落、手に不ㇾ付は宜、付は惡し
一　田は土白目かゝり、赤目かゝり宜地也
一　青土ねばり有り、小砂交り用水掛有ㇾ之は、上地也
一　黑ケねばりなきは下地也、黑ケともねばりあらば、大概也

廣狹見樣之事

一　平地ならば検見小前帳を以持主切に人足を爲レ立大数を見、廣狭あらば、内見に僞有レ之、正路ならば廣狭なし、但谷を田高段あらば廣く見べし、狭しと見れば至極狭し、左様の時は縄入事もあり、右吟味する事は、小前帳を以何十何番へ案内可レ致旨申渡、是非案内爲レ致、右の通相改歩刈極る也、大方は遠方の由申レ之、案内致兼候もの也

右爲二官代職之大意一也、可レ秘レ之

一様記并地理元法記説之事

入部の節村見分の事

一　先其所の地形の高下に心も付べし、惣て川上と川下にて高下知るべし

一　東下り西高の地は、早稲物満作成べし、南下り北高の地は、諸作共常に満作と知べし、南高北下りの地は、下作成と知べし、諸作共に常に下作成べし

一　商人多勢を取村は、少々高免成共不二衰微一物也、上田上地之所成共、又は常に満作の地成共、作徳計の村は其心得可レ有レ之

一　田畑屋敷賣買の直段を以、様々の免合高下を知べき也

一　百姓貧成村には、醫師出家浪人の類少し、富貴の村々は諸勧進多し

一　春の祭を見て其年の作毛可レ考、秋の祭を見て其年の作毛を知るべし

一百姓の風俗、屋作、寺社修復、諸勸進奉加、年忌、月忌の執行、佛神の開帳などに心を付べし

土地の善惡を知る事

一土地の善惡、たとへば沼田の地成共、其淤沼干て重きを上とす、輕きを下と知、小石交りも同じ

一眞土に小石交り上地也、然共其中に上中下品々有レ之、土にねばり有レ之、日につよき土は上々、此土は草木色よく、五穀生じて味よし、小石交りでもねばりなく、日に强きは中也、萬の苗植もの等迄中也、又小石と眞土と思ひ合ぬやせ地は、土色はつき、早く日にまける故に、苗植物等迄下也、眞土に石交り能肥しきくもの也

一白眞土は上地也、其内に又品々あり、日强く土色能は上地也、竹木も尤能木の枝少し、五穀生じて斛多し、味能ねばりなく日によわきは下地也

一黑色土いろ／＼有、麝香色を上地といふ、一切之草木快、五穀色白く味吉、竹木力能まく平か也

一永法說集云、金壹兩を壹貫文と云事、中古算數の上にて立たる定法也、假令金壹兩に銀六拾匁替と云時、此六十匁を六十匁にて割ば一と成、是壹兩を壹貫文と名付たる根元也、如レ此法を立たる所以は、上方西國筋は都て銀子の員數成を以、萬事の勘定何千何百何拾何匁何分也、勘定知れ候へ共、關東は金子員數を以何百何十何兩何歩と、或銀何匁或は錢何程と三色に分り候故、勘定やかましく、品々にても手間を取り、且銀錢は其時々に隨ひて、兩替の相場甲乙有て一樣ならざる故、差支候故を以此法を

立る、金何十何両、永何十何文と致し置、此借永に相場を掛、其時の銀銭何程といへる事知安からん為也

按るに、前條の通永は永楽銭より起し名也、然るに中興算数の上にて立たる法にて六十匁の銀を相場の六十匁にて割ればーと成、是一両を一貫文と名付たる根元成といふは、無稽の説ならん、凡其物ありて其数あり、其物なき時は数を可ㇾ立謂なし、金銀有てこそ其相場も可ㇾ有事也、古の民間には金銀の通用なくして、専ら銭計也、金銀有といへども、砂金又は竿金板金にてたがねを以て切遣ふ、又甲州に碁石金といふて其形丸き金、信玄公の時代始て甲州には通用すといへども、他国へ出る事なし、今の極印を打し一歩小判は、慶長の頃より始りて段々民間にはびこり、其中にも専ら関東は金と銭、西国は銀と銭を通用す、其始関東にて金一両は永一貫文ニ等しき故に、其引付を請て、且金共銭共いはず永といへば形ちなく噂に成て、何文何分何厘迄も通るを以、永楽も鐚も同様に成たれ共、永一貫文は金一両の異名に變じて用る事也

予按るに、本文に云銀六十匁替を以六十匁の銀を割ば、一両を一貫文と成、是割根元也と有、按書にいふごとく、片寄過たる説成べし、故に鐚四貫文を永一貫文にて割候にも金一両也、銀と片寄たる事には有まじ、永禄の頃永銭渡し時、寛永年中新鐚鋳候て、永一貫文に鐚四貫文、一文に鐚四文宛取代通用致候由定説也、依ㇾ之鐚四貫文を本鐚と云也、是又時の相場を以永取立通用する、本鐚四貫文當時の相場、金一両に四貫五百文、是を四貫文に割ば、一貫文に付一貫百二十五文也、是を法にして

何十貫成とも本錢に掛取立る也、然ば永樂錢は各目計にて、錢と同様の通用となる也

一　村高之事

村高は往古は戸數といふて、家數を以て何百何十戸と唱ふ、貫高に成りて何百何十貫と唱ふ、關東永高にても何百何十貫と唱ふ、後世にては貫高永高相紛る事多し、石高に成りて何百何十石と唱ふ、即年貢の糺辻なれ共、今米取に成し故、高と取箇とわかりし事也、世上にて此村高を往古より有來事と思ふは、誤也と知るべし

予按るに、家數を以高と唱ふ事は、五十戸を一里と云し事成べし、家には大家小家も可レ有レ之事也、然ば高に可レ結様なし

又曰、石高に成れば、糺高なれども、今は米取故に、高と取箇と分りしと有、紛らは敷事は有間敷と、今村高米高也、悉くは次のケ條に記す

一　鈴錄曰、大名ノ身上ヲ幾十萬石ト云、平士ノ身上ヲ幾千石幾百石ト云ヿ古法ニアラズ、大形信長秀吉ノ時ヨリ起ルト知タリ、古ノ領地ノ書物ヲ見ルニ、何郡何鄉何村ノ幾十町幾百町ナドヽアリテ、石高ハナシ、武士ノ知行ヲ幾十貫幾百貫ト云モ、當時モ百姓ノ詞ニノコリテアリ、田一坪ニ苗一把植ルコトニテ、百坪ニ百把種、是ヲ百目ト云、千坪ニ千把ウヱ、是ヲ一貫目ト云、此積ニテ大抵十貫ハ百石、百貫ハ千石ニトモ、上中下ニヨリテ一定セズ、是古法也、扨俸祿ヲ石高ニテ定タルコトハ、其

起リ浪人衆ヨリ出タリ、浪人衆ト云ハ、本領ヲ離レテ他國ニ仕ル者ヲ云、當時無祿人ヲ云類ニハアラズ、甲州ノ浪人衆名和無理之助ガ類是ナリ、古ハ本領安堵ノ士本意トスルナラハシ成故、其國ヲ切取手ニ入テ、後ニ本領安堵サスベキト云テ當分廩米ヲ與、是ヨリシテ士ノ祿ニ石高ヲ以テ定ルコト起リ、信玄秀吉ノ子孫ニ至リテハ、日本國中ノ士皆本領ヲ離テ家鄕ヘ散亂シタル故、一面ニ石高ニナリタルナリ、當時モ古キ家ニハ新參者ニハ廩米ヲ與、家ノ譜第ニナリテ知行取ヲ與ルコトノアルモ此遺風ナリ、又四ツ成三ツ五分物成ナド丶云コトハ、元來百石ト云ハ籾百石ナリ、米ニシテ四十石アルモアリ、三十五石アルニヨリ、四斗俵三斗五升俵ナド丶云コト出來セリ、古ハ皆籾納ナリ、武家ニ兵粮ヲ貯置ハ、皆籾納ニシテ貯置コト古法ナリ、故ニ東照宮ノ御筆ノ物ヲ御旗本ノ家ニ取持シタルニ、誰々籾幾俵〱ト書給ガ多ナリ

田園按書に、今の村は文祿慶長の頃より始りし事也、然るに世上の人多くは往古より有來る事と思ひるは誤り也、惣て其時代の移り替りたる事を辨へざれば、本をも末をも一ツに成て分明ならず、先往古は田地長三十間横十貳間を段として、三百六十歩一反にて、是を上中下の位有りて稲の束數を定、其田地の品も色々有て、年貢の高も定有り、村々高をば戸數とて、家數を用て何十戸何百戸なとゝ稱し、田地は何町何反と稱す、鎌倉將軍家の頃よりして古法も廢り、夫よりして京都將軍家時代には、軍役より、貫高起り、田地千坪を壹貫として、知行領知などに此貫を用、其頃より古の三百六十歩一反を三

百歩一反に變じ、其後東國にては年貢辻を、永樂錢を積りて永高起る、然共永高は田地の坪數には拘らず、根取帳といふものゝ如し、其時は最早古法も失て、地頭四分百姓六分、又は地頭三分百姓三分二、又は地頭三分二百姓三分一抔といふ收納の法行れし所に、文祿慶長の頃より檢地改りて、地面の上中下を以其年貢の石數を定、是を村高として百石は直に數百石の事也、今の世の人數遣ひといふ事なき故に、籾納といふ事を不審に思ひども、古は民間に金納通用なく、籾遣とて諸物の賣買にも、錢に籾を取交て遣事なり、此の故に年貢も籾納也、然るに慶長以前金銀の通用自由に成りて籾遣止し故、隨て籾納も米摺にて取により、籾摺のせんさくにより厘付起りて、畢竟村高は噂物の様に成たるなり

一　集義外書曰、今の俗粟の字は誤り、俗に畠に作る粟の字は粱也、粟の字は籾の事也、米になしてはそこね安し、蟲に成りて捨り多し、故に古は籾にて納、萬の賣買も籾にてせし成と云々

田園に按るに、籾遣ひにて籾納成を以、村高は籾なる事知るべし

一　又曰、兎角在々へは人の入込ほどあしく侍り、毛見といふ事大きにあしき事也、土免に窮めらる

田園按書に、土免は本高の事なれば、檢見取にせんより、やはり元來の定の通にせらるべしといふ調にて、是又村高は元來年貢高成事を知べし

一　或覺書に云、土免の事本高をいふ也、但西國にて右の通唱ふ也

一　日本分形圖云、日本貢穀二千二百五十二萬九千二百八十三石

田園按るに貢穀と替しは、年久敷以前の書故に尤也

予按るに、古法は籾納成故に、村高は籾高と知るべしと品々有之、土免といふは、一反三百歩一畝三十歩の事也、上田一反歩は三百坪也、此石盛一石五斗、是は籾三石有之を、米にして五合摺の積を以て、一石五斗也、(此一石五斗其田の土免也、試に俗語に土壹升實壹升と云事此意也、是は宜事いふ也)是を分米とゝ、又は十五の盛共、村高共成品也、前々條毎に村高は籾なりと有之誤りなり、村高は米也、則四公六民の法を以、五分替の取箇根取左に記す

一 上田一反歩（長三十間 横十二間）　石盛十五　（分米一石五斗 ト）

此歩數三百坪

此籾三石也

此米一石五斗　但壹坪籾壹升、是則村高也

内

一 籾壹升　一反の種籾也

一 籾七合五勺　一反に人足三拾人掛り、壹人に付籾二合五勺ヅヽ扶持米

是は不足に候得共、畑物半々に給候積り、其外は糠を入給候積りにして定法

一 同四斗二升五合　一反に肥代永二百文より貳百五十文迄大積り定候哉、譯不知候

〆　籾六斗

是は壹坪に付籾二合に當り候、依レ之古來は二合毛迄は、御取箇は不レ附事の謂は是也、是を分米壹石五斗の内にて三斗引レ之、殘壹石貳斗を五分〳〵に取箇附也、然るに當時は壹坪に籾壹升有レ之候得共、七斗五升の取付る、壹石五斗を五分〳〵に取付る故に、五分〳〵の取違成べし、坪にて籾貳合諸入用に引故に一坪八合成、一反歩にて籾貳石四斗也、米にして壹石貳斗也、五分取にして米六斗公納也、則四公六民共、又は五分〳〵ともいふ也、悉くは前書に云

一 分米壹石村高也
上畑壹反歩　　石盛十

此取五斗　　定法
高五ッ取

此永貳百文
但永壹貫文貳石五斗替

此永を物成結に結時は、壹石二斗五升替知行渡、或は鄕帳の表厘付などに用、地方にては壹石貳斗五升にて掛る替りに、八を用法にして割也

是は一と置十二半に割時は八分成故也

此米貳斗五升也　　高貳ッ五分取

是を永何程にても八にて割、永百貫は米百二十五石と位を見、是に四方の米を加ひ、村惣高にて割所高厘なり、鄕藏敷道代押堀川欠山崩などの引高を除き、殘高を用法にして取米を割々毛付高とい

ふ也

又曰、元に畑方御取箇定法は田方の出來不出來に隨ひ上ゲ下ゲ、御代官勘辨第一に候處、近年は畑方定納に成上ゲ下ゲなし、依レ之水損の村旱損の村など、彌增困窮の元成べし、委細は檢見一件に記、故略レ之

一　或覺書曰、信州水內郡權堂村、同御所村荒木村千駄村栗田村、右五ヶ村往古より稻四十束を一反に極、高何石此刈何十束と書出候を、右の四十束を以刈把を割反別と成、其反別を以高を割平均石盛に成、合毛差加へ右當合毛にて割也

此合毛は村方仕出一坪の合毛と、檢見改の合毛と加へる事成べし、しかし束改の事成べし

右五ヶ村

高五百八拾九石四斗七升三合

此刈壹萬九千六百四十九束壹分

此反別四拾九町壹反貳畝八步貳厘五　但、四十束一反と極、此束は何程と繩尺にて結候哉不レ知、

按書に云、此五ヶ村無反別にて檢見之節、合毛の勘定難レ成故、古來留也（マヽ）、引付有の束數を以反別を仕出し、石盛を割付勘定する也、村高はいつの頃不レ付候哉所の者も不レ知、稻の束數を用る事は古き事にて、往古上田壹反五十束、中田壹反に四十束、下田壹反に三拾束といふ定あり、時宜すべて往

古中田の場所にて、村々の束數計傳りて書出し來れるにゐ、先はつかみ高成べし、年久敷事にて其譯不レ知、つかみ高といふは、此所何程有べしと小前より積らすにて、一つかみに高を付るといふ意にて、つかみ高といふ、又色高といふ有、是は野手米山手米、其外漆楮の類に高を付て、本途高の內也、結入置をいふ

一　檢地は土地經界を改正その惣名にして、農政においては尤念を入べきなり、古田畑の麁檢に成は地低、地狹、落地、二重打、位違、或は川欠、山崩、切添、立出し等多百姓の小前狂ひ、又は名主百姓と出入有り、隱田の訴人有レ之類にての事也、然る時は間竿に心を付、土性を能辨ひ、間違位違のなき樣に專要成べし

一　地方答問書に、檢地入候を、繩入候共竿入候共申候、檢地とうは田畑上中下等段々の位付いたし高石盛付候儀にて候也

亦曰、檢地帳は田畑の竪横間を記、上中下の反別銘々地主の名を書付、畝字と銘々肩書に記申候、檢地帳は第一畝字付を大切に仕事にて、田畑地續の筆順の不レ違樣仕候て帳書付申候

檢地帳の田畑屋敷都合書の末に、外書に御朱印地に續候て、除地の無年貢地を記候、除地等は重き儀にて候、寺社境內幷免除田畑等證文有レ之、又は前々より檢地帳外書除地と記來候は、除地と記申候、其外の無年貢地は、何地にても見捨地と記置申候法にて候

按書に、見捨地の事、堂、宮、稲干場、土取場、墓所、死馬捨場等の程、竿外共見捨共云て、前方は間數も不ㇾ改、検地帳に記さるも多し、今は間數を改て検地帳に、外見捨長何間と横何間と廉限に記し置也

右之検地一件に委く記ゆへ評すに不ㇾ及

一　又曰、在々墓所死馬捨場所等入念の定法に候、一分持に不ㇾ爲ㇾ持候定法にて候

一　又曰、新田と申候得ば、田畑屋敷等の惣名にて候、畑に申候へば、田新田畑新田と差別有ㇾ之候

予曰、新田と云時は、村々申同意也、何新田なども云、又新田と有故に、たとへば外書田なども名目附候もあり、是心得違也、田畑共新田にて可ㇾ然候、先は同所新田、或は同所長新田なども可ㇾ記也

一　又曰、隠田等は検地入候所案内不ㇾ致候て残置候、田畑検地入候以後に所務致候後も、地主より不ㇾ訴出ㇾを隠田と申候て、罪に被ㇾ行候定法に候、但検地入候て所務候上一両年過候共、落地有ㇾ之分注進候得ば、落地等にて科に不ㇾ被ㇾ行事に候、新田新定切添等の場所は、三年四年不ㇾ申出ㇾ候共、隠田とは別段ニ押と申候、田畑の上中下の位も有来る通にて位も不ㇾ付直、地所の廣狹を改候て縄竿を入候て石盛も以前の通にて差置候、是を地坪共地結とも申候、名寄帳ゟ申は、百姓持地を一人限の持反別を、一所によせ候て記し申候

名寄帳と申は左之通

字何 上田何反何畝歩　何左衛門　字 中田何畝歩　同人
字 下田何反歩　同人　字 中田何畝歩　同人
字 上畑何反何畝歩　同人　中畑何畝歩　同人
下畑何畝歩　同人　上畑何畝歩　同人

小以何反何畝歩

分米何拾何石何斗何升

右之通一人前に寄候て認候を名寄帳と唱申候、是は年貢勘定取立ものに入候故、如ㇾ是仕立割ニ付之

百姓譜代の者を百姓に仕付置を家抱と申候、門を庭子共申候

是は人別帳にも五人組帳にも用候事にて、持高反別等に拘候事にては無ㇾ之候

一　勸農固本錄曰、家抱分附百姓と云は、親の代高或は四五十目有ㇾ之を、子孫或は家來に分け讓り、其以後檢地入候節、水帳に惣領式の名を肩書に仕何右衛門誰と記、是を分付と云、家來に讓りたるを家抱と云、勿論年貢諸役も總領式の方へ相渡し、分附の名のもの手前分と一緒に年貢諸役相勤申候

按書に云、百姓の詞に名田と云は、檢地名請の地所を云、又免田といふ有、檢地見捨の類也、宮免

御供免などより付候名也

又曰、居検地と云は、古検にて地味能廣地散地押致候はゞ打出し可レ有場所にて、前々より割増高請来る、無地増高と云也

一 或書に云、御料の検地にも菅高、眞菰高、くだ高抔と云有、是を野高と名付、取は五ッ定免也、漆桑楮或は三尺一本に付米壹升と極、取永壹束に定免貳文取りに極るも有、此品々引合見候ても、皆五ッ取之定法也、國により漆畑桑畑楮畑検地致し候所もあり

按書に、取は五ッ定免と云事、年貢を米にて取と見る故定五ッに當る、籾納に見る時は、直に年貢の高也、美濃國慶長年中之検地帳に、桑高楮高有、いづれも拾把を壹束として、桑は壹束を分米壹升五合より二升、三升、三升六合、楮は一束を三升、三升六合、五升迄有て一定ならず、其村桑楮のよしあしを以付候ことにや、楮高を紙木高と記せしもあり、壹束といふも一把といふも、長何尺廻り何尺といふ事知らず、尤定五ッ取共定四ッ取ともなし、又信州筋慶長年中の頃の検地に、野手米、山手米などの小物成に高を附て、本途高内へ結び置をすべて色高といふ、定五ッ取四ッ取もあり

一 或覺書に曰、不レ依二多少一検地とあれは、御代官所の内にても自分計にて不レ致、勘定所へ相伺候上、他の御代官立會の上にて検地する例也、少々の儀は手代計立會、地詰の儀は自分の手代計にても

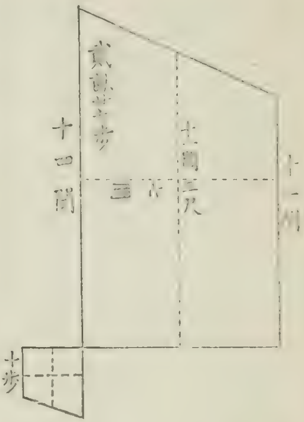
致候事

又曰、檢地の節、竪横共に間數に半を記候事無ㇾ之候、前々より兩半と申不ㇾ記事、（兩半は、長横共半を不ㇾ記、）兩半と申事何の障に候哉等致ニ了簡一候、是又入歩と申事水帳に記時心得違、內何分入と記候帳面有ㇾ之心得違候、古來より入歩と申事之間入何歩と記候法に候、若入何歩と申事合點無ㇾ之候はゞ無ニ是非一候間、外何歩入と記し可ㇾ然候

按書に、元祿年中飛驒國御檢地の節御條目には、半間迄にて尺寸打に不ㇾ可ㇾ及、雖ㇾ然田畑竪横の廣狹に隨ひ、或は平均間等にいたし候所は、尺迄は歩詰の勘定と有、享保年中新田檢地の御條目には、間數の端尺は六丁一尺二寸、一尺八寸、二尺四寸、三尺三寸、三尺六寸、四尺二寸、四尺八寸、五尺四寸、右の寸尺不足の分は捨て、算用の歩詰迄、歩は十二歩は三歩に足し、是より上の端歩準ㇾ之、致ニ捨加一畝歩入歩の樣可ㇾ仕事、附總竿數を入候分は改ㇾ之寸尺を用ひ、平均の寸尺は右の通之寸尺を可ㇾ用と有、いづれも兩半不ㇾ記と申儀は見へず、然共古きいひならはし成べし、扨入歩といふ事、如何樣の所を入歩といふと記せざる故に、初心之もの合點不ㇾ行、是又元祿年中の御條目、總て田畑廻り堀田有ㇾ之は、遂ニ吟味一本歩內へ入歩致し、水帳に可ㇾ記事と有、然ば堀田の所々歩數を畝歩の內へ積り入て、其譯を地株の脇書に記す事也、其外にも入歩に可ㇾ成有べし、又込歩といふ事有、是は地面惡敷所にて、改の歩數を減じて記す、捨歩共いふ也、又木蔭引畦引有り、蔭引は新田御條目に東南に高

岸を請候場所、并往還道筋並木有之場所、田畑蔭引可為見計と有、畦引の御定は畦際一尺ヅヽ可除、但類地もある際一尺ヅヽの積たるべし、高畝等見計可引と有、能會せざれば、畦引一尺ヅヽの様に心得違ふ事有、畦引一尺五寸ヅヽの積りたるべしにて可考

予按るに、本文の按書に、一理は有るに似たれども、入歩と



いふは、縦ば一反は本畑也、曲る所に五歩有之を入歩に積何畑一反五歩、是にて長横極る也

上畑貳畝廿七歩 外に十歩	長十間五尺四寸 入歩横八間
上畑三畝七歩 内十歩入歩	長十三間五尺一寸 横八間
上畑三畝七歩 △十歩入歩	長三間五尺一寸 横八間

右三段何れも同様成品之外に記時は、十歩間數不知噂物に成也、然ども△の印可然哉、委く三巻目に有り

一 或覺書に云、穢多屋敷、牢屋敷、藏屋敷は前々より高外に候共、高に入候筈之事に候間、其外に

て反別不分明に候はゞ、此度相改高に可ㇾ入、右品々前々水帳に除置候分共高に可ㇾ入、三品之分割付にて年貢は引可ㇾ申事

亦曰、村々相改候得共、名主給、堰守渡守の類、新田開發人高除致二所持一候者有ㇾ之候得共、前々水帳に記有ㇾ之、又は年久敷除來候に迷ひ、其儘差置候類多有ㇾ之、當時はヶ樣の除候は不ㇾ殘御取上被ㇾ成候、無二用捨一可ㇾ相二改之一

一　或書曰、水帳といふもの村々に有、御圖帳と書べし、氏部者に大圖帳といふ事有り

按書云、檢地帳を水帳といふ事、或說に云、土地を水土と云を以水名之下略也と、又或說に曰は、水を以第一とする故也、今檢地は其位反別をわかち、經界を記すものなれば水土の下略といふも事不足の說也、田は水を第一とするといふも、檢地は田計にはあらず、いづれも附會之說也、御圖と水と和訓同き故、いつとなく書違たるべし、東鑑には、田文と書、或覺書に、江州にて水帳の事を畦走りと唱候有、未如何樣之意義成事しらず

一　或覺書云、檢地野帳折目を向へするは、風の爲也

按書に、往古よりの習と見へたり

一　石盛は檢地の內一ヶ條にて、地面之位を定、年貢の石數を極付事也、斗代分米石盛共に同體異名知べし

一　地方算法前集曰、石盛といふは、一間四方の稲を刈て、籾一升有は米にして五合有、一畝にては一斗五升也、一反壹石五斗、一町拾五石の有成を、十五の盛と定たる也、一町より百千萬と次第するゆへ、壹町に付拾五石といふ事にて、十五の盛といふ、米も石より百千と算する故に、石を差て一といふ也、盛を上田にて立るも、中田にて立るも有、時宜に寄何方にても、次第位毎に二ッ違の定也

按書に、是廻り違き説也、壹町拾五石の有來を、十五の盛と定といはど、一反には一ッ五分とる、一ッ半とるといふべきものなれば先算用不レ合、其上壹町に付拾五石の割也といへば、斷書を記置ねば不レ聞候、元來何の入組たる事もなく、壹斗を壹ッとするゆへ、壹石を十ヲとしたるもの也

又石盛といふは、地面に石數を盛付置といふ義也、斗代とは、地面何斗に當る所といふ也、扨石盛極樣上中下の位を極る事も、出來を本とし、土性を疎略す、石盛の極樣は土性第一の義にて、出來形は第二義たるべし

亦曰、分米と云は高といふ事也、上中下田畑の夫々の分の高といふ心にて、分米と認る也

按書、古の年貢は籾納といふ事を辨へず、米にてと思ふ故に、田分の米畑分の米と見たるもの也、分米とは米に分てといふ事也、元來村高は年貢の籾辻成を以、米に分るは何石何斗有といふ義也

予曰、本文田畑夫々の高といふ心にて、分米と心得しも、村高を籾と見て米に分し、何石何斗と心得しも難レ分、理の取樣紛し、上田一反歩十五の盛は壹石五斗也、壹反に壹坪の籾五合を以十五の盛

を付時は三石也、五合摺にして米壹石五斗也、是以十五盛を付る時は金米也、元方に米等は五合摺の積を以、米にして壹石五斗を草高と結ぶ事故に、米に分候ものゆへに、分米共高共唱ひ通用するなり

一　上田壹反歩　　此出來籾壹坪に壹升

此籾三石　　但壹反三百坪也

此分米壹石五斗　　則石盛也

内三斗

此籾六斗也

右米三斗は籾六斗也、是は七升五合は一反へ足積り三拾人、壹人に付籾にて貳合五勺、一反に種籾壹斗、又肥し農具代四斗貳升五合、都合籾六斗也、是を米三斗と見、壹石五斗の內にて引レ之、殘壹石貳斗也、是を五分〳〵にして、一反米六斗取也、分米高壹石五斗に割ば四ッ取に當る、是定式の勘定成と知べし

此取米六斗　　公納

外六斗は　　百姓作德也

右之田畑上中下共、右之心得等にて可ニ相分一義に付略レ之

一　地方答問書云、一反三百歩之高は石盛と唱る也、斗代と申も石盛の異名に候得共、百姓等一反の反取をも、斗代と唱違候て紛敷候故、斗代と唱候は不ﾚ宜事故、石盛と唱候なり、石盛と書、穀盛と書候儀は無ﾚ之事也

按書に云、百姓反取をも斗代と唱へ違ふとは、斗代反取大きに別物なれども、永盛といふも斗代と同意にして、元は反取の樣成ものなれば、關東筋にては昔の名殘り有て、唱ふ事有と見へたり

予曰、斗代と唱來候は石盛也、反取は取箇の事也

又曰、新田檢地入候て、高を付る事三年也、耕野過正敷竿入云々

按書云、三年之耕書は、三年は鍬下同意也

一　或覺書曰、土性の善惡、土色の名、樣々功者を申人有ﾚ之候得共、是も知らざるよりは知りたるがよし、然共日本六十餘州を不ﾚ殘不ﾚ見しては、知たるとは申がたく候、麥も越後抔は一反に付三斗四五升、四斗五升漸出來候地面有、奥州福島領など土地宜敷所なれども、至極大出來にて壹石五斗位也、關東の內には至て上出來の麥は、四石餘も有ﾚ之場所有、又紅花關東より東海道筋を見れば、田植候時分花を取仕廻候、福島抔は土用半過より花を摘申候、如ﾚ是作物にも遲速輕重有ﾚ之上は、五ヶ國か十ヶ國之事を知りて日本國中を知り、不ﾚ殘を見たる樣に申候ては、人の迷ひに成事也、土地の事上方筋は上田とあれば、其近所皆大方上地也、中下も同じ、關東筋とは田畑共、壹枚の內にも上又下々より

惡敷も有、肥しも所により樣々土地相應不相應有、國により麥田の場麥を不レ蒔、地を休めて田作をすれば、殊の外能出來て、取實又米性風味共よし、上方筋又東海道筋麥田に麥を不レ蒔ば、田作不出來也、稻刈取跡をうなひ、冬水を不レ絕掛け置、春夏用水の足りにする所多し、然共國により麥田を耕し、土を隨分白く成程に干立たれば、田作冷て青立に成り惡敷所あり、　然間餘り土地に功者を申は不レ入儀と存る也

按書に、土性の事を出來形を定規にして論ずる時は、本を捨て末を論ずる也、末に拘りては其實出來形、出來向、作り樣共に、上地といへども何國も同樣ならんとかたりて通ぜず、如レ是論じては、縱日本國中を不レ殘見たるとも、知り盡す事ならぬもの也、元の土性は同樣にても、其國の寒溫有、高低乾地有濕地有、同國の內にても、其方角によりて差別有事なれば、作物の出來形出來向、麥田の田作刈田跡之水干不干の善惡、其外の替り目皆其譯有べし、往古より國に上中下有、田地に上中下有、古來石盛の極樣國法も有、郡限に極たる所も有ものなれば、古の極も諸國不レ殘見盡して極めしものにも不レ可レ有、然ば眞土、野土、石色、土色、土の輕重淺深、小石交り、砂交り、ねばき、もろき、こわき、和らかなど、古來の言傳を平日心掛て見覺たる上に、出來形出來向作り樣にも、國により所によりて違ひめの有事を傳へ知り、詳に辨へたらんは、一向土性の事は知れざるものなりと、言葉置とは各別の違成べし

予曰、按書尤也、既に石州に三瓶山とて、富士山に似たる大山有、右山の麓に水麥とて、三瓶川の内に畑高を請麥を蒔、川水を堰上げ、畑へ掛て作る也、水を不レ掛ば不出來する、信州作州にも右の類有レ之由、又云、鍬深く入ねば不出來する國も有、其所に住居、其所の田畑相應の作物手入不レ仕ば相應無レ之事也、本文の通にて不行届也

一　根取之事、根取は直に村高の事にして、石高の始には此名目なし、籾納までにて米納に成て、籾高をば米高として、是を取箇の目當にせしより、根取の名目始り、今の根取とする物は、石盛にもよらず、其村柄の盛衰、土地の廣狹、浮所務の有無等を考也、合て年貢辻を極置を根取とす

予曰、古は石盛を村高として、根取は石高を種夫食、肥代を定法を以引レ之、殘りを五分〳〵にして根取と定、當時之檢見する也、今の根取は當ものなし、何を見當にする事中々不レ及二愚案一也

地理細論集巻之一　終

地理細論集 卷之二目次

地理細論集　巻之二

國郡境川、附洲飛地秣場等之事

一　山境野境秣場等時々出入に及べり、依レ之大筋之御定有りといへども、奸民多くは場所名目を引違て爭ふ故に、幾の事に年を經て、詰る所は百姓の困窮、多分是より起ると知るべし

予曰、國郡の境奉行御代官の職にて小役人業にあらず、村境地境は小役人手代地押等の職にして輕し、往古は手代共評定所へ詰、檢使手代と唱ふ、其名目相止、御代官以上の役は、御使番立會御吟味有レ之故、是は今以檢使といふ、手代小役人は地改或は地押など云、御普請役御小人目付にと被レ遣候ても右之通也

地方答問書曰、總て國境郡境の川は、川の中央を境に相立候定法に候、山峯切水落の流を境に相立候拔書に、國郡境に川付寄次第、例ば不用との御定有、御國繪圖又は水帳等の吟味、其外峯分ヶ水落等の御定有、又深山の山方檢地帳の奥書に、嶮岨場廣に付御檢地除レ之と村並に記しも有レ之、所は一所にて兩村の帳面に記せし檢成も有、是を考ふるに、古來は山木茂り、奥山へは通路もせざる故、何れの村々我奥山とのみ心得て居候内、段々里近き方より伐開、次第に奥山に至り及二爭論一類も有

也

一　川瀨附寄次第と申儀は、村境之川瀨大水にて、向の村方へ川瀨附寄候て、村高外の積場野原地河原等此方の地續の様に成候得ば、たとへば向村の持分の地所にても此方の地に成候、地方の定法如レ此に候、然といへども田畑村高內の地所にて候得ば、此方の地に致し候儀は不レ成定法に候、是は向の村方減候儀難レ成事故、やはり向の田地に致置候、是を飛地と申候、川瀨附寄次第と申儀を取違候て、此飛地を此方へ取候様に心得候事尤之儀、心得違不法に候

按書、川瀨附寄に心得違る事、多川筋向の村へ突當り段々川缺に成候、此方へ附洲に成りて、川原の空地多出來ぬれば、すべて付寄次第と心得て、此方のものに思ひ、多分出入に及ぶ也、飛地といふも大概田地の中を川筋突通りて、其作毛畔形など所々殘りて有は、早速飛地と分れども、自然と段々に缺入、向へも段々に付洲の出來たるは見分がたし

一　秣場野原山林等入會の地所は、いづれも地元有レ之儀に候、地元は野山年貢不レ出候も、又年貢出候も有レ之事に候、入會の儀は古例新開立出しには不レ爲レ仕候定法に候

一　百姓持の山林秣場等、前々より割持に分限之立候所も有レ之候て、古來より山錢貢錢も不レ出所も有レ之儀にて候、所により古キ檢地の村方には、入會之無年貢空地有レ之事に候

一　在々墓所死馬捨場は入會の定法に候、一分に持不レ爲レ仕定法に候

取上ゲ田地之事

一　取上田地は上より取上るにあらず、百姓罪有りて闕所に成、又は借金多く何方も不都合に成て不レ得二止事一其地を退る、其事準じて心得有レ之、知べし

一　地方答問集曰、追拂又は仕置に成候百姓、闕所申付候百姓田地の事、質地に入置候分は入札申付候て、質借し金より入札直段高候得ば、貸し金程相渡し、殘る分は取置候、若入札直段下直に候へば、田地を渡し候法にて候

一　逐電欠落百姓の田地は取上ゲ候法にて候、拂田地には不レ致、總作に申付置、何の科なく身體不レ成、逐電欠落仕候者は、咎無レ之事に候故、後日に立歸候節、田地爲レ取候事も有レ之故、總作申付置事

一　未進百姓年貢納兼候とて、田地取上候と申儀は無レ之法に候、未進百姓何とも納候儀難レ成候はゞ上ゲ田地と申候間、田地當分上ゲ候得ば總作に申付、又小作共いたさせ候て、連々と未進程取候得ば、其後は地主へ田地を返し爲レ取候事も有レ之候由

一　或覺書云、闕所に逢し百姓田地、又は上ゲ地有レ之節は、前々より作徳米と取立御勘定に仕上來候、此作徳米心得違にて、年貢同前本石にて取立の年貢の儀は、殘候作徳米の内より出目米相納候に付滯事無レ之、假令ば闕所に逢候百姓在住の内、四斗入拾俵小作に預り置、右の内年貢役米共に三斗

七升入五俵程も出候はゝ、十俵の內にて上納の年貢掛け物口米等引ㇾ之、作德米は斗立申候古法にて候、作德に出目付るは、品により村辨納に成候、差支候事出來、畢竟百姓の相對候本石之受拂は無ㇾ之事に候故、本石は取立可ㇾ申筋無ㇾ之候、御勘定仕上ゲ候節、右斗立の作德米を本石に直し、臨時物に記ㇾ之、闕所田地上ゲ田地、村總作に申付共此例に準ㇾ之

予曰、取上地也、意味五ケ條委く見へたれども、數十年の間取計たる事故爰に記、取上ゲ地は御仕置に成候もの、又は欠落、逐電出奔のもの行衞不ㇾ知は、御取上ゲ地にも成候得共、村方總作に申付事也、尤質地證文等を悉く改て、證文の文言宜ば金主へ遣し、證文紛敷く、或は文言あしく難㆓取用㆒か、名主組頭長百姓等の奧印有ㇾ之哉得と相糺、證據之趣に候得ば、先金主へ相渡候事也、然共御年貢米永之內、取立不足等有ㇾ之候得ば、先は爲㆓賣拂㆒御年貢相濟候上に、相殘候分にて取計可ㇾ申事也

一　右之通の上ゲ地は、入札近村々へも觸候て、日限を定札主村役人爲㆓立會㆒開札致事也、一反に付永壹貫以下は、不ㇾ伺候て村總作に申付候事也、入札直段宜敷候得ば、本文にも有ㇾ之如く、質金と引合、金高多くば質地金引落相渡し、相殘候分は上納仕、（本文には餘り金は取り置と有ㇾ之也、何方へ納候哉、わけ不ㇾ知候）下直成分は總作に申付證文取ㇾ之、百姓持の心に年貢同樣に取立上納致候事も有ㇾ之、又は小作年貢取立、御年貢は同樣に取立、作德の分は餘計に納候事も有ㇾ之、又は總作に申付、人足扶持米種肥代農具代馬の飼料差引、

殘作德米何程と勘定相を以上納致す事も有レ之事也

一　亦曰、百姓の田地上り可レ申樣無レ之候得共、高免にて何程出精仕候ても、作德も無レ之田地は、上り地に仕度旨相願候事も有レ之、是等は對レ上御難題の筋に候得ば、取上候筋は無レ之事に候、然共甲州邊抔に増田左兵衞殿御代官所之節、任レ願取上候事も有レ之候、是等は役人の心得違にて候、大體の儀は決て取上間敷事也、若大體の願强て有レ之、吟味の上無レ紛事に候はゞ、御代官地頭勘辨もの也、此心得を以可レ考ふの也

一　又曰、闕所ものゝ取上ゲ地は、年々入札觸候て可レ伺事也、左候得ば親類共の内にて調仕置に成候者、或は欠落の者の妻子養候内に有レ之事也、御仕置第一の事に候得ば、大概ゝ吟味にて御拂被レ成候樣に可ニ取計一事也

御仕置に成候者

梟首（獄門之事也　釘六寸也）　臺一ツ掛　長六尺（内貳尺根入　四尺上）

首臺（長四尺　巾四寸）　石十二寸　二ツ掛りは四尺二寸也

討首

追放品々　是は其時の御書付を以被ニ仰出ー候事也

此類田地家財とも御取上ゲ、或は家財は妻子へ被レ下、田地屋敷計御取上に成事も有レ之也

欠落　逐電　出奔

欠落は取逃其外難レ立事有レ之共場より直に欠落仕る事成べし、逐電はいつとなく隱失不埒類成べし、出奔は何の謂もなく家出いたし、或は奉公人抔謂なく不レ見類成べし、委くは難レ成事也

右之類は御代官地頭へ訴出、其趣を以公事方御勘定奉行へ屆書差出候得ば、六ヶ月の間は尋申付、不ニ尋出ー候得ば其趣を以村方帳外願差出事也、其文言

何國何村

百姓誰

卯何十歲

或誰悴

誰

右者當村誰悴誰儀何月幾日欠落仕候に付、所々相尋候得共行衞相知不レ申、然上は於ニ先々ー如何樣の儀仕出可レ申も難レ計候間、村內人別帳外仕度候間、右誰親誰幷親類五人組村役人一統に相願候に付、委細遂ニ吟味ー候所相違無ニ御座ー候間、願之通村方人別帳外申付候、依レ之御屆申上候、以上

何月幾日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　誰印

右之通相認候て奉行所へ差出事也、御勝手方へも寫し差出、此末は難レ認候間、文略レ之

古今租税之事

一　年貢の事を租税といふ、成箇といふ、物成といふ、皆年貢の名也、雜税といふは、秋糧夏税とて、田畑の年貢なり、關東にて夏成といふは、夏税の事にて畑年貢也、上方の三分一銀納、其外奥州之半石代、甲州の大切小切、何も畑年貢なれども、是等は秋糧と一ツに取也、凡租税の事は古今の異同あり、諸國の法革不レ知は不レ可レ有也

予曰、上方三分一銀納、奥州の半石代、甲州の小切は畑方年貢なれども、大切の畑年貢と見し事大き成誤成べし、別書にもいふ如く、見込を以取立る虛米、田方の米の不足成を取立る故に、御張紙直段を以取立る事也、委くは前書は有レ之、故略レ之

一　制度通云、本朝の制、田有レ租、身有レ庸、戸有レ調、租庸調之法專唐の法に據る、租といふは、年貢の事也、庸といふは、夫役也、調と云は、家役也、此二ツは布帛をいだす、何も唐の法也、如レ斯にして損益あり

租の事、令に曰、一段租稻貳束貳把、町租稻二十二束、一義解云、一田賦爲レ租也、又曰、一段地穫稻五十束、束稻舂得二米五升一也、即於レ町者、須二五百束一也、一と此積にては田地三百六十坪一段の所より、米の出

る事五百束、其内を貳束貳把年貢に上る也、壹町の場又準レ之、又是を米にする、則稲壹束を舂て米五升を得る、一段五十束にては貳石五斗也、其内を壹斗一升年貢に替る、町の上には、貳拾五石之内一石一斗取也、然ば貳拾五分の一を稅して少おもし

唐の時には、丁男壹人に田壹頃を渡して、粟貳斛稲貳斛を出す、是に準じて輕重あり

文武天皇慶雲三年九月丙辰、遣ニ使七道一、如レ定田町拾五束、及點ニ役丁一、右は續日本紀に見たり、拾芥に、其時勅書の略を擧て云、ニ宜ニ段別充租稲一束五把一と同事也、然者大寶の時、令を撰ばるゝには、壹町に壹斛二斗を出る所より、此時減少して七斗五升に定て取るゝ事見へたり、拾芥に段別に充租と有れば、なして取樣に聞ゆる共、續紀の通にては、令の定より減少して取る事也、然ば三十三にて一を取るよりも輕し、町の租五百束の内の五十束取時は、三十三分にてまだ五束餘る也

弘仁式云、上田一段地子拾束、中田一段八束、下田壹段六束、下々田壹段三束一、拾芥云、ニ租地子雖レ出ニ一流一、格式の時租は數少、地子は數多し一云々、地子は租と格別也、本朝の古法、天下の百姓歳廿一より六拾迄之内を正丁として、其間四拾歳は定て壹年に夫役十日使と立たるもの也、何事にても其身を夫に使ときは其通、若夫役に使はざれば、其代に布を取、是を庸夫と云一人前に一日に貳尺六寸と立、十日にて貳丈六尺一端と取事也、又十日正役の外、加役三十日に見時、租幷に調共に是を免ず、但加役三十日にしてされば、壹人前之租調を三十日にわけ、其一分を一日として、加役の日數を算用

して是を免ず、上に所謂免是也、（此折の字、又折傜折支米の折の如し、）總別正役加役に通て壹人手前に壹年の内に、夫役四十日に過ず、又次丁は貳人分て、正丁壹人の役をする也、次丁といふは、老人六拾以上之もの、または病人などを云、令に、「凡老殘幷爲二次丁一」とは是なり

唐の時には、正役歲に二十日、閏年に二日を加へ、庸布日に三尺、加役に通て五十日と定、十五日にて租を免じ、三十日に租調共にゆるす、本朝法是によりて損益あり、簡にして寛し、既に上に詳なり

文武天皇慶雲三年十二月庚寅、詔、制二下七條事一、其五云、準レ令正丁歲役收二庸布貳丈六尺一、當レ欲レ輕二歲役之庸一息二中人民之乏上、並宜レ減レ半（當一作レ常）此時に貳丈六尺庸布之減少して半分にせらるゝと見へたり、日數の事は令に替はなきなるべし

調の事、令曰、凡調絹絁絲綿布、幷隨二鄉土所出一、正丁壹人絹絁八尺五寸、六丁成レ匹、長五丈壹尺、廣貳尺貳寸、美濃絁六尺五寸、八丁成レ匹、長五丈貳尺、廣同二絹絁一、絲八兩、綿壹斤、布貳丈六尺、幷二丁成二約屯端一、長五丈貳尺、廣貳尺四寸、其望陀布、四丁成レ端、長五丈貳尺、廣貳尺八寸

右之譯は本朝の古法、天下の百姓廿一より六拾迄正丁之分には、年貢庸役の外に絹綿絲布等を、所々の土產之品によりて取事也、是を調と云、絹なければ絁壹人前に八尺五寸ヅヽ出して、六人にて一匹を成就す、五丈壹尺也

美濃絁六尺にて、五丈貳尺一匹を成、絲なれば壹人前壹斤にて、貳丁にて貳斤一屯を成、布なれば壹人前に貳丈六尺にて、貳拾貳丁五丈貳尺一端を成、又次丁は貳人にて正丁壹人に準ず、中男は四人にて正丁壹人に準ず、中男と云は、拾六より貳拾迄の者也、此外又雜物と云もの有りて、鐵鹽鰒堅魚柴菜海藻等の類正丁壹人より出す品有り、又調の副物と云て、紫茜木綿漆黃連等を出す品々有り、是を合てともに調と云事、其品目の詳なる事は令に具也、爰にあらはさず

總て調庸の物、每年八月中旬に其所々により起輸して、近國は十月卅日、中國十一月卅日、遠國は十二月卅日迄に大藏省へをさむる也、但調の絲は、百姓の手前よりは蠶事をはりの節輸して、七月晦日以前に省にをさむるなり、調事は前に論ずる家別之絹年貢なりと云々、故是を戶調といへり、然れどもおしなみ家別にいたすにあらず、戶に課戶不課戶といふ事有て、正丁以上課口あるを課戶とし、なきを不課戶とす、然ば調は課戶計り出すと見へたり

令云、戶內有二課口一者、爲二課戶一、無二課口一者、爲二不課戶一、義解云、不課口課、謂二皇親及八位以上、男年十六以下、幷蔭子、耆、癈疾、篤疾、妻妾女、家人奴婢一、唐令之文本朝令と全く同事也、是は歷々の人、病人女下人等の課せざるによりて、是を不課口と云、此外正丁の分を課口と云事、課口計りより課物を出すなり

貢物の事、中國にては賦稅の外にあり、禹貢に、諸州厥貢としるさる、唐にても其通りと見へたり、

本朝にありて國々の貢物を、直に調の內へ入れて、租庸調の外に別に貢の名なし、其內雜抄と云則鹽鐵魚類等を其定の數程出せば、調の絹布はゆるさると見たり、謂副物といふ則は定りたる調の絹布の外に、又此品を出すと見たり、令を考て辨ずべし調布是ナチヅクリト訓ズ

一　或書云、一町のよりは米貳十石とる、此內正税は一石一斗也、位田職田は税をいださず、貳拾五石を皆ながら納る也、太政大臣の職四十町千石也、左右大臣は三拾町七百五拾石、大納言は貳拾町五百石也、太宰帥は拾町貳百五十石也、大貳は六町百五十石、少貳は四町百石也、大監少監大判事は貳町五十石、大工少判事大曲防人正主神博士は壹町、六位四十石、小曲陰陽師醫師少工半師主船主尉防佐は一町四反三拾五石、令史は一町貳拾五石、史生は六段拾五石也、大國守は貳町六反六十五石、上總守大國介は貳町貳反五十五石、中國守上總介は貳町五十石、下國守大上國掾は壹町六反四十石、中國掾大上國目は一町二段三十石、中下國目は一町二十石也、又位田といふ事有、一品は拾町貳千石、正一位も同じ、從一位は七拾四町千八百五十石、二品も正二位も六十町千五百石、從二位五十四町千三百五十石、三品は五拾町千二百五十石、正三位は四十町千石、從三位は三十四町八百五十石、四品は三十町七百五十石、正四位は貳拾四町六百石、從四位は貳拾町五百石、正五位は拾貳町三百石、從五位は八町貳百石、何れも現米の積り也、令に見へたるは右の通なれど、或は文章博士の職田は町、算博士の職田有を見れば、何れの官にも職田有成るべし、此外に祿といふもの食封といふ物有、太政大

臣にて正一位をかけたらんは、官位共に至れるを極たれども、現米三千石也、祿食封など加へても、貳萬俵には至らじ、國守などは五位の位田を加へて、從に現米貳百五六十石也、紀貫之が土佐守成たる時、海賊に逢ふて難儀したるさもあるべしとおもはる、總て郡縣の代は、唐も日本も臣下のゆたかならん事也、かゝる事の樣にて大八洲の能治りつるは、淡海公の制度の法成と知べし

又曰、古に公田を耕す民を良家とす、是則武士也、正稅を一町の田より一石一斗ヅヽ出して、外に諸役を勤む、私田を耕すものは奴婢也、耕す田の米は、不ㇾ殘主人のものと成、己は四分田といふものを持て、是よりは稅を出さぬ也、良家の四分田は、貳段ヅヽ也、現米百石取米稅一斗一升出す也、奴婢の四分田は共三分一也、現米一石六七斗也、今之百姓は此奴婢の類なり

又云、封戶壹戶は稻四十束を出す、米にして貳石也

一　太政大臣は三千戶　六千石也

一　左右大臣は貳千戶　四千石也

一　大納言は八百戶　千六百石也

一　一品は　同斷

一　二品は　六百戶　千四百石也

一　三品は　四百戶　八百石也

一　四品と正四位は三百戸　六百石也
一　從一位は二百五十戸　五百八十石也
一　正二位は二百戸　四百石也
一　從二位は百七十戸　三百四十石也
一　正三位は百三十戸　二百六十石也
一　從三位は百戸　二百石也

此外に其戸に夫役をあてゝ使ふ也

按書云、制度通以下引ところの往古年貢の事、年代久敷事成故に、今にては何れも見合に難ㇾ成といへども、古を知らざれば今に行がたき事も有、且は又古へを好輩の爲に記事然り

一　鈴錄云、中古より兵農分れ、地頭四分百姓六分に租稅を取、然共其地頭四分内一分は朝家の租稅にして、此内にて國司の祿其外の國用を足す

按書云、前條に所ㇾ引の上古の法は、保元以後廢絶し、國に守護、庄園に地頭出來てより、諸國年貢の法も大きに變ぜり、今の世四公六民といふは、此時代の詞を言傳ふ事也、其後諸國分裂して、朝家の租稅もしかく奉たる樣に、名々の國々一樣には有まじきなれども、大概は似たるべし、朝鮮國中叔母が撰する海東國記に、對馬の國の事を載せたりと云、毎年踏驗實收、稅ㇾ取三分之一、又三ㇾ分

其一ハ輸ニ于島主ハ自取ニ其一ハ云々

是を見る時、毎年檢見をして惣有籾の内を三ッに割、一ッ分を年貢とし、二ッ分を百姓取て、右の年貢の内を又三ッに割、其二ッを國主取、一ッを家來取と見へたり、然れども尙其頃は、當世の如く一向に武士は武士、百姓は百姓と相分れず、多分は土着の武士なる故に、右之通成べし、鈴錄の地頭四分百姓六分と、地頭三分一百姓三分二と大概同樣にて、異國迄も知れし事なれば、其頃の法と見へたり

予云、四公六民といふ事は古言にはあれども、一概に申難し、五分〳〵のゑんははなれず、古法は種と夫食と肥し代農具代引て、殘りを五分〳〵に取候故、五分〳〵の緣ははなれず、委細に檢見の所に、記故略レ之

一　將軍家譜豐臣家譜云、文祿四年、又下ニ九條法制諸人ハ其三曰、天下賦稅、三分二者地頭取レ之、三分一者耕民可ニ自取レ之、愼莫レ使ニ田畝就ニ荒蕪ー也

按書云、秀吉公諸國一統に成りての法也、地頭三分一、百姓三分二の裏腹にて、甚重き樣になれども、前條の說にいふ、兵農は分れたりといへども、いまだ土着の武士有、此時は一向武士土着はなれての事をいへる成べし

一　集義外書に云、問、今の制は四分六分也、四分百姓取六分地頭取といへり、今日本にて士の法を

用ひば、大身小身ともに武士は一年も立がたく、却て亂の端と成べし、古事も日本には行はるべしとも思はれ侍らずと云、四分六分にして、六分年貢と成、四分百姓取といふは、上田の水を入れば田となり、水を落せば畠と成、麥作米也、多出來て田麥には年貢なき所の事なり、中田は六分百姓取、四分年貢と成、下田は十にして二斗年貢と成、八斗百姓取りては難ﾚ立もの也

按書に、此間は其頃世上に六分地頭取、四分百姓取と見へたり、答には、地頭四分、百姓六分然るべしと也、上田十の內、地頭六ッ百姓四ッ、中田十の內、地頭四ッ百姓六ッ、下田十の內、地頭二ッ百姓八ッなれば、合て地頭十二、百姓十八に當る故、地頭四分百姓六分の割なり、惣て取箇を積るには、割合の勘定にては、高合毛の引の立べきを不ﾚ引て、低き合毛をば割より多く引て、都合にては元の割に合せる事一ッの習也、此答の割に似たり

予再按ずるに、本文に麥作る故、上田計六分地頭へ納、中下下々は四分より段々に引取を考候得ば尤成事也、今にても麥作有ﾚ之分は、兩毛作とて先は上田ゝと見て、見込餘計の取付致也、廻鄕の節も田麥の樣子を見て、上村下村の考有事也、兩毛作考成事令（マヽ）租得心仕也

一　地方答問書曰、關東方は御取箇反取を以極候、上方は厘付を以極候古法に候、惣て四分上納六分作德と申定より御取箇極り候、右之通關東方根取見盛を二ッに割、五分取と極候時は、上方の厘付取も五ッと極候積に成候村、然らば掛り物を入候得ば、六分上納は積に成候、上方も關東も四分上納古

來よりの法にて候由、四分と極候ても高掛り等の品々有ㇾ之故、五分の納方に成候、上方關東惣御料高の御取箇、古來毎年平均大方三ッ五六分取に相當り候、依ㇾ之百石の高にて百俵取候、米俵三斗五升入にて三十五石納來候儀と申候

按書云、四分上納古來よりの定法といふ事、中古の云傳にて、石高に成りては、四分取といふ定法は見當らざれども、文祿年中の地頭三分二百姓三分一の法令あり、其頃よりして段々諸國石高に成りては、石高は直に年貢の籾辻に成時は、五分取といふは傳來の說成べし、高掛り等の品々有ㇾ之故、四分と極ても五分の納に當るといふ事、此差引を論じては國により村により限有べからず、惣て此時代の差引を辨ひずしては、四分の五分の、又は兩年平均三ッ五六分を競ふものには、難ㇾ引合ㇾ事成べし

亦曰、畑方の取、關東方永取金納の儀、田方同事米取にいたし可ㇾ然と申候儀も候得共、中々米取難ㇾ成事に候、惣て田畑とも其地に作り出し候ものを年貢に納候筈にて候、田には稻を作り候へば米を納候、畑には色々雜穀野菜等を作る故、此品々を納候事は不ㇾ被ㇾ成候事に候、作り候諸色を賣候に付、畑方は永取を金納に致事に候、上方は畑方も米取にて候得共、取米之三分一は金納の法にて候、上方も國々平均候得共、大方田方三分二、畑方三分一程有ㇾ之積を以如ㇾ斯に候、畢竟三分一金納は、關東同事畑方金納の積に候、關八州は畑方多分田方少候得共、伊豆甲斐出羽奧州を入候はゞ、大方田

畑當分にて可レ有レ之候、關東方畑方永取下免之儀も、由來有レ之事にて候、上代は日本も畑方は無年貢にて候由古昔の名殘りて、隱岐國佐渡國など、近年迄畑方は無年貢にて候處、近年年貢相納候、上代は少人にて田方第一に耕作いたし、畑には雜穀野菜など少々作り渡世仕候處、國々野廣にて畑は少分有レ之候に付二年貢に候由、中古以來畑方段々開立、雜穀其外諸作いたし候故、畑方年貢は金納にて候、往古は米穀下直に候故、米直段積甚下直に付、其直段積を以畑方永取下免に候と相見候、近來米高直に成候故、當然は畑方の永取甚少分に見候得共、國法に成來たる今更、畑方米取に直し、又は永取今時の直段に合候積りに、取永上ゲ申儀世々を重る事故、中々容易に難二取上一事に候と云云

按書云、上方は大方田方三分二畑方三分一、關東は大方田畑當分と云說、上方は三分一銀納、關東は畑方永取といふ事年來久敷、いつの頃より始りし事知れざれば、古來の相傳の說成べし、上代は日本も畑方は無年貢といふ事、往古の事は知らずといへども、保元以前の雜物は貢ぎ有、中古東鑑にも「養和二年四月一令早停止若宮供僧禪衣在家役幷自作麥畠一町地子事」とあれば、無年貢とも云へがたし、畑方米取に直し、又は永取を今時の直段に取事、中々容易にはならざる事、成程通例の了簡にてはならざる事也、惣て世上の事其一事の上を論じて、是より此方に利有と當座の理窟のみに拘る時は、其一事の上にては理窟詰る樣なれども、外に差支の出來事も間々有事也、亦古來

はなれし事なれば變じがたしと、一途に思ふては不ㇾ通事也、關東畑方永取に定れる內にも、私領上知など畑方を米取に仕來る村有、如ㇾ此は私領にては米取にもなれども、御料は如何してなき事にや、國により札遣にて通用自由成所有に、先年當丁錢さへ通用せず、はた商又とたん市共云米相場の商、大坂にては御停止の時にも、兎角はやりて止がたく、江戸にては御免ありてもはやらず、豐年打續て米穀下直成は、國家第一の幸福とする所、然るに今の世米穀甚下直成時は、工商のみ悅びて、士農甚苦しむ、士農困窮しては、工商は又立がたし、是等の違ひめは皆是人勢時勢の然らしむる所にて、家國天下に及ぶ迄はなるゝ事なし、然る時は一事を記し一事を改るにも了簡あるべし

一　亦曰、畑方の事、上方筋は田方同事米取、關東永取の定法にて、畑方一毛三毛四毛迄も作り候故、畑方は不ㇾ致二毛見一候取箇の定法にて、格法立候儀も無ㇾ之候、新開畑の取箇は、其近邊の地續の村方見合候て、畑一反に付永何程と取箇附候、米取も其相應に極候、差寄の日付といふ事も無ㇾ之候

按書云、田方の樣に坪刈の法はなけれども、世話のいやしきたとへに、獵は鳥が教るといふなれば、老農國の其事に賛せるは、平日其事になれぬる故也

一　地方算法前集云、厘取反取共に毛揃平均取、根取（毛付取とも）位免段免と云有、平均といふは、田方何位も分米を一口に記して、平均厘にて取也とも、根取毛付といふ事正法也と云々、根取を居ると根を動すとの二品有、先根を居る事と心二得之一去年の割付を以當り合毛可ㇾ定、上方は一口平均厘取の所也

按書云、毛揃とは一村の有籾を積る仕出を、假令何町何反歩何合毛、何町何反歩何合毛歩で、此籾何百何十石と積るをいふ、平均厘にて取とは、惣有籾を米に直し、其米を五分取の時は五ッを掛半減にして、是を高にて割厘付を出すを云、根取毛付取といふは、一事にあらず二事也、根取は上田高には幾ッ反には何斗、中田高には幾ッ、反には何斗、下田高には幾ッ、反に何斗と極置を云、毛付は反取といふ、又は合付取とも云て、根取には拘はらず、其年の合毛次第に有籾を積りて五分取なれば、半分取といふ、根取居るとは、引方の立年免を下ゲずして、畝引ハ毛付高へ根取免を掛けて取るといふ、根取動かすとは、引高を立ずして免を下るをいふ、去年の割付を以當り合毛可ㇾ合、下田には何合と去年の取箇割付て、手帳に記し置、坪刈に引ニ合之一、其合毛より多きは上り、少きは下るとの見合の事也、引付籾ともいふ、位免は上田分の有米、中田分の有米、下田分の有米を銘々の高に割て免合を分る事也、反取の時は銘々の反別にて割出す、段免は免違ともいふ、谷沼字根悪地などあれば其分免違有るをいふ、扱根を居るといふに心得有、損毛年厘付反取を下ゲては、重て急に上り難しと思ふ故に、厘付反取を居置て畝引を立る也、悪敷心得ては、上中下田各其根取の厘付反取を見合て、根取は餘るは捨、不足をば引様成て、何程豊年にも增事なし、毛付取の本意を云へば、上中下の差別なく、其出來次第に毛揃をして、一村〳〵惣有籾を積る也

予曰、根取居る動寄るのわけ、本文按書共六ケ敷して見分けがたし、根取居てと申は、反取上田一

反六斗取、中田一反五斗取、下田一反四斗取と有レ之時は、合毛に隨ひ畝引を立れども、反取は不レ動殘町歩へ根取の反取を掛る故居る也、又色取にて反取に不レ拘御取箇附候時は、割付物に成故不レ居是則動也

又曰、厘取も其村々取米二百石有レ之時は籾八百石と見、反別を小寄にして割ば當合毛知る也、當り合毛とは、一坪に何合と云是を反取の根取にして用る也、初發より厘取にて御取箇仕出し候儀はなし、反取より生れ候御取箇なれば、反取同樣に心得仕出し可レ申事也、後に村高を爲レ法取米を割ば、厘取出る也

亦曰、畑方檢見無レ之儀、成程古法者無レ之と傳へも强て誤に成るまじ、古法は田方御取箇に隨ひ、上ゲ下ゲしたる事なり、是は檢見の部に委く記す故略レ之

又曰、享保十三申年定免の吟味有レ之、村々四分增三分增にて、諸國共に定免取に定る、其內譯の有レ之村々は、元の如く檢見取也、其せつは畑方損毛の有年は、見分相願候て檢見受候也、予も其役を年來勤し事有、然共田方毛見樣に、損毛分合に的中はなく、右は古法之通田方に應じ、上ゲ下ゲの御取箇附置可レ然儀也

又曰、元文年中之頃より田方檢見は相止、尤損毛の年は相應に御勘辨を以有レ之、御引方被レ下候儀も有レ之候得ども、寬延年中より畑方は增減無レ之に付、定免同前に被ニ仰出一候也、然共田方五分以上の損毛の年は、御吟味の上御引方被レ下候儀に有レ之候、尤屋敷幷無難の畑は除レ之、麥作秋作兩毛

の内、損毛の方一毛作分引方仕出し伺事

又云、五分以上損毛の年は、夫食種貸其外諸物借返納物年延可レ伺事也、其外三役高掛りもの、是又免許可レ伺事也、右之類大變の年は、其度々吟味の上御届け可二申上置一事也

又曰、大變之年は、伺之内御下知相待候ては、延引に成ば、百姓及二飢死一候儀も難レ計、其節は諸入用の内を以、先當分は少々ヅヽも貸渡爲二取續一候事肝要也、　此儀御代官元締小役人之器量の可レ入儀也

又曰、大變の年は村々より注進も可レ有レ之儀也、數日水中にも住居する時は、かならず可レ致二難儀一事也、訴聞事我猶如レ人、大變とは、火難水難人數一國一郡及レ亂事也、右之類訴出る時は、必不レ時待二早速注進認可レ届也、場所の儀は直に役人差出相糺し、委細の説は場所より可レ届儀肝要也、然上は何程の大變有レ之共、不念に成間敷事也、右の趣私勤來趣故爰に記す

火災は御拳場は一軒にても、早速訴出においては御屆申上候、御鷹場（江戸より十里四方）右同斷、御提飼場（江戸より廿里四方）一軒燒失は、捨置候ても共通の事、二軒三軒も同樣成べし、四五軒以上は注進可レ有レ之也、然共十軒以上に無レ之候ては、農具夫食等も御貸不レ被レ下候、私領方抔にて町場市場陣屋元城下抔へは、家作料拜借被二仰付一、又は材木等を被レ下候儀有レ之也、御料所も宿場或は本陣、惣て驛宿へは例も有レ之、拜借被二仰付一候儀也、其外の遠國に十軒以下は注進に不レ及儀也、然共念過て只今は注進

の方多く、先は不レ入事也、人殺之節訴出るにおいては、陣屋元ならば問屋名主へ申付、人足丈夫成もの大勢召連可レ參事也、自分より手を出し取押事は有まじき也、一國一郡の及レ亂時者、近國守護の大名へ早速告知らせ可レ防、自分御代官の了簡にて取鎮置仕候時者、尚以馳働嚴敷可レ成也、役所に手負等の出來候ては、百姓へ其科懸り難二捨置一事に成也、惣て馳働は役人取扱より起る也、我意を以今時は百姓も氣道立、同じ意趣含也、たとへ呵とも吟味意趣なきやうに取計事專要也、又不レ晴も惡敷也、强て呵時は跡にて和を入、隨分身に成樣に可レ致也、御用の外對面あらば、叮嚀に可二取扱一事也

一　關東畑方永取も、反取米の仕出候て、上畑は上田の反取米を、二石五斗代の永にしたるもの也、是古來の法なれども、當時は米高直なれば勘辨可レ有事也

按書云、畑永二石五斗代といふは、關東畑方の通法のみにあらず、元來永一貫文者五石の籾高といふより始り、今は知行渡方結びの定法と成たれば、米直段時々の高下を以容易に上ゲ下ゲは成難し、外に考の可レ入事也

予云、關東方の通法に、元來永一貫文は五石の籾高より始りし、今の知行渡り高結びの定法と成たれば、米直段高下を以て容易に上ゲ下ゲの成がたしとあれども、知行渡籾高今は不用、又米直段時時の直段を以物成詰に致し候儀を不レ知、知行渡は永高二石五斗代を用高に結ぶ定法也

一　地方答問書云、惣て田畑取箇に算法といふ事なき儀に候、必竟地方功者にて毛見檢分の上に、思案考の功を以取箇附にいたし、外に術無ㇾ之事に候

按書云、取箇算法無ㇾ之と云事は無ㇾ之儀といふは、石高の始りの事にて、今にては云ひがたし、元來村高百石は籾百石取、百五十石は百五十石取と無造作に拵へたるものなれども、段々辨ずる通籾納正しより、又四分取五分取の說に立歸りて、厘取根取合毛などゝ云ものになりて、格別地面の[]す有るは、段免にもせねば不ㇾ成、然ば一向算用なし共いふべからず、又地面功者にて思案考の功といふ事、道理は至極尤成れども、初心のもの惡敷心得ては、諸事自分計の了簡に落て、其流終にしたしきになり、十人は十色、百人は百色にて、世話のいはゆる寄合世帶といふものに成りて、云傳へ教へ習も惣て廢するに至て、初學それ是を思ひといふのみ、予考に、本文に取箇算法、無ㇾ之といふは、取箇廣大無變の術にて、算法かたしと云儀成べし、古來より地方の儀開板なし、たまたまあれども成就せず、所以は地方算法記前集後集、或は勸農固本錄など開板に出たれども、百人は格別其職に至るものは不用當然の事也、然るに地方答問集說などの器量にて、取箇算法の可ㇾ入事は至極合點の事成べし、當事の事にて末の用に難ㇾ成と申事成べし

亦按書云、古法籾納成故也、百石は百石取百五十石は百五十石取と無造作に極たるものなるべし、とあれども、村高石の通に知もする事有るべし、四分取五分取と成時は、もはや算の業重に働事成

べし、古法より一坪の合毛を以御取箇仕出し時、算の入用數様なし、此兩様の論今は無益の事なれども、不ㇾ解故に爰に記す

地理細論集卷二終

地理細論集 卷三目次

一　年季賣之事
一　寄附地之事
一　書入之事

一　讓り田地讓り屋敷之事
一　質入之事
一　名主組頭五人組之事

地理細論集　卷三

地方根元記御取箇之次第

一　地方答問書曰、御取箇之儀に付根取と申來候事は、關東方にては上田壹反步の石盛十五と、初は分米壹石五斗にて候を、四分取之積りにて取米六斗に當り候を、根取と申候と云々

按書に、根取と云は、年貢辻の事にて、直に村高の事なれば、糄納止て厘付起、高は高、取箇は取箇とわかれたる故に、村高は噂ものやうに成りて、根取といふ事起り、又四分取五分取の說に成たり

予曰、本文の四分取の積りにて、取米六斗に當ると計にては理に不ㇾ當、又按書の村高噂もの成たるよし、是も不ㇾ分、上田壹反三百步、一步糄壹升の時は、一反に糄三石也、分米にして壹石五斗也、

此内にて一反の人足三拾人、扶持米籾にて七合五勺也、是にては不足なれども　畑ものを給外は粮を入給故也、又一反の種壹斗肥代農具代とも四斗貳升五合、合て籾六斗壹歩籾貳合に當る、此米三斗、是を石盛壹石五斗の內にて引殘壹石貳斗也、是を五分〳〵にして壹反六斗取也、是を壹石五斗にて割ば四ツ取なり、是を根取とする元也、然る上は高の嚀に可ㇾ成様なし、しかし今の取箇は色取を用る故に、根取は御取箇帳の差引にて用候得共不用也、依ㇾ之只今は種元食肥代等の差引なく、五分五分に取故に、誠に六公四民にも可ㇾ當哉、其上に壹歩貳合毛より五勺毛迄も、御取箇附の儀は百姓內損と見へたり、只今の割合にては、一反七斗五升に當る、高に五ツ取也、一ッの違有也、然共高を爲ㇾ法取米割時は、高は嚀ものにあらじ、よく考知るべし

亦曰、理屈を申候得ば、元來檢見の石盛極る時、上田壹反の坪刈籾一升有は、地所は三百坪歩の壹反にて、籾三石取の積を以米五合摺の積にして、有米壹石五斗を十五の盛と極候、然ば有米の五分は、七斗五升迄はたやすく可ㇾ被ㇾ取筈に候間、是を定格の根取と立、御取箇の元に可ㇾ仕儀と申出定相の理屈は、一筋立候事の様に候得共、如ㇾ此取候事難儀成故、理屈にて百姓甚困窮に成候、石盛極候元は、先ヅ坪刈籾の積り候得共、一概に左様には難ㇾ極候、古來石盛の極様國法にも有ㇾ之、郡限に石盛極候所にも有ㇾ之候故、實に坪刈籾を以石盛極候共難ㇾ申候、左候はゞ石盛を元に致し、根取に用候儀も決定難ㇾ成候、田畑に初て石盛を附候時は、坪刈籾の積を以考極候得共、再檢に至り候ては、村方の樣子

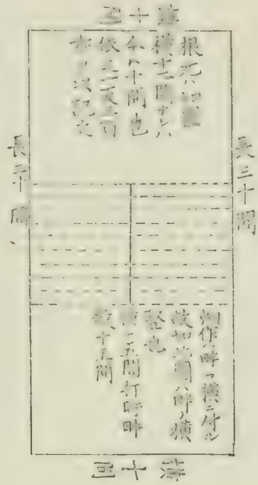
により山方、里方、海邊、町場、其外の田畑に作り候、米穀の外徳用有レ之物作り候場所等、品々の考を以坪刈籾の積の外、石盛高を附候勘辨有レ之候、上方五畿内の中にても、大和國など壹反の石盛貳拾五六、關東方甲斐など二十七八、北國越前國抔三十七八迄の石盛有レ之、國々は坪刈籾の積を以極候盛に無レ之候、如レ斯に云高き石盛を五分取の根取に可レ用樣無レ之事に候故、根取の沙汰は、御取箇吟味慥に正事には難レ定

按書に曰、石高の本意は、村高は直に年貢の籾辻なれば、國々より浮所務多き所は、其見込を以石盛積り込し所も可レ有レ之、又厘といふもの始りて、高と取箇と別物に成し故に、其地頭のび〳〵にて石盛を上し所もあるべし、右之趣成を以、今にては厘附反取の見合可レ成、高は見合に難レ成事有べし

予曰、本文に云石盛籾より出しものとも難レ極との思ひ入、亦盛衰を考見込を以極しなどゝいふ事當ものなし、上方關東甲州などの石盛は、夫々の見込に定有り、先上方にては木綿作を作る、又麥作畑を作る故、其法を以て見込の種有り、甲州と一統に云は誤りなり、甲州も萬刀筋計高盛有り、或は勝沼邊も高し、萬刀筋は廡田廿三、藺田廿五六、麥田廿一二、是等は田方兩毛作也、二毛作の場所は一毛畑作の積り、一作は田作の積を以積る故、右の通の石盛生ずる也、上方關東筋とも木綿作を作る國々は、木綿作坪刈の上、一坪に木數何程か何ほど斤目改、當時或は定直段糺御付何程、此代

にて籾を調、然ば田方よりは籾數相增候故、其籾の割合を以石盛を仕出し打高を結故に、貳拾三拾之石盛生れる也、則左に記す

一　上田一反　木綿作也



術曰、畑の横畔の方五間打壹間分を見る時は三畔入、是は平均に見る也、又竪に木綿能出來候所にて壹間竿を當る、右壹間縱十五本有レ之、三畔にて四十八本右木綿木壹本に桃十五ヅヽ有レ之は、四拾八本に七百貳拾有、同貳百四十はしゐな蟲喰等引、正味四百八拾有、但桃壹ッ平均三分吹にして百四拾四匁あり

壹畝歩　　四貫三百貳拾匁　　但實綿

壹反歩　　四拾三貫貳百匁　　但同斷

此斤目七拾貳斤

但壹斤六百目積り也

右七拾貳斤を操綿にしても、凡七拾貳斤位は有レ之なり、上方筋は六百目を繰綿にして貳百目餘有りといふ、甲州などは百五拾目より百七拾四五匁百八拾匁餘迄有レ之也

一　木綿七拾貳斤

此代銀百八匁　　但壹斤に付壹匁五分がへ

此籾四石三斗二升　　但坪刈籾壹坪に壹升四合三勺に當る

此米貳石壹斗六升　　但五合摺にして

此代銀百八匁　　但壹石に付五拾匁替

右籾は米より出一坪の籾積りを以、壹反三百歩の籾四石三斗貳升と見、五合摺を以米に直し、米貳石壹斗六升則分米也、分れ米は石盛にして廿一也、石盛は村高也、右の心得にて考時は、見込と計いたしたる事にあらず、內端にしても此位石盛付いたし候て可ㇾ然哉と富りものを考、石盛貳拾とも三十七八共附し事なるべし

一　又曰、甲州木綿壹斤六百目　　實綿

大和國　　壹斤貳百四拾目同斷

攝　津　　壹斤貳百貳拾目同斷

河內
和泉　　壹斤貳百貳拾目同斷

右之通書記有ㇾ之也

予曰、甲州は壹斤六百目　　實綿也

此繰綿百八拾目

和州は壹斤六百目　　實綿也

此繰綿貳百四拾目

攝津
河州　壹斤六百目
泉州

此繰綿貳百貳拾匁

右六百目は世上にて壹把と唱申候、壹斤と申は百八拾匁或は貳百目、何れも土地より操綿過不足有レ之也、六百目は縦ば籾壹石の心也、上方關東の分り有レ之は四合摺五合摺の心成べし、御取箇附も當りもの無レ之候ては、無證付と申て嫌ふ事なるべし、坪刈は田壹枚の内にも、五所にて刈候得ば五様、三ケ所にて刈候得ば三様に合毛出る故、慥成事とは不レ被レ存候得共、今日本の政務の體に成也、左候得ば市町其外見込を以、御取箇附候共當りを考、末々の痛に不レ成様の勘辨可レ有レ之事也

一　掌視之說書云、凡其檢見と云事は、田畑の毛見分の事にあらず、視觀察を以て鄕村民間の盛衰其外有とあらゆる事を察し見る事、大檢見の御代官抔の本役也、然ども微細に大略勘辨あるべし（目を以て）

見るを觀と云、心を以見るを觀と云、理を以見るを察と云

先觸　百姓の費をいとふ人馬出し様泊り宿の失費用意を制

供の下々用意　可レ成丈小勢荷物少き仕様

召伴る　手代　下々　誓詞案詞別にあり

地方功者の手代伴る

村限高反別拾ヶ年取箇、反取　厘取　年々檢見引

前方年々歩刈水損、旱損、天水用水溜池、或は鄕鑑帳も持參すべし、右之外心得にも可レ成事は、其節に心付次第に有べし

田畑古檢新檢　繩詰る、ゆるき、位の陞、不陞、　石盛高通

灘分ヶ帳　或は耕地切坪限毛見共いふ、此帳認様案紙有、百姓に下見爲レ致、歩刈合毛書附べし

田方字限には三四ヶ所寄立ても書出す、上中下下々迄書譯、銘々歩刈又は類を以推す、畑方諸作も書附有時によるべし

村盛衰　見る所をみる、聞所をきく、心の集を附る

歩刈　竿掮様、枡、升さし曲尺(合勺を積る尺也)籾掮様、但干減を立、田畑字、田主の名

檢見道　定る年に寄例不行所へ行替る百姓見せたがる所へ心付様

立毛善惡　風水損、厚き薄き枯(一穗枯、枯交り)粃立稻青田水田虫付、駕籠にても、馬にても、歩行にても見候

畑方立毛　三草四木の類　雑穀　野菜の類

百姓　作毛の儀、開所を聞、云處をいふ、訴訟いかりをきろふ

私領入組　百姓に尋様　心附様

御代官　多言を嫌ふ、云所をいふ、農を勤る心得

覺書　檢見の心懸を書付、御取箇極る時吟味の元に成心得、百姓下見歩刈に合不合、手代歩刈所々の樣子

附　錄

百姓の人品を聞　善惡を勸め懲す　心得庄屋年寄　云含る　老農に諸作樣子を聞く　田畑手入種物員數種撰び　諸作取實肥し品々

作外稼の譯　商賣、山川稼、海道稼、此外色々可レ有レ之候得共、心を附て尋べし

初見所　前々御代官地頭の仕置樣子を聞、川除堤樋普請の樣子、溜池の事聞、御年貢米金用意の儀委く聞

泊り村にて近村の庄屋年寄に御仕置云含る

手代檢見之事

元〆手代と兩人先檢見に廻す、先觸狀案紙有

橋舟道破損の所計拵人馬出し樣、庄屋年寄出向樣、泊り宿に馳走ヶ間敷用意を制す

大通の見分　立毛能所にも亂る、歩刈場の年々替定る、但籾摺馬上歩行にても見る

灘分帳　百姓下見の灘限、上中下の歩刈合毛引合致、上中下仕分大まかなれば、見分の上仕合に勘辨有來る積り吟味

村限歩刈　上中下下々四段に刈、無類上々毛別又刈様見る事もあり

小毛見可ㇾ有所見分心得　小百姓共すくふ心得、小百姓は小毛見願、長百姓は不ㇾ願事有

永荒場改　初て見分の村方委細の吟味、川欠山崩砂入、當引にする、永引にする

田畑成畑田成、新開切添、植出場、見取切高に可ㇾ詰入ㇾ心得

手代檢見之事

先觸　人馬出し様、泊宿馳走ヶ間敷儀案紙有、下見帳田場に立札

但手代二人、又は三人召仕誓詞案有

百姓下見帳　百姓誓詞案有、人品吟味百姓にても下見に出ㇾ之、歩刈仕様合附帳

合毛見合引付　下見の合毛改心得、取箇低村石盛引付様、引付に可ㇾ立合ㇾ毛極様勘辨

但鰥寡孤獨困持病疾の者を、小毛見にて救様了簡

毛見時節　日數三十日、土用前後所々（遲速）稻の穗首迄あからみたるを期とす

毎日に立札　剔毛には札を除、上中下下々但反別、田畑字、田主名庄屋印形

坪刈春穗刈様共いふ、竿、枡、升さし人、一坪の稻株數、一株穗數、一穗の籾數、一升の籾合、干滅立る不ㇾ立の心得、麥田、水田、摘田、蒔田、米搗の心得、刈所の吟味、田場字田主名、品々稻種二坪に刈ならし、肥し跡、溝口、苗場、道端、村際、植終場、竿當様、稻かぶわけやう

下見と違有時は、三段四段に刈事有、此外段々刈事可レ有歟、其時の品によるべし、合毛の札様しする事有、是は小毛見に出る役人大勢打寄、何れの村にても人々の目利をためして、其年の立毛の自拳を立事あり、惣て歩刈の事少も無理成事無レ之様に能々可ニ入念一只有様に正路を本意とすべし

毛見の心得、朝、晝、晩、露、稲、雨上り、早稲、中稲、晩稲、風損横より見る、見下す、見透す、稲草より取實多少、厚き薄き、穂長短根出來、實入粃、（ミナリ　アヱ　ウスミ）穂上揃不揃稲立、（實揃納青ミ　金有ナ吉トス）青田、水田、摘田、蒔田、刈敷田、谷田、棚田、山陰、木陰、青立、冷水、用水、天水、水入稲（荷有之へ）稲節立、（上ふし　四ふし）籾穂先の留り、（只ノロ　一粒留リ）立稲、（ヤリ稲　チヤン〳〵）若稲、（死　枯）稲茂り、不茂土性色々

私領入組の所見分之心得、（境しるし能を他と云、悪敷を此方と云、田主の名を聞）水入場見分（稲の上水冠斤、常に水場、）（水入の時節搆不レ届、不時の水揚にて見る心得）

毛見勘定（一日分夜毎に極る、毛引毛、品々歩合ケ、引分、畝引に不レ立、何合毛は何程引と法を作り、高引にする）

畑方作毛見分

○三草　麻、木綿、藍、煙草、繭、紅花共、是を六草と云

○四木　桑、楮、漆、茶、此外樹類蘭木色々

雜石野菜類

田方毛引多所へ殘毛取箇上る時は、畑方別格に取箇附る心得、田成畑、畑成田、荒場（組通り又は新開有レ之儀心を付べし）

小檢見之事不レ宜様傳

切檢見割引、投毛見、但水場新田等毛引用る事もあり

毛揃所により位付不埒の時に用る事あり、毛揃は微細成仕樣に似て非成事あり、勘辨すべし

凡小檢見といふは、立毛の善惡を能分て、田畑なき所を取間敷術にして、必竟は百姓の不ㇾ痛樣に、正路に取箇を附べきため也、小百姓の不力なる者を救ふ事は、小檢見にしくはなし、乍ㇾ去替りたる小檢見の仕樣など仕出して、百姓のみ閙を驚する事なかれとて、理屈にかゝりて吟味强ければ、百姓の心離て、困窮の根と成ものなれば、只眞實をば百姓に對すべき事肝要也、猶功者に隨ひて檢見の事習ひ求むべし、百姓の仕置能して正直にさへなれば、れん〳〵と僞なく正路に行わたりて、役人も百姓も骨折事なし、檢見も百姓次第にして、不ㇾ違樣に成事なれば、後に檢見の吟味も此書付も、曾ていらぬ事に成行べし、ひたすらに希ふ所は爰にあり、我下の役人先目正路を本として百姓に可ㇾ及

予曰、右本文の通り通例の事成べし、諸事不ㇾ掛ㇾ心ば洩るゝ事多かるべし、末に記す故に爰に記す

一　鈐錄集に曰、四ッ物成上り五分成など云事は、元來百石と云は籾百石也、米にして四拾石有り、三拾五石有もありと見へたり

按書に、厘付は籾摺りより始りたるとは正說也

一　地方問答書云、厘付と申事は、高にて取米を割候て、高幾ッ幾分幾厘迄極候て厘迄を用候故、厘付と申候得共、いつの頃よりか幾厘幾毛と毛迄を用ひ候、これは取箇極候時毛迄用候得共、右高へ掛

候時米の員數多成候故、毛をも捨不ㇾ申相用申候、古法にては無ㇾ之事に候

田園類說案書に、厘付に毛をも捨不ㇾ申相用ひ候は、古法にて無ㇾ之と云事は、元來は只幾ッ何分などにて、厘をも不ㇾ用事もあるべし、其時節は厘付ともいふ間敷か、古來は大まかにして鄕帳といふものもなかりしに、慶安二丑年諸御代官人鄕帳を御勘定所へ可ㇾ差出ㇾ旨被ㇾ仰渡ㇾ、夫より年々差出と或覺書に見へたり、然ば其頃よりして厘迄も毛迄も割付て、厘付と唱へ來成べし

一　又曰、實取厘付は、永壹貫文壹石貳斗五升代、平常厘付は、永壹貫文貳石五斗代、右古來よりの定法也

私曰、壹石代は享保年中の事也、同十八九年の頃壹石貳斗五升代に成しと覺たり、厘取の事も六ッケ敷事にはなし、永祿の頃は檢地高始りの事成故、細に成事は無ㇾ之、何ッ何分何厘の厘毛を內付る事は、國治るに隨ひ役人多く成し故に、人々存寄を加へ、六ッケ敷成事なるよし古人申傳へㇾ也、此上とも次第に諸事に可ㇾ入ㇾ念ㇾ事也、是自然と國のつかれに成べし

一　粟田所助著地方算法前集云、關東は虛厘也、上方は實厘也といふ、近來關東永壹貫文に付壹石貳斗五升に成事なれ共、今年の厘を知るには貳石五斗代也、五ヶ年或は拾ヶ年平均には、右壹石貳斗五升代にして見る也、貳石五斗代を掛る代りに四にて割、壹石貳斗五升代を掛る代に八にて割、是を四もみ八もみと云、四もみを實厘と云、八もみを空厘と云

按ずるに、虚厘實厘の說前條の說と裏腹也、算法集の心は、壹石貳斗五升代は五ヶ年拾ヶ年の平均には用れども、其年の厘付には不ㇾ用故に、虚厘といへども、此虚厘の名は當時の米直段に引合せ、近き方を實と立たるものなれば、壹石貳斗五升を實として可ㇾ然歟、扨厘付といふも、免といふも同じ事に成たれば、元來厘付は籾摺より起り、免は古き言葉にて、是程年貢に出すべし、其餘りは百姓の取分にゆるしてやるといふ義也

予も按書の趣心得し也

私曰、上方は反取を不ㇾ知、石盛を以上中下の分ちあり、村高へ厘取掛御取箇仕出し、畑方も米取成故、米方計の厘付成故に實厘也、本文案書とも不二相分一、さて上方三分一銀納といふ事有、是は畑方取永積りにて、下直成石代古法を以極り有、是は畑方取永積りにて、下直成石代古法を以極り有、委細は地理元法集に有ㇾ之ゆへ略ㇾ之

一　又曰、厘取之事

上方の取箇を厘取とし、關東の取箇を反取とする事、上方高を主とし、關東は反別を主とするより分れたる也

一　地方問答書曰、惣て關東方は御年貢取方、田方は米取、畑方は永取の定法にて反取申候て、たとへば

上田壹反七斗取、中田壹反五斗取と、大方反取上中下の間壹斗飛に仕候

上畑壹反、永貳百五拾文取

中畑壹反、永貳百三拾文取

下畑壹反、永貳百拾文取

大方上中下の間貳拾文飛に仕候、如レ此に候得共上中下の間飛樣は、取箇の考の上段々作略有レ之、先定法は書面の格にて候、惣じて上方は御年貢取方田畑ともに米取の定法にて、厘付取と申候て、たとへば

上田壹反の石盛十五にて候得共、壹反の高壹石五斗にて候ゆへ、五ッ取の時は、壹反に七斗五升取也

中田壹反の石盛十三にて候得ば、壹反の高壹石三斗にて候ゆへ、五ッ取の時は六斗五升也

下田壹反の石盛十一にて候得ば、壹石壹斗にて候故五ッ取の時は、五斗五升也

右石盛上中下の取附の間壹斗飛に候故、高にては貳斗飛に成候、上中下下々の間の飛樣段々此格に候

按書に云、上方厘取、關東は反取とわかりし事、上方は貫高より今の石高と成り、關東は永高より石高に成候故也

予曰、本文に關東田方米反取、畑方永取と計にては不レ分、米方の根取は何より出し事ぞ、畑方永取は如何取付候哉、此處を尋度事也、たとへば

高壹石五斗
上田壹反歩　　石盛　十五
此取六斗　　高に四ッ取
外三斗は　　種夫食農具代百姓方へ被ㇾ下
外六斗は　　五分〳〵の分百姓作德米、是根取の根元也
〆壹石五斗
上畑壹反歩　　石盛十
此取米五斗　　高に五ッ取
此代永貳百文　　反取也
外貳百文　　百姓作德也
右畑方は人足扶持不ㇾ及例也、是は百姓勝手次第二毛作も三毛作も作る故也、委は檢見一件に記す
按書の內、貫高永高分りの事難ㇾ分、是は地理元法集に有ㇾ之、依ㇾ之略ㇾ之
又曰、關東方の內私領抔には前々より取辭にて、田畑米取いたし來候て反取に不ㇾ仕、厘付取に致し候も稀に有ㇾ之候得共、御料の法には無ㇾ之事に候、上方の內私領などには田畑反取にいたし、關東流に致し來候も稀〳〵には有ㇾ之候得共、御料の法には無ㇾ之事に候
田畑名目之事

田畑名目は土地の位也、往古は上中下下々の四名ありて、外の名目は不ㇾ見當ㇾ品々の名有事は、名高
以後始し事と知べし

一　田方、藺田、麥田、麻田

是は通例上の位に一段上り也、但美濃國慶長年中の検地帳に、上麥田、中麥田、下麥田と極しも有、上麥田に石盛壹ッ、中麥田は中の石盛に壹ッ、下麥田は下の石盛に一ッ上り也、藺田藺を作所により藺を刈て又稲を作、麥田麻田は兩毛作也

見付田、砂田、惡地下々田、山田、谷ッ田、埜地田

是は通例上中下下々と、位の難澁を名目を付け、段を下げて石盛を付る也、見付田は、惡地の内にても能所をいふ意成べし、砂田は、砂勝にてねばりなく惡地をいふ、惡地は、下々田は則名目の通也、山田、谷田、埜地田は、何れも場所耕作の名なれば、通例上中下下々の付べき所も有筈なれども、必竟土地惡敷通例の位に難ㇾ極ゆへ、直に其場所を名を付け段を下げしもの也

沼田、深田、棚田、洞田、流作田

是は位の名目にはあらず、場所の名にて、沼田、深田をすべて水田共いふ、元來水田は田方の惣名にして、沼田、深田の事にあらず、されども世上にて古來より唱ふ事也、棚田は山方にて地面片下りの所、段々畔を立て棚の如き所也、洞田は谷合の耕地也、流作田は川通堤外など度々水損する、

水なき時と水出の年より立毛にさわらず、收納するをいふ也

苗代　是は種を蒔苗代也、新田共いふ

植田　是は名にはあらじ、植付の違をいふ、植田は、苗代に仕立たる苗を植る田にて通例也

蒔田　是は苗にては不レ植、籾粒にて蒔也、麥など蒔心にて、灰に下肥を交ぜ、或は水肥を引蒔也

摘田　地を能耕しならして、杖などで穴を突て、其穴へ籾粒を摘入るゝ也、又灰に交て入もあり、但植田掛り水を上とす、蒔田摘田は下々とす

予曰、水過て植田に不レ成地は、春過夏に移る時分は、水の少き時有、此節に蒔田摘田して宜し、土の性に隨ひ太延るものなり

一　畑方

桑畑　楮畑　漆畑　茶畑　麻畑

麻　藍　紅花を三草と云

桑　楮　漆　茶を四木と云

民用共に功者成もの也、美濃國慶長年中の検地帳には、桑楮は上畑の石盛に壹ッ上り也、上畑十二なれば十三と極る、麻畑茶畑は上畑同石盛に付しもある也

見付畑、砂畑、惡地下々畑、山畑、野畑、麻野畑

燒畑、薙畑、切畑、林畑、萱畑、萩畑、葭畑

是は通例上中下下々と位の極がたきを、名目を付て段を下げて石盛を付也、見付畑、砂畑、惡地、下々畑田方を解す通り也

山畑野畑是又同斷、麻野畑は人里遠き野畑にて、猪鹿に喰荒されるといふ意也、信州筋にもあり、又甲州の山方小苅生畑は、山方野方草木を燒て其灰を肥にして、其跡へ粟稗を蒔、切畑は切替畑共いふ、野にても山にても、五年七年又は拾年も作りて、其土地瘦て作毛實のらず、至つて其所を捨、又外の所をも切開て作る也、北國筋海邊に砂山畑といへる有り、是も切替畑也、林畑以下名目の通り也と知るべし

流作畑　田方解と同斷也

按書云、田畑名目の大概右のごとし、此外にも名目いか程も可ㇾ有なれ共、見聞分を記のみ、扨畑の字も畠の字も、二字とも字書には見へず、日本字也と云傳ふ、園の字圃の字ともにはたけの事也、田は田畑の惣名にて、專ら田といへば畑もこもる也、田方を分けていふ時は、水田といふ、東鑑に仁和二年中武藏國多摩の曠野を、上多摩川の水を堰き水田に起すべしとの評議有りて、大切を始し事見へたり、古人田方をば水田と唱し也

或人云、晋書に曰、「畠收至㆓十餘斛㆒、水田收㆓數十斛㆒」とあり、畠は畑の事也、二字を一字としてはた

けの文字にしたると見へたり、又畑の字も大耕水耨といふ熟字もあり、田を水田といふ、よりて拵ひたる文字成べし、扨古き云傳に、上方三分二、畑方三分一、關東畑方等分と積りといへり、上方に三分一銀納あり、關東に畑方永取、又は畑方半石代の引付を見れば、古來は相傳の說なるべし

予按るに、上方筋出水は少、惣て用水掛り也、譯て山方付は用水用候事也、畑少三分一程の積り也、其内にも畑勝成所も有り、一統に米取成ゆへに、三分一は安石代の定法有レ之、甲州は四石壹斗四升替、中國の内にも石州は壹石銀拾匁替、出羽奧州は兩に六石がへ七石替、皆同樣の事也、兩に六石替も壹石拾匁替にて納事も、六拾匁に六石に當る、場所より金銀の差別、又は高位の直段の差別もあれども、極山中など米直段至極下直の場所などは、其富りを以勘辨の上仕出たるもの也、關東の畑方永取も石盛を高と見、五ッ取を掛貳石五斗替にして仕出たるものなり、出羽奧州、或は上方筋甲州邊石盛高考へ候得ば、貳石五斗替至極的中也、此三分一石代の類は地理元法記に委く有レ之故、略レ之

一　割附免狀之說之事

割附免狀共に百姓可レ納年貢の書付にて、上方關東名目違ふなり

一　地方答問書云、關東方にて御取箇御年貢可レ納目錄、年々百姓へ渡候を年貢割付と申候、駿河より上方筋にては年貢免狀と申候、所により下ゲ札とも申候

按書に云、割付といふは、田畑上中下の反別に取を割付て取立るを以、割付する免狀といふは、古き詞にて、是程年貢に可ㇾ納、其餘は百姓の取分に免じて遣といふ儀也、今にては厘付の事をも免といふ、下ゲ札といふも免狀といふも同意にて、上より被ㇾ下る年貢の書付といふ義也

又懸ヶ札と云ふ事近年起れり、（延享二丑年より始る）本百姓入作越石共に至迄、其年の取箇を能知りて、免割に虛妄なからしめんが爲に割付、免狀の外別に年高、厘付、反取、委細に書分て、其村の制札場又は名主庄屋の家の前など、諸人能見る所にかけるなり、掛札といふ

予曰、諸國御代官申合區々、掛札は御代官の存寄にて出來、書樣違ふ也、甲州にて認候趣は、左之通

一　高五百石　甲州山梨郡何村

一　米貳百石　高に四ツ

一　高三拾貳石五斗　同所新田

一　米九石七斗五升　高に三ツ取

外

一　米三斗貳升　見取田（反に壹斗六升取）

一　米壹斗五升　見取畑（反に三斗取）

一　壹石貳斗五升　山手米（何村入と云）

右者、當何年御取箇書面の通相極者也
何十月　何の誰
右者、巾壹尺程長貳參尺にして相應に認也
諸國石代之事
諸國石代は古の事にて、永高町代の遺法成べし
一　地方一樣記云
一樣記は古き役人の所ㇾ撰也、記者の姓名不ㇾ傳、其書莠混雜して見惡敷故、予外に解を書
谷直右衛門按
關東貳石五斗代
上方三分一銀四拾八匁替
下野宇都宮三石替
奥州白川會津長沼　三石貳斗替
同福島　七石替　同仙臺　七石替
出羽國六石替、田畑投兎半金納
按書に云、此諸國石代當時も引付の所に多有ㇾ之、貫代共いふ、年久敷儀にて其始不ㇾ知といへども、

關東諸國の永代時代の遺法なるべし、しかし古來は何國も籾遣ひにて籾納なれば、此石代も此一倍の籾數成べし、米の積り半減したるとみへたり、いかんとなれば、關東貳石五斗代の永を高五石と見する事は、則籾五石にして、直に年貢の籾數なれば也、今は貳石五斗代、關東の畑永の通例と成たり、上方三分一直段、今は其年の伺にて極る、奥州、白川、會津、長沼三石貳斗替と云、石代の内白川領分今は三石貳斗七合と成、其譯覺書に、奥州、白川、森山、會津、石川領筋半石直段三石貳斗替に候處、其後白川領分三石七升貳合替に成儀長鐚四貫文に口を加へ候勘定を以、壹貫に四分の利を加へ候積りにて、三石貳斗の内壹斗貳升八合引レ之、三石七升貳合替に直しと有、是前方は調百錢の勘定の所に、九六錢に成し故也、今は石代直段三石七升貳合替に成たるといふ覺書也、出羽、米澤田畑投免半金納といふは、田も畑も米取にして、惣取米半分六石替の石代を以金納にする也

一　或覺書云、貫代の事所々にて違ふ、甲州川内郡の貫代は、壹石四斗四升に當る故記置と云々

按書に云、貫代とは、永壹貫文に付て米何程と積る、則石代の事也、此覺書の意は世上にて貳石五斗替を、諸國一統の通法と思ひども、所々にて違あれば、一統の事にはあらじと也、甲州の小切直段も貫代と一ッ也

一　或覺書云、甲州大切小切の事、信玄公の時代より始り、取米三分一、大切三分一、小切は拾壹俵半替也、此米四石壹斗四升也

按書云、甲州大切小切の事、取米三分一小切、此定石代永壹貫文に付拾壹俵壹斗八升、但三斗六升入、金納相殘米は米納也、此内御張紙直段といふは後の事にして、大切小切拾壹俵半替の引付は、永高時代の遺法なるべし

予曰、甲州大切小切の譯本文に有レ之通、小切永壹貫文に拾壹俵半四石壹斗四升に當る、今は拾壹俵半といふ事は失て、四石壹斗四升替と唱る也、大切小切とは唱へず、小切大切也、小切は九月取立也、大切は十月御張紙直段御書付出候節割付觸也

又按書に大切小切拾壹俵半替の引付は、永高の時代の遺法成べしと有、大切右引付を以て可レ出様なし、元大切と名付石代に成候事は、甲州梨ぶどう栗柿木綿菓實たばこ蠶の盛成國故の見込の取箇故に、虚米は石代にて取立る故に、御張紙直段にて代金を取立る也、上方などにも右の類多き事也、實米は田方に有米の事也、殊に田畑共米取成故に虚米多、皆畑村御張紙直段を以皆金納なり、只今にても右賑ひ見込に増事あらば、是非虚米取立樣ある間敷儀也、其時は伺石代、或引付の石代直段を以可レ取立レ事也、譯不レ分ば後日の迷ひに成故如レ斯也

檢見新古之説傳

一　亦地方は國の長にして、萬民の尊貴する所也、檢見根取考、村方盛衰の考、樣々の演説雖レ有レ之根元起法は不レ違也、然共民の衰變の甚也、縱壹ヶ年計飢渇の年有レ之共、勞れ無レ之事世上の第一成べ

し、古言にも及㆓拾六萬人㆒、其飢則必生㆓亂勢㆒、今續世盛なる故、人數隨㆓御治世㆒增長し、其内には物毎功者成者多故、微細に行屆事也、依㆑之吟味過て百姓の痛を不㆑知樣に成行事也と古人の教訓する事あり、又予考に、御治世續に隨ひ、今日本の人數は貳拾億萬人にも可㆑及也、概を以近きに縱見る時は、天草陣など飢饉より地頭へ恨をなし一揆を起し、九州勢を以て漸退治す、然上は百姓憐愍を加へて、古來よりの御取箇見合、前々免狀なども古へよりの分不㆑殘見屆て、たとへば一村に二十年以前には、五百石の村に人數何程有㆑之、牛馬何十疋有㆑之候得共、當時家數人數何程差引何程減、牛馬は當時何程と古と差引何程減ず、取箇古へと差引何程增す減ずと大數を糺し、然れば古へは御取箇拔候所有か、又的當なるか、今無理か不無理か得と考へ、不相應の增方にて、百姓難儀におよび取立差支或は百姓の離散（地を捨逃る）退轉（地を捨家を潰）此所能々辨ひて勘辨すべし、嚴敷權威にかゝりて、百姓の痛にも曾て不㆑構、誠に責る心に成時は、不忠にもならんや、先年の例に隨ふ事宜きにならんや

一　其村へ檢見願出る時は、定免の内ならば此村始つて何十年、或は何ヶ年に成、其内何ヶ年破免致したるや、又は破免は無㆑之哉相糺し、其内に破免多きは、水旱の難に遭村也と知るべし、又壹ヶ年計の破免は心の附處也、先は怪敷と手を廻し能々可㆑糺、左樣成時は、先年も茸を取し山登心得て願ふ事有べし、代官の考へ第一の所也、村方强て願時は、能々利害申含、得心無㆑之候はゞ、其趣口書申付、又小前帳仕立可㆓差出㆒旨急度申付、帳面の相違無㆑之樣再應申付事專要也、一枚毎に立札申付

也

一　年々檢見取の村々は、先達て檢見の時節にも相成候間、內見立札小前帳算入相違無ㇾ之樣に、例年の通申付る也

附荒地起返り、是又吟味いたし可ㇾ申事也、是は六月七月時分に改極置も宜し、村限鄕帳を見て年々永引、拾石以上は心を付可ㇾ改

一　右の通吟味相濟候はゞ、先廻狀を以來る幾日頃出立、其村々令ニ廻村一間、先達て申渡候通內見合付入念、三合以上の見込無ㇾ之樣に相改、帳面來る幾日迄持參可ㇾ有ㇾ之候、尤算入再應相改可ニ差出一候、若合毛三合以上の見込不埒の合毛付等於ㇾ有ㇾ之は、急度咎申付候の間可ㇾ得ニ其意一旨、道筋等掃除繕等決て仕間敷旨申觸候事、是は勝手文言故不ㇾ記

帳面差出候はゞ、尙又算入いたし差出可ㇾ申旨申渡、帳面相渡し算入爲ㇾ致差出候はゞ、猶又一通り相改、縱ば五合毛計寄付見候歟、四合毛計寄付候歟、存寄を以改る事也

檢見用意之事

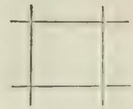
一　桝　壹升　五合　壹合　桝三ッ

一　竿　三組程　長六尺壹分、是は古來の定法也

此坪竿は大工に申付爲ㇾ伐たるがよし、小細工のきゝ候迚、素人の伐竿はあしゝ、論に及ぶ時は大

工を吟味する也、竹を絲にて四ヶ所をつなぐはあしゝ、四本にして切缺內を六尺壹分にして勝手に入候方宜し、竿入る時は、先

二方を當百姓にふまへさせ、又二方を入て名主組頭百姓代地主に見屆させ、宜候旨申候はゞ刈らせ、莚につゝみ勝手宜所へ持寄舂法爲ㇾ致候事、其節油斷して合を減じ



候はゞ心を可ㇾ附也

一　田方檢見改樣の趣、樣々有ㇾ之事なれども、私數年手掛たる趣を記、其村へ入時は當村は何方を壹番と尋、其所にて五六番も一筆限に人足を廻し、大概廣狹を見、五六番の內相違無ㇾ之候はゞ、五十番何方と尋ねば其所へ行、又七八番も尋ね相違無ㇾ之候へば、其通りにする也、又相違有ㇾ之候はゞ、又百番或は五十番と尋ね吟味する事もあり、水損など有ㇾ之村は、縱ば水損町步二町步も有ㇾ之候へば、五六町步も其餘も皆損町步も仕出するあり、其時は名指番附に吟味受候時はかならず顯す也、其時は先へ返し、利害を以取出し、不ㇾ殘引戾し、科も隱す、左候得ば恨なし、跡にて强訴に不ㇾ及、是等は以心傳心の所也、御　代官へは其夕宿に咄す、其故は此村は此水損にては三分五厘か、三分一厘か四分損か大數を極、御取箇は胸の內に取付置所を、五分損六分損、或は皆損と紛らかし、引方を少しも多くする故、此方にても夫だけは埋候吟味也、村每科を申付候ては甚困窮の上、收納の損大成事勘辨もの也、引方も存る通りに遣し候へてさへ、水損の村々內損多く、定て怒るもの也、引方も不ㇾ遣、又咎をも申

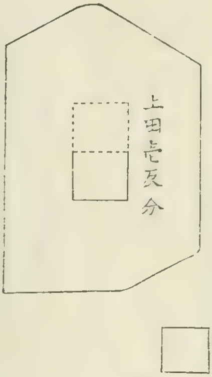
付、表向の事にはなく心に有べき事なり

一　今日は三ヶ村廻りしが、此通りにては日數掛り百姓の難儀にも可レ成と心付、明日五ヶ村廻村し可レ改と思ふ時は、朝は早く起き、日の出には出宅廻村すべし、雪國などは遲く候得ば、雪下に成御損毛難レ計、百姓の內證損は夥敷事也、何れにも檢見はよく仕廻候儀肝要也

坪刈見立樣之事

一　其村へ入小前帳へ引合見候上、たとへば下見は五合毛也、此村にては三合刈出さねば、根取に不レ合と思はゞ、一坪に三拾八か、四拾株か五拾株か大概に積り、一株の籾何合と、たとひ四十株にして一株貳勺宛と見るなれば籾八合と見、漸々當合毛ならでは無レ之、干減の立樣なし、然れば刈事不レ成三勺と見れば壹升八合と成、四合干減用捨米にしても、八合は丈夫に有るとみれば刈なり

坪刈仕樣幷樣し樣之事



一　坪刈は人々見立樣第一也、內見五合と有所にて、壹升貳參合餘も可レ有レ之と思ふ所にて刈也、然共其人の心持にて緩む事有、强き事有、たとへば

□如レ此一坪刈なれば、上田壹反步下見五合毛壹升何の作改

又外手先より前に改候際より□如レ此竿入刈也、上田壹反步下見

五合毛改壹升壹合如ㇾ此改也

右の通御代官は手代の刈改る所、又隣より改、又手代御代官の刈跡を改、同役の刈跡も改、互に改る時は明らかに成る、合毛は存分に刈出置、諸事御代官の了簡に成様に、私の元改相勤る時は、右の通致たる事也、宜と思召人は此通に御用ひも可ㇾ有ㇾ之事也、合改の事は、前日に此村の當り合は如何程と根取の石數を改たとへば

高五百石　　田方

此取米貳百石　　高四ツ取根取也　當り合毛五合

内百八拾石　　有米

此籾四百八拾石、村方仕出籾あり、當合三合

殘八拾石　　不足米

此籾三百貳拾石　　不足籾也

惣町歩五拾三町三反三畝歩

此當り合貳合

右の通に候得ば、下見は何合毛にても、田毎に貳合宛の刈出なり、坪刈帳は如ㇾ斯

三千番字何　稲何　種の名也　　地主

一　上田壹畝拾五歩　　何右衛門

內見五合

改八合　　　但 一坪四拾株 一坪廿本立 一穗百粒

一 五十番字何 下田壹反五畝步

內見三合

改五合　　　但 一坪五拾株 一株十五本立 一穗七十粒

右此外に其減を除く事也、寛保三亥年被二仰出一村々御取箇の儀に付、强訴の國々も有レ之に付、向後早刈の節干減は可レ立也、村方强訴の節干減不レ立村方强訴に及ぶ時は、御代官不念也、干減立候上强訴有レ之時は、百姓不埒に付、百姓を御科被二仰付一候、又御代官不念の時は、御代官不埒に付、被二仰付一有レ之旨御書付出候儀も有レ之候、何れにも干減は可レ立儀也、合毛澤山に出候とて、御取箇過分增方有レ之時は其村難レ立、併水損所抔には根取の低きも有レ之候、然共水損所は何時水損可レ仕も難レ計に付、其勘辨第一也、能年に有合毛限に取付候ては、水損の時緩方無レ之也、右の通五拾三町三反畝步有レ之所へ、一坪の合毛壹合增時は、籾百六拾石增、米にして四拾石增也、五勺增にても貳拾石は增也、然ば壹勺にても大事の所也

一　雨降又は朝露の內合毛損の事、雨天の節百姓檢見請候事は嫌ふ也、然ども御取箇は御代官の胸の

内に有事、合毛減の大方様もの也、少も厭ふべからず、籾は出るものなれば、本式はほうろくにて炒る也、若又炒事手間取候得ば、籾を桝の内へ百姓の力にまかせ、押入させ杉形に盛上させ一升にする也、是も同様成事也、其上合毛出候はゞ干減を余計にいたし遣すべし、是も當合毛大意にして積る事也

一　坪刈帳奥文言之事

右者當村田方水損に付、此度御検見奉レ願、御廻村被二成下一に付、私共御案内仕、田毎に立札を以逸逸奉レ入二御見分一候處、私共差上候内見小前帳を以、番付の通御引合被レ成、所々坪刈合毛御様被レ成候に付、私共立會見屆候處、干減等存分に御引被レ下御改合毛少も相違無二御座一候、然上は右御改合毛を以、何分の御取箇被二仰付一候とも少も違背仕間敷候、右御改に付少も御非分成儀無二御座一候、爲レ其印形差上申所、仍而如レ件

年號月日　　　何國何郡何村

名主　何兵衛印

組頭　何左衛門印

百姓代　何右衛門印

是は一村限に印形候事に候、噂(ママ)に可二罷出一などは悪し、其場にて取候事

一　小前帳出様之事

但色々存寄有レ之、勝手次第に雖ニ好事一、左の通好事は仕盡事也

右寄

九反八畝拾五歩　八合毛

此籾貳拾三石六斗四升

壹町三反三畝拾貳歩　七合毛

貳拾四石壹升貳合

五町三反五畝歩　五合毛

八拾石貳斗五升

五町九反廿七歩　四合

七拾石九斗八合

拾五町壹反歩　三合

百三拾五石八斗

拾六町五反四畝歩　貳合

九拾五石貳斗四升

四町四反三畝歩　壹合

拾三石貳斗九升

貳町壹反貳畝拾六歩　仕付荒皆損

合五拾三町三反三畝拾歩

刈出貳合　但干減引之

反別五拾壹町貳反廿四歩　皆損反別除之

籾三百貳拾石

二口合籾八百石

此米四百石

取米貳百石　高四ッ取に當る

外貳百石　百姓作德米

右仕出樣は色取の法也、畝引の法は上中下をわけ、籾仕出寄は右同斷

畝引の法

何國何郡
何　村

一　高五百石

此反別五拾三町三反三畝拾步

此取米貳百石　　定免辻、或は根取

此籾八百石　　一坪當り合五合

但刈出貳合用

此　譯

上田五町貳反三畝拾五歩　高七拾八石五斗貳升五合　石盛十五

内

六反五畝貳拾壹歩　八合毛

此籾

五反六畝拾貳歩　七合毛

八反貳畝歩　六合

五反四畝拾八歩　五合

八反壹畝廿壹歩　引なし　四合

壹町壹畝三歩　引なし　三合

六反三畝歩　貳合

内五畝壹歩引

小改五町貳反三畝拾五歩
內五畝壹歩引
殘五町壹反八畝拾四歩
分米七拾七石七斗七升　反に六斗取
此取三拾壹石壹斗八合　高四ッ取
外三斗貳合　當不作引

中田下田下々田右の通也、たとへば當五合の時は、四合毛は壹合不足なれども、刈出貳合を加へ六合有、壹合の餘計有三合毛は五合に成、當合毛に海中成故、引方不足貳合毛は壹合不足に成ゆへに、八厘の引方立也、寄は懐の上中下を寄付る也、今は畝引は不入事故荒增に記之

一　古檢見は仕出し貳合毛迄は御取箇不附、是は種夫食肥し代引ゆへ也、小檢見手代貳人宛、其以前は手代は立會百姓より、三人算筆の達者成者を撰申付、誓詞の上小檢見爲致尤畝引成、其節は小檢見は三人立會、壹人相廻る時不出來の田計見る、たとへば

何左衞門印

上田壹反五畝歩
內見三合と有　當り八合毛
改五合と見る時三合の不足也、此內にて干減を立、內貳割の法八ッ掛れば四合有、壹合の刈出也、

八合の內四合引時、四合不足也、是八合にて割ば五分積り也、壹反五畝步へ掛て七畝五步、此五步へ三ッ掛十五步と成、左の通

一　壹反五畝步　　何左衞門
　　內七畝拾五步引

右の田每に坪刈は難レ成事にて、立會手代幷百姓小檢見三人も、此合毛は何程可レ有レ之、何分引にして可レ然哉、各存寄入札に申付、多方へ用畝引を立、是者本式の小檢見也

又曰、其後に小檢見相廻候て、手代計に成候事年號不レ知、天正年中の後と見へたり、私領分に今以右の古法殘たる有り、如二古來一の貳合種夫食に被レ下

又曰、小檢見は百姓小前の一筆限を改、當り合毛より上の出來帳面にも不二仕出一刈出とも八合に不レ當時は、引方立る積りの檢見也、其日限相改反別何町步高役拾石と、左の通印形を以相渡事古法也

一　上田何畝何步　　石盛十五
　　分米何程

一　中田何町何反步　　同　十三
　　分米何程

一　下田何町何反歩　　同　十貳

分米何程

一　下々田何町何反歩　　同　九

分米何程

〆何町何反何畝何歩

分米何拾何石何斗

右其村田方書面の通引方相立者也

卯九月　　小檢見

何村　誰　印

何村　誰　印

何村　誰　印

立會　何之誰　印

右村　名主 百姓中

右の通小檢見より一村限に相渡たる也

一　大檢見は一日に五ヶ村も三ヶ村も廻る也、御代官元〆手代壹人足輕壹人召連大通を通り、何合毛成とも勝手次第に一坪か二坪程坪刈いたし合毛を樣す、一村一體を見る意也、たとへば小檢見にて五百石の村にて、高五拾石引相立候共、夫には不ㇾ構、大檢見方にては此村にて壹厘增し貳厘增しと了簡するため也、又は刈出し無ㇾ之時は、何厘引とする事也、只今にては小檢見大檢見突合事と、去る覺書にも有ㇾ之事あれども、全左樣成事にはあらず、小檢見は一體の出來には頓着不ㇾ仕事也、一體の了簡は大檢見のわざ也、然ども只今は享保年中の頃より添檢見始りて、夫より色取に成、古法は捨れり、享保十三申年と定免取四分摺の法初り、其節は四分挽より引方相立、勿論畑方引取に相立し事也、其節享保十九寅年御尋の趣、近年百姓及二困窮一事は、如何樣の事成べし可二申上一旨御觸有ㇾ之、御代官寄合の上、近年困窮は四分以上の引方故、百姓內損多く有ㇾ之候、向後は三分以上の御引方被ㇾ下候はゞ百姓取續可ㇾ申旨書付を以申上る、夫より三分以上には成たる事也、夫より程過御勘定奉行神尾若狹守殿御勤役の節、延享元の頃より畑方引方相止候、其後百姓難儀彌增に成り、五分以上田方損毛の節、畑方御引方は伺之上に相立事也、其代り增しもせざること也、先年は田方の厘增減に隨ひて、畑方も增減したる也、然ば田方は年々引事なき村は、少し宛增と思へども、年積り候得ば夥敷增に成、出劣りの分にては引事なし、增ことのみにて、後々は田地澤山に持たるものは、田地を捨て他參する樣に可ㇾ成事也、又畑方の內には下免過たる大拔あるべし、其謂は畑方增減無ㇾ之故也、地方を見習ふもの勘辨

のあるべき事也

小検見大意の事

上田壹反歩　　　　　　　　　石盛　十五

分米壹石五斗　　　　　　村高也

内見五合毛

改壹升　外に干減立る事

此籾三石也

分米壹石五斗　　　　村高也

此取六斗　　　　高四ツ取

是は古法有

一反に人足　三拾人掛り

此扶持籾七升五合

一反に種籾壹斗

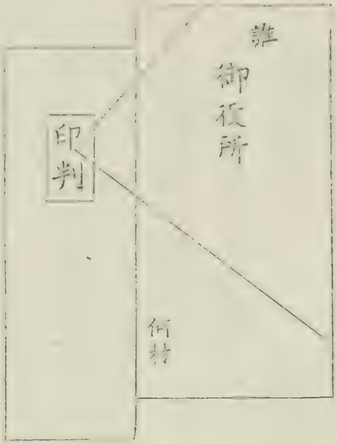
一反に肥代四斗武升五合

此肥代は一反永武百文より武百五拾文迄の積り也

農具代も籠る也
〆籾六斗也　　　一坪に貳合當る
此分米三斗　　　村高の内
差引殘壹石貳斗也
是は則村高にて、是を五分〳〵にして根取の取米也
此取六斗　　公納
外六斗は　　百姓作德
右の通成事にて、中下下々田同斷也、畑方は勝手の作物作ゆへに種夫食肥代下入也、わけは兩毛作又は三毛作も作るゆへ也
一　三毛作は　麥　大豆　蕎麥
一　二毛作は　麥　木綿也
是は定りたる事はなし、夫故に勝手作といふ也
一　享保十九寅年大水損にて、武州豐島郡上練馬村、下練馬村大樣の損毛檢見願候事有、見分相濟引方相伺候所、兩毛作にて引方難〻成由にて帳面返候事あり、是等後々の心得にも可〻成哉と爰に記す
一　畑方檢見は麥作損毛有〻之節は其趣訴候、是を以厘を申上る、又秋作損毛の節は猶又右同斷、兩毛

損毛成時は、兩毛損毛御代官見計ひ、其内屋敷反別、幷山方平場無雜の反別除レ之、殘り反別何分損と
引方に立、反別より仕出し不レ申時は、帳面割付など仕立候節差支に成

一　御取箇相極候はゞ、員數を端書に認、仕出帳へ役所別を以押切封じて印判いたし



上之通認候て名主百姓代呼出し、御取箇端書相渡す間、村中大小百姓立會開封可レ致旨申渡證文申付、尤立會開封仕拜見仕候旨、幾日迄請書可ニ差出一旨申渡、尤態々罷出に不レ及、御年貢持參の節、又は外用事有レ之節、持參可ニ差出一旨申渡候

一　御代官廻村の節は村々泊りに呼出、御仕置幷御年貢納方其外制務ともに委細に申渡、請書證文申付也、是は連判も取る事也、又下書三通も四通も拵置村々へ相渡、一村限に申付事も有、惣て證文は一村限宜し、譯て御取箇に付證文申付時は別て宜し、其譯は强訴の節の爲也

一　惣て村方吟味する時は、いかりの無レ之事を第一とするなれども、一向弱しては又百姓に威勢付不レ行屆、兎角器量第一の所也、然ども威勢計氣を付候者は無理あり、無理成時は百姓一揆起る
此百姓一揆と申事は御箱訴、第二强訴門前に市を成す事也、兎角强弱の差別肝要也、强弱の心は詩

文を作る心也、七言四句にて堅く見せ、和れは歌にて三十一文字を以面白作るこゝろ也

御取箇心得の傳

一　水損村々三ヶ年に一度、五ヶ年に一度逢事有、或は堤切所石砂入にて何年荒地引、石砂入山崩抔の名目付永引立る、是は年々引にて無ㇾ間も起返成り、夫を爲ㇾ改る時、たとへ本田畑四ッ取にも當り候得ば、當年起返りは壹分貳分の取下ゲに付る成、三四年過候得ば無程の地面より宜事有、然ども御取箇上ゲ候事もなく、取下ゲにいたし置事多かるべし、是等は目の付處第一也、稲作出來形に應じ、變地にてあしく成候はゞ取下ゲ尤也、宜は可ㇾ増事也、此吟味は何年永引起返り、何年起返りと銘々爲ㇾ記、厘の可ㇾ見合ㇾ事第一也、本田同樣に出來候はゞ本高へ加、取下ゲ段免を止めにする也、然共無理は惡敷直に百姓の得心する樣に取計可ㇾ申事也

一　當年起返りなど一向作付ざるも有もの也、左樣の類は見捨、明年の起返りにする也、初年より御取箇付樣に吟味强ければ、恐て不ㇾ起、是は白人のすること也

一　空地の所を新開にいたし、少々作物仕付事あり、是は見取場に申付、先少々取箇付也、地馴候に隨ひ年々取增事勘辨すべし

一　田地は日向により同樣に出來候ても、取實に次第あり
東南へ向たるは上面也、西北へ向たるは中下也

右之心得は籾は同升目に候得共、米揩にして違有、五合揩之所四合も無レ之事可レ有也、依レ之不功者にては百姓を潰事有、醫師の人を害する心也、夫とも了簡して不レ盗は人殺す、役人も諸事を不ニ見分一ば百姓を潰也といへり

一　検見より歸り候はゞ、大概年貢の大積り仕出、御年貢米永仕出、村々へ納方觸出候事

一　割付仕立之事

　是は別帳に有故爰に略

一　納方大積明細帳之事

　是は右同斷

一　郷帳之事　是は右同斷

一　村鑑明細帳之事　是は右同斷

一　皆濟目錄之事　是は右同斷

右六ヶ條帳面の儀は、知りたる事なれども、不案内の者のため別帳に記す

納方之傳

一　本石斗立出目米之事

本石斗立は上方關東一統の事にはあらず、上方すべて斗立納なり、出目米と云ふは、國より年貢の

外に餘慶を出す所あり、本石を延米にしたるをも、延米とも出目米共混じいへども、意味違ふとしるべし

予曰、意味違ふとは如何の事成哉、本石と云は、御年貢米見取米、幷小物成の事也、たとへば米百俵あり、此石三拾五石也、是へ貳斗ヅヽ延て壹俵三斗七升に成る、此石三拾七石也、百俵に付米貳石出るゆへに出目米也、是を以本石斗立といふ事也

米三拾五石　本途　米壹石貳斗五升　見取米

米壹斗五升　山手米　米五升八合　野手米

合米三拾六石四斗五升八合

此斗立三拾八石五斗五升三合三勺

此俵百四俵七升三合　但三斗七升入

右の通の事、私領方にて俵入にて不同あり、三斗七升、三斗八升八合、四斗入家法にて、色々の俵入は有レ之候得共、本石を俵にするには、是非三斗五升にて割俵數を見る、本石割也、取立る時は夫々の入を以取立る事、然ば四斗入は五升の出目、三斗八升入は三升の出目米也、是延ともいふ也、籾摺などの出目は、籾の拵樣にて過不足の有事也、是は別段の事成べし

一　關東納米三斗五升入を三斗七升納る也、是を本石斗立といふ也

按書云、古來は關東も本石斗立の差別もなかりしに、いつの頃よりか三斗五升入壹俵に貳斗ヅヽの餘分を加ひ、是を土用欠と名付候由、是より關東は通法と成て、本石斗立の名目先年老夫に聞て、當時にては貳升ヅヽの餘分出目米とも唱ふ、又斗立にしたるを延米とも唱ふ、然共出目米といふは國にも有レ之、或は上州に四斗六升出目、羽州に貳斗出目などといふ有りて、御年貢の外に別に御年貢高へ加へて納るといふ、何れも元來籾摺より起りて納るよしにて、其初四斗六升出目七合三勺摺、貳斗出目は六合摺に當る、此外諸國にも此類有べし、本石斗立の出目は元は格別也

予按るに成程籾摺より出し品と見る也、是は私領或は私領引付の事成べし、古法籾摺の時、城内へ籾にて納る挽屋といふもの有て、米摺にする時、五分摺をば體に立、夫より出目米は餘慶也、是に色々の名を付候事成べし、籾能干臼入押と籾の角すれて餘慶入る成、擣能ば七合五勺にも摺るもの也、則右の類は籾摺の例を用る事と見へたり、是は外物に取立故・皆本石納也、是を又三斗五升入にして三斗七升納也、然ば延米出目米の緣のはなるゝ事にはあらじ、能々勘辨すべき也

諸國俵入の事

諸國俵往古は定り有しに、當時は諸國一樣ならずと知るべし

一 續和漢名數曰、米苞數

延喜式第五十卷曰、凡私運米五斗爲レ俵、仍用二三俵一爲レ駄

按書云、當時國々の俵入、關東地廻りは三斗七升入、出羽の內村山郡三斗七升入、田川郡、由利郡、飽海郡は四斗八升入、奥州岩城郡三斗七升入、同國白川、福島四斗入、越前、越後四斗入、甲州三斗六升入、三州、遠州、駿州、濃州四斗入、尾州、攝州、播州五斗入、作州三斗入、丹後、備中、備後四斗入、豐前、豐後五斗入、聞し分を記、此外國々の俵入何程も有べし

予按るに、延喜式に五斗入三俵を爲レ駄と有ども、日本の事には有まじ、唐の高の事升にも譯有事也、日本の引當には成難し、日本にては四斗入以上は用ニ貳俵一爲レ駄、以下は用ニ三俵一爲レ駄大例也、貫目に積る時は三拾六貫限る也

一　鈴錄云、四ッ物成三ッ物成抔といふ事は、元來百石と云は籾百石也、米にして四拾石有も有り、三拾五石もあり、四斗俵三斗五升俵抔と云事出來せり

按書に云、四ッ物成三ッ五分物成とは、今の厘付の事也、四斗俵三斗五升俵は俵に入レ之事也、厘付俵入ともに籾摺より起るといふは、往古五斗俵の定成所、今諸國に俵入の違多きを以てかくいへる成べし

予按るに、四ッ物成四斗俵と云說不レ聞、三斗五升入は古法、日本中の取米を平均見て三斗五升入に當る故、是を大數と極定法にして、三拾五石は百石の高結ぶ依レ之御藏渡りは、高百石は三拾五石の割也、三ッ五分四ッ取と、厘取も反取も、元は檢見の節反より籾を取出し、米にして高へ割厘取

出す、四斗入百俵といふ事なし、入は國々にて定たる事なれば、一國の内にも不同あり、此說前書備故略レ之

口米永の事

口米口永古來よりの引付にて其始不レ知、貞享の式目諸國守護人奉行のヶ條に至、近年分補代官、於二郡鄕一宛二課公事於庄保一、さあれば其時代よりの事成べきか、今取立るも國に異同あり、亦中頃は錢の調百と九拾六文とのわけにて、口永の異同なりしが今は一樣に成たるなり

予云、出羽奥州中國の筋にも、今以調百にて通用の所あるは一樣共云がたし

一 或覺書云、口米は（上方は壹俵に三升 關東は壹俵に壹升）出羽奥州三州より東は關東に付、近代遠江は上方に付

亦云、往古より口永は、納壹貫文に付永三拾文御法也、中頃壹貫文を九六を以割、（寛永青錢の頃か）目錢を出し取立に相定より、九六にて割ば三拾貳文貳分五厘と成、（是を小目錢と號す、然るにこうもくせんと讀る）此三拾貳文貳分五厘を八貫文掛れば壹貫文と成故に、法には三二を以取永を割也、三二を割時は少々御代官の損成方に候得共、算術短く時間故、畢竟刎込ても損失に成程の儀も無レ之故、擧世三二を法と用る、又曰、口永壹貫文に三拾貳文貳分五厘取之儀、古來は一樣に調錢四貫文に付長錢百貳拾文取る、此百貳拾文を四貫文にて割ば三拾文に成、四文の出目有レ之錢百貳拾文に四文加ひ百貳拾四文、又貳拾四文に壹

文の出目を加ひ百貳拾五文也、是を四貫文宛に直せば三拾壹文貳分五厘と成、是より三一二五の法とて取扱、三一二五にては八兩に付壹分宛の積りゆへ、口永には三拾にて割事と覺樣子存じ候者なし、子年より三拾文宛に成候ゆへ、向後其沙汰なし

按書云、口永の事當時は古來の通りに成て、永百文口永三文宛と定りたるゆへ、此覺書を記すも無用の事なれども、中頃には九拾六錢の割合を以如レ斯の事も有りと、見合の爲に記す、又口永も上方は取米壹石に三升ヅヽ、關東は納米三斗五升入壹俵に斗立壹升宛成しが、今は本石壹升ヅヽ取立る也、但享保年中より御口米御口永は公儀へ上り、御代官には御代官所高に應じ諸入用被レ下候也、然共私領御預の分は御定の口米永にて、諸入用の御沙汰に不レ及也、扨九拾六文を以百文とする事、異國には其代に隨ひ、四拾八文より段々有りと見ゆれども、本朝古其沙汰を不レ聞、或書に九拾六文を以百文とする事を初しは、鎌倉上杉の家臣領分へ他國の商人入込て、領分の錢を他國へ持行とて、百文の處へ四文宛はぶいて渡せしより始りたりとあり、又或書には、甲州信玄公の家臣不算の人の爲に始しなどゝいへども、異國にも有事にて、元は世俗のいふ仕掛け相場といふ樣成ものにて、百文に直段せし物を、九拾六文にて拂ふより出來たるもの也、尤諸國一統の事にもなし、東國北國筋の内今以調百を通用す、本文の内口永納壹貫文に三拾文御法也、中頃古來調錢四貫文に長鐚百貳拾文取、其後九六錢成、四文の出目有レ之とあれば、上杉の家臣信玄の家臣始たるとは附會の說にて、寛

永新錢の頃より九六錢に成たると見へたり

予曰、古法本文の通也、今は口永左之通

高五百石

一 米百五拾八石五斗　　　何村 本途

一 米五石六斗貳升　　　見取米

一 米五石三斗五升六合　　　小物成

一 永八拾六貫五百文　　　本途

一 永壹貫貳百五拾四文　　　見取米

一 永五百八拾文　　　小物成

納合

米百七拾貳石四斗七升六合　　　三斗五升入壹俵に壹升ヅヽ 口米

永八拾八貫三百三拾三文　　　壹貫文に三拾文ヅヽ 口永

○米四石九斗貳升八合

永貳貫六百五拾文　　　上方筋

○米五石壹斗七升四合　　　壹石に三升ヅヽ

一 或覺書云、甲州に公納口米三升、口米の事古代は糾納甲州升にて貳拾盃、外損欠貳盃入、合て貳

拾貳盃にて口籾壹盃を取、米納に成は籾を六合摺に積りて取、但甲州升壹盃は今の京升にて三升入也、右貳拾貳盃の籾今升六斗六升也、米にして三斗九升六合也、口籾壹盃は今の升の三升米にして壹升八合也、然ば米壹石には口米四升五合四勺五才餘に當を、此内壹升五合四勺五才餘公納口米とし、三升を御代官の口米とす、但し取米を二十一に割總口米を出す、按書口米御定より多分は公納とす、此類奥州にもあり、取米を廿二に割出すとは、取米貳斗貳升に付口米壹升宛に當る故也、且又此覺書にても古來籾納成事知るべし

一 米百七拾貳石四斗七升六合

米五石壹斗七升四合貳勺八才　三升口米

米貳石九斗壹升壹合　公納口米

術は按書の通也

反高見取之事

反高見取、何も年貢計を出して高役を勤ざる地面なり

予曰、高役勤ざると計にては難ㇾ分、家居にはあれども、水損抔にて高入にいたし候ては地損の有ㇾ之時に六ケ敷、是等の勘辨を以て反高にて百姓住居いたし、何村新田などといふ村名有ㇾ之、反高と記所は反高と唱る也、又高外に記見取場村居もなく、割付免狀外書に記所は、則見取場也、如ㇾ斯分

候事

一　地方答問書に云、新田等悪作の場所は高を不レ付、反高と申候て町歩計記候て、相應の取箇を付置候所に、關東方には數多有レ之事に候、高を付候へば高役掛り候故、高役の上に年貢納候儀成兼候、たとへ取箇付候ても、餘り少し計の取箇を付候へば、高役も同事の樣成故、不レ得二止事一候て高付無レ之反高にて差置候

按書云、見取反高似たるものにて、見取といふは、今年の作付しても來年は不レ實成場所を云、反高は不レ定地にあらざれども、作毛不出來成悪地をいふべし、關東筋に所々有しが、段々高入に成也

總て見取場と申は、田畑共に新開新田等高に結びたき地にて、高を不レ附候て差置、輕き年貢を申付候場所故、見取年貢付置、田地を見取場と申候、年を經候て作なき地も、能成候て高を付候ても可レ然見へず、時高に結び候て新田に立置候歟、村高へも品により入候事に候

按書に、定見取といふて檢地帳に記せしもあり、或覺書に總て見取場といふものは、潮入池沼の端か、今年立毛を仕付ても、來年は不定成場所を見取場と名付て、高外にする事成に、何之譯も無新開又は改出しの類を、いつ迄も見取と名付置事不吟味成事也、猶も不埒成は見取屋敷など〻名付の屋敷も有と云り、尤成事也、又村方より空地とて開發場に願出る内にも、其村の川欠跡か山崩か何その荒地跡を段々起して、起返りにしては本免に立歸るをいとひて、後日其村の二重高に成事を不

レ辨、當分年貢の少き事を思ひて、見取に願ふ事も有事也、起返りの場所ならば起返りにして、其地面相應の取箇を付然べし、何れにも引高の立歸る樣にすべき事成に、起返りといへば早本免にせんとなずむ故に、村方よりも是を厭ひて、又自然と見のがしにも成樣に成行ば、地面と取箇の不相應より、右の通成費も出來るなり

高掛り之事

高掛りは小物成とは別にして、百姓役成故に知行渡の高に不レ結、往古は家郷といふて人別に懸、中古は田地の反別に掛、今は村高に掛る也

予云、高掛り往古は人足勤也、御黒鍬御陸尺御藏納の人足之類、右引付を以私領方、總て大名方にても領知知行より年々人夫を呼召仕しより、今に其名殘りて有事なり、今は

一　高五百石

米壹石　　陸尺給米　　但百石に貳斗掛り

米三斗　　御傳馬宿入用　　但百石に六升掛り

永壹貫貳百五拾文　　御藏所入用　　但百石に永貳百五拾文掛り

右の外に國役普請有、是は何ヶ國但或は關八州國役、或は駿遠三の三ヶ國組會、近々御入用に隨ひ定りも有レ之よし、又曰、甲州は一ヶ國割合也、一ヶ國の御普請入用總高拾八萬石の內にて口留番所

船渡川越町宿助郷大工役鍛役木挽役新田古新共、右の通本高拾三萬石にて割合出る時、享保年中より添檢見の節より、自普請村御入用村と村々勝手の願にて定る也、依レ之不同あり、此所は口外へ難レ出事也、尤高百石六兩迄は百姓役六兩餘御入用成也、古は六兩に上る事はなかりしに、今は普請大造に成し故、いつとなく堤も大き成御入用も掛る事也、末に記ゆへ略レ之

一　東鑑云、文治元年十一月廿八日補任、諸國平均守護地頭、不レ論二權門勢家庄公一可レ宛二課兵粮米一(段別五升)之由云々

按書云、頼朝公始て國に守護、庄園に地頭を置て、其入用米と見へたり

一　又曰、弘長二年六月御上洛、間百姓等所役事段別百文、五町別官駄一疋、夫二人可レ宛二行一(至二百以上一町一可レ準二田一町一)

按書云、鎌倉將軍家の時代臨時の課役たり、田方畑方の段違も是にて知べし

一　定納高掛り、御傳馬宿入用米、六尺給米御藏前入用之事

按書云、前方は年々御割賦にて納不同に有しが、享保年中の頃より高百石に付御傳馬宿入用米六升、六尺給米貳斗、御藏前入用永貳百五拾文掛りと定納に成、右之外關東には小穀代とて、年々御割賦有レ之納しに、享保年中より御免也、前方は大豆餅米等の割賦を色成といふて斗立納也、宿入用米六尺給米は臨時の高役といふて本石納也

予曰、今以本石納也、口米も不ㇾ掛、然る處寳暦七丑年六尺給米、幷御傳馬宿入用米御張紙直段にて、三兩增にして石代金納に成、又云、荏大豆納關東に有り、是は高に掛け取立る事なれども、高掛り物といふになし代米渡りなり、皆畑村々荏大豆は納るなれども、米なし故に他村の買米を以荏大豆ともに貳升に付米壹升ヅヽ渡す、又曰、餅米納の事上方關東にあり、太餅細餅米粳共に三割增、粳は五合摺の積を以米にて三割渡申候、此餅米納は御入用員數相極次第、諸國御代官御印狀を以被㆓仰渡㆒之事故、年々石數不定也、又曰、土地惡敷餅米性惡敷、餅にして弱して難ㇾ用村々有ㇾ之時は、能々吟味して土地のよろしき村へ計申付事也、又惡敷村々一國不ㇾ宜所には、伺之上買納にする、其節又入札を取直段伺、御添狀を以納るなり、又曰、六尺給、御傳馬宿入用、御藏前入用の三役は、夫米夫金等納る時は則右に準じ爲事故、三役不ㇾ掛事定法也、又曰、私領上知など御代官所、又は當分御預所抔に被㆓仰付㆒候事有ㇾ之節、夫米夫金等取立候由、引付は、引渡有ㇾ之節は、先其年は引付通取立、翌年より御料の通伺之上取立る事也、其時は夫金夫米等は相止め、三役高掛り物取立る事也、小物成の類は引付の通也、何れも伺もの也

一　或覺書云國役高掛り之事

御朱印地、寺社除地、公家門跡の領は相除御作法也、除地の分檢地帳の末に書付有ㇾ之分可ㇾ除事

予曰、享保年中取扱覺候は、御朱印地、除地は勿論、永荒高、其外何の差別なく掛りなど覺候、

心付候方は能糺候て此前へ可レ記也、概に大名領分抔は、たとへ五萬石拾萬石の内には、諸引方も可レ有レ之候得共、双方は掛る事ゆへ、五萬石は五萬石の入用節出し、拾萬石は拾萬石の入用出す事也

一　地方答問書に云夫米と云事

公儀には無レ之事、六尺給米とて御賄所六尺共へ、年中の給米を被レ下候、私領方にては心々にて、夫米を高に何程と定取立候由、公儀にては其通には無レ之事

按書に、私領上知など引付にて、夫米にても夫金にても納村は、六尺給米不レ掛御定也、前書に委解故爰に不レ記

又曰、惣て關東上方共村方の公私の小入用、夫錢割合の儀、高割を以割合出し候定法に候、然共市立候町場村々山方濱方浦方にて高に應じ候て、家數大分多き村方は家別にも出し候、是を棟別割共申候、關東方にては高割成惡敷村も有レ之故、是は田畑反別割にもいたし候村方も有レ之事に候

按書に、入作の百姓共入作の村より公儀、並地頭へ納役掛りの類、高割、家別割、人別割、出入もなく添來所は其通りにて、若出入に及時は高割すべきよし、享保六丑年被二仰出一候

予云夫錢共村入用共いふ也、名主私欲の心あれば、百姓方より及二出入一或は組頭長百姓などの頭役儀を望尻押等いたし候故、享保年中より夫錢帳入用帳と成共、上書帳二冊役所へ出し、役所にて白

紙帳へ押切取レ之、二冊を村方に差置、村入用有レ之節、村役人百姓代立會相違無レ之樣帳面に記、其年付廻す算入寄付いたし、相違無レ之旨文言に認、名主組頭百姓代、或は惣百姓連印を以爲ニ差出一、於ニ役所一算入幷入用不埒有無得と相糺、一冊は村方へ相廻す、一冊役所に留る也、此取合不レ宜候ては出入不レ絶、村方も困窮する事也

浮役小物成之事

一 浮役小物成は年貢の外に納る名也、一樣にはいへども、小物成は惣名にして、浮役は其内の一ツ也、或は定納の賣出し、又何役何代などの類を浮役といふ、年貢の事を物成といふにより、年貢といふ意にて小物成といふ、然ば百姓役の外、何にても年貢の外に定納するは皆小物成たるべし、知行渡の高によりて、入高の違有と知るべし

予曰、小物成と浮役の差別不レ分、小物成といふは、山手米、野手米、山錢、野錢、鋸役、大工役、木挽役、御林下草錢、葭焚錢、芝地錢、草紙萱錢(マヽ)、河岸役錢、鍛冶屋錢、船役、右の通形有レ之場に付、定る所は外にして可レ有レ之事也、皆小物成と知る事常也

又曰、浮役といふ事は海運上、川漁獵運上、浦運上、河岸運上、鳥運上、鮭運上、鰯運上、酒株運上、町屋運上、松茸運上、此外も品々有レ之、右の類は當座物にて、五年三年の請負もの、又有時は止時も有レ之、或は金、銀、銅、鉛、錫、鐵、山皆浮所務にて浮役と申候、是は御旗元衆抔知行渡し之

節高に不ㇾ結

一　地方答問書云、惣て小物成幷浮役と申候は、山林野原海川殺生、其外何にても田畑御年貢の外に定納に米金納候儀にて候、是は萬石以上の知行渡し之時は、高に結び入渡し候節、但永壹貫文は高五石に積り申候、惣て運上と申候、山林海川等其外何にても、年不定に請負人等有ㇾ之候て納候類は、萬石以下の知行割渡し候時高に不ㇾ結、高外に成相渡申候

按書云、浮役小物成之類知行渡し、米なれば壹石を貳石、永なれば壹貫文を高五石に積る事、永貳石五斗代を用ひて、何も籾に直しての積り也、定納米といふ内に私領上知など、夫米夫金の定納抔は高に不ㇾ結、臨時物といふは、其年計か又は年季の限り有、取立候て定納になきをいふ、新田冥加金又は關所金抔の類也、扨知行渡しの込高といふに心得違ひ有、本文の通萬石以下の渡方は、定納物を高に結び渡す、是をも込高といふ共、元來の込高と云は、萬石以上へ右の通の小物成高を除き高外にして渡をいふ、又知行渡し、縱令高百石四ッ物成の都合にて渡時、其村の五ヶ年平均四ッに不足なれば、四ッに合する樣に高を增して、百石の高を百何石と渡す、是をも込高と心得たるあり、是は物成結び渡しといふ、又野高山高にも色高と名付て、本途高内へ結び置もあり、惣て小物成に品々の名目擧て數へ難し、大概鄕帳に載せしはいづれも定納もの也、然共漁獵運上年季受負などの鄕帳に記せしもあり、或覺書に、捉米の事、捉野の事といふ有、捉米といふは、今の野手米の類成

べし、掟野は其野をいふならん、惣て小物成に色々の名目有といへども、名目は其時節役人の意を以付來るべし、山手、山役、山錢、山年貢、山小物成抔名目少しヅヽ替れども、畢竟小物成の事なり

予曰、本文按書共不ㇾ分樣に心得候、前書にも有ㇾ之通、小物成といつ迄も同樣に取納る事をいふ、浮運上物冥加米永、或は金銀山年季請負の類也、前書に記故略ㇾ之

一 或覺書に云、上方關東共浮役高に結び知行渡時、永壹貫文に高五石替に直し渡來候、上方筋には永と申事は無ㇾ之、金又は鐚也、四貫文壹兩の積にして、五石替に致し來候處、近來間違の事出來、壹兩を貳石五斗にして渡候事有、夫より後誤り其儘に、貳石五斗代にて上方の分は渡し候よし、是は不穿鑿なる定法也、東海道筋永高の場所、壹貫文を高に直す時、前々より五石代にして、假令御代官所高五百石の内に、永高千貫文あれば五千石に直す、五百石と都合に入る、然時は萬一代方の場所を知行に渡事有ㇾ之時は、壹貫文を貳石五斗代に直し渡す歟、五石代にて渡候ては、浮役物の貳石五斗代と一儀兩樣に成、如何跡先の考なく法を改候儀は、如ㇾ此違却有り、古法を改る事は能々吟味の上可ㇾ有二了簡一事也

按書に云、本文の通聞へたる也

予曰、浮役五石替にして知行渡に成事記有ㇾ之、小物成は高に結び可ㇾ渡事也、又大名領地渡に浮役

に結び可レ渡様なし、永高は貫高と申者、小物成の事にあらず、永祿の頃より天和年中の頃迄は貫高、其後は永高にて知行領地渡り也、是は成程本文の通なれども、小物成浮役の事にはあらず、往古は籾納の節成故に五石替にて渡す、今は米納故に貳石五斗代なれば是を以誤りの筋も不レ見、込高渡りは知行渡の節過不足によりての事也、城付領地渡の節新規新田高小物成の類、高の内に入ると申渡に候、今以不レ承事也

一　地方鑑曰、惣て役を掛るに、昔は物の譯不レ定、年貢にも兎狀といふ事なし、年貢もとられ次第取り、百姓も住宅定らず、萬事不調成故、棟役をかけて家に役を取、夫を百姓迷惑して家を長屋の様に作り、棟役をせざるにより、門役を掛て取、門役をいやがりて口を塞ぎ、口を少さくするにより、内にて竈をかずへて鍵役を取、是は物毎不レ調時の事也

按書に云、その昔押なみしてかくのごとくの時代に成たるにはあらざれども、國によりて右の通に有る事、今引付の小物成などにても知るべし、扱かぎ役の事、或覺書に、鎰役、自在のかぎ也、越前に有といへり、在方はすべて爐に自在といふものをさげ置て食物を煮る故に、自在のかぎを竈と見て鎰役を取りし也、直に竈役の事

予曰、右體の儀は御料所に有事にはあるまじ、甲州には信玄公の代に名主長百姓、（此長百姓は、關東の組頭と云事なり、組頭と云は、百姓代の事也）或は身の宜百姓の妻、御城にて中居の格に申付、國中より中居役と申小物成を取立し事

有といふ也、右言葉今に殘りて、長百姓の妻は不ㇾ殘村中居と唱る也、是等も私領の時の說也

一　出作入作越石持添之事

出作入作越石持添何も似たるものにて、わかち有と知るべし

一　地方答問書に云、出作田地を心得違候て、越石と唱る事相違成儀にて候、越石と申知行割の時割合仕候節、高拾石より內の割合不足有ㇾ之、隣村の內を足高に渡し候を越石と申候、越石は田畑を割分け渡し候儀不ㇾ相成、勿論百姓をわけ渡候事も不ㇾ成候て、足高分の年貢計を年々渡候儀にて候、越石高へ惣て諸役人足役等も不ㇾ掛法にて候、右越石高は其本村の高の內を越石分程除置夫程の年貢を年々相渡候事

又曰、出作と申は、何方にても田地を調候歟、質流等に取、居ながら外の村に持候田地を作候百姓を出作百姓と申候、此田地を作候地と申候村の遠近に無ㇾ構、何方にても居村の外に田地を持、通ひ作にいたし候を、出作共入作とも申候、出作は此方よりあの方へ出候て作り候と申義にて候、入作はあの方より此方へ入候て作り候と申候義にて候、出作百姓の地を持添とも申候、右出作百姓へも其年年々貢割付、幷諸役割掛け帳を本村百姓同事に見せ候法にて候、わるくいたし候得ば、出作の百姓へは右帳面を見せ不ㇾ申、本村並より多く割掛け候儀も間々有事ゆへ、此法を立置候

一　勸農固本錄に云、下村の荒地を上村の百姓新開仕候時、兩村ともに同地頭ゆへ役人心得違ひに候

上村の高に結候を下村より越石高と云所も有り

按書に云、本文の外に抱田地抱屋敷の名目あり、其百姓にあらずして外より所持するを云、扨知行渡り分郷の事、或覺書に世間の分郷を見るに、割之仕樣は通例の通法を出し、壹人前の持分反別小物成迄法をかけ、村中を引分候ゆへ、御料共私領共片付引分たる百姓壹人もなく、皆平均の割に成也、如斯わけ置候ては、自然闕所の百姓等有之時は可引分樣なし、割法を家數にも掛け、家數極候上可相成程は片付て、引分後反別永引難成分、漸二三人にて越石百姓相極置、誰々は御料所より私領へ越石、誰々は私領より御領所へ越石、百姓と名寄帳可極と有、知行渡分郷の節之心得にも可成事也

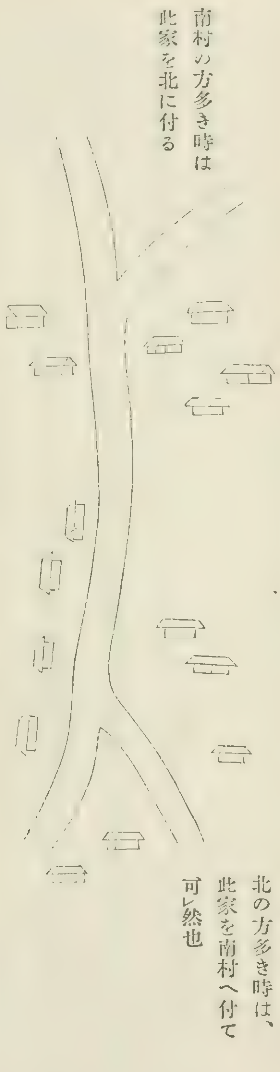
予云、知行渡の法不及云儀、法を知し割事也、右割樣左の通

一　高五百石　　何村

　　内貳百貳拾石　　知行渡り

術に云、貳百貳拾石實に置、村高五百五拾石を爲法除くは四分成、是則法也

御料所殘り高は六分の法也、右四分を新田高御林小物成見取場秣場、其外何にても其村に有之品は、右四分を掛け引分、尤殘り高も六を掛、厘毛の捨入を改引わくる也、高によりて法を六ツケ敷有なり、縱令居村家數百貳拾軒



右の通有レ之は、先鬮を入大道を南北へ引分、南私領北御料定る時は、南の方にて身元宜才智成ものを見立、又は入札を取、名主組頭を定、家數を四分通引分、私領四拾八軒、御料七拾貳軒と見込、又小前の高を名寄帳を以引分、私領の方高多きか、御料の方多きかを改多き方越石に爲持引分事也、於二場所一勘辨有事成べし、御林小物成村居引方の節、私領役人爲二立會一渡す事也

小作永作之事

一 小作は古へ細といふ古き詞に、細御正作といふて、細は地頭の田を作る、御正作は地頭の手作也、當時は永小作、直小作、別小作等のわけ有事と知るべし

予云、永小作とは、貳拾ヶ年過候得ば永小作といふ也、併拾年も十五ヶ年も無二故障一作來る時は先は永小作也、貳拾ヶ年以上は能々の唱無レ之候ては田地難二取上一、直小作は自分の田地は質物或賣渡候得

共、直ニ自分へ小作に受、小作證文も差出し、自分手作仕候を直小作と云と也、別小作といふは自分の田地を質物或は賣渡し、只今迄自分作來候得ども金主へ渡し、外の者に爲㆑作候を別小作といふ也

又曰、賴納といふは、御法度の質地あり、是はたとへば自分の地壹町五反有時、不㆑殘金主へ渡し、空に五反歩は全地所は無㆑之候得共、此五反歩を自分直小作の證文を入、此小作年貢幷高掛り物諸役無㆑滯相勤可㆑申旨の約束にて、三町五反歩なり、年貢諸役を勤る故に、壹町五反歩は金主作り取に成、是を賴納といふて御法度の筋也、併只今は證文次第の御吟味にて御裁許有なり

一 地方答問書に云、永小作と申は、自分持地を居村にても外村にても他の百姓に小作爲㆑致、貳拾ヶ年立候得ば永小作と申候て、地主の方へ取返し候て、外の者へ小作爲㆑仕候儀不㆓罷成㆒定法に候、是を永小作と申候、然共小作人より地主方へ、小作の作徳米金を不㆓相濟㆒候得ば取戻候、無㆑左候得ば不㆑爲㆓取戻㆒大法にて候、勿論永小作地は小作人の方にて質地等、又は別人へ小作に爲㆑仕候儀一切不㆑爲㆑仕制禁に候、依㆑之當時は小作證文年季短く極候て、度々證文爲㆓仕直㆒、又々外に小作人へ申付候事

按書に云、永小作は本文の通也、直小作は田地を質地に入、其質主直に其地を作るをいふ、別小作は通例の小作にて、年季を限り作事也、山にもおろし山といふ有り、外村より山手を出し場所を定め入來をいふ、永小作同法也、又卸山といふ有、年季を限りて入をいふ、通例の小作の如し、凡永小作直小作別小作は、質田地同樣に出入も多きゆへ、臨時の品々あり、數學するにたへざる故に今略

レ之、前書に云ゆへ略レ之

質田地之事

一　田地は百姓永代之家督たるを以、寛永年中永代賣御制禁以來打續御條目あり、然に百姓貧富常ならず、止事を不レ得して質に入て其用を足しぬといへども、身命を繋ぐ元なれば隨て出入に及び、又質地の品も多く、依レ之臨時の御定有事數學するにたへず

永代賣之事

一　永代賣候質地證文に年季を不レ限、或は永代賣渡、子々孫々迄名田に可レ致等の文言、又は可ニ請返一の文言無レ之、皆永代賣といふ

予曰、永代賣は百姓困窮の元に成ゆへに、寛永年中の頃より御停止に被ニ仰出一候也

頼納之事

一　頼納は地主方にて年貢諸役を勤る、買主へ作り取に致す事也、又半頼納といふ有、假令田地壹町歩質に入、年季を定め金をかり、右の内五反歩金主へ渡し、五反歩手前へ殘し置金主へ渡し、五反歩の年貢諸役を勤るの類をいふ、是又來納同事也

予曰、兩樣ともに前書にいふごとく御停止の筋也、今は百姓も利根に成、頼納にいたし借り候也、金主も其心得有、先は德の有事故、頼納地の内少々直小作に入、其小作年貢を以御年貢諸役共に相

賄候様に、別之小作證文入内證は賴納にいたす也

二重質之事

一　二重質は同所を兩人へ質入にいるゝをいふ

倍金賣之事

一　倍金賣は縱令拾兩の質に入たるを、手形には拾兩と認事なり、請返す事は、年季明元金一倍にて可ニ受返一文言あれば、是又吟味之品あり

有合質之事

一　有合質入は年季の限なく、金子有合次第可ニ受返一旨之質入をいふ、其質入に入たる年よりの年數吟味有べし

再質入の事

一　再質入は質に取たる質地を、又外に質入に入るをいふ、前々御定もあり

年季賣の事

一　年季賣は關東方にて年季賣、上方筋にては本物返しといふ、是は金子を借し田地を年季を立て買取、田地作德を金の利の代りにいたし、利なしに年季明たる時は返す故、本物返しといふ

讓り田地讓り屋敷の事

是は由緒有りて田地を讓るをいふ、金銀を取り讓り渡しの文言にて、賣渡事御停止也、出入に及びては其品吟味によるべし、町方家屋敷は親疎の無ニ差別一早速町内は不レ及レ申、一類へも弘めいたし、帳面名前も改る御定也

寄附地の事

一　寄附地は地頭より寺院へ田地屋敷山林を付るを云、凡下にてはならぬ事也

質入之事

一　質入の事は高反別字名請等の書記に、年季を定役判宛所共に委細手形に認たるをいふ也

書入之事

一　書入は名所計か、反別計か、手形に認たるをいふ、出入に及時は、常體の借金同事筋也、右質田地の名目大概如レ斯、出入に及時は、質入書入年季の長短彼判宛所也、有無等に隨ひて吟味の上御裁許有り、又取り上なきもあり、委事は律に達せし人尋て知るべし

予云、此事は書に載事は叶がたき事なるべし、上の御制務に拘りし事也

名主組頭五人組之事

一　名主の名目は鎌倉將軍家の時代より始りて、其引付を唱へ來るといへども、其職は大に變ぜり、然共今纔の一在所にもかゝはらざるものにして、又五人組などは古今共に善法たるべし

一　地方答問書に云、關東にて名主組頭と申候、上方にては庄屋年寄と申候、所により庄屋年寄組頭と云へ候も有之候、西國筋にては別當庄屋と云へ候所も有之候

按書云、名主といふは古き詞にて、貞永の式目に名主職と有、此引付成べし、庄屋といふも是又式目に庄屋といふもの有、是は一在所を奉行する者にて、名職同列のものなれば、庄屋は庄敷の轉じたるならん、組頭元來は五人組の內頭分也、又年寄といふ有、又長百姓といふ有、往古の長といふ長にはあらず、高村百姓年寄百姓の類也、又百姓代と云は、多く年寄の內、又長百姓の內にて云來るも有、五人組といふもの、往古の制五人を伍とするより積りて、拾人を大とする、五大を一隊とす、五拾人組也、是より組上て兵部に用る、引付の殘りたる也、時勢移り替りたれども、伍法は殘りて、何國にても五人組を定帳面記、前書には御大法を書立相守る事、古今の良法也

予按に、五人組の內の頭分たる故に、組頭とするもあれども、關東は庄屋名主共村の用也、庄の字名主何も司の字也、組頭といふは、村を分て年貢諸當の集を守護する役也、五人組の頭、十人組の頭は、百姓代の事也、甲州抔は名主役は年番成故、休の者は惣て長百姓といふ、是は則關東の組頭に準じ、甲州の組頭といふは、關東の百姓代の事也、惣て宿場町場中國筋には、日代問屋年寄といふ名目有、何も右に準る說也、江戸、京、大坂、奈良、堺、伏見、長崎、佐渡、甲州、駿河、惣て府內は町年寄と唱へ、名主を支配する役也、一樣に心得候ては世の迷ひに成也、評議に不及事也

夫食種貸延賣之事

一　夫食種貸は常例の事にあらずといへども、凶年饑歳には棄べからざるの第一の義也、古人變を常に制すといふ事は、平日豫備の事也、民を移し粟を移す事も荒政の急務、兼て講ぜずんば有べからず

予按るに、古法夫食貸抔といふ事は先はなき事也、然るに享保年中御取箇の吟味も强く成り、百姓次第に困窮するゆへか、水損の度毎に夫食といふ、いつとなく彌增に成御年貢相增候上、餘慶に返納つのりて、百姓の陰は薄く成行事也、昔は水損に無レ紛所は、御代官の吟味に隨ひ、强て吟味も無レ之故に、名主組頭など役所に願候儀も一兩度にて相濟候處、次第に吟味强成行、五度七度願に出、其上見分役人を差遣し、人馬の費、陣屋元にての入用掛り候上は、漸々日數も十日計りの夫食拜借いたし飢凌候との事、中々御救には相成間敷事也、心付は無レ之候得共、存知の趣難レ記也

一　農業全書云、凡飢饉の兆分れば、智有人は夏の中にも早く見及べし、尤七月初には見る者也、農民の食を儉約せしむべし、扨蕪菁を多く種さすべし、麥より少早く出來ぬれば、麥に取續時の助成べし

一　荒政要覽書云、人非二五穀一不レ生、五穀盡而糠粃、糠粃盡而艸根木葉、此束レ手待レ斃之術也、錄レ之良可二於邑一云々

山牛房　蘩蔞　夏枯艸　金盞花　蕎麥苗　虛豆苗　豇豆苗　百合　麥門冬

苧根　菖蒲　老鴉蒜　山蘿荀　地參　車輪菜　雀麥　燕麥　黃精

蒲　筍　蘆　筍　茅芽根　爪蔞根　菊　花　金銀花　艾　筍　木槿樹　白楊樹

像子樹　柏　樹　榭　實　槐樹芽　楮　樹　柘　樹　楡錢樹　櫸　實　皂莢樹

右品々食して害なき事は、未㆓心見㆒といへども、救荒の見合にもと記すのみ、此外數多品有㆑之と見へたり、要事救荒本草を見るべし、先年關東野方飢饉を凌、又何の草木の若葉にても、味噌を以煮て食すれば腹中にあたらず、依㆑之奧筋の百姓、可㆑成程は味噌を貯てせんくりにせうといふ、又海草の內にも荒布は何年圍ひ置ても損ずる事なし、飢饉年の貯に至て重寶成ものとて、朝鮮國には專ら貯とすといへり、扨夫食貸の事常例の事にはあらざれども、損毛の一國一郡かくれなきには、夫食貯ひの有無を吟味せしめ、男女老人子供をわけ、實々飢に及者を撰みて、作毛に取付迄の日數を積りて、米なれば一日男貳合女壹合かし、麥なれば男四合女貳合、粟稗にても麥の日數同樣の積り也、但返納の年季は其節の吟味による、先づは五ヶ年賦也、種貸の事は籾種麥種反別へ割付、代金を以貸渡、三割の利を元へ加ひ、三ヶ年賦返納之御定也、延賣は御年貢米の內を貸付代金にて翌年取立る、又其年にも貸先繰に取立る也、先年は遠國所々に有しが、返納を永年賦に被㆓仰付㆒延賣相止し也

予曰、夫食貸は五ヶ年賦定法はなし、大困窮にて拜借高多き時は、自分年數を延、困窮をせぬやうに伺之上究る事也、十ヶ年にも十五ヶ年にも可㆑伺事也、又は先十日廿日宛幾度にも伺之上貸渡、跡にて一紙に年賦割合たる能程に伺事もあり

又曰、種貸はたとへば百石拜借の時は、三割の利差加ひ、合百三拾石を三ヶ年五ヶ年に割合取立る事也、年々利の掛ると申筋にもなし

地理細論集卷三終

地理細論集卷四目錄

地理細論集　卷四

檢地根元幷新田願吟味次第之事

一　夫檢地は永祿年中初たると云へども年數不レ知、其後色々の說雖レ有不レ詳、可レ考事也

一　制度通曰、古は五尺を一步とし、今は六尺を壹步とするの異同あり、然れども土地五尺と云は、即今之六尺也、惣別古は度量衡ともに大小の二樣有りて、田地米穀を計るには大桝長尺を用、度量之下論ずる通りにて、土地の廣さ積るには、壹尺貳寸の尺を用て一尺とす、是を大尺と云、五尺の內にて二寸宛の分は一步にて六尺也、然れども古五尺は爲レ步と云も今にては六尺一間也

田園類說に曰、按ずるに、本文の通

六尺小尺の斷なき時は紛敷故に、六尺壹步の間竿と記して尤なれども、一間に壹步宛加へ來る故に、今は六尺壹步の竿と說也、是通りの法なりと記せり

予又按るに、六尺の五尺は今の吳服の物指也、小尺の六尺は曲尺の事、委敷は先に論ず

一　三器攷略云、中葉以來、以二曲尺六尺五寸一爲レ步、此步法未レ審二其所一レ始、或謂昔者量地之竿長壹丈三尺、併二二步一計レ之人立提レ竿、中間兩端迭昂低、遞黏レ地以追行、首尾接續以度レ之、蓋取二其簡捷一也、

今考レ之人立提竿在二腰間一、去レ地可二二尺五寸一、乃以二二尺五寸一爲レ股、地歩六尺爲レ勾、而依レ術求レ之、其弦適得二六尺五寸一、故制竿兩頭各六尺五寸、通長該二十三尺一、後人用二此竿一、就二地面一度レ之、竟六尺五寸爲レ歩、而丈三之尺、迄レ今尚未二之改一耳、元和以降、新田法六尺五寸爲レ歩、三拾歩爲レ畝、十畝爲レ段、拾段爲レ町、計二方面一即以二六尺五寸一爲二壹間一、六十間爲二一町一、此皆合玫並用二此法一、近年又檢地用二六尺之竿一、佗如二舊法一、以二其來レ久故一、此不レ取レ之

田圃類說に、中葉以來六尺五寸を歩といへるは、上方筋には古檢の村として、六尺五寸竿の場所と申傳へたる所々あるを以かくいへども、其村檢地帳は勿論、其外何にても記したる事はなし、必竟地面歩廣成故に申傳へると見へたり、是によりて慥成事どもなれども、量地のはか行樣に竿をば一丈三五にして、其中を提て兩端を地へ付印を付て見るに、地よりこぶしまで大樣貳尺五寸計と見て六尺五寸を弦として、貳尺五寸鉤として、算法によりて股を出とは、地面六尺のもの二ツあるを以てはか行の爲に壹丈三尺竿を制したる、以後人誤りて六尺五寸一間の所もありと思へるはさもあるべき事也、信州飯山に住せし人に知る人あり、其昔城主仕檢地、又は地改抔に度々出候手あり、間竿の尻を兩手に持、我胸に竿を當、竿先を地に付て印を付、貳間四方六間とかぞへたるといへり、是も右の說に同じく、一丈三尺を弦として、地より鈎迄四尺五寸計と見て、是を鈎として股を出せば、地面一丈二尺二分內となれば、手廻しのため一丈三尺竿を用しと見へたり、又元和以來新田の

法に、六尺五寸を歩とすといふ事、これは開發已前新田地を渡す時の事を心得違てかくいへり、最初の割渡しには、其節役人の心々にて用る事なり、享保年中南北武藏野上總國千町野新田抔最初の割渡には、何も六尺五寸竿を以渡置、開發成て本検地の節、御定の六尺竿を以檢地極る也

予按ずるに、右野新田見立の節、六尺五寸の積を以大積の檢地致置、本檢地高入の節は、御定めの六尺を用と有は無レ之事也、惣て廻り檢地の時は、六尺間水繩或は貳間貳歩の竿を以百間と付、何寸と繪圖面を以反別を積る也、然る時は如何様にいたし、六尺五寸繪圖面に直し可レ申哉、然る上は六尺間の積を以、內二割を以堀敷道代溜敷明代の分大積百町と出候はゞ、貳拾町除レ之、八拾町歩と記すべき事也、檢地の節審可レ改事也

一　地方答問書云、家作等の間積は六尺三寸六尺五寸も用候、田畑の歩積にも、中古天正年中以前迄は六尺五寸用と申傳候、元祿年中の頃、秀吉公の命にして諸國の檢地の時、六尺三寸の竿を用うと申傳候得ども、右何れも書記し候儀も無レ之事故難ニ信用一候、慶長元和の頃よりの檢地竿は壹丈貳尺貳歩を用來候、一間六尺壹歩に定候、一間に一分宛の餘計を加へ來候儀、前々よりの格例に候、今以公儀の檢地御條目、壹丈貳尺貳分竿を以檢地仕べき旨書載有レ之事

田園を按るに、中興天正年中の以前迄は六尺五寸を用候と申傳いふ事、古檢の場所は何れも地面の廣さを疑て、工匠家作の間竿を押當てかへに云傳も有べし、扨檢地の竿一丈貳尺貳分にて、壹間六

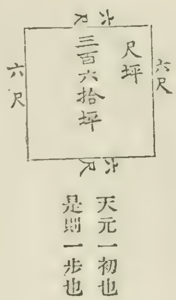
尺壹分と定たりといふ事、元祿年中飛驒國檢地の節一間に壹分宛加へ來候條、長一丈二尺貳分の竿を以一反三百坪と有ㇾ之、余は六尺一寸といふは古來よりと見へたり、知老人に尋るに、往古は五尺一歩六尺一歩といふ事を、いつとなく一分と書違、通法と成といへり、さも有ㇾ之事也、檢地帳奥書にも六尺一分の檢竿を以一反三百坪の積り、御檢地相請可ㇾ申書來、右の通にして六尺一間といふは古今通法成に、其品の申傳にて、六尺五寸竿の古檢の場所今更論ずるも無益の事也、其村の傳之儘にして取箇をも積りて可ㇾ然、美濃に堤間數の竿引付にて六尺五寸也、今更改べきも不ㇾ有なり

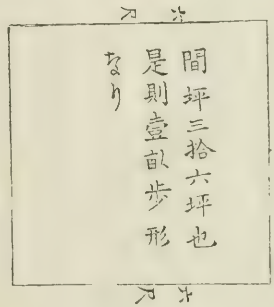
予按るに、一丈三尺の竿は捗行の爲とあり、左にある間の古法工匠の法に

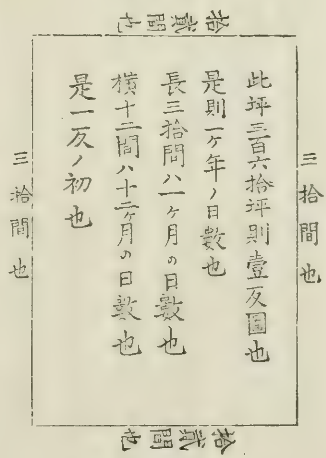
上方間六尺五寸　　江戸關東間六尺　　田舍間六尺三寸

右考るに、心得違成べし、然れども引付を以用來は、誤りにも成まじき身體を股鈎弦に用て、大方六尺間に成べき趣は的中なし、古檢一反三百六十歩有ゆへに六尺五寸といふ、檢見の時は其心得にて刈也、六尺間の竿にて坪刈ためしにても六十坪の積有故也、六尺の古法考る時は、六尺五寸といふ法は無ㇾ之事也、然ども六尺五寸と心得候古檢三百六十坪の積を以の心得也、然る上は六尺五寸を用るより外なし、又云、六尺五寸間一間と見る時は、尺坪四拾貳坪貳合五勺也、六尺間に見る時は尺坪三拾六坪也、差引尺坪六坪貳合五勺六尺五寸間の間多し、是を一反三百六十坪へかけ夂一坪の法三十六坪を以割ときは六十二坪五尺、何れにしても算用不ㇾ合也、一反三百六十坪は六尺五寸より

出候法にはなし、根元左之通







右一反三百六十歩は、中興より一尺三百坪と也、其後大半といふ事初り、三十歩を一畝といふ、拾畝を一反と通法する也

一 制度通曰、本朝の古制、凡田長三十歩廣十二歩爲レ段、十段爲レ町、右三拾間に十二間也

一 日本紀云、孝德天皇三年春、班田既訖、田長三拾歩爲レ段、十段爲レ町、本朝古へ歩數は唐に准じて五尺を壹坪とす、一段は三百六十坪也、壹町は十段にして三千六百坪也、町は唐の頃に准じて廣狹あり、今は三千坪を町とし、三百坪を段とす、是は天正年中より初ると云、又一反を割て畝と云事、いつ頃より初りし事を知らず

田園に云、按るに五尺を一坪とする事、以二前條大尺一、五尺にて卽六尺一間也、往來は三百六十坪

なりしが、今法三百坪也、一畝三十歩にへんじ候事、即考に三百坪になりしは貫高より初り、石高に成ては畝といふ名目起りしと見へたり、京都將軍家以來貫高永高大半小などと云へる名目出來て、其內大半には一反三百歩の積にて、其半分百五十坪を大として、三分一百分を小とす、畢竟一反の小割なれば、石高起りてより初ると見へたり、古へに六貫壹疋と云事有、是は田地千坪を貫として、田地六千坪を六貫とす、此六貫の地より軍役一騎を勤る事也、然るに古來の積り三千六百歩を壹町の積にして、六貫の地壹町六反貳百四十坪也、其積り六ヶ敷也、三百坪を一反とし、三千坪を一町とすれば、貳町にて直に六貫文なるを以、早速の積知れやすきによりかくなし候也、鎌倉將軍の時より、國に守護、庄園に地頭有りて以來、段々古法も失せて貫高永高大半小など出來て、終に今の石高となれり、貫高永高の末に見へたり

此按書宜し、大尺は今の吳服の物差也、小尺は曲尺也、尤貫高永高類は、永祿の頃より天正の頃迄の事可ㇾ成哉、其頃は貫高にて知行渡候節之儀也、然ば三百六十坪一反の節可ㇾ成

一　唐歩畝頃、本朝の歩段町に准ず、田地に段といふ事漢土のつもり見當らず、然ども一しきりを段と云事は、後世迄も多く見たり、田地に町といふ事遂に見當らず、左傳魯襄公二十五年云へり、町原防と、「杜氏集解云、隄防間地、不ㇾ得ㇾ方正如ㇾ井田、則爲二小頃町一」「賈逵曰、原防地九夫爲ㇾ町、三町而當二一井一也」と、此說より本間の所なきによりて、先儒も取用ひられず、然れば町を以田地をはかる事是に出

る、本朝町段名も是より出る成べし、字彙に、町の字を解して云、田區の畔坪とあり、田地のシキリを云事、又段の字と相通用すと見へたり、拾芥抄云凡田を以方六尺爲二一步一、三十六步として爲二一畝一、段頭注に、三百六十步爲二一段一、積七十二步爲二十代一、百四十步爲二二十代一、二百六拾步爲二三十代一、二百八十步爲二四十代一、五十代爲二一段一、或云代る也云々

田園に、田往古三百六十步一反とする、小割と見へたり、積七十二步を十代とし、五十代を一反とする積なれば、二十代は百四十四步也、四步の落字あり、三十代は二百六十步にて、六字十字落字と見へたり、本文書號の誤りなるべしと思ひ、拾芥抄を按るに、是又本文之通なれば、拾芥抄印形の節よりの誤りと見へたり

予按るに、三百六十步一反の小割也、七十二步は古の貳畝也、四畝は貫代なり、六畝は三十代なり、八畝は四十代也、一反五十代と見えたり

一　步一段ノ積、拾芥載トコロ令ノ文ト異コトナシ、其内令ニハ五尺四方ヲ步ト云、拾芥ニハ六尺ヲ步トスルノ別アレドモ、令ニハ長尺ヲ以積タル物ニテ、是又替ルコトナシ、但代ト云フコト式ニ見ユレドモ、令ニハアラハレズ、五十代ヲ一段トスル時ハ、十代ハ今ノ二畝計ニアタル、古ノ詞ニ二十代田ヲクシロダト訓ズ、即此事ナリ、又段ノ字今ハ反ノ字用ユ、是ハ段ノ字草書反ニ似タル故ニ訛轉シテ如レ斯、拾芥又曰、「一段爲二一町頭一、十段爲二一町積一、三十六町爲二一里起一、從レ西行二於東一、（限二三十六里一）町始レ艮終レ乾、

但已上可レ爲二國例一右ノソケ又令ニ見ヘズ、其後制法ニ見ヘタリ、是ハ今ノ三十六丁一里四方ノ處ヲ、西ヨリカゾヘ始テ一里二里ト云、毎一里ニ方一町ノモノ三十六箇アリテ、幅一町ニ長三十六町ナリ、又是ヲ北ヨリカゾヘ出シテ一條二條ト云、毎一條ニ又方一町ノモノ三十六箇アリテ、幅一町長三十六町也、里ト云モ條ト云モ同コトニテ、竪ト横トヨリツモルマデノカワリ也、古ヘ田地ヲワカツノ定法ト見ヘタリ、今ニ至リテ郷村ノ名ニ東條西條等ノ名アリ、又古文書ニ某條ト云コト多イヘリ、古ヘ通ジ行レタルコトニテ、中古以來其法廢絶スト見ヘタリ、拾芥又云、條里ノ起可レ隨二國例一ト、是ニテ知ルベシ

本朝モ古ハ中國ノ法ニテ、一里ノ内ニ小名ナシ、何里何町ト云コト見ヘズ、拾芥ニ三十六町ヲ爲二一里一ト云コトアリ、是ハ上ニ論ズル通リニシテ、田地ノツモリ方一町ノ田ヲ三十六ナラベタルヲ云、路程ノコトニアラズ、三十六町一里ト道ノリヲツモルハ、是等ヨリ轉ズルコトナルベシ、總別本朝ニ里ト云コト三樣アリ、戸令ニ「以二五十戸一爲二一里一」ト云ハ、土地ノ廣狹ニカマハズ、家數ヲ以テ一在所ヲ立ル名ナリ、雜令ニ「凡三百歩爲二一里一」ト云ハ、路程ノ法ナリ、「三十六町爲二一里一」ト云ハ、田地ノツモリナリ、其分ケ同ジカラズ

田園に、在唐の畝法といふより、是迄も制度通の辭也、三百六十歩一反、三百歩一反になりし事は既に前條の按に辨ず

予曰、六十間四方六々三千六百歩、一町歩初處を以一通りの六十間を道法の爲二一丁一、又五十戸を一

在所、或は一里と云、又三百歩一里と云、本朝にて用る所にあらず唐の法也、唐にては和の五十を尊む

又曰、百姓家一軒と謂は、人數以レ有二五人一一軒とすと見へたり、既に甲斐國八代郡二の宮造立勸化の節に、一軒より籾五合宛以二判升一可レ入二勸進一と有也、其節三人の竈は二人竈を加へ、十人之竈は二軒に立るといへり、五人養者は竈の一軒なり、十人養ものは又百姓の内なりと云

田園に曰、大半小之事

大半には田地一反三百歩を三ッにわけし小名にて、今の名高より以前に行れし事也、然に其後地改をして三百六十歩に取合、大半小を付候所も有、今愚按に記す

一　地方答問書に云、世上にて太閤檢地と申は、永祿年中頃には、田畝反歩を大歩小歩半と記し候水帳有レ之、大歩は二百歩、小歩百歩、半歩は百五十歩の事也、三百歩此時も三百歩一反に候

田園に云、世上に太閤檢地は、三百六十歩と云傳ふるは誤りなり、既に大半小も三百歩一反成事分明也、越後の國蒲原郡の内に、新發田領檢地は三百六十歩一反也、反別を大歩半歩小歩と用來、大歩二百四十歩、半歩百八十歩、小歩百二十歩といふ、予其所に至らざれば委しき事は論じがたしといふとも、是は譯有りての事也、檢地も多く承應の頃なれば、其時地改せしに、歩廣なる故に、往古の三百六十歩へ取合、反別に付直しと思る、さるによりて籾納の時の如く米取に成りても、やは

り取米の辻を其村の高にせしゝ歩廣なるゆへと知るべし

一　田園に曰、或る覺書に、天正十九年檢地奉行守田右京、下野足利郡村田村水帳の内

一　中田五反半四拾二歩　一　下田三反大十一歩

田合九反小三歩

田園按るに、位反別ありて高石盛はなし、此時代は關東にて永高專ら行れし事なるに、如レ此中下の位もあり、一反三百歩の積りにて慥成檢地帳もあるは、永高は年貢辻進永樂錢に積りて、今の根取といふものゝ如く成ること成べし

予評論するに不レ分、一反三百六十歩の積りにも

一　中田五反半百八十歩、四拾二歩

一　下田三反大二百四十歩拾一歩是は廿一歩成べし

合九反小三歩

此歩は反別四百八十三歩の內、三百六十歩一反取、又は小歩百二十歩取、然る上は此節も三百六十坪一反割合なり

貫高之事

鎌倉將軍家の末京都將軍家の初より、田地に貫といふ事初り、知行領地など直に此貫高を用て、東國

西國一統行れし事也、其後關東にて永高といふ初りしが、世上にて此貫高と一ッに思ふは誤り

又曰、太平記に云、相模守近國の大庄八箇所自筆補任書を靑砥左衛門にぞ給ひたりける、左衛門補任を啓き見て大に驚きて、是は今何事に三萬貫に及ぶ事大庄給り候やらんと問云々

田園按書にも、此相模守は北條時宗の事也、然ば貫高は時宗代より起りたる様に見ゆれども、東鑑には貫の事見へず、太平記に如レ斯あれば時宗代より漸初りて、京都將軍家の時代専ら行れし事也といふ、或は又太平記の趣は前代の事を跡よりいふに、其補任の地今の三萬貫の地程に當る所をさしていふ事も有べし

　但貫の事は末に見へたり

又曰、西國太平記に云、爰に征夷將軍義晴公の世毛利元就老人あり、源賴朝公の執事大膳大夫大江廣元末葉とぞ聞えし、中頃零落して一所懸命にして世を送るに、尊氏將軍西國下向石州佐波を退治せらるゝに、江州の先陣したる忠節にて、藝州吉田にて三千貫を賜けり、又應仁の亂に毛利小早川藝州より京都に登り、室町の御所を警固しけり、大永年中毛利廣元といふ、又男子二人あり、嫡子興元藝國高田郡吉田の城に居て三千貫を領、其弟元就同國多治比にて三百貫の世帶なりしと云々

又曰、後柏原院の御宇とかや、一條關白右大臣敎房公之子息、權大納言房家卿初て土佐國へ下向あり畑郡に屋形を立、土佐の御所と申なり、則一萬五千貫所領して當郡に居城せらる、其外津野五十貫、

本山五千貫、吉良五千貫、大吉良四千貫、安喜五千貫、香宗我部四千貫、長宗我部三千貫、此外小給人は記すに不レ及、皆一條家へ附屬しけり云々

按に、貫高は東國西國四國ともに一統に行れしと見へたり

又曰、鈴錄云、武士ノ知行ヲ幾十貫幾百貫ト云々、當時モ百姓ノ詞ニ人ヨリテアリ、田一坪ニ苗一把種ニシテ、百坪ニハ百把種是ヲ百目ト云、千坪ニ千把、是ヲ一貫目ト云、此積リニテ大抵十貫ハ百石百貫ハ千石ナリ、併上中下ニヨリテ一定セズ、是法ナリ

田園按書に、貫といふは、軍役を田地の坪數へかけて割付候より起りて、六千坪ヅヽの軍役一騎の積り、是を六貫一疋といふ、所領三百貫を領するものは、五十騎の軍役と定めたるものなり、知行領知抔にも此貫數を用ひ、此節より往古の三百六十歩一反を三百歩一反に縮ぜし成べし、今時の積りにては、二町歩計りにて一騎の軍役勤るべき事にあらずと思ひども、昔の兵農わかれず、武士土着の時の事は、當時の算用には引合せがたし、大抵十貫は百石、百貫は千石にあたり候とも、上中下によりて一定せずといふ事、一坪に籾一升積りにしては、一貫の地十石、十貫の地百石、百貫の地千石に當るなれども、其田地に上中下の品あるゆへに、其積の通には一定せざるなり、元年貢の積りにはあらず、軍役を田地の歩數へかけし故也、今も國々に百刈千刈と云傳へて、大概百刈は一反千刈は一町の事をいへ共、既に今檢地も石高に改る上は、民間に用る迄のみ也、しかれ共是又古

へ貫高時代の詞殘りて云傳ふと見へたり、按に、世上に貫高永高一樣に思ひども一事にあらず、貫は田地千坪の事也、錢の數も百を百文、千を千貫といふ故に、相紛れて誤れども、貫高は旣に鎌倉將軍家後の名目也、永樂錢はそれより百年も後に異國より渡りしものにして、貫は田地の坪數永は錢數なれば、旁以一事にあらずと知るべし

永之事

永高は貫高とは別にして、石高以前關東諸國にて、年貢辻を永樂錢に積りて、知行領知などに直に此永高を用、今も東海道筋、又は鎌倉などに永高の所ありといへども何れも古來の儘なるはなし、今一統石高の世上となりて、永高の時代譯け分明ならずと知るべし

一　又曰、或覺書に曰、尾州熱田の大宮司所持書物に載

當知行分事

百七貫貳百十文　八開鄉內

六十八貫百四十文　須賀鄉內

百三十二貫百七十二文　熱田　內

百貫四百七十八文

都合四百八貫文、右の趣任二御朱印之旨一、所務等の儀の先に可レ被二仰付一候、中納言樣御座次第御書

相調、重而可レ被レ遣レ之如レ件

天正十八年九月十日

田中兵部大輔 在判

熱田社人中

參

田園按書に、寺領社領抔の古き書物を見しに、いづれも何百何十貫文とありて永の字なし、貫高成哉永高成哉今にては分りがたし、然ども關東の諸國東海道筋にて、高の遣法の有ところはすべて高成へし、此書付も貫高か永高か分明ならずといへども、三州には今以永高の遣法あり、尾州は隣國の事なれば永高成べきか扨永高といふは、田も畑も永樂錢に積りて、知行領知直に貫數を用る、今の根取といふもの丶如く、是によりて永高時代の檢地帳にも反別あり、大半小と小割もあり、又上中下の位もあるは、永高とて別に檢地せし事にてはなし、然に後世地面の貫と錢數の貫と紛らして一事と思ふ故合點ゆかず、永高即今の反取の如く、田一反に永何程、畑一反に永何程と、其地面の位に隨ひて永盛を計て、都合何百何十貫文と一村の永高を極る也、此故に永高は其土地の位に隨ひて、一貫文の地廣きもあり狹もありて定數なし、是を永別永盛など丶て、其所の貫代の定法ありてたとへば關東の田高一貫文は籾五厘に取畑方は直に錢にて取事也、尤此時代は專籾遣ひにて籾納な

り、其後米納になりて、今は米にて貳石五斗代といふもの、關東畑永一統の通法に成たれども、元は諸國貫代の內の一ッ也、此故に今程諸國引付の貫代はかく奥州の半石代、甲州大切小切の類皆是永積りの遺法也

一　又曰、或覺書に、遠州榛原郡永高の事檢地は三百坪一石、田畑ともに上中下の石盛を以、余國歩に分米を付高に成、其高一石に村歩永三百七十文、三百六十文、三百五十文、貳百文、是を永盛といふ、但右永盛は田畑上中下の無二差別一同位にて候、假令ば永盛三百七十文と定り候村は、畑方も上中下の無レ構押なべ三百七十文にて候、右の三百七十文を其村の檢地高合せ懸候得ば、其村の永高に成、其永高一貫文を五石替にして高に成を、役高と申候て諸掛りものを割を立申候、又元來の檢地高を納所高と申候て年貢は納所高にて納申候、但田方は幾ッ何分、畑方は永高一貫文に鐚何百文といたし取付申候、免狀にも納所高を用ひ出置候得ども、御勘定所へ證帳差出に迄も、役高に返し記し上申候、然る所近年紛敷候故、免狀も役高に直し村方へ差出候よし

田園按書に、是は永高の場所を石高の檢地に改たれ共、ゆへ有りて此邊又は永高に直し所も見へたり、然れども古來永高にはあらず、永畑永盛に上中下の反別のなき譯は、其檢地高一石といふには反別の不同あり、故に永盛は差別なしの筈也、此永高は田方を幾ッ何程厘付にするに、畑方にも永高何程此取とせんために、割合を以永を増して付し所也

右本文按書共に不レ分、然れども其所にて譯不レ聞時は難レ分也

又曰、同國豐田郡周知三州八名郡代方、縦令上畑一反に付永百四十文、中畑一反に付永百二十文、下畑一反に付永百文などゝ上中下の差別有レ之、田方も同前に用ひ、元來の檢地高は用ひ不レ申、右の通り村々にて永盛遣ひ候得共、永高の譯は大方にて候、但五石加へ高に成候儀は、何年以前の誰之時分五石に成候と申儀不ニ相知一、慶長年中に伊奈備後守檢地帳に永反記有レ之候、其時分より五石高に成候哉、村々にても覺候者無レ之候

田園按書に、是又前條の通石高に改りても、譯ありて永高を用る所に見へたり、元來五檢地高は用ずとは、慶長年中檢地高をば用ずして、永盛の上畑百四十文、中畑百二十文などを反別へかけて、都合したる永高へ、五石を以高を出候て用るとて、上畑一反に永何程、中畑一反に永何程と上中下の差別有は、何れも一反に付ての事なる故に、其地面の跡に隨ひて永盛の高は有筈也、田方も同前に用るとは、永高を用る迄の事にて、取箇は永高の積りの仕形にあらず、元來以永積りといふは、一貫文の田方なれば籾五石取、二貫文に十石と積りしもの、然るに前ヶ條此段の田方は一貫文を五石として、此高に幾ツ何分と石付にして取ゆへに、古來の仕形にはあらずと知べし、扨代方といふも永盛永前に同詞也

予按るに、本文按書とも不レ分、相考ひに的未品(マヽ)あり、左之通

一　畑方一石　　石盛三ッ五分 此反別二反七畝拾七歩
此取永三百七十文　　畑方平均にして高取箇
此籾一石八斗五升　　但永壹貫文に千石替
此米九斗二升五合　　但五合摺にして割村高也
此取米四斗六升二合五勺　　五分取也
此代永三百七十七文　　但永壹貫文に付壹石二斗五升替
分米三斗五升

一　畑一反　　石盛三ッ半に當る
此取永百四十文
此籾一斗　　但永壹貫文に五石がへ
此米三斗五升　　但五合摺にして割村高也
此取米壹斗七升五合
此代永百四拾文　　但永壹貫文に付一石二斗五升替

一　畑高一石　　石盛三ッ五分 反別貳反八畝拾七歩半
此取永三百六十文

此籾一石八斗　　但永壹貫文に付五石替
此米九斗　　五合摺にして割村高也
此取米四斗五升　　五分取
此代永三百六拾文　　壹石貳斗五升替
此外何も同樣成故略レ之

又曰、古來永壹貫文を五石極るを見るを、今以鎌倉中には永高あり、鎌倉の永と申は、古來の永高にて可レ有レ之候、今東海道筋に永高の所多有レ之候得共、鎌倉風と違ひ、是は其後の永高なるべし、鎌倉永一貫文といふは、壹貫文の所を千坪の積りに申傳ひ、壹反を以見る時は五石がへと極るなり、浮役永高に結ものは、定納もの故、石盛大概十五といふは中より上の場所故、上田の位と見て一貫文に十五をかけ、三ツを以割ば五石と詰る、然ば鎌倉永高の積りを以、古來五石と極たるべし

按書に曰、鎌倉之永高は永一貫文を五石極る元にして、千坪の貫より起りたる時は附會の說なり、五石に極るに、元は古來關東永高の法一貫文は籾五石の定法也、來納になりて二石五斗代に直せしものにして、何れ入組たるせんさくもなき事也、尤東海道筋の永高は、前條之通り一旦永高に檢地も改しかども、譯ありて又永盛を積り直しものなれば、古來の永高にしてはなく、鎌倉の永高にはいまだ石高の檢地はなき故に、古來の永高の樣に見ゆれども、鎌倉の割付に畑方何貫何百文、此取

何程に三ッ取、又は四ッ取などと有からは、古來の永高にてはなく是も永盛をば附直したると見へたり、又鎌倉の永高は一貫文の所を千坪に申傳とは、前條辨る通、貫高永高一ッ事にと思ひ誤りなり、旣に今鎌倉の村鑑に、延寶二寅年成瀨五左衞門御代官の節、永百文を一斗八升七合二積を以石高を付しと高か、（マヽ）又一斗八升一斗八升八合を付しもあり、何も無反別也、一貫文の地千坪ならば、直永高によりて反別をも付べきなれども、地面に廣狹不同を以難ㇾ付故なり、勿論浮役小物成の定納永一貫文を、五條錢場所野にても、山にても、場所每に廣狹ひとしからず、又海川漁獵の上納其漁獵の多少を以永高を積りて、其場所廣狹の差別なし、永高に坪數の定なき事是にて知るべし、且上の場石盛大概十五と見て積などゝ云事、是又無稽の說也

予按るに、本文案書難ㇾ信用ㇾ左之通永高二石五斗替法出しㇾ毛見は籾納の事にて、五石替と用る事は、縱令ば

上畑壹反步　　石盛十ヲ

分籾二石　　是を半成ニシテ分米別石盛也

此分米壹石也　　村高十石盛也

此取米五斗也　　五ッ取

此籾壹石也　　但五合摺ニシテ

此永錢百文也　但五石代

上畑壹町歩　石盛十

分米拾石　村高也

此取五石　五ッ取

此籾十石　但五合摺ニシテ

此永貳貫文　但五斗代

右割合厘取よりする事也、則關東貳石五斗の起り、籾にして五石替の起り、左の通

一　高百石三ッ成ニメ拾五石　金六兩

一　高百石三ッ半成ニメ拾七石九斗　金七兩

一　高百石四ッ成ニメ貳拾石　金八兩

一　高百石四ッ半成ニメ貳拾貳石五斗　金九兩

一　高百石五ッ成ニメ貳拾五石　金拾兩

右者關東田畑六分違貳石五斗替也、厘付の籾納の時は五石替也、此法を以永取執行時は、物成多少有レ之地なりとも、厘付に過不足無レ之、其所の盛衰考を以見込の取箇付候時は、田畑の分り右の心得を以可レ附事也

又曰、上方三分一銀納之事

一　高百石（三ツ成米三十石、内三分米十石 此銀四百八十匁、此金五兩也）　但一石四十八匁替

一　高百石（三ツ半成三十五石の内、十一石六斗六升六合 此銀五百六十匁、此金九兩一分、永八十八文二分）

一　高百石（四ツ成四十石の内、十三石三斗三升三合 此銀六百八十匁、此金十兩貳分、永百六十六文貳分）

一　高百石（五ツ成にして五十石の内、十六石六斗六升六合 此金十三兩一分、永百拾三文貳分）

右者上方田畑五分違三分一銀納の厘付也、何れも壹石に付四拾八匁代也、法を以仕出す上方關東とも同意也、是を以勘辨いたす時は、所々分明成べし

關東厘付貳石五斗代算法之事

何國何郡
何村

一　高六百拾八石七斗五升　　高五ッ取

此取米三百九石三斗七升五合

米百五拾四石六斗八升七合五勺　　田方

六拾壹貫八百七十五文　　畑方

此取百五十四石六斗八升七合五勺　　但永方は二石五斗代

術曰、永に六分違の法一五を掛、米九十二石八斗一升二合五勺となる、則右米を加へ貳百四拾七石五斗となる、是を厘付の法八ッを以割ば米と成、實として高六百拾八石七斗五升を以割ば高に五ッ取と

成、但百石に付米貮拾五石、金拾兩當る也

一　高六百拾八石七斗五升　同高にして　何村

此取三百九石三斗七升五合

米百八十七石五斗　田方

永四拾貫文　畑方

此米六拾石也

術曰、永四拾貫賣として、六分違の法一五を掛米六拾石也、是へ米を加へ厘付の法八を以除き米に成

右者同厘付の物成米金多少有之といへども、百石に付米貮拾五石拾兩に當る算法也

一　高六百拾八石七斗五升　右同高

此取三百九石三斗七升五合　高五ッ取

米六拾石　田方

永百貮拾五貫文　畑方

術右同斷

一　高六百拾八石七斗五升　右同高

此取米三百九石三斗七升五合　　高五ッ取

此米貳百四拾七石五斗　　田方

術曰、貳百四十七石五斗を厘付の法八にて除き、取米三百九石三斗七升五合と成

一　高六百拾八石七斗五升　　右同高

此取米三百九石三斗七升五合

此永百六拾五貫也

術曰、永を置六歩違の法一五に厘の法八を以除き、取三百九石三斗七升五合と成、右田畑過無田無畑當分也、五ヶ村共に米金多少有レ之といへども、屆たるゆへ、高百石に付貳拾五石、金拾兩に當る、扨惡米にして百石四十兩に當る、算法は貳石五斗替に成也

關東六歩違　　但貳石五斗の起り、田畑斗代盛起

上方五歩違　　但三分一銀納起り之事

上田（關東十四 上方十四）　　中田（十二 十二）　　下田（十 十）

上畑（關東十二 上方十四）　　中畑（十 十二）　　下畑（八 十）

右は上方關東斗代盛の法也、此上中下は古法也と見へたり、但七九段不勝之法といへども、又左樣に不レ極ば不レ叶地も可レ有レ之、然共上畑五分違六分違といふ法不レ可レ決也、上々とあらば誤り成べし、委

くは末に見へたり
上々田上　中ノ上　中下ノ上　下々也
上々畑上　中ノ上　中下ノ上　下々也
右者不勝の法といへども、所により如ㇾ斯極不ㇾ叶地も可ㇾ有ㇾ之、但斗代壹ッ下りたるべし

山川　野米　野錢　高に結ぶ事

一　野米野錢山川成とも、高に結法は前に記したる高盛厘付法に見えたり、依ㇾ之法を出す、何れも山野海川成共、田畑成共結ぶもの也、又山方抔にて畑計、しかと一毛作の畑にて、物成は少しにて反別は多く有ㇾ之地も有べし、左樣成は斗代にては高結がたきもの也、如ㇾ此地は貫積の法を以高を結可ㇾ然か、然には水帳の奥に其譯如ㇾ斯ありては

高何千何百石
此反別何程
内
上畑何拾何町歩　中畑何拾何町歩
下畑何拾町歩　下々畑何拾町歩
右の通記可ㇾ然哉

又曰、右同様成村に田も少々有、又畑方にも能地の所少々有り、其外は右同様成地の所もあるべし、左様成所は斗代計りにて結び可レ然をば其より成べし、其外一毛作事は右の如く貫積り成べし、是又水帳の奥に其譯可レ記儀也、右同様成村に毎年取箇を不レ附して、旱損水損又山畑などは一毛作りにて荒し二三年程ヅヽ間を置起返し作地も有べし、左様の地は有毛計りを記し、見取場として無高の地にも有べし、如レ斯なるは水帳に不二載記一、差紙に計も記す

一　續和漢名數曰、本邦都鄙、采地永樂貫數、畿内近國稱二百貫一者、充二千石之地一、關東遠國、百貫有下當二八百石一者上、有下當二七百石一者、或當二六百石一者上、蓋采地近二京都及廣邑一、則運送容易、而穀價貴、故錢數漸多矣、采地在二僻遠一、則運送艱難、而穀價賤、故錢數漸少矣、如二奥州一古者以二十貫一充二百石一、今世以二五貫一充二百石一、五十貫充二千石一、是近世河梁漸開、而舟楫之利、以レ濟二不通一之故也

田園按書、永高は關東より東海道筋にかぎりて、五畿内筋には永高ある事いまだこれを聞ず、全く貫高永高一ツの事と心得違ひて、永樂錢を田地坪數にしての算用也、百貫と稱するもの千石に當るとは、貫高積りの田地一坪を籾一升として、百目にて一石一貫、拾石拾貫、百石百貫千石千貫の積り、畿内近國の知行は、穀直段高直成故如レ斯、遠國は穀直段下直成ゆへに、同じ百貫の地とても、八百石又は七百石、又は六百石の知行に當る也、穀直段高直成は錢の數ます〱多かるべきに、却て下直成程錢數の多きといふにて其心得違ひ成る事しるべし

一　永之事

永は永樂錢の事也、今時の了簡にては、日本に澤山成錢を差置て何を以永樂錢を貴る事と不審に思ひども、天武天皇の御代に銀錢銅錢始りてより、世々鑄錢司の官ありて錢を鑄事國史に見へたり、然るに中古より國々多く亂におち入、戰伐繁多にして錢を鑄事なく、異國へ金を渡して買來らしめ又は使を遣し求レ之國用を足す、其用明の永樂通寶勝れたりと、關東にては是を上品の錢として年貢には此錢を元に立る、外の錢四文と永樂壹文と同様に通用する事になりたり、今は右の永樂錢を永と計唱レ之、金の異名となし、勘定の一ッになりたり、異國への書翰答隣國寶記に見へたり

一　草廬雜談云、中古治亂云、應永二十年八月大風、二日ノ未ノ尅ヨリ三日巳ノ尅マデ吹、其風前代未聞也、其日ノ申ノ尅相州三崎浦ヘ（三崎今ハ豆州トイフ、イカヾ可レ考）漂船一艘來ル、足利滿兼下知シテ印東次郎左衞門、梶原能登守、三浦備前守義高奉行トシテ點檢ス、惡風ニ放タレテ來ルヨシ申ニ付、船中雜物ノ類品不レ殘改シ中ニ永樂錢數百貫ヲ積來レリ、則船ヲ抑留シ使者ヲ京都ヘ上セテ、道義、義持卿ヘ被ニ申上一ニ、唐船關東ヘ着岸スルハ、是滿兼ノ德分タルベシト仰下サレケレバ、船中ノ財寶ノコラズトヾメ、唐人ニハ歸唐ノ日ツモリ其餘分ヲ考ヘテ、粮米、味噌、鹽、薪等其外色々アタヘテ歸船セサセラレタリ

按るに、本朝寶貨通用略に云、慶長十四年に上總の大瀧浦へ黑船着し事あり、關東には漂着多しと見えたり

其後滿衆評議シテ、若干ノ永樂錢關東ニ此錢ヲ以賣買スベシト議シテ、頓テ法ヲ定永樂錢ヲ用ヒラル、然ルニ此錢年ヲ經テ後、天文十九年ノ頃ハ、關東諸民ドモ永樂錢ニ鐚ト云惡錢ヲ交ヘテ、同直段ニ用シカバ賣買市町カノ惡錢ヲ論ジ爭闘出來タリ、(敦書按、此頃關東ハ永樂錢ヲ貴デ京錢ヲスベテ鐚ト云ト見エタレドモ、近頃令條記ヲ見レバ、慶長十一年七月廿三日ノ令ニ云、下總國佐倉ヨリ東ニテ、シカミ錢トリヤリ仕ベカラズ、ワレ錢、欠錢、新惡錢撰ビ可レ申候ト、是ニテ見レバ、關東ニテ此頃密ニ惡錢ヲ鑄ルナルベシ、又寛永二年八月廿七日ノ令ニ云、大欠破錢、カタナシ、コロ錢、新鐚錢、鉛錢、此六錢ヲエラムベカラズ、若シエラビ候モノ、又ハ六錢ヲ押テ遣候モノアラバ、其面ニ火印ヲ可レ押事トアレバ、惡錢色々有事明ナリ、然バ關東ニテハ京錢及ビ此六錢等ヲ總テ鐚錢ト云ト見エタリ、京錢トハ西土ヨリ渡リタル歴代ノ錢ヲイフナリ、本朝寶貨通用事略ニ、明ノ太宗ノ時鹿苑院公方義滿ヘ送リシヲ永樂錢我國ヘ來ルヲ始トス)天文ノ末、北條氏康八州ヲ下知セシ故、家臣山角信濃守定信、笠原越前守康朝等ヲ招テ、氏康評シケルハ、鳥目ニ品々アレドモ、永樂錢スグレタルベシ、自分ハ他錢ヲ用ヒズ、關東ハ一等ニ永樂錢ヲ用ヒナバ民ノ爭闘止ベシ、商賣ノイトマヲツイヤスモ無益ナルベシトテ、右ノ趣ヲ高札ニ立タリ是ヨリ後ハ永樂錢ヲツカヒテ鐚ヲエリ出シケル故、鐚ハ自ラスタリテ上方ヘ上リシ故ニ、此後ハ鐚ヲ京錢ト申セシトカヤ、其後關東ハ天正十八年七月十一日、北條家滅シテ東八州徳川殿ノ預リトナル、其後關ケ原陣以後、慶長九年正月ヨリ盡ク永樂錢ヲ用ヒケリ、然ドモ一向鐚ヲ捨ベキ

ニアラズトテ、鐚四錢ヲ以永樂一錢ヲ代リトス、去ドモ其錢ノ善惡ヲ撰ンデ六ケ敷カリシカバ、神祖慶長十一年十二月八日、大久保相模守、本多佐渡守正信等ニ命ゼラレテ、永樂錢ヲ停止シテ鐚計ヲ用ベシト、武州江戸日本橋ニ高札ヲ建ラル、是ヨリナガク永樂錢スタレタリ

（敦書按此時永樂錢ヲ止メラル、ニヨリテ、此後ハ諸錢トヒトシクツカフトミヘタリ）

凡永樂錢ハ天文十九年ニ秀デ鐚ニマサリ、五十七年ノ後ニ鐚又秀デケリト、按ルニ、四家合考ニ云、慶長十五年永樂錢ヲ止テ京錢ヲ用ユ、此時神祖駿府ニ座テ一夕城ヲ拵ヘルト云ユメミ給テ、サメテ夢ヲ本多佐渡守ニ告給フ、佐渡守ノ曰、惑フベキ所ニアラズ、シロ相換ルコト甚安シ、（敦書按ズルニ、此換ノ字ニテ考レバ、前ノ拵ノ字ハ換ノ字ノアヤマリナルベシ）京錢ヲ用テ永樂錢ニカヘヨ、神祖ソノ言ニ從ヒ給ヒテ如ㇾ斯、俗ニ錢ヲ代物ト云、代ヲシロトヨム故ナリ

按るに、京都將軍家の時代錢を鑄事なく、異國へ使を遣して求しにより、毎度渡り來れり、其時節には專ら異國の錢を以國用を足す故、異國の商人も多く錢を交易せし事にて、此漂着の船も異國より表向の使を以渡りしにてはなく、交易のために積來船なるべし、扨本文の通永樂錢に興廢有りて、一旦鐚同樣なりたれども、終に永といふ名は殘りて、今にては永勘定といふものになりたる也

檢地請候村々へ申渡之事

此度流作場原地とも檢地に付、我等并御勘定衆流作場懸り役人下役竿取、其村々へ相越候間、御用之

儀無ㇾ滞様相心得、諸事費成儀一切無ㇾ之尤餘計の人足等差出申間敷候、泊り宿等迄其旨相心得可ㇾ申
候
一　檢地に付若紛敷儀申懸、金子等取べく工み仕候もの可ㇾ有ㇾ之哉、如何様の儀申懸候共、一切受ㇾ之
申間敷候、尤村方よりも禮物等一切仕間敷候、萬一紛敷儀一身いたし、(マヽ)金子等差出候歟、又禮物等出
候儀有ㇾ之旨にて相知候はゞ、急度可ㇾ被㆓仰付㆒候、此段檢地受候村々へ可㆓申渡㆒旨御下知に付、末々
百姓共迄入念可㆓申付㆒候以上

亥九月　　堀江荒次郎

名主
組頭
百姓

檢地入候村々名主組頭へ申渡覺

一　此度檢地に付、案内之者之儀村中大小百姓之內、吟味之上地面能存、正路成者撰出し、四五人も
書付可ㇾ出候事
一　先達て相觸候流作場開發反別、其場所の上之田畑より一二三付を以、土地善悪次第何番も付立如
ㇾ前制ㇾ之、反別とも銘々横帳に書付可ㇾ仕候、尤右之田畑品々反別、幷地引番付共に建札に書記可ㇾ申

事

一田畑品々開發の地境に出入有レ之者早々可ニ申出一候、吟味之上相糺候て可ニ申付一候、右の趣相心得、檢地の障りに不レ成候樣可レ仕候事

一檢地に付其日繩受候地主、其外無用の百姓罷出、隙費不レ申樣に村中堅く可ニ申合一候事

一宿の儀者役人共より可ニ申付一候、尤宿處所は一所にても不レ苦候、勿論百姓家無レ之所は寺社方にても克候、見苦敷分は不レ苦候間、新規に取繕候儀仕間敷候、雪隠等無レ之處は、菰張りに成共しつらひ可レ申候、總て馳走ヶ間敷儀一切無用に可レ致候事

一總て所に無レ之物、他所より相調候事堅無用に候、野菜等の儀所に有合候を可レ調候間、其旨可ニ相心得一事

亥九月　　堀江荒次郎

村々
名主
組頭
百姓

右被ニ仰渡一候御書付貳通八ヶ條之趣、逸々承知奉レ畏候、以上

何國何郡何村

寛保三年亥十月

起證文前書

一　此度流作場御検地に付、私共御案内被仰付有來見取場田畑は不及申、新開發切添起返り等の場所野地沼地等に至迄、地面引落申間敷候、若少々成共落地有之候はゞ、早速可申上候事

一　田畑上中下位付無偽有體に可申上候、案内の者自分之田畑は不及申、親子兄弟縁者好身寺社、其外何者に不依、依怙贔屓仕間敷候、縦中惡敷者候共、少も無非分正路に可申上候事

附案内の村内の者は不及申、他所の者共検地の儀に付ての儀と存候はゞ、金銀米錢衣類道具、其外少々の品たりとも一切受用仕間敷候、此旨妻子等にも堅く可申付候事

一　御検地に付御尋被成候儀無隱可申上候、勿論植出し又は荒し置候場所有體に可申上候、尤御検地前田を畑に仕、又は地所惡敷見へ候手立ヶ間敷儀一切爲致不申、新規道を廣げ堀を掘候様成儀不仕様に、村中堅可申合候事

一　御検地野帳御貸渡被成候節、田畑位付幷間數存寄等相違に奉存候儀も候はゞ、御帳面に付紙いたし可申上候、勿論正路に無之私欲の儀、惣百姓共にも爲仕申間敷候、右帳面寫取地主立會、田畑地所引合、落地間數違字名違地主違等御座候はゞ、早速可申上候事

一　御料私領寺社領、幷他村入組の地境無偽有體に可申上候事

一　御検地に付御役人衆、并下々の衆迄若非分成儀御座候はゞ早速可㆓申上㆒候、右の衆中へ少々の品たりとも進物仕間敷候、諸色御買物は所之相場、有體に賣上代物受取可㆑申候、御役人衆依怙贔屓に成候儀及㆑見及㆑聞候はゞ、是又可㆓申上㆒候事

右之條々雖㆑爲㆓一事㆒於㆑致㆓違犯㆒者

検地に付村々小百姓へ申付候證文

一　此度御検地に付案内の者依怙贔屓仕、田畑上中下の位付、其外相違の儀申上候はゞ、早速私共可㆓申上㆒候事

一　寺社方古跡新地の儀、并田畑屋敷山林除地の儀、又は御料私領寺社領隣村と入組の地境、御案内の者若相違の儀申上候はゞ、早速御注進可㆓申上㆒候事

一　御案内の者方へ野帳御貸被㆑成候はゞ、銘々持合の田畑御帳面見候て、落ハ不㆑及㆑申、間違延縮御座候はゞ可㆓申上㆒候、惣て田畑上中下の位付に付正路に無㆑之、難㆑立御訴訟一切申間敷候事

一　御役人衆并御下々に至迄、少しの物成とも進物堅く仕間敷候、若右の衆中非分成儀被㆑成候はゞ、早速可㆓申上㆒候事

一　御検地の場へ其日繩受候地主は格別、無用の者立會隙費仕間敷候事

右之條々被㆓仰渡㆒候通承知仕、堅相守可㆑申候、案内の者非分の儀御座候を隱置、後日顯候はゞ、何分

の曲事にも可レ被ニ仰付一候、如レ件

寛保三年亥九月

檢地相濟候村々連判證文

一　此度流作場御檢地の儀、日々野帳御貸渡被レ遊、地主銘々奉ニ拜見一候所、間數反畝步相違無ニ御座一候、尤落地彌重打等無ニ御座一、奉レ願候通堀敷迄御見分の上、相應に御立被レ下難レ有奉レ存候事

一　田畑位付の儀先達て被ニ仰渡一、一二三付を以村々より書上候得共、猶又本田畑新田畑共御見分御吟味の上、御條目の趣を以位石盛御仰被レ下候儀御座候間、何樣に被ニ仰付一候共少も違背不レ仕、御訴訟ヶ間敷儀一切申上間敷候、惣て御檢地被レ遊方少しも申分無ニ御座一候、勿論御役人衆、幷御下々に至迄御非分成儀無ニ御座一候

一　此度御檢地の儀は、堤外流作場の儀御座候に付、格別御慈悲を以畔代の外一割宛御用捨の御引方被レ下、村々別て難レ有奉レ存候、然る上は來子年より土地相應の御年貢被ニ仰付一次第、何分にも御受仕、尤押堀川缺等の檢地の儀、作付可レ被レ成地所に罷成候はゞ、早速御注進申上御改を受、相應の御年貢上納仕候樣相心得可レ申候

右の通承知仕、小百姓共迄委細可ニ申聞一候、依レ之村々連判を以一札差上申所實正也

寛保三年亥十月

地境證文

一　此度流作場御検地に付、私共村々本田新田見取場地境無道堀(マヽ)等迄、先達て双方立會境杭打置申候、猶又此度場所へ御呼出し、御聞届の上御検地相濟候上者、双方少しも申分無ニ御座一候、然上は重て地境の儀に付御訴訟ヶ間敷儀一切申上間敷候、爲ニ後日一證文差上申所實正也

寛保三年亥九月

字
壹番　内割何反歩
一上　畑横長　誰
此畝何反歩
高

同所
貳番　内割
一中ノ下　畑横長　同人
此畝
高

同所

三番 内割

一見付田長 横　　同人

此畝

高

同所

四番 内割

一屋鋪長十間 横九間　　同人

此畝三畝歩

凡四方壹間通除之

同所

五番 内割

一屋鋪長二十一間 横十間　　誰

此畝七畝歩

内

四畝歩　家下庭構

高

三畝歩　雑事畑

高

外四方壹間通り除レ之

同所

六番
内割

一 屋鋪長六間横五間　誰

此畝壹畝歩

高

外四方三尺通り除レ之

右之寄

上田何反何畝歩　壹石貳斗代

高何石何斗何升

上ノ下田何反歩　壹石壹斗代

高何石
中田何反步　壹石代
高
中ノ下田何反步　九斗代
高
下田何反步　八斗代
高
下ノ下田何反步　七斗代
高
見取田何反步　六斗代
高
上畑何反步　壹石代
高
上ノ下畑何反步　九斗代
八斗代
高

中ノ下畑何反歩　七斗代

高

下畑何反歩　六斗代

高

下ノ下畑何反歩　五斗代

高

見付畑何反歩　四斗代

高

林畑何反歩　貳斗代

高

屋鋪何反歩　壹石代

高

高合

此反別

外

秣場　　壹ヶ所

一　野帳は八寸紙六折にして、折目を上致し記申候、檢地打候節より野帳貳冊記認、於₌場所₋竪繩横繩受人と相分り、長何間何尺横何間何尺と呼上ゲ引分け候て、銘々付立認濟候と、高聲にて直に讀合番順に検地いたし候

右野帳にて讀合算入濟候上、水帳者西内紙竪帳片面に三下り書、但字名計肩に記、番付は記不ㇾ申候、水帳三通り、壹冊者村方へ、壹冊は御勘定所へ、壹冊は控に成候、三冊共紙同様

一　高盛付檢地濟水帳認之內、御改樣へ御伺〆上御付紙相濟候上にて、高付石盛等水帳に認申候事

一　右御伺の上道堀代引、幷寺社除見檢地等ヶ條書に御伺に成候事

一　御入用者右筆墨紙、幷手代三人扶持五割增、手代書役貳人、但竿取貳人宛反別に應じ、幾組何人と相伺申候、竿取賃貳人鐚百十六文ヅヽ、貳合扶持、晝ともに一日七合五勺宛被ㇾ下候

一　書役者貳人扶持五割增の積りに被ㇾ下候事

一　手代書役共に雇之者賃被ㇾ下候事、一日壹人鐚百四拾八文宛

一　水繩長拾間壹枠鐚七百文宛被ㇾ下、但一組四枠共、貳枠は場所にて十文字に出す積り、貳組は爲₌用心₋爲ㇾ持候事

一　右之外御入用立不ㇾ申候間、竿持貳人、竿者村方より爲₌差出₋申候、さいの竹葉笹竹にて御座候、

間方へ立申候、此外水縄十文字の所へさへはひ付候、長竹四本にても、少分者村方より為二差出一申候、御入用被レ下候例は無二御座一候、右之通にて大概相済申候、此外検地の仕形位の見様は口授等有レ之由に御座候、猶功者へ御尋可レ被レ成候

黒澤茂助

寛保元年

何國何郡何村流作場、内割反別（カ）番付地引帳

何村

名主　何左衛門

一　字何　壹番　田何反歩　何右衛門

一　同　二番　田何反歩　何左衛門

一　同　三番　畑何反歩　同人

一　同　四番　畑何反歩　何兵衛

同
五番
一　荒畑何反歩　　何右衛門
一　芝畑何反歩　　同　　人
反別合何町何反歩
田何反歩
畑何反歩
内　芝畑何反歩
荒畑何反歩
芝畑何反歩

右者何國何郡何村流作場田畑、萱葭芦畑内割反別書面之通御座候、尤此帳面少しも相違無レ之樣、銘々田畑葭萱芝畑共に札立置申候、若札建樣帳面等相違仕候はゞ、其外麁末成儀も御座候はゞ、如何樣の越度にも可レ被ニ仰付一候、以上

何國何郡何村
年號月日
名主　何左衛門
同　何右衛門

組頭 何 兵衛
同 何 右衛門
百姓代 何 兵衛

御檢地
御役人樣

下役竿取誓詞前書案

下役 起請文前書

一 此度村々檢地御用被㆑仰付㆒、公儀御爲第一に奉㆑存候、後闇儀聊仕間敷候、檢地御條目之趣堅相守、田畑上中下之位付、幷石盛之儀及㆑心程入念、山林其外竿入申場所、間尺空境無㆑之樣可㆑仕候事

附寺社町人百姓に對し非儀仕間敷候、親子兄弟親類緣者知音之好身、幷逗留之宿等之者共、無㆑依怙贔屓㆒物每正路に可㆑仕候事

一 御料私領寺社領、幷他村入組之地元百姓共案內爲㆑致、有體に相改可㆑申候、檢地之儀に付自分を不㆑立、同役共相談仕御爲能方多少に付可㆑申候、惣而當分可㆑入諸色、所々相場直段付取㆑之、買調代物急度相拂、少成とも百姓の費成儀仕間敷事

附檢地に付初中後役人よりも、少之物にても一切受納仕間敷候、縱何方役人に候共、檢地之儀に付ての儀と存候はゞ、音物受用仕らず、勿論物質(マヽ)物又は非分の賣付仕間敷候事

一　檢地御用中出役の內、如何樣之儀御座候共□意の趣遺恨申問敷候、并御威光を以奢たる儀不ㇾ仕、不作法之好色仕間敷候事

附右之趣召遣之小者迄、誓詞可ㇾ申付ㇾ候事

右之條々雖ㇾ一事ㇾ於ㇾ致ㇾ違犯ㇾ者

下總國下利根川通流作場檢地之儀に付申上候書付

覺

一　此度下總國下利根川通流作場檢地御用被ㇾ仰付ㇾ候間、總體新田檢地之樣に相心得、石盛は不ㇾ附地結計に組、下役は流作場懸りの役人罷出候に付被ㇾ仰渡ㇾ候、私共勤方之儀者見廻相勤候樣可ㇾ仕哉之事

御附紙　書面之通可ㇾ被ㇾ相心得ㇾ候事

一　檢地場村々へ申渡候書付之事

是者前々檢地に罷越候、各出立四五日以前に案內手代へ右申渡の趣書附相渡、檢地取懸り候前、邑方之者□□□

御附紙　書面之通可ㇾ被ㇾ相心得ㇾ候

一　案內百姓誓詞之事

是者檢地に取懸り候前方、檢地に罷越候者兩人立會判元見誓詞申付候

御附紙　案内百姓誓詞の儀は、流作場懸り役人共方へ申付候積り

一　検地之節、御料私領他村入組之地境村々より爲ニ立會一、境杭爲レ打證文申付候事

御附紙　地境證文は、流作場掛り役人共方へ申付候積り

一　検地に召連候下役帳付、并竿取共に、前々は検地罷越候者立會誓詞申付候事

御附紙　流作場懸り役人、并此度御雇被レ下候役人竿取ともに、誓詞之儀は此方にて申付候積り

一　検地に罷越候下役帳付、并竿取ともに出立候砌、場所より千住板橋品川等にて出會申候、尤検地に罷越候者より下役帳付、并竿取相揃出立仕候旨、右宿より御屆申上候事

御附紙　書面の通出立屆の儀、流作場掛り之役人共儀は追々可レ致ニ出立一に付、一同に相揃申間敷候間、此度者各出立之儀江戸にて御屆候事濟可レ申候

一　前々案内手代等有レ之候て、検地に罷越候者の宿割□事

御附紙　書面之通、此度罷越候流作場懸り役人共相心得候積り

一　本田水帳寫并割付寫、其外検地入候場所之繪圖前者、検地に罷越候もの方へ村方より、爲ニ差出一候事

御附紙　書面之通相心得、村方に品々書付共爲ニ差出一申候、可レ致ニ迷惑一候間、其心得にて可レ被レ致ニ作略一候

一　檢地濟候以後之總連判之證文、百姓共方より差出候事

御附紙　書面之通可レ被ニ相心得一候

一　檢地濟候以後物成請を以代地相渡り候積候旨、私共へ被ニ仰渡一御座候、此度者地請計にて高付不ニ申渡一候得者、如何可レ仕哉之事

御附紙　代地の儀は、追て可レ及ニ評議一候

一　檢地に付候て見捨地障地、其外村々より願等の儀、檢地に罷越候者吟味仕候哉之事

御附紙　此度流作場懸り役人共可ニ取計一候而、其旨相心得可レ被レ致ニ差圖一候

一　前々者野帳合帳共間數畑歩之處へ銘々檢地に罷越候者、日々判形仕候、是は一年限に檢地仕候事故判形仕候得共、此度者二三年にもわかり地位いたし、下役人も二三ヶ村も旅宿可ニ罷在一儀に候得共、判形の儀は如何可レ仕哉之事

御附紙　此儀者先達て小金其外武藏野立會、檢地之節者判形不レ仕候事

一　日々之改反別內割共に、一日限に私共へ書付差出候樣仕度哉之事

御附紙　書面之通相心得可レ被レ申候、併手分之儀又は程隔り候場所、其日樣に不レ成所も可レ有レ之候、相場所可ニ申合一候

一　此度罷越候下役人、幷竿取共萬一喧嘩口論病氣等之節は取計は如何可レ仕哉之事

御附紙　書面之通差遣候、違變之儀も有レ之候はゞ可レ被二取計一候

一　筆墨紙蠟燭等之儀は、先年長坂孫七郎武藏野檢地立會之節之格を以受取可レ申哉之事

御附紙　書面之通可レ被二相心得一候

一　此度檢地入候村々流作場、反別品譯帳御渡被レ下候樣仕度候事

御附紙　書面之通可レ被二相心得一候

一　野帳日々村方へ增渡候事

御附紙　書面之通可レ被二相心得一候

右之通如何可レ仕候哉、以上

酉十一月　　山崎岡右衞門

右十七ヶ條附紙之通、可レ被二相心得一候、以上

酉十一月　　大野藤右衞門

覺

一　長横有間に九五を掛候得ば、内一割に成候

一　地割境見あぜの形もなく、割境計にて有レ之所、田に可レ成分は代見計除置、畑之分は畔代見計除

置、ほんでん立候得者、作付候内一割用捨之積りに成候、以來開發無レ之秣場、又は萱葭野等之分者割境計有レ之間、不レ苦候所は割境よりほんでん立可レ然候

十一月

右書付之趣荒四郎殿より山崎岡右衛門殿大野藤右衛門殿へ御相談被レ成候所、右之趣可レ致旨被レ仰候由、十一月二十九日樋口直七郎より書付借レ之記置候

十一月晦日流作場檢地之仕形、山崎岡右衛門殿大野藤右衛門殿へ爲ニ惣名代一黒澤儀助罷越御相談申上候覺

一 流作場道代之儀者、堤外川付之田畑に付、岡端平地之作場道之通、兩樣に惡水堀を付、堀土を以道筋たかく、淺候ては少の出水も往來難レ成候間、馬道は幅五間除、兩脇九尺ヅヽは惡水堀に成候積り可レ除事

但水戸道中青山村、取手村幷笠間道中布施村戸頭村等之往還筋は、見計可レ致ニ相談一候

一 河岸通り船引道、四方可レ除レ之

但大川通之外中川内川之類は、川端三尺宛可レ除事

一 堤根通り小堤は敷際より五間、布施村布川村より川下大堤之場所七間も、堤之大小見計可レ除事

一 一割引之仕形、長七間之方にて引、四方之場所者横間にて引レ之、野帳へ外書に一ッ記し候事

一 ほんでん立樣田畑の形無レ之、秣場は畔代見計除レ之立可レ申事

但引候節ほんでんの立樣、そくとゆるみと有レ之、又は風等にてゆるみも有レ之ものに付、見計ほんでんより五寸除き繩引可レ申事、是は竿取之ものへ心得させ可レ申事

右之通御相談の上惣役人申合、壹人にても別々に不二罷出一候樣、第一之申合に有レ之旨御兩人被二仰聞一候、勿論川惡水願之儀、其外にも可二立願一筋は一通り聞屆、書付取レ之可レ及二相談一候、於二場所一尙又品々可レ有レ之事に候間、どの手は嚴敷どの手はゆるみと申、沙汰無レ之樣肝要に申合、余に嚴敷無レ之樣惣手申合候樣にと御相談相極り候ヶ條之趣は、御兩人へも書付差上候筈御座候

關東筋川々流作場、幷原地檢地之儀に付伺書

一 此度川々流作場檢地之儀去年中相濟、下利根川通り檢地伺之通、相心得相勤可レ申哉

一 原地之儀も地請位付共に流作場檢地之格に可レ仕哉、又は新田檢地御案内之通三百坪壹反に地請仕、位石盛之儀も本村或は隣村本田畑之地面見合、開發地之分者上より壹斗劣り之積可レ仕候哉、又は上中下三段にて貳斗劣之積りに仕、夫より以下者劣り之無レ構、相應之名目を付石盛付仕、追て兩樣共に相伺候樣可レ仕候哉

下總國香取郡新島村檢地之儀に付伺書

一 新田檢地之御條目を以檢地可レ仕候哉

一　下利根川通檢地之節之通見廻り相勤、諸事其節奉レ伺候通可レ仕哉

一　新島領之儀は天正年中以來の新田にて、村居も有レ之候得共、流作場と入交り取場所に御座候間、流作場の格に准じ一利之余歩可レ被ニ仰付候哉

一　石盛積之儀此度可レ仕哉、新田條目之通田畑位付上より下々迄六段、右位より土地悪敷所は見付田見付畑迄、土地に應じ石盛引下げ、何段も見付之位仕候屋敷之儀は、開一間之通り除レ之、屋敷歩多有レ之候得者、家下庭構雜事畑に相分り申候故、位付多御取箇段免候樣に罷出候間、近村古檢地を見せ、上中下三段に位付仕、夫より劣り候土地は、下々或は砂田埜畑野畑砂畑抔と土地の色に隨ひ位付仕、屋敷之儀も大概之分は四方壹間通り除レ之、屋敷に計檢地仕場廣くなり、屋敷にて田の内畑作多く有レ之分は、土地之位に應じ畑檢地仕、相當の位石盛可レ仕哉

一　有來り候堀構等無益之所は相止、新規に相願候所は石盛付可レ仕候哉

一　寺社或は堂宮敷田畑埜等致ニ吟味一、慥成書物有レ之候者不レ及レ申、縱書物は無レ之候ても、前々より有來り候分は、除地之積地詰仕、檢地帳末外書に記置候樣相伺可レ申哉、尤新規に相願候分は、取上ゲ中間敷候と奉レ存候事

一　稻干場、土取場、廟所、斃馬捨場端等の類願出候て、吟味之上見捨之積り地詰仕、伺之上相極候樣可レ仕候哉

一　小物成場之内見取田畑に相願候はゞ吟味仕、可ㇾ成分者高に入仕、不定地にて高入に難ㇾ成分は、見取之積り地詰仕伺之上相極候樣可ㇾ仕候哉

一　永荒川欠等之場は見分之上、可ニ立歸一分相當に位付仕、高入之積りに仕、只今迄之積り地主望無ㇾ之候はゞ、外之者へ成共望次第可ニ申付一候、實々難ニ立歸一分は、吟味之上草刈場等にも引受させ、若又望手無ㇾ之候はゞ、檢地末外書に記置候樣可ㇾ仕候哉

一　大屋敷有ㇾ之、四壁多く植ゑ立有ㇾ之候はゞ、屋敷構一間通除ㇾ之、其外藪野等に仕立有ㇾ之分は、其屋敷取之程を相考、百姓藪野に檢地等相當之藪林刈被ニ仰付一候積り可ㇾ仕候哉

尙村畑之内に家作仕罷在、屋敷に相願候はゞ、屋敷之積り檢地仕、尤畑受願候はゞ、畑之積り檢地仕家作は引拂にも仕候樣可ㇾ仕候哉

一　質地流田畑地主之名改候儀、元地主當地主双方より願候はゞ證文不ㇾ及ニ吟味一當地主名改可ㇾ申哉

一　四ツ成畑畑成田之儀、當時之有形を以吟味之上、檢地可ㇾ仕奉ㇾ存候

一　入江沼地茂立、幷秣場等田畑に可ㇾ成分は、吟味之上檢地仕、秣場無ㇾ之候て難ㇾ成分は、有來りの通差置候樣可ㇾ仕候哉

一　此度檢地之儀當年中に片付候樣隨分出精可ㇾ仕候得共、川々流作場幷原地共に、大場之儀短日之時節に御座候得ば難ㇾ計奉ㇾ存候、新島領之儀も古田同樣にて居村も有ㇾ之、廣場之儀旁以手間取可ㇾ申哉

と奉レ存候、若當年中不レ殘相濟不レ申候はゞ、極月中旬限り場所見合檢地相仕廻、歸府いたし候樣可レ仕候哉

亥九月

菅沼久次郎　山崎彌右衛門
吉田源之助　澤田茂八郎
藤井九左衛門　廣木三郎兵衛
市川庄左衛門　出井十四郎
土山藤左衛門　岩松直右衛門

覺

一 右新田土地取寄見合に可レ成場所、隣郷之内不レ限、他領幷御料私領にても割付寫可レ取レ之事

一 石盛反取田畑共書付取可レ申事

但水帳合可レ申事

一 流作場有レ之村々御料は見取田畑之分、堤外に有レ之分は流作場一同檢地可レ致事

一 御料は見取田畑爲ニ見合一、私領は野永爲ニ見合一、一同割付寫可レ取事

一 地引帳繪圖差出候節、見取場の儀第一に見合入候間、割付寫取可レ申、間に合不レ申候はゞ、先割

付本紙見合、見取書入候樣可ㇾ致事

一 案內之者へ、名野帳之奥書付可ㇾ申事

御勘定衆拾人

覺

一 野帳間數印形の儀前々は私共いたし候得共、小金佐倉武藏野檢地之格に准じ、下利根川通檢地之節は、流作場役人印形いたし候、此度之儀は御雇之者計にて檢地致候場所も可ㇾ有ㇾ之候哉、左樣之節如何可ㇾ有ニ御座一候哉

一 此度檢地之儀川々流作場一割之餘分被ニ仰付一候所と、原地之儀は外新田場へ相障に付、余分不ㇾ被ニ仰付一候、然共原地先林畑野畑等にも可ㇾ有ニ御座一候得ば、畝引一割繩心得一割程にも、地詰仕可ㇾ然哉の樣にも奉ㇾ存候之間、右之通申合候積り相心得罷在候趣、御內意申上置候、以上

亥九月

關東川々流作場幷原地新島領反高村檢地に付申合候

覺

一 此度關東筋川々流作場伺、幷原地新開場新島領反高場檢地之儀、此度四手に割、下役人も新規御雇大勢有ㇾ之候間、得と不ニ申合一候ては檢地一同に成、諸事區々に可ニ相成一に付、知りたる事に候へ共

左の通申合候

一　關東筋村々之儀は、去年滿水之場所候間、此方共召連候家來等も、左成候而手輕致、村方迷惑不レ致様に取計可レ申候

一　流作場之儀は、色取平作場之通有レ之所をおもといたし候ゆへ、通り左右へ堀を付候間、大途道に幅四五間、其外馬場作場道等見計相立可レ申候

但貳間道以上は左右に堀を付候積、道堀有レ之分者外幅何間、何方道などゝ野帳に可二書記一候事、以下之通は左右に堀無レ之積り、尤貳間以上道にても堀無レ之候而、宜所は道と計記、貳間以下にても堀無レ之候て不レ叶割は相應の堀付候て、道堀共に可二相記一候、惣體道方角付等可二付落一、又は彌書付に書付落無レ之様、入念野帳へ可二相記一候事

一　大川端は永引跡、又は夫々御普請等のため、四五間或は貳參間極除レ之、本幅何間何方川端除候はば野帳書付べし、尤小川之分右に准じ二三間川端可レ除レ之

但名有レ之川之分、川の名を可二書記一候

一　堤障は御普請等の爲、四五間又は二三間書記可レ申候

一　地內違之事縱長に有レ之候は、水幅何間長地內道、又は横に堀有レ之候はゞ、外幅何間横地內堀何間、或は筋違に道堀等地內に懸り候はゞ、大筋違か小筋違抔と追て紛敷事無レ之様、野帳書付可レ申

候、尤検地帳には則例之通地内悪水堀と計認べく候

但壹枚之畑内に横ぎり筋、或は十文字、又は長横筋違等に地内道堀有㆑之候はゞ是又委細野帳に書置可㆑申候事

一　壹枚之内壹筋通り候道は、廣狹無㆑之様可㆑致候、たとへば西の方よりは三間、東の方よりは五間抔と村方割合候共、是は不㆑宜候、通り之長短により、二ッなし三ッなしに致道幅

但西の方地高く、東の方地低にて、左右堀抔當有㆑之候はゞ格別之事候、懸道之繩廣狹無㆑之樣道中可㆑極候、尤横道之辻四角等之道、出合之所廣狹有㆑之分は不㆑苦候事

一　沼地の儀野畑とも雖㆑成地所にても、小前へ名受候所は、字并長横間數名前迄、番附之順野帳に改置候、檢地帳外書肩に、、字付何町何反何歩と何人請ㇾ計記、小前反別帳別に横綴帳に認候て、檢地濟候節差添村方可㆓相渡㆒候事

一　地詰之儀一割、川は流作場の定法一割はくろ畔代之積り、合貳割充長間にて引㆑之可㆑申候

但地詰の節野帳へは長横共に有間數を記し、追而長之有間之内にて貳割引可㆑申候、尤繩たるみ候儀百間にて貳間、五十間にて壹間之積り繩を切、其外者右に准じ繩切可㆑申候、左候得ば貳割之外に繩たるみの分を加へ、割引といたし可㆑申候

一　壹枚の歩詰之儀、厘毛厘は捨可㆑申候

一 畝歩之儀壹坪九分餘迄は捨レ之、貳坪よりは三歩といたし可レ申候

一 寺社幷堂宮敷地、又は廟所、斃馬捨場、古塚、稻干場等の類、前々より有來候に付、見捨地に願出候はゞ、吟味之上相立置追て可レ伺事、尤堂宮敷地新規に願出候とも取上間敷候

但右の類は兼て字付長橫間數等、野帳入念可ニ書記置一候、尤堂宮敷地、或は何之佛神を祭り候由にても願出候はゞ、何年以前より有レ之寺院、又は山伏等之持か、或は百姓持か、村持に候哉、最初流作場、幷原地吟味之節、又は地所割渡候節申立除候哉、委細相尋印形書付可ニ取置一候

一 免田畑之儀慥成書付等も有レ之由にて願出候はゞ、吟味之上相立置追て可レ伺事、是又字付長橫間數相改野帳に可ニ記置一候、尤證據不レ慥成るは田畑に可レ致候

一 流作場之内家居其外收納小屋等有レ之分には、家に不レ構畑に致、檢地土地相應の位を付可レ申候

一 川通渡場、幷荷置場等之儀有來候分は勿論、新規に願出候はゞ、吟味之上見計ひ可ニ相立一候、尤伺可レ申候

一 寺院又者社家、或は山伏其外官名等之名受有レ之候はゞ、寺社山伏は何寺何院本末の譯、其外官名等共村々古水帳名寄帳等にも書載有レ之候哉相尋、印形書付可ニ取置一候

但山伏等之類は、一代限之院號等有レ之由、又は道心は寮坊子の類を、村方にて寺號院號と申ならはし候を書出し候儀間々有レ之間、本文之趣可ニ相記一候

一　同様之内同名の者有レ之候者、縦ば上之何左衛門、下之何左衛門、何之何左衛門抔と同名之者分り候様、地引帳名之肩書相認させ、尤野帳にも其通り可二書記一候

一　字之下に料地にも地引帳に書出候得共、野帳には字計書記し、料地と申事相認申間敷候、尤料地と申儀書記し不レ申候ては難レ成事有レ之時は格別に候

但たとへば字書込料地麻布料地抔の類は、料地と申事書記候事無用に候、此度新規に字の代りには料地公料地へ料地加へ料地抔と字に書出候分は、料と申事書記可レ然候

一　たとへば麻布抔持候流作場之内を、廣尾村之者請候はゞ廣尾村之順と地引帳に肩書相認、野帳にも其通り可二書記一候

一　たとへば武藏國豊島郡麻布村付流作場を、同國荏原郡白金村何右衛門一圓に引受候はゞ、地引野帳検地帳ともに銘書、奥に武藏國豊島郡麻布村流作場同國荏原郡白金村何右衛門請と相認可レ申候

一　秣場之儀長横間數字付等迄、ヶ所限りに野帳には書記置、検地帳には末外書肩書に、字付何町何反何畝と秣何ヶ所と相認可レ申候

一　稲干場、廟所、斃馬捨場、古塚の無數分は地構の脇に外書長横間數書記置可レ申候

但持主村觸等は其譯書記置可レ申候、尤壹畝歩餘に及候はゞ、検地帳之末外書に可二相認一候、尤字名付番付に准じ野帳に書記、別紙に致し可レ置候

一　入歩捨歩有レ之候はゞ、方角共に委細野帳へ可ニ書記一候

一　此方旅宿之儀百姓家、又は寺院等にても不レ苦候、組合候而旅宿に可レ成分は一軒にて能候、組合候て旅宿に可レ成家居無レ之所は、別々に旅宿割可レ申候

一　此方壹人に水夫貳人ヅヽ爲レ致、其外には無用に可レ致候

一　水繩間竿取集、時々相改見可レ申候

一　案内百姓誓詞、幷地境證文檢地濟候節、一同證文其村方より差出し候書物とも、其度々見可レ申候

一　村方より差出候繪圖とも野帳と突合、繪圖相違有レ之候はゞ、繪圖直させ可レ申候
但此方へ壹枚、下役方へ壹枚、小前繪圖村方より早速差出させ可レ申候

一　四五ヶ村も地詰相濟候はゞ、再見分に相廻り位付可レ致候

一　田　一二三四　一　畑　一二三四

一　萱畑一二三四　一　芝畑一二三四

一　埜畑一二三四

右の通四段に位付可レ致候、村方よりは書出し候とも、見分之上右の通四段にくヽり可レ申候

一　萱芝野字見違候年有レ之候間、野帳にはかや畑と如レ斯かなに相認む、芝畑は如レ斯行字に可ニ書記一

候

但検地帳には芝畑と可レ記候

一 御料見取場の分、此度流作場へ入検地いたし候はゞ、流作場の通に地詰可レ致候

一 寒氣強き時節に罷成候はゞ、検地場にて下役人、并百姓人足共かぶり物可レ致二用捨一

一 村方より地引帳に番外の地所書出候はゞ、最寄の地續番付に准じ、地引帳に番付致させ、野帳にも共通可レ認候

但繪圖も右の通に認さすべく候

一 四五ヶ村も地詰再見分とも相認、得と取調等いたし候上村移可レ致候、尤出精いたし吟味少し、此序に可レ成儀などゝ存延候儀不レ致、少分の後れをいとひ不レ申、一口餘計の積り居〆(マヽ)可申候

一 御用場より用事有レ之、此方宿元へ書狀差越候節は、下役人へ相渡幸便に遣し候樣可レ致候、江戸宿元より御用場へ書狀差越候節は、荒次郎殿役所迄差出候樣可レ致候

一 検地場にて、口々磁石を以方角可レ致候

一 細見竹ほんでん共に境へ立可レ申候、尤作付有レ之候とも、右の通可二相心得一候

但地境溝堀等有レ之候か、或は一枚の田畑の內に畔くろ貳ッ三ッ、又は大くろ有レ之候はゞ、其譯野帳へ可レ記候、尤再見出候節、田畑一枚毎に相改、右の類共心覺に相記し、長間にて割引の節勘辨可

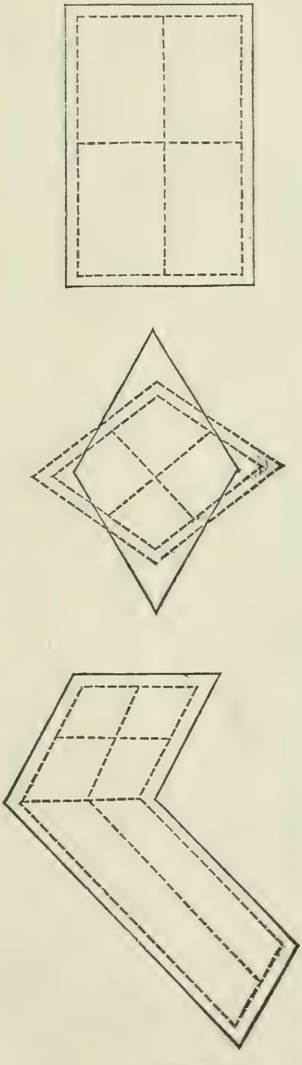
㆑致候

一　開發被㆓仰付㆒候以後、右取場跡の儀作付成候分は、土地相應に位付、作付難㆑成分は、番付之順に地詰いたし、野帳之内懸紙に張置、檢地末に外書に反別可㆑認候

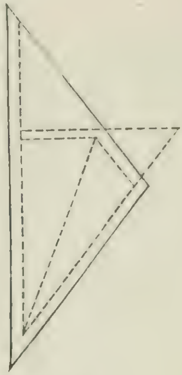
但一枚畑之内內割置、是又致㆓懸紙㆒末へ外書壹割に可㆑認候

右之通申合候、以上

亥九月



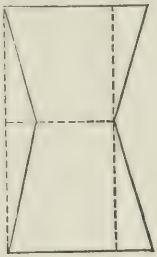
如㆑斯成は二繩にて可㆓打成㆒右同斷



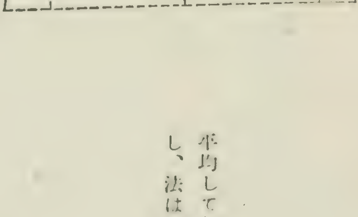
三角平均、尤畔代
定之通可レ引



四方池有り可レ除、
畔下或は四方御定
之通可レ准レ之

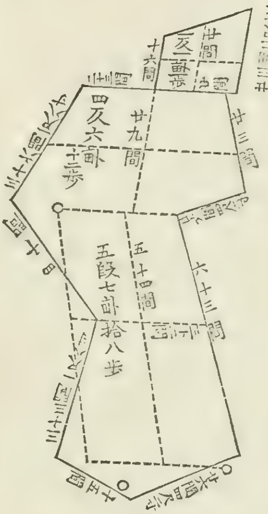


如レ此成形は見計可レ打、又
は二繩にて打候ても宜し、
右同斷



平均して如レ此に打ても宜
し、法は右同斷

右之通形品々有レ之といへども、何も同様の心得也、委細は検地三巻目に有レ之、略レ之



反別壹町壹反五畝
十步
長八十六間三尺
横四十間

右圖三繩一筆之仕形也、書面之通品々入曲り有レ之故長横難レ記、依レ之横住(マ、)間を用る也、且壹反一畝十步は入步共可レ記也、水帳に記所左之通

上中下可レ記
反別壹町一反五畝十步

此步數三千四百六十步　　何左衛門

横四十間と見立、是を爲レ法

步數を除く竪間八十六間三尺と成る

右之通横竪大小共異形の分は、如レ斯にて可レ然、畔除は定法を以除レ之、道通同斷幷屋敷に心得有り、左の趣三卷目に委記、故略レ之

又曰、塵刧記に曰、廣狹の形双方を加へ切半して掛合歩數見る、當時塵刧記の算法は不ㇾ用也

川々御普請心附之事

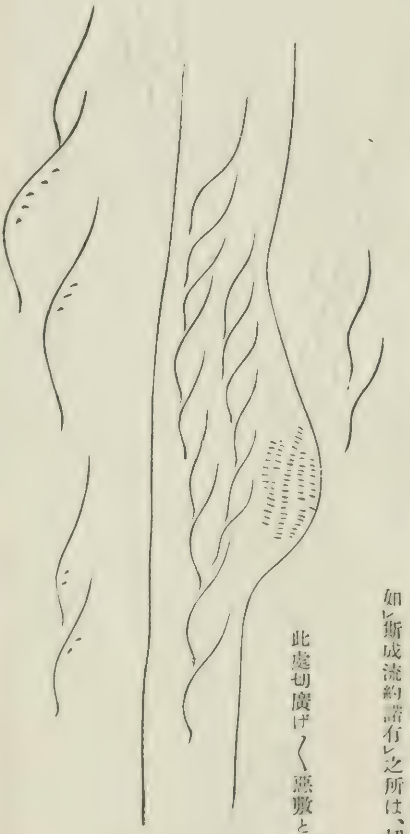
一 諸國川々川除堤、惣て御普請之仕方有ㇾ之といへども、數年共役相勤者も國々之樣子可ㇾ存樣なし、いはんや手馴不ㇾ申事、私に可ㇾ存儀なし、依ㇾ之是等の趣一認樣無ㇾ之、然共關東中州(マヽ)中國筋數年相勤候故に永行之事普請善惡古法心附候趣、普請之仕方を考るに、古來は左のみ大破無ㇾ之事と相見、御損地も只今程は無ㇾ之事と被ㇾ存候、享保之始寶永頃よりも普請丈夫に成、夫より新田開發に付水落等も柵も段段丈夫に出來、水行直路掘割等被㆓仰付㆒、次第に水勢强相成、今に至て不ㇾ得㆓止事㆒、普請丈夫に不㆓仕立㆒候ては不ㇾ叶樣に相成候、川瀨は一里四十八曲と申候て、縱申習せし通不ㇾ曲は惡敷也、大水に成候ては、堤の上迄越押開候故、何方迄水押開候共、水の勝手次第に可㆓押開㆒事古例也、然所大水共堤限にて、川之內計不ㇾ通候ては不ㇾ叶樣に心得、普請もする事と相見候、古法は全く左樣の事あらず、川除堤は小水の時爲ㇾ防候爲計にて、大水の節押開かせ候樣に仕立る也、川上より川下迄、右心得にて川除も仕立候故、大水は堤上を越に付て、縱關東抔は百萬石餘も押開候樣に相成候故、水勢も弱く大變も無ㇾ之所、近年は堤八九合壹升よりの水には、水勢悉く强候故、稀に押開候所は大造に地を掘、土砂夥敷押出し、古へ五町步損候所は、拾町步も貳拾町步も損候樣に相成候、縱寶曆年中子丑兩年之樣に水損有ㇾ之候節は、內鄉迄も所々水開いたし候得共、切所夥敷損地有ㇾ之候、又右堤押不ㇾ切、川內計大水通

候樣に仕候はゞ、川下にて悉難儀可ㇾ仕儀に候、或は關東にて江戸表、又霞浦附なしと、銚子邊水難逃がたく可ㇾ有ㇾ之候、總體堤は所々弱手を附切込候ても、此所より切候得ば、損地少々と思ひ入候所は所々心を附置事に候、且普請之仕方は、其所之名主老人抔に能々尋見候て、普請目錄、兼又もの共をも承候て可ㇾ伺事也、總て水行を能々心掛、普請は要所の欠る事有ものの也、水行を好ものは白人の業といふ也

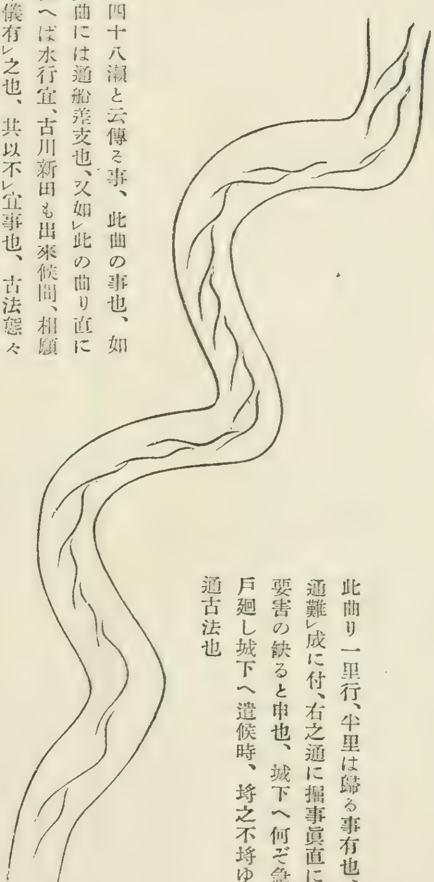
一　甲州邊の普請の仕形數年考候に、三拾年已來は川瀨高成田地は低成候故、古の咄承に、古來は田より川へ凡一丈も下り候由、其節は川除堤は撥上土手の如くにて隨分小堤成由、水出候節も直に堤を開候故、大變も無ㇾ之候所、當時は川より田の方へ一丈も下り候趣に相見候、謂ば大水を川計通候、其間にて大堤仕立候故切込候時は、高き所より低き田地へ落込候故、土砂も夥敷押出し損地多く相成候、其内に餘に水にて川下へは土砂を押、水勢弱く成に隨ひ、土砂流も弱く、居砂に成、川床が高く成候事也、右切口難二捨置一、築留普請夥敷御物入にて仕立出來候得共、其所は溜池の如くに相成候、又重て出水の節、上より川下の高き所迄平に土砂埋候故、川床五尺六尺も高く相成候故、隨分丈夫に仕立候ても又低く成、其上へは上置、又其上は上置と相成候故、年を重候程川床高く成、田地は低く成候故、川通り田地は先づは冷地に成、蓮澤西山横村抔は及二後年一又元の沼にも可ㇾ成事也、是等の趣考る時は、御普請願出候得ば、諸役人は當時の事のみ相考、普請に仕立候儀と相見候、ケ樣申候ても自分

職分に無レ之、不用事に候得ば、其内には考の一ッにも可ニ相成一哉　大旨を記置候のみ

一　又曰、富士川通は約諸の瀧瀨也、甲州出水の爲に折々切廣等有レ之事有、是等は何の爲に切廣げを願候哉、予考るに難澤より一里程下り、天神が瀧と申所は甲州邊迄は十丈も下り候所也、此所切廣抔如何樣に考候ても、村之爲に成候筋考不レ當候、右場所に田地有レ之場所に候得ば、此除普請共存事なれども、緫計之所へ大造成御入用懸り、國中へ難儀を懸候普請可レ仕樣は無レ之と相見候、又水行切廣げ上之水早速落候樣に仕候はば、川下にて大難出來可レ申事也、持合にて上より下迄所々に水行屯し、（屯は水の所々に休み不レ流なり）次第日を重ね落るを以上下痛薄し、考候て惡敷事などは、此處は溜し可レ置者也



川上にて切廣げ候はゞ、川下下山邊より岩淵邊迄可レ及ニ難儀一事か、諸國共此心得を以勘辨第一の事に候、壹里も下り候はゞ屯の下るべきやうなし



一 關東利根川、荒川、神奈川、鬼怒川、小見川、下利根川、犀川、渡瀬川、端瀬川、新村根川、江戸川、權現堂川、赤堀川、其外諸沼邊所々通は數多見候得共、此方便を以ケ様にもいたし候はゞ、保方可レ然哉と心附候儀無レ之候得共、寶暦六子年關東御城近所より、武藏國埼玉郡邊數日水盛に見、繪圖面に仕立、大概は合點も仕候場所も有レ之候、其節權現堂川掘割江戸川へ落候而水落宜敷、羽生領四萬石餘

の節にも可二相成一趣相願、右場所相叶不レ申候はゞ、　栗橋御關所手前赤堀川より下利根川へ只今有形は川巾貳拾七間の間三十間余切廣度願出る、　去る御代官吟味の上、　掘割度々相伺候所吟味請候趣にて、再見分被二仰付一候事有レ之、其節見分の御代官へ被レ雇相考候所、栗橋より權現堂川へは約諾無レ之、御物入懸候ても早速埋り可レ申候、たとへば保に致候ては江戸川へ落込、　江戸川番所逆川へは百間余之約諾にて、　中の境町前へ水堰上げ申間敷候、　左候はゞ常陸川へは川行無レ之、　千川に相成可レ申候、　然る時は常陸下總邊銚子邊へも船の通路相止可レ申候、　赤堀川切廣候はゞ、　一圓に常陸川へ落込、江戸一圓に溜水可レ仕候、　然る時は常陸へ落込强候ゆへ早利根川も溜水仕、　古河舘林堀江戸表之通船滯、第一要害之欠ると申事に候、　是等之趣相考候故、　先は止候事也、　此上も右之通心得候樣に致度事也

地理細論集卷四　大尾

本書ハ寶曆九年眞壁用秀ノ著ス所ナリ

耕稼春秋

土屋又三郎著

耕稼春秋自序

傳曰、厥父菑、厥子弗レ肯レ播、予就ニ丁役一以來、深有レ激ニ此言一、旦夕欲ニ孳々肯一レ播、既而辱ニ奉國命一、襲ニ父祖之業一、服ニ石川郡勸農之事一、於レ是益々就ニ老農老圃一、勵レ功脩レ業、敬慮レ事也凡三十年、其間欲三自ニ春正月一至ニ冬十二月一、詳ニ田家之業一、求下可レ樹ニ藝田圃一之種類上、審ニ鎡基之形狀一、以使乙惰農刻レ心記甲レ目焉、筆ニ之書一、集錄爲ニ七卷一、名曰ニ耕稼春秋一、其言也以ニ方言俗說一、不ニ聊以ニ雅言一、北艾年辭ニ風塵一、爾來廢置不レ錄、今也衰老尤甚、思ニ慕先考一之情不レ能レ止矣、頃日偶見ニ彼草稿一、頗有下事ニ先考於畎畝之中一上、於レ是再集成云

寶永四年丁亥三月日　　直心野衲

耕稼春秋 總目錄

耕稼春秋巻一

土屋又三郎著

耕稼年中業事

正月

一　上旬四日より山里百姓子供兄弟下人とも、農拵掛る農具は、田繩引繩鞍繩等は藁の拔穗なり、田引手䋄繩かすき繩等は常の藁也、但鞍繩は人により苧又はしる繩也、胴簑、はらぎ、こて、はかて、ふり持籠、機籠、鞍蓋、手籠、馬いつみ等十四五日迄に農具拵濟、綱打とてつな打日、所により夕一飯小持籠、農豆粥をして祝ふ、日和好時分は金澤遠方の者こゑ取に出る、金澤近在は四日より毎朝小便こゑとる、或は繩縫俵をあみ、遠近ともに女は苧をうむ

一　中旬より農具は手籠ばんとり五月蒔、すそみの馬の糠いつみ馬の鞍覆持籠ぶり持籠、此外小道具下旬迄に拵濟

一　山方は正月中旬は雪深きゆへ、男は牛の沓草鞋其外農具品々する也、女は苧うみ布をおる、是は山里ともに賣て春の夫銀に上るものなり

二　月

一　はやき年は二月上旬より田方鍬初する、是を仕初と云、堅田は其比干がたき故先泥田より打、泥田は鎌にて株を一遍切る、所により二遍切る、但切とは刻なり　其次畴をはなす、はなすとは、鍬にて畴のはら畴の頭を田の内へ切おとす也、是は畴ぬる下地也　此とき中里松任野々市邊には、ごみ流しとて泥田近き河の中をさらへごみ流し入る、次に踏土とて舊年より百姓家の前に、糠、ほしか、木の葉取集土に切交置、踏土を人馬にて田へ入る、踏土入る田は大方下田、或は土堅き所へ用る也、堅田は盤の子刻、はんの子とは、田の内稲株畝より四かぶ五株或は七株隔て、二株通り打立置は、是は鋤みちなり　但深沼田は鋤にて犁がたきにより、のこらず鍬にて打、石川郡堅田所の内宮腰道筋は作早き故、二月上旬年により中旬より犁初む、田大方犁濟し堀江筋のごみ上る、其外在々三月上旬頃より堅田犁

一　中旬の頃ゟうすいの土、又は領内に有用水堀のごみ上る、但手透なき者は三月四月まで上る、此節麻畠打、惣じて麻畠は春の彼岸より十日程以前に打始うぐひす菜蒔、上旬より中旬まで麥菜種中打する、蒔菜種麥のばざこの土を上て懸る　麥菜種こゑする、稗種子黍種子まく、麻蒔く

一　山方遠方は天氣好日は、町家へ炭薪賣に出る、去共金澤へ一二里有所は、日和にかまひなく薪賣に出る、杪伐に懸る

一　下旬の内麦菜種土掛る、或は荒おこし苗代拵する、瓜畠茄子畠打立置

三　月

一　上旬の内瓜植る、此時分荒おこし大概仕舞、遅き年は中旬、また雪深き年は下旬に懸る、里方荒地の畠打但里方は畠打少分ゆゑ、荒地畠と云大豆小豆稗など蒔所なり、きび種子まく、畠方大角豆植る、此時分蠶出る

一　中旬田方小割する、其次泥田中犁して堅田かへす、中すきとは木べらのすきにて淺く犁を云堅田かへす、かへすとは、かなべらの鋤にて、荒すきの田を殘らずすきかへすを云小畦付る、此節鍬にて土を寄て能ねりおき、其次あぜの前はなし、但あぜのまへはなすとは、畦前に切置すく畦塗は土保ざるゆへ、土懸りのために鍬にて畦削り下すを、かたおろすと云畠方大豆蒔、田方こえ配りする、畠に芋種子植る、此生出は五月小乙女歌を聞て生出ると云ならはす、則生出るは其時分なり

一　下旬日和を考畦塗る、但田の水落し小畦付る、小畦付るとは、畦の下地するをいふ其次塗置あぜに稗植る、但蒔立稗とはあぜ干ざる内、直に稗種子畦にまく、是は少分なり、雨天の時分畠稗植る、あぜ大豆は畦塗て日和能れば二三日の内に植る、但山方はあぜ干ざる内に植る、此時かくしとて糠灰ほしかなど種子の隠る程置瓜葉の眞とむる、とむるとは、手にて切とむる馬の粥大豆まく、瓜田廻り、大角豆植る、此時山方は苅草を山より持參して田へ配り入る、惣じて山方は眞糞は少分にして、苅草灰馬屋ごえなど大分也、但野山に草生ては、九月末迄毎朝壹弐人宛農人草苅に出る

一　山方は蠶出る故、女は蠶に殘らず懸りて、桑をこぎ或は育ひ、男は上旬より杪を伐、下旬は伐仕

舞又其頭麻を蒔く、但奥山は下旬より四月上旬まで伐置杪を束にして其所に棚に積置、勝手次第家ぎわへ取寄る

四月

一　上旬田方へ配り置糞小配りして、沼田堅田共かい田すきする、是を所により植しろずきと云、一遍犁其上を鍬にてならす、但松任近邊は二遍もする也　疇ぬらざる前にする所も有、但馬なき者はかい田打迄する、かい田打せざる以前、水田に古莚と云草生るを取捨る、はぎ草とて濱方河原は高疇の芝草はぎて田へ入る、是は畦ぬらざる以前也、早稗蒔田方植付する、年により植付不同也、半夏生四十日、或は五十日六十日前也、惣じて作方植物半夏生を限る、半夏生を過て蒔植すれば實のり惡き也

一　中旬惣田植最中也、遲き年は下旬へ懸る、雪深き年は五月初へ懸る、是は稀也、小乙女をんなどゝ田を植る、一人して一日に田三百五十歩程植る、鋤馬は小乙女五人に一匹宛、堅田は四人程に馬一匹、田ならす者、苗配り人ゑぶりさすもの、馬一匹尻に二人宛など也、ゑぶりさす事は今は稀也、小苗打は小乙女五六人に一人宛、小苗打とは、十歳計より十四五歳の子供小乙女に苗を手つかへなく渡すをいふ　惣じて苗は田一反に百三四十把、早稲は貳百十二十把、蒔物跡には貳百把、是は少日延て植る故、苗すねてふとく成により苗數多く入る也、但小苗に植る時は、四筋五筋、大苗にうゆる時は六筋七筋　表田植終て蒔菜種苅、或は三月麥苅跡の田犁置少干す、表田植る時分は百姓一統に植る故、小乙女一家に有合ざる故に方々より小乙女を雇、但雇田は惣じて半日植るもの也、昔は田を一日植る、其上事の外田植は祝ふと云傳たり、今は儉約して田を互に植合、又は家内の男女にて

二度三度に植る、石川郡手間出し田を植る者は昼一飯給させ、年に寄て錢四十文、又は五十文程宛も手間を取、互に植合時は昼前小豆飯少給る、是を里方にては飯田植と云、田植最中には常に替り馬繋く使故、夜の内又は朝昼ともに、馬一疋に昼夜大豆二升五合より三升程飼なり、其外打米草粥多飼、され共弱き百姓は粥草幷大豆少分飼故、仕事もはかどらず、大唐苗植る、（但大唐は、所により一遍又は二遍も植る）

一　山方は四月上旬より中旬下旬迄畠を打、粟大豆稗を蒔、或は中旬よりなぎ畑燒、五月上旬迄燒なり、小豆は下旬迄蒔く、女どもは蠶を養育する

一　下旬菜種もむ、即刻其跡稗立る、所により水を入て稗もあり、又は其儘すき、少干て田植る所も有、小割小ならし等表田に同じ、畠田ともに中手麥苅、雨天には菜種田植る、麥田跡稗植る、瓜のはま合する瓜田にこゑし、瓜田に大豆植る、瓜の横手の眞とむる、畠方大豆小豆稗粟等草を取中打し、或は土をかけ、田仕事遲速により五月初迄する、早稗の中打する、茄子に土かけ糞する、表田植濟

五　月

一　上旬麥田菜種田植仕舞、遲き時は中旬より下旬迄かゝる、表田の分田の草一遍とる、但荒草取といふ也、表田の跨打する、小麥苅其跡田植る、但小麥田の苗は、さし苗とて苗代に跨もなくこまかに植置、こゑして置を此節こぎ植る、或は大方蒔立の苗を植るもあり、去共是は痛もの也、畢瓜を初少宛切て賣、但石川郡上里より泉村有松村邊へ持參するを、瓜中買此所へ出て買、但金澤近邊河北石川二

郡有といへども、瓜茄子多作りて賣は惣じて石川郡計也、早稲の一番草取、惣じて田の草取様は、草までを取にてはなし、苗一株〱の廻りの土を掘かへし、根本を和なり、田稗とて、稲の中に草稗生へ交るをこぎ捨る、少苗きへる時は間さし苗をこぎ取らせ植とて此節植る、（但間さし苗とは、田植付る時分田大小によらず、其田一枚に二通り程、表田の時其苗を植おく事を云）田の坪打する、但中打を云、所により一度或は二度、泥田坪打仕舞瓜屋垣する、或は小竹或は杪にてする

一　中旬表田一番草取、物跡の坪打する、早稲の引こえする、又は所により二番引こえする

一　下旬物跡田一番草取、沼田二番草取懸る、表田は一番こえする、大體早稲の引こえ半分なり

一　遠方山方は漸く炭を焼懸る、下旬の頃蠶をする故、中旬よりかつ〱うめ棚を拵る、炭は雪降まで焼もの也、惣じて焼炭は金澤より六七里遠山に焼物也

六月

一　上旬表田二番草取

一　中旬表田二番草取仕舞、物跡田二番草取、表田二番引こえする、但土用の中日和を考、所により上里に干田する、（干田は稲の卷に委しく出すものなり）但干田する地は年々の古沼田を干田にする、故は跡に麥をまかんが爲也、干田（石川郡の干田は、能登越中と違ひ、糞は大分入る）米多く有といへども、こえ常の田に三倍程入增故、村毎に干田するものなし、漸上里の内一ヶ村にて二人三人程有、上里は野々市より松任柏野近邊をいふ、近年は百姓衰て

干田は少分也、麻苅る、此刻瓜出る最中なり、但年により不同なり、（又麻畠大分有所は宮腰近邊也、尤此跡に大かぶら作る、是を總名赤土かぶらと云、又瓜多作る所は、野々市村より松任之邊也、第一菓子瓜上々出來の村は、田中村蓮華寺村堀の内村三日市村、但平瓜は位川村笠間村、又香の物瓜に野々市村、柏野村、大堅瓜は太郎田村保古村邊より多出る、瓜作る事加州石川郡種は他國には類なしと）

一 下旬物跡田引こえする、表田三番草取、秋大根蒔、（但大根所は諸江村笠舞村泉野寺古地黄鎮町十一屋村也、此外赤土村近邊大に作之）田出來により三番こえする、女どもは麻はぎ莩に仕立る

一 山方は上旬より畠植物の草取、中旬蕎麥なき畠下旬迄に燒、同頃迄に物蒔仕舞もの也

七月

一 上旬畠稗苅、其跡蕎麥蒔き、或は大根蒔、畔の草取廐へ入る、或は畔木下苅、下旬迄懸りてする（くろ木とは、上旬にて高畔并大疇に有畔木針の木柳ねぶの木様の下苅枝などおろすをいふ）

一 中旬麻畠跡打立る、苅大豆こし瓜のつるこぎ取、（但苅大豆多く植る所は、泉野村古地黄鎮町十一屋村長坂村笠舞村、此外畠多き村々有）菜蒔く早き年は早稲少宛苅

一 下旬より山方并山持里方柴苅、畔柴苅、早稲苅、跡に蕎麥蒔く（他國にては田植る時、又は稲苅時專に社稷を祭と云ふ）

一 山方は上旬迄畠物の草取る、中旬の時分麻を仕廻て、其跡に下旬の頃麥を蒔もの也

八月

一 早稲苅る、但遲き年は中旬下旬なり、田の疇稗苅、早稲田跡菜蒔、（此菜生て後、ふときをすぐり菜種に植る、其跡は蒔菜種に仕る）田水戸拂、（はらふとは、殘らず水を落すをいふ）此時分迄畔木枝下す、（其所に束にして置、九月上旬にうかして置、但畔は田の大疇を大方いふ）

一　中旬大唐稲苅、但大唐稲は常の稲に替り、籾を臼などにて打落す、早麥蒔、種子百歩に五六升程、九月初時分まく時は六七升まく、遲き時は生兼る故種多く入る也

一　下旬畴大豆の葉取、此葉は大唐食に交給る、又惡しき葉は馬の苅大豆に成る、集置て苅大豆に交賣事も有、此苅大豆葉多買村は泉野村近邊也、總じて御廐幷御家中苅大豆凡泉野村より專ら入る　早稲田跡に菜種植る、但一日壹人に田五六十歩程植る、田搾は此外也、且米計る

一　山方は上旬より麥蒔中旬迄、牛持者は草からとて青芽苅取用意して、冬中牛に飼粟稗苅取、其外田畠にあるものを取集る

九月

一　上旬田の畴幷畠大豆小豆引、但引とは、こぐをいふ　干田苅跡に麥蒔、大唐藁稲わら、或は稗等にて百姓の家やね葺、但古事は麥菜種上こえにする　雨天にはねぎ苅る、ねぎかりとは、畔廻りを四方苅、溝をかき水落すを云　中稲苅懸る、或は山に苅置、柴或は畔木柴取集ににうにする、にうとは、多く積をいふ、此ふたには大方わらをする

一　中旬中稲田苅最中也、總じて表田苅時分は秋の土用に入て苅懸る物也、然ども稲の熟するを見て苅懸る、昔より土用に青田なしとて、土用の頃は稲能熟する時分也、今程は熟漸遲く成、土用半懸て稲苅、農業おくれるものは月夜の時分夜田苅、夜田は穂を苅落し、又藁の中に穂を包惡し、然共人手なき者、又は弱き百姓、或は煩者など雇て苅ものなり　稲干、ほすとは、稲一把宛四方へ株を上にしてひろげて、堅田は共田に干す、野川原有レ之所は田より持出てほすなり　凡稲苅は一日壹人に中把百五拾束、或は百八拾束、小把は貳百束より二百五拾束、但定一手打也、一手打とは、一にぎりをいふ　又二手打は百束或は百三拾束苅る、二手打とは、二にぎりを云、總じて稲把大小遠山方は大束、金澤遠所は中束也、故

に金澤近所藁實所は小束なり、是數を以て代を取る故なり、越中などの一把は、金澤近所の一把とす　稲刈六把宛立置也、但宮のこしには四把宛立る、三ッ寄て一束にする餘は六把宛二ッ寄て一束にする、是十二月の數に象ると云
是を束立といふ也、雨天に見ゆれば、其間に穂を外へなして算に積、則三束程有により三束にうと云、堅
田は其田に積、沼田は畴の上に積、四五日過れば雨降晴の時分風にて干る、後はそゝけにうにする、但そそけとは、二ッを一ッにつむ、穂を内へするをいふ、是穂をぬらすまじきためなり　天氣續て能れば三日四日にて能干る、總じて稲はから能干れば、穂は
おのづから干る、からぬれゐては穂ぬれずといへども、籾やはらかに成物也、是稲のから穂にかへる
故也、皆泥田にて野川原無所は、稲をはざに掛る、はざとは、二品、地はざ、作はざ、かけ木立用品々ありはざの稲天氣能時分は七日程
にて能干る、雨天の時分は十二三日にて大方よし、但作はざ多ならざる故、積替とて稲六七束のにうを
畴にして、からを能風にふかせ、二三日立て積直す、又風にふかせ七八日程にて能干ふ、但川原近邊
總じて嵐つよき所は猶能干る、稲にう大豆小豆にうする、大豆は所により木の枝などに懸置所も有、
けらはをする時は右にうを所々にひろげ、風に吹せ取入てけらばとするもの也

一　下旬晩稲苅、中稲にうにする、稲數にう一ッに五百束より千六七百束まで、又は二千束迄もする
此にうをけらばと云、小百姓は百四五十束より二三百束につ一ッとする、蓋には藁のま、大唐わら又は常のわらにてする　稲苅仕
廻苅上すこし祝ふ、大麥小麥蒔、或は菜種植る、但菜種は大方麥より苅なり、また蒔菜種は早稲の跡
なる故麥より先に蒔、女子とも田に出て落穂拾ふ、雨天には男女とも稲こぎ摺して米に仕立る、日々
米計る、青天には晩稲干或はにうにする、稲のこらず集仕舞、此節藏入とて少し祝ふ、蒔麥苅、小豆

打

一　山方は上旬より中旬迄品物取仕舞、遲き年は下旬にかゝる、遠山は猶以九月を切に仕廻なり

十　月

一　上旬より下旬まで大豆打、菜種こえする、稻こぎ摺、米拵る、繩俵拵、或は米計、里方田の水口能所ごみ掛置、田へ水入る、（是は來年作の用意なり、こみ入は、目よくなる也）上里所により田の水戸あくる、來年の爲田に少し宛水たまるやうにする

一　山方は上旬より下旬迄炭薪茅など山より取集置、杪柴宿町へ賣に出る

十一月

一　上旬より下旬迄米仕立、年貢計最中也、米仕立に二品あり、こきずりとは、一日一人に米二斗或は二斗五升と當てするなり、上里所により二人宛組せて米仕立る、朝七ッ以前より燒火にて稻こき懸り晝は七ッ過に仕廻ふ、但こき摺二人組磨臼一から、米通し四ッ、内壹ッ荒とほし、壹ッ中通し、壹ッ淸とほし、壹ッは米とほし、箕二ッかくの如くにして凡道具六色なり、一家の内に人多有者は、二三ヶ所に分ち居て米する、又こきためとは、一家男女一日或は二日稻こき籾にして置、一日一夜程籾を摺て米に仕立るもの也、稻能こく者は一日に中把凡七十束程宛、又米拵は大に不同有もの也、籾など大きに吟味すれば米六遍程通し、其度々に上に寄籾を取なり、小粒の籾米通しをくゝる故、其外折

敷ゆり輪へ米を入、一粒宛籾を撰るなり、一日に一人して米二斗、或は二斗五升漸撰物なり、薄實米能改所には箕へ米一升餘程入、しいだをたび出す、但たびるとは、箕にてひるをいふかくの如くすれば一日一人に米五斗程出來、但こきすりには一日一人に二斗五升程出來るもの也

一　山方は炭杪金澤宿方へ賣に出る也

十二月

一　皆濟して後男どもかせぎには、所によりむしろを織、或は繩菰來年の米俵編弁結繩拵、牛馬の沓草鞋など、所によりて其業品々有り、或は日々に出來の物賣に出る者も有、山里女共は大方苧うみ洗濯す、但此苧は來年春かせぎの布にする、正月二月布を織、何の郡も布賣て春夫銀にする物なり、山方は雪有ゆへ柴薪、遠山は炭杪など毎日宿町へ持出て賣

凡萬物に本末有、改作耕稼もまた結要あるべし、農民は朝に霧を拂て出、夕に星を戴て歸る、遠方野山に居時は、少休事あれば畴を枕にするといへども、樂も又其中に有、人は體を穩に置て氣を詰る事老病する本歟、依之山人は體を詰め氣は泰にするといふ、是によつて長命し、海人は體を泰にして氣を詰る故に短命すと云、氣體不二なりといへども、心は又替にや、總じて下民の苦は眼をひらきて上より心つきて見る、則苦も又明にして、上の樂もまた彌樂なりと云、耕桑は晝夜男女雨露にぬれて、農民辛苦する事甚し、耕し織ずんば何を以か三寶の其一とせん、民は心氣を碎き身を詰て、天の造化

にしたがひ力る者は良農なり、農人は遊樂の欲薄して、唯雜食の腹に滿ん事を願者也、是を不足する者は天之罰歟、凶年の頃は必食不足する物なり、因レ茲御領國承應明暦の頃、改作御草創之刻より作食御貸毎歳十月返濟し、又翌年御貸有て今に五十餘年、三州如二葛藤一連續して、實に淺野の溫水遲川の菊花、水と等しく天正より寶永の今日まで、邑里は耕稼、山海は樵獵事業不レ怠、三州の山海國政ともに不易にして、謹而奉レ祝二萬々歲一者也

耕稼春秋卷一終

耕稼春秋卷二目錄

耕稼春秋卷二

耕稼苗代

一　種子籾は毎年池へ漬る、但年內其品々の籾をこく時分交りのなき樣に撰立、其品々を俵に入置を二月上旬にとり出し種拵する

但種子拵とは、きんとんにて一遍通し、箕にて一遍ひる、但其年可レ作田の歩數に應じ升數改め、俵の大小によりて、三所或は五所結び池へ漬る、但早稻は田三百歩一反に付、種子壹斗より壹斗壹升まで、中稻は七升より八升まで、種子漬る所は家こしのたまり水又は川をせき、用心能所に漬る、種子上るまで其所に番をする

惣じて種子は毎年二月彼岸の中日に漬る、是古來よりの定法也、昔は池二十日といへども、今は十七八日にて種子上る、俵のごみを能洗ひ、天氣能時分四五日も干す、其儘階子などにのせて置て干す、しめりをいとふためなり寒さ強き時分は莚又は菰多く掛て、上におもりなど置、二三日溫めれば目立、是を蒔也、若さむく目立ざれば、酒をかけて溫めれば目立なり則諸鳥又は獸のおどしを苗代にする、かゝし又は所々に葉竹を立、又麻木を繁く立、又は七八尺の竹に麻糸をしげく張、或は鳴子をつけ、或はしりくび繩を張り、間に黑きものなど付おく

一　苗代田は百姓家近き所の大概堅田をまづ草を一遍けづり、新發して其上に小割一遍して水を入、耙にて十文字に三遍程かき、古株を拾ひ取捨る、但所により古かぶを新發し、前に取捨る其次水を入一日程置、水を落し糞を

する、こゑは廐土、能くさゝるを入るなり又は眞糞灰などを入る、但廐土は百歩に十五荷程、眞糞は十荷又は十五荷程　其上耙にて一遍かき、其上を苗代しめる、但しめるとは、長三四尺幅二三寸の板にて能ならし置、半日程干置て土暑付、その後水能程に入、但種子は日立能時分に蒔、されども西風繁時分は蒔事悪し、是は籾の内へ土突り、又は籾厚薄見へず、風雨を嫌也　天氣能時分蒔籾は、一品〳〵の境を一尺四五寸程置　但所により藁又は莚からなどにて圍ふ、是は籾品々変を嫌ふ、又太唐は猶以て嫌ふ、別にも蒔

苗代は第一水加減大事也、毎日朝夕両度程宛加減をする、水なければ諸鳥入て損す、生ざる以前水多度々入れば、風にてごみをかけいたみ、苗生口悪し、晝夜にても水落し置、苗に成立までの内、一両度又は二三度干す、其後二十日程立て、長三寸計生出る頃に水落し、小便糞一遍する、一日程干水當る、但麦菜畠に植る、苗は其時分糞すれば生伸る故、表田植付仕舞のこえする、たゞし重きこえはいたむ故、小便こえをする、惣じて苗の糞は天氣よき時分はいたむゆへ、雨天の時分する

一　苗植時分は、古來より苗役過て植る

但苗やくとは苗蒔て三十三日を云、百歩の苗代には籾大概弐石宛蒔、但一品の間惣廻りの通二割程引る回りにして、田一歩には籾弐升五合程、苗數六十把程是中勘也

惣じて田植は早き年は四月上旬又は中旬、遅き年は下旬也、田植の前日女ども苗代に出で苗を取なり

但苗取とは、田に水其儘置、末切葉一筋にて苗一把宛にたばねる、但一把は片手に一ばいなり、よく根の土をあらひ其ところに置

翌日早天に田植る所々へ男ども農籠にて持

但農籠の圖農具の巻に出る、田植る女を小乙女といふ

女ども植る田へ小乙女使の男苗を抛配置を、十歳より十四五歳の童ども小苗打とて、女どもへ手間な

く配る、早稲は大苗に植る、所により不ㇾ同、早稲田は半夏生四十日より五十五日六十日以前に植る

但三百歩一反に付籾壹斗程、一反の苗數二百十二十把、一反に二荷程入る

中稲は一反に付籾六升又は七升、苗數一反に百四十把程入る、一反に一荷半ほど入る　麥菜種田跡は一反に付苗數早稲同斷、常の圖より多く入る　小麥田の苗は所により、松任近邊は苗代の中にさし苗にして置

但さし苗とは、苗代の中にひたと細にかり植にして、其筋に當りこぎ取植る、是は苗いたまずして吉、但多く指苗はならず、近年は稀也、假植せずにこぎ取てうへる

一　苗代跡は苗殘らずこき取、緣苗一切宛の境に殘るをこき取、一枚の苗代の内二三箇所に積置て跡を打、又小刻して植る、何にてもこえ一遍して常の如く植る、右ふち苗は一番草取時分、其田へちらし置は糞に成也、奥州には苗代田は母田と云て敬する故に、其年一年苗を總じて植ゑず、田を休め置といふ

早稲田

一　早稲は其村の屋敷廻り堅田沼田ともに、上田に新發して植る、毎年二月上旬也、中年は中旬、遲き年は下旬也、但深雪の年は三月上旬に懸る、是は稀也　大概は堅田也、但堅田を用るは早其跡に蒔物をすべき爲也、蒔物早すれば深雪にても損ぜざる也　新發しとは、堅田は田の畦本一かぶ置、其次三かぶ四かぶ間を置て盤の子割、但ばんの子割とは、鍬にて二かぶ三かぶ宛前へ打かくる、是は鋤道也　此盤の子割置、上へ鋤にて犁懸置干す、この時一度に田の畝放す但畝はなすとは、鋤にて畦の土を長みに犁落すをいふ田干置て上を鍬にて小割して、沼田は先かぶかくる、但かぶかくるとは、草鎌にてかぶを切割を云、わらざれば古かぶくさらず　其上を鍬にて打、惣じて沼田深き所は馬入がたきにより殘らず鍬にて打も有、堅田は所により踏土を踏土とは、舊年より百姓家の門に木の葉、或は糠ほしかやらの〻の捨置ふみしだき、くさりて土交りに成たるをいふ　新發し　以

前に人馬にて持出し置、田犁節ちらし、其上をすく、土干る時分小割をする、小割は三月中旬より下旬まで 然れども堅田の小割は天氣次第にするにより、雨其節降れば仕事延る事も有、こゑは一反に泥糞二十四五荷、小便は三十二三荷ほどかけ置、天氣よければ四月上旬の頃馬にて二遍犁返す、植る時水を入畝塗りをする、畝ぬりとは、あぜ本計を二三遍耙にてかき、其上を鋤にて四遍程犁、其跡鍬にて土を田の畝本へ三尺計程に寄置てねり置也、松任近邊用水懸り水持悪しき所は、分に又其上を一ぺんすく 土いつき次第其當坐にも畦を塗る也、畦ぬるとは、鍬にて下より三鍬だけ上へ土を重る長サ十間計、又は其田の畦一ふし程土を畦下地にかされ置て、跡へ歸りてあぜの裏表共に手にて撫付、跡よりなで付ればば、水の中より取上置十能頃に乾く也、畦稗は田を植ざる前あぜ塗、當座に稗苗を畠よりこぎ来りて、間七八寸程宛に畦の下の片原に手植にする、惣じて田を植る前に稗を植代すきと云、水入る一度に植代犁する所は、水當り悪き松任近邊より下の村々也 其次耙にて十文字に田二遍かく、其上を鍬にてならし、馬屋糞十五荷程ちらして苗を植る、惣じて早稲は植付前こゑ常の田と違、一度に多くする物也、早稲こゑ度々する時は稲あからみかね、其上二重出して悪し、引糞は早くして吉、但田植て十四五日の内にする、遅くすれば稲にいもち付もの也いもちとは、虫つくこゝろなり 是によりて上里松任近邊は埒打する時分、又一番草取頃第一引こゑする也

但田一反に付泥眞糞十七八荷、或は小便こゑは二十二三荷ほどする

惣じて引糞は夏土用の中天氣能極りたる時する格なり、田の修理は植付十四五日過て一番中打する、又間十日過て二番中打する但中打とは、草を切返し土を和らぐるためなり 又表田の沼田は諸事堅田に準ず、雨降ざるとも新發しすればはか行但沼田は泥深き故馬をいれず、大方鍬にて打、沼田底より上干ざる故、旬早き年天氣よければ、農人正月中旬前より田へ出て鍬初す、沼田成程大鍬に深く打、農夫何人も雁行に並居て打田かぶ大概四かぶ程打て向へ行、田の隅にて打廻りやう田を植る、同事初打者の鎮を畦本へ付先の者は打、跡の者もそれに隨ひ行

此時亦は田を打、前日にも田のかぶかくる　但かぶかくるとは、草鎌にて童子ども、又は男どもかぶを六かぶ七かぶ通り向より手前へ切を云、堅田のかぶと違、沼田は水有てかぶくさらざるによりてくだけ安きゆへこの儘犂なり

田小切畦塗やう大概堅田に同じ、次に植付こえくばる

但糞は田一反に眞糞十二荷程入る

田植る前に浮犂をする、　但深沼田は鐵の鍬へらは重きに付、鍬に木へらを用る

其次鐵にてならし、其上を耙にて竪横二遍かく、　耙農具の巻に出す　其上をまた鐵にてならす、其次ゑぶりにてならす、　ゑぶり農具の巻に出す　其上に苗植る、　植るは堅田に同じ、總じて中稲は小苗に植る、大小は前に同じ、總じて田は小乙女上手程はか行、埒猥になし、修理等も仕よき也、植る田長みに隨ひ、田數多ても續たる所は、田何枚にてもかけ植にして、又跡へうゑるものなり　其後十四五日過て荒草取る、二日三日過一番中打をする　但沼田は一番打にて終る、草は大概三度或は四度も取る、宮腰道筋は殘らず四度とる、中打の仕樣草取やう堅田に同じ、草多く生る所は一度もしてとる、草取時田の失植は堅田同事也、但田々の壹枚の内にまざし苗とて植置、まざしとは、常に植る苗の願に細かに除て苗を植置を云、總じて苗失るは水にて腐り、又中打の時上下になり、或は諸鳥取島の鳥引て食する故に失するなり

表田

一　堅田は毎年早き年は二月下旬より三月上旬迄、盤の子割る日より次第其跡よりもすく　はんのことは田の内に間四尺程置、長みに繩を張、其筋を鍬にて二かぶヅヽ、打、但堅沼田は間五尺より六尺程に繩をはるなり

同中旬頃より堅田犂懸る、此犂田天氣能干る時分に小割して、大概三月下旬の頃也　小割とは、犂田を切返し、土こまかにするをいふ　其後田を干て又鋤にてすきかへす　かへすとは、田第一干る時馬にて是を堅田返すといふ、堅田は天氣能土干て田返す事吉、堅田返す前に雨降土濡れば田出來せず、所により二遍返す

五月前雨降ば、其日にも田により水を入置、總じて堅田土能干れば田出來よし、植付糞二遍にも當て出來能物也、雨繁き年土底より干兼れば、堅田の出來殊の外出來劣る物也、干田へは猶以急に水を入れば出來よし、連々小雨にてしめり、其上へ水を懸るは出來悪し、是によりて堅田返す時雨天にみゆれば、其當座よりも田へ水を入るといふ事此謂也、去共旬遅く植付前餘日なき時は、了簡なく雨降にても水を入る、田へ水入て小畦付る、（小畦土を鍬にて畦本へ水にひたし寄置、本畦の下へ添て一重付る）其次畦ぬる、本畦小畦尤大小有、小畦の上へ本あぜをぬる（畦塗とは、あぜ本へ土を寄、土こまかにして鍬にてねり置、右畦下へ彼の土を五間十間宛上置、又跡へ歸り鍬の平にて畦を塗なり、跡へ歸て塗は其内に土水乾き、塗加減能ゆへ也、總じて加州は畦大き也、能州は中、越中は畦小きなり）

其次畦稗植る、（畦稗とは、屋しき廻りまたは田畠に二月種子蒔置、其稗苗をこぎ取、畦干ざる内に、畦の際間七八寸程宛置手植にする、其頃苗長七八寸程有、稗苗田一反に平均七八寸程入、但畦の數によりて稗苗員數増減有）畦干て畦損せざる時分大豆うゆる（但大豆植るは、大豆植庖丁にて女どもうゆる、庖丁農器に出る、一穴に大豆一粒二粒、同じく小豆も植る、一穴に三粒四粒なり）大豆其儘置ば諸鳥拾ひ、雨にて種子を埋むによつて種子隱を置（かくしとは品々有、所により糠灰、又は念を入る者は灰を小便にてしめし上に置）其次四月中旬頃に沼田堅田ともに田を植懸る、田植前或は一日或二日前、沼田堅田ともに植しろ犂をする（植しろすきとは、鋤にて成程淺く堅横を何遍もこまかにすくをいふ）其跡鍬にてならし、次に馬把にて十文字にかく、（馬把は農器に出る）其次植付糞入る、其上又鍬にて小ならしする（小ならしとは、鍬にて田面を細かに能ならすをいふ）其次苗植る、順年は四月中旬頃表田植る最中なり（田植る女を總じて小乙女と云、老若女ども田植時笠着て田植る女をいふ、此節五月笠たすきまいだれを新しく改る）田植といふは、半日田又は一日田と云（半日又は一日植るをいふ）半日田は朝六ッ時より植に出る、晝九ッ八ッまでに

植仕舞、此時男女の賄有、幷馬の糧常より多く入物也半日は朝食一人に白米八合、小昼飯三合野へ持、昼飯同八合〆壹升九合、黒米にして貳升壹合ほどの圖り昼飯は田植仕舞家へ歸て喰、一日田の時は、此外後小昼飯三合昼八ッ過に喰、此外夕食八合、一日壹人白米三升程、馬の糧は總じて五月又は荒田返す頃より常と違ひ、大豆多飼といへども、五月には大豆馬一疋に四升、内壹升程は宵に飼、三升は農勉る一日に飼、かゆ草は常の三増飼、第一兩様夜飼専にする馬は、人と違ひ食の増減により其功も又大小有、馬は六畜の一也、糧大に飼といへども、五月の内は人馬辛苦する故に多く飼、馬其時分骨肉疲事大也、馬は重きを負遠きに至る、其功人に次ものか而無言なる故に心を添氣體の屈伸可レ察事、士は將にあり、農は亭主にあるものか、馬もつ者は常に志を細かにして能育則萬徭たるもの也

植田小乙女一人して凡三百五十歩より四百歩まで植る、半日田は押て植るに付、半日に三百歩も植る、

田植の時人馬員數、分限により田數により不レ極大概堅田は小乙女四人程植る時は、馬一疋田ならし苗くばり、ゑぶりもさし共に中百姓二人、上は三人程出る、小苗打とは十歳計より十四五歳の童ども、小乙女五六人に一人宛出す、是は苗配る時小乙女に手間なく苗を手傳をいふ

田植るとは小乙女共皿かくの如く雁行にならんで、畦本より植る跡へ四もと宛植しりぞく但雁行に植る事は田形は直曲有、また初に植る者直なる畦に付て植る故、其次々雁行の頭に随ひて田植る、是は田の内苗四角に成やうに可レ植爲也

大埒小埒有苗植る大小とは、所により又郡國による也、石川郡河北郡山方小埒其外大概一統、但潟端は大埒なり、是は水損有事を兼て大苗植る、埒とは苗の間をいふ

⁝⁝如レ斯を埒と云、所により大苗小苗、大概大苗は早稲田物跡田、其外苗植る大小は所によりて有水付の所川潟はた是は大苗に植る、水付ばいたみ肥立兼るなり、第一小苗に植てこえ能すはよし、子も多くさし、る小苗とは一かぶに四筋五筋、大苗とは六筋七筋をいふ

苗は三百歩一反に付濱里遠近平均百四十把百五十把、大里又は片山方貳百把貳百拾把、物跡田又は鶴來道筋、或は山の内總じて遲き所は、苗大小の所に准ず、され共旬延れば生延把も自然と大きなり、一把とは六寸指一握をいふ、苗取やうたばねる品、苗代の所にくわしく記おくなり

植田水加減但沼田の水持能所は成程小水にする、堅田は水五六歩にする、皆砂地川原は水多く入てよし

惣して田は水をもつて育物なれば、常も水加減其地の干濕によりて水加減する、田植て二三日の内は、苗幼和なるに依て猶以心を付て植る、田を毎日兩度宛も見廻りてよし、此時節をちご苗と云、毎日田廻りして水加減、又は畦に穴有て糞水のもるゝ事を改る物也、但兒苗の時水多く入れば、苗いたみ朽るに付穴水を嫌ふ

田植て十四五日より廿日までの内中打に懸る、堅田沼田によらず草多き田は、五月中旬より下旬まで荒草一遍取る中打とは早く植る田より鍬にて苗の中を打、稻四かぶの間を向へ打、草なき田は其儘打、苗四通五通の間を淺く打を云、但一人して田貳百歩より貳百五十歩迄打、中を打といふは稻生長させんため、又土を和らぐため、苗植て其儘置ば白根四方へ多さし、葉に精分なく肥立兼、其上土地堅きによつて二度中を打、二度目少し深く打

田植て十日より内二番中打する、打やう一番に同 次に十日より内、五月中旬頃より一番草取る草取るとは田の水を落し、能草の見ゆる様にして取を云、左右の手にて取、則手の内ににぎり居て手に一ぱい有時、其下の土へ深く埋む、もし麁抹にして埋ざれば、草浮てまた草早く生る

次十四五日置て、六月上旬頃より同中旬迄二番草取る但取様一番草に同じ、されども此節は田稗といふて稻の中に生へ変り有に付、一かぶ〳〵に心を付て遣取る、田稗は稻に能似たる物故、農人の外は見知がたきものなり

二番草取て田に引糞する引糞とは田の水残らず落して、眞糞、油糟、鰯こえ、鯡、小便此外品々なり、泥眞糞は田一反に十二三荷ほど入なり、小便は十六七荷程入るなり、いわしは能粉にして五六斗程入、油糟は一反に十四五俵入る

同下旬物跡田引糞する、物跡は麥菜種子田の跡を云、其次三番草とる、惣じて草は六月下旬頃より取懸り、段々所により三度四度、又多く生るところは五度も取る、凡七月十二三日頃盆を限りに草取仕舞此節稻大に生のぶる故、農人身は過半稻の中に隱るゝに付、六月炎天の時、又は其節雨降晴に草いきれにてなす事甚し、終日あたたか水にて足の指大にかゆるもの也、又物まけする者は面もはれ、汗のしたゝる事喩へきなし、雨の降晴に六とゝ云虫出て、農人

の手足をさす事甚し、上たる人の能忍ばるべき事に非ずといへども、農夫は宿馬に等しければ能く忍、山方抔は夏土用中ぶとおろゝと云蟲出て、指す事常の蟲に倍す、農夫腰にかんこと云火繩を人々付居て烟をいとふ、田畑の草とる農業何心易き事なしといへども、専初春雨風しげき時分、又は夏土用の中は辛苦一入甚し

田修理の内、あぜ大豆の修理する但疇の修理といふは、草を鍬にてけづる、かやうにせざれば、大豆草にまけて實入らず

年によりて指蟲、牧いもち、包蟲、まち入根蟲、此外大風または永雨、又は寒さ早く來ればさぶたち皆是惡作の類也蟲指の田は畝の廻りねきをかく、ねきとは鍬にて水道を付、水落して土干れば蟲指事止、其時ひき糞する

引糞仕やう所々替り有、加州にては眞糞、油糟こえ、灰こえ、鰯糞、人馬の小便、馬屋糞、土こえ、ふみ土こえ、芝草糞、江河のごみ品々なり

三番草取、惣じて田の草を取るとは、稲一かぶ〳〵を手にて能土をくつろげ土をやわらげ、草念を入てとる、稲の中に田稗といふものを猶更能見て取捨る也、是は秋穗に出て能見へるもの故、稲からざる前八月百姓隙次第田の中へ入て取て捨る也、六月中旬頃日よりを考へ所により干田する干田とは二番草取水殘らず落し、疇とりにねきとて、疇下苗かぶ通り十深かき上置、是は水引せる爲也、油糟いわしこえ常の一倍する、天氣續けば大方十五日程にて土白く成程干る、其時一番水と云一遍當る、又四五日干置、二番水一遍當る、干田の土成程底まで干れば、こえの精稲にくろみ付、大分能成ものなり、米出來常の稲より五割程多くあり、是によりて干田は、石川郡在々松任近邊一ヶ村の内二三人ならではせず

但干田する地は年々の古沼田をする、干田いたすは跡に麥を蒔べきためなり、第一米おほけれども、こえ常のこえに三倍ほど入る故、村毎にする者まれ也、近年は百姓衰へ干田は少分也但干田する所は加州計也、能州越中如レ斯田に大分こえして干事なし、久敷田を干置水當る所はあれども、こえ多く入て干田を干所はなし

七月下旬の頃田の水戸拂水戸拂とは、田の水不レ殘落を云、此節用水懸りは水門を閉る、大川などは水門能かためべきよし、川除奉行より十村へ申渡法なり此時分までに干田の修理濟也、但修理は惣田に同じ、八月上旬の頃早稻苅、遲き年は中旬又は下旬也、八月中旬太唐苅太唐稻常の稻に替り、臼などにて打落す、杵にて搗箕にてひて、天氣次第當座にも干す九月上旬中稻苅懸る、極て秋土用に入て四五日過て苅る定法也、九月中旬稻苅最中、昔は土用に靑田なしとて、土用前に大方稻實入色付物也、今程は熟遲く成、土用半懸て稻苅、農業おくるゝ者は八月夜の時分夜田苅、夜田は穗を苅落し、或は藁の中に穗を包み、惡しけれ共無ニ是非一苅、凡稻苅は一日一人して中把百五十束或は百八十束、小把は二百束より二百五十束、二手打は百束或は百三十束苅苅とは草鎌又は鋸鎌にて苅、これをさい鎌とも云、鎌の刄鋸の如く成に依て細鎌と云、小把一手打は大小によるといへども、大柄四かぶ五かぶ或は六株も苅、二手打とは大把也、是手に一ぱい宛二つかみをたばねる也、則とも稻三筋四筋にて把、總じて稻のたばねは金澤廻りは成程小たば、中里は中たば山方は大たば也稻苅かぶの方を上へなして六把宛立置、是を東立と云宮腰口は四把宛立る、二ッ寄て一束にす、是は稻かろくあつかふため也、餘は六把宛、二ッ寄て一束にする、年中月の數にかたどると云其田を苅終て雨天の時は、其當坐にても女共出て稻を積、但積とは穗を外へして、四把宛十文字に田の中にさんつみにする、則三束程有りよつてさんぞくにうと云、稻取入る時落穗ひろふひろふとは子ども女ども稻干入る時當座に拾ふを云堅田は其田に積、沼田は疇の上に積、堅沼ともに天氣能成迄其まゝ置、堅田は晴天に男女出て一把宛干す稻干とは男はちらかし女は干す、ほすとは一把を四方へひろげかぶを上へして干す、二度目に干時は小把などはかぶをわらずに穗を南頭に段々に置干す、所により野川原在所又は嵐強き所は、沼田堅田より人馬にて持上げ干す、田儘干る所又は野川原二日

候樣に仕候はゞ、川下にて悉難儀可ㇾ仕儀に候、或は關東にて江戶表、又霞浦附なしと、銚子邊水難逃がたく可ㇾ有ㇾ之候、總體堤は所々弱手を附切込候ても、此所より切候得ば、損地少々と思ひ入候所は所々心を附置事に候、且普請之仕方は、其所之名主老人抔に能々尋見候て、普請目錄、兼又もの共をも承候て可ㇾ伺事也、總て水行を能々心掛、普請は要所の欠る事有ものゝ也、水行を好ものは白人の業といふ也

一　甲州邊の普請の仕形數年考候に、三拾年已來は川瀨高成田地は低成候故、古の啀承に、古來は田より川へ凡一丈も下り候由、其節は川除堤は撥上土手の如くにて隨分小堤成由、水出候節も直に堤を開候故、大變も無ㇾ之候所、當時は川より田の方へ一丈も下り候趣に相見候、謂ば大水を川計通候、其間にて大堤仕立候故切込候時は、高き所より低き田地へ落込候故、土砂も夥敷押出し損地多く相成候、其内に餘に水にて川下へは土砂を押、水勢弱く成に隨ひ、土砂流も弱く、居砂に成、川床が高く成候事也、右切口難ㇾ捨置ㇾ、築留普請夥敷御物入にて仕立出來候得共、其所は溜池の如くに相成候、又重て出水の節、上より川下の高き所迄平に土砂埋候故、川床五尺六尺も高く相成候故、隨分丈夫に仕立候ても又低く成、其上へは上置、又其上は上置と相成候故、年を重候程川床高く成、田地は低く成候故、川通り田地は先づは冷地に成、蓮澤西山横村抔は及ㇾ後年ㇾ又元の沼にも可ㇾ成事也、是等の趣考る時は、御普請願出候得ば、諸役人は當時の事のみ相考、普請に仕立候儀と相見候、ケ樣申候ても自分

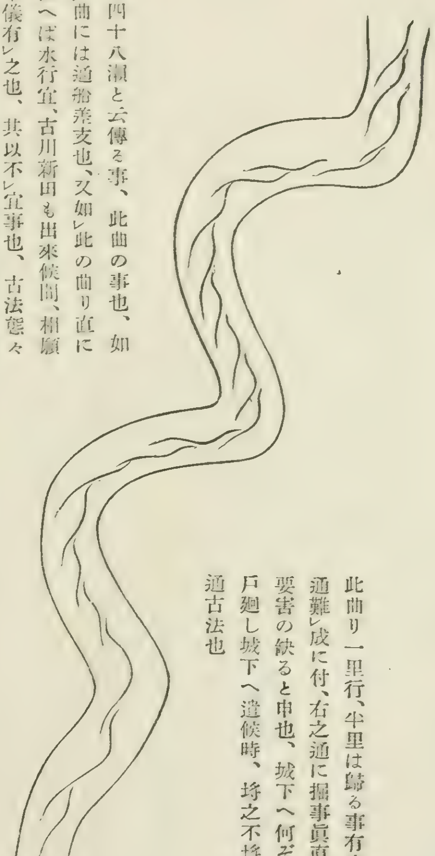
職分に無レ之、不用事に候得ば、其内には考の一ツにも可二相成一哉　大旨を記置候のみ

一　又曰、富士川通は約諾の瀧瀬也、甲州出水の爲に折々切廣等有レ之事有、是等は何の爲に切廣げを願候哉、予考るに難澤より一里程下り、天神が瀧と申所は甲州邊迄は十丈も下り候所也、此所切廣杯如何樣に考候ても、村之爲に成候筋考不レ當候、右場所に田地有レ之場所に候得ば、此除普請共存事なれども、幾計之所へ大造成御入用懸り、國中へ難儀を懸候普請可レ仕樣は無レ之と相見候、又水行切廣げ上之水早速落候樣に仕候はば、川下にて大難出來可レ申事也、持合にて上より下迄所々に水行屯し、（屯は水の所々に休み不レ流なり）次第日を重ね落るを以上下痛薄し、考候て悪敷事などは、此處は溜し可レ置者也



川上にて切廣げ候はゞ、川下下山邊より岩淵邊迄可レ及ニ難儀ニ事か、諸國共此心得を以勘辨第一の事に候、壹里も下り候はゞ屯の下るべきやうなし

此曲り一里行、半里は歸る事有也、溜水に成船通難レ成に付、右之通に掘事眞直に落る時は、要害の缺ると申也、城下へ何ぞ急成事にて江戸廻し城下へ遣候時、埒之不埒ゆへ、書面の通古法也



川壹里四十八瀨と云傳る事、此曲の事也、如レ斯不レ曲には通船差支也、又如レ此の曲り直に掘抜候へば水行宜、古川新田も出來候間、相願候と申儀有レ之也、其以不レ宜事也、古法悉々曲る也、出水の節堤上を開ゆへに水行不レ構

一 關東利根川、荒川、神奈川、鬼怒川、小見川、下利根川、犀川、渡瀨川、端瀨川、新村根川、江戸川、權現堂川、赤堀川、其外諸沿邊所々通は數多見候得共、此方便を以ケ様にもいたし候はゞ、保方可レ然哉と心附候儀無レ之候得共、寶暦六子年關東御城近所より、武藏國埼玉郡邊數日水盛に見、繪圖面に仕立、大概は合點も仕候場所も有レ之候、其節權現堂川掘割江戸川へ落候而水落宜敷、羽生領四萬石餘

の袮にも可二相成一趣相願、右場所相叶不レ申候はゞ、栗橋御關所手前赤堀川より下利根川へ只今有形
は川中貳拾七間の間三十間余切廣度願出る、去る御代官吟味の上、掘割度々相伺候所吟味詰兼候趣に
て、再見分被二仰付一候事有レ之、其節見分の御代官へ被レ雇相考候所、栗橋より權現堂川へは約諾無レ之、
御物入懸候ても早速埋り可レ申候、たとへば保に致候ては江戸川へ落込、江戸川番所逆川へは右間余之
約諾にて、中の境町前へ水堰上げ申間敷候、左候はゞ常陸川へは川行無レ之、干川に相成可レ申候、然
る時は常陸下總邊銚子邊へも船の通路相止可レ申候、赤堀川切廣候はゞ、一圓に常陸川へ落込、江戸一
圓に溜水可レ仕候、然る時は常陸へ落込强候ゆへ早利根川も溜水仕、古河舘林堀江戸表之通船滯、第一
要害之欠ると申事に候、是等之趣相考候故、先は止候事也、此上も右之通心得候樣に致度事也

地理細論集　卷四　大尾

本書ハ寶暦九年眞壁用秀ノ著ス所ナリ

耕稼春秋

土屋又三郎著

耕稼春秋自序

傳曰、厥父菑、厥子弗レ肯レ播、予就二丁役一以來、深有レ激二此言一、旦夕欲二孳々肯一レ播、既而辱奉二國命一、襄二父祖之業一、服二石川圖郡勸農之事一、於レ是益〻就二老農老圃一、勵レ功脩レ業、敬處レ事也凡三十年、其間欲丙自二春正月一至二冬十二月一、詳二田家之業一、求下可レ樹二藝田圃一之種類上、審二鎡基之形狀一、以使乙惰農刻レ心記甲レ日焉、筆二之書一、集錄爲二七卷一、名曰二耕稼春秋一、其言也以二方言俗說一、不二聊以二雅言一、北艾年辭二風塵一、爾來廢置不レ錄、今也衰老尤甚、思二慕先考一之情不レ能レ止矣、頃日偶見二彼草稿一、頗有下事二先考於畎畝之中一上、於レ是再集成云

寶永四年丁亥三月日　　　　直心野納

耕稼春秋 總目錄

耕稼春秋卷一

土屋又三郎著

耕稼年中業事

正月

一　上旬四日より山里百姓子供兄弟下人とも、農拵掛る農具は、田繩引繩鞍繩等は藁の拔穗なり、田引手靡繩かすき繩等は常の藁也、但鞍繩は人により苧又はしる繩也、胴簔、はらぎ、こて、はかて、ふり持籠、機籠、鞍蓋、手籠、馬いつみ等十四五日迄に農具拵濟、綱打とてつな打日、所により夕一飯小持籠、農豆粥をして祝ふ、日和好時分は金澤遠方の者こゑ取に出る、金澤近在は四日より毎朝小便こゑとる、或は繩縫俵をあみ、遠近ともに女は苧をうむ

一　中旬より農具は手籠ばんとり五月蒔、すそみの馬の糠いつみ馬の鞍覆持籠ぶり持籠、此外小道具下旬迄に拵濟

一　山方は正月中旬は雪深きゆへ、男は牛の沓草鞋其外農具品々する也、女は苧うみ布をおる、是は山里ともに賣て春の夫銀に上るものなり

二　月

一　はやき年は二月上旬より田方鍬初する、是を仕初と云、堅田は其比干がたき故先泥田より打、泥田は鎌にて株を一遍切る、所により二遍切る、但切とは刻なり其次疇をはなす、はなすとは、鍬にて疇のはら疇の頭を田の内へ切おとす也、是は疇ぬる下地也此とき中里松任野々市邊には、ごみ流しとて泥田近き河の中をさらへごみ流し入る、次に踏土とて舊年より百姓家の前に、糠、ほしか、木の葉取集土に切交置、踏土を人馬にて田へ入る、踏土入る田は大方下田、或は土堅き所へ用る也、堅田は盤の子刻、はんの子とは、田の内稲株畝より四かぶ五株或は七株隔て、二株通り打立置は、是は鋤みちなり但深沼田は鋤にて犂がたきにより、のこらず鍬にて打、石川郡堅田所の内宮腰道筋は作早き故、二月上旬年により中旬より犂初む、田大方犂濟し堀江筋のごみ上る、其外在々三月上旬頃より堅田犂

一　中旬の頃ゟうすいの土、又は領内に有用水堀のごみ上る、但手透なき者は三月四月まで上る、此節麻畠打、惣じて麻畠は春の彼岸より十日程以前に打始うぐひす菜蒔、上旬より中旬まで麥菜種中打する、蒔菜種麥のばざこの土を上て懸る麥菜種こえする、稗種子黍種子まく、麻蒔く

一　山方遠方は天氣好日は、町家へ炭薪賣に出る、去共金澤へ一二里有所は、日和にかまひなく薪賣に出る、杪伐に懸る

一下旬の内麥菜種土掛る、或は荒おこし苗代拵する、瓜畠茄子畠打立置

三月

一上旬の内瓜植る、此時分荒おこし大概仕舞、遲き年は中旬、また雪深き年は下旬に懸る、里方荒地の畠打ゆゑ、荒増畠と云（但平方は畠打少分）大豆小豆稗など蒔所なり、きび種子まく、畠方大角豆植る、此時分蠶出る

一中旬田方小割する、其次泥田中犁して堅田かへす、（中すきとは木べらのすきにて淺く犁を云）堅田かへす、（かへすとは、かなべらの鋤にて、荒すきの田を殘らずすきかへすを云）小畦付る、此節鍬にて土を寄て能ねりおき、其次あぜの前はなし、（但あぜのまへはなすとは、畦前に切置すく畦塗は土保ざるゆへ、土懸りのために鍬にて畦削り下すを、かたおろすと云）畠方大豆蒔、田方こえ配りする、畠に芋種子植る、此生出は五月小乙女歌を聞て生出ると云ならはす、則生出るは其時分なり

一下旬日和を考畦塗る、但田の水落し小畦付る、（小畦付るとは、畦の下地するをいふ）其次塗置あぜに稗植る、但蒔立稗とはあぜ干ざる内、直に稗種子畦にまく、是は少分なり、雨天の時分畠稗植る、あぜ大豆は畦塗て日和能ればニ三日の内に植る、但山方はあぜ干ざる内に植る、此時かくしとて糠灰ほしかなど種子の隱る程置瓜葉の眞とむる、（とむるとは、手にて切とむる）馬の粥大豆まく、瓜田廻り、大角豆植る、此時山方は苅草を山より持參して田へ配り入る、惣じて山方は眞糞は少分にして、苅草灰馬屋ごえなど大分也、但野山に草生ては、九月末迄毎朝壹貳人宛農人草苅に出る

一山方は蠶出る故、女は蠶に殘らず懸りて、桑をこぎ或は育ひ、男は上旬より杪を伐、下旬は伐仕

舞又其頃麻を蒔く、(但奥山は下旬より四月上旬まで伐置杪を束にして其所に棚に積置、勝手次第家ぎわへ取寄る)

四月

一　上旬田方へ配り置糞小配りして、沼田堅田共かい田すきする、是を所により植しろずきと云、一遍犁其上を鍬にてならす、(但松任近邊は二遍もする也) 疇ぬらざる前にする所も有、但馬なき者はかい田打迄する、かい田打せざる以前、水田に古莚と云草生るを取捨る、はぎ草とて濱方河原は高疇の芝草はぎて田へ入る、是は畦ぬらざる以前也、早稗蒔田方植付する、年により植付不同也、半夏生四十日、或は五十日六十日前也、惣じて作方植物半夏生を限る、半夏生を過て蒔植すれば實のり惡き也

一　中旬惣田植最中也、遲き年は下旬へ懸る、雪深き年は五月初へ懸る、是は稀也、小乙女をんなどゝ田を植る、一人して一日に田三百五十歩程植る、鋤馬は小乙女五人に一匹宛、堅田は四人程に馬一匹、田ならす者、苗配り人ゑぶりさすもの、馬一匹尻に二人宛など也、ゑぶりさす事は今は稀也、小苗打は小乙女五六人に一人宛、(小苗打とは、十歳計より十四五歳の子供小乙女に苗を手つかへなく渡すをいふ) 惣じて苗は田一反に百三四十把、早稲は貳百十二十把、蒔物跡には貳百把、是は少日延て植る故、苗すねてふとく成により苗數多く入る也、(但小苗に植る時は、四筋五筋、大苗にうゆる時は六筋七筋) 表田植終て蒔菜種苅、或は三月麥苅跡の田犁置少干す、表田植る時分は百姓一統に植る故、小乙女一家に有合ざる故に方々より小乙女を雇、但雇田は惣じて半日植るもの也、昔は田を一日植る、其上事の外田植は祝ふと云傳たり、今は儉約して田を互に植合、又は家内の男女にて

二度三度に植る、石川郡手間出し田を植る者は晝一飯給させ、年に寄て錢四十文、又は五十文程宛も手間を取、互に植合時は晝前小豆飯少給る、是を里方にては飯田植と云、田植最中には常に替り馬繫く使故、夜の内又は朝晝ともに、馬一疋に晝夜大豆二升五合より三升程飼なり、其外打米草粥多飼、されば其弱き百姓は粥草幷大豆少分飼故、仕事もはかどらず、大唐苗植る、但大唐は、所により一遍又は二遍も植る

一 山方は四月上旬より中旬下旬迄畠を打、粟大豆稗を蒔、或は中旬よりなぎ畑燒、五月上旬迄燒なり、小豆は下旬迄蒔く、女どもは蠶を養育する

一 下旬菜種もむ、即刻其跡犂立る、所により水を入て犂もあり、又は其儘すき、少干て田植る所も有、小割小ならし等表田に同じ、畠田ともに中手麥苅、雨天には菜種田植る、麥田跡犂植る、瓜のはま合する瓜田にこえし、瓜田に大豆植る、瓜の横手の眞とむる、畠方大豆小豆稗粟等草を取中打し、或は土をかけ、田仕事遲速により五月初迄する、早稗の中打する、茄子に土かけ糞する、表田植濟

五月

一 上旬麥田菜種田植仕舞、遲き時は中旬より下旬迄かゝる、表田の分田の草一遍とる、但荒草取といふ也、表田の埒打する、小麥苅其跡田植る、但小麥田の苗は、さし苗とて苗代に埒もなくこまかに植置、こえして置を此節こぎ植る、或は大方蒔立の苗を植るもあり、去共是は痛もの也、堅瓜を初少須切て賣、但石川郡上里より泉村有松村邊へ持參するを、瓜中買此所へ出て買、但金澤近邊河北石川二

郡有といへども、瓜茄子多作りて賣は惣じて石川郡計也、早稻の一番草取、惣じて田の草取樣は、草までを取にてはなし、苗一株〳〵の廻りの土を掘かへし、根本を和なり、田稗とて、稻の中に草稗生へ交るをこぎ捨る、少苗さへる時は間さし苗をこぎ取らせ植とて此節植る、（但間さし苗とは、田植付る時分田大小によらず、其田一枚に二通り程、表田の時其苗を植おく事を云）田の坪打する、但中打を云、所により一度或は二度、泥田埒打仕舞瓜屋垣する、或は小竹或は杪にてする

一 中旬表田一番草取、物跡の埒打する、早稻の引こえする、又は所により二番引こえする

一 下旬物跡田一番草取、沼田二番草取懸る、表田は一番こえする、大體早稻の引こえ半分なり

一 遠方山方は漸く炭を燒懸る、下旬の頃蠶をする故、中旬よりかつ〳〵うめ棚を拵る、炭は雪降まで燒もの也、惣じて燒炭は金澤より六七里遠山に燒物也

六月

一 上旬表田二番草取

一 中旬表田二番草取仕舞、物跡田二番草取、表田二番引こえする、但土用の中日和を考、所により上里に干田する、（干田は稻の卷に委しく出すものなり）但干田する地は年々の古沼田を干田にする、故は跡に麥をまかんが爲也、干田（石川郡の干田は、能登越中と違ひ、糞は大分入る）米多く有といへども、こえ常の田に三倍程入增故、村每に干田するものなし、漸上里の內一ヶ村にて二人三人程有、上里は野々市より松任柏野近邊をいふ、近年は百姓衰て

干田は少分也、麻苅る、此刻瓜出る最中なり、但年により不同なり、又麻畠大分有所は宮腰近邊也、尤此跡に大かぶら作る、是を總名赤土かぶらと云、又瓜多作る所は、野々市村より松任の邊也、第一菓子瓜上々出來の村は、田中村蓮華寺村場の内村三日市村、但平瓜は位川村笠間村、又香の物瓜に野々市村、柏野村、大壁瓜は太郎田村保古村邊より多出る、瓜作る事加州石川郡種は他國には類なしと

一　下旬物跡田引こえする、表田三番草取、秋大根蒔、但大根所は諸江村笠舞村泉野村古地黄煎町十一屋村也、此外赤土村近邊大に作レ之　田出來により三番こえする、女どもは麻はぎ苧に仕立る

一　山方は上旬より畠植物の草取、中旬蕎麥なき畠下旬迄に燒、同頃迄に物蒔仕舞もの也

七月

一　上旬畠稗苅、其跡蕎麥蒔き、或は大根蒔、畔の草取廐へ入る、或は畔木下苅、下旬迄懸りてする

くろ木とは、上中にて高畔幷大疇に有畔木針の木柳ねぶの木様の下苅枝などおろすをいふ

一　中旬麻畠跡打立る、苅大豆こし瓜のつるこぎ取、但苅大豆多く植る所は、泉野村古地黄煎町十一屋村長坂村笠舞村、此外畠多き村々有　菜蒔く早き年は早稻少宛苅

一　下旬より山方幷山持里方柴苅、畔柴苅、早稻苅、跡に蕎麥蒔く他國にては田植る時、又は稻苅時專に社稷を祭と云ふ

一　山方は上旬迄畠物の草取る、中旬の時分麻を仕廻て、其跡に下旬の頃麥を蒔もの也

八月

一　早稻苅る、但遲き年は中旬下旬なり、田の疇稗苅、早稻田跡菜蒔、此菜生て後、ふときをすぐり菜種に植る、其跡は蒔菜種に仕る　田水戸拂、はらふとは、殘らず水を落すをいふ此時分迄畔木枝下す、其所に束にして置、九月上旬にうかして置、但畔は田の大疇を大方いふ

一　中旬大唐稲苅、但大唐稲は常の稲に替り、籾を臼などにて打落す、早麥蒔、種子百歩に五六升程、九月初時分まく時は六七升まく、遲き時は生兼る故種多く入る也

一　下旬晴大豆の葉取、此葉に大唐食に交給る、又悪しき葉は馬の苅大豆に成る、集置て苅大豆に交賣事も有、此苅大豆葉多賀村は泉野村近邊也、總じて御廐幷御家中苅大豆凡泉野村より專ら入る　早稲田跡に菜種植る、但一日壹人に田五六十歩程植る、田拵は此外也、且米計る

一　山方は上旬より麥蒔中旬迄、牛持者は草からとて青芽苅取用意して、冬中牛に飼粟稗苅取、其外田畠にあるものを取集る

九月

一　上旬田の晴幷畠大豆小豆引、但引とは、こぐをいふ　干田苅跡に麥蒔、大唐藁稲わら、或は稗等にて百姓の家やね葺、但古事は麥菜種上こえにする　雨天にはねぎ苅る、ねぎかりとは、畔廻りを四方苅、溝をかき水落すを云　中稲苅懸る、或は山に苅置、柴或は畔木柴取集にうにする、にうとは、多く積をいふ、此ふたには大方わらをする

一　中旬中稲田苅最中也、總じて表田苅時分は秋の土用に入て苅懸る物也、然とも稲の熟するを見て苅懸る、昔より土用に靑田なしとて、土用の頃は稲能熟する時分也、今程は熟漸遲く成、土用半懸て稲苅、農業おくれるものは月夜の時分夜田苅、夜田は穂を苅落し、又藁の中に穂を包悪し、然共人手なき者、又は弱き百姓、或は煩者など雇て苅ものなり　稲干、ほすとは、稲一把宛四方へ株を上にしてひろげて、堅田は其田に干す、野川原有之所は田より持出てほすなり　凡稲苅は一日壹人に中把百五拾束、或は百八拾束、小把は貳百束より二百五拾束、但是一手打也、一手打とは、一にぎりをいふ　又二手打は百束或は百三拾束苅る、二手打とは、二にぎりを云、總じて稲把大小遠山方は大束、金澤遠所は中束也、故

に金澤近所藁實所は小束なり、是數を以て代を取る故なり、越中などの一把は、金澤近所の一把とす　稻刈六把宛立置也、但宮のこしには四把宛立る、三ツ寄て一束にする餘は六把宛二ツ寄て一束にする、是十二月の數に象ると云是を東立といふ也、雨天に見ゆれば、其間に穗を外へなして算に積、則三束程有により三束にうと云、堅田は其田に積、沼田は畴の上に積、四五日過れば雨降晴の時分風にて干る、後はそゝけにうにする、但そゝけとは、二ツを一ッにつむ、穗を内へするをいふ、是穗をぬらすまじきためなり　天氣續て能れば三日四日にて能干る、總じて稻はから能干れば、穗はおのづから干る、からぬれゐては穗ぬれずといへども、籾やはらかに成物也、是稻のから穗にかへる故也、皆泥田にて野川原無所は、稻をはざに掛る、はざとは、二品、地はざ、作はざ、かけ木立用品々ありはざの稻天氣能時分は七日程にて能干る、雨天の時分は十二三日にて大方よし、但作はざ多ならざる故、積替とて稻六七束のにうを畴にして、からを能風にふかせ、二三日立て積直す、又風にふかせ七八日程にて能干ふ、但川原近邊總じて嵐つよき所は猶能干る、稻にう大豆小豆にうする、大豆は所により木の枝などに懸置所も有、けらはをする時は右にうを所々にひろげ、風に吹せ取入てけらばとするもの也

一　下旬晩稻苅、中稻にうにする、稻數にう一ッに五百束より千六七百束まで、又は二千束迄もする此にうをけらばと云、小百姓は百四五十束より二三百束にう一ッとする、蓋には藁のま、大唐わら又は常のわらにてする　稻苅仕廻苅上すこし祝ふ、大麥小麥蒔、或は菜種植る、但菜種は大方麥より苅なり、また蒔菜種は早稻の跡なる故麥より先に蒔、女子とも田に出て落穗拾ふ、雨天には男女とも稻こぎ摺して米に仕立る、日々米計る、青天には晩稻干或はにうにする、稻のこらず集仕舞、此節藏入とて少し祝ふ、蒔麥苅、小豆

打

一　山方は上旬より中旬迄品物取仕舞、遲き年は下旬にかゝる、遠山は猶以九月を切に仕廻なり

十　月

一　上旬より下旬まで大豆打、菜種こえする、稻こぎ摺、米拵る、繩俵拵、或は米計、里方田の水口能所ごみ掛置、田へ水入る、是は來年作の用意なり、こみ入は、目よくなる也　上里所により田の水戸あくる、來年の爲田に少し宛水たまるやうにする

一　山方は上旬より下旬迄炭薪茅など山より取集置、杪柴宿町へ賣に出る

十一月

一　上旬より下旬迄米仕立、年貢計最中也、米仕立に二品あり、こきずりとは、一日一人に米二斗或は二斗五升と當てするなり、上里所により二人宛組せて米仕立る、朝七ッ以前より燒火にて稻こき懸り晝は七ッ過に仕廻ふ、但こき摺二人組磨臼一から、米通し四ッ、內壹ッ荒とほし、壹ッ中通し、壹ッ淸とほし、壹ッは米とほし、箕二ッかくの如くにして凡道具六色なり、一家の內に人多有者は、二三ヶ所に分ち居て米する、又こきためとは、一家男女一日或は二日稻こき籾にして置、一日一夜程籾を摺て米に仕立るもの也、稻能こく者は一日に中把凡七十束程宛、又米拵は大に不同有もの也、籾など大きに吟味すれば米六遍程通し、其度々に上に寄籾を取なり、小粒の籾米通しをくゝる故、其外折

敷ゆり輪へ米を入、一粒宛籾を撰るなり、一日に一人して米二斗、或は二斗五升漸撰物なり、薄實米能改所には箕へ米一升餘程入、しいだをたび出す、（但たびるとは、箕にてひるをいふ）かくの如くすれば一日一人に米五斗程出來、但こきすりには一日一人に二斗五升程出來るもの也

一　山方は炭杪金澤宿方へ賣に出る也

十二月

一　皆濟して後男どもかせぎには、所によりむしろを織、或は繩菰來年の米俵編并結繩拵、牛馬の沓草鞋など、所によりて其業品々有り、或は日々に出來の物賣に出る者も有、山里女共は大方苧うみ洗濯す、但此苧は來年春かせぎの布にする、正月二月布を織、何の郡も布賣て春夫銀にする物なり、山方は雪有ゆへ柴薪、遠山は炭杪など毎日宿町へ持出て賣

凡萬物に本末有、改作耕稼もまた結要あるべし、農民は朝に霧を拂て出、夕に星を戴て歸る、遠方野山に居時は、少休事あれば疇を枕にするといへども、樂も又其中に有、人は體を穩に置て氣を詰る事老病する本歟、依之山人は體を詰め氣は泰にするといふ、是によつて長命し、海人は體を泰にして氣を詰る故に短命すと云、氣體不二なりといへども、心は又替にや、總じて下民の苦は眼をひらきて上より心つきて見る、則苦も又明にして、上の樂もまた彌樂なりと云、耕桑は晝夜男女雨露にぬれて、農民辛苦する事甚し、耕し織ずんば何を以か三寶の其一とせん、民は心氣を碎き身を詰て、天の造化

にしたがひ力る者は良農なり、農人は遊樂の欲薄して、唯雜食の腹に滿ん事を願者也、是を不足する者は天之罰歟、凶年の頃は必食不足する物なり、因ㇾ玆御領國承應明暦の頃、改作御草創之刻より作食御貸每歳十月返濟し、又翌年御貸有て今に五十餘年、三州如ニ葛藤ㇾ連續して、實に淺野の溫水遲川の菊花、水と等しく天正より寶永の今日まで、邑里は耕稼、山海は樵獵事業不ㇾ怠、三州の山海國政ともに不易にして、謹而奉ㇾ祝ニ萬々歳ㇾ者也

耕稼春秋卷一終

耕稼春秋卷二目錄

耕稼春秋　卷二

耕稼苗代

一　種子籾は毎年池へ漬る、但年内其品々の籾をこく時分変りのなき様に撰立、其品々を俵に入置を二月上旬にとり出し種子拵する

但種子拵とは、きんとんにて一遍通し、箕にて一遍ひる、但其年可レ作田の歩数に應じ升数改め、俵の大小によりて、三所或は五所結び池へ漬る、但早稲は田三百歩一反に付、種子壹斗より壹斗壹升まで、中稲は七升より八升まで、種子漬る所は家こしのたまり水又は川をせき、用心能所に漬る、種子上るまで其所に番をする

惣じて種子は毎年二月彼岸の中日に漬る、是古來よりの定法也、昔は池二十日といへども、今は十七八日にて種子上る、俵のごみを能洗ひ、天氣能時分四五日も干す、其儘階子などにのせて置て干す、しめりをいとふためなり 寒さ強き時分は莚又は菰多く掛て、上におもりなど置、二三日溫めれば目立、是を蒔也、若さむく目立ざれば、酒をかけて溫めれば目立なり 則諸鳥又は獸のおどしを苗代にする、かゝし又は所々に葉竹を立、又麻木を繁く立、又は七八尺の竹に麻糸をしげく張、或は鳴子をつけ、或はしりくび繩を張り、間に黒きものなど付おく

一　苗代田は百姓家近き所の大概堅田をまづ草を一遍けづり、新發して其上に小割一遍して水を入、耙にて十文字に三遍程かき、古株を拾ひ取捨る、但所により古かぶを新發し、前に取捨る 其次水を入一日程置、水を落し糞を

する、こえは腕土、能くさるを入るなり又は眞糞灰などを入る、但腕土は百歩に十五荷程、眞糞は十荷又は十五荷程其上杷にて一遍かき、其上を苗代しめる、但しめるとは、長三四尺幅二三寸の板にて能ならし置、半日程干置て上暑付、その後水能皆に入、但種子は日立能時分に蒔、されども西風禁時分は蒔事悪し、是は籾の内へ土変り、又は籾厚薄見へず、風雨を嫌也天氣能時分蒔籾は、一品〳〵の境を一尺四五寸程置

但所により藁又は糠からなどにて圍ふ、是に籾品々変を嫌ふ、又太唐は猶以て嫌ふ、別にも蒔

苗代は第一水加減大事也、毎日朝夕兩度程宛加減をする、水なければ諸鳥入て損す、生ざる以前水多度々入れば、風にてごみをかけいたみ、苗生口悪し、晝夜にても水落し置、苗に成立までの内、一兩度又は二三度干す、其後二十日程立て、長三寸計生出る頃に水落し、小便糞一遍する、一日程干水當る、

但麥菜種跡に植る、苗は其時分糞すれば生伸る故、表田植付仕舞のこえする、たゞし重きこえはいたむ故、小便こえをする、惣じて苗の糞は天氣よき時分はいたむゆへ、雨天の時分する

一　苗植時分は、古來より苗役過て植る

但苗やくとは苗蒔て三十三日を云、百歩の苗代には籾大概貳石宛蒔、但一品の間惣纏りの地二割程引る斗りにして、田一歩には籾貳升五合程、苗數六十把程是中勘也

惣じて田植は早き年は四月上旬又は中旬、遲き年は下旬也、田植の前日女ども苗代に出で苗を取なり

但苗取とは、田に水其儘置、束切藁一筋にて苗一把宛にたばねる、但一把は片手に一ぱいなり、よく根の土をあらひ其ところに置

翌日早天に田植る所々へ男ども農籠にて持

但農籠の圖農具の卷に出る、田植る女を小乙女といふ

女ども植る田へ小乙女並の男苗を拋配置を、十歳より十四五歳の童ども小苗打とて、女どもへ手間な

く配る、早稲は大苗に植る、所により不ㇾ同、早稲田は半夏生四十日より五十五日六十日以前に植る

但三百歩一反に付籾壹斗程、一反の苗數二百十二十把、一反に二荷程入る

中稲は一反に付籾六升又は七升、苗數一反に百四十把程入る、一反に一荷半ほど入る 麥菜種田跡は一反に付苗數早稲同斷、常の圖より多く入る 小麥田の苗は所によ

る、松任近邊は苗代の中にさし苗にして置但さし苗とは、苗代の中にひたと細にかり植にして、其筋に當りこぎ取植る、是は苗いたまずして吉、但多く指苗はならず、近年は稀也、假植せずにこぎ取てうへる

一　苗代跡は苗殘らずこき取、緣苗一切宛の境に殘るをこき取、一枚の苗代の内二三箇所に積置て跡を打、又小刻して植る、何にてもこえ一遍して常の如く植る、右ふち苗は一番草取時分、其田へちらし置は糞に成也、奥州には苗代田は母田と云て敬する故に、其年一年苗を總じて植ゑず、田を休め留といふ

早稲田

一　早稲は其村の屋敷廻り堅田沼田ともに、上田に新發して植る、毎年二月上旬也、中年は中旬、遲き年は下旬也、但深雪の年は三月上旬に懸る、是は稀也 大概は堅田也、但堅田を用るは早其跡に蒔物をすべき爲也、蒔物早すれば深雪にても損ぜざる也 新發しとは、堅田は田の畦本一かぶ置、其次三かぶ四かぶ間を置て盤の子割、但ばんの子割とは、鍬にて二かぶ三かぶ宛前へ打かくる、是は鋤道也 此盤の子割置、上へ鋤にて犁懸置干す、この時一度に田の畝放す但畝はなすとは、鋤にて畦の土を長みに犁落すをいふ田干置て上を鍬にて小割して、沼田は先かぶかくる、但かぶかくるとは、草鎌にてかぶを切割を云、わらざれば古かぶくさらず 其上を鍬にて打、惣じて沼田深き所は馬入がたきにより殘らず鍬にて打も有、堅田は所により踏土を踏土とは、舊年より百姓家の門に木の葉、或は糠ほしかやらのゝの捨置ふみしだき、くさりて土交りに成たるをいふ 新發し　以

前に人馬にて持出し置、田犁節ちらし、其上をすく、土干る時分小割をする、小割は三月中旬より下旬まで 然れども堅田の小割は天氣次第にするにより、雨其節降れば仕事延る事も有、こゑは一反に泥糞二十四五荷、小便は三十二三荷ほどかけ置、天氣よければ四月上旬の頃馬にて二遍犁返す、植る時水を入畝塗りをする、畝ぬりとは、あぜに計を二三遍把にてかき、其上を鋤にて四遍稗犁、其跡鍬にて土を田の畝下へ三尺計程に寄置てねり置也、松任近邊用水懸り水持悪しき所は、分に又其上を一ぺんすく 土いつき次第其當坐にも畦を塗る也、畦ぬるとは、鍬にて下より三鍬だけ上へ土を重る長十間計、又は其田の畦一ふし程土を畦下地にかきね置て、跡へ歸りてあぜの裏表を鍬にて撫付、跡よりたで付ればゝ、水の中より取上置十能頃に乾く也、畦稗は田を植ざる前あぜ塗、當座に稗苗を畠よりこぎ来りて、間七八寸程宛に畦の下の片原に手植にする、總じて田を植る前に稗を植代すきと云、水入るる一度に植代犁する所は、水當り悪き松任近邊より下の村々也 其次耙にて十文字に田二遍かく、其上を鍬にてならし、馬屋糞十五荷程ちらして苗を植る、惣じて早稲は植付前こゑ常の田と違、一度に多くする物也、早稲こゑ度々する時は稲あからみかね、其上二重出して悪し、引糞は早くして吉、但田植て十四五日の内にする、遅くすれば稲にいもち付もの也いもちとは、虫つくこゝろなり 是によりて上里松任近邊は埓打する時分、又一番草取頃第一引こゑする也

但田一反に付泥眞糞十七八荷、或は小便こゑは二十二三荷ほどする

惣じて引糞は夏土用の中天氣能極りたる時する格なり、田の修理は植付十四五日過て一番中打する、又間十日過て二番中打する但中打とは、草を切返し土を和らぐるためなり 又表田の沼田は諸事堅田に準ず、雨降ざるとき新發しすればはか行但沼田は畝深き故馬をいれず、大方鍬にて打、沼田底より土干ざる故、旬早き年天氣よければ、農人正月中旬前より田へ出て鍬割す、沼田成程大鍬に深く打、農夫何人も庭行に並居て打田かへ大概四かへ程打て向へ行、田の隅にて打連しやう田を植る、同事初打者の頭を畦本へ付先の者は打、跡の者もそれに隨ひ行

此時亦は田を打、前日にも田のかぶかくる 但かぶかくるとは、草鎌にて童子ども、又は男どもかぶを六かぶ七かぶ通り向より手前へ切を云、堅田のかぶと違、沼田は水有てたぶくさらざるによりてくだけ安きゆへその儘犂なり

田小切畦塗やう大概堅田に同じ、次に植付こえくばる

但糞は田一反に眞糞十二荷程入る

田植る前に浮犂をする、 但深沼田は鐵の鋤へらは重きに付、鋤に木へらを用る

其次鍬にてならし、其上を耙にて堅横二遍かく、 耙農具の巻に出す 其上をまた鍬にてならす、其次ゑぶりにてならす、 ゑぶり農具の巻に出す 其上に苗植る、 植るは堅田に同じ、總じて中稲は小苗に植る、大小は前に同じ、總じて田は小乙女上手程はか行、埒猥になし、修理等も仕よき也、植る田長みに随ひ、田數多ても續たる所は、田何枚にてもかけ植にして、又跡へらゑるものなり 其後十四五日過て荒草取る、二日三日過一番中打をする 但沼田は一番打にて終る、草は大概三度或は四度も取る、宮腰道筋は殘らず四度とる、中打の仕樣草取やう堅田に同じ、草多く生る所は一度まししてとる、草取時田の失植は堅田同事也、但田々の壹枚の内にまざし苗とて植置、まざしとは、常に植る苗の順に細かに除て苗を植置を云、總じて苗失るは水にて腐り、又中打の時上下になり、或は諸鳥取島の鳥引て食する故に失するなり

表田

一　堅田は毎年早き年は二月下旬より三月上旬迄、盤の子割る日より次第其跡よりもすく はんのことは田の内に間四尺程置、長みに繩を張、其筋を鍬にて二かぶヅ、打、但堅沼田は間五尺より六尺程に繩をはるなり

同中旬頃より堅田犁懸る、此犁田天氣能干る時分に小割して、大概三月下旬の頃也 小割とは、犁田を切返し、土こまかにするをいふ 其後田を干て又鋤にてすきかへす かへすとは、田第一干る時馬にて是を堅田返すといふ、堅田は天氣能土干て田返す事吉、堅田返す前に雨降土濡れば田出來せず、所により二遍返す

五月前雨降ば、其日にも田により水を入置、總じて堅田土能干れば田出來よし、植付糞二遍にも當て出來能物也、雨繁き年土底より干兼れば、堅田の出來殊の外出來劣る物也、干田へは猶以急に水を入れば出來よし、漣々小雨にてしめり、其上へ水を懸るは出來惡し、是によりて堅田返す時雨天にみゆれば、其當座よりも田へ水を入るといふ事此謂也、去共旬遲く植付前餘日なき時は、了簡なく雨降にても水を入る、田へ水入て小畦付る、小畦土を鍬にて畦本へ水にひたし寄置、本畦の下へ添て一重付る 其次畦ぬる、本畦小畦尤大小有、小畦の上へ本あぜをぬる 畦塗とは、あぜ本へ土を寄、土こまかにして鍬にてねり置、右畦下へ彼の土を五間十間宛上置、又跡へ歸り鍬の平にて畦を塗なり、跡へ歸て塗は其内に土水乾き、塗加減能ゆへ也、總じて加州は畦大き也 能州は中、越中は畦小きなり

其次畦稗植る、畦稗とは、屋しき廻りまたは田畠に二月種子蒔置、其稗苗をこぎ取、畦干ざる内に、畦の原間七八寸程宛置手植にする、其頃苗長七八寸程有、稗苗田一反に平均七八寸程入、但畦の數によりて稗苗員數增減有 畦干て畦損せざる時分大豆うゆる 但大豆植るは、大豆植庖丁にて女どもうゆる、庖丁農器に出る、一穴に大豆一粒二粒、同じく小豆も植る、一穴に三粒四粒なり 大豆其儘置ば諸鳥拾ひ、雨にて種子を埋むによつて種子隱を置 かくしとは品々有、所により糠灰、又は念を入る者は灰を小便にてしめし上に置 其次四月中旬頃に沼田堅田ともに田を極懸る、田植前或は一日或二日前、沼田堅田ともに植しろ犁をする 植しろすきとは、鋤にて成程淺く竪横を何遍もこまかにすくをいふ 其跡鍬にてならし、次に馬把にて十文字にかく、馬把は農器に出る 其次植付糞入る、其上又鍬にて小ならしする 小ならしとは、鍬にて田面を細かに能ならすをいふ 其次苗植る、順年は四月中旬頃表田植る最中なり 田植る女を總じて小乙女と云、老若女ども田植時笠着て田植る女をいふ、此節五月笠たすきまいだれを新しく改る

田植といふは、半日田又は一日田と云 半日又は一日植るをいふ 半日田は朝六ツ時より植に出る、晝九ツ八ツまでに

植仕舞、此時男女の賄有、幷馬の糧常より多く入物也 半日は朝食一人に白米八合、小晝飯三合野へ持、晝飯同八合〆壹升九合、黑米にして貳升壹合ほどの積り晝飯は田植仕舞家へ歸て
喰、一日田の時は、此外後小晝飯三合晝八ツ過に喰、此外夕食八合、一日壹人白米三升程、馬の糧は總じて五月又は荒田返す頃より常
と違ひ、大豆多飼といへども、五月には大豆馬一疋に四升、內壹升程は宵に飼、三升は農勉る一日に飼、かゆ草は常の三增飼、第一雨様
夜飼專にする馬は、人と違ひ食の增減により其功も又大小有、馬は六畜の一也、糧大に飼といへども、五月の內は人馬辛苦する故に多
く飼、馬其時分骨肉疲事大也、馬は重きを負遠きに至る、其功人に次ものか而無言なる故に心を添氣體の屈伸可レ察事、士は將にあり、
農は亭主にあるものか、馬もつ者は常に
志を細かにして能育則萬嵡たるもの也

植田小乙女一人して凡三百五十歩より四百歩まで植る、半日田は押て植るに付、半日に三百歩も植る、

田植の時人馬員數、分限により田數により不レ極 大概堅田は小乙女四人程植る時は、馬一疋田ならし苗くばり、ゑぶりもさし共に中百姓二人、上は三人程出る、小苗打とは十歳計より
十四五歲の童ども、小乙女五六人に一人宛出す、
是は苗植る時小乙女に手間なく苗を手傳をいふ

田植るとは小乙女共罒かくの如く雁行にならんで、畦本より植る跡へ四もと宛植しりぞく 但雁行に植る事は田形は直
曲有、また初に植る者直なる畦に付て植る故、其次々雁行の
頭に隨ひて田植る、是は田の內苗四角に成やうに可レ植爲也

大埒小埒有 苗植る大小とは、所により又郡國による也、石川郡河北郡山方小埒其外大概一統、但潟端は大埒なり、是は水損有事を兼て大苗植る、埒とは苗の間をいふ

::::如レ斯を埒と云、所により大苗小苗、大概大苗は早稻田物跡田、其外苗植る大小は所によりて有 水付の所
川潟はた是は大苗に植る、水付ばいたみ肥立兼るなり、第一小苗に植てこえ能す
はよし、子も多くさし、る小苗とは一かぶに四筋五筋、大苗とは六筋七筋をいふ

苗は三百歩一反に付 濵里遠近平均百四十把百五十把、大里又は片山方貳百把貳百拾把、物跡田又は鶴來道筋、或は山の內總じて苗取遲き所は、苗大小の所に准ず、され共旬延れば生延把も自然と大きなり、一把とは六寸指一握をいふ、苗
やうたばねる品、苗代の
所にくわしく記おくなり

植田水加減 但沼田の水持能所は成程小水にする、堅田は水五六歩にする、皆砂地川原は水多く入てよし

惣じて田は水をもつて育物なれば、常も水加減其地の干濕によりて水加減する、田植て二三日の内は、苗幼和なるに依て猶以心を付て植る、田を毎日両度宛も見廻りてよし、此時節をちご苗と云、毎日田廻りして水加減、又は畦に穴有て糞水のもるゝ事を改る物也、但兒苗の時水多く入れば、苗いたみ朽るに付大水を嫌ふ

田植て十四五日より廿日迄の内中打に懸る、堅田沼田によらず草多き田は、五月中旬より下旬まで荒草一遍取る云、中打とは早く植る田より鍬にて苗の中を打、稲四かぶの間を向へ打、草なき田は其儘打、苗四通五通の間を浅く打を 但一人して田貮百歩より貮百五十歩迄打、中を打といふは稲生長させんため、又土を和らぐため、苗植て其儘置ば白根四方へ多さし、葉に構分なく肥立候、其上土地堅きによつて二度中を打、二度目少し深く打

田植て十日より内二番中打する、打やう一番に同 次に十日より内、五月中旬頃より一番草取る 草取るとは田の水を落し、能草の見ゆる樣にして取を云、左右の手にて取、則手の内ににぎり居て手に一ぱい有時、其下の土へ深く埋む、もし麁抹にして埋ざれば、草浮てまた草早く生る

次十四五日置て、六月上旬頃より同中旬迄二番草取る 但取様一番草に同じ、されども此節は田稗といふて稲の中に生へ変り有に付、一かぶ〳〵に心を付て遣取る、田稗は稲に能似たる物故、農人の外は見知がたきものなり

二番草取て田に引糞する 引糞とは田の水残らず落して、眞糞、油粕、廐こえ、鯆、小便此外品々なり、泥眞糞は田一反に十二三荷ほど入なり、小便は十六七荷程入るなり、いわしは能粉にして五六斗程入、油粕は一反に十四五俵入る

同下旬物跡田引糞する、物跡は麥菜種子田の跡を云、其次三番草とる、惣じて草は六月下旬頃より取懸り、段々所により三度四度、又多く生るところは五度も取る、凡七月十二三日頃盆を限りに草取仕舞 此節稲大に生のびる故、農人身は過半稲の中に隠るゝに付、六月炎天の時、又は其節雨降晴に草いきりにてむす事甚し、終日あたたか水にて足の指大にかめるもの也、又豹まけする者は面もはれ、汗のしたゝる事喩へきなし、雨の降晴にふとゝ云虫出て、農人

の手足をさす事甚し、上たる人の能忍ばるべき事に非ずといへども、農夫は宿馬に等しければ能く忍、山方抔は夏土用中ぶとおろゝと云蟲出て、指す事常の蟲に倍す、農夫腰にかんこと云火繩を人々付居て煙をいとふ、田畑の草とる農業何心易き事なしといへども、専初春雨風しげき時分、又は夏土用の中は辛苦一入甚し

田修理の內、あぜ大豆の修理する但疇の修理といふは、草を鍬にてけづる、かやうにせざれば、大豆草にまけて實入らず年によりて指蟲、牧いもち、包蟲、まち入根蟲、此外大風または永雨、又は寒さ早く來ればさぶたち皆是惡作の類也蟲指の田は畝の廻りねきをかく、ねきとは鍬にて水道を付、水落して土干れば蟲指事止、其時ひき糞する

引糞仕やう所々替り有、加州にては眞糞、油糟こえ、灰こえ、鰯糞、人馬の小便、馬屋糞、土こえ、ふみ土こえ、芝草糞、江河のごみ品々なり

三番草取、惣じて田の草を取るとは、稻一かぶ〳〵を手にて能土をくつろげ土をやわらげ、草念を入てとる、稻の中に田稗といふものを猶更能見て取捨る也、是は秋穗に出て能見へるもの故、稻からざる前八月百姓隙次第田の中へ入て取て捨る也、六月中旬頃日よりを考へ所により干田する干田とは二番草取水殘らず落し、疇とりにねきとて、疇下苗かぶ通り土深かき上置、是は水引せる爲也、油糟いわしこえ常の一倍する、天氣續けば大方十五日程にて土白く成程干る、其時一番水と云一遍當る、又四五日干置、二番水一遍當る、干田の土成程底まで干れば、こえの精稻にくろみ付、大分能成ものなり、米出來常の稻より五割程多くあり、是によりて干田は、石川郡在々松任近邊一ヶ村の內二三人ならではせず

但干田する地は年々の古沼田をする、干田いたすは跡に麥を蒔べきためなり、第一米おほけれども、こえ常のこえに三倍ほど入る故、村每にする者まれ也、近年は百姓衰へ干田は少分也但干田する所は加州計也、能州越中如レ斯田に大分こえして干事なし、久敷田を干置水當る所はあれども、こえ多く入て干田を干所はなし

七月下旬の頃田の水戸拂水戸拂とは、田の水不レ殘落を云、此節用水懸りは水門を閉る、大川などは水門能かためべきよし、川除奉行より十村へ申渡法なり此時分までに干田の修理濟也、但修理は惣田に同じ、八月上旬の頃早稲苅、遲き年は中旬又は下旬也、八月中旬太唐苅太唐稲常の稲に替り、臼などにて打落す、杵にて搗箕にてひて、天氣次第當座にも干す九月上旬中稲苅懸る、極て秋土用に入て四五日過て苅る定法也、九月中旬稲苅最中、昔は土用に青田なしとて、土用前に大方稲實入色付物也、今程は熟遲く成、土用半懸て稲苅、農業おくるゝ者は八月夜の時分夜田苅、夜田は穂を苅落し、或は藁の中に穂を包み、惡しけれ共無二是非一苅、凡稲苅は一日一人して中把百五十束或は百八十束、小把は二百束より二百五十束、二手打は百束或は百三十束苅苅とは草鎌又は鋸鎌にて苅、これをさい鎌とも云、鎌の刄鋸の如く成に依て細鎌と云、小把一手打は大小によるといへども、大概四かぶ五かぶ或は六株も苅、二手打とは大把也、是手に一ぱい宛二つかみをたばねる也、則とも稲三筋四筋にて把、總じて稲のたばねは金澤廻りは成程小たば、中里は中たば山方は大たば也稲苅かぶの方を上へなして六把宛立置、是を束立と云宮腰は四把宛立る、二ッ寄て一束にす、是は稲かろくあつかふため也、餘は六把宛、二ッ寄て一束にする、年中月の數にかたどると云其田を苅終て雨天の時は、其當坐にても女共出て稲を積、但積とは穂を外へして、四把宛十文字に田の中にさんつみにする、則三束程有りよつてさんぞくにうと云、稲取入る時落穂ひろふひろふとは子ども女ども稲干入る時當座に拾ふを云堅田は其田に積、沼田は疇の上に積、堅沼ともに天氣能成迄其まゝ置、堅田は晴天に男女出て一把宛干す稲干とは男はちらかし女は干す、ほすとは一把を四方へひろげかぶを上へして干す、二度目に干時は小把などはかぶをわらずに穂を南頭に段々に置干す、所により野川原在所又は嵐強き所は、沼田堅田より人馬にて持上げ干す、田畔干る所又は野川原二日

三日程にて干る、皆沼田所にて野川原なき所は疇の上に積置、四五日過て雨降晴にても干るゆへ、そゝけにうにする、そゝけとは三束にう一ッに積み、穂を此時は内へする

天氣能れば三日四日にて能干、總じて稲はから能干れば、穂はをのづから干る、から濡れば穂ぬれずといへども、籾やはらかに成、皆沼田にて野川原などなき所ははざに懸る はざに二品有、地はざといふは、畔木を其儘用、縄を五通程張り、夫に稲一把を二ッに割またがせくらかけに上り掛る、下一遍は稲二ッにをり懸る、或は竹を縄の如く結付る所も有、畔木なき所は作りはざとて、長二間餘雜木を三四尺も埋置、はざ木にして前に同じく縄五ッ六ッ、又は地はざは十一二遍張にして、はざ長さ十間の間に中把百十束程かける、但木の細きは稲百三十束程懸る、天氣能時分は七日程にて能干る、くい木は四尺間程に栗木など立る、此時は五六遍懸程にして縄一尋に稲一束懸の圖り、但二手打は五尺尋三十尋一束に木にまとひ、代引て二百四十束程懸る圖り、但縄一把に三十束がけの圖り、一日一人して手傳取て二手打四百束程懸る圖り、但作りはざ多き所は、潟端濱際畔木なき所第一也、然れども作りはざは多くならざるゆへ、畝にて積かへにする、降照の時分は大概十二三日程にて米に成、右はざ仕舞くい木は屋廻りへ取集置、毎歳用るはざ縄は毎年新しく改る

はざの稲天氣能時分は七日程にて能干る、雨天の時分は十二三日にて大方よし、但作はざ多はならざる故、積替とて稲六七束程のにうをあぜにして、からゝ能風にふかせ置、二三日過て積直し、又風にふかせ、七八日程にて能干る、但川原近邊嵐強き所は猶以能干る、則藁のつがひにて、女ども十二把宛結て人馬にて家へとり入る 民家第一分限より廣くするは秋の用也、越中國は奥場とて、口場の外勝手の方にこなしや有、是水雪又は人の踏を嫌ゆへに作る尤也、土能平等にして高下なきやうに、一兩年に一度宛鍬にて打塗直す、家に稲積むとは、此所又は口場百姓の居間にも積

又屋敷廻りにうにする、小きはにうと云、大きはけらばと云、九月下旬晩稲中稲にうにする、稲數にう壹ッに百四五十束より五百束、又は千六七百束二千束まで、是をけらばと云 蓋には藁のまゝ或は太唐、藁または常のわら也 稲苅仕舞苅あげと云て少祝ふ、かつ／＼米少宛計る、早稲は加州三郡小分に付、苅干取入ことする諸事少

宛中稲より略する、稲残らず家へ取入る刻、藏入として少祝ふ、にごり酒肴には鱠鯆やうの物也、十月上旬より下旬まで稲こきすり米段々計る此間に晴天の時大豆打・小豆、菜種のこえする、武纏供拵、田水戸能所ごみかけて田へ水入る、ごみ砂入れば土目能成也、上里所により田の水戸あくる、来年のため少宛水たまるやうにする

十一月上旬同下旬まで米仕立最中也、米仕立に二品有、こきするとは、一日一人に米弐斗或は弐斗五升と當てする、上里所により二人組て米をする、朝七ッ以前より燈火にて稲こき懸るも、昼は七ッ過に仕廻、但こきすり二人組すり、臼一から米通し四ッ、内一ッ荒とほし、一ッ中通し、一ッ清通し、一ッ小米通し、弁箕二ッ、如レ斯米道具農器に有、一家の内に人多きものは、二三ヶ所と分ち居て米を仕立る、こきためとは、一家男女不レ残或一日又は二日稲こき置、又は一日一夜籾をすりて米仕立る事也此籾はたてに入置、たてとは莚三四枚、又は六穂の藤一尋ばかりのこも立て入置を云

稲能こくものは、一日に中把凡七十束程宛稲こくとは、こい箸にて穂をこきすなくる也、こいはしとは、細き竹を一指ゆび長に切、くた二ッを藁のぬいほ、竹のやうへ通しつらねたるを折合て、大指と一指ゆびとの間に持て、此竹にてこくをこい箸と云、近年は鐵にてこい箸をする

米拵は大分不同有物也、籾など大に改れば六遍通し、其度々に上へ寄る籾を拾ひ取なり、小粒籾米とほしを能くぐる物なれば、其外折敷ゆりわへ米を入、一粒宛籾を撰取也、一日に一人して弐斗或は弐斗五升漸撰也、薄實米能きれして取は箕へ米一升程入しいたをたび出すなり但たびるとは箕にてひるを云

かくの如くに米拵すれば、一日一人に米こきすりの時は、弐斗より弐斗五升程出來するもの也、米拵

は甚大に不同有物也、出來しては五穗あみの俵に入、五所結て、立繩一所荒めにかけて、翌日人馬にて金澤へ持參する、給人は大方其日に計る、御藏入は町宿に持置、四五日の內御代官米計番當る、時分一日或は米多く計時は二日も計物也

物跡田物跡とは、大麥小麥菜種苅跡をいふ

一　大麥田跡四月下旬、遲き年は五月上旬の頃、大麥苅取畝の頭を鍬にてはざこへけづり下し、其跡を畝なりに一遍犂なり、其頃に疇の外の方を半分桙懸かたを、鍬にてけづり落し糞をする、眞糞なれば一反に十二三荷、小便なれば二十四五荷程入る、其次に水をかけ疇下地する、鍬の下平にてたゝき付能土をねり置也、其間に疇なりに鍬にてはざこへ割込、其次に右の疇をぬる也、うけすきといふてうはつらを横に一遍すく、其次に耙にて十文字にかく、其上を鍬にて能ならし扱苗を植る、但稻は中稻百六十把程一反に入る、一人して一荷に八十把程持、植やうは表田と同事也、但表田より少し大苗に植る也、植置て十四五日立て一番中打する、但植成に鍬にてかぶの間を一遍打なり、其次に七日程過荒草取、中打して其次に一番草を植なりにかぶの間をよく取也、其次七日程過二番草をとる、其日の內に糞をする、但一反に小便糞二十荷程する、其次に十日程過三番草を取、太唐稻植るも表田と同じ、草取仕舞追付とめごえをする、但小便一反に十一二荷程する、其後稻實入次第に苅とる、苅やうは表田同事

一　小麦田種子二品有、早きは大麦苅時分なり、其外手入同事、遅きは半夏生十日計前に苅取田をすきおこし、天氣よければ二三日も干す、大方半夏生四五日前にも植るに付、指苗とて苗代の内早稲苗取、跡にこまかに指置糞をかけ置、ふとりたるを植る、植付の時分田一反に眞糞十荷程、馬屋糞二十四五荷程入る、其外植付手入等大麦田跡同事

一　菜種田跡四月下旬頃菜種苅取、其跡鍬にて疇の頭をはざこへけづりおろし、鋤にて疇なりにすきおろし、糞をして、但田一反に小便糞十荷程、眞糞五荷程入る、其次に疇の外の方を鍬にて半分程落す、扨水をかけ、疇際を鍬にて刻みかき寄せ、土を能ねり鍬の下平にてたゝき付置也、其次にすき置て、跡を又鍬にて疇なりに刻み置、先疇を塗也、塗やうは表田と同事也、其次にうけ犁とて上面を横に犁也、扨馬を入耙にて十文字にかきならし、鍬にて能ならし、其次に苗植やうは表田同事也、但一反に苗二百把程入る、表田より少大苗に植る、其次に疇際より苗二かぶ通りの間と、疇際と一かぶ通り苗を指はさみ太唐苗植る、太唐苗は猶以て大苗に植る、疇に大豆小豆植るは右表田と同事也、田の草取、中打糞の仕やうば表田と同じ、御領國三州にて麦菜種承應改作の頃より、唯今田の歩數一倍程多く植る事口傳有、惣じて一ヶ年田畠一所に二作ともすれば、土の性ぬけて下地となる、是によつて糞も段段多く入増物也

畠　稲

一　畠稲餘國には色々有よし、粳又糯も有、唐には占城（チャンパン）稲と云稲の名物有といふ、穂長さ一尺餘も有て其から大きに高蘆の如しと云、是畠稲の名物と云り、凡畠稲を作る地は、濕氣なき所にて植る物也、惣じて餘國に畠稲色々有て、作り樣も品々有といへ共、加越能三州には成程稀也、越中新川郡婦負郡礪波郡城ヶ端近邊山里に少々、又石川郡山の內より越前山奥御公領地十八ヶ村邊にも少々有、種子籾御國は畝拵して、籾十粒程宛常の如く畝にわくの手に、常の田より少間をせばく植る、餘國には籾を二三日水にひたし、是を取あげ日に逢せて、目の少開くを見て灰糞を用て、畠のはざこを少深くきり、籾を麥の蒔あし程にむらなく蒔、其上に土を少々かけ置事麥に同じ、若地大きに乾く畠ならば、水糞をかけて土を其上にまくべし、なほ相續て旱せば、其後も度々水を夕方にかけべし、苗二三寸程に成たる時、畝の高き所を踏付べし、是旱の時也、潤ひし時は踏に及ばず、二月半より三月末迄は種子籾を蒔、其後餘畠に苗を植る事、おなじくは古年より畠を打立置、其上を二三度こまかに刻み、苗の長さ六七寸に成時分を待て、葱を植る如く一かぶに三四本、又やせ地ならば四五本宛植べし、かぶ思ひの外ふとるもの也、又肥地ならば薄く植べし、中打二三度してよし、畠米以の外甘味强き物なる間濃き糞は惡し、糞薄きを用て、よく考へ能作る時は、餘國には所によりて米多き所も有と云、然ども米久敷たばひ置ば、虫付て損じやすきゆへ、大方關東には畠稲籾にてたばひ置と云り、苅干其外所々にて田稲と同じ、常の如くに修理し、米すりこき共に同じ

太唐稻

一　太唐稻は惣じて加州四郡には、田を一反とも皆植る所はなし、只田の畦廻りに或一遍、又は二遍宛植る、然ば一反の畦廻りに出來の太唐米は、畦の數によりて出來多少有、田一反の數或は二枚、或は三枚、又は四枚、山方など地形高下ある所は、一反の田數五六枚、又七八枚もある物也、太唐は皆その畦廻りに植る物なれ共、田數多あれば畦みじかく、又田數少分なれば畦長し、太唐も多く植る、太唐稻は田の畦際より二かぶ置て二遍通り植る、田三百歩一反に一遍植る時は、能出來する年は米壹斗より一斗二三升程、又二遍植る田は、出來の年は貳斗二三升より二斗五升も出來する、されば太唐稻は大分風まけする物ゆへ、穗出面に風吹ば大分損毛有物也、是によつて有大圖より半分出來、又は三ヶ二出來する物也、田に太唐を植れば、常の米は太唐取程取落する物なれ共、秋早く米に成もの故第一百姓食物之爲、第二百姓收納につかへざる前に、太唐藁にて家俱野俱根葺ために、御領國の百姓は太唐を植る、毎年八月上旬又は中旬苅取、百姓家內の庭之內三方に莚を張り、臼に當て稻一把ヅヽ穗を打落し、當座に天氣能時分莚に籾四五升ヅヽ入て二三日干て、常の米俵よりふとき俵に入置、度度取出して米にするものなり、太唐米はかろきものゆへ、香煎其外菓子になる

耕稼春秋　卷二終

耕稼春秋　巻三目録

田畠蒔植物之類

大麦　小麦　粟　稗　大豆　小豆
蕎麦　豇豆（ササゲ）　黍附蜀黍　胡麻　麻　麻苧
藍　紅花　蕪菜　大根　木綿　菜種
烟草　藺　菅　刈大豆　瓜　茄子
西瓜　黄瓜　冬瓜附南瓜　芋　瓠附夕顔絲瓜　ねぶか
葱附あさつき　蒜　悪實（ゴホウ）　胡蘿蔔　萵苣　蘘荷（メウガ）
欵冬　紫蘇　罌粟　藜　芥　慈姑
芹　薑　端白　防風　蕃椒　山茨菰　荏

四木

茶　楮　漆　桑

なき畑

耕稼春秋　卷三之上

大麥是より十色は五穀類

一　大麥は早稻中稻刈取、八月上旬より九月中旬迄稻段々刈取其跡にまく、田を馬にて犂おこし、小刻して畝作り蒔く、早稻田跡は大方大和蒔にする、大和蒔とは、畝作り其上を横に貳尺餘りに小畝して蒔を云、是は平蒔と違ひ、春土を懸る時、中のこはごの土を掛るによし、其上糞も平蒔よりは能き物也、中稻田は平蒔也、種子堅田は大方百歩に六升、沼田は七升、下糞眞糞七荷、馬屋糞上に六荷程ちらし、其上にはごこの土を一遍薄く懸る、生出て秋日より次第小便一遍七荷程懸る、春雪消三月上旬の頃までこえ三度する、又初土をかけ、其上に馬屋糞一遍七荷程、又小便二遍、但十四荷、又うす眞糞置時は五荷程かける、此時分春置馬屋こえ長きをさらへ取る、惣じて麥の糞は金澤近邊は小便多く松任近邊は眞糞多し、四月表田植仕廻刈取て、一手打にして則麥にてたばね、其田にかぶを上にして六把宛立置也、但農人一人一日に百歩程刈、其日の内に人馬にて家内へ取入、翌日庭の三方に莚を張臼に當て穗を打落、きねにて搗、籠にて通し、實にする、天氣次第莚に四升程宛入、二三日程干て、又臼にて能搗、風に立て俵に入置、出來麥は在々出來不同なり、潟端濱方百歩に四斗より五斗迄、又

松任近在は百歩に六斗より七斗程有、麥は百姓の給物第一なり、畠の出來は田方より小分なり、麥は年内大雪降て、雪二ヶ月共あれば、必麥腐りて半分もなし、其上惣じて田のじるき所は不出來なり、堅田地乾く所は出來吉、麥種子は小柳六角はさみ、麥はだか麥とて色々有也

小麥

一 小麥は中稲刈取、九月上旬田を馬にて犂おこし畝作り、小割下糞所により泥糞一遍、或は馬屋糞は百歩に五荷、是は上糞也、灰二俵程置、種子は百歩に三升より四升迄、其上にはさごの土少しかけ、後春雪消天氣能時分灰又二俵、惣て小麥は灰糞第一よし、其上に土一遍懸る、又とめ糞一遍、泥眞糞五荷より六荷迄置、五月中旬より下旬迄に刈取、刈様拵様大麥に同じ、出來百歩に三斗より三斗七升迄也、但石川郡にて松任近所は小麥の上也、小麥の種子はおそにはやと二三日也程有物也

粟

一 春明畠を打置、土用初頃一遍きざみ、間一尺間程に置筋に鍬を引すりほそくくぼめ、其筋に小便糞かける、但畠百歩に五六荷、其上に種子蒔也、百歩に種子壹合或は一合二三勺、成程種子うすく蒔てよし、其後生出二三度すぐり捨て、其度々に草を取、五月中旬頃五六寸程に成時分小便こゑ一遍かける、但し泥ごゑは悪し、其後鍬にて土をかける、はざこの間高所をはざこにして、粟の根へ土を寄畝にする、七月中旬の頃能實入る時分、穗くびより切取莚にて干、臼にてはたき實にする、餅あわは

皮あつき故、ほしおきすりうすにてすりて仕上る、但し盃粟、餅あわ、ねこであわ、すこ粟とて四色程あり、大方百歩に四斗ばかり出來する、白米にしては壹斗にも成也、大分仕上れば減ものなり、惣じて片山里には多くは不レ作なり、粟は深山に多く作る

稗

一 里方其村の上畠に稗植る、春土用の内に畠打立置、表田植前に種子蒔て、五月下旬の頃に引こえして草を取、但畠百歩に泥糞四五荷、其刻手土懸る、又皆畠所泉野村稗畠百歩の圖り、同去年出來の刻、稗種子吟味して莚に包み、夫よりづしのうちにつり置、春三月土用前におろし、畠を念を入土こまかに碎き、幅三尺計の畝にして上に眞糞を置、其上に稗種子を蒔て、又上へ鍬にて土をかけ、出生てはりのたけ程になる時分小便こゑかけ、五月のうるほひの節、苗一つかみ宛こき取てたばねて、扨菜種大麥畠の跡に植る、幅一尺二三寸計の畝にして、其はざこに苗一かぶに三四本宛、間六七寸計に二通宛植付る、其上に小便こゑにても五六荷程かけて、其上に馬屋こゑ三駄程はざこにちらして、十日ばかりすぎてかけこゑ六荷二度かけて、五月末より六月初迄早く草修理仕り、右のてあいを鍬にて打かへし、四五日過て鍬にて土を懸る、八月に至り日よりを考へ鎌にて根本を刈、稲たばね程にして穂くびより切取、晴天に干籠にて通し、莚を敷其上に干、持籠の棒にて稗を打おとし、粒にしてあらかごにてふるひ、其實を箕にすくひて莚にてあをてば、かすはすへゑたび行、實をきんして取、此出來

上中下平均一石程は出來、是大圖りを記

大豆

一　大豆は里方村々中地目の畠に春土用過畠を打立置、或四月下旬に菜種跡にも大豆植る、但鍬にてけづり、三尺計の畝にして、杖程の棒にて穴をつき、其穴一ッに大豆種子二三粒宛植る、種子百歩に貳升五合より三升迄也、たねかくしとて其上に土をかけて、五月中旬頃草を取て中打し小便こえする、百歩に四荷程同下旬頃土をかける、但うるほひ能年は、植て四五日にて生出る、旱の時分は十日も過て生出る、夏土用の節花咲、早稲大豆は八月初にさや出來る、九月初は大方實入、十月下旬引取、但引とはこぎ取を云、一手打にわらにてたばねる、扨にうに仕置、日和能時分干て家内へ取入、又はかどにても臼に當て打、又はきねにて能さやよりおとし、其後篩にて通し風にて立るもあり、大豆百歩に二斗、或は里方所により二斗三四升程出來る也

一　黒大豆大方田の畔に植る也、所により畠に植るも有、田畠共に春土用十日計も立、あぜぬりて二日も過、あぜの雨方に間一尺計置、ほうてうのさきにてさしおこし、其内へ種子二三粒程ヅヽ入る、其穴の口へ灰とぬかと交合一つまみ宛入る、是は植し口ふさがり不レ申ため、又はこえにも成、其後四五寸程にふとり、手土と申てあぜの際しるき土手にて、右の大豆の根にぬり付置也、是はふとりて大豆たをれざる爲なり、又はこえにも成能ふとる、秋土用の時分こき取、稲たばね程に藁にてたばね、

屋敷廻りへ取入、木の枝に懸、又は根本下の方にしてにうにもする、其上に藁をかけふたして置も有、其後天氣能時分ひろげ、干て根の土を打おとし、庭へ入大豆を打おとす也

一　六月大豆春土用の頃屋敷廻りの畠に植也、幅二尺計に畝こしらへ、間四五寸程に一粒宛ほうてうの先にて植る、其上に灰を蒔、生出て草を取、馬屋こえ少宛する、一尺計にもふとる時分はざこの土をさらへ、右の間々に懸る、葉大分ほこる時分葉を間々つみ切とる、六月下旬七月上旬の頃實出來る大豆木ともにこぎとり、段々に賣出す也

小豆

一　小麥跡に植る、但畠を鍬にて打、三尺計に畝を立置、半夏生六月前にほうてうにて指植にする、畠百歩に大方三升計種子入なり、植て後七月中旬より土をかけ、こえ手入等不レ仕、十月初頃に小豆引一手打程に藁にてたばねばざにかくる、同じく廿日頃に家内へ取入、きねにてかちおとし、籠にて通し其上を米とほしにて通し、風にて立能干して俵に入る、此外所々にて少宛蒔有レ之

一　六月小豆畠或は田の畔に植る、春土用過あぜをぬり、二三日過土少かたまる時分、あぜの双方の頂に植る、植様は六月大豆と同じ事也、夏土用小豆ほ出來る、實入ざる内より段々もぎとり賣出す也

蕎麥

一　里方蕎麥作る事、早稻田を刈取、菜又はからし蒔中に八月上旬頃まく物也、下こえ百歩に泥眞糞

五六荷、馬屋糞五荷程、其後二三寸生る時灰をまく、此外手入なし、九月下旬に刈取但百歩の種子蕎麥貳升四五合も蒔、出來は百歩に貳斗ばかり程有、二重蒔故出來少分也、皆畠所泉野村畠百歩の圖り

六月土用過より畠を鍬にて打、草を能からし土をこまかに碎き、幅三尺程の畝にして蕎麥種子四升程蒔、其上に馬屋糞三駄ちらし、其上を鍬にて土をかけ、九月末より十月初迄に鎌にて刈、稲たばねの如にたばねはざに懸る、但蕎麥のはざは長八九尺の木を六尺間に立て、其間に竹にても小木にても二尺間に立て、横八九寸間に竹にて七八通りに結にして、蕎麥二把宛がつしやうの如くにくみ合せ、横竹をまたがせ置也、八重程懸る、夫より三十日計にて、天氣を考へはざよりはづし、場所能所にて莚を敷其上にて蕎麥二荷程穗先とほさきつゝき合せ、長六尺計の棒にて打、又二尺計の小ばいにて五把三把宛も打、夫よりあら籠にて通し箕にてたびて實を取ものなり

豇豆（ササゲ）

一　さゝげ畠は下畠也、春土用前に打置、表田植る前に植る、種子は百歩に貳升、一尺二三寸間に植る、惣じて糞なし、種子程殘す也、段々穗共に取、百姓給物にするよきなりのさゝげを種子に撰出し置て取置物也、地さゝげを畠に多作り、金澤へ賣出は能美郡江沼郡なり、御領分にて蒔、津村矢崎村今井村也、但此所の種子は寒寺とて、成程穗たけ短き物にて、穗こわくあへもの等にならず、夫共とりめ多し、畠百歩に三斗より四斗迄有は上出來なり

黍附 蜀黍(タウキビ)

一　きびは大麥作る畠廻り、又は緣場に植る、但鍬にて打苗を手植にする、此黍苗は手寄能畠を少鍬にて打土をこまかにして、小便糞をしてきび種子蒔、生出て間々をすくり立草取、その後七八寸にふとる時分、右の畠廻りに手植にして土を鍬にて懸る、其後一兩度段々に小便懸る、但植時は五月初なり、六月下旬は三四尺に漸ふとり、七月上旬漸目立、八月上旬は大概實入る、九月初迄に能實入、同廿日時分は穗を切取、切樣は立ながら先を一尺計切取家の內へ取入ほうてうのむねにてこき落し、莚に入干、其後臼へ入搗、箕にてひ、又は風にて立る、百姓喰物には團子にするいりこにもする物也、又田一反の廻りに出來のきび三斗、能拵ても貳斗程有物なり、からはこき取て家廻り雪垣にもする、又はにうにして置、春に至り薪にする物也

一　蜀黍は春彼岸過に屋敷廻りの畠をこまかにきざみ、畝にして下糞少して種子を蒔、生出る草を取又糞少かけ置、四月中旬又は下旬の頃こぎとり、茄田又は屋舖廻りのしやゑん畠畝頂に少々植る物なり、田畠をつぶし大分は植ゑず、八九月の時分葉の間々に實なる物也、其時分まで小便糞二三度懸る、百姓給物には仕らず、子供の菓子等にする物故賣出す

胡麻

一　胡麻は每年四月畠を打立、幅貳尺に畝作り、小刻して下糞小便一ぺん、但畠十歩に種子三勺程蒔、

其上に種子隱しとて土を少しかくる、種子薄くば吉、厚く蒔ときはすくりて取、雨降の時小便糞かける、九月穂先少々ゑみする時分刈取、餘りひねては實こぼるゝ藁にてたばね家腰へ取置、から竿ともに能くかれ、天氣見合せ勝手次第澁紙など敷、もみ落し實を取、上作の時は十歩に四升程有物なり

麻三草の内

一　麻は二月彼岸六七日、又は十日前より畠を打麻畠にする、但年内の畠跡は九分通り程は菜種畠、一歩通りは大根畠跡也、一番にふんつきにてさしかへし、土を干置日和能時分馬を入、馬把にて竪横に一遍こなす、其上に糞を配る、ふんは鰯の粉、但三百歩一反に三石二斗程なり、但一俵付砂鰯二俵程の圖りなり、いわしの粉簣に入、右一番こなしの上に蒔也、こゑにかもめその外諸鳥つき申故、あさきをおどしに指置、其跡より二番こなし馬耙にて竪横二遍仕、其上に小便糞一遍二十荷、此替代は大圖藁半分、其外は燕又は惣て畠物也、藁の時は一荷に付年内は平均四束、春は八束、但小たば也、年内銀壹匁三十束程實物也、小便冬春平均藁六束程の圖り、二十荷の藁は百廿束、其上畠一反に灰十俵程まく、土あらめなれば又一返こなす、其上を搗杵にて土を一返かち碎鍬にて刻、其上をほうねる也、ほうねるとは足跡を横鍬にかくす也、其上を三尺計に鍬にて跡を付る、是は種子をおろす目當なり、其上に種子をまく、一反に種子壹斗貳升まく、捺とは種子を臼に入手杵にてしらける、俵たね二わり程減壹斗五升の種子也、種子は大圖六拾日の圖り、貞享五年迄の直段中勘、但延實の頃は壹石に付二

百四拾日より、年により貳百日迄仕、麻種子は風にいたみ、風損の翌年は高直なり、石川郡畠所には赤土村鷺森村近邊七八ヶ村は、能州越中の種子を用る、御國に希の年は出羽越後種子商人より買、古種子は見知がたき物なり、種子少にても交り、又は心あしければ少も生ず、殊外大事にして能改也、心許なき種子はつぎ切に包み、二三日水にひたし、其後いろりの灰に入、目立を見屆け買なり、まく時は種子を手桶に入、風なき日にまく也、種子をおろし、其上に種子隱しとて、馬耙を人足一人して十文字二通り引なり、其上に馬屋糞六駄程地目悪しき所へは入る、馬糞は惣ての畠に置よけれども、こえ多く入に付、麻作り漸六歩通り程出也、其上に繩を引、幅六尺又は三尺の竹の定木を跡先に當畝を極め、鍬にて二三寸程はさこをして、其土を兩方へ鍬にてかくるなり、一兩日過てなんことて鍬の下ひらにてたゝき付る、但天氣能時分如レ斯する也、是は土をこなし場をならす故也、但雨しげき時分は鍬にてほうねる、其後麻はへ出るすゞめかくれの時分より草を取、麻恰好よく厚くはえ出る所、すぐり取能程に仕置、但年によりはえ出薄くふとり乘る時は、鰯の粉又は小便にても雨天に引糞し、粉は一反に五斗より八斗程もする、小便は五荷にても十荷にても仕、刈時は蒔たる日より百十日程過て、大概土用に入刈懸り、則土用の内干仕廻物也、刈おく麻を大概大小をしらべすくり、別々に分量、是を女子共の仕事に葉をばほうてうにておとす、扨仕廻に六尺になはを切、麻の切口より一尺五寸計置中一所宛但繩の廻り四尺に結立る、此結立麻一反に出來五十束程有、其後干て其晩より其畠に置露を

取、其翌日上下かへし能干て、其晩又露を取、雨降時分は右の麻結立、八束程宛一所へ寄、上に六ほあみにして、弐間半の蒋弐枚宛ふたにきせ、なわにて上をからげ置、但能日には四日干、四夜露を取大概如ㇾ斯なれば、十二三日にて外を仕廻ふ也、内へ取入、雨降續麻修理はかどらざる時分は、廿日も懸れば麻くさり、上苧にならず、勿論麻がら迄折くだけ用に立ず、右の麻内へ取入つしに積置、つしとは二階の事也、偖右の一束を三把にわけ、一把を二所宛細縄にてからげ、苧にはぎ申時は一人に七把として、十人有家には七十把、或は五人に三十五把として水に付、上に莚蒋取懸むし置、一日に三度宛水を付、二日むし、此六度水に入る、内二度は麻のさきぬれざる樣に水に入る也、是をどよむといふ、このどよむとは、細き先の所を水に付れば苧末よわき故、きれてたけ短く成なり、但盆後よりは何としても涼しくなる故、苧むせ兼るに付て、一日に三度水に入三日むす、或七八度水に付る、然ば盆前は二日、盆後は三日にて麻むしたるを内へ入れ、人々の前へ一把宛置ば、麻大小三筋四筋取、本を二寸程宛はぎかけ、三筋四筋一所に取、末へ一手にはぎて其一把をはぎ仕廻、八九寸程に折かへし、苧を一把にからげ水へ入、其節取上苧引板とて、幅三寸程長一尺五寸計、厚さ普板より少うすき檜板にて、苧引かねとて、火打がねの如くに手を付、はの所うすくして、かね幅一寸五歩長三寸程にして、右の板の上に苧を置、此かねにて皮をこそけるを苧を引と云、但一むかいとは、麻三筋四筋一手にはぎたるを五筋六筋一所に取、苧の本を結び竿にかけて干す、天氣能日は一日に干立る、大概一兩七結

にて、一兩の目廿六匁也、然ば四兩にて百目、外四匁は水目として餘分を入置なり、拾兩とは一把を云、此目貳百六拾目、又は十把を一束と云、此目貳貫六百目也、此内百目は水目なり、但右畠の五十束の苅麻に苧四束有、此目拾貫四百目也、内四百目は水目、則干減也、尤賣買の減目にも立置也、右十貫目出來苧の内、七貫目は上也、貳貫目は中也、壹貫目は下也、但此下苧を打出しと云也

麻苧（カラムシ）

一　石川郡にはからむし苧は惣て出來して賣買はなし、越中能州は百姓作して賣買す、石川郡在々畠所の内自然自分用事として是を作る者有、是は年々からむし作る所の古根を取來りて、二三月頃迄に中畠打立、小刻して一二本宛からむし苗を平植にする、但間四五寸程宛置て植る、三月末四月初に馬屋糞置て、よく干て能時分火を付てからむしを不殘燒て其儘灰ともに置ば、灰則こえと成て追付目を出す、四月中旬頃より六月迄に二三度も草を取修理し、八九月刈、其年は短苧にしても、能からむしにはならず、翌年三月時分馬屋糞多置、能干たる時去年の通り又火を付て燒置ば、麻の苧目を出し六七尺になるを、一番は五月末に刈取、又眞糞多く一遍する、二番をば八月中旬頃刈取、葉を畠に捨置、是を半日水につけ置て、一本の中より折て皮をへぎ、一把〳〵にたばね置、夫を苧引と云、はの有かねにて上皮を一本〳〵分てこそげ取て、それを二三筋一度に麻苧引やうに同斷也、天日に能干て、百目宛を一把と云、からむしは一番はこわく色も惡し、二番を上とす、右の通にして毎年作也、然共當御郡

には多く作り賣者はなし

藍三草の内

一　藍種子は二月下旬より三月上旬迄に蒔也、但家近邊は虫付故、山畠風嵐はげしき所に蒔、畝は割はぎこにまく、糞は下水こゑ又は小便灰能なり、苗二三寸計はゑ出る時草修理し、苗悪厚き時は細く成故、能かげんにすくり置、六月上旬より同下旬迄の内に植る、畠は大麥菽跡芋取跡の明畠吉、悪畠に悪し、上畠に植る也、土目砂眞土黒ぼこ能也、眞土ねば土水付の所不用、植様は畠割畝にして、はさこの双方にならべ、間六七寸計して手植にするゝ、但一かぶ三四本宛植る、生付時馬屋糞を能かげんに置也、一兩日延る事は糞のいきりさまさんが爲也、但稗の植様と同事也、採藍は八月上旬より中旬迄に刈仕廻、されども其年の旬に應ずる也、惣じて花の形少出來る時分刈は上の色、花多出るを其儘かれば、藍出來の節赤み出る也、藍は根本により刈集め、四尺廻り程一束にして、一人三束或四束持家へ取寄、新莚を敷日中に一本宛葉をこく、葉さき三葉四葉殘し、夫より下はこき、先は草ともにねぢ切、それを二ッに又ねぢ切、一兩日干さねにて打ひしぎて、足にてもめば成程しぼめ青く成なり、隨分干て能けれども、跡より出來る故あまへあげ莚に入干置也、漸干十日頃は莚たて又は大俵に入口を三所計繩にて結び川へ入る、但俵の中程迄水付所が能也、俵の上へ人のぼり、又一人は手桶にて水を懸踏ば、すゝけ悪水ふみ出し、能時分河原へ上、二三俵も重ね、上へ石など置水押出す也、半日計

其儘置、又あまへ上げ、柴或は藁延りに晋、暖に席を拵へ、其内へ俵よりうつし、かたまりなき樣に入置ねさせ、廿日三十日其儘置ば能也、其時分手の上に置ゆびにてねれば、自由にだんごの如くに成を、紙に付て見れば靑く付也、其かげん成程靑を上々、又少し赤みの有を中、赤み多を下々と云也、あい升とて有也、桶にて計米一斗程入、夫にて三桶一俵、又三桶半入も有、何も米明俵に入る、上下ともに口をかき脇より入る、夫を一所結賣出すは、むかしは一俵代八九匁より、又上々は十二三匁も賣買あり、當代は三十四匁五匁、是は上々也、あいは中日又は買手によりて直段高下有、藍ねさせ樣床へ入樣かげん大事也、藍草は取集置、二三日干て灰に燒、楮皮をねるあくにして上々也、是等の灰はさしはいとて大切にする也、但濱近邊は鹽風あたるゆへ藍作り惡し、上々の灰は五斗拾四五匁もする也、是は紙漉所の者用る物也

紅(ベニ)花(ハナ)　三草之内

一　紅花は是又三草の一ツにして、古來より作て織物白糸其外絹布を染て、濃き薄きに寄て品々とす、世に用て大切の物也、植る地の事、土性極て能土に光色有てうるはしきは、作る花も色能く染付よしと云、黃色に赤黑き土の尤肥良の上地を撰て能作る吉、堅田の土性能は猶以よろしき也、餘國にては年內より其畠地を耕し、地をさらし糞を懸置たるに、霜月の初中の日蒔と云り、是皆上方邊の事也、種子を一宿酒に浸してまく、厚く蒔くは惡し、苗二三寸の時中打芸と云り、紅花惣て苗ふとりては人

糞一圓懸ず油かすやうの清浄のこゑを用る、濃き糞を少にても懸る時は、花も先曲りて花ふさならずこゑは鶏の糞又は油糟干鰯等よし、苗成長して五月の頃は、朝いまだ日の出ざるに、花よく開きて脇にたるゝを見てつむべし、花開ても未色黄なるを摘まず、紅花は摘ても日にむざと當てざる物也、又出羽最上の作様は仕立仕廻別成よしを農業全書に記す

蕪菜 種子品々有、地菜は赤土と云、京菜、唐菜 信濃菜、湯涌、隠元菜

一　うぐひす菜春彼岸四五日前家近畠を打、小割して畝作る、畝は二尺計にして、其上に小便こゑ十歩に二荷程する、種子は五六勺計蒔也、其上に灰二箕程まく也、其後段々すくり取て、百姓給或は小便に替、又は賣出す、其度ごとに小便朝夕に懸る、五月上旬頃は小蕪に成也、其時分は茎長一尺五六寸より二尺の餘にもふとる、同下旬頃は殘らずこぎ取也、金澤より一里程は春多蒔て、小便糞にかへるものなり

一　秋蕪六月土用二三日程過麻畠跡に蒔く、但畠打あげて畝立る、うね立やうは三尺に竹を伐、一枚の畠の隣先に右の竹定木にして両方に縄を張、其縄きり内両方へかき上、畝幅頂にて一尺餘下にて、二尺二三寸程はざこの間六七寸程なり、其上に蕪種子升に入蒔、但一反に種子壹升貳合程入也、蒔時分は草鞋をはき踏付る、日數十日計過草取、七月下旬八月上旬の頃茎を摘立並能する、是は一番摘と云、又其後二番摘とて、厚所引取蕪並能摘立る、又廿日廿五日の頃鰯の粉糞する、一反に貳石、其上に小

便こゑ二遍段々にする、畠一反に兩度糞三十荷、馬屋糞少宛六駄、右いわしこゑ隱す爲也、十日廿日頃は蕪に成、但廿日に藁にて蕪の本を結置ば其夜にふとり、張切とて大きに成最中也、十一月初より金澤へ持出し段々に賣、又賣殘は來春二月中迄在々山里かけて賣なり、大概一反に畝四十六七有、一畝に蕪數百十廿程有もの也、惣て蕪又は麻にても、石川郡にては畠所赤土村近邊七八ヶ村を作もの手本とす、里方少々畠有所は、種子まき修理入用出來ともに少分なり

一　水菜は七月下旬八月の上旬の頃、はや早稲刈跡又は其時分明畠にても蒔也、田畠共に成程こまかに打きざみして畝作る也、畝幅二尺四五寸計にして、下こゑ小便ならば百歩に八九荷下す、泥糞ならば五六荷程懸る、其上に種子百歩に七八合程まく、其上にはざこの土を少宛さらへ懸灰少宛まく、扨生出段々すくり取薄くする、其度々に草を取、小便五六荷程懸る、ちいさき内虫付ば灰などまく、朝夕蟲ひろひ捨る、九月下旬の頃は少々の蕪になる、其時分より賣出す、常の菜と違ひ水菜は根葉より莖第一和なる故に用る、一ッの蕪より大小に應じ何十葉も莖多く出る、尤信濃菜などは百葉餘も有、前々は上方ならで水菜は下らず、近年は御領國に少々作る、是は猶更風味よく新敷と云り

大根三月大根、六月大根、秋　大根

一　大根畠百歩の圖り、種子は去年十月末に成程筋目能大根を四十本、下の方二寸程折取、間三尺程にして大根を植付、其大根の根本へ泥眞糞一柄杓宛年内一度、春二月一度掛て、畠三月に至りて三尺

の畝の間細かに鍬にて打かへし、偖三月末に土を懸る、五月出來する種子を刈取、畠に六七日干、其後稻たばね程にたばね、家の軒の下にかけ置、六月に至り種子能枯たる時壹把宛こきおとし、莚を敷百姓のかどにて晴天に二三日干、臼に入搗杵にてはたき、箕にてたびて實を取置也、翌年五月末に大麥菜種麻畠跡むしとて、幅二尺餘程に間を除、其間貳尺程鍬にて打、右殘りたる間を其上へはねかけて畝作り置、六月に至りてむしを鍬にて畝へかへし置、同夏半土用にはむしをならし、其上を鍬にて刻、成程細かにして、扠尺竹を間尺畠長五間幅二尺五寸にして、右尺竹にてすんを取繩を張、なわの上を足にて踏み跡を付、鰯の粉五斗程まく、其上に種子を四合まく、又其上に馬屋糞三駄程ちらし、偖鍬にて土をかけ畝を極ては、長五間幅貳尺五寸程にして、百歩に四十八畝程出來、大根數上下四千本程有物なり、偖七月一番すぐり、八月二番すぐり、九月三番すぐり仕廻、此間に草修理も同斷也、十月猪の晩を限りに大根の實入能と云、同廿日時分より十一月中迄に賣物也、此入用糞蒔付こえ鰯の粉五斗、馬屋糞三駄程、又かけこえ三度に十八荷、大方如レ斯入物なり、是大根作所泉野村の法也、里方は畠の大小極らず、打立手入糞入用少分なり

一　三月大根蒔麥畠跡に蒔也、常の大根より種子少々うすく、糞も少かくる、八九月時分に一二遍すぐり取、小便にても馬屋こえにても一遍して打捨置也、春雪消次第こぎ取、小便に替又は賣出す、常の大根より細く、根葉本迄地ばたまて入もの也、夫故事にてもくさらず、春こぎ取故に三月大根と云

多くは作らざる也

一　夏大根は二月彼岸時分に田にても、又は畠にても打おこし、畝にして細かに刻み、其上に小便糞百歩に五荷程懸種子を蒔也、種子は百歩に二合五勺程まく也、其上にはざごをさらへ、土少宛畝の上へかくる、其後生出四五度すぐり取、段々うすくし、度々に糞懸る、其後間六七寸程にして、とめごゑに泥糞五六荷もすゝ能ふとり、六月中旬頃に殘らずこぎ取賣出し、又は小便にても替るなり、成程和らかにてよろしき物也

木綿

一　大麥小麥田畝通りやまと蒔の時は、其間横はざこに蒔也、但二月下旬の頃又は三月上旬、右麥田のはざこを鍬にて打細にして蒔、綿種子は年內綿取時分取置種子を取出し、少宛わた取付いるを小便灰に入手にてもみ、別々に成樣にして、則灰共に手につかみ蒔也、但一畝の內一はざこには一つかみ宛まく、其土に下水糞する、但百歩に九荷程入、其時鍬にて種子隱しする、其後四月下旬頃麥刈取、跡を麥かふ取鍬にて打、大岡此節は綿の木四五寸程になる、又木綿の中に有草を取、厚所をすぐり取間並を能し、其上に糞をする、こゑは鰯の粉也、百歩に五斗入、其後又土を懸る六月下旬の頃は漸一尺五寸計にもふとる、此時分にしんを留る、但枝をうたせる爲也、其後枝細く出かね、脇枝の障に成故かき取也、盆かけて花咲、七月下旬或は八月上旬に花すかりても、ゝになる、もゝに成とは、花一りんに桃の

如くに綿なり實なる也、此もゝ八月中旬頃より段々にわれ開きたるをゑめると云、此ひらきたる中は綿なり、此開きたるを開き次第に一ッ宛中の綿を取、家へ歸りほこりなき物に入干、段々に開次第如ゝ斯取、但もゝの皮は椿の實の皮の如く也、開て天氣よければ四日も畠に置て綿取、綿天氣悪ければ當坐に取、是は綿雨に濡る故にとく取なり、但とり仕廻は十月上旬迄也、右段々に干綿はほす程ふけ能成天氣悪きときは火にても干也、惣仕廻は綿くりと云物にてくり立る、繰立るとは、綿たねと綿を別別に分る樣にする事也、上出來の時は百歩に六貫目程出來る、降年風吹には不出來也、惣て木綿北國には秋天氣悪き故、又は地目も不相應故、木わた五畿内より以の外不出來故、商賣にする程は御當國には作らざる物也、石川郡にては手取川河端松任近邊、又は山方に少々作る、金澤近邊には作らざる物也

菜種

一 菜種子の苗は早稻田刈取、其跡になたねを蒔修理して糞三四遍、夫より段々すぐり取、田刈跡段段より表田明次第、天氣能時分男女野へ出て植る、菜種子は加州一國第一近國に勝て植、取分石川郡多く植る、其内にも野々市より柏野邊まで三里四方程は猶以多植る、第一菜種植る地形は地目能、堅田の濕氣なく乾く地吉、八月中旬より十月中旬迄植る、田刈跡段々馬を以て鋤にて穿返し、幅四尺計に畝を立、又其間を横に三尺程置細かに刻小はざをして、男女竹のくいにて地を掘て菜を植る、但菜

苗幅四尺の畝に双方に十二かぶ、又は十四かぶうゆる、金澤近邊は小便糞多くする、年内三遍より四遍、春に成二へん程、能百姓は泥糞一遍とめこえにする、惣て植物のこえ上百姓は能糞を入る、十一月初に中打一遍して吉、百姓收納に隙なき者は年内打事ならず、春二月上旬より中旬迄中打する物也、其後三月上旬土を懸る、土懸るとは、菜種植る間のはざの土を左右へ鍬にて懸る、土懸れば菜種生長して風雨にたをれず、其上こえと成て出來よし、土懸る時こえをする、菜種のこえ百姓によりて大に多少有、取目も又多少有、五月下旬刈、稻二手打程に藁にてたばね、天氣能時分は其田に干置、又野川原有所は田より持上て干置、早き年は五月上旬、遲き年は中旬迄菜種もむ、其田にてもむ時は地形をならし、莚を二束或は三束程敷重ね、あら打は棒にて打落し、其後男女四方に並居て小ばいを以打、或は手にてからをもみおとす、その所にて田一反程もみからを束にし取除、其跡もみとほし籠にて一遍通しほさをとり、其次けんどんにて段々に二遍程通し、別所に莚を敷、箕にて風に立て、ちりからを除、風なき時は莚にてあおちてちりを取、古き莚をとぢかますにして五斗宛入三所結、なたねからは百姓屋舗廻りへとりて、にうにしておき薪とす、又なたね里方田畠ともに蒔事も有、又早稻刈跡にまきなたねする、是は田に植る植種子也

一　里方植菜種田一反、野々市より柏野迄糞入用中勘闘り、年内なたね植て馬屋糞一遍、但廿荷程、泥眞糞二遍四十荷、但春引こえ一遍、眞糞十五荷、中打一遍、馬屋ふん一遍廿荷、泥眞糞十五荷、油

精泥一遍廿荷、但この糟ともふん惣銀高中勘四拾五匁程、但濱方并金澤廻り、其外遠方の村々はこえの圖り松任近邊より減じ、又出來菜種も減じ、菜種に限らず、何にても一色多く作る所は手入糞多く入、又萬事取目も多有也

烟草

一　泉野村たばこ畠百歩の圖り、此種子去年八月末より九月初迄實に成、其內にけし程の細かに多く有物也、たばこを枝折にして百姓家へ取來り家の軒端にかけ置、九月末能枯たる時實をもぎ取てたききんして紙に包み置、春二月彼岸の中日に、畠に成程細かに打くだきし小便を懸て、幅二尺計の畝にして其上を足にて能踏付て、其上に右の種子灰に交ぜ水嚢へ入てふるひ蒔にする、たばこ出生て三四日廻りに草を取、旱には度々白水を懸る、其間々十日廻り程に、雨天の時分小便をかける、五月に至りてはおばこほどに葉なる、其糞潤ひの後土しめり有刻、菜種大根跡を幅三尺程宛の畝にして、間一尺五寸間にて一鍬宛打おこし、其跡へふん一柄杓宛かけて、其上へ土をならし一本宛植る、但百歩に八百本程植付る、扨十日計過てたばこの廻り六七寸廻り、根本りんを廻窪くし糞かける、六月より七月迄に草修理して、たばこの間ないを成程こまかに鍬にてうちかへし、とめふんに油かす四斗、壹本に五勺宛廻りに置、其上に鍬にて土をかける、しんとめるまでたばこに蟲付を二三日廻りにひろひ取、それより四五日廻りに脇め取、蟲ひろひとるも同斷なり、たばこにしほ付て出來能すねたる時、八月九月

迄日々に天氣を考へ、成程ちいさき鎌か、又は能ききれのうすばほうてうにて、一葉宛葉の付本よりかき取、十枚廿枚宛葉を重ね、蒋にまとひ持籠に入て人々の家へ持來り、庭にたばこの葉先を上へして、成程詰て並べ置、五日程葉をねさせ、六七日めに常の繩を二間に切、繩一めに二葉宛せなか合にしてはさみ、扨又たばこばさとて、廻り一尺計長三間の木を高さ四尺計に掘込立て、桁梁わたし、此はざの桁に間五寸或は七寸計に右の繩を張並べ、夜は十繩程宛寄て、蒋を二枚重にきせ置、扨晴天に廿日計干て、十五繩宛ほど蒋に包み、三所繩にて能しめ置、十日廿日立て勝手次第に繩よりはづし、扨葉を六七筋宛能ねぢて、百六拾目壹斤にたばね置、此出來上中下平均七八十斤、または九十斤も出來る也、但植付又はかけふん共に三十荷程、とめふん油かすの粉四斗程入圖り、但是は泉野村たばこ畠の圖りなり、鶴來山内又は手取川端たばこ作ることゑ入用は、右泉野村入用に二割半多く入物也、泉野村は下たばこなり、鶴來山内手取川端は上たばこ也、たばこは年により直段の高下有物なれ共、ひねと新と直段大に違ひなし、又干入よきたばこは損事なきもの也

耕稼春秋卷三之上 終

耕稼春秋 巻三之下

藺

一 藺田は去年藺苅跡古かぶより生出る、七月八月の内に二度程草を取、ふん雨度に田十歩に付小便十荷計懸置、藺植る時分鍬にて打こぎ、一かぶを四ッ程に割、根の土を洗ひおとし植る、田拵の仕やうは去年の苅跡、年により六月下旬の頃、又七月上旬新おこしして、八月中勝手次第に小割致し、草など生ずれば又打かへし置なり、稲苅跡に植る時は、稲苅次第新おこしして、當座に小切して植付る、藺植る時分は稲苅仕廻、九月末より十月雪降迄植るが宜、され共早く雪降植付廻事ならざる年は、来春雪消次第植る物也、又植付様の事眞糞ならば、所により百歩に廿荷、又は廿五荷程入る、坪幅七八寸計四方に植る、一かぶに三十四五筋計植る、田一歩のかぶ数坪幅七寸の時は八十一かぶ、八寸の時は六十四かぶ程植る、然ば田百歩には六千四五百かぶより八千かぶ程有、一かぶ三十四五筋植る、藺苅時分は百二三十筋に増生ずる物也、然共内三歩通り程はすぐる時くづになる、中打は總てせぬもの也、草取時分は春土用の内より半夏生迄三度取、かけこえは年内植る分は雪消次第よりする、春植るは生付次第半夏生過までで養する、こえ所により百歩に油かす三十貫目計より五十貫目迄する、其外小便ふん三十荷より七十

荷程迄も百姓强弱次第入る、ふん則五六度程にする、又藺善惡は村近き所或は木陰などは、ふんすくなくても能出來する物也、然共ヶ樣の所は藺和らかにて表惡き物也、藺植所は沼田の小高み、風當りの所培多入共、藺かたく色能出來能表上也、又藺あしき出來の年とは、根蟲さし立枯に少々なり、風當りの藺田は、風表四かぶ通り程先半分程かるゝなり、總じて藺先大風吹年は一二寸も枯るゝ物也、苅前所によりいなご蟲藺を喰そだち兼る、此時は土を水にてのべ、泥にして少宛藺に懸れば蟲くひやむもの也、又藺苅節は夏土用半より苅懸り、天氣を見合日々苅取、又苅樣は夜の內より藺の露落ざるうちに苅取て、短きをすぐり捨、藁の灰を藺にまきかけ、野邊或は道わきなどの人馬さはりなき所に晴天一日干て、上中下三段下々と五段程にすぐり分、藺の末より五寸程置て一尺廻り程にたばね、天氣を見合一日に干仕廻時分、藺の中程を一把〳〵にたばね、束にして仕廻物也、藺出來員數田百歩に上作の年は、三尺なわにて三十貫程有物也、又不出來の年は、廿五貫或は廿貫程有也、上作にして藺三十貫程有、內廿貫程疊の表、又四貫程あいのもの、六貫程へり取の表に成物也、此藺表並御座候、打立る員數大圖五貫は上表三十五枚程、八貫は中表六十四枚程、七貫は下表七十枚程、四貫はあいの物呉坐五十枚程、六貫はへり取表、或は馬のたおいござ共に八十枚程有、右は大方を記物也、年によりて善惡不同有物なり

菅

一　菅は八九月成程上田沼懸りの田を打、古かぶ種子を割て三四本程宛、一手に間四五寸計に植る、稍を植ると同事也、鰯糞但百歩に三俵、一俵を十二俵程の圖り鰯の粉をする、春二三月頃より草修理し、かぶの内多く子さく所をかき取捨る、又長くはへ過る時は、先を苅つまへ捨る事も有、又糞廻りかねる所は、かぶもさかへず、たけものびざる故、又眞糞にても鰯糞にても見合するなり、初年は土用過七月中に苅干取也、すげ大葉にてこわきゆへ、下笠にならではならざる物也、苅取跡年内にも糞し、大かぶの所はかき捨て、又春糞し、草修理は三四月兩度ならでは致さぬ也、其度毎にかぶ大小を見て、前の樣にかき捨る、こゑは菅出來善惡次第見合、二番草取て追糞する也、倍苅時は夏土用の内天氣見合苅取て、其所より手寄の能干場へ一所にあげて、一つかみ宛先を手に取苅、本地に打付子又くづをぬきて捨、扱水たばねに一把宛にして先を切捨、成程能天氣二日或は三日打返し、能干て夫より家へ持入、三尺繩一〆を筒一ッにして置、右小たば筒壹ッに十二三把程宛也、但上出來の年百歩に付百二三十丸有物也、高直の時は一丸に付壹匁五分より二匁計迄もする、下直の時は一丸に付七八分より下直にはなき物也、又初年の菅は土用過七月中迄に苅分は下笠に成により、一丸に付三分より五分迄する也、尤すげ二三月にも植る、是も年内植るも修理苅取も初年同事也、菅は二年目より三年四年五年迄は、何も上々の菅出來する也、是ともにふん并草修理手入など惡しければ不出來する物也、六年目は出來もはや惡く成故、又餘田へ植かゆる物也、すげ馬一駄につく事は五十丸より六十丸まで

つく物也、但すげ一丸に上笠四五かい、中より下笠三四かいあるものなり、總じて菅作るは稻より取目多く有といへども、ふん多く入其上土用の内苅干入第一にするによつて多くは作りがたき物なり、御領國の内所々にて少々作るといへども、大概多く作る所は越中今石動近在より高岡近邊の内より多く出る也、菅は加州は宜所なく、少々有ても下笠にする、越中礪波郡岡村田川村邊は上也、此外畠中村本領村貴布禰村邊何も右兩村に次也、菅は關東南海道中國五畿内何の國にても、御領國の菅よりは宜はなし、笠縫ものも金澤は上手故、餘國にて加賀笠とて名物也、夫故上方へ多く賣出す物なり

苅大豆

一　苅大豆は石川郡畠所所にて少々作ると云共、泉野村苅大豆第一多、是を作る畠百歩の麻畠にても、又は大麥小麥のはざこにても、三月土用内より是畠拵して蒔也、百歩に種子は三升宛、種子蒔て其上に馬屋ふん三駄ちらかし、鍬にて土を懸る、五月に至り草修理し、六月土用より段々天氣を見計ひ、根引にして其畠にて晴天に干、二日めの朝上下へかへし、其晩二三ヶ所にうに積、上に蔣を二重きせ置、三日めに又干て其晩も同斷、四日めも同斷也、其晩は十六把一束にして、夫より百姓家又はなや藏などへ取入る也、此出來上中下平均二十五貫程有、但三尺繩にして根本より七八寸をしめ結置て、來年新大豆葉出來迄段々馬持へ賣渡す也、苅大豆雨に濡ては直段大分下直にして、葉多く落る物也

瓜 種子品品有

香物瓜の類、しろ瓜、あま瓜、にが瓜、とう堅瓜、太郎田瓜　　菓子瓜の類、白瓜、青瓜、美濃瓜、眞瓜、澁間瓜、かき瓜、への町瓜、ほてん瓜、新庄瓜、

一　堅瓜畠は年内中稲苅跡の田、成程はしやぎ水のおとしよき田を見立大麥を蒔也、常の畝よりは大きに五尺計に拵るなり、但畝西東にすれば日の當り能、瓜も能ふとる也、扨春土用に入時分天氣能時節、右の麥田畝の南ふちを八九寸通り、鍬にてかきさらへ出し、土を成程こまかにし、又右の畝へ引寄段にして、さて二尺間を置、一鍬宛穴を掘發し、其穴へ泥糞ふん一柄杓宛入、其上へ小便灰一つかみ程宛置、又上に土を少宛手にて置、其上に瓜種子十四五粒宛植る、上に土を能もみくだき置也、又其上に灰か又はぬかにても少置、三七日程過生出る、生出て葉色悪しきか、又は性弱きをすぐり捨、草など取、其後はま合頃は瓜貳本にして二三寸程にふとる時分さし糞する、さしふんはくらの兩脇を掘、油かす粉にして一くらに二合程宛其穴へ入、其上を又土にて埋置也、かつら葉とて丸き葉初て出る、五月中旬はま合る、其時留ふんする、是も油かすの粉一くらに二合程宛、くらの前のはざこに置、右の麥苅時分かぶを草共に鍬にてはざこへけづりこみ、畝を割瓜つるを眞中にして又畝に仕立る、但畝幅五尺程にする、其後葉四葉出る頃、其さきのつるをしんとめる、眞とめるとは、手にてちぎり捨る、其とめ口より脇つる出るを、又四葉にて右の如くしんとめる、一番とめの時分よりそろ〳〵花さく、二番留の時分ちいさき瓜出來る、堅瓜は菓子瓜などゝ違ひ、ちいさき時分より段々切取て賣出す、其後段々小便ふん葉にかゝらざる様にして懸る、但百歩に五六荷程置、七月中旬につる上るとて枯る故

たぐり捨る、旱の年は猶以て早くつる上る、夏土用中盛に瓜ふとる、其時分は中一日或は二日はざめに鎌にて切取、中くらい出來の瓜は百歩に大概七八拾目程上る物也、但瓜まの大豆ははま合より後、畝の兩ふちに一尺間程に植る、百歩に三斗四五升程も置、其後草を取ふんにも灰をする、小便も懸る、畠廻り垣は八九尺又は一丈計のわり竹を、間三寸計畠の四方共にさし、三べん程入竹を押ぶちにしてすみ又は一間二間程にかいくい木など立て風吹にたをれぬやうにする、畠廻りに植るさゝげ其竹にはい上り、土用時分より賣出來るをもぎ取、百姓給もの又は商人へ賣出す、右垣勝手能所に入口を付、竹戶をして締りとす、其上犬きつね畠へつきて損さす年は、假小屋かけて夜番する

一 菓子瓜の作り様も右堅瓜の作やうと同事也、菓子瓜は天和貞享の頃より御當國に多作る、菓子瓜能ふとり、ほそ落の時分切取賣出す、かた瓜は少き時分より段々切取て賣出す、何れの瓜の作様も同斷也、總て菓子瓜は六月土用の中を最中とす、瓜は土用第一賣買のもの故、雨天の年は損も有、おそ瓜と云も是は種子を遲く植る、石川郡にては笠間村など遲熟瓜を作る也、石川郡熟瓜の名物は田中村德用村蓮花寺村三日市村、此村々は上熟瓜出る所は、すべて美濃瓜の上を金澤にて田中瓜と云

茄子

一 早茄子每年二月彼岸過に麥田畝を除置、はざこ長みに兩方土を鍬にてけづり取、細かに打立畝作り、扨倉と云て間二尺程置て、鍬にて一鍬あけ窪して、其跡を足にて踏み、其穴へ眞ふん一柄杓宛入

る、田百歩に糞四荷程入也、其上に馬屋こゑ下はだの能腐りたるを土一遍宛置、此糞十荷程也、其上に茄子種子蒔、但一合に十粒或は十四五粒宛なり、其上種子かくしとて馬屋糞少宛置、是は雨風にたたき損ぜさせまじため也、其後三月中旬下旬迄に種子二葉に生出る、其生る頃上蓋の馬屋ふんは取捨る、二葉の後錢葉とて丸葉出る、其節は手土する、錢葉はふとり五葉六葉に成刻、茄子の木廻りに小便糞する、但三荷或は二荷もする、右茄子種子小麥田のはざこに植る事は、小麥の陰にて風をよけ、さら田より少き間はいたみもせず、能ふとる也、扨莫ふん小便ふんを二度程する、後さしふんして油糟の粉木の廻りに置、其上に手土する、手土とは、土をこまかにして置を云也、但百歩に糟七ッ八ッ程入、又其後小便糞する、是は小麥苅迄度々二三度もする、是迄十四五荷も入、四月下旬より五月上旬迄に麥苅仕廻、はま合とて苅跡を鍬にて打、土細かにして茄子の根本へよせ、畝作りはさこ並能する此節さし糞する、こゑは油糟粉百歩に十五六入物也、是以後は茄子終る迄度々小便糞計する也、濱合以前にさしこゑして、五月雨天の時分茄子苗多くはへる所をこぎ取て賣出す、一本の長さ六七寸より八九寸迄有、大概はららず、去其濱合る節一合に三本宛立てうへ置故、いらざる苗を賣也、但三本より多き時はふとり悪き故、すぐり取也、但百歩の茄子田に合數四百或四百五十、然ば木數大圖千貳百より千三四百本程有、一合に茄子木三本有を、大小平均五ッ宛一度に切、六月上旬頃より七月下旬、或は八月上旬迄八度切取、大圖にして一合に四十程切也、然ば四百五十合に一萬八千計の圖り也、茄子

七八月大きに旱の時は畠の中へ夕方水を當て、朝其水を落してよく、種子色々有色黒きは吉、遅きなすびも植やう手入おなじ

西瓜

一　三月土用前に大麥田の畝はさこ兩脇打立、土細かにし搗杵にて能かち、片はさこへ一所に寄、三尺程宛置て一鍬宛あぐる、是を倉と云也、此倉の中へ下す糞、一倉に三柄杓宛入る也、但百歩に倉數百五十程也、こえ直糞三荷程入、其上に土懸る、其後鍬のひらにて土を押す、其上に西瓜種子十粒計宛まく、種子かくしとて、細かなる土を種子見へざる程にひねり懸、又其節上へぬかと灰をまぜて置、或は馬屋ふんのほろ／＼をも置、是は人々勝手次第なり、蒔て十七八日廿日計にて目立、此時は二葉也、其後かづらと云て、本葉のなりにて中に一葉生出る、此時一倉に六七本、又は殘らず生出るを只二本宛殘し、餘はこき取捨る、是を揃ると云也、其後四月中旬の頃さしふんする、油糟粉かぶを四五寸除て廻りをすかし其内へかす四合計置、但百歩に六斗程入、此時分漸三寸計になり、葉三葉程に成、麥苅濟合六月土用に入初に花さく、此節はつるの長さ二間にも成、其以後花ちり實成熟瓜すかり時分西瓜熟す、一倉のつる五筋六筋に成、此西瓜出來は上々四ッ五ッ、或不出來のつるはかつてならず、平均一倉に二ッ宛にして、百歩に三百四五十程有、終迄とる物也、西瓜は古は御當國に曾てなし、寛文六七年の頃より作る物也

黄瓜

一　黄瓜は春彼岸過にうぐひすな畠に植る、常の畝より幅廣くする也、畝のみぞきはを間四尺程置、鍬にて打おこし、穴にして其穴へ下す、糞一柄杓宛入、其上に小便灰一つかみ右の穴へ入、其上に土をうすく置、鍬の下平にたゝき付て、上に種子植る也、種は七八粒又は十粒も植る、其上へ土を手にてもみくだき懸る也、また其上へ灰ぬかなど少置也、扨廿日計過て生出次第段々すくり取、又は倉損じ失る所へ屋とへ植る、其後草取、少宛小便をおよそより懸る、其後莢こぎ取濟合する、はま合るとは畝を半分宛かきとり、黄瓜を眞中にして畝にする也、其頃より大きなるつるよりはやくしん留る、其時分より少宛つる出、花も少々咲也、一倉に二本三本宛にする、追付垣をする、垣の仕様は長四五尺計の竹にても、又はほへにても、右の畝に一尺間程に畝の兩方に立、右の黄瓜を中にして並能立る也、扨前つらに尻首縄三返も四返も張、右の垣兩方の先を一所に引寄、横に又ほへにても竹にても押ぶちあて、並よくわたし結付、つぶれざる様にする、扨右のつる段々に下よりはひ上り、垣の先迄一ぱへになる、其頃度々しんとめる、其所より段々わきへつる出ひろがり、能瓜なるなり、黄瓜は成程弱きものにて、風日でりなどには早くいもち付、つる枯れるかげんしだい出來、大分高下有物也、中一日二日廻りに段々切取る、小便にかへ又は給物にする、惣じて糞は多く入ざる物也、終まで四五度計も小便ふん少し宛懸る、其外茄子田の廻り垣などに大分植る物也

冬瓜（カモウリ）附、南瓜

一　去年の種子を家腰又は雪隱の腰につり置て、春土用前に植る、但穴を一鍬長く掘て其内へ下す、ふん三柄杓程入て、其上へ土懸て種子まく、其後十五六日過て二葉目立出る、其後かつら葉出る、此節四五寸也、此時屋とい替て何方へも植る、ヶ樣の類は尤竹にてつる持にする、又は百姓家の屋ね、又は雪隱のやねにははする物也

一　南瓜作やう冬瓜と同じ

里芋附、唐芋、眞芋

一　里芋種子は年内より百姓いろりのきわを掘穴拵へ、種子にする芋撰出し其穴へ入置、春彼岸の頃とり出しみれば、いろりのいきりにて土あたゝまり、少目立を畠に植る、畝拵三尺計にして、其畝はざこつらに間二尺ばかり置、一ッ二ッ宛種子を植る、生かぬるもの故、生出段々草修理し、一尺計にも成時分馬屋ふんなど置、右の畝を兩方へ割、土を懸て畝作る、其後もふとれば根本へ土を懸れば子能出來、九月中旬より十月へかゝり段々子掘取、くき葉は細繩にてあみ、家の軒端又はつしに懸置干て來年の百姓給物にする、芋のこがしらは俵に入置、給物又は賣出す、春は種子芋にしても賣也、眞芋も同斷也

一　唐の芋種子は年内丸くなり能を撰出し、種子置樣は里いも種子と同斷也、植樣は春彼岸過取出し

屋敷廻りの畠に植る、畝拵幅三尺計にして間一尺二三寸畝一方のふちに植る、種子は一ッ二ッ宛也、腐りて生兼るものなり、植置上へぬか少ふたに置、其後草取、少小便懸る、一尺計に成、馬屋ふん右芋の廻りに置、畝の中を割両方へ土をよせ、又畝にして二尺計に成、赤ずいき又は唐の芋と云、こぎ取五六月より段々賣出す、其後秋迄も置は芋の子出來る、されども里芋と蓮子は多出來せぬ物也、くきをこぎ取第一賣もの也、里方には多くは作らず、金澤近在には少々作りて賣出也、地目黒土又濕氣有所彌よろしく出來する物也

瓠（ヒサゴ）附夕顔、絲瓜

一　瓠は去年の種子を家腰又は雪隠の軒端などにつり置て、春土用半に植る、植様は冬瓜と同じ、尤四五寸成時分何方にてもやとい植る、竹垣してつるをははせ、盆前より段々切取、給物又は賣出す、小便にも替る上方大分作る、かんぴやうにして諸國へ商賣、それとも北國は天氣あい不宜故いださず、去共能州羽咋郡には福野かんぴやうとて、幅廣く厚みもあつく、長さ二尺餘もあり、鹽を多く付て干、賣出す、是御國の名物也

一　へちまは作様右夕顔同斷也、成程少々作る、秋能熟し、上皮くさり去て、跡を垢すりに成物故賣也

ねぶか

一　ねぶかは五月麥田幷麥畠苅取跡を打、小刻して畝作り、鍬の下平にて土をたゝき付、小便ふん多して種子厚く蒔、上には灰をまく、其上に土を少手にてくだきかけて、又其上に麥からを散し置、是雨のため也、其間に二度小便こえ雨中の時分懸る、七月下旬に麻畠跡を打、又小刻して幅二尺七八寸計の畝して、一株に四五本宛植、こえは小便天氣能時分四五へんも懸る也、八月下旬より段々にこぎ春迄懸て賣物也、又畠にて商人へ賣置も有、金澤廻りにては廣岡村長田村多く是を作る

葱附、あさつき

一　葱は惣じて種子蒔生て脇のはたけへ植る事なし、年々畠に有を九月十月にても苅、跡四五寸計有をこぎ取、畠新打して細かにきざみ、幅二尺計に畝作りし、横に六かぶ宛間を置、五寸四方程に苗をわくの手に植る、但一かぶに四筋五筋宛にさきて植る也、此修理は雪消次第二月末三月初草を取、はざこの土を畝のひともじの中へ薄く懸る、ふんは葱苅て取度々にふんする、毎年三月末より四月中旬段々三度、五月初迄苅て賣、又畠に置ながらも賣、五月過て出事をねぎと云てひともじすねて根共に畠よりこぎて賣、こえは百歩に十五荷程入物也、上出來の年は百歩に代錢七八貫文取、ねぎはひともじと違、根共に賣により、二割程高直也

一　あさつきは是も年々植置を、葱苗と同事也、九月初に畠小刻して、其苗をこぎ取分て植る也、修理糞葱に同斷也、然共こえは葱の半分也、春雪消次第一寸又は二寸生出る時分より、種子かぶながら

長一寸二寸計出生る時分より二三十筋一かぶにして賣物也

蒜（ニンニク）

一　にんにくはつぶの上皮を取て植る物也、畠拵并修理等葱の如し、但糞は百歩に小便二十荷程入、但葉青にんにくは五月初より買手は畠を見立置、一日賣程こき取、賣代銀は葱に二割程高直也、青菜仕廻根の實夏土用前にこぎ取賣物也、上の實すゞ玉の如くふさに成物也、根の實は寒中猶更用る、料理吸口にする物也

悪實（ゴボウ）

一　ごぼうは二月菜畠跡を深く打立土を除置、其下をふんづきにて壹尺餘計指おこし、右鍬にて打置土の上へあぐる、然ば打納は溝の如く深く成、其上を小刻する節、本溝の方へ引返す、惣てごぼうは砂地懸り吉、其上畠右の通り諸植物に違ひ、畠を深くさし立上下へ土を返し蒔也、但前年の古畠にはまかず、荒地の所程能也、小刻して畝作る也、畝幅三尺五寸程、但縄を張植る、下糞百歩に泥眞ふん二十荷、其上に灰まく二俵程也、其上にはざこの土をうすく懸、上を一ぺんふみ付る也、惣じて根に深く入たる作物土をふみ定法也、是は地を少しかため申也、則生に能根よく下へ入る、但種子は百歩に壹合五勺入る、三月より八月迄草四五度程取、厚き所は根揃して取、又ふときごぼうは五六月より少宛こぎて賣、引ふんは四月より七月迄する、此内三度程する、小便百歩に十荷程一遍する、ごぼう

十月は殘らずこぎ取家近に生て置、上中下三段にえり立、上は五本結一把とす、中は十本、下は十五本一把にして藁繩にて結、段々暮までに賣物也、加州にては河北郡駒部村近邊、石川郡にては高畠村黑田村間明村近邊砂地の所に是を作る

胡蘿蔔（ニンジン）

一　にんじんは菜種子跡にても、又は麥田跡にても、田畠共に打かへし細かにし畝拵、下糞小便一遍但百歩に六七荷程し、其上に種子蒔也、百歩に種子は八九合まで、上に灰少まく、生出草を取、段々四五度もすくり取、度毎に懸ふんする、其後四五寸間をすくり立、とめふん厚懸る、但すくり仕廻にはのび上るを、第一すくり取て土へ能入を立置なり、子細はのび上るは、根またに成故すくりて取、其後八九月頃より段々こぎ取、翌年春中迄に賣也、出來大分高下有物也、但種子取やうは大根同事也、春うぐひすなの時分も少々まく事もある物也、是は葉までたばねて賣、然ども早くのぼる故少分作る也、石川郡にては松任近邊一里四方多くにんじんを作る也

萵苣（チサ）

一　ちさは每年二月彼岸の內畠を打、土細かにして下糞泥ふん一遍懸種子をまく、上に灰をまく、四月上旬其苗をすくり餘畠へ植る、拵樣鍬にて打、割畝作り、間六七寸計にして苗をわくの手に植る、植て其當座に小便こえ懸る、段々間なく葉をかき取、後はふんもせず、五月中とりて給物にし、又は

町へ賣出す、此ちさに二種有、きじの尾葉ほそくちゞみ有、又おばこちさは葉丸く、二年目に秋種子實のりて取おばこちさはどくの由申傳也

蘘荷（メウガ）

一　みやうがは百姓ども屋敷廻りに四時植て有物也、春馬屋ふん又はあくたの細か成をも懸置ば、段段みやうが生出る、夏みやうがは五月より七月迄子出る、取て賣也、秋みやうがは八月多出るを取て賣又改て作る、古根を九十月の頃こき取、畠拵して植ればみやうが大きになる、是も小便こえ一兩度雨中にする

款冬（フキ）

一　ふきは種子まく事なく年々作るを、中年一年置て根を取て植る、但畠は畝なく手植にする、下ふんは第一馬糞ふんよし、あくたはしかよし、毎年九月初に植置、白水こえ夕方懸てよし、翌年三月中旬より切取、五月中旬迄段々賣、種子は境ふきとて長くふとく勝たる種子有、是を水ふき共云、野ぶきは何様に修理してものびざる物也、又春改て植替る、毎年九十月の頃こぎ取て植置、春ふんしてよし

紫蘇

一　しそは毎年秋彼岸の内に種子蒔て、上に灰又は小便ふんをして置、其苗を五月中旬の頃に取、大

きさを見計余畠へはたけ拵して、常の如く五寸程宛置てわくの手に植る也、是も葉多く出て、靑梅賣時分右しそ段々こぎ取て市町へ持出てうり、殘分は八九月實のなるをこき取、根ともに賣物也

罌粟（ケシ）

一　けしは每年實を取ば春二月半まく、但種子十步に貳勺程、下眞ふん十步に五荷程置、草修理は常の畠の如く也、但花を第一に作るは、年內に八月彼岸の中日種子を蒔、然ば花千葉也、然ども雪のおほひ木竹を以て念頃にする、さなき時は雪にて大にいたむ、七月時分はこき取、實をよく干て澁紙を敷もみ取也、けし春蒔ては花かならず一重也

藜（アカザ）

一　あかざは植て種子蒔て作らざる物也、され共實はこぼれ落て生出る也、是を餘畠或は屋敷の內など、さして作物にかまはざる所に植る、又は實生る所に立置也、ふんは小便など折々懸る、六月中旬頃より葉をこき取賣物也、八九月頃は實生出る故、後葉實ともにこき取賣物也

芥（カラシ）

一　からしは田にても畠にても、細かに刻畝して下糞百步に三四荷程小便を懸る、其上に種子二合程まく也、上に灰まく年內一遍小便こえする、春に成二遍程段々小便こえ二三荷程懸る、三月中旬より下旬迄出るをしんを折とれば、其跡より出るを又折取二遍程折取、二度めに出るを立置、土懸て留糞

四五荷懸る五月下旬の頃苅取、二つかみ程宛葉にてたばね、家腰に立懸置、四五日過なたねの通りにしてもむ、百歩に五斗より六斗出來るものなり

慈姑（クワイ）

一　くわへは四月中旬の頃沼田打、能苗代の如く打こなし、田かぶなど能ひろひ取、小便糞百歩に四五荷ほど懸、四尺間程にあさ木を一尺計水の上にも見ゆる程にさし、其所にくわへ種子一ッ宛植也、種子は百歩に四百程入、あさ木さす所は間ののびちゞみなき爲也、六月上旬の頃極つていもち付也、其時分大鰯にてよし、一かぶに鰯半分宛、右のかぶ根本へさし込置也、此糞にて又青み付、大分ふとる也、田に水干てはふとらざる物也、九月十月の頃實よく大きになり、葉は殘らず腐る也、其時分より土を掘返し取也、但一かぶに大小十五六宛出來る也、一かぶより出る小根のさきに出來て方々へ出る故、其田四返も掘かへさねば實殘らずはとられぬなり、大概百歩に出來くわへ六千程なり、古へは上方より下る、近年は上方のより御當國は上々也、是金澤所々に作る

芹

一　作り芹は八月はや早稲苅取跡の沼田能細かに打、其上に小便一ぺんかけ、種まくなり、種とはせりを根葉つるともに一二寸程宛刻み蒔物也、水絶ざる樣にあて置、十月に成春までかけて、なかき芹よりこきて賣物なり、たばね樣は常の如くなり、芹近年多く作る、金澤近邊にては堀川に多く作る

薑（セウガ）

一　せうがは西國又は越前より多賣に下る、西國せうがを買て砂地能打返し、畝作りして植置なり、こえは馬ふんよし、盆時分より葉茂り、又若根共にこき取、段々はじかみと云て賣、古根は十月こき取ば今年のせうが子多有物なり、惣じて種子は毎年西國を種子にする物也

端白（ツマシロ）

一　つましろは毎年二月彼岸中畠を打、小刻して種子をまく、畠にてしげく生出る時は、段々すくりて市へ持出賣、其殘りを種子九月初に取置、つま白は段々まき葉花ともにしめ物にする也　又花計も切て立花屋へも賣也

防風（ボウフウ）

一　防風は第一濱方に有物也、成程作り安きといへども、土によからず、砂地によし、秋九月實を取て春彼岸の内種子蒔、砂地平蒔にして、こえは小便を輕くする、生次第段々こき取賣物なり

蕃椒（タウガラシ）

一　蕃椒は春茄子種子蒔時分まく、畠拵樣茄子蒔同事也、苗四五寸に成時分、五月しめり氣有節、除畠を打小刻して畝作りし、間六七寸計に植る、植付次第一本〳〵に眞糞或は鰯糞よし、勿論根本へ手土する、七月中旬より靑なんばんにてもぎ取賣、九月上旬より色付實能入故、段々多く賣也、別て越

中富山多く作る也、御當國には餘り畠に作る所は稀也、百姓屋敷の内には少々畠はざこなどに植る、種子に品々有、江戸なんばん、千なり、細なり其外色々有物也

山茨菰（ホヅキ）

一 ほうづき百姓屋舖の内に年々の古根より生出る、其上種子こぼれて生出る也、去共餘國には作り大分賣物也、但越中高岡近在、取分横田村初其近邊多く作る、川除又無地或は下畠など打返し畝作り又は平蒔にもする、こゑは小便下こゑなど雨中い時分折々する、尤草修理する、盆前より色付をもぎ取、金澤などへ賣、夫より段々八九月時分は殘らず色付、木ともにこぎ取、葉を去て木に有次第木を十本、或は廿本宛藁の細繩にて、二所編一連にして賣、近年大分作る物なり

荏（エ）

一 之は毎年四月時分下畠を打立、或小麦大麦畠の中へ交植也、畝はそくして種子を蒔置てよし、小麦大麦苅取、草一遍取ふん一ぺんする、此外手入なし、九月苅取て藁にて二手程にたばね家へ取寄、よく天氣見合勝手次第もみ落也、畠十歩上作の時は、荏五六升程有物也、加州は多く植ざる也、越中能州多植て油草とする物也、他國には荏と油木の實を取て第一油とする物也

四　木

茶

一　茶は五畿内東海道邊種子を取、九月末熟して實をもぎ取俵に入、濕地に埋み土をおほひ、雪の内こゞへしなざる樣に物をきせ置、春二月中取出し植れば、必青みて日少出るといへり、第一茶園に作る地は、樹下北陰に宜しとて日當りを好ず、土地の性つよく、黑土赤土にてもねばり氣少有て、小石交のあまり地深からぬ地に、こやしを用れば風味よしと云、庭の堅き地を好事は、立根深く入らずして、わき根多く榮れば、枝葉も上へはのびず、わきへ能榮へ葉茂く付物也、若土和らか過る所は石瓦など敷てよし、されども濕氣多き所は木かるゝ物也、石川郡河北郡は茶園多く持て仕立商賣する物はなし、江沼郡能美郡惡茶多作りて賣買有、茶の葉つみ樣の事、未新茶葉皆開かざる時、三月の節に入四月迄新茶の分殘らず摘取て、扱釜に半分過水を入、成程湯をたぎらかし、籠に入葉を打込、能かげんにゆで、簀の上に干、翌日しゝら干の時分能もみ、夫より門に莚を敷其上に干、もみたらざる時は又能もむ也、茶園能美郡山方には少々有、冬は枝雪に損ぜざるやうになはにからげ置なり、茶は春秋兩度つむ也、春は少、秋は大に葉をこき取茶にする、又茶の木やする時は、廻りを掘馬屋糞又はうす泥こえなど少々するなり

楮

一　楮はかごとも云、其種子二三色有、其中葉の先に切込み深く有を楮と云、切目なきを構と云、今專ら作るは黒ひやうとて皮うすく紫色にして、葉に切目有て皮のはだへ厚く和かにして白し、又をぶらとて葉のきれめ大きに深く、木の色青黒く枝長くのび、葉の色青き有、是も皮厚く白し、此二色は上紙に宜し、楮は取分南方の暖成肥地によし、楮植る地は赤土の性能肥て、地深く和らか成南向の風の吹すかす、少片下りにて水のたまらざる所を上地とす、又黒土にても少ねばり氣有て、地深く肥たるはよし、楮は能作れば利潤多き物也、地を撰で植る、同く苗を仕立る事、二三月の間若き楮の蘖たるをかき取て餘に植うつし、上方にはさし木にするといへども、御領國には大方かき木にして植る、一年に一度宛はる木の廻りを掘、馬屋糞うす泥こゑして土を懸置、楮苅は九十月中刈取、五尺繩計にて結で家腰へ取置、其年又は春迄段々商人幷紙漉百姓買取ものなり

漆

一　漆は和州吉野にては秋實を取て俵に入、常に水け所に置折々白水を懸、春に成て青み出て目立時苗地の畠を拵、畝作りて菜園の如くにして、種子をばら蒔にむらなくして、上にこゑ土を少置、早せば水をそゝぎ草をとらず、一年は其儘置、二年の後春三月土ながら掘植ると云、二年目苗四五寸の時肥たる地を耕し、吉野は畠に厚く植る、御領國片山里幷に山方屋敷のうち、或は畠の中、又は畠の廻り

などに五間十間に一本宛植る、漆も廻りを掘馬屋糞などしてよし、厚く植れば木陰にて品物宜しからざる故、成程所々に植る物也、漆に男木女木あり、男木は葉先とがりてするどにみゆる、花は付ども實ならず、女木は葉の先丸く實なる、漆多く取物也、其上漆にもち漆、水漆とて有、もち漆はつや能目も引上也、水漆は目も輕くつやもおとり次也、惣じて漆は屋敷廻りに有木は、肥木故漆能たる也、漆かく事は夏土用に入かくを一番かきと云、夫より段々十一月迄かく、一年に一本の木を一度かく時は漆上也、大概兩度かく也、漆かき樣は漆かきとて、すりうすの目立の如くの刄を以て、横に木の根本より手の及べき所迄あてゝ通り、五本七本にても疵を付通る、內よりうるしにじみたるを、初手の木よりかねのへらを以て漆筒の中油にてぬぐひ、其內へへらにてかき入る、筒一ぱい成時桶へうつす也、漆のふたには、中折紙に澁を引て其紙をする、尤漆の木おなじうちにも上漆出ると、又下漆出ると、同木の分にて見合がたき物なり、漆の實八九月商人買取て、蠟にしぼり賣買する物也

桑

一　桑は四木の內にても取分貴物也、五穀に次で品有所は必桑苗を求め植置べきもの也、屋敷廻りにても二三本有木も葉能茂れば、代錢多取物也、桑に二色有、一色は木立のびやかにふとり、葉丸く廣く厚し、葉の切目淺く、是は實多ならず、是を魯桑と云て、桑の上と記置り、今一色はしん木枝迄細く、木かたくみへて、葉の切目深く、菊の葉の如く椹(クサンミ)多成て、木のかたちふくやかならず、是を荊桑

と云、魯桑は蠶にかひて絲綿多く、荊桑は葉薄くかたき故其利劣なり、然ども絲は強し、魯桑は和かなれ共久しく榮ず、荊桑は幹木より枝葉迄かたき故、久しく榮て強し、唐國にては荊桑を臺にして魯桑を接と云り、桑苗仕立る事、椹黒く熟したる時分とりて其儘もみつぶし、水にてゆりかわかし置、苗畠を細かに刻、眞糞を多く打置四五日も置て横に筋をかき、種子を蠶の糞を灰にもみ合、薄くむらなく蒔、土をうすくおほひ、潤なき時は少上をふみ付置べし、旱せば白水をそゝぎ草をぬき取、厚き所は間引取、其後もうすき糞小雨の降時かけそだて置、冬雪前に馬糞又はぬかを以ておほひ置てよし、春立のび二三月餘畠へ植うつしてよし、植様其所の格の如く植べし、桑は何にても草土小石など、根本へ寄置ば、糞に成葉能茂る、然れども近年鶴來山奥に桑にこえをよくして利潤有事を知て、干鰯二ッに切、小木には一切、大木には干鰯一ッ宛、春木根本に埋み置ば、桑の葉五割程多有と云、桑の葉こき取時、木を損じざる様にする事第一也、桑冬初枝をしぼり繩にてあらゝ卷置て、雪に損ぜざる心得よし、桑は大木は吉と云、小木は桑の葉和か成といへ共蠶ふとらず、去共ちいさき時是を飼によし、又大木の葉を中頃より飼ば蠶殊の外生長しふとく成、又大川端の嵐有所の桑を飼ば絲の性よしと云

なき畑

一 金澤より道程四五里、或六七里、又は八九里迄の遠山村々にてなき畑するもの也、惣じてなき畑

は近山は茅葉山、又遠山は杪山、或なる木など有、嶮岨の山を木柴茅ほへを伐、畑五百歩、或千歩、又千五六百歩も、一面に四五月中伐置能枯て、六七月中天氣能風無時分、山の頂の方より火を付て杪柴などを燒、其節風あれば風下の青山も燒ゆへ、氣遣して山燒を防ぐ、翌日火消て燒殘の大木を拾ひ取て、其跡鍬にて打立、其上に種子を平蒔にする、なき畑は一年に一作する、惣て糞はやけ灰迄にて餘糞はいらず、是によりて茅山よりは木を燒は畑よく出來する、初年は蕎麥を蒔、是は秋なき也、百歩に種子上地は貳升、下地は三升まく、其上を箒にてはく、其儘置ば諸鳥種子ひろひ、又は雨にて損ず、毎年六月七月雨度程草修理す、二年目粟蒔、種子百歩に上地は三合、中地は四合、下地は五合、三年目大豆まく、百歩に種子一升、下地は一升五合、四年目は小豆蒔、種子百歩に上地は一升、下地は一升五合まく、何も畑打草修理等は同事也、去共蕎麥は少の内にて草取す、如レ斯續て四ヶ年畑にする、其内土め能所は又立歸りて粟をまく、土目惡ければ四年にて捨る、則年を經れば本の如く茅柴杪山となる、なぎ畑は撿地の時分指除て竿いらず、地目宜しく日當り能、桑など付て畑面よろしくみゆれば、なき畑わきとて竿下に入る、畑折は何方にても七ッ程に折物なり

耕稼春秋卷三之下終

耕稼春秋卷四目錄

耕稼春秋卷四

耕稼勘辨

農業時節

一　農業時節を考事、古より天文其外堯典等に委しといへり、然共此國の種藝の事は、四季又は節分土用を考覺て毎年其事をする例也、暖國には第一節を考て、年内よりも耕し作るといへども、加州には不レ用、越中礪波郡川上江田村石田村はや早稻中稻作る所、年内より沼田或は三ケ一程荒おこしゝて、其田へ水を當置事有、今其近邊も先年よりは、はや中稻少分植ると云、其外加越能に年内より田を打所大方なし、御領國は上方と違、農人田畠大分作は縱年内より田畠打事宜しきとても、今年の秋仕舞につかへて其事はならぬもの也

一　農業全書に載る所初春耕作の初は、庭床の木の目立を見て田畠を打初と云、此國は不レ用、第一大方立春前年十二月二十日頃なれば翌年正月四五日又六七日頃より田を打初る、然ば畠の植物等はひがんを目當として其事を發し初む、毎年彼岸はやき時は二月初又は十二三日、遲き時は二月末より三月に

もかゝる、此ときを考へて其事をなす、大方三州彼岸の中日に種もみを池へ付る、其事耕稼春秋初巻に記置

一　惣て田畠の植物は天氣能時分蒔植、又は四ツより八ツ過迄の内に植事陽氣をふくんで吉と云、又雨降曇る荒の時蒔植する時は不能、誠に陰陽の満缺一日一時の違にて、目にはさやかにみえね共、皆以て盛衰在事なれば、種蒔ものは片時もはやく油断せず、然ども三州作多きゆへ刻限等は不ㇾ考、又苅納る物は少し遅く、能實なるを待得て苅取べし、然共百姓隙ならして、時分より遅く苅取、大風大雨抔に逢すれば、是又大分の損成事あり、可ㇾ考物也

一　凡農事に其業其勤方三段在といへども、段々の損益輕重在、是本の違なり、本とは何哉、百姓の世帯を云、上百姓は農業能念を入五穀秋多とる、下百姓は其事念を入ず、麁末成故は何哉、四時我家内食乏しき故に、男女口すぎのため山方里方稼賣物にかゝり、金澤近邊は日用取、又は宮腰其外宿上下の駄賃馬を遣ふ、是に依て彌物取おとる也、三州の内にても、越中にて高五六拾石、或は七八拾石より百石持百姓は翌年七八月迄家内飯米雜穀、其外馬のはみ物等其人馬に應じたくわへ置、尤年内より糞用意等丈夫にして、夫銀其外百姓打銀時々手遣へ無、物代かへずして即刻出すを上百姓と云、又百石程持百姓は口傳在、下百姓は作より高程人馬をかゝへず、農具弱く、年内より年貢不足がちにしてたべ物乏く、それゆへ少の物にても年貢其外不足の所は賣拂、其才覺に隙をつひやし、或は人より借出し、

或は農人達者ものを持たず、不達者もの或は十四五歳の者を長男に用る類をいふ、是何も漸々にかじけ、又は前年不作にして、見立にも成べき所十村詮議はづるゝ弱村弱百姓必有レ之者也、然らば少高持或は弱百姓支配人目利違、弱民彌多く年々に成行事、其裁許人不調法か如何

一　農人の業に前後輕重緩急在、緩はゆるく、急ははやきを云、其仕事前後有事を云、輕は其事かろきをいふ、重は其事おもきを云、譬ば蒔物は一日の違にて、ふりはれの天氣よければ、或は能生、或は能不レ生、ケ様の類品々わけて記しがたし、又前後緩急輕重此内其品により猶以て心得違有、百姓前日又は一夜の内にも考有、農業は一國一郡一村東南西北田畠によりて吉、日限時節其手入、奥山中山日川里方何もたがふ事品々有、何事も其所に毎年勤來る大方をたがはざる樣にする事よし、然共萬事の手立、自他村の其業細やかに能考勤るものに、常に目を付て仕習ふ事よし

一　農民は常に晴天を願ひ、時に至りて滋雨を願ふ物也、其上分限を能はかり、我が農人より田畠を少内はに作る事をよしとす、又畠を年々にかへ地を休めて作るをよしとす、然れども地のよけいなき者は麥菜種を初、植物をかへて作るべし、又耕作其勘用は下人老若のたがひおより有もの也、作毛大きに取おとりいよ／＼下百姓となる、其上農具新に拵、就レ中鍬鎌を初、鐵道具新調る者は農業はかどり、其德計難し、是に依て御當國改作の初、喰物を圖り作喰とし、人馬其外農業に入用銀御圖り有て行ひ玉ふ事あり、作喰の御貸高御郡により、高百石に大方四石五斗より七石迄も是有事

一　萬物皆得失有、田畠の出來物も出來の多少によりて損益有といへども、今は後損を考ず、唯當分多く取を諸國の農人常に思ふと見へたり、當世國々所々古より人多く養なり、是に依て無理に多田畠より五穀を取上る事、是末世自然の定法也と見へたり、然共只其中を取事専用也、中は天下の大本、用は天下の定理と云

地利

一　世界に陰陽有、一身に陰陽有、土地に陰陽有、先土地の形に付て云、則陰陽は土しめりたる所、或は浮泥の類、山陰森藪陰抔の日當らざる不出來の地を陰と云、又乾たる地の土ばらつく類は陽也、名の利に付て云、則土地に板目有、柾目有、上地を柾目と云、下地を板目と云、是定て柾目は土和也、板目は又堅く或は小石在、然れ共萬物出來においては必板目に能出來の物有、又柾目に出來の物有、武州に於て御府中のねりま村邊は、皆土柾目の故大根抔必大根に長く入物也、又竹様のものは必小石交の板目かたく、新地の所を好物也、是皆人の知所也、此利に依て日本五畿七道、大方平陸に必此地目可ㇾ有ㇾ之、一国一郡一郷一村、或は所に依て一反の田畠にても、土堅く土和か成所在、皆此利也、一身と世界と違事なし、心を付て見る則分明也、去ば一切は木火土金水、又は青黄赤白黒、又五味を不ㇾ放者は土地の上成物は必鹽の性有と云、是地の油也、然共全鹽焇鐵炮の口薬等に用る鹽焇は、是兼て拵用る也、御領國においても越中五ヶ山に在、是又人力を盡て出す物也、土民家の中の板敷を常に取

置にして一年に一度宛板下の土を取出し、水にてたれ鹽焇と成物也、土又やするときは、馬屋ごゑを入て土をこやして置ば、鹽焇は能出來すると云、鹽焇の性を知らんとおもふ時は、必土地には鹽き有、又五畿内の中に作る所のたばこ、服部たばこ、新田たばこ、此所は僅其間近し、所によりて道一を隔つといふ共、河内新田は上地にして、服部の地は惡し、たばこも和也、是に依て河内新田のたばこを呑時、たばこ火を付るに必はちくとなる事有、必服部のたばこは火付る時なる事、是必土地の出來の印也、萬物草木まで其土地の性を受て出生する事章也、人はまた是に違ふものか又逢事も有ものか、人々氣質の受事等ことなしと云り、鳥類も人と同じ、草木又分別なく、非性なる故に本に違ふ事なし

一　西高く東ひくき地は早稻に吉、東高く西下き地は中稻滿作也、又北高く南ひきゝ地は常に上地也、又南高く北ひきゝ地は常に下作也と云り、此趣農業全書等に是を記す、左もあるべく也、是地形の大方を云、地の形容を云、則水損なく用水ありて、南に山陰樹林なく、南方章に開き、西北に田地圍の心地有ば宜き地とすべし、田のあぜにくろ木有所は一失一得也、木は風を除れ共、稻陰になりて作惡し木なき所は又日中る時宜し、又木多所は薪によろしと云

一　上地を知事古より品々有レ之といへども、秋出來の時に合せて考見るに合所有、又不レ合所有、然れども我是を勤め中三十年來考見る品々今諺に記す、上農村司追て諺を考可レ知

一　惣て何色の土にても、沼田の土淤泥干て土重きは上地、土輕きは下田と知るべし、其内に小石ま

じりも同前也

一　眞土に小石交の所に上田在、然ども其中上中下有、土にねばり在て日にまけぬ土は上地也、此土は草木色よくして、五穀能生じて味吉也、又小石交でもねばりなくして、日にまける土は中也、萬木菁植物等迄中也、又小石と眞土と思ひあはぬやせ土、色はつきて早く日に負る故に生る物同下也、眞土に小石交りの地はこやし能きく物也、我關東を見るに、相州邊は專此土目也、畠方は土少輕しとみへて風をいとひ、畠のまはりことに小木を付て闌とする程也、道ばた畠の闌に木を植る事は馬の氣遣也とみへたり

一　白眞土は上田也、此内に品々有、ねばり能日に逢て強て土色能は上地なり、竹木も快生ず、木々の枝少し五穀生じて解多く味よし、又土ねばりなく日にまけはつきたるは下地也

一　黑眞土に色々有、じやから色を上地とす、一切の草木生じて快、五穀色白くして味吉、竹木の方よし、大竹の節の間長く又ふし少し

一　苅田の跡を見るに、風に逢て籾こぼれ多きは上作なり、こぼれ少きは中也、且てこぼれなきは下作也、又苅かぶの平にしてきれいなるは上作なり、かぶ高下在て敵たち朽わらの多きは、下作の類に專在、但常に水つく所は是に違ふ也

一　籾は筋在て其溝淺きは上作なり、みぞ深きは下作なり

一　自他國にて見立の時、若百姓藁を氣遣て隱す事有ば、出來克上作所と知事是大法也、下作幷水損にて、甚作毛損る所は、わらの短さを百姓心得て、必家の內其外日通へ出し置事有、見立に出る者初心の時はとかく其郡其村の土地に心を付、其上國の人國のくせ國習有、此利は一鄕の中にても、又は一村の中にても有事を知て、義の堅心得士民の言葉を採て怒り改る事惡し、百姓は物事改て怒れば有樣を不ㇾ言物也、十村の子供心目を以て眞直に我合點して、横邪の事は仕習ぬ氣て教よし、見立など邪氣を以て百姓に僞らぬ事を第一にして、めたと物を推量を以て其事をすれば仕違有、其上百姓めいわくするは年貢不足する也

一　土地の色いろ〳〵有といへ共、靑黃を以て第一上地と可ㇾ言、最土に五味有といへ共、詳に知る事なし、唯民の常に稻を初色々に出來を見て知り、我が作りて秋取目を覺て知る上地は彌上地也

一　大川端又は大谷口常に朝嵐抔有所は稻かたく、終に實入能し、新川郡に砂地にて大方下田の格といへども、稻かたく實入能、見分より米多く有ㇾ之物也、何方にても嵐有所の稻は無事にて米能出來す、嵐有所はぬか薄き故必ぬか少し

一　惣じて稻長く常に出來する所、地目深き所は上地の格也、稻短く出來して、砂田石田畠地淺く、植物旱にまけ、又は土輕く皆黑土は下地の格也、然共畠物は右品之下地にても、作物によりて土目より出來する物有、心を付て可ㇾ考者か

一　惣じて秋田の表を見るに、雨天又は朝露の時必稲能上田とみへ、晝照すく時は田悪しく見へ、又風吹く時は稲悪く見へ、其上同地にても稲にぬぎなき稲は、田の表薄くみえて悪く見る事も有、又ぬき在稲の少長きは、同出來にても田能見る物也、惣じて立毛を見るには空ふりはれ、又曇朝晝夕日に逢、又は日入の時分、又は我大きにくたびれ足引兼る時は見違有、其旨を兼て考見る事村の子ともの習也、惣じて嵐有て能出來の所は、葉の長さより大法穂長し、是わらにても作を考定法也

一　稲の穂は加州山里例年大概穂に上作は百六七十粒、中出來は百四五十、下出來は四十四五より五六十八九十粒有

一　羽州奥州兩國は第一土地廣く、大高持百姓有て宜敷事、先年より御國へ來る禪僧、或は近年廻國の者多有レ之故、我度々尋問に、百姓の喰物をたくはへ持事、其庄屋或は郡代別而念を入らるゝと云、此兩國は四民義を重んじ、かりにも僞事稀にして、義に中刻農民も必自滅する事有と云、是薩州につぐ、依レ之來年一年の喰物を人々の家内入口に五穀殘らず積置といへり、萬一少にても人目を忍び奥に積ものは、同友以之外耻しめて笑ふといへり、百姓と云へば、尤四時雜穀又は雜食計を給物と思ふ、農馬の食も草わら計をはむで美なると思へり、皆非也、百姓人馬は喰物次第に業よく成、力料有つて勤つよし、假當國の農人にても朝夕は雜穀雜食給るといへども、定て農事に出る時は四時晝は必米を喰する物也、又雜食も中へ米少分入る、さなき時は人力衰、勤も又衰る物也、百姓の馬とても、下百

姓の馬一日一疋馬つかはず時は、大豆五合六合、又は馬つかふ時は壹升五合程、上百姓常は一升、つかふ時は貳升より貳升五合迄、中にも農事の時は是に四五割多、且又夜飼までする物也、品所は各別皆田所は殘らず金澤にて大豆買調る、然ば年中馬一疋の大豆、上中下平均四石五斗より六七石まで入、人の喰物も皆圖り有物也

一　農業常に國郡庄鄕、或は村に依て粗濃の兩用有、日本五畿內は濃也、北國は又粗き仕立也、又國によると云事は、加州は濃也、越中は粗し、越後は又越中より猶以て粗と見へたり、三州の地より、越後は遲く蒔植て秋刈事は早し、信州は遲く植て刈時は三州と大方等也、又越前は近國と違ひ、所により遲植て刈は三州同事、所によりて早く植て又早仕廻所有とみへたり、口傳有、農具等猶以國々村村品々替有、三州は能越兩國に牛馬多き故、大法馬をもつて耕す、餘國は何も耕作は牛にて勤る、其勤馬よりおとる、牛は飼事心安し、大豆もいらず、手入湯洗猶以心安し

一　農業全書に耕作手入仕樣糞品々、濃なる事加越能三州になき委細の勤なり、誠に御國において未ㇾ聽所也、此一利も有又常に習の例也、我中國九州等未ㇾ視ㇾ之、然ども自他國作の業を以謀を考見、則萬物異といへども、理元一體なる間其理分明也、士農工商皆國郡の習有、民の業は猶以粗濃有、依て四民の業も一日にて出來し、又十日に出來の事有ば、物少乏なるを細約を專にして渡世するもの有、又數多唯太きを以て渡世する者有、誠に農業も此利有

一　土の性年々衰候哉、三州にても五十年以前の物語を承り候に、只今は其已前の五六歩出來也、誠最哉、新田を見るに、開き初の時分出來過候得者實いらざる所も、十ヶ年程過ればこゑいらずして出來せず、糞の事年々まし、昔と違こゑ大分入、百姓は唯米とる工夫の外他事なき故、近年石川郡は麥菜種たばこ蕎麥種々の物を作る、皆土の性抜て米不出來の本也

一　人一世に若壯老の三段有、一年に春夏秋冬在、萬物出來の時又此理有、萬の種を以て生る物は、秋實を取に三段の違有、末實若き時是を採ば、時分無利なれば實も又薄く損有、中を取ば吉也、老を取ば升目多といへども味惡し、盛りなる時は味能性又剛し、此理大概一切に有、可レ考もの也、地に一年一品一作する、則物多く出來して性克味吉し、五畿內京都邊において一年の內、一所に十色も十二三色も其所のはざこへ品々うへ、かけし糞をたど多く手入を重くして、一ヶ年に同所に五六度も取る、別て京都は雪ふらざる故に、三百六十日畠に植物たへず、如レ此の作地の出來の物は土地といへども、其味共に甚だ惡し、每歲々同所に一年に二三作も作り取ば、年々に土地やせて、年々こゑの遍多いたさざれば出來がたし、是と同して常に土を責仕へば、人と同して共に氣體勞れて精薄し、考るに上代は物不レ委土地も大、久しく休め有故に、土こゑて作出來の時、必定て味よく實出來多しとかや、是天性の理也、末世に至ては萬物唯多取事を專にして、こゑ多して唯しげく土地をつかふ故に、年々地弱く出來惡く升目減ず、御領國僅改作に成五十年にもおよぶといへども、承應明曆の頃百姓人々作る田の出

來米只今とは大分減ず、是佞人の口を閉して升目等態不ㇾ記、是に百姓は命と共に不足有時も、一身妻子の爲に每年皆濟恙なく出す物也、是以て物不足する年も、皆濟狀は精を出し取て上るもの也

一　冬雪降て指當りて宜敷事なし、皆害のみ也、然共物一度害する時は損益す習なり、されども北國において雪かつてふらざる時は、翌年耕作よからずといへども、其上翌年田畠に蟲多つく事必定也、暖國においても冬寒からざれば作もよからざると常に民の諺に云り、最此理詩經等に詳也、又降年はふり、ふらざる年はふらずと云事も、秋初より雨しげき年は、其冬雪はふると云事也、何方にても國に太山有所口傳有

用水

一　田は第一用水を本とす、是に依て向倍能き川より用水を建て、一二里或は三里其水を通し、道々にて小用水を立村々へとりて當る用水は上也、大河を大きにせき立取入處は、出水又は洪水の時度々せき切て、普請に人力を費す、又用水なき所は、野山にても堤をつき水をため、植代より此水を水門にて少宛ぬき取田へ當る、然共川の用水と違、堤水にて植る所は第一不足するものなれば、植付前田へ雨をため、うるほひの時田をこなす事吉、常の當水と違、植田の時は水三倍も入增物なる間、此江下水門より常に水多取事堅禁法仕もの也、依て用水水門より當る水の分木有、次には所々池を掘ため水をして其水をかへて當る所、成程百姓人力費也、江州五畿內邊にてはヶ樣に堀を拵へ、ため水を龍

こし又ははね釣瓶にて水をかへ用ると云り、然共此國には不ㇾ用、爰に用る所のはねつるべは、たご桶の小きを手を切、口に横木を入、底に横木を入、双方より横木を能からげ、口と底の方に二ッくりの繩一方に八尺或は一丈、畔高き所は二間の繩など付て、水をかへ入をはね釣瓶といふ

一 堤池一圓無ㇾ之處、また用水の手無ㇾ之所は空待田とて天水までにて植代并夏水をいる、さようの所に二色あり、一ッは第一沼田吉、かた田の水かわく地形は卯月初雨をかふ、植代の時ぶん會てふらざれば、植付何より日數延て、殊の外出來悪し、惣じて水は稲の本也

一 地方用水品々大方右に記す、予諸國の用水を見るに、其損益甚は、先其郡地形山ぎはより海端迄一里二里又は三里とも有ㇾ之地形、山ぎはより海端迄段々地形に向倍有ㇾ之所は用水の當りよし、或は一里二里の處其田地眞平成所迄は、用水有ㇾ之といへども水足遅く、夫故田へ當る用水入事遅し、初に云地形段々ひきく水足早く、或は百石の田地へ一時に當るに、平成田地は二時三時にて當る、其上ヶ様の所大川有て湊へ水落るに、水足遅き所必川ののぼりなき所なれば、洪水の時上より水押込、或は水戸口より水込上り、其田地十日廿日水付有故に、耕作損じ免引と成、越前にて舟橋川より北十八萬石を川北郡と云、此郡右に云損地也、嘀鹿邊より金澤、或は三國の邊迄平成地形故、舟橋川西に是あつて、三國の湊水足遅く水引兼る故、必洪水の年大きに水損有、此郡或は半納、或は三ヶ二、或は皆き田地、皆不納の年度々有と云

一　石川郡においても才川手取川地形能用水水足早き故水込なく、是宮腰本吉兩水戸口水足早くつかへざる故也

一　宮腰道筋より粟ヶ崎迄其地形平成故用水水足遲し、其故大野川潟より湊口迄川の中向倍なき故、潟端并大野川筋水込度々水損也、總じて湊口水足遲く水弱き川は、必西風北風にて湊口度々砂にて打埋、其上水込水損多有レ之物也、御國において安宅湊口大野の水戸口水あし遲く、依レ之洪水の時必田地損ず、又才川手取川は其間といへども、此兩川水戸より二三里上より勾倍よく、水足早く引ゆへ込水なく水損なし、然れども又右兩川に失有、水早きに依て水強く當る所、川除所々度々切入川となる田地多損る事あり、是其下の村々難儀におよぶ、然共此水難は御奉行水下の村々少破の時はやく修理を加へ、其上公儀より御普請を入られ候得ば、人力にて其まぬかる物なり、もつとも水戸より込水は人力の及ばぬ所也、依レ之天の時も不レ如二地利一、地利も人の不レ如レ和といふ事最なるもの也

一　田に水を洒ぎ引事は、川より段々其田の廣き狹に隨ひて、其井溝の大小、或は四尺二尺夫々に應じて旱にたへず水を引入、洪水の時は又脇へ落し、若川なき處は塘を築間をふせ、或は筧にてとり、又高き所に汲上るは、桔槹の類にて水をとるべし、此外色々の巧み手立を盡し、晝夜となく苗のかれざるやうにすべし、稻は大陰の精水なくては半日にも痛むものなれば、旱魃のあらん事を常におもんぱかりて、霖雨の中も忘るべからず、池塘の通塞しがらみ堰の破損など旁々心を付用て、水を米穀の如

く思ひ、不意の旱にも水の絶ざるばかりを守る、平地の田地は井を掘其外用水の工みをつくして旱の難を遁るべし、天水ばかりを守りて他の手立もならざる所は旱損多き物也

一 又畠のわき又野に小池を掘井をかまへて、旱のそなへとすべし、其外茄なども極熱の中は、畔の溝に折々水をそゝぎ引て潤すべし、たとひ枯痛まずといへども、元陽とて久しくうるほひ絶れば、必陰氣ぬけ實入りてよからず、時々しばらく水をそゝぎ引て陰氣をやしなふべし、其上こやしを多くしおきても、見合せ時々水を入ざれば、こゑのきくべき時分に其力およびかぬるもの也

一 又堅田に水をそゝぎ、水田に日を當る事是農事の肝要也、地形高く、又は常に水をすふ所は、農人晝夜水の事を心がくべし、田の水は人の氣血の如し、一方不足すれば必痛を生ず、土地も其如く燥濕の程らいよからず、若日に痛必水に痛む、農事に限らず萬づ事能程らいを計は天道也、陰陽の消長互に其根と成て、かたおちなき理りなれば、一偏にかたよりたるは天の心にあらず、いか程養培を盡し、乾濕の程らい悪しければ其功空しき事なれば、農夫たる者先水利の懸引の備を苗の時より能はかり、其後種蒔の品々をえらびて作るべし、穀物の多少則此に有と知るべし、然共水は陰也、陽氣の過たるを潤す助と成べし、少にても水を過すべからず、災となるもの也、又木綿あい其外高利を求る品物、雨潤ひなき時分毎日水を掛る事、以て渡世にする作人の能くしれる所なり、委く記に不及、其どもあい木綿三州には天氣陽國より悪して、わたあい利なし、所々少宛植ても利なく下也

種子

一　五穀に限らず萬づの種をえらぶ事肝要也、是生物の根源にして、則生理其中に有事なれば、愼で大切にすべき事也、作物の過もせず能程に出來て、蟲氣の痛もなく色能潤はしきを、常のかりしほより猶能熟して刈取、雌穗を見分てえり取べし、雌穗といふは、其穀しげく莖も葉もしなやかに、節高からず見ゆる物也、作多き家には刈取て後庭にてえり、分量より餘計を貯へ置べし、又粟黍などの類は其畠にて能秀で色よきをえらびぬき、穗にして家の内につり置べし、物種を納め置所は土藏をよしとす、去共濕氣にふれざる心得すべし、土の氣を受る所にては生意早くきざす物なれば、窖藏有て入置たるは殊に宜き也、又物種をえらぶ事丸くよく實のり、一色にして大小なく揃へたるを納て、折々出し日風に當て置、蒔べき前に取出し、能吟味して少も損たるをば必植べからず、少にても痛たる種は一旦生じ榮るやうなれども、終にはかじけて痛もの也、尤雜りたる種を植べからず、春て多く減てもしらげには成難し、糶(ウルコ子)にはまじり有て見つき惡く、飯に炊ぎてはむらにえして味まで能らず、物ごと種の選びあしければ色々の損多し、懇に撰べし

一　諸の種其數品々ありといへども、大方其事二品あり、土を付種を取ものあり、實を貯へ置て春植るものあり、又此二ッの種生る事二品あり、土の種は目立をさきとし、種を蒔物は目より先に生る物也、是等に心を付てみれば知るゝ也、たとへば大豆などのつぶにて植る物は、先づめを先に出して、小根

段々三ッ三角に生じ出て土に付、根少々塊る時日を出す、然其葉うつぶして生る物も漸々一寸上へ出て天の方へは出る物也

一 種の類土に付て各生る、又水に浮みて生る物有、水草の類畔なくして生る事なきか、依之古歌にも「蒔なくに何を種とて浮艸の浪のうねうね生茂るらん」と云り、然れども浮草の類川水の清水に生るは稀なり、流れおそくしかもにごり水には浮草猶以て生茂り、古語云水清ければ底に住魚なきの類か

糞

一 凡田畑は糞するに時節雨度有、春するをうぶ糞と云、夏幾度もするを三州にて洩こゑと云、田畠に篤薄有、土に肥磽あり、薄くやせる地に糞を用は農事の急務也、薄田を變じて良田となし、瘠地を肥地となす事は是糞の力やしなひにあらざればあたはず、古は人すくなく、田地あまり有所は年々に地をかへ、或は一兩年も地を息め置て作し事有と云り、糞養おろそかにも能實りて、公私のやしなひ乏しからず、近世は人多且飲食の費限りなき故、歳にかへてこく多事は云不及、種蒔事年中段々作の内打續、間もなくしげければ地の力衰へ弱て發生の氣乏故、糞養をよく用ひ地力を助て、常に盛んにせずば、いかんぞ秋の收め思ふやうならんや、是によりて糞壤を集め貯る計を專にすべし

一 糞品々有といへども、石川郡河北郡能美郡にては眞糞油かす灰こゑ、鰯こゑ、但此魚こゑは生にて、鰯は小便に交又は水を入てもする、鰯ごまめ漬にて多取時はよく干俵に入商賣す、地漬は少分也、

越後出羽奥州邊より多、當國宮腰本吉越前三國敦賀等へ積廻し、江州より畿内邊こえに成事多し

一 草糞とは山里共に草茂りたる時分、五月より八九月迄段々苅取、青田の時は山より直にも植田へちらし、或は曳こえ時分盆過には馬屋へ入、牛馬によくふませ、麥田其外田畠に入る

一 灰こえは金澤にて買調る、田植代こえ幷青田引糞、畠物植る時又は生長の時する

一 土こえとは二種有、一色は用水通り、又は古川など土くさりこえたる所、水をせき水をかへ田畠へ上げ置、天氣能時分土かわく時、人馬にて植代前に田へくばる、又一色は馬屋へ入、田畠の新土を入、五六十日、又は百日、亦は百五十日程置て、此土に馬の小便能しみて土こえる時分、百姓かどへ出し積置、ぶり持籠等にて田畠へ持入る

一 ふみ土とは去年より百姓ども人々の門に、田畠の土少々其外何にても、あくた、ぬか、はしか、古がや、庭のはきだめ等敷置、其上を人馬通ひ、自然に人馬にふませ、よく見ざる時二月彼岸の頃、門に一二ヶ所に集め置て、是又田すかざる以前人馬にて持出し、田表にちらし、其上を馬にて犂、或は馬もたぬ者は鍬にて田を打

一 油糟こえは四尺桶に油かす廿五、幷水二十荷、眞糞五荷程入てくさらかし用る、一反田には二十二三荷程宛入る、近年かす高直にて、銀十匁に十一二貫買也、然ば二十五の代十六匁八九分、眞糞五荷代三匁五分、〆二十日餘右油かすこえ一荷八分にて高直なる゙、夫に付近年は野々市近邊山王村矢

作村近所には、菜種を曳割て油少々取て小便と交ぜこゑにすれば、油かすより直段十四匁ゝ德有と云、尤こゑのきゝやうは猶以てよくきくといへども、村々いまだ仕覺ざる故まれなり、去ども近年は村々の内百姓少々何も菜種こゑいたすと云り、是に依て油かす大分下直に成といふ、菜種こゑ餘の糞と違ひ、遲く長くきく上糞也

一　小便こゑ金澤四方へ一里の在々は、第一此こゑを多する也、毎朝毎日こゑかゆる物を拵へ、侍屋敷幷町々家々にても是をもとむ、此七八年以前までは大形わらにて替る、凡冬より春迄小便一荷にわら小束二束宛、又二月末より三束或は四束、五月六月引こゑの時分は一荷に六束程、六七年以來よりはわらにては町方大方かへず、是に依て百姓秋菜大根或は木瓜かた瓜なすび多く作り、段々こゑを多くする、畠物生長成をすくり取て毎朝かへる、此菜大根大形四月迄有、又正二月は所に出來のかぶらにてかへる、或は畠なき所はかぶらかた瓜等所より買求來て替る、又夏六七月八月迄瓜なすび、初は一荷に五ッ六ッ、後には十五二十、如ㇾ斯高直也、今寶永酉の年頃より町方貧者どもは何れも錢にて替る冬は下直、二月末より七八月迄一荷十四五文より三十文迄買、高直の時は必百姓こゑ多入時也、百姓は第一其分限に隨てこゑ屋を廣く作り、金澤廻り一二里は毎朝毎日こゑ多取故、こゑ桶を多く年々とゝのへ置申害、貧者は樋等數多こしらへる事致し難き故に、水さし又引ざる田畠の内に或は六尺四方又は一丈四方に九角の穴を拵、廻りと底とを土にてよくぬり、小便或はどろこゑを入置て、春天氣能

時分麥菜種或は植田などへ入る、尤跡々は冬の內大雪時分は、代なしにも小便町家より貰候得ども、唯今は代なしには取事なし、是必年々麥菜種こゑ多く入故也

一　付坪と云事有、是は第一金澤三里より五里迄遠方百姓のする事なり、金澤侍屋敷又は町方寺社方の糞取事を云、家內人數七八人又は十人迄有所は秋米にて五斗、四五人有所は二斗五升、しかれば石川郡にて草高五十石持百姓は、米二石程每歲付坪有、此糞は一家不レ殘小便眞こゑと共に取物也

一　侍屋敷馬屋こゑは大形其百姓、又はぬかわら等入百姓取もの也、此代錢は殘らず中間小者の取事也

一　五畿內幷東海道中國邊農業、宮崎安貞全書に糞品々是を章す、其ていねい成事加能越に樣なし、是別て農業を濃に勸辨して勤ると見へたり、其上小高故小作故也、第一畿內其外全國は加越能と違ひ、民一家の農作少分故、或は物委くする國の習となると見へたり、糞品々苗こゑ、草こゑ、灰こゑ、土こゑ、眞糞、同干眞糞、魚こゑ、油かすこゑ、火こゑ、人馬の洗汁、泥こゑ、空大豆糞、水こゑ、鳥けだもの、木綿の實、くじらのせんじかす、同骨、幷作りこゑケ樣の品々見計、色々其地に多し、合て糞とする事、藥劑と同じと紙面に見へたり、其外委細の事筆紙に記難し、三州においても、耕作の品又は手入こゑ等の輕重有事、始終紙面に記難し

一　早稻のこゑは田三百步一反植付る時眞糞二十荷、馬屋こゑ十四五荷する、同引こゑは坪打仕節、

油糟又は泥こゑ、二十荷より三十荷迄田へ打交る、此外馬屋こゑなれば十四五荷より二十荷迄入る

一　中稲田一反植付こゑ眞糞十二三荷より十六七荷まで、馬屋こゑ計入る時は、二十荷より二十五荷迄、同夏引糞は泥こゑ十五六荷より二十荷迄、馬屋こゑ計入る時は、十七八荷より二十荷迄、惣じて田植付幷引こゑは、百姓上中下の分限にしたがひ段々有、其上所により違有、但金澤より四方へ一里餘は小便馬屋こゑ、大又三里餘迄は眞糞、油かす、いわしごゑを用る、又道程四里程は眞糞、灰こゑ、干鰯、生いわし、又山方幷山ぎわは此外に草こゑを用る、右何れも員數其外糞品々大方を記す、夏引こゑは其田々の出來善惡を見て二三度にもする也

易運氣

一　凡易は天地の道理也、暦は天文の術、運氣は天文の用也、故易暦運氣本一也と云り、士是を學ずんば不レ可レ有、能農人は是を思はずんば是あるべからざるもの也

一　夫運氣は上古黄帝岐伯に論じたまひて、書に書たまふ故は天地の五運六氣、則人身に備る事を察て、以民の養生のためにし、又は天地寒暑燥濕風火の時に行ふ事を知りたまひて、民をして春は耕し夏は修理をし、五穀を實のらせ、秋をさむる迄濃に授たまふ、然るに今は民の病のため計に用ると見へたり、上農はヶ様の事まで考たきもの也

けしきの能き印

○朝霧有て後はるゝは、天氣能き記し
○朝霧ならして露あるは天氣能印
○風東南より吹ばてんきよし
○家々の煙やねより直にのぼるは、天氣吉
○夕方西に赤雲あるは天氣能印
○燈のさきとがりて油煙上るは、天氣吉
○日の入に西に横雲あれば、てんきよし
○夕方ににじ立は天氣よき印
○黑きうき雲早く行は、風也
○海の潮暖成は波、又大きに成は風なり
○星ちらめきさゆるは、風の印
○家々の朝けぶり外へ出ずば荒の印
○日の出に日の色赤きは、風の印
○よばひ星あれば、天氣能印

雨の降べき印

天氣能も風なければ、總じてふる事有べし

夕方の日にかさ有は、雨のしるし

朝にじ立は、雨の印

天の星近く見へ、大きに見ゆるは、雨の印

家々の煙のぼらずして下るは、雨のしるし

人の目に日のかたち能見ゆるは、雨の印

春寒夏はむし、秋凉しく冬暖成は、雨

冬大きに寒、のち暖成は、雪のしるし

冬寒鳥のむらがりざわぐは雪のしるし

朝ぎり立は雨也、夕ぎりたつは、天氣よし

太鼓つゞみ音琴さみせんの聲にごるは、雨なり

人の頭いきりかゆく見へねつしかほ赤きは、雨

手足のきずいきりかゆく成は雨、乾痛むは、日よし

夜亥子の方光るは海上謹べし

南遠方より川音海鐘太鼓の音聞るは、雨

○流火いづるは大日でりの印なり

○流星有は、日より能印也　流火は天火也、流星よばひ星也、天の星にあらず、雲の往來する所にあり、陽氣つときたまりなり

凡雨の降出の時によつてやむ頃を知る事

一　子の時は長雨、丑の時は十二時、寅の時は六時、辰の時は長雨、申の時も同事、巳、酉は十二時、午戌は六時、卯未亥時に止

右運氣一卷者園田圓左衞門友晴考ㇾ之、故に予三十ヶ年相勤る中度々考ㇾ之、大方不ㇾ違故茲に記置者也

田疾惡作之類

一　指蟲は苗を田に植十五日二十日程過、苗をさしからす事有、色白くほそく小き蟲也、半夏生前に指蟲は三歩計、苗ふとり夏土用過にもさす蟲は五六步計、五月南風にてあつさむし〳〵とすれば必此蟲生ず、第一沼田土目惡き所は猶々苗をさし枯す、去共夏土用前に風なほり、天氣よくして此蟲指とまる年は打こえ多く入候得者、土用の照にて苗子さきしなほる、土用の內もさしやまずして、穗のかたち有時蟲さす年有、左樣の年は稻數大に不足する物也

一　まきいもちと云物有、是も蟲也、指蟲の如く色白く五步計有蟲也、夏土用の內付蟲也、是は一葉宛こよりの如く包、葉のさきより枯すところ蟲共いふなり、去共包蟲程にはなし

一　包蟲は半夏生の頃より生じ、稻葉を喰成長す、夏土用過時分夜寒なれば、一夜の內にも多くめざ

なしく包蟲むし也、色青く又うす白きも有、一寸計より一寸五分計も有蟲也、され共包まざる年あり

一　にち入は第一天氣相による事也、夏の土用前より打續天氣悪さむくして苗でき兼、土用過より俄に暑き年は急に出來する故、稻和にして露落兼、其まゝ天氣にほしつけられて、やけつきたる露にちとなる、又雨ふりはれの天氣いどりある氣色にて、にち入事あり、又打こゑの時分天氣相悪く地いきえ事有、ケ様の時にち入、第一の病也、是をいもち共云也、赤き有黒き有、多く付たるは穗に出ず、麥菜種作取候跡は遅植遅出來する故、にち入事早し、黒いもちなどは見へ難き物也、手に懸ざる人など知る事にあらず、青稻の時分よりみゆるか見へざる程のにちも、米取おとる事過分也、風損にも増る病なり

一　用水大川にてひや水懸りにち入事有、是も寒き年入也、惣じて稻は陽氣を受あたゝか成に、稻長くものび子もさく、寒年はひや水にて稻すくみ、のびずして打こゑにあひ俄にふとる時、稻やはらかにしてにち入事はやし

一　指蟲包蟲にち入いづれにも時分を見合打こゑ多入て吉、去共昔と違糞大切にして、かじけ百姓は叶ひ難き事なり

一　嵐はげしき所は、稻葉に露たまる事なきに依てにち入事薄し、嵐有所は惣じて稻かたく生る故ふとり兼、やしなひは多く入といへども、實入よくぬか薄く、又少なくして米もよし、山かげ或は里中

の嵐なき筋有、ケ様の所は稻長く出來は、よくみゆるとも實入うすく米少なし、ぬかも各別に多し

一　根蟲、是は秋彼岸の前後に付蟲也、天氣相むし〳〵としてあつければ必付、是は其頃稻の本ふとければ、夜の内に生る蟲也、色白く一寸計有蟲也、多付年は第一の惡蟲也、田の坪かれなどゝいふも此蟲也、皆天氣のむしつきに生る蟲なり、惣じて稻の穗に出がたき成程夜寒なるよし、夜さむければ惡蟲の病なし、されども晝夜寒きは稻すくみさふといふ物になり實いらず、晝あつく夜寒きよし、ケ様の利を以て陰陽の時と云

耕稼春秋卷四終

耕稼春秋卷五目錄

耕稼春秋卷五

耕稼稻勘辨

一　稻は五穀の中にて極て貴物也、太陰の精にて水を含で其德を盛んにすといふて、水によりて生長する故、土地の善惡しをばさのみ云ずして、先水を專にする事也、又稻は氾泉に宜とて、上に流水有か、又は泉地埒など有て、水のかけ引自由に、旱にも絕ず、又洪水などの災もなく、殊に村里の濁水の流を淸る地を第一とする也、稻の種早稻、中稻、晚稻美惡色々其品多しといへ共、我石川郡四拾年來に三度改見るに、凡稻の名は九十色程にして百に滿事なし、惣じて稻の名は所に寄て替る故、品多しと諸人思ふ事尤なり、味よく實多をえらびて作るべし、其上風虫などにもさのみ痛まず、其所の土に相應して利分を增れるを考て可レ用、必しも前々より其所に作り來りて、此外は求にたらずと一偏に思ふべからず、たねのよしあし相應不相應にて、過分の損德有事諸書に委しく記し置り、稻は柳に生ずとて、楊柳の榮ゆる歲が稻のよきもの也、本朝にても農民の世話に梅田枇杷麥共云也、考みるに此說大抵たがはず、早稻は大形四月上旬頃に植る物也、年により中旬などに植る事も有、或は郡或は村に寄て、二三日より七八日も遲早在、加州にて能美郡國府村、古濱村近邊は第一はやし、是小松の梯

一里程川上なり、此の外段々追々に植る、早稲は植て七十五日程にてはしり穂に出る、夫より十四五日にて穂出揃物也、又夫より廿二三日にて天氣次第早稲刈とる、苗を植て以上百十日程にて米に成物也

一中稲は四月植て九十日程にてはしり穂出て、夫より廿一二日程にて出揃物也、又夫より廿七八日にて刈取物也、是苗を蒔て百三十八九日にて米と成物なり

一晩稲四月中旬植て百日程にてはしり穂出て、十七八日にて穂出揃、廿七八日大に遅物は三十日にて能實入也、天氣を少々見合稲刈物也、惣じて籾の種は春彼岸中日に池へ漬、池に廿日程置、是苗代の所に委く有、種池へ漬ては日數貳百十日程にて晩稲刈物なり

一田植る時分の事、種蒔て三十三日を苗役と云、然共近年は苗役をまたず廿七八日にて各々植る也、村々わせ植初る事、并表田共に二三日亦は六七日の遅速は有べし、何も田品共少早をよしとす、惣じて稲に限らず、草の類は節の氣に先立て生る物成故、時におくるゝに損あり、時におくるゝ稲は、後の手入を盡しても十分の實なし、殊におそき稲は秋颶の災有、時分能植たる稲は莖すくやかにしてかぶ大く發しげく、穂籾の皮うすく秕なし、舂く米多く減らず、時におくるゝ稲は莖よわく、糠厚く萬災多し、必天の時を失ふべからず、偖芸る事は苗を植付て、十日計過ればよくありつく物也、其時は草はいまだ目にはみへねども、早草の根は土中にはびこる也、上の農人は見へざるに芸り、中は見へて

後芸り、見へても又とらざるは下の農人と云なり、去ば一番艸をば植付る後、十五六日廿日計にてとり、夫より又やがてとるを報鋤といふて、相つゞき油斷せずとる事也、取殘したる草同く根有て、手風に觸て却てはびこる、苗を妨事甚し、頓て間もなく取盡せば、重て生る草は苗におされて榮へ兼る、其隙に苗思ひの儘にふとる物也、夫より段々四番迄も芸るべし、後に草なきとてやむ事なかれ、稻に浮根浮葉とて無用の根葉がわきにはびこる物也、是を其儘おけば精が脇にぬけて實あしき故、是をもかぐり去べし、右に論る如く、惣じて物の實は立根の精より生る事なれば、實を取物は何も立根の先にこやしよく行わたる養を專とし、立根のにが土に當らざる樣にすべし、上の日によく當りたる細土もともに底に入て、立根是にあひて思ひの儘にはびこり、其精を以て上につよく發生する心得、是實を求る第一の工夫也、脇根はいか程榮へはびこりても、其精氣皆枝葉の榮と成迄にて、さして實りの益にはならぬと心得べし、古は水田の中をも鍬にて打かぐりかきあざりて芸る事も有といへ共、近代は手にて委しくかきあざる、第一田ひえを懇にぬき去にしくはなし、又云稻にむら枯虫氣する事は、尤年の豐凶によるといへ共、田のこなし疎かにて塊有、又は糞むら有て毒氣其間に滯り、此病を生る事有と知るべし、農書に大塊の間に秀苗なしと云て、あらき塊の間にはうるはしき苗は生立ぬ物也と云、土よく和せざる故也、春より二三度犁かやし干おきたるに、糞を入犁おほひよくかきくだき、植時分に成ては前方に水をしかけかきならし、十日十五日もして塊もわきつぶれ、糞と土と和合し、土

能熟し黒く成てにほひ有時分植度物也、水の懸引の事、雨年は淺く旱年は深く、堅田は少し深く、泥田は折々水を落して、苗痛ざる程にして、苗の根に熱氣の通る心得する事も、年によりては指引有べし、所によりて陰氣の強き田は、水を落す手立もなくて叶ぬ事也、凡深田の分は、かりそめにも天陽をかり用るとて、春耕すより干田になるべきは云に不レ及、初終日にあつる心得第一肝要の事也、水深くして熱氣下迄通らざれば苗榮ぬ物也、然る故に用水の自由成田は、隨分大水を當る事を嫌ふ、陽氣の通る工夫をなすべし、堅田植てより半日も水なくては忽ち苗痛むもの也、當時痛ざる樣なれ共實り必あしく、されど後に刈し穗前よりは水をはづし地を堅め置、青穗少もなくなり能く熟するを待て、日和を考へて刈べし、惣じて田の水は盆を限りなり、盆過れば田の水は皆落也、稻の早き年は七月初にも水落、根の土かたければ實も堅く成物也、刈干事は堅田は其儘田に攤げ干べし、深田の干べき地なき所ならば、はさにかけて七日程ほして稻入る、惣じて刈納る物は稻に限らず、油斷なく水火の來るを防が如くいかにも速にすべし、手廻しゆるくては、多くの苦勞目前に空しく成事多し、取分稻はいまだくたびれざる中に刈收むべし、但霜に逢ざれば青米も有、其上田にて能さらさずして早刈收たる米は、來夏損じ虫も付て甚減物也、扨一霜二霜もあはせて刈たるは、久しく收置ても損ぜぬもの也、堅田の米より沼田は米惡しけれど夏損ぜぬ事也

一　稻穗に出る事二百十日にすぎよ出揃ひたる吉、花心よく付花さく間二三日にして早くかたふく心

よし、惣じて穂出かね、二百十日過ても穂の揃ふ事見へずして、段々に花うすき年は惡作也、二百十日前後三四十日の天氣相第一也、出來不出來は夏土用の天氣に有、實入事は此節の天氣相の吉凶にて上中下有、殊更土用四季同じと云共、春の土用を必追て夏土用善惡有物也、耕作善惡は品々有と雖、表立所は土用なり、春土用の內天氣能ければ沼田は土くさり、かた田は能干て出來よし、天氣あしく曇がち、又雨ふりがちの年は、第一作も不出來のもとなり、考へ知るべきもの也

中打

一　すでに種を蒔苗を植て後、農人の勤は田畠の草を去て其根を絕べし、稗莠とて苗に能似たる草有、此草は苗に先達て茂り榮へ、暫時も去ざれば程なくはびこりて、土地の氣をうばひ竊むゆへ、苗を妨る事限りなし、油斷なく取去べし、喩ば草は主人のごとく、本より其所に在來もの也、苗は客人の如脇よりの入人なれば、大形の力を用ては悉くのぞき去がたし、其上能物は生立がたく、惡しき物の榮へやすきは、世上の常の事なれば、草の榮て五穀等を害するは甚速か成もの也、此故に上の農人は草のいまだ目に見へざるに中打し芸り、中の農人は見へて後芸る也、みへて後も芸らざるを下の農人とす、是艸は天地の咎人也

一　畠物は苗生じて馬の耳の如成時分中打するともいふ也、草一二寸土を生出たる時、畔中の高下土むら有をばかきならし、芸りぬきたる草を取、田なれば苗の根の下に踏こみ、畠ならば畔の高き所に

攤げおき、かれて後植物の根のきわによせ置て土をおほひ、又其土よりも糞をかくれば、枯たる草腐りつぶれて土よく肥るもの也、是をきおふと云なり、古より耘耔はくさぎり草おほふとて苗の根に枯たる艸かやをおほひおく事也

一　農業全書に云り、五穀其外に中打する事小鋤を吉とするとて鍬熊手の類にて細かにかおり慇にうつ事也、大鋤に宜しからず、尤物により時による事なれ共、强てあらく中打する事はよからぬ事也、唯草の根を慇に打さりて、苗の根にあらく當るべからず、小鋤は草を去のみならず、地慇にして穀多く、糠うすく米缺事なし、委しく中打する事十ぺんなれば米を得るとく粃なく實多しと古より云り、又曰、春の中打は地を起し、夏は草を削殺しからすと心得べし、是一の習也、又春は取分溫氣の在時中打すべし、夏といへども六月以後七月は濕に觸るも苦しからず、春しめりたるに中打すれば、地かたまりて苗痛物也、夏は苗しげりて日を見る事なし、夫故にしめるといへどもかたまる事なく、さのみ妨とならず、又夏は熱氣强くして、底迄乾たるに中打深くすれば、苗痛事あり、又云、黍粟の類は苗のまだ畦の高き所とひとしからざる時早中打一ぺんし、又五七日して報鋤とて頓て打事也、其後又一ぺん以上三遍程よし、人手間なき者は止べし、餘力有者は秀て後も一ぺんかるく打たるがよしと農業全書に有、但ごまと大豆は二遍にしてやむべし、亦中打は始の第一遍は深きを好まず、さらくと輕く打、二へん目は深くすべし、三遍目よりは次第に淺がよし、いかんとなれば初の一ぺんは草のねた

たんとするを削殺し、二へんめの深く打事は、植物いまだ立根計にて、わき根は榮ぬ間に底の塊をも打碎き、根底の氣能めぐるためなるべし、三遍の時は早脇根やうやくはびこる故、深く強く打ば苗痛事有、然る故に如ㇾ斯漸々に淺く打事なり、いかさま中打する度毎に、干たる細土の底に入て植物の細根是に思ひ合て、榮へはびこる心得する事肝要也、惣じて田畠中打度々すれば、植物能生長し實も宜舗物也、其上物により度々根本を土をかけて猶以よし、然共加州は堅田は二へん、沼田は一遍なり、畠方は物により二遍する也

刈收

一　種を稼と云、斂を穡と云、種斂は年中の始終也、春力耕し、秋獲收る事は暫も油斷なく、偏に盜賊を防ぎ守が如、風雨のためにそこなはれ零落せん事を片時も忘るべからず

一　稼は農事の本穡は農事の末なり、本がなくして末重く、前ゆるくして後急成事は共利なき事也、春は秋の收の多からん事を願はゞ、則春の耕しを懇にし怠るべからず、春の勤委ければ秋の實りに利あらん事壺中の物を取る如くなり

一　偖又秋の刈取は、物悉く能實のりて日秋を能見定、誠に火を救が如く精力を盡し務働き、暫しも油斷なく刈ぬべし、只一時の風雨により年中の苦勞を空しくする事も有ば、夜を日に付て刈取べし、耕作の習にて刈收て場に入ざれば安堵はならぬ物也、其上苗を植より稻取入る中に自然地震有ば、必

生物よからず、物不足する事章なり、其年の豊凶の極も必穫取たる日ならでは不定、故災もなく刈收るは誠に大きなる幸此上もなき事なれば、よろこびて先所の氏神へ手向祭るべし、則天地の萬物を生立る氣も、人の受る氣も、本二ッなき理りなれば、人憂れば天もうれへ、人悦べば天も悦ぶ程に、然ば天地の人を育ために備たる穀物を、事故なく刈收ぬるは難有仕合也と丹誠を盡して祝悦樂むべし、夫人事の實により天地の感應有事は、形の影にしたがひ、聲のひゞきに應ずるが如く速なる事なれば、正直を專にし怠なく勤むれば、其外徳に隨ひ福を得る事うたがふ所にあらず、然其凡人のならはしの淺間敷は欲にいたゞきなく、其分限を辨ず妄りに貪る心のみ深して、天のあたへを不足と訴うれふるは、畢竟に天道にさかふ理りにて災を招く道なり、されば人々貧富を天に任せ、其職分を能勤て天人力を樂むべし、殊更農人は春の耕し夏の芸りに力を盡し、時至りぬる秋の收をつゝしんで刈取べし、また植るは萬陽氣を以植、刈物は陰氣に成て收る理にて、植付事は一日もはやく時に先立を吉とす、陽氣はすゝむ故也、刈收るは遲く能熟して一日二日も遲をよしとす、陰氣はおくるゝ故なり、去ども麥を刈には初は先少し青穗をまじへて刈ほどになくては、終に梅雨の恐れ有、跡の耕しも又時におくれて、段々夏秋の芸りまでおくるゝ事なれば、片時も油斷すべからず、簑笠を着ても刈取べし

大麥小麥勘辨

一　大麥は秋蒔て夏熟す、四時の氣を受、舊穀の盡る時分出來て民の食を助けつぎ、新穀の出來るま

での助と成、されば稻に次で五穀の中にて貴き物也、此故に聖人是を重んじ、春秋にも稻と麥との損毛をば書せたまへり、實に近世靜謐にて民多くなりぬ、麥作の勤疎かならば食物乏しかるべきに、都鄙是を作る事專成故、麥の多き事甚だ古に勝れり、されば今民の養の助と成事是に續く物なし、實にめでたき穀物也、麥は總じて田ならばしつけなき堅田よし、弱く薄き地は大麥によからず惡し、其種に色々數多き物也、若障り有て末に蒔植るならば、必灰ごゑ、馬糞などの能こゑを多く蓄置、肌糞を能致し種おほひを厚しおけば、雪霜に痛ずして春になりて榮ゆる物也、眞糞馬屋ごゑ何れも灰ごゑはよし、取分小麥に灰を以ておほはざれば寒氣にいたむ物なり、五畿内、東海道は麥作大分にして宜舖町人まで朝夕食とす、北國の麥と違ひ地宜しく天氣暖故か、麥の皮も薄く、春にはやく白むものなり

一　小麥地の拵其外大麥に替る事なし、大麥より少し遲く蒔所も有、圃苅時も同じ、小麥田は大麥田より遲蒔物也、小麥蒔地はさのみ肥たるを好まず、若すぐれて肥たる地に肌糞を多く用れば、根くさり出來過る事も有、專灰ごゑを以て植べし、溫氣を好み底の土をあげて作る事を好て、高くかわきて輕き土に宜しからず、春にもなりて修理の遲は實りよからず、其上春穗に出て實る時分、地の堅く引しむる事を好で、根の土乾うつけたるを嫌ふ物也、小麥は取わけ念を入種をえらぶべし、種惡しければ生兼る物也、まじりなく實りよきを夏の土用に能干、粃蟲くひをよく去べし、是又種二三色有物也、能能土地の相應を撰で作るべし、又風烈しき所には穗もからも強く、實の落ざるを撰で作るべし、又云

麥を蒔地はかりそめにもしめり氣のつよき時は耕し蒔べからず、當年地かたまりて麥の盛長あしきのみならず、來年の稻迄出來よからず、但小麥は少しめる氣の時蒔きたるが宜り吉、又小麥跡田拵るもの也、田に小麥を作る事は所によりて遠慮すべし、小麥のから田に入は毒なる故也、かぶをも土ぎはよりつめて苅耙（さくわ）にてかく時、田に有麥かぶをかき去べし、總じて小麥は大麥よりこゝ少分入、第一灰こえよし、石川郡にて松任近邊は小麥の上也

雜　事

一　宮崎氏農業全書に云り、茂木の本に豐草なく、大坭の間に美苗なし、茂る木の本にはうるはしき草なく、荒坭の間には見事成苗は生たゝぬもの也と云、是田畠に草多坭有ながら物植べからざる事を云り、耕を深くし日に合せ細かにから細土と糞と和し熟するを專にする也、かくの如く能地をこなして植れば、大形の日照にあひてもさのみ痛まず、色々のくせさいなんものがれ、全く損毛して手を空しくする程の事はなき物也、是兼て養手入よき故也

一　海邊又は潟端潮入所の田地、又は川端川除其圍年々丈夫に土手を築圍を能し、少破の時は肝煎組合頭相談して、春初又は秋稻苅前、百姓透の時分修理すべし、大破に及ぶ時は其十村御奉行へ斷御普請を乞べし、川除第一の儀也、入川有時川端の百好、川除に懸り隙を費迷惑する事口傳有

一　潮は稻には大成毒也、苗より苅前まで潮さしては損る物也、又潮寄明成物にて川ぬるければ水底

を潮登る物也、其潮登る時川の中へわら筋を下し、わらをなむるに心大きに鹽はやし、淺野川は才川より流ぬるゝ故、大野川口より潟の內へ潮のぼる事度々也、此時は必稻苗損じて潟端損亡有レ之者也、總じて潟廻りは照年植物植、出水高き時は立毛不足すといふ、しかれども河北の潟は深し、切岸の心にて水干の時も植出す事なし、越中潟能州潟は日干の時植出す所有と見へたり、田へ潮入所翌年迄作毛よからず、農業全書に、潮入所は蠶豆又は木綿等作て、前の年の潮氣をぬいて、其次に稻を作りてよしと書す、去共此國には左樣の事はならざるもの也

一 山岸畑堺野原などに何にても植おかず、屋敷近邊しへきもなくうつけたる村などには、漆、桑、茶其外樹木を取品々を植さすべし、若又禿桑、漆、楮或は麻、染あいケ樣の類を作り出す所の者へ相談すべし、尤地心によりて相應せざる事有べけれども、大形心を付べきもの也

一 百姓大小ともに屋鋪に竹を持ざるは、萬事に用る事のかぐるものなれば、少ヅヽ成共竹を植べき也、但屋敷の西北の方然べき東南を開て西北を閉れば、夏すゞしくして冬あたゝか成地、西北能故に草木も能實る也、又西北をあけて東南をふさげば、夏あつくして冬寒し、地面かじけて作り物の實入少なし、其外野山に餘計有ば、大竹、から竹、しの竹藪を澤山にはやせば、末々地普請等につかひてよし、其上百姓居屋敷に植る木の善惡によつて、家廻りの畠必出來善惡甚だ違有もの也

一 我一年關東へ趣に、百姓の語る、千石の村有、山又は草苅場もなく、本より山野なくして薪なけ

れば、下畑、下々畑をつぶし萩種を蒔、一度植れば年を追て次第に茂り、毎年苅取雑穀のからに交薪に用ゆ、少し成共本田をつぶす事は宜しからずと雖、品により如レ斯、然間夏成の年貢不足故に、一村男女ともに莚を織せ、次第に鍛錬、夕なべまでに十二三枚程宛織出し、是を賣夏成年貢を辨る由、其一村の藁不足して、近邊のわら迄かひ取莚織となれば、諸事考可レ有レ之者也

一　凡木を植所は深山幽谷の土地厚く深く、尤肥たる地を吉とす、高き岡は是に次り、若は平地にても土地に宜き木を計て栽べし、古より唐の書には十年の謀は樹を植るにありと云り、又木栽る者は用を十年の後に期て植て、十年計も過れば必用に立物なりと見へたり、本朝にても杉、檜、松、桐、樫其外ふとりやすき木を肥地に植れば、十年の內外にて必小材となる物也、薪にする雜木は四五年を過して用に立物也、或は桑、漆、茶、楮等の四木、又は柿、梨、桃、栗抔の菓樹は、子をうへ或は接木にして、二三年を過して實を結ぶ物也、凡有用の材木菓實の樹木に至る迄、能其地味を知らずしては心力を盡て植るといへども益なしと見へたり

一　或は家廻り或は田畠の畔に木を植、常に屋敷廻りに植るにも西北の風寒を防ぎ、東南の暖かなる和氣を蓄へ陽氣の內に滯る心得して栽ぬれば、其內に作る物の成長も早く能く榮へ、土地も漸肥て、燒土も變じて後は良田と成べし、假令肥良の土地にても、西北の風寒つよき所高みは和氣を吹さまして、田畠に費し養を用ても、其氣を吹ちらす故作り物に惡し、ケ樣の村々は免圖りの時、十村は必村

村の土地に氣をつくべし

一　百姓屋鋪廻りに木を植るに多德有、風寒をふせぐのみならず盜賊の防となる、或は隣家の火災のへだて共成、枝葉は薪の絕間を助、しん木は間をぬき伐て材木として、落葉は殊に田畠の糞に能物也、菓樹を西北の方に植、竹は東北の隅に植て、根を東南の方にひかするは常の事也と云り、家宅を初て造り營む時に、杉檜などの良木を植て後年破損のために備へ置べし、是のみならず國に良材四木等の財となる物多ければ、夫々の工人職人集りて色々の器物を作り出し、或は商人其器物を交易し、諸民のすぎはひ有によりて、老人又は弱かたわ者またはは寄所なき孤獨の者迄も、各其細工等の手つだひ勤に付て寒暑衣食を費す事なく、尤飢饉のなんをも遁れ安し、其上賣買の道も廣く成て民富み國豐に成謀事田畠に續ては山林を專にする者也、されば深山の道路もなりがたき山中をも無用の惡木等をはらひ除き、世の助となるよき材木をえらびてうへ立ぬればいつとなく榮長して、人遠き奥山にても伐て出すに造作まけせずして、近き所の雜木には其利潤劣らず、まして太山には川流も有事なれば、運送の宜を計て空くおくべからず、前々より此はかりごとなき故に、人里遠き奥山に雜木計多して、古今用をなさゞる所多しと見へたり、是らの山中改て運送の造作まけせぬ良木を植まほしき事なり、然ども末世は百姓渡世せわしければ、其日の事までにかゝはり、下百姓はならぬもの也、偖山は喩ば土地の中にては肉の如の所にて、神靈の氣もあつまりて氣厚き故に、生長する草木も平地よりはうるはし、是

を人の身に譬れば、山は脊にて肉厚く、平原は腹の如くにて肉薄し、去ば海邊近き平地に勝れたる大木のなき事は、地の薄き故也と云り、次に日本の俗に仕置と云ことばは、國家の政をするに後年の事を前に委しておしはかり兼て仕置事也と云り、去ば中庸に、凡事豫すれば則立、あらかじめせざれば則すたると云、前に定れば則つまづかず、事前に定れば苦まずと云り、萬の人事も前に計らずして其功成がたし、其土種藝の事は四木三草を始として、前々より其國所に多伐る木少伐木有來るものなれば、夫を取立相續て絶間なく多植たらんは、手の下より則用に立理り、又山中に穀物を作れば鹿鳥などにそこなわれ、利を失ふ事多し、農人其所の悪きならはしにしたがひて、利潤なく地にあはぬ穀物をしひて作る誤りも所々有事也、必土地の宜きを能はかりて四木等を初とし、品々委く考へて利の多き草木を栽べし、地の道は種ることを貴びて、五穀に次では秋春の間竹木を植生立おきて、夏秋に伐事は定る法也と云り、四木は桑、漆、茶、楮、三草は麻、藍、紅花是也

一　百姓其分限より多く田畠を作る事甚だ悪し、是麁抹に成第一也、加州一國農人一人に沼田所は七反、堅田は五反作る、是大方也、然其山方濱方かせぎ有所は右圖りより一二反程減作る、前に云三ヶ國にて耕作の仕様三段のかわり有、又加州一國の内にて江沼郡、能美郡は沼田多、農業初る事石川郡河北郡より早し、然其秋苅取事は植付の日限程早からず、郡國によりて作早く仕付れば、稲に蟲付其外悪し、越後の國は越中信州の間に有て、植付は遲く苅取事は早しと見へたり、我農業全書を度々試

に田畠耕作手入數年、宮崎安貞四拾年來在郷に住居し農夫に親み、種々の業種々の利其外變易評辱、心を盡して書を集、其利分明成事を記、農人に其利ををしへ、天下の諸民に教て其功有事を多記おけり、誠に其心ざしの甚だ深き事共感多し、然共耕作の事は國郡庄郷村々によりて其品一樣ならず、民はとかく常に勤なれて利を得事迄に心ざし、たとひ其利多しと雖、常に仕なれざる事はいたさゞるもの也、然共百人に四五人も耕作に心を入れ、色々手立をかへ、或は宜鋪異樣成事を求植試る百姓有考べし

一　畠物苗を取て餘畠へ植移は午の後よし、暑天の時も夕方に近し、頓て夜氣の露を受ていたきず、畠物は物により強き物は其當坐にも糞をして吉、植物によりて一日の違にて生つき、生長甚善惡有、又秋苅收時は能實入を見て、むざと遲からぬ時苅取て吉、總じて農人はこよみを見て、土用八專等の前より考、植物手入等工夫、夜中にても勘辨する事肝要也、稀成事を前に定工夫は萬事にあれども、取分農人は昨今明日の天氣の考疎じぬれば、一時の風雨に數月の苦勞を忽に空しくする事多し、必油斷すべからず、物每進は陽也、後は陰也、農業も軍事の心有なりと云り、進ざれば勝利少なし、日月の天にめぐりて瞬する間も滯たゆみなき理を目當として寸陰も怠るべからず、殊に耕作種藝の事は、直に天道の福を專ら祈る事なれば、怠惰して朝も日におくれて起、大切至極なる光陰を辨ず、今日の日の又なき理を打わすれて、偏に怠りがちに不淨なる氣立にて農業をいとなめば、其心違るを以て天

道のめぐみにももれ、いつとなく田畠も瘠あれ、年をへ月を重ね災彌増しに有て、飢寒のうれへにせまり、後々父子夫婦もはなれ〳〵に成、終に人につかはれの身とおちぶれ、貧苦の悲しみやむ時なく、然ば心あらん農民は、必後のうれへを思ひて豫め防べし、天の時にしたがひ一寸の光陰をも大切にをしみて農業に身をやつし心を用る事慎怠事なかれ

一 飢饉年の作をば、智有人は夏の中にも早見及ぶべし、尤七月末八月初には慥にみゆる物也、去共民は愚成者にて、其年なみ五穀の色を見て飢饉を語り、早く身持を引替て勤事を知らず、先秋の實り出來ぬれば悦勇みて春のきゝん餓死すべき事をも辨ぜず、心に任せ飲み食ひ、万の物を用にしたがひ求る故、春の蓄たらずして、年明れば頓て飢る者多し、然ば秋に至り凶年の作見へば、農の惣司たる人心を用て詳に察し、民を能々さとし導き、よく春の餓死を救ふ心懸肝要也

一 其國の物を以て其國の諸用を調る様にと心づかひの所有とみへたり、尤成事也、急にはならずとも年をつみ心を用ひたらば、大抵の物其國の産を以て事たるやうあるべし

一 加越能三ヶ國御國の内、里中には田方の村々、幷大川の双方に有之田方の村兩所、我三十年來御用之節度々是を考みるに、難易大に違有、里中は四時百姓心安し、先年御改作の初上ヶ免の節、大川の端野河原等有所其分免に閙込て、手上に極る事相違なし、然ば川端は川除洪水の節は、晝夜惣百姓男女出て水を防ぎ、水增て叶がたき時は田地幷家へ水つき家流損毛可有之有所、其古考る者曾てなし、大

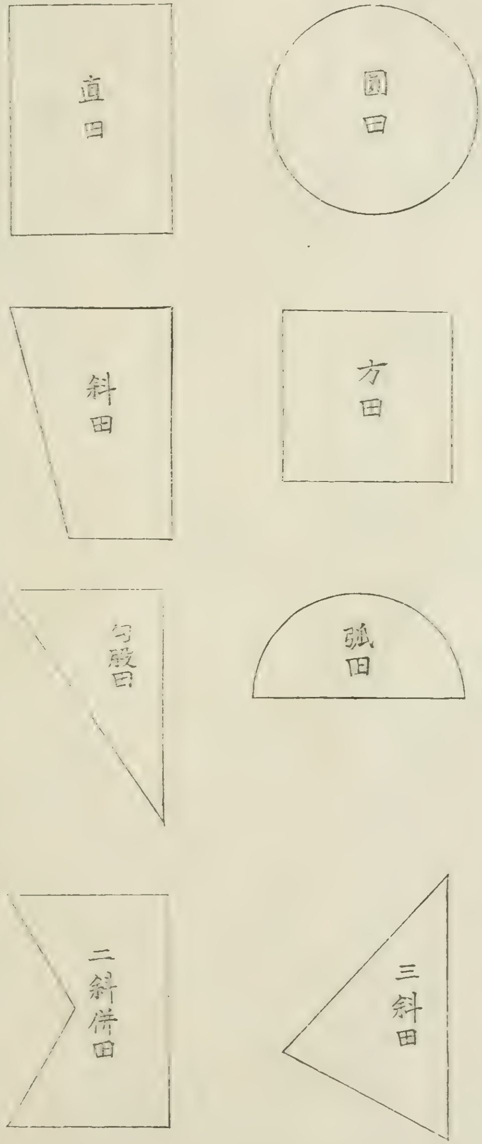
川洪水の刻田地へ打向川度々切れて家ながし、或は田地へ石砂入土目悪く成、且又春秋の中入川すればば苗こゑを流し、又麥菜種に限らず惣じて田畠植物を損じ、餘村になき水下人足を出し、目にあやうきを見百姓迷惑す、其上一ヶ村之定へ二三度も入川すれば、能地も忽悪地と成て、或は免五ッ六ッの上地所も、二免程必ず地目劣り、其上川崩して御檢地入ば田地へり、百姓持高より人數餘り、彌百姓難儀仕所々度々有、ヶ様の所は支配ゟ十村常々眼を付て百姓を慈み、隨分退轉無レ之様に御檢地或は見立をねがひ惣與中とは分て常々心を付肝要とすべし、御郡悪作の刻は中に及ばず、里中と違見立を願ふべきものなり、川除少分の損じにても、見立の刻里中餘村と同事に思ふ事十村不届千萬也、去ば川端は里中より損多き事章なり、其外川除御普請等入、百姓難儀の事口傳有、川端宜き事少しあれども、納所のたそくになる事は多なし、十村兼々能心得べき者也

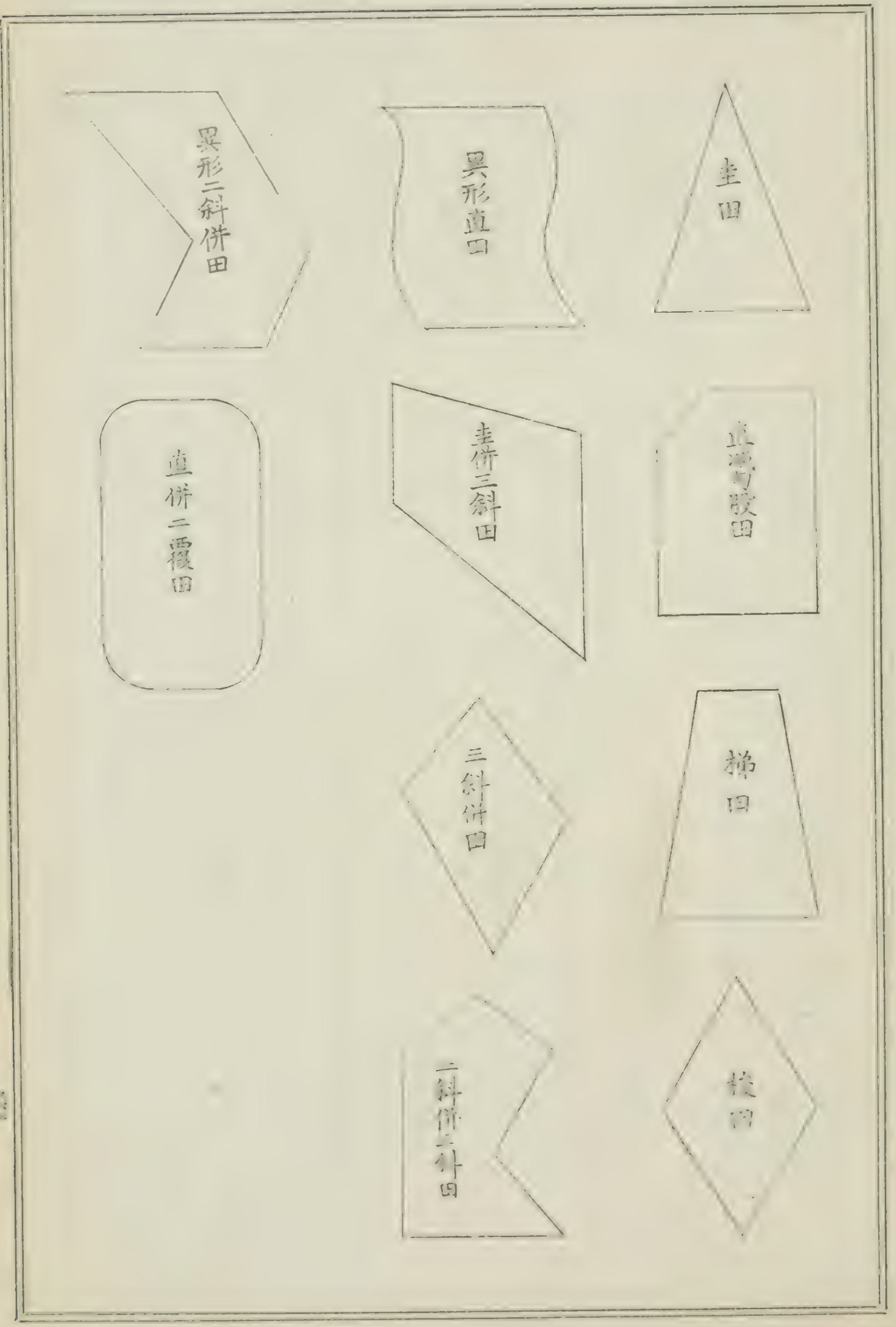
耕稼春秋卷五終

耕稼春秋卷六目錄

耕稼春秋巻六

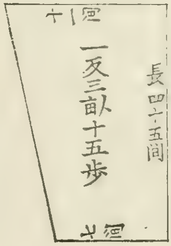
田名



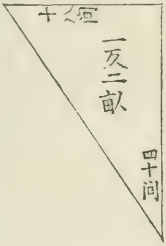

圭田
梯田
梭田
異形直田
圭併三斜田
三斜併田
二斜併三斜田
異形二斜併田
直併二覆田

凡農業は漢朝炎帝神農、天の時を觀て耒耜を始て起、民に教て農事興れり、秋津洲農の初は神代卷云天照太神保食神の腹中に稻生て水田の種子と成、天の狹田長田を植てより農業始ると云り、此十八品は田の形容の大概を記す、方圓は天地の容なり、故に方田を本とす、田形品々有、地に又高低ありては沺に水を持事なし、是に依て田は其地の廣狹を撰まず、田一反を或は二枚或は三四枚、地の平等に應じて田の疇を立る、又業をもつて云時は、田の疇に付て田植芸り修理をする田は、碁盤の目或は井字の如し、四方直をもつて修理する故に田方を本とす、正欲レ祈ニ社稷神一、可レ祭ニ宇賀神一、神代云、稻魂謂ニ之宇賀美陀麿一云

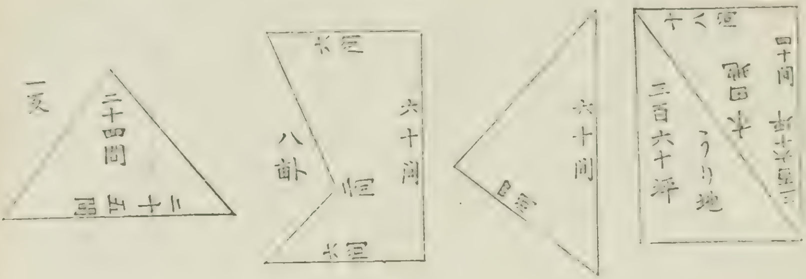
田地撿地算法



是は十一間に七間置合、二に割ば九間と成、是に長四十五間をかくれば四百〇五坪と成、これを田の法三に割ば一反三畝十五歩とするゝなり



是は十八間に四十間をかくれば七百二十坪と成、是を二に割ば三百六十坪と成、これを田の法三をもつて割ば一反二畝と成也

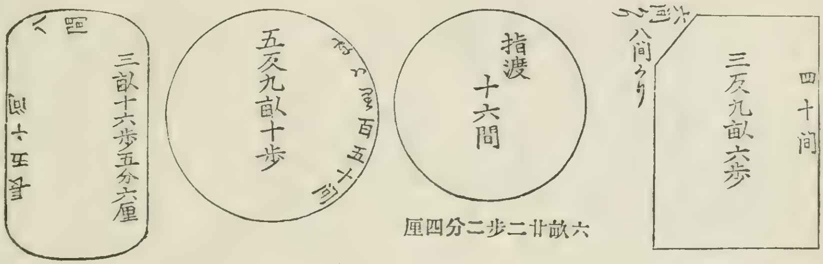


右十八間に四十間をかけ、二ツに割事は如レ此、四角にとれば
なき地を一ぱい打こむによつて、二ツに割としるべし

是は四間を二ツに割ば二間と成、是に六十間をかくれば百二十坪と成、是を田の法三ツに割ば四畝としるゝなり

是は六間に貳間置合、二ツに割ば四間と成、是に六十間をかくれば二百四十坪と成、これを田の法三に割ば八畝としるゝ也

是は二十五間を二ツに割、それに二十四間をかくれば三百坪と成、是を田の法三に割ば一反也

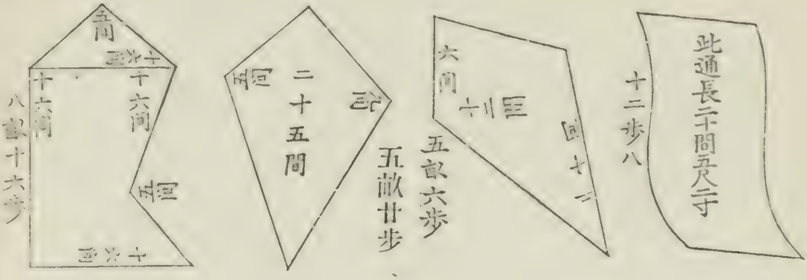


是は三十間に四十間をかけ千貳百坪と成、是を右に別に置、又かり八間に六間かけ四十八坪と成、これを二ツに割二十四坪を右千貳百坪の内にて引殘千百七十六坪有、是を田の法三に割也

是は十六間を兩方に置かけ二百五十六坪と成、是に〇七九をかくれば二百〇二坪二分四厘と成、是を田の法三に割ば六畝二十二歩二分四厘としるゝ也

是は百五十間兩に置かけ合二萬二千五百坪と成、是〇一二六四に割ば千七百八十坪と成、是を田の法三をもつて割ば五反九畝十歩と成

是は長十五間に幅八間をかけ百二十坪と成、右に別に置、又八間兩方に置かけ合、定法二一をかくれば十三坪四四と成、是程右二十坪の内引ば殘て百六坪五六有、是を田の法三に割



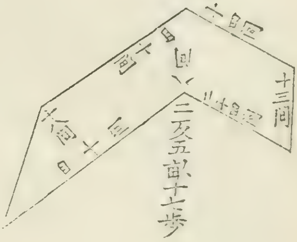
ば三畝十六歩五分六厘と成也

是は二十間五尺二寸と置、二十間計に六五をかけ十三丈五尺二寸と成、是に四尺をかくれば五四〇八と成、是を平坪の法〇四二二五を以て割ば十二歩八としるゝ也

是は二十間に六間合二十六間有、これに十二間をかくれば三百十二坪と成、是を二ッに割ば百五十六坪、是を田の法三に割ば五畝六歩としるゝ也

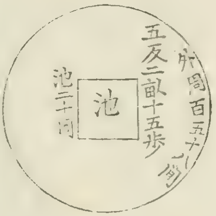
是は九間に五間置合十四間、是に二十五間をかくれば三百五十坪と成、是を二ッに割ば百七十五坪と成、これを田の法三に割ば五畝二十歩としるゝなり

是は十六間両に置かけ二百五十六と成、これを田の法三に割ば八畝十六歩と成なり





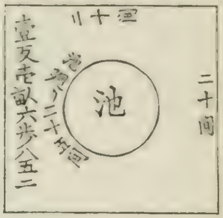
五反五畝九歩



是は先十八間に八間を置合二十六間、是に四十間をかくれば千四坪と成、右に別に置、又二十四間に十四間を加へ三十八間、是に十三間をかくれば四百九十四坪、右に合千五百三十四坪有、是を二ッに割ば七百六十七坪と成、是を田の法三を以て割ば二反五畝十七歩とするゝ也

是は外周百五十八間を自乘して得る內を、內周六十三間二分を自乘して得る數を引、二萬〇九百六十九步七六と成を實として十二六四を法として除レ之、千六百五十九步と成を、田の法三に割ば五反五畝九步とするゝ也

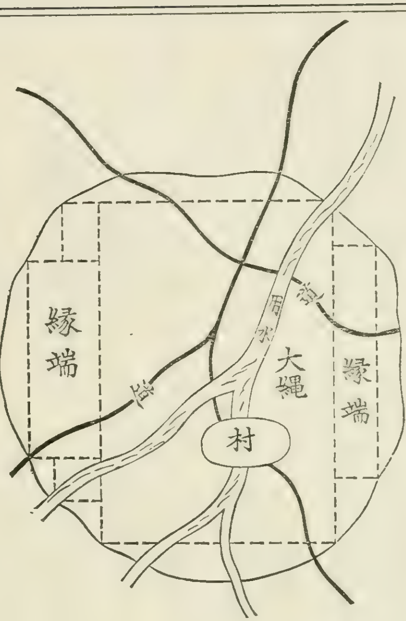
是は外周百五十八間自乘して得數を實にして、十二六四にて除レ之、千九百七十五步と成內を、池の方二十間を自乘して得る數を引、殘て千五百七十五步と成を田の法三にて割ば五反二畝十五步とするゝ也

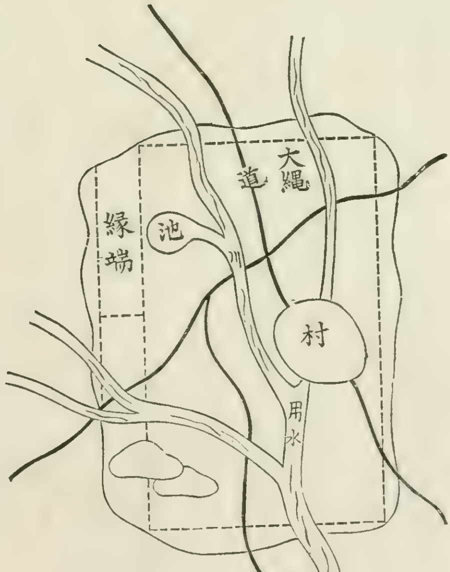


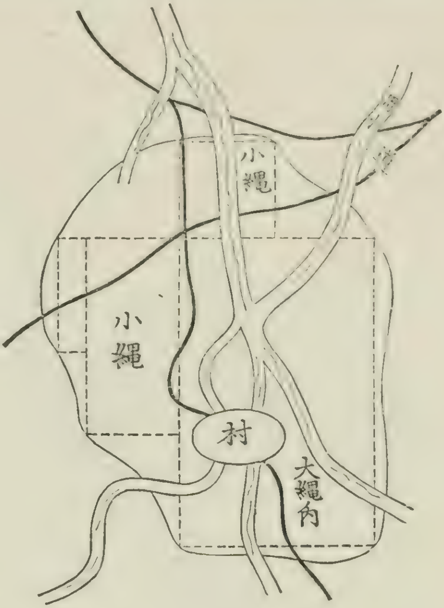
是は外二十間に二十間をかけ合れば四百歩と成、又池廻り二十五間を三一六にて割ば七間九歩一厘一三に成、是を二ッ懸合れば六十二歩五厘八八に成、是に七九をかければ四十九歩四厘四四に成を、右四百歩の內にて引、殘て三百五十歩五厘五六有を、田の法三に割ば一反一畝六歩八五二とするゝ也

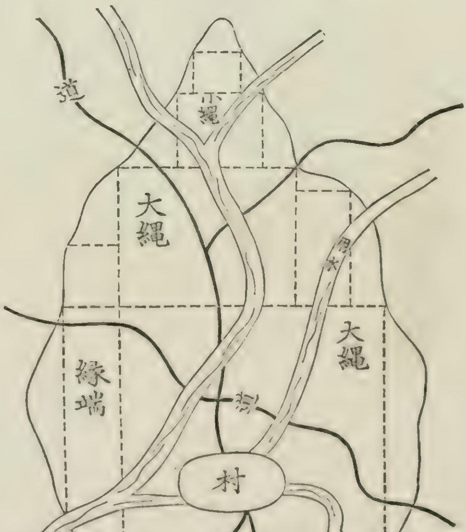
一　加越能三州は御改作の刻、村々惣百姓田地割ありて、其以後無斷田地割致さぬ御格也、然れ共故有て御檢地入、又は入百姓に有所は、何時によらず斷の上地割する格也、然ば一ヶ村の田地割を碁盤割と云、たとへば千石の村百姓四十人有時鬮二十本として、鬮一本に高五十石宛の歩を割渡す也、惣じて田地割は春永き年いたさゞれば耕作の手間有、鬮取は上田を一番割とし、中田の頭まで打立置、上中下類地惣百姓寄合、鬮一本宛地日の損德を考鬮段々取物也、但鬮の面歩平均不足の時は、引田といふて中田水懸り宜敷田七八反も除置、鬮歩不足に切渡すもの也、田打立歩高少分にて鬮に結べば、以の外損德あるもの也、不ㇾ殘打立上中下鬮取すれば高下なし、されども鬮一度にとれば耕作新發のつかへに成ゆへ、鬮四五度にも取るなり

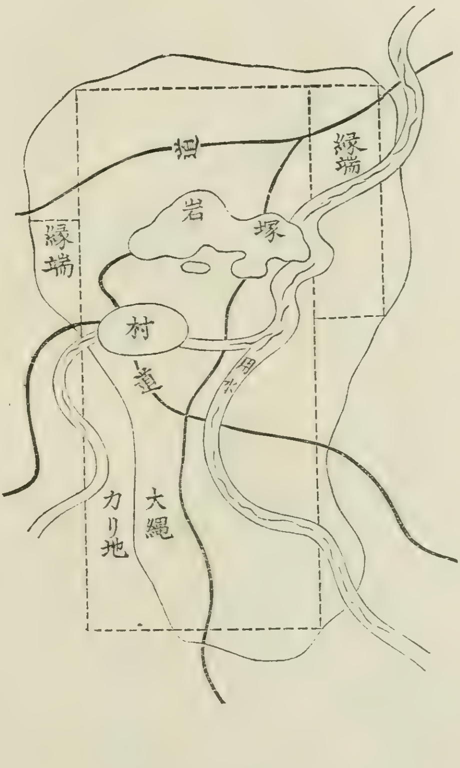
一ケ村定成大略……は縄也

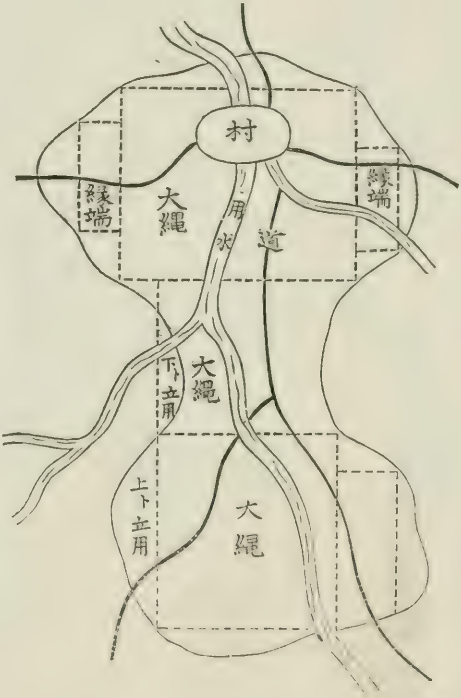





小縄
小縄
村
大縄内


道
小縄
大縄
大縄
縁端
村


畑
縁端
縁端
岩
塚
村
道
用水
カリ地
大縄


村
緣端
大縄
用水
道
緣端
下ト立用
大縄
上ト立用
大縄

凡此六品は村々定成大概を記、一ヶ村惣高廻し御檢地の割は、御奉行一人に足輕貳人宛召連其所へ出、檢地村の繪圖を取、本村幷定境村々百姓不〻殘誓詞にて、翌日定廻りして境目幷繩目等見屆、吟味の上竿打格也、改作初より御檢地所へ、他郡の御扶持人十村御奉行一人に一人宛指添畠打役するもの也、御檢地引物其外御定書兩通有、大繩の內に有江道、用水、石塚、神社、廟所など皆引物に成故に、惣打立の內拔き物になる御格、則一ヶ村拔物帳別に有物也

三ヶ國斗代

加州		石川郡 河北郡	
一 三百步	一反		
	能州	四郡	
此斗代壹石五斗			
但田百步は草高五斗也、一步に付五合宛			
一 三百步	一反	加州	能美郡 江沼郡

此斗代壹石七斗

但田百步は草高五斗六升六合六勺六才也、一步に付五合六勺六才宛、石川河北郡の斗代壹石五斗に當てば、百步に八十八步二厘三毛七當る也、然ば一割三步三厘增

一　三百六拾歩　　　一反　　越中　四郡

此斗代壹石五斗

但田百歩は草高四斗壹升六合六勺六才也、一歩に付四合壹勺六才、加州能美郡江沼郡壹石七斗の斗代と、越中の斗代壹石五斗と、幷六十歩の歩過と、平均は三割六歩越中の德也、又石川郡河北郡、幷能州四郡とは二割越中の德也

一　加州石川郡、河北郡、能州羽咋郡、鹿島郡、鳳至郡、珠洲郡六郡と、越中礪波郡、射水郡、新川郡、婦負郡四郡草高百石定免五ッにて定納違、田地百歩に付米四升六合三勺三才越中の德

能州四郡、加州石川郡、河北郡草高百石に付田地貳萬歩、越中四郡草高百石に付田地貳萬四千歩

但高百石に付田地四千歩宛越中四郡の德

草高百石ノ德四千歩ノ當
一　壹石八斗五升三合貳勺　　定納口米　越中四郡德米

一　加州能美郡江沼郡二郡と、石川郡河北郡、能州四郡と草高百石定免五ッにて定納違、田地百歩に付米三升七合七勺石川郡河北郡能州四郡の德

能美郡、江沼郡草高百石に付田地一萬七千六百四十七歩、石川郡河北郡能州四郡草高百石に付田地貳萬歩

但高百石に付田地貳千三百五十三歩能美郡江沼郡の損

一（草高百石ノ徳貳千三百五十三歩當）八斗七升貳合貳勺六才　定納口米（石川郡、河北郡、能州四郡、）徳米越中四郡草高百石に付田地二萬四千歩

能美郡江沼郡草高百石に付田地一萬七千六百四十七歩當

但高百石に付田地六千三百五十三歩引合越中四郡の徳

一（草高百石ノ徳六千三百五十三歩當）五石貳斗八升四勺　定納口米　越中四郡の徳米

一　加州石川郡河北郡にて定免五ッ五歩の村、田三百歩一反に米壹石五斗有時は是を歩苅と云、是中の村の中の田地出來も又中也

但一反に稲三百束苅を歩苅と云、壹歩の田に米五合を中出來也

一　御定六尺三寸竿おどつて田株の面を打時は一歩の內にある稲株四方へ七株宛あり、然ば一歩の株數四十九株有、惣じて田の植やう大方三ヶ國同事也、其內新川郡は小坪に植る故四方へ八株宛有、然れば田一歩の數六十四株なり

一　壹萬四千七百株　加州能州田三百歩一反惣株數

但壹歩に四十九株宛

一　貳拾三萬五千二百莖　田三百歩一反の莖數

但莖平均十六筋中勘

一　三千六百七拾五把　但四株を平均一把とす

一　三百六束　　但一束は十二把宛

一　貳千百拾六萬八千粒　　一反の籾數　但一莖に平均九十粒ニメ

此籾三石貳斗六升五合三勺　　但田一歩に籾壹升八勺八才

此籾米にして壹石六斗三升貳合六勺五才、籾二ッ折の格　但上搗米は籾壹升に米四合貳勺程有之

一　六萬四千八百貳拾七粒　　京升一升入籾數中勘

知行町間道程

一　十間四方　百步　　加州能州　高ニメ五斗

一　百間四方　壹萬步　　右高ニメ五十石

一　千間四方　百萬步　　右高ニメ五千石

一　壹萬間四方　壹億步　　右高ニメ五十萬石

一　一町四方〇六十間四方也　三千六百步　　右高ニメ拾八石

一　十町四方〇六百間四方也　三十六萬步　　右高ニメ千八百石

一　道程一里四方〇二千百六十間也　四百六十六萬五千六百步　　右高ニメ貳萬三千三百二十八石

一　同十里四方〇三萬千六百間也　四億六千六百五十六萬步　　右高ニメ貳百三十三萬貳千八百石

一　凡會氏將軍の御治世文和年中日本田地を御改、其後天正十八年に秀吉公御改被ㇾ爲ㇾ成、又文祿二

年に重て御改被ㇾ成一統すると云ふ、次に慶長十二年東照權現様日本一統に御改と云、則此時御定有ㇾ之由、又天和二年御公領の御國郡所々御竿入御改と云

一　信長公御治世能美郡小松の城主丹羽五郎左衛門尉長秀、江沼郡大正持の城主山口玄蕃正弘被ㇾ下置ㇾ節、能美郡八萬石、江沼郡七萬石、何れも拾萬石の御軍役可ㇾ相勤ㇾ旨、兩將願に依て御知行高增益分を郡中田地斗代に割掛出させ、右二郡は前に記如く加州石川郡、河北郡、能州四郡、越中四郡と引合、斗代大分能美江沼兩郡は諸郡よりは過上、是に依て彼二郡百姓今以難儀

一　加州四郡、能州四郡は天正年中秀吉公御治世御竿入に付、田地三百歩一反に極る由

一　越中四郡は其刻御竿不ㇾ入、依ㇾ之右之通田地一反三百六十歩と云、惣じて五畿七道の內、其節御竿不ㇾ入國々は、田地一反今以三百六十歩也

石川郡稻惣名

早稻

屋よ岡	彌六早稻	ちつこ松本共云
日の出	三浦	三納
かけ餅	須の谷	赤早稻
大唐早稻	示野	五々百餅

彌左衛門　雀餅　神子早稲
津輕　盆餅　ついなひき
川原早稲坊主早稲共云　引すり　彌六餅へちばり共云
羽ひろわさくさ共云　ほつこり　ぼうす
新保　下林　江戸
遲早稲　早大唐

中稲

ちく　石立彌六　礪波彌六
小崎　小彌六　赤彌六
藤四郎ちく共云　三七餅　稲泉
小白　柏野白　大佛餅彌六餅共云
雀しらず　若狭彌六　大彌六
矢筈彌六　太郎兵衛餅　京はやり
はな打　唐干餅

晩稲

そより	黑餅	赤餅
目黑	越後白	撰出し
よふし	しらか眞手	三九郎
眞手	石刻	岡倉
遲岡倉	遲藤四郎	よこれ
出來穗	高尾屋	犬のゑ餅
畤越餅五々百共云	みの笠	大眞手
忠細四ふしと云	ぬぎ黑	こさころ
大しろ	遲彌六	御坊餅
新保御坊餅	こされ餅	づら彌六
鹿島白	能登白	大穗

都合八十三色

寶永の頃御郡に作る稻を記、惣じて稻の名は所によりて替る故、年々異名多なる、共故は籾一色の内より異風なる籾を撰出し、少宛試に植る百姓有、故に品々多し、御領國郡々不レ殘是を改めば、五百色計は有べきものなり

石川郡中の里草高五百石計の中の村にて、草高五拾石所持の中百姓高不レ殘耕作するもの、農人男女

人馬里子給銀糞入用の大圖

一 四人 男内一人其身
壹人は馬仕下人達者成者給銀平均百貳拾目
壹人は中男、給銀平均九拾五匁
壹人は草苅童、給銀平均四拾目

貳百五拾五匁中勘三人給銀

一 貳人 女内一人妻
下女一人給銀、幷七色の小道具代共四拾五匁、但中勘

一 馬一疋
但銀二三枚の馬もあれども、毎日金澤へはこたへず

代百七拾目

一 三石六斗
馬大豆平均一日一升宛にメ、但品所幷疇大豆取分は此内を引

一 三百駄程
眞糞、但付坪にても一駄買にても、壹駄に
付米一升五合より貳升迄高下有

代米五石貳斗五升

此代銀貳百六拾貳匁
但中勘石に付五拾目宛

一 三百六拾目
油糟干鰯糞代中勘、但直段年々高下有

一 九拾目
兩度夫銀高打銀用水入用傳馬餘荷、幷十村鍬米
肝煎走り給銀米代、其外高掛り物共に中勘

一 貳拾五匁
農具鍬鎌柄の類、幷馬道具品々修理代、此人用年々高下あり

〆壹貫三百六拾九匁

一　七十程　収納米幷作喰俵繩共に、此外御藏入之處は上かわ俵六十枚程入増、又種子俵雜蒋共に三十四五枚入、惣じて繩七八十束程入

一　千七八百足　馬一疋の沓幷馬仕下人草鞋共年中分、但遠近によりて多少有、中勘也

石川郡百姓夏作に取物

一　十七八俵より二十俵まで　菜種子

代銀四百目　但二十俵分、石ニ付四拾目宛

一　拾五俵より貳拾俵迄　大麥小麥共に

右兩樣百姓作取、但麥は百姓給物也、菜種子は中百姓下百姓年內より前銀取年貢にする也

耕稼春秋卷六終

耕稼春秋巻七目録

手斧	臼明切手斧	臼目取
大豆植庖丁	麻茱落	苧引金
鶴嘴	田轡	臼
杵	摺臼　石臼	籾篵
米篩	箕	ゆるわ
こい箸	綿繰	擢
箒	筵機	編板
槌子	槌	でふぶ石
俵	叺	莚
ねこた	手籠	馬いつみ
旅いつみ	田圃いつみ	持籠
ふり持籠	はね持籠	引ずり持籠
手持籠	ばんどり	下襄
胸當	ばか	小手
はゞき	脊當	ねこがゑ

皐月蒋（サツキコモ）　鼠指（ネズミサシ）　土豹止（ウクロモチトメ）
かゝし　鳴子（ナルコ）

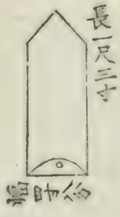
耕稼春秋　巻七之上

鋤の事

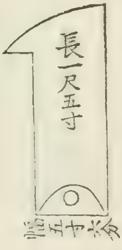
鋤一柄鑱鎺共代銀大概拾壹貳匁也、鋤細工人一日に一から作る、鑱鎺は鐵の鑄物なり、からの具ねりは杉、たゝりは草槙或は杉を用、余の具は何木にてもかた木を用



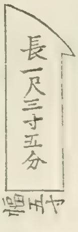
是を大鍬鑱といふ、鐵のおもさ六百目あり、代銀三匁三分



是を小鍬鑱といふ、鐵のおもさ四百目あり、代銀弐匁三分



是を大ふこ鐵といふ、鐵のおもさ六百目あり、代銀貳匁七分

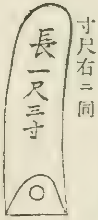


是を小ふこ鐵といふ、鐵のおもさ四百目あり、代銀壹匁八分、貳匁三分

此ふこ鐵は地のあさき所に用る、馬の不ㇾ疲ものなり

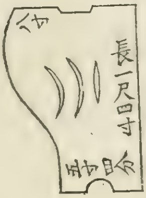


是を刀反鐵といふ、鐵のおもさ六百目あり、代銀貳匁七分、此さき加州の内にては大平村につかふ

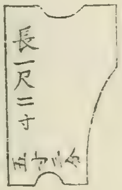


是を柳葉といふ、鐵のおもさ三百五拾目、代銀貳匁壹分、此鐵は能登越中につかふ

右六色はすきの先也



是を大鐴といふ、鐵のおもさ六百目あり、代銀貳匁八分



是を小鐴といふ、鐵のおもさ五百目、代銀貳匁七分

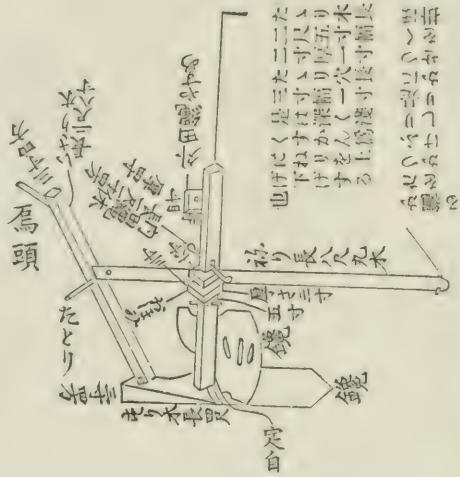
是を半鉾といふ、鐵のおもさ貳百目、代銀壹匁三分、是は木のへらにあつる也



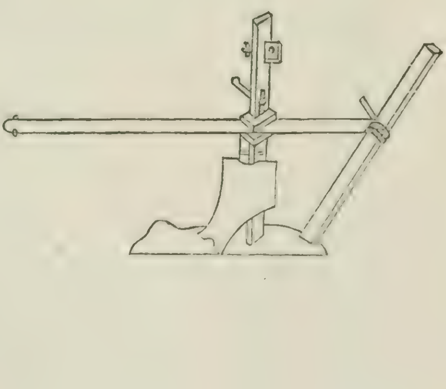
右三色はすきのへら也

鉾の輕重の事地を淺く深く耕べき爲也、沼には木のへらを用る

鋤

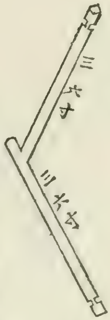


般木



しりかせは木の枝の曲りたるを作る、
鋤にかくる物也、馬杷には不レ掛

此しりかせは



廻七寸或六寸

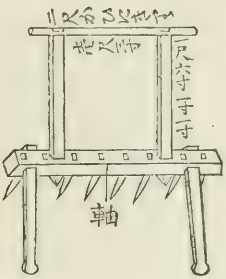
此切方に引手を付る

是に鋤のつくほ繩を掛る

馬杷の事

馬杷の子數八本也、鐵のおもさ五百目、又は五百三拾目に作る、代銀六匁、重目は七匁也、軸鳥居代銀貳匁より貳匁五分也、軸は上は杉或槇也、鳥居は何木にても用る

杷



猿手長一尺五寸
頭二寸
一寸末細く

此かしらに小手引繩を付

子の間三寸五寸に打
子の長八寸末細く四角

田繩

鋤馬の手繩三尋半、馬杷馬の手繩二尋半也、ぬいこを正月池に廿日ほど漬て後干て用

田引手

鋤馬の引手長一丈二尺、馬耙は八尺九尺也、但田の廣狹によりて長短あり、藁にて三ッ合にする

小引手

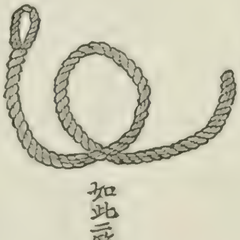
馬耙の猿手に付る、長一尺、藁にて二ッ合

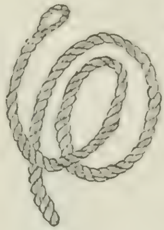
鋤胸懸

ぬいほを以乘鞍の腹帯の如く組て、內にござを當る

つくほ繩

鋤のねりにしりかせをつくる繩也、大サ廻六寸餘、長さ五尺、內本貳尺は打繩、末は貳ツにわりてなはにぬふ鋤に付

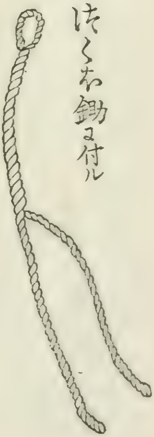




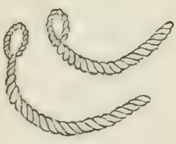
胸懸鋤又はまんくわ馬に付る



はくわ鋤ニ付ル



小手引まんくわに用る



鎌

草苅鎌一丁代銀壹匁三分、或は壹匁四分、是第一山方共遣鎌也

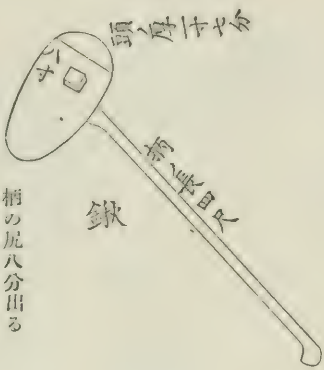
木鎌一丁代銀壹匁五六分

鋸鎌一丁代銀五六分、但なたにてもめをきり刄を直にする也、但古鎌は鍛冶に遣しても、めやきて切らする

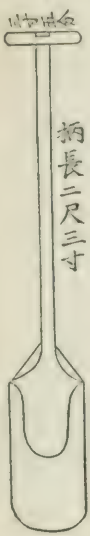
楷懸鎌代銀八分、或壹匁壹分、不レ耕以前此鎌にて稲の株を割也



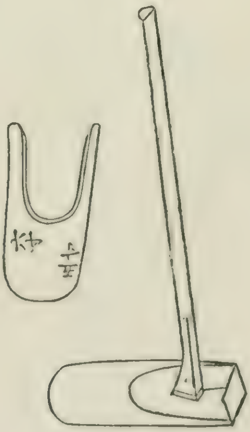
鍬一丁のおもさ四百目より五百三拾目迄、一丁の代銀七匁より七匁五分迄、鐵目により古くなりて燒直し先をかくる也、大先にかくるは賃四匁五分、小先にかくるは三匁五分の賃也、新鍬の先を不レ懸を更鍬といふ、柄はぶなといふ木を用、仕込賃共に八九分也、鍬のなりに先の狹は石地かふ先の廣きは地の淺につかふ、又土のねばきには柄をかゞめて仕込なり、惣じて鍬の成幷柄樣子國郡に寄て大に形違、仕込或は大くゝみ、又少くゝみ、或柄長短有



鍬



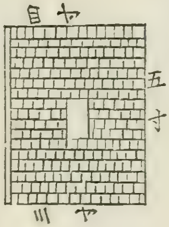
鋤



ふむすき鐵目三百目、或は四百目、代銀弐匁五分、三匁なり、古き鍬を燒直しても用る、鍬よりは薄く直ぐに作る柄はぶな也、代銀は九分也

ていく〵又はてゝらとも云

てい〳〵

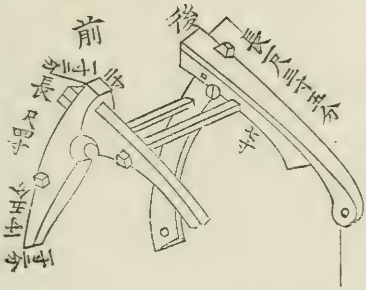


てい〳〵は鍬の柄に付る、竹藤を以て組なり、是は沼田を耕時、鍬の柄につけて水泥を除る物也

田鞍

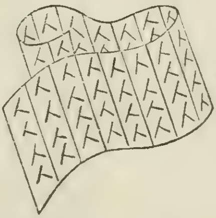
鞍骨代銀壹匁なり、堅木を以て作る、下くらは藁にてねこかいせなか當の如くくみ、二重にしてあつるなり

田鞍骨



下鞍

幅一尺一寸



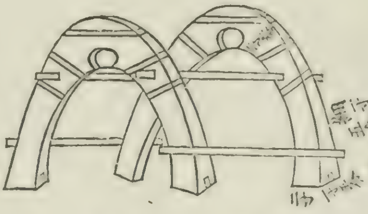
二重ニシテ一尺五寸

股の廣 前一尺四寸 後一尺四寸五分

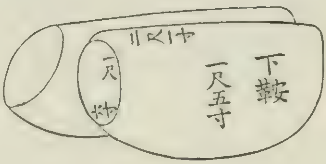
荷鞍

かみくらの骨、輪かね、八ツ輪かねをかけて代銀七匁也、下鞍は大麦わらをたゝみの表を以てつゝむ、うへに木綿をあつる也、大麦わらはすくりて三尺縄に三〆入物也、木綿は半つゝみ六尺丸つゝみは壹丈入物なり、たゝみのおもては一枚入る、是常の包み様なり、此外前かわを當て或は骨を漆にてぬりなするなり

地鞍の骨代銀三匁五分、山形に輪かねかけて五匁なり、下くらは大むぎわら二しめ入なり、小ござ二枚にてつゝむ、但内の方にわらのはかまをあつるなり



後　前



爪あり山形上也　前輪一尺六寸 後輪一尺七寸

兩輪の中間（上一尺 下八寸七分）股の廣さ（前一尺五寸 後一尺七寸）

鞦

しりがひ皮なり、代銀三匁五分、四匁五分也

胸掛

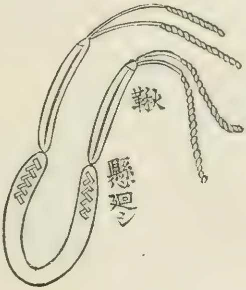
むながけ苧繩三ッ合也、腹帯は乗鞍同事

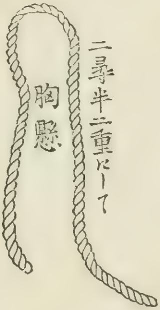
牽綱

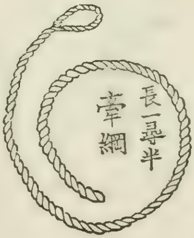
長一尋半つけ、ぬいほを三ッ合左打にする、或は苧もよし

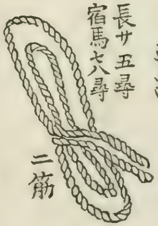
鞍繩

つけぬいほ三ッ合、或は苧にてもするなり、苧は二筋に五百目餘入物なり、但長五尋、宿馬は七尋









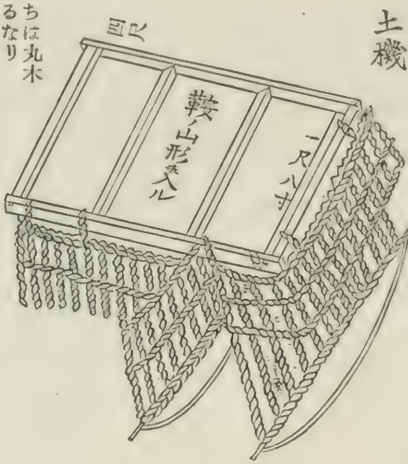
土はたこ

藁繩にて編、あみなわ共に百五十尋入物也、ふちは槇にてする也、代銀壹匁或は壹匁五分なり、ふちの木、山方は生木をまげてもする

鞍蓋

くらふたは鞍に土をつけざるためなり、わらのかふの方を餘て、ぬいほ縄にてこもにあむなり、又ちいさくこしらへて田鞍の雨ほいにもする

土機



山形

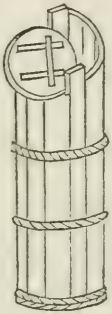


馬補

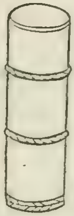
こえを入て馬につくる補なり、一駄二ッつけの代銀杉てに拾三匁、槇にて九匁なり、一駄に四ッつけの代銀杉にて十六匁、槇にて拾三匁也

擔桶

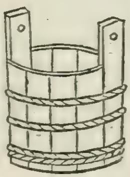
こえをになふをけなり、一番桶一荷代銀杉にて四匁五分、槇にて三匁也、二番桶一荷杉にて三匁五分槇にて貳匁五分なり、三番桶一荷槇にて壹匁八九分なり



二ツ負ノ馬桶



四ツ負ノ馬桶



擔桶

一番桶一尺二寸どうかへし
二番まで一寸おとり
二ツを一荷とす

野籠

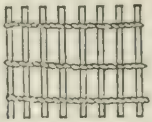
苗こえ草などを田畠へ通ふもの也、つゑのふとさの長四尺ばかりなるを、二本弓の如くなわをはりて竹を二ツわりにして、一尺五寸四方程にあみてあつる

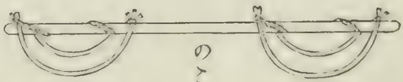
畚かたつふりとも云

おひは山里に用る丸木をほねに曲て、藤をあみてあつる、是は坂など足場のあしきにかつぎてはこぶ

もの也

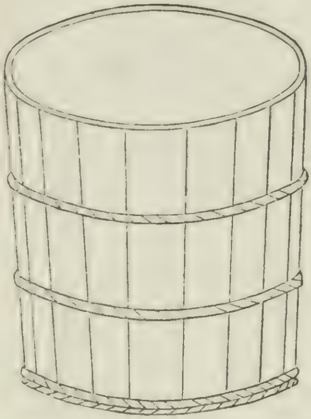
一目はづしに
あみてあつる

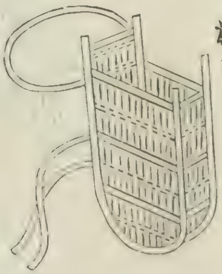




のこ

溜桶





たい

こゑを入置桶也

三尺物代銀拾匁十二荷入

四尺物代銀弐拾目四拾荷入

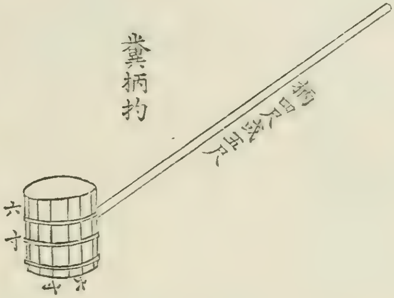
五尺物代銀三拾六七匁

此外大百姓ニハ六尺桶迄モ引木ニテ仕ル

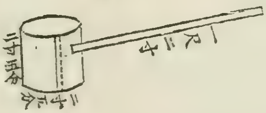
こえびしやく
桶にして柄を仕込、代銀壹匁、壹匁三分也

小便杓
曲物也、代銀五分、三分

糞柄杓



小便柄杓



稻持棒
長八尺、七尺五六寸、或は槇の丸木也、代銀は九分より壹匁、壹匁壹貳分

田子棒 旅枴共云

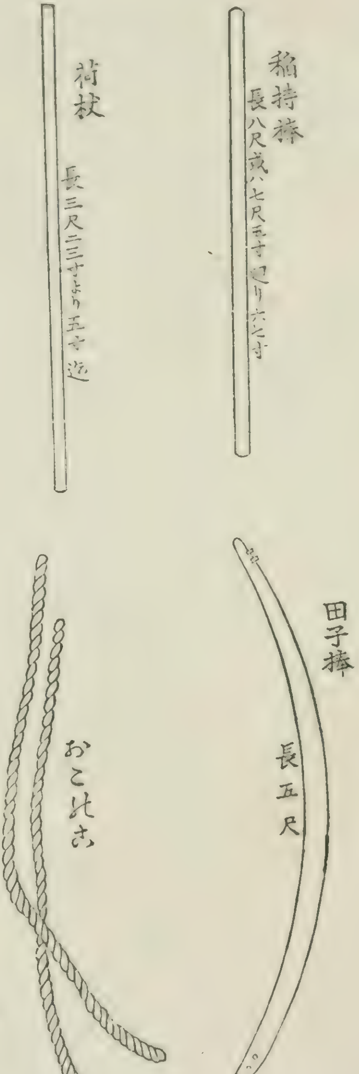
柳、ぶな、ちしやなどを用る、代銀七分より壹匁

荷杖

槙を四角に削る、或は丸木も用る、代銀五分、尻に石突仕込

枴綱

わら縄をふとく二尋程にして用る



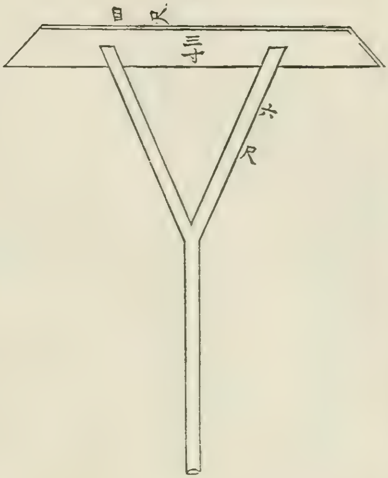
捌

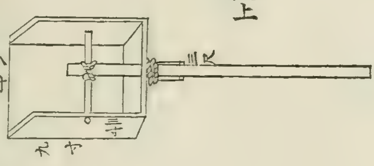
ゑふりはうへ田の時ならす物也

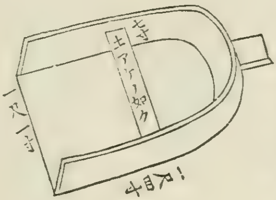
水替桶



用水のたより悪しき所に水をあぐるなり、代銀壹匁四五分







ついはせ
是に四尺の柄つくる

ごみあげ

溜江の泥をあぐる物なり、ちりとりの如くに箱をさして柄をつくるなり、代銀壹匁七八分、但江の深きに不レ用淺き所に用、諸江村近邊にあり

ついはせ

是はごみをあぐるために、溜の水をかゆるもの也、ごみあげの如くして大きなるものなり、或はふちを曲物にもす

る、またはホをさしても代銀三匁五分

熊　手

こえをあぐるに用る代銀九分より壹匁貳三分

山　刀

代銀三匁或は三匁五分

斧

代銀七匁或は八匁

手　斧

木をわるに用る代銀貳匁七八分、或は三匁三分

目剛切手斧

摺うすの目をたつるに用る、代銀三匁三分

臼の目取

摺うすの目たつる物なり、或は三分鑿にても目をたつる

大豆截庖丁

大豆小豆大角豆などうゆるに用る、代銀三四分

麻の葉落

麻をかりて葉を落すものなり、代銀三分或は四分

苧引金

苧のかわをおとす物なり、代銀三分

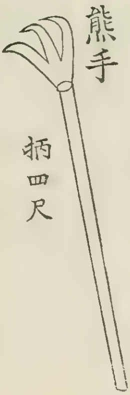
田 轡

代銀八分或は壹匁

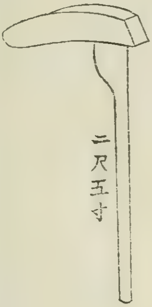
鶴嘴石廻し共云

代銀壹匁五分、貳匁、石地を掘物也

熊手



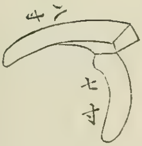
斧



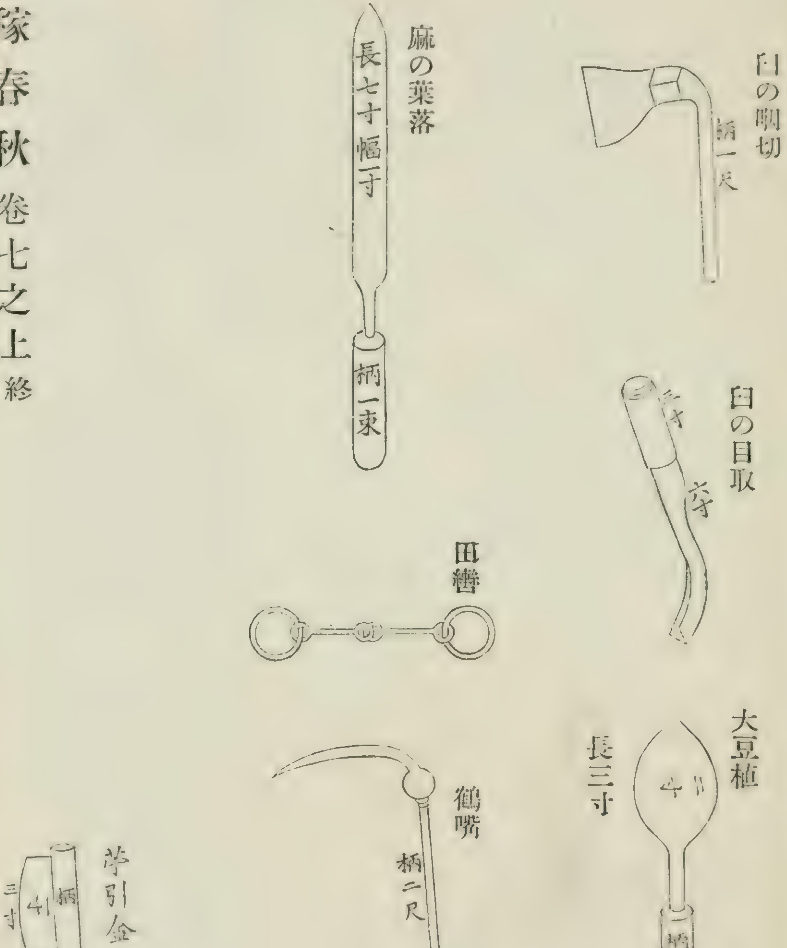
山刀



手斧



耕稼春秋 巻七之上 終


臼の嘴切
柄一尺
麻の葉落
長七寸幅一寸
柄一束
臼の目取
六寸
田轡
大豆植
長三寸
柄一束餘
鶴嘴
柄二尺
苧引金
三寸
柄
火打の如くして横に柄をこむ

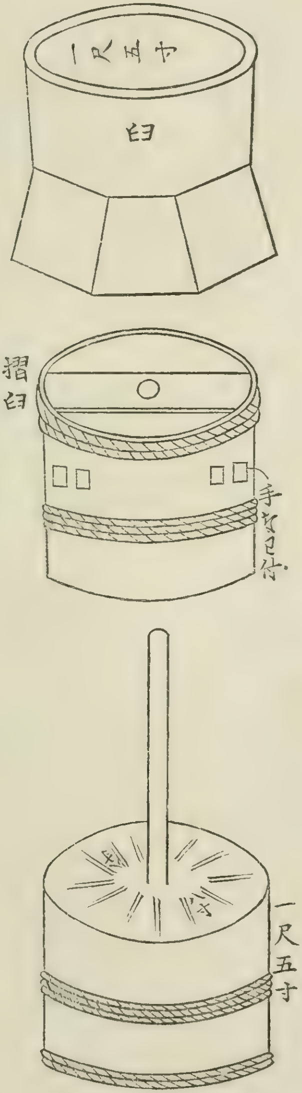
耕稼春秋卷七之下

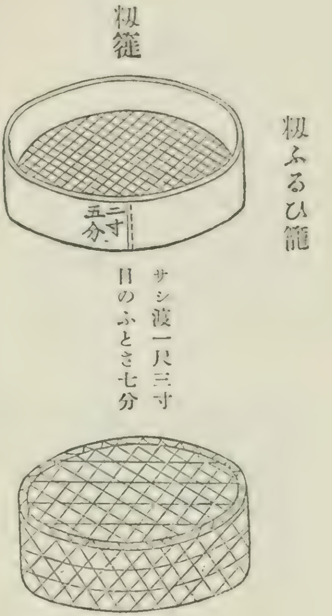
臼

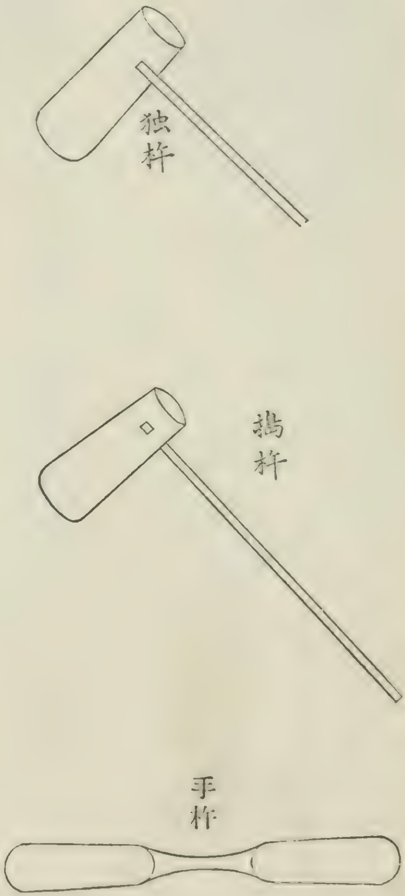
半俵から四拾目、或は三拾五匁也

杵

米をしらげ籾をかつ、杵一丁代銀五六分也、獨杵は三匁貳三分

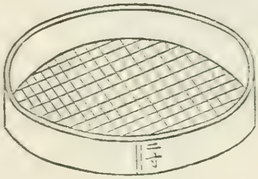


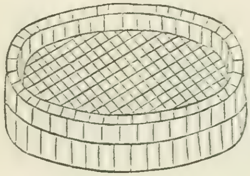




ふちを曲物にして細き藤にて組也、代銀壹匁、或壹匁貳分也、但ふちなしに目籠にてもふる也、目籠は代銀八九分也

米篩

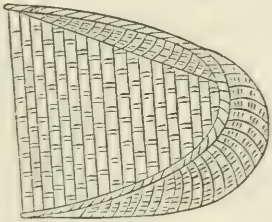


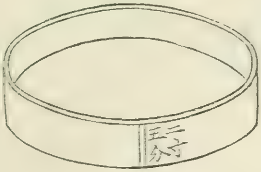


縁を曲物にして麻糸を通す、或は竹の下骨にぬいほ縄を組てもする也、小米篩の代銀壹匁五分より籾とほし壹匁三分也、粒の大小により目の廣き狹きを用る、但ぬいほ縄は下直也

箕

糟芥を簸るに用る、竹と藤にて組なり、代銀四分或は五分





糟のうちの粉を取に用る、代銀壹匁弐分或は壹匁五分、圓き曲物なり

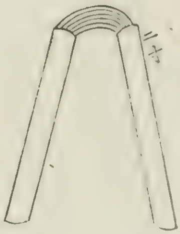
こいはし

稲をこぐに用る物也、竹を管の如く切てぬいほをさしてつく也、鐵にてもする

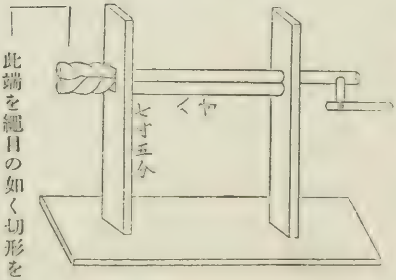
綿操

木綿のたねを取物也、代銀三匁五分

こいはし



綿操



此端を縄目の如く切形を付る、是にて二本共に車の軸の如く廻る也、或は両方に取手を付て二人しても操也

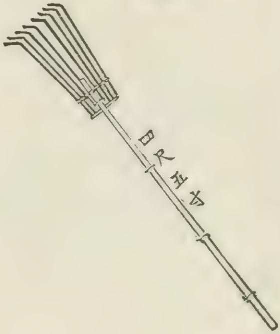
擢

こまさらへは芥をさらゆるに用、代銀四分、但よこすなわとかくは八九分、組子数多し

箒

米を集むるに、ぬいほの箒を用る

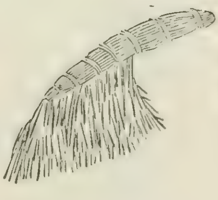
摺

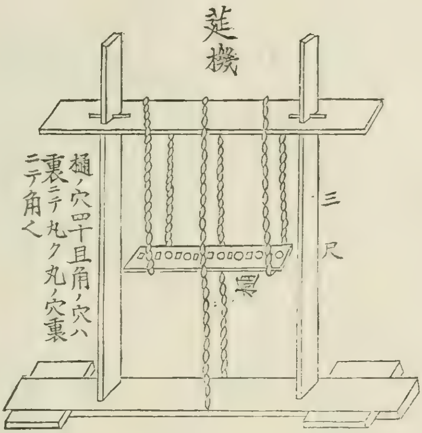


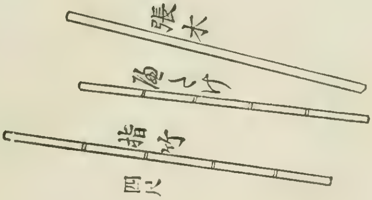
草箒



藁箒



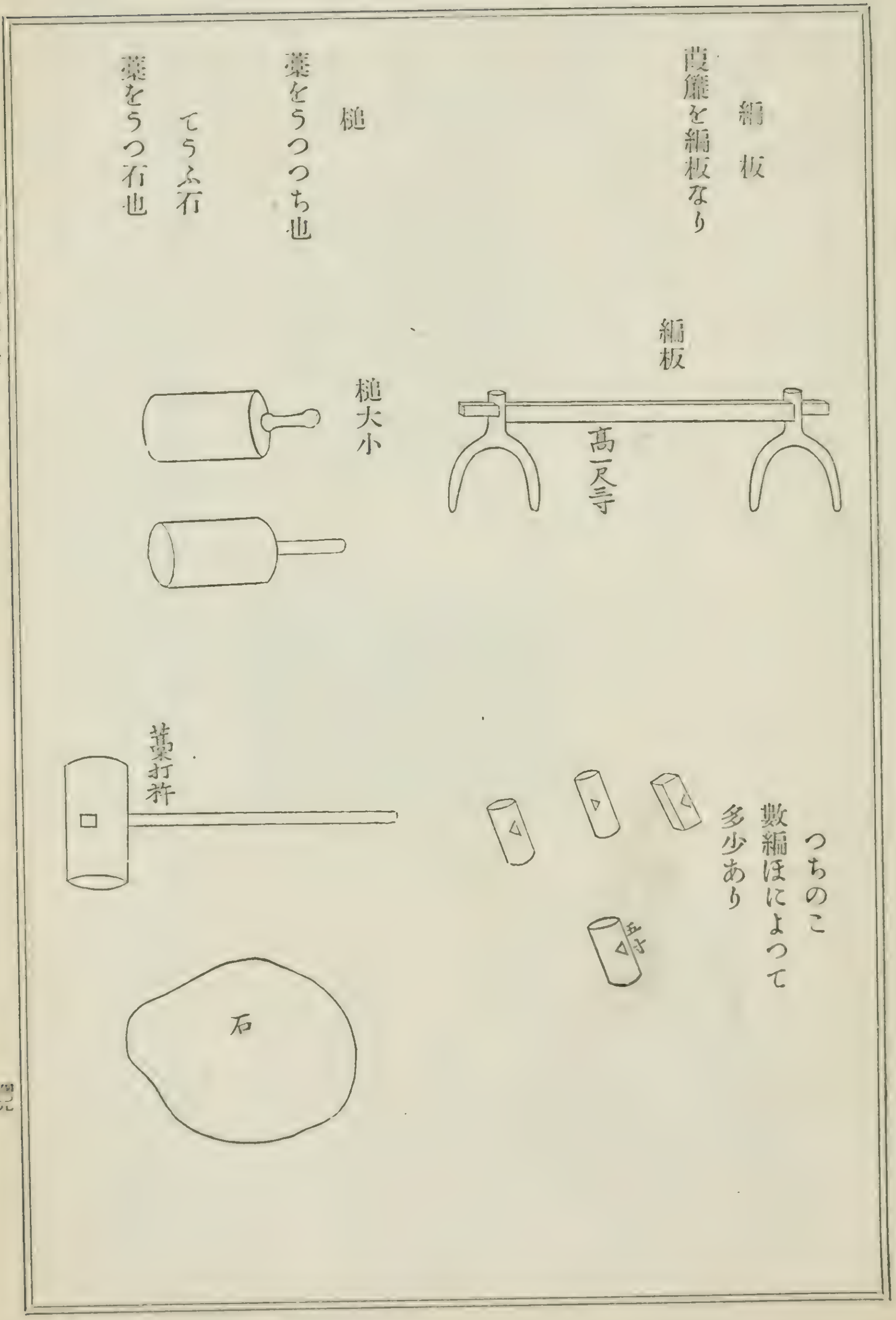




莚機

槙にてするなり、梭はかきの木也

代銀弐匁より弐匁五分



編板
莚簾を編板なり
槌
藁をうつつち也
てうふ石
藁をうつ石也
編板
高一尺寸
槌大小
藁打杵
つちのこ
數編ほによつて
多少あり
五寸
石

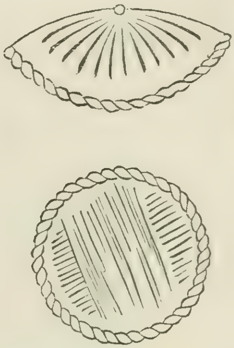
俵

米を入るたわら一ッに藁八わ、ぬいほ繩九尋にて四ほにあむなり、たわらは藁貳把にて一ッを組也

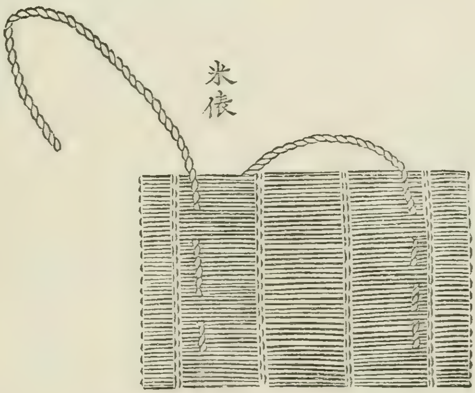
結なわは兩のひうちに四尋、横の五所に十尋、立の十文字に七ひろ半、たるくさり八尋也

叺

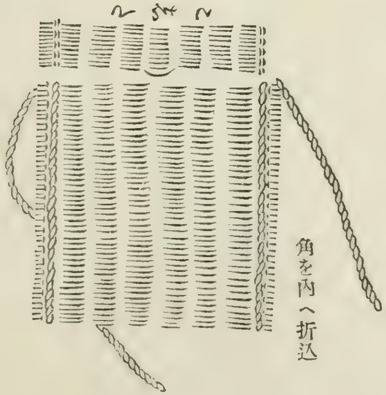
かますはなたねを入る、むしろの



さん俵二色有



米俵



叺

端には太繩を當て、細なわを以てとづる也

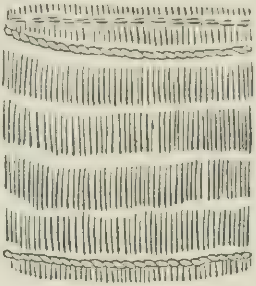
莚

幅三尺の間に介莚たて、縄十九日たつるなり、一目といふは二筋也、一枚にたて縄四拾弐尋、藁八把或は十把入物也

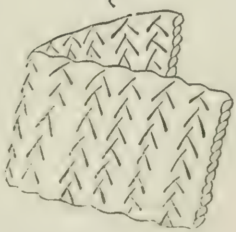
ねこた

幅三尺に八目たて、なわをたつる、藁十五わ入もの也

莚



ねこた



手籠

馬いつみ

藁にて編也、ほ縄はぬいほ縄にて四ほにあむ、口のさし渡し一尺五寸但大手籠なり

ぬいほ縄にて編也、幅一尺長一尺弐寸七ほかくる

旅いつみ

大たは藁十束を繩百尋にして、幅一尺五寸長二尺五寸にあむ、但十二ほ掛る大たはわら十束入

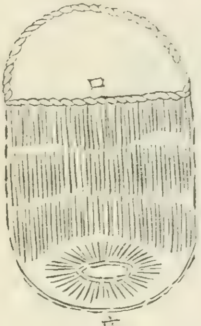
たんぽいつみ

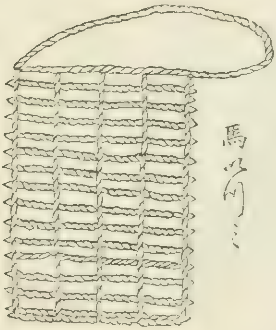
わら繩六十尋にて、ほなわぬいほなり、廻三尺長壹尺壹寸六ほ懸るなり、但六十尋入

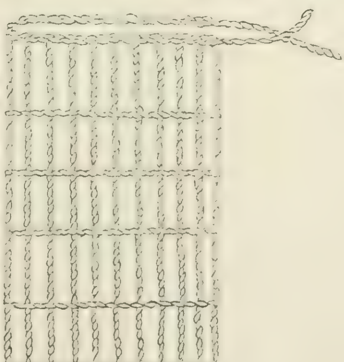
大いつみ

藁繩六十ひろにて、廻六尺長一尺五寸にあむ

手籠







旅いつみ

たんほいつみ、大いつみ、是におなじ、旅いつみとは、一日又は二日も遠方馬遣時大豆等入る、其外田方へも葉飼時用る

持籠

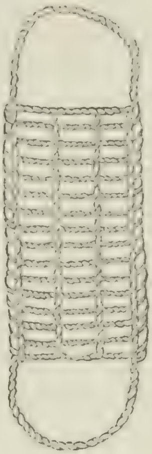
藁縄六十尋にて六ほにあむ也、幅弐尺五寸長三尺五寸也、但二人持なり、但壹荷に六十尋入

ふり持籠

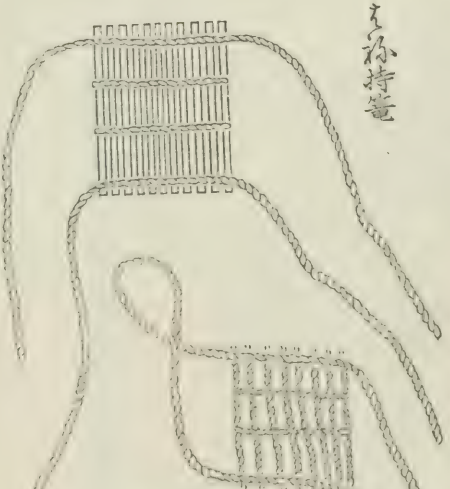
藁縄五十尋にて一荷編なり、一尺弐寸四方にして四ほ掛る也、但一人してになふ手縄五尺ツヽ入

はね持籠

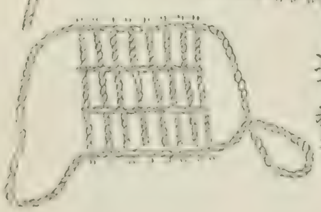
竹にて幅一尺長一尺二寸わら縄にてあむ也、但両方に手縄を四筋付て、深き江の土を二人してはね上



持籠



はね持篭



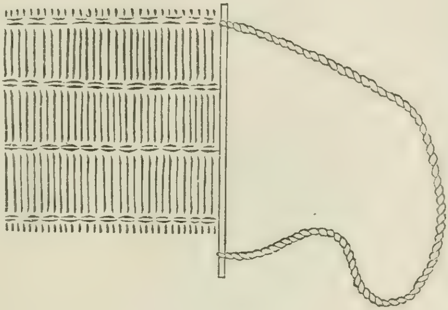
ぶり持篭

る也、手縄六尺餘

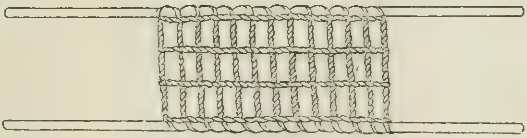
ひきずり持籠

藁にてあむなり、或は莚にてもする、幅三尺五寸に横木を付て三尺四方に編なり、但横木に縄をつけて、一人或は二人してひく也、兩方に長一丈計の縄を付る

引ずり持籠



手持籠



手持籠

太縄九十尋にて、幅二尺五寸長三尺にあむ、兩方に木を通す、但長八尺三寸たかね三把入

はんとり

藁にて編は十ほ十二ほ也、あみほぬいほにてあむ、廻り壹尺程のたばね一把にて一ッのほなわあり、藁は大たば三束半入ものなり

ぬいほにてあむは十五ほ十六ほかくるなり、編ほともに廻一尺ほどのたばね七把入なり、七把には大束のわら三十五束ほどぬくなり





下蓑

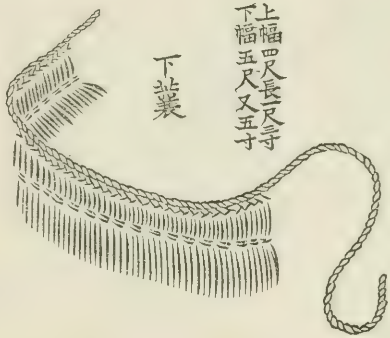
ぬいほにて六ほにあむなり、ぬいほ廻り一尺たばね三把入なり、編やうばんとりに同じ、廻壹尺たば入、但六ほかけにして

胸當

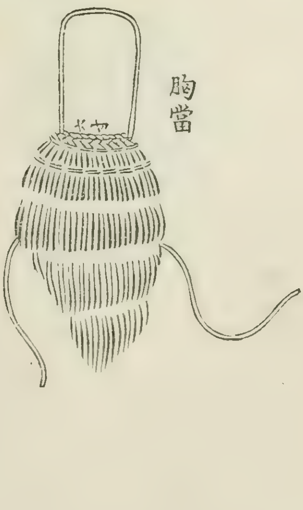
ぬいほにて四ほにあむ也、廻り一尺のたばね一把入なり、但上六寸下一尺貳寸に、たけ廻り一尺のたはねいほ壹把入る

上幅四尺長一尺寺
下幅五尺又五寸

下蓑



胸當



ばか

ぬいほにて四ほ或は五ほにて編なり、廻一尺のたはね一把入もの也、是は泥田をうつ時股にはくなり

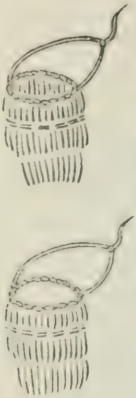
こて

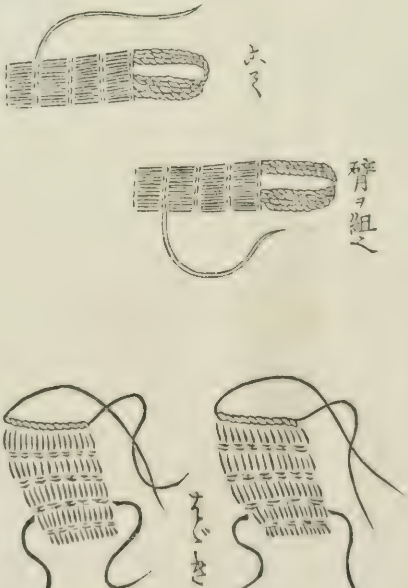
藁にて編なり、稲苅時手にかけ用る

はゞき

わらぬいほがまなどにてあむ也、ほは何ほにてもかくる、大かた六ほにして上はゞ一尺貳寸長九寸

ばか　長六寸餘廻二尺





脊當

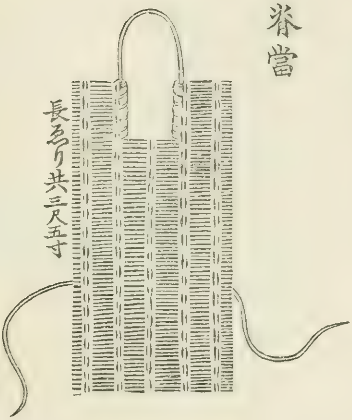
藁をぬいほ縄にて五ほ或は七ほかけて編、わら八把程入ものなり、わらは不レ打とあむ、但藁八把ほど入る

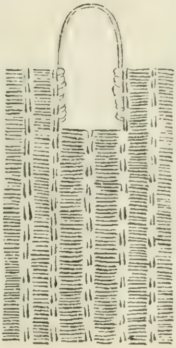
ねこかへ

太き縄を十四筋たてゝ打、わらにて厚く組也、藁は大束二束入もの也、立に太縄を十四筋入てくむ、

成ほど厚くかたく大たばわら二束程入

脊當

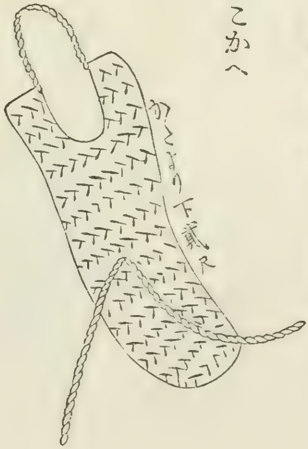




さつき蓆下女着

ねこかへ

上幅一尺、下幅八寸　ゑり二尺六寸



皐月蓆

田を植る時さをとめのきる物なり、わら貳束入脊當の如くにしてあつくあむなり、所によりて常のこもにて用る、但えり付こもにして五ほあみ、長えりとも三尺五寸はしひけ共に貳尺五寸ぬいほ繩にて編、わらは打て切ほうにしてあむ、大たば貳束入る、但雨降の時用る

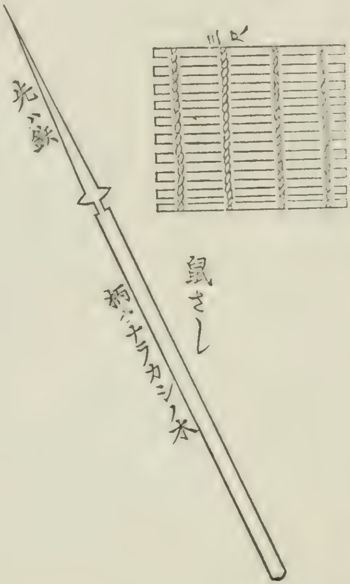
鼠指

長一尺二三寸角に打なり、柄は樫にて長六尺にて仕込、是はねづみうぐろもちの畔を破るゆへに上より指なり

土豹止

うぐろもちのあぜを損るによつて、竹或はすゝきにて簾をあみて畔にて埋ぬるなり

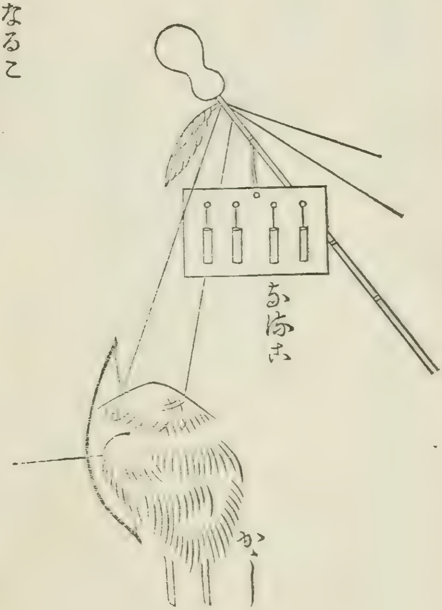
土豹止



鼠さし

かゝし

鳥威なり、胴大方わらにて拵へ、其上に古笠古蓑にて人形をつくる高さ三四尺計



管をきり板に付る、板なる程輕きがよし、總じて鳥類のおどし、品々は死鳥、死けだ物、鳥の羽、亦は麻がら、亦は糸にかみを切付、又は竹竿何にても黑白を初、常に見馴ざる物を、また板五六寸に横幅七八寸、但板うすきは風にてうごきなる、能きなり

此一部者石川郡御供田村居住之十村役土屋又三郎、遁世して直心といひける者の編たる物也、元祿の半頃か改作奉行園田左十郎と云者罪出來の時、不調法の品有て禁籠し、園田落着之刻に籠舍は一年計經て御救免、十村役は被召放平百姓に成けるが、無程遁世しける、是を算用場の奉行共へ

一應不レ達との咎にて、百日計遠慮してゆるされ、享保四年正月に病死、歳は七十八歳かと覺るの由

或人語りける、當年去人に借て寫して、直心が心意を盡して編たるもの故、賞感の餘り毫を染る者也

享保四年厚秋仲旬

耕稼春秋卷七大尾

牧民忠告解

樋口好古著

牧民忠告解序

蓋邦政之道、以牧爲本、治道能否、因司牧之賢不肖定矣、易緯曰、建其本而萬物理、失之毫釐、差以千里、司牧之任、豈不難乎、竊以、治民之道、雖粲然明於經傳、至于條舉其從事之節目者少焉、癸卯之秋、吾藩參政人見公、兼任司農長時、前少府冢伯譽氏、贈牧民忠告一部、好古以班其部下、輙屢誦習、希孟學行、風節之隆、宛然見於言外、其言可、則其跡可覆、如渇而飲、餓而食然、告諭司牧之詳、豈有如此書者乎、誠化民之原本、成俗之樞機也、令好古撰國字解、忘其固陋、乃謀諸弟杉浦邦古、吏役之暇、互撰互校數次、邦古閲市、得忠告俚諺鈔、相謂曰、有是哉、千載知音者非耶、於是將半途而廢業、尚且熟讀數回、惜乎似有爲而撰述、故咕咕雜他語、未足以爲直解、乃復秉翰以卒業、嗚呼此書也、非求之風烈、驗之治道者、安能得其奥旨也、能任其事者、蓋有其人矣、初脫稾也、公語曰、梓鏤貴精、慇哉、亦時自裁之、夫解以國字者、不啻好古固陋不學、庶幾使誦之者、如耳提而面諭之、切信其忠告也、是以不悉釋字義、通解大意而已、書成、參政兼司農長間宮公命上木、出府金以助費、請牧民君子、欲尊信忠告之意、益宣太平之化、然則其邦政之達、猶百川之歸巨海、鱗介之宗龜龍耳

天明五年乙巳十月

尾張司農府吏樋口好古謹撰

牧民忠告一十篇、故西臺中丞張希孟之所作、以告司牧者牧民之道也、高唐鄒從吉爲崇安令、得其書推行之、崇邑大治、自垂白之老皆言、生未嘗見此賢令也、深山窮谷之民、皆設主生祠令、以祝其眉壽、忠告之明効有是哉、他日從吉謁炳曰、愚得中丞一二言、而幸不多得罪於民、皆中丞賜也、愚不敢獨有其忠告、願刻而傳之、以推廣中丞氏之心、子其爲序之、可乎、嗟夫希孟、仁義之人也、余雖不識希孟、余知希孟之爲仁義之人也、請誦其風烈、使牧民君子、皆知希孟之肝膽、而信其忠告也、斯民其殆庶幾乎、希孟濟南人、有學行風節、恒以天下爲己任、所歷之官、皆卓然有能聲、爲御史時、諫天子劾權臣、動搖山岳、天下凛然、南波之變、希孟大傷天倫之崩壞、發憤不仕、固將終其身、晉邸七命之、終不起、天歷干戈後、關陝大旱、饑人相食、制詔希孟入西臺、迺蹷然起曰、西人餓死矣、此豈我堅臥時邪、卽上馬馳行、至華山下、則爲民祈雨、雨大行、嗟呼時六年旱矣、而希孟以惻怛之誠、一夕感天雨、天人之際、豈直相遠哉、彼六年不雨、以致斯民餓死者、夫人得無罪也邪、既入西臺、竭力救飢民、如救赤子之焚與溺也、由希孟而不死者、雖不下數萬人、然方千餘里之大饑、人力終有未如之何者、嘗下馬、與饑人號天相慟哭、竟以憂勞成疾卒、靈車東還、百姓皆哭之、如哀其父母、嗚呼希孟仁矣哉、牧民君子、若誠如希孟之愛民、則何古人之不可及哉、雖然希孟明學而不惑、故其見諸言行者、皆藹然仁義之形也、苟唯不明、則己淪溺之不暇、尙何足以保民、故曰、不明乎善、不誠乎身、民不得而治也、苟明矣而不持其

本、則猶不能善治也、本者何敬也、語曰、脩己以敬、脩己以安人、是脩己安人、皆本乎敬也、而先哲有言、敬者禮信達順之道也、聰明睿智、皆由此出、以此事天饗帝、誠哉是言、敬然後可以語王道、後至元四年夏五月、彭炳序

牧民忠告解序

我藩參政致仕人見君兼司農事之日、求牧民忠告於余、余爲之搜索、則會有家叔子裕所藏、乃請而贈焉、此書也、元中丞張希孟、爲高唐鄒氏而所著也、鄒氏推行諸祟邑、祟邑大治云、人見君獲而喜之、享拱璧、亦不獨秘帳中、謀與衆縣令俱之、前府吏樋信夫、頗習文辭者也、請撰國字解以刊布四方、許之、於是信夫與弟圀章、戮力勵志、起艸於家、人見君業已盡心民事、無所不至、於此解、亦復手自修飾之、及信夫脫稿、亘細淺深、大得希孟氏之意、昔者猷廟之時、丞相會津侯、深信是書、上之梨棗、以贈當時列相、亦唯辭之異俗、猶隔靴搔痒、則一讀難通曉、是以有某氏諺解者、雖然駁而不純、不足以行于世焉、今也此解一出、則如軒々朝霞舉、瞭然于心目間矣、夫希孟氏仁人也、某方圖中大旱、民饑泣、禱華山、則大雨如注、禾黍立生、鄒氏用其書、則祟邑大治、語云、有德者、必有言、言行並存者、如希孟氏所爲、而後爲獲也、雖然辭之異俗、非信夫

解而通一則不レ能レ瞭二然于心目間一也、由レ是觀レ之、希孟待二信夫之解一而後得レ施二仁民之心于後世一信夫亦待二人見君之助一而後得レ展二羽翼之力於今日一抑人見君仁民之心、我可レ謂下與二希孟一並傳中千載之下上哉、今茲刻成、屬二序於余一余雖レ不レ知二信夫一然人見君之命也、豈可レ辭乎、遂書二所懷一以贈云

天明卯年丙午初冬之日　大塚長幹撰

牧民忠告解卷之上

尾張　樋口好古著

此書ハ、元ノ西臺中丞張養浩、字ハ希孟トイヘル人、郡縣ヲ治ル官人ノタメニ作レリ、初テ其官ニナルヨリ、官ヲヤメサルマデノコトヲ、箇條ヲワケテ、十篇ニ述タリ、牧トハ、ヲサムルトモ、ヤシナフトモ訓シ、尙書ニモミエタルトホリ、人ヲ治ル官ナリ、忠告トハ、眞實至極ノトコロヲカザリナク、ネンゴロニ、司牧ニツゲサトスト云義ヲ取テ題號トス

拜命第一凡六條

命トハ、上ノ仰付ヲ云、ソレヲ拜シテウケタマハルト云コトナリ

省レ己

役義ヲカフムルト、マヅ我心デ心ヲヨク合點スルヤウニ、自問自答スル意ナリ

命下之日、則捫レ心自省、有二何勳閥行能一、膺二茲異數一、苟要二其廩祿一、假二其威權一、惟濟二己私一、靡レ思レ報レ國、天監伊邇、將レ不二汝容一、夫受二人直一、而怠二其工一、儋二人爵一、而曠二其事一、己則逸矣、如二公道一何、如二百姓一何

マヅ上ヨリ役儀仰付ラルヽト云命ガ下ルト、早速我身ヲカヘリミヨ、何ノイサヲシモナク、家柄デモナシ、格別孝ノ忠ノト云行モ又生レツク藝能モナイニ、數百人ノ中デ此格別ナルオミダシニアフタコトジヤ、假初ニモオアテガヒヲ我物ニシ、役威ヲカリテ、自分勝手ヲイタシ、國恩ニ報イントオモフ心ナクバ、天ノ照覽ハ遠イコトデナイ、オソロシイコトジヤ、我身ノオキドコロモナイヤウニナラフ、人カラ代物ヲウケナガラ、其受負タ仕事ヲセズ、位ニアリナガラ、其ツトムベキ職事ヲムナシウイタヅラニシテヲルハ、其身ハヒマデ樂ヲスルガヨクトモ、ソレデハオホヤケノ筋道ガタツマイ、ソレデハオアヅカリノ百姓ガドフナラウ、ヨク〳〵合點スベシ

克二性之偏一

夫及レ物之心、人孰不レ有、第材質强劣、有レ所レ不レ同、苟卽二其所レ短一、而痛自克治、則官無レ難レ爲、事無二不レ集者一矣、弛緩克レ之以レ敏、浮薄克レ之以レ莊、率略克レ之以レ詳、煩苛克レ之以二大體一、苟不レ度レ所レ任、一循二己之偏一而處レ之、鮮レ有二不レ敗者一矣、古人佩レ弦佩レ韋、亦皆此意、今人往往、讀レ書無レ益、

莅レ官不才者、皆由下狃ニ於習一、而不上レ知ニ痛自克治一故也

總體人ハ其スルコトイフコトニツキ、人々相應ニ物ニオシオヨボス心誰シモアルモノジヤ、其内人ニハ才智氣質ノマサリオトリノ一樣ナラヌトコロガアルガ、コレモ人々ノトリマハシ次第デ、ドフデモナルモノナレバ、其タラハヌトコロニ就テ、ツヨク自分ト其偏氣ナトコロヲカチサル時ハ、役儀ノツトメガタイコトナク、事業モ成就セヌコトハナイ、サレバユルヤカデ手オクレガチナルモノハ、カシコク急ニ埒ヲアケルヤウニシ、カルハヅミナルモノハ、オモ〳〵シク身ヲ持ヤウニシ、疎忽ナルモノハ、丁寧ニ物事念ヲイレルヤウニシ、コザ〳〵ト繁雜ナルモノハ、コマカニ針ヲサスヤウニナリ、人々タヘヌモノユヱ、オホクヽリノトコロバカリシテ、一向人ノ痛ニナラヌヤウニスルガヨイ、假初ニモ下ノ任フベキトコロヲハカラズ、我ガ氣ノカタヨツタナリデ事ヲトリサバク時ハ、大方シソコナイガデクルモノジヤ、去程ニ董安于ハ生付ユルキ人ユヱ、弓ノ弦ヲ腰ニオビモノトシテ、弦ノリントハツタゴトク、敏急ニスルヤウニシ、西門豹ハ性急ナル人ユヱ、韋ヲ腰ニオビモノトシテ、韋ノユルキヤウニ自分トユル〳〵トスルヤウニシタモ、皆此意ナリ、然ルニ今時ノ人エテニ書物ヲ讀ナガラ、何ノ利益ナク、役儀ヲツトメテモ、不便利ナルハ、其ワルイ仕僻ニ狃テ、自分ト僻氣ナトコロヲカチサルコトヲシラヌユヱジヤ

戒レ貪

普天率土、生人無レ窮也、受二愛國寵靈一、而爲二民司牧一者、能幾何人、既受レ命以牧二斯民一矣、而不レ能レ守二公廉之心一、是自不レ愛也、寧不レ爲二世所一レ誚耶、況一身之微、所レ享能幾、厭心溪壑、適以自賊、一或罪及、上孤二國恩一、中貽二親辱一、下使下二鄕隣朋友一、蒙レ詬包上レ羞、雖レ使レ累二千金一、不レ足二以償一二一夕縲紲之苦一、與二其戚二於已敗一、曷二若嚴二於未然一、嗟爾有官、所レ宜二深戒一

天地ノ間ニ生ルヽ人ハ、數カギリハナイ、然ルニ上ヨリ結構ナル寵恩ヲウケテ、百姓ヲヲサメル代官トナル者ハ、イクタリモナイ、マヅ仰付ヲウケ、此多クノ民百姓ヲ治ルニ、公道廉直ノ心ヲ守ルコトノナラヌハ、是我ト我身ヲ大事ニセヌト云モノジヤ、ケ樣ノ心入デハ世間ノ人カラ彼是イヒナシ、セメニモアヒサフナモノジヤ、マシテ人ノ一身トイヘバ、ワヅカチイサイモノデ、食フモ衣ルモタケノシレタモノジヤニ、心ノ欲ノフカサハ、溪壑ガ山々ノ水ヲウケコムヤウニ、アヤタルコトヲ知ラヌ、其樣ナ者ハマサシク自分カラ身ヲヤブリソコナフヤウニナル、一タビ罪科ノ身ニオヨブヤウナコトガアルト、一分ノコトデハナク、上デハ國恩ニソムキ、中デハ親ノ耻辱ヲノコシ、下デハ鄕里近隣ノ友達マデノカホヲヨゴシ、羞ヲカヽセルヤウニナル、ソレデハタトヒ千金ヲツミカサネタリトモ、ワヅカ一夕ノ間縲目ノ辛苦ヲツグナフニモタラヌ、スレバ身ニシソコナヒノデキヌウヘデカナシビクヤムヨリハ、其シソコナヒノデキヌサキカラ、隨分嚴重ニ身ヲ持ガナントヨイデハナイカ、嗚呼サテハ代官職ヲツトメル衆中ヘコノコトハドウゾ深クイマシメタキモノジヤ

民職不レ宜ニ泛授一

民ヲ治ル奉行職ノ者ハヨク〱人ヲ撰デ命ズベキコトヲトケリ

今選レ官者、大率重レ內而輕レ外、殊不レ知下漢宣帝所ニ以富一レ民、唐太宗所ニ以家給人足一、皆由レ重ニ牧民之長一故上也、嗚呼牧民之長、其重若レ此、乃泛焉而選、惜焉而授、奚爲不ニ是慮一也哉

今時官ヲエラブニ、大旨上ノ膝下ヲ勤ル役ヲ重ンメ、都外遠國ノ役人ヲ輕ンズル、コレト云モ、前漢ノ宣帝ノ天下ノ民ヲ富シメタマヒ、米一石ノ直段五錢ニオヨビ、唐ノ太宗ハ萬民ヲ家業ニアリツケ、人々足ルヤウニシタマヒ、粟一斛ノ直段三四錢ニナリシト云コトモ、皆牧民ノ長タル人ヲ重ンジ玉ヒショリ、ケ樣ニメデタキ御代トナツタト云ワケヲ知ラヌカラジヤ、アヽサレバ牧民ノ長ハ至テ大切ナト云ワケハカフシタコトジヤニ、バツト例型バカリナドデエラビ、一々ニクハシキエラビモナク、滅他ニ其役儀ヲ授ルトイフハ、思慮分別モナキ仕方ナリ

心誠愛レ民、智無レ不レ及

赤子之生、無レ有ニ知識一、然母レ之者、常先レ意得ニ其所一レ欲焉、其理無レ他、誠然而已矣、誠生レ愛、愛生レ智、唯其誠、故愛無レ不レ周、惟其愛、故智無レ不レ及、吏之於レ民、與レ是奚異哉、誠有ニ子レ民之心一、則不レ患ニ其才智之不一レ及也

赤子ノ生レ出タトコロハ、疼イ痒イノオボエアルヤウナマデデ、物ノワカチハナケレドモ、母タル者

ガ常住トヤカクト意ニサキダチ、赤子ノ安イヤウニスル、其道理ハ外ノコトデハナイ、親子ノ誠カラサフシタトノジヤ、サレバ其誠ヨリ自然トイトシカアイト思フ心ガデキ、其カアイトオモフカラ、自然ト才ハタラキガデキルモノジヤ、トント誠ノ心ガアルユヱ、愛情ノニキトヾカヌコトモナク、ホンノ愛情ガアルユヱ、才智ノオヨバヌコトモナイ、役人カラ百姓ヲトリマハスモ、是ト何ノ差別アラフヤ、眞實タチイリテ百姓ヲ我ガ子ノヤウニ思フ心サヘアレバ、才ハタラキノオヨバヌコトヲ何モウレヘルコトハナイ、ドノヤウナルオロカナル親デモ、子ハ相應ニソダテアゲル、ソレトオナジコトジヤ

法律爲レ師

吏人蓋以二法律一爲レ師也、魏相所三以望二隆當世一者、漢家典故、無レ所レ不レ悉也、凡學仕者、經史之餘、若二國朝以來典章文物一、亦須二備考詳觀一、一旦入レ官、庶不下爲二俗吏一所上レ迂也

役人トナツテハ、マヅ國ノ法度掟ヲ師匠ノ如ク手本トスベキコトナリ、サレバ前漢ノ魏相ト云人、ソノ世ニ人々ノ見コミサカンナリシワケハ、漢家ノ故事、朝廷ノ作法、禮義ノコトマデ、ユキワタリタルカラノコトジヤ、總體學デ後奉公スル者ハ、經書ヤ歷史ヲヨム外ニモ、當代ノ定書禮式樣ノモノマデ備サニ考ヘ詳カニ觀テオクガヨイ、一旦官ニ升ルトモ、俗吏ニミオトサレテ、間ニモ合ハヌ人ジヤトオモハレヌヤウニシタシ

上レ任第二九六條

是ヨリ司牧トナツテカラノ心得ヲトケリ

事不ニ預知一、難ニ以應レ卒

一切ノコト前ビロニ合點シテヲラネバ、ニハカノ間ニ合ヌモノユヱ、其事ヲイマシム

比レ入ニ其境一、民瘼輕重、吏弊深淺、前官良否、强宗有無、控訴之人多與レ寡、皆須ニ盡レ心詢訪一也、至則遠居數舍、召ニ掌レ之者一、語ニ其詳一、疏ニ其槩一、先得ニ其精一、下レ車之日、參考以斷、若素無レ所レ備、卒然至レ部、聽レ訟之際、百姓聚觀、一語乖張、則必貽ニ笑闔境一、況民心易レ動、尤在ニ厥初一、初焉無ニ以厭ニ服其心一、後雖レ有レ爲 亦將ニ奚信一、不レ然受ニ其訟一、而翌日理レ之亦可、殆不レ宜下輕卒應荅、使中士民失上レ望也

司牧トナツテ支配所ノ境ヘ入ルコロ、是マデ百姓ノ手前デ年貢諸役ナドノコトニツキ、難儀ノカヽルコトカ重イカ輕イカ下役共ガ我マヽヲハタラキ、百姓ヲイタメ、處ノ迷惑ニナルコトノ深イカ淺イカ前役ガヨイ人カ、ワルイ人カ、支配處ニ鄕士ヤ豪家ナドガアルカナイカ、訴訟人ガオホイカスクナイカト、萬端心ヲ盡シテ思案シ、人ヘモ問尋テオクヤウニスベシ、サテ支配處ヘ至ル時ハ、其マヽ忽卒ニハユカズ、役處ヘユク間マヅ一二日路モ隔テ止宿シ、サキ〴〵ニテ下役又ハ庄屋五人組ナドヲ呼デ、其處ノナラハシ樣子委細ノコトヲカタラセキヽ、其大概アラマシノコトヲ書記シ、先達テ其村々ノ風情ヲノミコミオキ、役處ヘ到着シタナラバ、是等ノコトドモヲヨク〳〵考合セテ判斷

セヨ、若又元ヨリ何ノ覺悟モナク卒然トイソギアハテヽ役處ヘイタリ、公事ヲキヽサバク間、百姓ガヨリアツマリミテヰルニ、一言ニテモ筋道ニソムキシコトヲイヒ出セバ、必支配處中ノ笑グサニナル、マシテ民百姓ノ心ヲヒキタテルコトノナリヤスイハ、尤其初カラノヲサメ方ニヨルコトジヤ、處ノ代官モ代レバ、百姓ノ心モ自然トアラタマリ、初カラノヲサメ方ニヨリテトリマハショクナルモノナリ、初ヨリ百姓ノ心ニオモヒツキガナケレバ、ノチ〲器量ナルトリアツカヒヲシテモ、モフナニトシテ百姓ガ信用スルモノジヤ、即座ニサバキガタキ公事ナラバ、其訴訟ヲマヅ當日ウケテオキ、翌日トリサバキテ、能事ノヲサマルヤウニスルモヨイ、イカホド才發ナルモノデモ、即時ニ智慧ハハタラカヌモノユヱ、マヅヒトシヅメシテ、ヨク〲分別スレバ、何事モシソコナイハナイモノジヤ、訟ヘノアルヤイナヤ、カロ〲シクトリハカラヒ、疎忽ナルウケコタヘナドヲシテ、最初カラ士民ノオモヒ入ノチガハヌヤウニセヨ

受レ謁

支配處ヘユクト、配下ノ者イヅレモ來テ目見ヲスル、其ウケヤウヲトケリ

諸執事參謁、不レ可ニ默然無ニ一言一、第曰、謬蒙ニ國恩一、託ニ茲重寄一、甚レ背汗レ顏、期下與ニ諸君一滌レ慮洗上レ心、以宣中大化上也、汝或余違、國有ニ常憲一、非レ所ニ敢私一、諸君其愼レ之

初テ役處ヘ出、下役共皆參テ目見ヲスル時ニ、默然トダマツテモヲラレマイ、タヾ言ハンニハ、我

何ノオボエモナケレドモ、誤テ國恩ヲ蒙リ、此重イ役儀ニナツタハ、存モヨラヌコトデ、我等ガ身ノ上ニトツテハ、背ヲ芒ノシク〱トサシ、顏ニ汗ヲナガスホドニ術ナイ、ケ樣ニ任ヲ蒙ルウヘハ、伏藏ナク相互ニ申合セ、上ノ御德義ノ末々マデアマネクユキワタルヤウニナルヲメアテトシ精出スベシ、モシ〱汝等我ガ此存念ニ違背スレバ、御定條目等アルコト故、オレガカバフコトハナラヌ、何レモ謹デ萬事トリアツカフベシ

治レ官如レ治レ家

治レ官如レ治レ家、古人嘗有二是訓一矣、蓋一家之事、無二緩急巨細一、皆所レ當レ知、有レ所レ不レ知、則有レ所レ不レ治也、況牧民之長、百責所レ叢、若庠序、若傳置、若倉廥、若囹圄、若溝洫、若橋障、凡所レ司者甚衆也、相レ時度レ力、弊者葺レ之、汙者潔レ之、堙者疏レ之、缺者補レ之、舊所レ無レ有者經二營之一、若レ曰下彼之不レ修、何預二我事一、瞬夕代去、自苦奚爲上、此念一萠、則庶務皆隨矣、前輩謂公家之務、一毫不レ盡二其心一、卽爲レ苟レ祿、獲二罪於天一

公用ヲトリアツカフハ、我家ヲ治ルヤウニセヨト云、古人モ兼テ此敎訓ガアル、家内ノ事ハイソガヌコトデアレ、イソグベキコトデアレ、オホキナコトデアレ、チイサイコトデアレ、何デモカデモ、知ラネバナラヌ、何一ツデモユキワタラヌトコロガアレバ、ヲサマルモノデハナイ、マシテ百姓ヲ治ル奉行代官ハ、サマ〲ノ責ノツドヒアツマルトコロジヤ、先其處ニ學問所アリテ、士分ハ禮

義ソレ〳〵ノ事ヲ學ビ、賤男賤女ニ至ルマデ五倫ノ教、郷約ノ類、ソレ〳〵ノ筋道ヲ教ヘ、驛場ニハ駕籠ヤ傳馬ヲ置、公私旅人ノ用ニ備ヘ、米穀芻藁ノ類ヲイレル藏ヤ、牢屋敷ノコトヤ、其外用水井懸リ橋ヤ堤ノコトニ至ルマデ、一切ノトリアツカヒ甚多イコトジヤ、サテ處々ノ造作土普請ナドニ、百姓ヲツカフニ農隙ノ時節ヲ見立、人夫ノ力ノオヨブダケヲ計テ申付、社廟人家ナドノ破損セルヲバ葺ツクロヒ、道路ナドノ塵芥ノアツマリケガレタヲバ、サツパリト掃除シテ、イサギヨクシ、山川用水井懸リノウヅマリフサガリタルヲバサラヘ、ヨク水ノ通ルヤウニシ、諸事ノ缺タルコトアラバトリツクロヒ、元ヨリナキコトニテモ、處ノ益ニナル筋ハ作ルガヨイ、然ルニ支配處ノ事ガトトノハヌトテ、是ガ何ノ我ガ預ルコトデアラフ、我トテモヤガテ代リ去ル身分ナレバ、イラザルコトニ心ヲ盡シテ骨折ヨリ、成合ニシテオカフト云、ケ樣ノ惰慢ナル一念ガ萌シ起レバ、モフ一切ノ務モ其氣ニ就テマハルモノユヱ、何ゴトモ深切ニハユキトヾカヌモノゾ、サレバ前輩モ一筋ノ毫ホドデモ、我ガ心ニカケズ如在ニスレバ、知行盜ト云モノデ、天道ニソムクユヱ、御咎ニアフテ身ノ破滅ニナルモノジヤト云タルナリ

瘴說

昔人有下欲レ之レ官、而惡二其地之瘴一者上、或釋レ之曰、瘴之爲レ害、不二特地一也、仕亦有レ瘴也、急催暴斂、剝レ下奉レ上、此租賦之瘴、深文以逞、良惡不レ白、此刑獄之瘴、侵二牟民利一以實二私儲一、此貨財之瘴、

攻レ金攻レ木、崇ニ飾車服一、此工役之瘴、盛揀ニ姬妾一、以娛ニ聲色一、此帷薄之瘴也、有レ一ニ於此一、無レ間ニ遠邇一、民怨神怒、無レ疾者必有レ疾、而有レ疾者必死也、昔元城劉先生處ニ瘴海一、而神觀愈ゝ强、是知下地之瘴者、未ニ必能死上レ人、而能死レ人者、常在中乎仕瘴一、慮レ彼而不レ慮レ此、不ニ亦左一乎、故余具載ニ其言一、以爲ニ授官憚レ遠避レ難者之戒一

昔ノ人役儀ニ就テ南州ヘユキ、暑毒ニアフテ疾トナル、是ヲ地瘴ト云テ、ソレヲニクミ嫌フモノガアル、或人是ヲ釋テ云ニハ、此疾ノ害ニナルコト、只土地バカリニツキタルコトデハナイ、ヤハリツトメノウヘニモ此疾ハアルモノジヤ、マヅ年貢ヲ取立ルニ、火急ニセタゲタリ、無理ナ㕝ヲ申付タリシテ、百姓ヲセメサイナミ、下ノ物ヲ剝取テ上ヘ納ル、是ヲ租賦ノ瘴ト云、針ホドノコトモ法ニアテヽ、僉議ヲタクマシウシテ辛目ニアハセタリ、善惡ヲ明白ニトリサバカズ、無實ノ者モ罪ニオトシ、フトヾキ者モユルシナドスル、是ヲ刑獄ノ瘴ト云、百姓ノ勝手ニナル物ヲ手前ヘヒキイレテ、自分ノ財寶ヲ肥ス、是ヲ貨財ノ瘴ト云、車服ノ類、金銀珠玉デカザリ、彫物組物手ヲ盡シ、潜上ヲスル、是ヲ工役ノ瘴ト云、カホヨキ女子ヲエラビアツメ淫聲好色ヲタノシム、是ヲ帷薄ノ瘴ト云、此等ノコトガ役人ノ身ノ上ニ一ツデモアレバ、治處ガ遠イノ近イノト云差別ナク、百姓ハ怨ミ、鬼神モ怒ル、其祟リデ無病ナ者ハ必病ガデキ、病身ナ者ハ必死ヌルヤウニナル、昔元城ノ劉忠定公ト云人ハ、南方瘴海ノ地ニ役儀ヲカフムリキタレドモ、徳義ヲ專ニシテツトメシユヱ、瘴氣ニモ中

ラズ、精神身體イヨ〳〵堅固ニアッタ、スレバ土地ノ毒氣ガ必シモ人ニ當テ死ヌルモノデハナイ、エテ人ノ死ヌルハ、奉公ヲ不埒ニスル者ニアル毒ト合點スベシ、夫ジヤニ瘴癘ハ土地ニバカリアリテ、勤方ノ上ニモアルヲ夢デキルハ、イカイ料簡チガイジヤ、夫故委細ニ其言ヲカキノセテ、役儀ヲ蒙リナガラ、遠方ヲキラヒ、難場ヲサケル者ノ戒トス

禁二家人侵漁一

家内ノ奢侈ニヨリ、百姓ノ物ヲダマシドリニスルコトヲ禁止ス

居レ官所二以不下能二清白一者、率由二家人喜レ奢好下侈使レ然也、中既不レ給、其勢必當レ取二於人一、或營レ利以侵レ民、或因レ訟而納レ賄、或名二假貸一、或託二姻屬一、宴饋徴逐、通室無レ禁、以致下動相掣肘、威無上レ所レ施、己雖二日昌一、民則日瘁、己雖二日懽一、民則日怨、由レ是而坐二敗辱一者、蓋駢レ首驪レ踵也、嗚呼使下爲二妻妾一而爲上レ之、則妻妾不レ能二我救一也、使下爲二子孫一而爲上レ之、則子孫不レ能二我救一也、使下爲二朋友一而爲上レ之、則朋友不レ能二我救一也、妻妾子孫朋友、皆不レ能二我救一也、曷若下廉二勤乃職一、而自爲之爲上愈也哉、蓋自爲雖二閽門恒淡泊一、而安榮及二子孫一、爲レ人雖二讙然如一レ可レ樂、而禍患生二几席一也、二者之間、非二眞知深悟者一、未レ易二與言一、有官君子、其審擇焉

役儀ヲ勤ナガラ、身ヲ潔白ニスルコトノナラヌハ、大方ガ家内ノトリシマリアシク、妻子ナドガヨイ衣服ヤ、ウマイ物喰ヲスクヲ、自分モ同ジヤウニ奢テクラスカラノコトジヤ、サスレバ大分ノ費ガ

アツテ、勝手向ガトリツヾカヌヤウニナルト、其勢カラ必人ノ物ヲ唯トルヤウニナル、或ハ我ガ勝手ニヨイ利潤ノツキサフナコトヲ目論見、百姓ノ物ノ何トナク手前ヘハイルヤウニコシラヘ、或ハ公事ガ出來ルト、ソレニツレテ賄賂ヲトリコミ、或ハ全體賄賂ヲトルハ御法度ナレバ、百姓カラ物ハトラヌ、借リルジヤナドト無理ニ名付テ、金銀ヲトリコミ、或ハ由緣モアル人ジヤナドヽイヒカコツケ、金銀ヲ取タリ、振廻ジヤノ、音物ジヤノ、アチヘユクジヤ、コチヘクルジヤノトテ、遠慮モセズ、心安ク突合ユヱ、頭モ、配下モ、百姓モ、一ツニナリテ、エテハソレカラ御用ノ事マデモ相談シアフヤウニ持崩シ、モハヤ御役人ノ恰好モ失テ、人ガオソレヌヤウニナル、サレバ我ガ身ハ日々サカンナヤウナレドモ、百姓ハ日々カジケ、我ガ身ハ日々ト歡樂ニミユレドモ、百姓ハ日々ウラミカナシム、此不埒カラ起テ、終ニハ天道ニ見カギラレ、其身ヲシマフノミカ先祖親族マデ耻ヲカヽセル大方ソンナ奴ガオヒ〳〵ニ首ヲナラベ跡ヲツグホトアル、嗚呼ナゲカハシイコトジヤ、モフサフナツテカラハ、此等ノ不埒ヲ妻妾ノ爲ニシタトテモ、妻ヤ妾ガ救ヒ助ルコトモナラズ、子孫ノ爲メニシタトテモ、子ヤ孫ガ救ヒ助ルコトモナラズ、朋友ノ爲ニシタトテモ、朋友ガ救ヒ助ルコトモナラズ、ドチカチ其不埒ヲ我身ニヒツカブルヤウニナル、スレバ職分ヲ廉直ニツトメテ、ソレヲ自分ノ爲トスルガ、何ヨリモマサツタコトジヤ、サルホドニ自分ノ爲メニヨクツトメルモノハ、常々ハ家内サビシククラセドモ生涯無事デ家相續シ、我身ノ安榮ヲ子孫ヘモオヨボシツタヘルナ

リ、妻妾子孫ナドノ爲ニスルトテ賄ヲトル者ハ日夜朝暮ニギヤカニクラスヤウデモ、天道ニサカフユヱ、終ニワザハヒガ足モトカラ出來テ、家ノ破滅ニナル、此等ノコトハ凡ノ人ノ耳ヘハイリカネルコトデ、ヨク道理ヲ知リ、深ク筋合ヲ悟タ人デナケレバ共々ハナシハナラヌコトジヤガ、ドフゾ役儀ヲツトメル衆々ハ、此理ヲヨクノミコミテ、ヨイカワルイカ、噛ワケラルヽヤウニシタシ

告レ廟

故事牧民官既上、必告二境内所レ當レ祀之神一、宜下以レ不レ賄自爲上レ誓、庶堅二其遷レ善之心一焉、倘後雖レ欲二轉移一、亦必有レ所レ畏而不レ敢

先例デ代官ニナリ役所ヘ來ルト、境内ニテ古ヨリ祀レル神廟ヘ參詣シテ賄賂ヲトルヤウナル不律義ハセマジト云コトヲ、自己ノ誓トスベシ、善事ニウツリオモムク心ガ堅固ニナリテヨカラフ、モシ其後私欲ニ心ヲ轉ジ移ントシテモ、先達テ神ニ誓ヒオキタコトヲオソルヽトコロガアッテ、私欲ニ心ヲ移スヤウナコトハセマジキナリ

聽レ訟第三 凡十條

是ヨリ訴訟ヲキヽサバク心得ヲトケリ

察レ情

人不レ能二獨處一、必資二衆以遂二其生一、衆以相資、此訟之所二從起一也、故聖人作レ易、以レ訟繼レ師 訟師易地恐可 其

示レ警固深矣、夫善聽レ訟者、必先察二其情一欲レ察二其情一必先審二其辭一其情直其辭直、其情曲其辭曲、政使二强直二其辭一而其情則必自相矛盾、從而詰レ之、誠僞見焉、周禮以二五聲一聽二獄訟一求二民情一固不レ外二乎此一然聖人謂、聽レ訟吾猶レ人也、必也使レ無レ訟乎、蓋聽レ訟者、折二衷於己然一苟公二其心一人皆可レ能也、無レ訟者、救二過於未然一非下以二德化一レ民、何由及レ此、嗚呼凡牧民者、其勿下恃二能聽一レ訟爲上レ德也

人ノ世ニヲル獨リ立テハスギラレヌ、必士農工商ノ四民相互ニタスケアヒ、スギハイセネバナラヌ、其持合テユク間カラ、是非得失ノアラソヒガ出來ル、コヽガ公事訴訟ノオコル本ジヤ、夫故聖人ノ易ヲ作リタマフニ、訟ノ卦師ノ卦ト次第ヲ立テ、爭ヒ訟ヘガ長ズルト、師（イクサ）ガ起ルゾヨト、深ク此事ヲイマシメタマフナリ、サレバ訟ヘヲキヽサバク者ハ、必マヅ其訴訟人ノ情オモハクヲ推察シテカカル、シカシ情ニハ貌モナク、色モ香モナキモノナレバ、其人ノ情ヲ推察セントスル時ハ、必先申口ニ氣ヲ付、底意ヲ篤トキヽトヾクベシ、聲ハ心ノ貌ナレバ、心ノ思フコトガ必辭ニアラハルヽユヱ、其情ガスナホナレバ、其辭モ正直ナリ、其情ガ曲レバ、其辭モグヅヽクモノジヤ、ミス〳〵情ガ曲テヲルニ、强テ正直ニイヒマギラカサフトシテモ、情ガソデナイカラ、必クヒチガツテドコゾニ口振ノ合ハヌ所ガアル、ソレニ從テナジリトヘバ、誠カ僞カノ境ハアラハルヽモノゾ、周禮ニモ五聲ヲ以テ獄訟ヲ聽キ、民ノ情ヲ求ルトアルモ、是ト別ハナイ、此五聲ト云トテ、五色ノ聲ト云コトニアラズ、辭ヲ以テ聽ノガ主ナルユヱ、夫ヨリ移リテ五色ノキヽカタト云ホドノコトナリ、一ニハ

辭ニ聽ト云テ、訟ヘル者ノ口カラ出ルコトバツキテキク、二ニハ色ニ聽ト云テ、其顏色ヲ見テ察ス、三ニハ氣ニ聽ト云テ、其氣持イキ方ヲ見テ察ス、四ニハ耳ニ聽ト云テ、コチノ辭ヲキヽ、イレル所ノ虛實ヲ察ス、五ニハ目ニ聽ト云テ、其目ツキガ、常體カ、胡亂カヲ見テ、正僞ヲ察ス、此五聲ヲ聽ト云モ、前ニ述タル曲直ノ吟味ニチガヒハナイ、然ルニ孔子ノノタマフニハ訟ヘヲ聽コトニ於テハ、吾トテモ人ト差別ハナイ、是非ヲ判斷スルハ同ジコトジヤガ、其訟ヘノアルハ、全體無事ニ治タトハイハレズ、夫トモ十分ヲ云ハヾ、訟ヘノナイヤウニスルデアラフ、大方訟ヘヲ聽ト云ハ、スデニハヤ公事ヲ持出シテソレヲ決斷スルト云ニ至テハ、己ガ心ヲオホヤケニセバ、スナホニトリサバクホドノヿハ誰モナルコトジヤ、訟ヘノナイト云ハトント未然カラ何トナク仕置ガユキトヾイテヲルユエ、公事ノ起ル筈ガナイノジヤ、是ハ仁德ヲ以テ民ヲ風化スルデナケレバドフシテ是ニオヨブモノジヤ、嗚呼代官ナド勤ル者ハ、公事ヲ能サバクコトヲ自滿ニ思ヒ、ソレヲヨイコトヽ心得ルコトナカレ、マダ其手上ガアツテ、訟ヘノナイヤウニスルガ至極ノトコロジヤ

弭レ訟

起レ訟有レ原、書ニ訟牒一者是也、蓋蚩蚩之氓、闇ニ於刑憲一、告レ訟者誠能開レ之以ニ枉直一、而曉レ之以ニ利害一、鮮レ有下不ニ愧服兩釋而退一者上、惟其心利ニ於所レ獲、含ニ糊其是非一、陽解而陰嗾、左縱而右擒、舞レ智弄レ民、不レ厭不レ已、所三以厥令ニ吏按、情僞混殽、莫ニ之能信一者、蓋職ニ乎此一也、大抵一方之訟、宜下擇ニ一二

老成練レ事者一使上レ書レ之、月比而季考、酌二其功過一而加二賞罰一焉、若夫毆詈假貸、凡不レ切之訟、聽二其從上レ宜、諭遣レ之、諭レ之而不レ伏、乃達二于官一、終無二悛心一、律以二三尺一、如レ此則訟源可レ淸、而民間澆薄之俗、庶三幾乎復歸二於厚一矣

訴訟ヲ起ス本ハトイヘバ、訴狀ヲ書者カラ事ノオコルモノゾ、然ルニ愚鈍無智ナル民百姓ハ法度オキテニクラク、我身ニ災ヲウケルコトモ知ラズ、善惡ノ噯ワケモナク訴ヘ出ルモノユエ、訴狀ヲ書者ガ本道ニ訴訟人ノヨクノミコムヤウニ、是ハ無理ジヤ、是ハ尤ジヤト云コトヲ、合點ノユクヤウニ申ホドキ、アチラトコチラトノオモハクガ、是デハ利ヲエル、是デハ害ニナルト云コトヲ、ソレソレ道理ヲワケテ、申シキカセルト、互ニ愧入テ承伏シ、兩方トモ情ガホドケ、相引ニ退クヤウニナル、ソレヲバ目安書トモ雙方ノ爲ハ少モ思ハズ、自分自分ノ物取ヲ第一ニスルワザユエ、チヨツトシタコトモムツカシクカヽリ、是モ是ニ立ズ、非モ非ニ立ズ、口中ニ糊ヲ含ミテ物イフゴトク、筆ヲマハシ、善モ惡モドキツカセ、表向ハ和熟サセル口振ヲシテ、實ハケシカケ、コチラデハユルベルカト思ヘバ、アチラデハトリコニスルト云フヤウニ、ムツカシクシナシ、智惠ヲアジト舞シ、愚ナ百姓ヲ玩物ニシ我ガ思ヒノマヽニセネバオカヌ、其吏人ノサバキ書モ、實カ僞リカノ境ガ混雜シテワカレズ、分明ナラヌヤウニスル、多クハ目安書ノシワザジヤ、大抵一品ノ訴ヘニ就テ、一兩人ノ律義功者デ、物事修練シタル者ヲ擇ビカヽセ、ノビ〳〵ニナラヌヤウニ月切年切ニコヽロミ

カンガヘ、手柄ノアル者カ、越度ノアル者カヲ酌取テ、其取扱手ニ賞罰ヲ加ヘルヤウニセヨ、若又口論ツカミ合、借金出入ナドノ總體サシタルコトモナキ訴訟ゴトハ、コマカナ是非ニ拘ラズ、穏便ニスムニマカセテ、雙方納得スルヤウニサトシテオヒカヘスガヨイ、ソレヲモ承伏セヌ時、ソコデ上役ヘ申達シ、イヨ〳〵過ヲアラタメタル心ガナケレバ、三尺ノ法トテ公儀ノ條目ヘヒキアテ、仕置ニ申付ベシ、ヶ様ニトリサバケバ、訴ヘノ根源モサツパリト片付、サテ民間ノサウスキ風俗モ、篤實ナル風儀ニウツリカハルベシ

勿レ聽レ讒

健訟者、理或不レ勝、則往往誣ニ其敵一、嘗ニ謗官長一也、聽レ之者、當下平レ心易レ氣、置ニ謗言於事外一、惟覈ニ其實一而遣レ之、庶不レ墮ニ奸民計中一矣

公事ズキ公事達者ナル者ハ、己ガ非分ニナルト、大方ガ相手方ノナイコトマデアルヤウニイヒナシ、奉行代官ヲモ先ヅ惡口ナドイヒマハル、是ハ公事ニ枝葉ヲ拵ヘ、サバキ手ヲモセカセ、彼是トヒマドルウチニハ、又計略モ出來ルモノユヱノ姦計ナリ、ソレヲ聽者ハ、心ヲ平ニモチ、怒リノ氣色ナク、惡口ナドハトリアハズワキヘシテ、只其本體ノ筋バカリヲ明白ニトリサバキシマフベシ、サスレバ奸シキ者共ノタクミニハマルコトハデキマイ

親族之訟宜レ緩

親族相訟宜レ徐、而不レ宜レ亟、宜レ寬而不レ宜レ猛、徐則或悟二其非一、猛則益滋二其惡一、第下二其里中一開二諭之一、斯得レ體也

親類同士ノ訴訟ハ、ブラ〳〵トコトシヅカニアシラヒキルガヨイ、火急ニトリサバクハワルシ、又キツバリ〳〵ト理非ヲ付ズ、温和ニトリアツカフガヨイ、テキハキトケハシクトリサバクハワルシ、元親類ノコトナレバ、一旦ノコトニヨリ是非ヲアラソヘドモ、其サバキヲブラ〳〵トノベツケニシテオク内ニハ、理非ハトモカクモ親類同士公事スルガワルイト云コトヲ合點スルコトモアルモノジヤ、コレヲケハシクヒシ〳〵ト理非ヲワケテトリアツカヘバ、相手同士互ニ氣ガサカダツテキテ、其ハテハアルマジキ惡念ガ增長スルモノジヤ、タヾ何トナク其同町同村ノ長ヘ申ワタシ、内輪デヨク〳〵道理ヲサトサセタナラバ、親類ト云恰好ヨク譯立デアラフ

別二强弱一

世俗之情、强者欺レ弱、富者呑レ貧、衆者暴レ寡、在レ官者、多凌二無勢之人一、聽レ訟之際、不レ可レ不レ察

世間ノ人ノ情ヲタメシテミルニ、手ヅヨイ者ハ弱イ者ヲアナドリ、金持タル者ハ貧乏ナ者ヲ押領シ、大勢片人アル者ハ小勢ナ者ヲセコメ、役威ノアル者ハ勢ノナイ人ヲオシノケルヤウニスルモノジヤ、サレバ公事訴訟ヲトリサバク場デハ、其意ヲ推察シテトリアツカハネバナラヌ

待問者勿二停留一

訴訟ニ付テ役處ヨリ尋ノアルヲ待合セテヰル者ヲ逗留サセズ、ハヤクスマシテ歸セト云コトヲトケリ

昔嘗使レ外、所レ過州縣、待問者雲ニ集平門一、毎病レ焉、乃命ニ一能吏一、簿ニ其所レ告、而日省レ之、而日遣レ之、不レ浹レ旬則訟庭闃然矣

希孟ガ前方外ヘ御使ニ往ケルトキ、其通リ筋ノ州縣ニ待請、尋ガアラバ申達セントテ、其待請ル者雲ノ如ク大勢門ニアツマリ、常住是ニハコマリ、獨リノ物ニユキワタリタル下役ニイヒ付、其申ストコロヲ帳ニツケサセ、毎日〳〵其日切ニソレヲ見シマヒ、埒ヲアケ〳〵シタレバ、十日モスギヌ間ニ、役處ヘ人モ來ズ、闃然トサビシクナリシトナリ

會問

訟有ニ相約而問者一、不レ可レ乘ニ一時之忿一、擅加中搒掠上也、若釋道、若兵卒、諸不レ隷ニ所部一者、是已

訴訟ニ自分ギリデナク、他役相サバキニスル公事ガアル、相サバキハ手際ヲ見セタイ意味カラ、トリイソイデ疎忽ガ出來安イ、一時ノ腹立マギレナドデ、打擲サセルヤウナコトスルナ、出家、山武子、武官ノ下役ナド皆約問ノ内ナリ

妖言

民有ニ妖言惑レ衆者一、則當ニ假以ニ別罪一而罪上レ之、如レ有ニ妄書一、取而火レ之、則厥跡滅矣、勿レ使ニ蔓ニ爲大獄一、

延中禍無辜上

妖言トテ、イロ〳〵アヤシイ希有ナコトナド世間ヘイヒフラシ、人ヲマドハセルモノアラバ、其者ヲ搜リ求メヨ、妖言スル者ニロクナ人ハナイ、必何ゾワルイコトガアルモノナレバ、妖言ニハトント拘ラズ、別ノ事ヲ囮ニシテ罪ニオトスベシ、ソレデ妖言モオノヅカラヤムナリ、若又妄書トテ、ムザトシタコト書タルモノアラバ、知ラヌ顏デヤキスツベシ、サフスレバ妄書スル者モ絕テナクナル、妖言ヤ妄書ヲ其マヽカマハズオキ、世間ヘハビコラセルト、ソレニツレテ尾鰭ヲツケ、彼是イヒフラシ、終ニハオビタヾシイ多人數ノ咎人ガ出來、何ノ科モナイモノマデ、禍ガオヨブヤウニナルモノジヤ、サフナラヌヤウニ心得ベシ

民病如二己病一

民之有レ訟、如二己有一レ訟、民之流亡、如二己流亡一、民有二縲絏一、如三己有二縲絏一、民陷二水火一、如三己陷二水火一、凡民之疾苦、皆如二己疾苦一也、雖レ欲二因仍一、可レ得乎

百姓ノ手前ニ訴訟ゴトガデキレバ、我身ノ訴訟ゴトノアル同前ニオモヒ、百姓ガ流浪スレバ、我身ノ流浪同前ニオモヒ、百姓ヲ牢屋ヘ入レバ、我身ノ入牢ホドニオモヒ、百姓ガヤケタリオボレタリスレバ、我身ノ水火ノ難ニアフタルヤウニ思ヒ、總體百姓ノヤミクルシミ、何事モ我身ノ上同樣ニスレバ、何程是ハ役處ノ仕僻ジヤノ、例形ジヤノト云ニ任セタク思フテモ、サフハナラヌモノジヤ

移レ聽

訴訟ヲ人ニワタシテキヽサバカセルコトナリ

近年司憲受ニ詞訟一、往往檄ニ州郡官一代聽レ之、代聽者、不レ可下承ニ望風旨一、邀中寵一時上、使ニ人茹レ枉受下レ刑、而靡レ恤ニ陰理一

元ノ世デハ、司獄ノ獄丞ノト云官デ、專公事ヲトリサバクコトジヤニ、希孟ノ比ニハ、其處ノ役人デナクテハ委シキコトガ知レヌト云テ、マヅハ地方役人へ申ツカハシ、訴訟ヲ代テキカセルコトニナッタ、代テ聽者、ドフカコフカト司憲ノ內存樣子ヲアヤブミ、其ノ風儀意趣ヲウケノゾミ、才首尾ヲツクルハ甚ダワルイ、此樣ナル地方役人ハ、ムキノヨイ者ハワルイ者モヨイトイヒナシ、ムキノワルイ者ハ、ヨイ者ヲモヨカラヌヤウニイヒナシテ、人ヲ無實ノ難ニアハセルコトガアル、左樣ノトリハカラヒヲスレバ、當分首尾ガヨクテモ、天ノ照覽ハ明カナルモノナレバ、自分ガ必其理ニツキル、ケ樣ノコトハセマジキコトジヤ

御レ下第四　凡五條

是ヨリ配下ノツカヒ方ヲトケリ

御レ吏

下役ヲトリマハスコトナリ

吏佐官治レ事、其人不レ可レ缺、而其勢最親、惟其親、故久而必至レ無レ所レ畏、惟其不レ可レ缺、故久而必至レ爲レ姦、此當今之通病也、欲二其有一レ所レ畏、則莫レ若二自嚴一、欲二其不一レ爲レ姦、則莫レ若三詳視二其案一也、所謂自嚴者、非レ厲二聲色一也、絕二其饋遺一而已矣、所謂詳視二其案一者、非二吹レ毛求一レ疵也、理二其綱領一而已矣、蓋天下之事、無レ有二巨細一、皆資二案牘一以行レ焉、少不レ經レ心、則姦僞隨出、大抵使レ不レ忍レ欺爲レ上、不レ能レ欺次レ之、不二敢欺一又次レ之、夫以レ善感レ人者、非二聖人一不レ能、故前輩謂不レ忍レ欺在レ德、不レ能レ欺在レ明、不二敢欺一在レ威、於二此三者一、度二己所一レ能而處レ之、庶不二爲レ彼所一レ侮

下役ハ不斷頭ニ從テ萬端事ヲ手傳フ者ナレバ、缺テハナラヌ、日夜朝暮ツキシタガフト云勢カラ、ナカンヅクシタシクナリ、次第ニ頭ヲ心安ク思ヒ、畏レヌヤウニナリ、又缺テハナラヌト云フガ知レタコトユヘ、下役ガソレニ乘テ種々ノ姦シキコトヲスルヤウニモナル、是ガ一統ノ病ヒジヤ、サレバ下役ノ氣ヅカヒガルヤウニセント思ハバ、自分トキツトスルニシクハナイ、又下役ニ姦曲ヲサセヌヤウニセントオモハバ、下役ノシラベタル案書ヲ一々ミトドケルニシクハナイ、此自身キツトスルト云トテ、物事コハダカニイヒ、顏色ヲキビシクスルニアラズ、下役ヤ支配地カラ殺生ジヤノ、到來ジヤノ、妻ガ手製ジヤノト、サマ〳〵名ヲカヘテ、マギラカス進物ナドヲ、タエテウケヌヤウニスルガ第一ジヤ、又詳ニ案ヲミルトテ、毛ヲ吹テ疵ヲ求ルト云ヤウニ、瑣細ナコトマデニ目カドヲ立ルコトデハナイ、其シメクヽリノ所ヲシカト取留ルヤウニスルバカリジヤ、天下ノ事ハ大デモ

小デモ、皆書付ニヨツテ執行ハネバナラヌ、チヨツトシタコトモ頭ノ心ニトメヌコトガアルト、夫ニ付テ私曲スル者ガデキルモノゾ、サレバ人ヲツカフニハ、大抵ドカラ欺キイツハルコトハ、ドフモ忍ラレヌト恩德ヲ感ジ思フ様ニナルガイチ上ナリ、是ハシラズ〳〵化スルノジヤ、アザムキイツハルコトノナラヌヲ其次トス、是ハナニモカモ道理ガキチト動カヌヤウニシテアル、日月ノスナホニテラスヤウナノジヤ、エアザムキイツハルコトヲセヌヤウニトスルヲ又其次トス、是ハオソロシクテドフモナラヌノジヤ、サレバ自分ノ善ヲ以テ人ヲ感服スルト云ハ、至德ノ人デナケレバナカ〳〵ナラヌ、夫故前輩ノイヘルニモ、アザムクニ忍ザルハ德ニアリトテ、宓子賤單ハ人ヲ治タル時、民ノ心ガ自然トスナホニナリ、手ヲオロサズシテサツパリトヲサマレリ、是欺クニ忍ザル類ナリ、又欺クコトアタハザルハ明ニアリトテ、鄭ノ子產國ノ相トナリ、政ヲスルニ甚アキラカニシテ、能下ノ情ニ通達シタルユヱ、時ノ人ガカハユクオボヱ、欺クコトナラザルナリ、又敢テ欺ザルハ威ニアリトテ、西門豹ハ鄴ノ令トナツテ、政ヲスルニ威嚴ヲ以テキビシクシタユヱ、時ノ人ガ少シノコトニモ、直ニ罪科ニ行ハレフカト威ニオソレ、欺クコトヲセザルナリ、スレバ下ヲヒキマハスモノハ、先此三通リノオモムキデ、自分ノ力ノオヨブベキトコロヲミハカラヒ、心ヲ定メ、彼等ニアナドラレヌヤウニ心ガクベキナリ

約束

物ヲイヒカタメスルコトナリ

諸吏曹勿レ使下縱ニ游民一、納ニ交富室一、以泄ニ官事一、以來ニ訟端一、以啓中倖門上也、暇則召集、講レ經讀レ律、多方羈ニ縻之一、則自然不レ横矣

總體下役共ヲ村方ヘヤツテ、放埓ニアソバセ、富家ノ者ナドヽツキアハセタリスルト、夫カラシテ御用ノ事ヲ外ヘモラシタリ、訴訟ノ端ガ起テ來タリ、道理ニハヅレタ幸ヲ得ル口ガ明テクル、左樣サセヌヤウニスベシ、ヒマ〳〵ニハ下役ヲヨビアツメ、經書ノ道理ヲ講習シ、御法度書ヲヨマセ、イロ〳〵サマ〴〵教化ノ筋デ下役ノ心ヲツナギツケテオケバ、自然ト自由我マヽナコトハデキヌ

待ニ徒隷一

下部ノ者ノアシラヒ方ヲトケリ

皂卒徒隷、非ニ公故一、勿ニ與語一、非ニ公遣一、勿レ使ニ與レ民相往來一、若輩小人、威以涖レ之、猶恐爲レ患、一或解レ嚴、必百無ニ忌憚一

中間小物ノイヤシキ者ハ、公用ニ付タルコトデナケレバ、心安ク物語ヲセヌヤウニセヨ、公用ニ付タル使デナクンバ、百姓ト共ニユキヽヲサセヌヤウニセヨ、左樣ナカルイ者共ハ、威嚴ヲ以テアヒシラフテサヘ、何事ヲシイダサフカト氣ヅカフコトジヤ、少シデモ此方ノ守リガヌケルト、ハヤサマ〴〵ノ僻ガコトヲスルモ遠慮ナクナルモノゾ

省レ事

爲レ治之道、其要莫レ如レ省レ心、心省則事省、事省則民安、民安則吏無レ所レ脊、一或紛然、上下皆ニ罹其擾一也、然事亦有ニ必不レ能レ省者一、則又在ニ夫措畫隄防之術何如一耳、古人謂多レ算勝レ少レ算、少レ算勝レ無レ算、不ニ特用レ兵爲レ然、一役之脩、一宴之設、一獄之興、誠能思慮、周詳繁略畢舉、則民之受レ賜不レ淺矣、某嘗爲レ縣、胥吏輩春則追レ農、以報ニ農桑一、夏則檄レ尉、以練ニ卒伍一、秋則會レ社、以檢ニ義粮一、冬則賦レ芻、以飼ニ官馬一、其他若逃兵、亡戸逸盜、及積年逋税之民、動集ニ百餘一、不レ賄不レ釋、某見ニ其然一、常揮レ牘不レ爲レ署、暇則將ニ一二謹厚吏一、親詣ニ其地一而按レ之、可レ擾者擾、可レ行者行、由レ是一切惟以ニ信版一集レ事、吏人失レ志、百姓獲レ安、至レ今旁郡以爲レ例

支配處ヲヲサムル道ハ、干要ノコトバカリ心ニカケテ、其餘ハハブクニシクハナイ、心ハブケバ事ハブケ、事ハブケルト民ガ安樂ナリ、民ガ安樂ナレバ、諸願モ訟論モ少ナクナルユヱ、下役ノ取付テ得手ヲヤル品ガナイ、若コザ〲ト事オホニトリアツカヒダテヲスルト、亂雜ニナツテ、上モ下モ煩ハシク忙シク、頭モ支配下モ無益ノ骨ヲ折ルヤウニナル、然レドモ其中ニハブクコトノナラヌコトモアル、是ハ其事〱デシメユルメ前用心ノ手段ヲ用ヒネバナラス、古ノ孫子武モ算多キハ、算少キニカチ、算少キハ、算ナキニカツトイフタ、此意ハ軍ハ大事ノモノユヱ、マヅ軍ヲ起ントスルトキ、國ノ大臣ヲ祖廟へ集メ、軍法ノ五事七計ト云モノニテメヤスヲ立、算木ヲ以テ數ヲトリ、

敵ニイクツ、味方ニイクツト、目算スルニ、其算木ノ數ヲ多クエタ方ガ勝、少クエタ方ガ負ル、一ツモナイハ尙負ル、是ヲ無算ト云テ、滅亡スルコトナリ、是デ見レバ、マダ戰ハヌサキカラ軍ノ勝負ハ決定シテヰルコトジヤ、軍バカリデハナイ、チヨツト普請ナド初ルニモ、チヨツト振回ヲスルニモ、チヨツト公事ノオコルニモ、思慮行度デ細カニスルカ、アラマカニスルガヨイカト、程ノ圖ヲハヅサズトリアツカヘバ、下ガ上ノ恩澤ヲウクルコトアサカラヌモノジヤ、希孟前方縣令タル時、下役共春ハ農民ヲ追立テ、耕シヤ桑ヲ採ル世話ヲシ、夏ハ武官ノ者ヲヨビテ、卒伍ノ備ヲ修練サセ、秋ハ產宮ヘ集テ村中不時手當ノ飯米ヲ吟味シ、冬ハ莉草ヲ配分シテ御馬ヲ飼ハセル、サテマタ闕落シタル村兵、人別改ニハヅレタ百姓、ニゲカクレテヰル盜ヤ、年久シフ年貢未進ノアル百姓ナドヲ、時々ヨビアツメ、何モ〱ムツカシクトリアツカヒ、賄賂ヲセネバ埒ヲアケヌコトノヤウニスル、是ガ俗吏ノ常ジヤ、希孟其訣ヲ知テヰルカラ、常ニ下役ガ此樣ナ調書ヲ出テモ、カフデハナイ、サフデナイト云テ、ムザトハ印形ヲセズ、御用ノ透ニ一兩人ノ律義ナル役人ヲツレテ、自身其處々ヘ往テ、トクト吟味シ、例ノアルハ例デトリアツカヒ、臨時ノ料簡ヲシテヨイコトハ直ニトリオコナヒ、一切ノ事證據ヲトラマヘテ、事ヲ成就サセル、夫故ヨカラヌ下役ハトント志ヲウシナヒ、百姓ハ安樂スルヤウニナツタ、サレバ今ニイタルマデ近鄉ノ役處ニテ此取扱方ヲ手本ニスルトナリ

威嚴

配下ヤ百姓ヲアヒシラフニ、威ヲ以テキツト取計ヒ、惰弱ニナラヌヤウニトリヲサメル心得ヲトケリ

小而爲二一邑一、大而爲二天下一、賞罰明、則不レ煩二聲色一、而威令自行、人徒知下治レ民之難上、而不レ知三治レ吏爲二尤難一、蓋吏與レ官比、詭詐易レ生、民違二於官一、不レ能レ知二理法一、誤然而犯、宜レ若レ可レ矜、吏則日處二法律中一、非レ不レ知也、小過不レ懲、必爲二大患一、無レ所二忌憚一矣、嘗聞、治レ民如レ治レ目、撥二觸之一則益昏、治レ吏如レ治二齒牙一、剔二漱之一則益利、傳曰、威克二厥愛一允濟、愛克二厥威一允罔レ功、法レ此而行、斷不レ至レ於レ難レ治矣

チヒサイコトデハ一村、オホキナ事デハ天下、大小ノ差別ハアレドモ、恩賞ト刑罰ノ筋ガ明白ニ立テバ、モハヤ大聲ヤ、キツイ顔シテ申付ズトモ、役威モ申ワタシモ、オノヅカラニ行ハルヽ、人々ムザト百姓ノ治ニクイコトヲ知テ、下役ハ別シテトリマハシニクイト云コトヲ知ラズ、下役ト頭トハ常ニ一ツニ居テシタシイユヱ、結句欺キ詐ルコトガデキヤスイ、百姓ハ役處向ヘハトホイデ、役處取扱ノ定リヲ辨ヘ知ルコトガナラズ、フト存ジ違ヘソコデ罪ヲ犯スコトガオホイ、是ハ餘儀モナイ不便ナ場ガアル、下役ハ常住法律ノ中ニヲレバ、ナニモカモ流通ニ知テヰル、夫ジヤニ依テチツトノ仕落デモ懲サズニオケバ、是程ノコトハヨイノ、アレホドノ事ハ大事ナイノト、自分カラユルメ、大ソレタコトシイダシ、忌憚ルトコロモナクナルモノジヤ、昔カライヒナラストホリ、百姓ヲ治ルハ、

テウド目ヲ療治スルトホリデ、ヒタトイジルホド益クランデクル、百姓モイカフ手ヲ入〱スルト、人氣ヲトリミダスヤウニナル、又下役ヲトリマハスハ齒ヲミガクヤウナモノデ、タビ〱ミガキス、グホド益トクナル、夫ト同ジヤウニ、下役ハ折々吟味シテ、油斷サセヌト、潔白ニナル、サレバ尙書ニアルトホリ、威嚴ガ其ノ愛情ニカテバ、必イサヲシガ誠ニ成就シ、愛情ガ其威嚴ニカテバ、イサヲシハ誠ニ成就スルコトハナイト云フコトヲ、深クイマシメテアル、此語ヲ手本ニシテ行ハヾ、決シテ治ガタイト云ホドニハイタルマイ

宣化　凡十條

上ノ德化ヲシキノブルニ、奉行代官ガ先ヅ自分カラ行跡ヲヨクスルト、庶民ガソレヲ見習、自然ト其風儀ニ移テナラハシガヨクナルゾ、是ヨリハ其化ヲノベホドコス心得ヲトケリ

先レ勞

古之爲レ政者、身任ニ其勞一而貽ニ百姓一以レ安、今之爲レ政者、身享ニ其安一而貽ニ百姓一以レ勞、己勞則民逸、己逸卽民勞、此必然之理也、憚ニ一己之勞一而使ニ闔境之民不一レ靖、仁人君子、其忍爾乎、昔子路問レ政、而聖人告以ニ先レ之勞レ之無一レ倦、嗚呼此眞萬世爲レ政之格言也歟

古ノ政ヲスル者ハ自身ニ其苦勞ナコトヲ引受、百姓ヲ安樂サセルヤウニシタ、今時ノ政ヲスル者ハ我身ニハ安樂ナコトヲウケ、百姓ニ苦勞ナヿヲアテガフコトジヤ、役人ガ骨ヲ折テ民ノ爲ヲ思ヘ

バ、夫ニヒキカヘテ民ハ安樂ヲシ、役人ガ安樂シテヲルト、民ハ夫ニヒキカヘテ苦勞スル、是ハノツピキナラヌ道理ジヤ、サレバ自身一分ノ苦勞ヲ憚リ、支配處中ノ百姓ヲ安穩ナラザラシムルト云ハ、奉行代官ガ仁人君子デアラフナラバ、心ニ忍ビラレヌコトジヤ、去程ニ昔子路ノ政ヲ孔子ニ問ハレタレバ、其御答ニ役人ノ手前ヨリ何事モ〳〵マヅ百姓ノコトヲ先ニシ、我身ノコトヲ後ニスルヤウニ心懸、サテ諸事ニ付、ヤレ可愛ヤ、不便ヤ、大儀ヤ、骨折ヤト云ヤウニ、民百姓ヲ見ルコト、傷ツキタル者ノヤウニ常々アヒシラヘバ、下モ骨折、大儀ヲ難儀トモ迷惑トモオモハズ、上ノ政ヲアリガタクオモヒ、勤テクラスナリ、又其上ヲ奉行ハ急カズ、懈ラズ、地道ニ怠慢ナク、イツマデモ先レ之勞レ之心デキレバ、何事モ成就スルトナリ、此御詞ハア、眞ニ萬世マデモ、政ヲスル人ノ目當トスベキ金言ジヤ

申二舊制一

朝廷德澤、牧民者多屯、而不レ能二宣布一、我朝自二世祖皇帝一、迨レ今數十百年、列聖相承、何善不レ施、何弊不レ治、凡所下以保レ國順上レ民者、討論靡レ遺、所謂文武之道、布在二方冊一、但有司寖廢、而不レ爲二申明一、遂爲二墜典一、苟能擧而行レ之、則不レ待二他求一、而治道備矣

朝廷ノ德澤ヲ牧民ノ者多クハ手前ニツヽミカクス同前滯ラセオキ、草木ノ芽ノ出ヌヤウニ屯塞シテ、思召ノヨイコト、アリガタイコト、アマネク宣布コトガナラヌ、元朝ノ世祖ヨリ希孟ノ比ニ至ルマ

デ、多クノ歳月世々ノ人主何デモ善事デアレバ下ヘ施シ、何デモヤブレタコトガアレバ、治メ繕ヒ玉ハヌコトハナイ、總テ國ヲ保チ夫々申分ナクスル仕方ハ、世々評定シテ御制法ガ遺ルトコロナク備テキル、是古ノ文王武王ノ民ヲ治メ玉ヘルノ道ハ、宣布テ書籍ニアルト云通リジヤ、タヾ殘念ハ官人ガソレヲ取出サズニオイテ、結構ナルオボシメシヲカサネアカスコトヲセズ、遂ニ其ヨイ御定ナドガスタレテキル、誠ニソレヲ取揚テ行ハルヽヤウニセバ、モハヤ外ニ求ルニハオヨバズ、民ヲ治ル道ハ備テ不足ハナイ

明二綱常一

綱ハ綱ノ大ツナ也、此大ツナヲ以テ綱ノハリユルベヲスルコナリ、君ハ臣ノ綱、父ハ子ノ綱、夫ハ妻ノ綱トテ、此三ツガ人間ノタバネユヱ三綱ト唱フ、常トハ仁義禮智信ノ五ツヲ云テ、是ハ人タル者ノ常住行フベキコトユヱ常ト云、此三綱五常ノ道ヲアキラメヨト云コトヲトケリ

欲レ先二敎化一、去二其斁レ敎悖レ化者一、則善類興矣、近年子叛二其父一、妻離二其夫一、婦姑敖蹊、昆弟侮鬩、奴不レ受二主命一、冠履倒置者、比比皆然、凡如レ此者、不二必其來告一、當下風二郷長一、恒糾二其尤甚者一、諭レ衆而嚴決上レ之、則自愯然改レ行矣

敎化スルコトヲ先第一ニセントオモハヾ、敎ヲヤブリ、化ニサカフモノヲノケテシマヘバ、ソレニツレテ孝行ナ子ヤ、貞節ナ妻ヤ、孝順ナ婦ヤ、友愛ナ兄弟ヤ、忠實ナ下人ヤ、皆ヨイタグヒノモノ

モ興テクル、テウド田畠ノ雜艸ヲ去レバ、稲ヤ麥ノヨイ種ガ繁茂スルヤウナモノジヤ、近年ハ子トシテ其父母ニソムキ、妻トシテ其夫ニ二心アリ、婦ト姑トハイサカヒヲシ、兄ト弟ハアラソヒ、譜代ノ下人ガ主人ノ云付ヲロクニウケズ、冠ヲ足ニハキ、履ヲアタマニカブルヤウニマチガフタモノガ出來、世間並皆サフシタコトニナツタ、ケ様ノ者ハ役處へ訴出ルヲマタズ、處ノ庄屋ナドニヨク導キ、常々其中デモ至テ不埒者ヲバ糺シ、夫ヲ諸人ニ示シテキツトキハダツヤウニスベシ、夫デハ自然トツヽシミオソレテ行跡ヲ改ルモノゾ

勉レ學

學校乃風化之本、俗吏多忽レ焉、不二以爲一レ務、是不レ知二天秩民彝、一切治道、皆此爲一レ出、暇則率二僚友一、以觀二講習一、或生徒有レ未レ濟、廩餼有レ未レ充、祭物有レ未レ完、教養有レ未レ至、激勸有レ未レ周、皆敦篤以成レ之、久則弦誦之聲作、而禮義之俗可レ興

學問處ハトント庶民ヲ風化スル根本ジヤニ、俗吏ハ多クソレヲバ忽セニ心得、急務トハセヌ、天秩民彝トテ、君臣父子夫婦兄弟朋友ノ次序、日用ノ事業、一切ノ治道此學校ヨリ出ルコトヲ知ヌカラジヤ、御用ノスキニハ同役處ノ者ナドヲ引連テ、講習スルヲ見ルヤウニセヨ、或ハ久シク學業ノ成就セヌ者ヤ、扶持米ノ手當ノ充分ニナイ者ヤ、先聖先師ヲ祭ル器物ノ足ヌヤ、教養方ノイタラヌ者ヤ、ハゲマシスヽムルコトノユキトヾカヌ者アラバ、皆ソレ〳〵手厚ク世話ヲヤキ、事ヲ成就サセ

ルヤウニセヨ、久シフナルニシタガヒ、人ノ氣モ寛裕和順ニナリ、民間ガ和合シテ、太平ノ御恩ヲウタヒ樂ム様子ガ一面ニナリ、禮義作法ニカナフタ、メデタキ風俗モオコルベキナリ

勸レ農

農之勤惰、一歲之苦樂係焉、其所レ當レ爲、有二不レ待レ勸レ焉者一、時因レ行レ治、視二其穀レ工廢レ業者一切責レ之、遠近聞レ之必知二自勵一也、常見二世之勸レ農者一、先レ期以告、鳩二酒食一俟二郊原一、將迎奔走、絡繹無レ寧、蓋數日騷然也、至則胥吏童卒、雜然而生レ威、賂遺徵取、下及二雞豚一、名爲レ勸レ之、其實擾レ之、名爲レ優レ之、其實勞レ之、嗟夫勸レ農之道無レ他也、勿レ奪二其時一而已矣、繁文末節、當二爲略上之

農業ハ精出スト、油斷スルトデ、一年中ノ難儀モ安樂モ、ソレニ就テマハル、サレバ百姓ノ農業ヲスルハ、世話ヤクノヲ待テハオラヌハヅジヤ、其内時々支配處ヲマハルニ付テハ、仕事ヲヤメ、家業ヲステヽヲル不埒者ヤ、愚ナル者ヲ見付タナラバ、親切ニ叱タリ、敎ヘタリセヨ、遠近ノ者ガソレヲ聞傳ヘテ、必自身ト精出サネバナラヌト云コトヲ合點スルゾ、然ルニ世ノ常農業ノ世話ヤクト云者ヲミルニ、見回リノ日限ヨリ先達テ、村方カラ酒ヤ食物ヲ調ヘ、野外マデ迯ルノ迎ルノト云テハシリマハリ、大勢ドヤ〱ロクニ休ミモセズ、數日ノ間サワギ立、奉行代官ガ其處ヘクレバ、小役人ヤ中間小物マデガ權威ヲフルヒ、百姓ノ物ヲ乞取、雞豚ノ類マデニ手ヲカケル、夫デハトナヘハ農業ヲスヽメルト云立テ、其實ハ村ヘ造作ヲカケルノジヤ、又安穩ニスル爲トイヘドモ其實ハ百姓

ヲ骨折スノジヤ、氣ノ毒ナコトヾ哉、勸農ノ道ジヤトテ、外ニハナイ、大根百姓ノ世話シイ耕作時ノ邪魔セヌノミノコトジヤ、イロ／＼ノアヤ模樣ヤ、末々ノ仕法ハアラカタニスルガヨイ

服レ遠

或問遠方猺民、巢二居溪洞一、猛不レ能レ襲、寛不レ能レ懷、喜則人、怒則獸、欲レ宣二朝廷德澤一、若レ之何而可、余曰、物之凶狠、無二虎狼若一也、然使二之左右前後一、惟吾之聽一者、得二其制レ之之術一也、夫克レ剛莫レ若レ柔、治レ繁莫レ若レ簡、且彼之所二以反側不一レ恒者、亦必有レ由矣、或貪二其財一、或墾二其境一、或俘二其子女一、或蔑二其家屬一、以致三蟻結蜂屯一、肆二其酷毒一、苟安レ之而不レ擾、外レ之而無レ所レ事、雖レ欲レ怨、然無レ自而發、政（政恐假誤）使二或術一、但嚴守二己界一、恬不レ與レ挍、久而彼自馴伏矣、況彼兵一動、守レ土者非レ有二上命一、坐視而不二敢前一、比レ許二追襲一、即已雉兎逃、而禽鳥散矣、由レ是而論、安靜不レ競者爲レ上、恬無レ所レ求者次レ之、邀レ功生レ事、妄開二邊釁一、斯爲レ下矣、官二於遠方一者、尚監二于茲一

或人希孟ニ問フニ、遠方猺民ナドハ、家モナク、谷ヤ洞ノ中ニ、鳥ノ巢ノヤウニ木草デ圍ヒ居リ、人倫ノ道モ知ラズ、キビシウアシラフテモオソレズ、ユルウアシラフテモナツカズ、喜ブ時ハ人ラシク、怒ル時ハ畜生ジヤ、ソレラヘ御恩澤ヲユキトヾカセント思フガ、如何シテヨカラント云、希孟ノイヘルニハ、總體物ノアシクモトルニトツテハ、虎ヤ狼ヨリウヘナモノハナイ、夫デモ左ヘモ右ヘモ、前ヘモ後ヘモ、吾ガ云付ヲキカセルト云ハ、其制止スル術ヲ能心得タノジヤ、サレバ手

强ナ者ニ克ニハ柔和ニカヽルニシクハナク、繁雜ナコトヲ取治ルニハ、簡易ニスルニシクハナイ、マヅ彼等ガモトリテ常並ナラヌワケハ、必子細アッテノコトジヤ、此方カラ夫等ガ財寶ヲ貪タリ、或ハ夫等ガ居ル境ヲシヽメタリ、或ハ夫等ガ子女ヲトラヘタリ、或ハ夫等ガ家族共ヲ蔑ニスルト、ソレカラシテ猺民ガ蟻ヤ蜂ノアツマルヤウニ、徒黨ヲ結ビ、至極ワルヒドイコトヲ氣マヽニスルモノデ、コチノシカケガワルイカラジヤ、本猺民ハ何ノ道モ知ヌモノナレバ、トントアチノ落着ヤウニシテ彼ヲトリミダサズ、ノケモノニシテトリ合フコトナケレバ、恐ルトテモ此方ヘ向テ發スルコトナシ、タトヒイカリテ此方ヘタヅサハルコトガ出來タリトモ、但嚴重ニ己ガ支配處ノ界ヲ守リ、恬然ト落着相手ニナラネバ、久シウシテ彼等モ自然ト馴染、承伏スルナリ、マシテ彼等ガ兵戈ヲ一タビ動ストモ、守護スル者ハ上ノ仰付ガナケレバ、視テヰナガラドフモ前ムコトナラズ、サア討手ヲ出セト、日數經テ御裁許ノアルニ及デハ、ハヤ雉兎ノ様ニ逃去リ、禽鳥ノ如ク飛散ルモノゾ、去ルニ依テ論ジテミレバ、安穩靜謐ニシテ向フニトリアハヌヲ最上トシ、落着居テコチカラ手出シセヌヲ次トシ、手柄立ヲシテ事ヲ起シ、滅他ニ邊士ノサワギヲコシラヘル、是ヲ下トス、遠方ノ宮人ハ、此等ノ事ニカンガミルヤウニセヨ

恤二鰥寡一

鰥寡孤獨、王政所レ先、聖人所二深憫一、其聚居之所、暇則親蒞レ之、或遣二人省視一、若衣粮若藥餌、吏不二時

給一者、糺二治之一

年ヨリテ妻ノナイ者ヤ、年ヨリテ夫ノナイ者ヤ、幼少デ親ノナイ者ヤ、年ヨリテ子ノナイ者ハ、皆頼ミナキ身ナレバ王政ノ先立ル處デ、聖人モ深クアハレミ玉フゾ、其頼ミナキ者ドモ住居スル所々ヲバ、ヒマ〳〵ニハ自身見回リ、或ハ下役ヲモヤツテミマハセ、貧シキ者ヘハ衣服ヤ食物ノ不足ナイヤウニシ、病人ヘハ藥ナドノ世話ヲシ、下役共不吟味デトヾカヌ者ハ、叱リ糺シテ行屆クヤウニスベシ

弭レ强

或謂、民有二豪强一、則不レ能レ致レ治、是殆爲二貪邪之吏一而發也、夫豪强之所三以敢横二者、由二牧民者有一レ以縱一レ之也、何也、與レ之交私故也、苟絶二其私一、可下不レ動二聲色一、而使中其膽落上、語曰、其身正不レ令而行、又曰、不レ怒而民威二於鈇鉞一、信哉

或人ノ云ニ、民間ニ豪富ナ威勢ツヨキモノガアルト、邪魔ニナツテ仕向ガユキトヾカヌ、此辭ハ大方貪欲邪心ナル下役ノ爲ニ申シタモノジヤ、總體豪强ナル者ノ我マヽヲハタラクハ、牧民ノ者ガ其ハタラキヲユルシテオクニ由テジヤ、是ハドウナレバ彼等トツキアヒ、得手勝手ヲスル故ナリ、何ノコトハナイ内證出入サヘ絶切テシマヘバ、大聲ヲシ、キツイ顏色ヲシテシカラズトモ、懼入ルコトジヤ、去程ニ孔子モ上ニ立人ノ身カラ正シウ守リサヘスレバ、下ヘソザ〳〵申付ズトモ、ユキトドクト仰セラレ、又子思ハ身持ガキツト正シケレバ、ハゲシイコトセズトモ、民百姓ガ彼サル、ヨ

リコハガルトイハレタ、信ニサフデハアル

示レ勸

諸民有二旌表一及學行異レ衆者、時加二存慰一爲レ勸必多矣

諸民ニ孝子順孫貞女義婦ノ類、上ヨリオミダシニアフテ其門ニ札ヲ出シ、世上ヘ善行ノアラハレタ者ヤ、學問行跡ノ人並スグレタル者アラバ、時々自身安否ヲタヅネ、格別ニアイシラフベシ、サスレバ善行ニスヽム者ガ必多クデクルモノゾ

毀二淫祠一

淫祠ハ祭ルマジキ神佛ヲ祭リタル堂社ノコトナリ、是ハ道理ニソムキタルコトユヱ毀取ル、其心ノスワリドコロヲトケリ

毀二淫祠一、非二燭レ理明一、而信レ道篤者一不レ能、非二行レ己端一、而處レ心正者一不レ敢

淫祠ヲコボチトルハ、理ヲミヌクコト明カデ、道ヲ信仰スルヿノアツキ者デナケレバナラズ、己ガ身ヲ行フコトガ正シク、心ノオキドコロ輕クナル者デナケレバ行果サヌ、スレバ處ノ害ニナル神ヤ佛ヲ其儘オキ、トリシマハヌハ、後闇ヿアル故罰ガアタラフカト其心中ニアヤブム處ガアルカラジヤ

牧民忠告解 卷之上 終

牧民忠告解 卷之下

愼ㇾ獄凡十條

獄ハウツタヘト訓ジ、總體犯科人ヲ僉議スルニハ其申口ノ樣子デ、仕置ノ輕重ガ立コトナレバ、至テ大切ナルコトユヱ、ツヽシンデトリアツカフベキコトヲトケリ

存ㇾ恕

恕トハ我身ノ上ニヒキクラベテ、他人ノ上ヲオシハカルコトナリ、存ハソレヲ心ニ忘レヌナリ

人之良、孰願ㇾ爲ㇾ盜也、由ニ長ㇾ民者、失ニ於教養一、凍餒之極、遂至ニ於此一、要非ニ其得ㇾ已也、當潜體ニ其然一、使ニ父飢母寒、妻子慍見、徵負旁午、疹疫交攻、萬死一生、朝不ㇾ逮ㇾ暮、於ニ斯時一也、見ㇾ利而不ㇾ回者、能幾何人、其或因而攘竊、不ㇾ厚ニ其情一、輒置ニ諸理一、嬰ㇾ答關ㇾ木、彼固無ㇾ辭、然百需叢ㇾ身、敦明ニ其不ㇾ獲ㇾ已哉、古人謂上失ニ其道一、民散久矣、如得ニ其情一、則哀矜而勿ㇾ喜、嗚呼人能以ㇾ是論ㇾ囚、雖ㇾ欲ニ慘酷一、亦必有ㇾ所ㇾ不ㇾ忍矣

人ハ萬物トチガヒスグレタモノデ、無性ニ盜ミヲシタガルモノデハナイ、上タル役人ノ仕方養方ガ筋ニ違フニヨツテ、村方モ困究シ、凍タリ飢タリスル至極ノ難ガ出來、ハヅカシイコトハ知リツヽ、

身ノ切ナルアマリ、盗ミヲスル心モ出來タモノデ、本心カラ出タコトデハナイ、一口ニイヘバヤムコトヲエヌノジヤ、サレバツク〳〵其アリサマヲ彼等ガ身ニナリカハツテミルニ、父ヤ母ハウエコゴエ、妻ヤ子共ハツラヲハラシ、未進ヤ借錢ヤサマ〳〵サシツドヒ、其中ニ流行病モハヤリ、モフ是デハ生キラレル道理ハ萬分ノ一ツデ、朝ハイキテヲレド、晩ハ知レヌ位ジヤ、カフシタ時節ニアタリテ、本心ヲ變ゼヌモノハカゾヘルホド外ナイ、其中ニハ盗ミヲスル者モ出來ル、ソレヲ役人ガ餘儀ナイ情ハタヅネズ、ヌスミヲシタトイヒザマ、仕置場ニオキ、咎デタヽキタリ、木ニヒツクヽシタリシテ、糺明ヲスレバ、彼等ハヌスミヲシタガアヤマリユヱ、元ヨリ申分ハナイ、サリナガラ、父母妻子ノコトヤ、年貢疫病ナドイロ〳〵ノ責ガ身ニアツマリ、餘儀ナクヌスミヲシタコトナレバ、心體トモニオホトリコミユヱ、誰ヒトリ是ハヤムコトヲエズスル惡業ジヤト云コトヲ、ハツキリトオボエノアルハヅハナイ、サルホドニ、論語ニモアルトホリ、上ニ立ツ君ヤ大夫ヤ代官ナドモ、下ヲ御スル筋道ヲトリウシナフテヰルユヱ、下モ恒ノ心ナク、アツマルベキ民百姓ガミナチリヂリノ心ニナル、此姿ノ風俗ニナツタルモ、一朝一夕ノコトデナク、年ヲヘタコトジヤ、此風ニソミテヰル民百姓ノシタ惡事ナレバ、其僉議ゴトノ實情ヲサグリアテタリトモ、ウレシクオモフナ、其本ヲ抑セバ下ノ咎ハスコシモナイ、不便ナコトジヤトオモヘトアル尤ナコトジヤ、スレバ役人ガヨク〳〵此旨ヲ合點シテ、罪人ノ僉議ヲセバ辛キ目ニアハセントオモヘドモ忍ラレズタヘラレヌ

トコロガアラフ

獄詰ニ其初一

罪人ニ科ノ始末ヲイハセルニ最初ノ僉議デ問詰ヨト云コトナリ

獄問ニ初情一、人之常言也、蓋獄之初發、犯者不レ暇ニ藻飾一、問者不レ暇ニ鍛錬一、其情必慎而易レ見、威以臨レ之、虚心以詰レ之、十得ニ七八一矣、少萌ニ姑息一、則其勞將レ有ニ百倍厭初一者上、故片言折レ獄、聖人惟與ニ子路一、其難可レ知矣

罪人ニ科ノ始終ヲイハセルニ、最初何カラ起テドフ云フコトデ科ヲシタト問カケルハ、ツネナミノコトバジヤ、サレバ其申口ノ初發ニハ、科人ガイヒ方ヲツクロヒカザル間ダナク、問尋ル役人モ、尋方ヲ鍛錬工夫スルヒマモナク、罪人モ初ノ程ハキツトシタ役人ノ前ヘ出テハ、ドフデモ慎ム氣ガアルニ依テ、其實情ガミエヤスイ、其所ヘ作法正シク僉議ニカヽリ、只スナホナル心ニテ、何トナク問詰レバ、十ヲノモノ七八分ハシアテル、最初僉議ノカヽリニチヨトデモ油斷スル萌シガミヘルト、ハヤ科人ガソレヲミテトリ、イヒヌケスル工夫ノ端ガ起リ、ソレカラシテ彼是陳ジ僉議ガ長引、其苦勞ガ最初カラミテハ、百雙倍モ重フナル、サレバ一言半句デ獄辭ヲサツパリト折ツハ仕手ノスクナイモノジヤ、孔子モ大勢ノ賢弟子ノ中デ、明斷ヲ子路ニバカリヘオユルシデアツタ、スレバイカフ難イコトジヤ

詳讞

犯科人ノコトヲオロソカニセズ、委細ニ立入テ罪ノ次第ヲ僉議シツメ、眞僞ヲハツキリトワケルコトナリ

在レ獄之囚、吏案雖レ成、猶當ニ詳讞一也、若酷吏鍛錬而成者、雖レ讞ニ之囚一、不ニ敢異一辭矣、須下盡辟ニ吏卒一、和レ顏易レ氣、開ニ誠心一以感レ之、或令中忠厚獄卒、款曲以ニ其情一問上之、如得ニ其寃一立爲ニ辨白一、不レ可ニ徒拘ニ關吏文一也、噫姦吏舞レ文、何所レ不レ至

下役ガ牢舍者ニ、罪科ノ始終ヲ白状サセ、イヨ〳〵此咎ニ定タト云コトヲ書付テ指出シタリトモ、ソレニアナガチ拘ハラズ、ナホサラ立入テ罪狀ノ始終ヲ僉議スベシ、若キビシイ役人ガドフカフト鍛錬工夫シテ、科ヲ決シタルナドハ、ジカニ囚人ヲ引出テ僉議スル時ニモ、最初吟味シタル役人ガ、ナミナランデキテハ、最初申口ヨリ格別チガフタコトハイハヌモノジヤ、サレバモフヒトキハ僉議ヲシツメントオモハヾ、サキニ吟味ニアヅカリタル下役共ヲ、ノコラズ其場ヲ立サラセ、ウチカハリテ顏色ヲ柔和ニシ、トント氣ヲ平ニシ、誠ノ心ヲオシヒラキ、罪人ヲアハレミイタハル氣ニナリ、罪人ノ心ニモアリガタガツテ、感ジ入ルヤウニシテ問フカ、或ハ正直篤實ナル牢足輕ナドニ申付、内輪デ丁寧ニ立入、其實情ヲ以テ科ノ始末ヲ問尋サセル樣ニセヨ、若是マデノハ無實ノ科ジヤト云コトヲ探リ得タナラバ、立ドコロニ科ノ樣子ガワカレテ、明白ニ辨ヘ知ルヤウニモナルベシ、只無性ニ下

役共ノ指出タ吟味ノ書付ニ拘ハラマヤウニセヨ、嘆シキコトハ、カダマシイ役人ノ癖ニハ彼是トムツカシク申シナシ、品ヲ付テトリアツカヘバ、黒モノモ白ク、白モノモ黒イヤウニトリナサレヌコトハナイ、畏ルベキコトジヤ

視レ屍

故事承ニ檢屍之牒一則劃レ時而行、重ニ人命一也、其或行焉而後レ時、時焉而不ニ親蒞一親焉而不ニ精詳一罪皆不レ輕也、其檢レ之之式、又當ニ徧考一筮仕者不レ可ニ以不一レ知

ソンジヨソコニ手負變死人ガアル、タフレ者ガアルト、注進スルナラバ、其マヽ時ヲスゴサズ、早クユキ檢屍スルハ、人ノ命ヲ重ンズルユヱジヤ、ソレヲバ、或ハユケドモ時刻ヲオクラカシ、時刻ハハヅサネドモ、名代ヲヤツテ自身ニハ其場ヘノゾマズ、自身ニハユケドモ、委細ニ念ヲ入レヌナドヽ云ハ、其等閑ノ仕方ミナ至テカロカラヌ罪ジヤ、檢屍ノコトハ、イロ／＼見樣ノ術モアルナレバ、偏クユキワタリ考フベシ、別シテ新役ノ者ナドハ、手ヲトラヌヤウニ覺悟シテヲラネバナラヌ

囚糧

牢舍者ニクハセル持扶米ノコトヲトケリ

天地之德曰ニ好生一聖元體レ之、以有ニ天下一諸在ニ縲紲一無レ家者皆給ニ之粮一惟縣獄不レ給也、意者縣非レ待レ報之官府一故略令レ詰ニ其然一而上ニ之州一比見ニ爲レ州者一往往爲レ吏之所レ欺、吹求不レ受、以致ニ瘐死於縣

獄一、夫罪不レ至レ死、而以ニ己私一繆殺レ之、不仁甚矣、爲ニ州若府一者、尙深戒レ之天ハ物ヲ覆ヒ、地ハ物ヲ載セ、萬物其間ニ生ジテ、生々キハマラズ、四時ノ氣ヲ以テ能萬物ヲ撫育スルユニ、天地ノ德ヲ好生ト云ナリ、時ノ人主此好生ノ德ニナリカハリテ、天下ヲ保チ玉ヒ、總體牢舍者ヘ上ヨリ扶持米ノオアテガヒガアル。只縣ニ付タ牢舍者ヘハオアテガヒハナイ、何故ナレバ、縣ハ罪狀ノ始終ヲトリアツカフテ、上ヨリ此罪人ハカクセヨ、何ノ刑ニ當ヨト、御指圖ヲ待テヲル役處デナク、罪科ノアラマシヲ一通吟味シテ、州ノ上役ヘ指出スコトジヤ、牢ニオクモ長イ間デナク、又我ガ治ル縣ギリノ罪人ナレバ、牢扶持モ縣デトリマカナヒスムコトジヤ、希孟ガ近比州ノ上役ノ勤ブリヲ見ルニ、下役ニマカセオキ、ヒタモノダマサレル、科人ガ苛イ細カナ吟味ニ遇テモ、中々手前ヘウケズ、彼是長引ウチ、州ノ役處ヘワタスマデモナク、縣デ牢タダシニナル、總體死罪ニナルマジキ者ヲ、自分勝手ナルアツカヒヲシ、吟味ガノビノビニナリ、牢死サセルハ、役人ノ不埒ニテ、不仁ノ甚シキト云モノゾ、サレバ州ヤ府ヲ治ル人ヘ、ドフゾ此意ヲ深クイマシメタキモノジヤ

巡警

州郡ヲ巡覽シテ民百姓ヲイマシムルコトナリ

詰レ盜非レ難、而警レ盜爲レ難、警レ盜非レ難、而使ニ民不一レ爲レ盜尤難、蓋天下之事、先ニ其機一爲レ之則有レ餘、

後其機為之、則艱苦而無益、夫盜之發也、恒出不虞、知者防於未然、其防之之術、則在廣耳目、嚴巡邏、戒飲博、幾游聚、或旬、或月、卽命尉行境、以恐懼之、夫盜猶鼠也、尉猶捕鼠之狸也、勤於出、鼠必伏而不動、狸不出則鼠必興矣、彼為尉者、與其勞於已然、孰若勞於未發之為愈、若夫使民不為盜、則又在於勤本以致富、勤斯富、富斯禮義生、禮義生、雖驅之使竊、亦必不肯為之矣、故管子謂、倉廩實而知禮節、衣食足而知榮辱、諒哉

盜賊ヲ捕テセメナジルコトハイタシガタイコトハナイ、ススミヲサセヌヤウニスルガシニクイ、常ノ敎ガトヾイテ盜賊ノ出來ヌヤウニナルガ尤シニクイ、サレバ天下ノ事ハ何デモ發動シサフナキザシガミエタナラバ、夫ニサキダチハヤク取治レバ、トリアツカヒニイロ〳〵手段ガアツテ、治メヨイ、又事ノオコリテ増長シタウヘデ、夫ヲトリシヅメニ掛テハ、何程骨折テモ何ノ益ハナイ、去程ニ盜賊ノオコルト云ハ、平生ノ油斷カラノコトジヤ、知者ハ未然ヲ防グト云テ、盜賊ノオコラヌ先カラ覺悟シ、防ギ留ルヤウニスル、其防ギ留ル手段ハトイヘバ、村方デタシカナキ、手見手ヲ多クシ、回リノ者ヲ怠ラズ回シ、酒人博徒ナドヲ戒メ防ギ、遊ビ處ヲ吟味シ、或ハ十日カ一箇月ノ間ニハ尉（盜賊ヲ捕ヘル役人）ニ申付、支配處ノ境々ヘツカハシ、民百姓ノオヂオソレルヤウニサセルコトナリ、サレバ盜賊ハ鼠ノ樣ナルモノ、尉ハ狸（ネコ）ノ樣ナルモノデ、狸ガ出テアルケバ、鼠ハ必カクレテワルハタラキハセス、狸ガ出ネバ鼠ガ必オコル、ソレト同ジ樣ニ、盜賊ノ起タウヘデ、捕フ〳〵ト精ヲイレル

ヨリハ、盜賊ノオコラヌサキニ、嚴重ニ警固シテ、盜賊ノ其處ヘイリコマヌヤウニスルガヨイ、若又百姓ニ盜ミヲサセマイトスルニハ、本トスル農業ヲツトメサセ、富スコトジヤ、農業ヲ大切ニツトメサヘスレバ、自然トユタカニナル、富メバ不義不法ノ所業ヲハヂテ、人々身持カタギニナリ、禮義作法ヲ守ルヤウニナル、サスレバ百姓ヲカリマハシ、サアヌスミ〳〵トス丶メテモ、ナカ〳〵盜ミナドヲスル惡黨ハ出來ヌモノナリ、世俗ニ貧ノ盜ト云ガ、尤ナ辭ジヤ、夫故管仲ノ語ニ、倉ノ内ガミチテユタカナレバ、正シキオキテヲ守リ、禮法節義ヲ知ルヤウニナル、衣服食物ノソナヘモタブヤカナレバ、サモシキ心立モナクナリ、筋道ヲ守リ、世ノ中ヨリハ稱セラレ、上ヨリハ御褒美ニモアヅカリ、サカエナコト、又惡事ヲシ、不埒ヲハタラケバ、近處合壁ニモニクマレ、御仕置ニモアヒ、ハヂナコトジヤト云コトヲ知ルトアル、ホンニチガヒハナイ

按視

牢屋敷ヘ時々見回テ、ソコ〳〵ニ氣ヲ付ケルコトナリ

獄庭時當ニ一至一也、不四惟有三以安ニ衆囚之心一、亦使下ニ司レ獄卒吏輩、知レ所ニ警畏一、而無中飮博喧嘩、逸而及レ獄者上、是亦先レ事防レ之之微意也、倉庫同

牢屋敷ヘ不時ニチヨツチヨト見回ルヤウニスベシ、是ハ只多クノ囚ノ心ヲ慰メ安ズルバカリデナク、牢役人足輕ナドモ、ソレニツレテタシナミ、オソロシイト云コトヲ承知シテ、大酒ヤ博奕シタリ、ワ

ツワトサワギ遊デ、役人ガ罪ノ糺シニアフヤウナルコトガ出來ヌ、是又事ノオコラヌ先ニ防ギ留ル心得ナリ、倉庫ノトリシマリモ、此通リ見回レバ、下役ガ愼ムユヱ、科人モ出來ヌ、是ト同ジコトナリ

哀矜

法度ヲソムキ、仕置ニアフ者ヲカナシミ、不便ニ思フコトナリ

亡友段伯英、嘗尹二鉅野一、民有二犯レ法受レ刑者一、毎爲泣下、或以爲レ過、余聞レ之、私自語曰、人必有二是心一、然後可三以語二王政一、且獨不レ聞下古人亦有中禁二人於獄一、而不二家寢一者上乎、要皆良心之所レ發、非レ過也

張希孟ノ亡友段伯英トイヘル人、前方鉅野ト云處ノ縣尹タル時、民百姓ニ法度ヲオカシソムキテ刑罰ヲウケル者ガ出來レバ、其度毎ニ科人ノ爲ニ泣キ哀ンダ、或人ハ是ヲアマリスギタルヤウニイヒナシタ、希孟ガ此事ヲ聞テ獨リ言シテミルニ、誰モ必ケ樣ノ心ガ有テコソ、正道ナル政ノハナシアヒガナルデアラフ、且伯英ヲアヤマリジヤト云人ハ、マダキカヌカシラヌガ、古ノ人ニモ人ヲ牢屋ヘ入レ、禁錮シテオケバ、ソレガ苦勞ニナッテ、自分ノ家ニ歸テモ、快ク寢ルコトヲセヌト云コトモアル、伯英ガ仕方モ、此古人ノ心持モ、ヒッヽマンデイハヾ、皆本心ノアラハレルノジヤ、スギタトハイハレヌ、尤ナコトジヤ

非レ縱レ囚

囚ヲユルシテ家々ニカヘラセ、親ナドニ逢セルコトヲイマシム

古人縱レ囚省レ親、如レ斯還レ獄者甚多、要不レ可ニ以爲一レ法也、夫法者天子之所レ有、而民或犯レ之、是犯ニ天子之法一也、而彼乃與レ期而縱レ之、是不レ幾ニ於弄ニ天子之法一以掠レ美、市ニ恩於下一者上乎、然出ニ於朝廷一則可、出ニ於一己之私一則不可

古ノ人囚ヲユルシテ家ニカヘシ、親ノ安否ヲ伺セタ、ケ様ニスレバアリガタクオモヒ、元ノ牢屋ヘ還ル者モ甚多ケレド畢竟手本ニハナラヌ、法ト云モノハ、天子ノ保玉ヘル大切ナモノデ、臣下ノ自由ニスルモノデナイ、然ルニ民トシテモシソレヲ犯シ背クハ、是天子ノ御法ヲ犯スノジヤ、夫ヲバ彼役人共ガ自分スワリテ囚ニカヘル日ヲ指圖シテ、ユルシツカハスハ、是天子ノ御法ヲモテアソビモノニシテ、自分トヨイ名ヲカスメ、恩愛ヲ下ヘウルト云ニ近イデハナイカ、去ナガラ此事朝廷カラ出レバヨイ、一分ノ取計カラ出ルハワルイ

自責

百姓ノ難儀ヲ自分ノ身ニヒキアテヽ、ユキトヾカヌトコロヲバ、自分ト身ヲセメルコトナリ

敎レ民不レ至、則犯レ禁者多、養レ民無レ術、則病レ飢者多、爲ニ守與一レ牧、而使ニ其至一レ此、獨歸ニ咎於民一、難矣哉

民ヲ教化スルコトユキトヾカヌ時ハ、法度ヲ犯スモノ大分出來ル、民ヲ養ヒソダテルコトニ手段ガ

ナケレバ、飢渇ニヤム者ガ大分出來ル、州ノ守ヤ處ノ代官トナッテ、民ヲケ樣ノ難儀ニアハセナガラ、是ハ民百姓ノ覺悟ノワルイカラジヤト云テ、自分ノ咎ヲ百姓ニカブセル、カフ云コトデハ、イカナ〱百姓ヲ撫育スルコトハナルマイ

救レ荒第七　凡九條

是ヨリ凶年ニ百姓ノ饑死セヌヤウニ救フコトヲトケリ

捕レ蝗

故事蝗生二境內一、必馳二聞於上一、少淹頃刻所レ坐不レ輕、然長レ民者、亦須レ相二其小大多寡一、爲レ害輕重一、若遽然以聞、蒞二其上一者、群集蔟趄、供張徵索、一境騷然、其害反甚二於蝗一者、其或勢微種稀、則當下預率二衆力一以圖上レ之、不下必因二細虞一以來中大難於民上也、故凡居レ官、必先敢二於負荷一、而後可二以有一レ爲

先例カラ、蝗ガ支配ノ田處ニツクト、必早速ニ申達スルコトナリ、ソレガチト猶豫スルト、重イ咎メヲ受ルコトジヤ、然レドモ民百姓ノ頭タル人ハ、其災ノ大小多少ヤ、害ニナルコトノ輕重ヲ見計フベシ、若又サシタル害デモナイニ、イソギアワテヽ、上ヘ達スレバ、其筋々ノ役人大勢ユキ、其回リサキデハ、馳走ノ手當ノトテ、村中ガサワギタチ、其害ハ反テ蝗ノツイタヨリモオビタヾシイ、サレバ蝗ノマダ增長セヌ內ナラバ、早ク人數ヲ催シテ、蝗ヲ捕ルベシ、瑣細ナコトニ依テ、大キナ難儀ヲ民ニオヨボサヌヤウニスルガヨイ、夫故總體役儀ヲツトメル者ハ、必第一ニ其役目ノ引受タ

ル大根ヲ丈夫ニ合點シテ、其上デコソ格別ノワザモナルコトナリ、負荷ハ物ヲ背負タリ、肩ニ荷フタルヤウニ、トント身ニヒキウケタルコトナリ

多方救賑

窮民ジヤトテ、强チ米穀金錢ヲアタヘルバカリデナイ、イロ〳〵サマ〳〵ト工夫シテ、飢ズ寒エヌヤウニスルコトナリ

天所レ畀ニ人富與レ貴者、非レ欲ニ其自裕一、蓋將レ使ニ推レ所レ有、以濟ニ人之不レ及也、飢者食レ之、寒者衣レ之、斯不レ負ニ天畀之富一矣、直者擧レ之、枉者錯レ之、斯不レ負ニ天畀之貴一矣、然富貴而能若レ是者、其惠在レ人、而善則在レ己、名爲レ惠レ人、實自惠也、故古之有ニ民社一者、或不幸而値ニ凶荒夭札之變一、視ニ其輕重一、必有ニ術以處一レ之、或私帑之分、或公廩之發、或託ニ之工役一、或假以ニ山澤一、或已レ負蠲レ征、募レ糴勸レ糶、或聽レ民收ニ其遺稚一、或命レ醫療ニ其疹疾一、凡可ニ以拯ニ其生一者、靡ニ微不一レ至、蓋古人視レ民如レ子、天下未レ有ニ子在レ難、而父母坐視不レ救之理一也、嗚呼凡牧民者、其以ニ古之人一爲レ法、庶レ無ニ彼我之間一哉

天カラ富ヤ貴イ位ヲアタヘクダサルヽハ、其人一分ヲユタカニクラサセフトテノコトデハナイ、察スルトコロ、所持ノ金錢米穀ヲ人ニオシオヨボシテ、クラシカネタル者ヲスクヒタスケサセフトテノコトジヤ、飢タル者ニハ食物ヲアタヘ、寒エタル者ニハ著物ヲトラセル、是ガ天カラアタヘクダサレタ富ニソムカヌノジヤ、又正直ナル者ハ役儀ニ擧用ヒ、正直ニナイ者ハトリアゲヌ、是ガ天カ

ラアタヘクダサル、貴キニソムカヌノジヤ、サレバ富貴テ天道ニ叶フ者ハ、其表立タルメグミハ他人ノ身ニカヽレドモ、其實ノ善ト云モノハ自分ノ身ニカヽルコトジヤ、名目ハ人ヲメグムトイヘドモ、夫程ノ善行ハアルモノユヱ、實ハ自身ヲメグムト云モノジヤ、夫故古ノ民人社士ヲタモツモノ、若不仕合デ飢饉ヤ流行病ニ出アヘバ、其難儀ヲミハカラヒ必救ヒ方ノ術ヲ以テソレ〳〵ニ落着ヤツニサセルコトガアル、或ハ手前ノ藏ニ貯ヘ置シ金布ノ類ヲ配分シ、公儀ノ藏ニ圍デアル米ヲ出シ、或ハ大工ヤ日傭ノ代リニツカヒ、或ハ山ヤ澤ヲ借ワタシテ木ヲ伐セ、殺生ヲサセ、或ハ末進米ヲユルシ、役ツカヒヲ除キ、米ヲ貯ヘタル者ニ上ノ米ヲモ借ワタシ、或ハ二番バヘノ米ガアレバトラセ、或ハ醫者ニ申付テ疹疾ヲ療治ナドサセ、總體百姓ヲスクフベキコトハ、鎖細ナルコトマデモユキトドカヌコトノナイヤウニスルハヅジヤ、サレバ古ノ人ハ民ヲミルニ、我子ノ如クシタトアルコトデ、ドコノ國デモ我子ガ難儀ナ場ニ當リ、父母ガソレヲジロ〳〵見テスクハヌト云道理ハナイ、サリトテハ總テ牧民ノ者ガ古人ヲ手本ニシテ、民ヲトリマハセバ、他人ジヤ、親族ジヤ、我子ジヤ、人ノ子ジヤト云、ワケヘダテノナイヤウニナラフ

預備

前ビロヨリ凶年ノ手當ヲスルコトナリ

災異之生、常出ニ於人之所ヲ不レ意、誠素有ニ其備一、雖ニ甚災一不レ足レ爲レ憂也、今州郡多無ニ委積一、雖レ有レ之

而在ㇾ上者、封錮甚嚴、不測不虞、茫無ㇾ所ㇾ措ㇾ手、此厥今牧民者之通患也、然今所謂祇應之錢者、山州僻縣、未ニ嘗有ㇾ之、而使客往還、率無ニ枵腹而過者一、意必有ニ以規畫一也、至ニ於備荒之儲一、獨未ㇾ有ニ及ㇾ焉者一、豈以ニ治平之時一、何遽有ㇾ此、所下以因ニ仍歲月一幸ㇾ滿而去、不中復爲ㇾ民遠慮上耶、嘗聞、近代爲ㇾ縣者、敎ニ民種ニ蔓菁一、搗ニ其根一以爲ㇾ餠、大者三四斤、乾而儲ㇾ之、後値ニ凶年一、蒸以食ニ飢民一、味甘且美、賴以全活者甚衆、夫古人慮ㇾ民之遠也如ㇾ此、其肯苟且幸ㇾ代、而不ニ爲ㇾ民預備一哉

災難異變ノ起ルハ、常ニ人ノ思ヒガケナイトコロカラジヤ、元ヨリ其備サヘアレバ甚シキ水旱ナドノ災ガ起テモ、憂トスルニハタラヌ、今州郡ニハ多ク米穀類ヲツミタクハヘテオクコトガナイ、又ツミタクハヘテアツテモ、上役人ガ封ジコメテ置コトガ甚キブイカラ不意ナコトガ出來テモトント手ヲ出フヤウモナイ、是ガ今地方役人ノ一統ウレヒトスルコトジヤ、然ルニ當時祇應ノ錢ト云モノ處々ニアレドモ、價ヲトラズニ食物ヲ接待スルコトユヱ、山手ヤ片遠處ニハスキトナイ、サレドモ大方スキハラカヽヘテ通ル者モナイハ、オモヒミルニ、其處ニ手當ノナイ合點デ心當シテ通ルカラデアラフ、夫ジヤニ凶年飢饉ノ手當ニ至テハ、ケ程マデ心ヲ用ユル者ガナイ、何シニ此メデタキ太平ノ御世ニ、ニハカニ飢饉ガアルモノジヤト云テ、今月モマヅヨシ、今年モマヅヨシト、我任ノ中ヲスコシ、任ガ滿テ何事ナク代ルヲ仕合トシテ、早々其處ヲ去リ、百姓ノ爲ニ遠イサキノコトニ思慮分別ハナイトミヘルジヤ、又聞タコトモアル、中古ノ代官ニ百姓ニ蔓菁ヲ種ルコトヲ敎ヘ、其根ヲ

搗テ餅ニシ、オホキナノハ三四斤目ニコシラヘ、干シテ貯置、後凶年ニアヘバソレヲ蒸シテウヱタル百姓共ニクラハセタレバ、其味ズントウマク、ソレヲ食テイキオソセタ者ガ多ク有タト云、去程ニ古ノ人ハ百姓ノ事ニ付テ遠イサキノコトマデモ深切ニスルコトカクノトホリジヤ、夫ヲバソザ〳〵ナリアヒニシテ、頓テ代リ官人ノ來ルヲマチキテ踏込ダトリアツカヒモセズ、民ノ爲ニ手當ヲセヌハドフシタコトジヤ

均レ賦

賦ハ年貢ノコトナリ

故事、民之稅賦三年、則第二其貧富一、而均二平之一、或好レ名未レ及而先爲、或避レ謗踰レ期而不レ爲、皆非也、如レ期行レ之、民受レ賜不レ淺

先例ニ百姓ノ年貢ヲ積ルニハ、三年目ニ其貧富ノ次第ヲ吟味シテ、年貢ノ程合ヲ平均ニスルコトジヤ、或ハ名聞ヲ好デハマダキハマリ時節モ及スサキカラ其調ベヲシテ、手回シノヨイヲミセ、或ハ世間ノ人ノ謗リヲサケントテハ、キハマリ時節ヲ踰テモ其調ベヲセヌ、是ハ何レモアシキコトナリ、キハマリ時節ノトホリニ行ヘバ、百姓ガオカゲヲカフムルコトアサカラズヨクトヾクベシ

祈禱

凡有二祈禱一、不下必勞上レ衆、齋居三日、以思二己愆一、民有レ寃歟、己有レ贓、政事有レ未レ善歟、報レ國之心、有

レ未レ誠歟、無則如レ儀行レ事、有則必俟ニ追改一而後禱焉、夫動ニ天地一感ニ鬼神一非ニ至誠一不可、纖毫之愿未レ除、則彼此遼然矣

總體祈禱スルコトノアルニ、必シモ諸人ヘハ苦勞ヲカケズ、自身精進潔齋シテ、三日ノ間ヒキコモリ、自分ノ身ニ仕落ハナイカト、イロ〳〵オモヒヤリ、民ガ無實ノ難ニアフテ其事ノ上ヘトヾカヌ者デモアルカ、オノレガ手前ヘ賄賂ヲ受ルコトデモ有テ、政事ニヨカラヌコトガアルカ、國恩ヲ報ズル心ガ眞實ニトヾカヌコトガアルカト、サマ〴〵自分ノ身ヲ責、越度サヘナケレバ、祈禱ヲスルニ儀式ノ通リニ事ヲ執行ヒ、若身ニアヤマリガアレバ、必ソレヲ追テ改メ直シタ上デ祈ルベシ、サレバ天地ヲ動シ、鬼神ヲ感ゼシムルト云ハ、眞實至極ノ心デナケレバナラヌコトジヤ、ワヅカノアシキコトモノゾキサラネバ、祈ル心ト神慮トガ、遼然トハルカニトホザカツテ、神明ノ冥助ハナイ

不レ可レ奴ニ妾流民一

流民ハ流浪シタル者ナリ

嘗見ニ一顯官一於ニ凶年一市ニ所部民子女一殆數十餘人、美且壯者、皆奴ニ妾之一、餘將下賂ニ時要一以希中恩寵上也、僕聞而顰蹙曰、使ニ其困憊一吾治已得レ罪矣、又不レ能レ救、而反奴ニ妾之一不ミ大獲ニ罪於法一耶、故感而書レ之、以戒ニ後來者一

前方ヒトリノ勢アル代官ヲミタニ、凶年ニ支配處ノ百姓ノ息子ヤ、娘ヲ數十人買寄、其内デウック

シイヤ、年若ナ者ハ、手前ノ下人ヤ妾トシ、其餘ハ時ノ權門ヘ賄賂ニツカヒ、御首尾ヲツクリタ、希孟是ヲ聞キ、氣ノ毒ガツテイフニハ、百姓ヲクルシメツカラカスハ、治方ノワルイカラデ、ハヤ身ニ罪ヲウケタノジヤ、夫ニ又救ヒ助ルコトノナラヌサヘアルニ、反テ平民ノ子ヲ下人ヤ妾ニスルト云ハ、大罪ノ法ニアテネバナラヌ不埒モノジヤ、夫故感慨ノアマリ、此事ヲ書記シテ、後來ノ者ヲ戒タルナリ

救レ焚

民或失火則伐レ鼓集レ衆、親蒞以救レ之、惻隱之心、人所ニ共有一誠能鼓舞、以作ニ其氣一雖ニ仇人一亦將ニ焦レ頭爛レ額、而相ニ趨患難一矣

百姓屋ニ出火ガアレバ、太鼓ヲ伐、諸人ヲヨセアツメ、自身其場ヘノゾミスクフヤウニセヨ、人ノ難儀ヲ見テハ、サテ〳〵イタマシイト思フ心ハ誰シモアルモノジヤ、眞實カラ、ヤレカヽレ、ヤレケセト、人々ノ氣ヲヒキオコサバ、本敵ドウシテモ、身ヲ惜マズ人ノ患難ニ力ヲ盡スモノゾ

尚レ徳

反レ風滅レ火、虎渡レ河蝗不レ入レ境、金鏡(鏡作レ隄)當レ之回流、此在ニ長レ民者之徳如何一爾、殆不レ可ニ皆謂ニ之偶然一

反レ風滅レ火トハ、後漢ノ劉昆江陵ノ令タル時、縣中ニ連年火災アリシヲ、火ニ向ヒ罪人ノ如ク頭ヲ地ニ打ツケ〳〵祈リケレバ、忽風吹カヘツテ火キエタリ、虎渡レ河トハ、劉昆弘農ノ大守トナリシ時、

崤黽ノ道中ヘ虎オビタヾシク出、人ヲナヤマシ、旅行モナカリシガ、政ヲ執リ、三年ノ間ニ仁風大イニ行ハレ、其アタリノ虎ミナ〳〵子ヲ負、河水ヲ渡テ他處ヘユケリ、蝗不レ入レ境トハ、後漢ノ戴封西華ノ令タル時、汝潁ニ蝗災アリシカドモ、西華ノ界ニ入ラズ、金隄之回流トハ、前漢ノ王尊東郡ノ大守タル時、河水サカリニ出、瓠子ノ金隄ヲコボチヤブリ、ヤウ〳〵閾ザルトコロ三尺バカリニナリ、百姓ミナ〳〵オソレ逃去リシガ、大守ハ一人水ノツキアテル處ニ居、至テ危キ場ヲフミコタヘ、水波ヤウ〳〵回流スルニイタリ、終ニ諸人ヲ安堵サセ、下役百姓モロトモ本ノ場處ニ落著、水難ヲノガレタリ、此等ハ民ニ長タル者ノ德義ドノヤウデアツタ、此ヤウデアツタト云ニアヅカルコトジヤ、タマ〳〵サフ云希代ナルコトモアツタモノジヤナド丶、假令ニミヌコトナリ、誠意ノ物ヲ感動スルハ、カフシタモノジヤ

上二災異一

災異之事、則不レ可レ不レ聞、祥瑞雖レ不レ上可也

支配處ニ於テノ災難異變ノコトハ、上聞ニ達セネバナラヌ、是ハ上ニ立人ガ、其身ヲ戒メ、又民ヲハヤク救ンガ爲ジヤ、メデタキ瑞相ガ有テモ、是ハ上聞ニ達セズトモ、其分デスムコトゾ

事レ長第八凡九條

是ヨリ下役ガ頭役ニツカヘル心得ヲトケリ

各守㆓涯分㆒

涯分ハ分限ノコトナリ

尊卑之分定、則家無㆓逆子㆒、國無㆓叛臣㆒、夫國之所㆓以亡㆒、家之所㆓以敗㆒、皆由㆘卑不㆑有㆑尊、而尊不㆑能㆑制㆑卑之所㆖致也、考㆓諸歷代㆒、厥鑒甚明、今夫上而朝廷、下而郡邑、其設㆑官也、有㆑長焉、有㆑貳焉、有㆓胥屬㆒焉、有㆓胥吏㆒焉、各安㆓其分㆒、而事㆓其事㆒、天下安有㆘不㆑治者㆖耶、惟其小智自私、乖㆓同寅之義㆒、無㆓協恭之誠㆒、衷旣不㆑和、則所㆑見必有㆓不㆑同者㆒、或長官不㆑知㆘待㆓佐貳㆒之禮㆖也、或佐貳闇㆘於事㆓長官㆒之道㆖也、少見㆓辭色㆒、則彼此胥失矣、若夫事例應㆑爾、而所㆑見或不㆑同、居㆑下者當㆘誠㆓其意㆒婉㆓其辭㆒、卑㆓其容體㆒、以聞㆗其上㆖、若由未㆑允、則俟㆓其退㆒而語㆓之家㆒、人非㆓木石㆒、無㆓不㆑同之理㆒、其或居㆑下者、有㆑所㆑不㆑可㆑爲、長者亦當㆓如㆑是曉㆘之也、稍有㆑所㆑挾、雖㆓面强從㆒、退而必有㆓不㆑堪者㆒、日引月深、終㆓於洩露㆒、人見㆓其乖忤㆒也、讒譖之言乘㆑之而入、久則訟必興、而政事隳矣、爲㆓一時之忿㆒、使㆓同僚之心離、闔境之民不㆘得㆑治、則其人之褊淺可㆑知矣、古人有㆑言、必有㆑忍、乃其有㆑濟、又曰、欲㆑成㆓大事㆒、必須㆓少忍㆒、又曰、忍爲㆓衆妙之門㆒、旨哉

尊卑ノ分リガキツト定リ、其分限〳〵ニ身ヲ落着サヘスレバ、孝悌忠信ノ道ガ立、家ニサカノ子ナク、國ニソムク臣モナイ、サレバ國ノ亡ビ家ノ敗レルワケハ、多クマヅ卑キ者ガ、尊キ人ヲ貴マズ、尊キ人ハ卑キ者ヲ制止スルコトガ叶ハヌニヨツテ、國家ノ亂レニモナル、此事ヲ歷代ニ考テミルニ、

其證據甚明白ナルコトジヤ、只今モ上デハ朝廷下デハ郡邑、ソレニ付タ役々ニハ頭ガアリ、添役ガアリ、下役ガアリ、手代足輕ガアル、ソレガ各其分限〳〵ニ落著、アタリマヘノ仕事ヲ大切ニツトメサヘスレバ、天下ノ事何デモ治ラヌコトガアラフヤ、只其人ニヨリ小利口ニ立マハリ、自分勝手バカリヲシ、同役ノ義ニソムキ、モチアフト云誠モナク、内心ガ既ニ熟トヽノハネバ、其ミルトコロニ必クヒチガヒナコトガアル、或ハ頭役デヲリナガラ、下役ヲアヒシラフ禮ヲ知ラズ、下役デヲリナガラ、頭役ニツカヘル道ニクラク、其容體ヲチヨツトノコトバツキ、顔色ニアラハストイナヤ、彼ト是ト相互ニ間柄ヲ取失フヤウニナル、若例型ノ上ニ付テカフナケレバカナハヌト云フコトモ、上下見識ガチガハヾ、先下ニヲル者カラ、頭役ニ對シテコヽロバセヲ誠ニシ、辭ツキモスルドニセズ、ナリフリモ押柄ニナイヤウニモチコミ、其上ニ立人ノ心カラ發明シテ、思入ノナホルヤウニスベシ、若ソレデモ頭ノ意ニトヾカズ、信ジラレネバ、其頭ノ退出ノ程ヲマチ、居宅ヘユキテナリトモ、我ガ存念ヲトクトハナシ、意ノトヾクヤウニセヨ、元人ハ木石デナケレバ、此方カラノ仕懸次第デ、立カヘラヌト云理ハナイ、又上ニ立人モ、下ニヲル者スマジキコトヲシテ、イカヾト思フ所ガアラバ、誠ヲ盡シ、トヾクヤウニサトシテヤルベシ、オレハ頭ジヤ、年カサジヤナドヽ、心ニサシハサムコトガアレバ、目前デハマヅ左樣ト云テモ、其場ヲ退クト、必虫ノ合點セヌトコロガアツテ、其オモヒガ日々ニヒキノバスヤウニ増長シ、月々ニ其根ガ深クナリ、相互ニ角ガ出テ、中ワル

ト云形ニ終ニハナルコトジヤ、外ノ者モ其ソムキサカフヲミルニツケ、讒言ガ其間ヘイリ、程ヘルニ從テ内輪公事ガ必オコリ、一役處ノ政事ガクヅレル、チヨツトシタ腹立カラシテ、アゲクノハテニハ、同役處中ノ者共ノ心ヲハナレ〳〵ニサセ、上下心ガ一致セヌカラ、支配處ノ民モヲサマラヌヤウニナル、是デ其人ノ器量ノセマクウスイトコロガ、サラリト知レルモノジヤ、去程ニ古人ノ辭ニ必有レ忍乃其有レ濟トアツテ、先ヅ是ハイカヾトオモフコトモ、人ノ氣ヲヤブラズ、ナルベキホドハ心ニ堪忍シ、コラヘ〳〵スルト、終ニハ其事成就スル、又欲レ成ニ大事一必須ニ少忍一ト云テ、是ハ大業ヲ成就セント思フ者ハ、チヒサイコトニ拘テキテハナラヌユヱ、チヒサイコトハ隨分堪忍シテオクガヨイ、サスレバ終ニハ大事モシオホセルモノゾ、又忍衆妙門トモイヒ、妙ハ微ノ極ナリトアツテ、微妙ナルトコロカラ起リテ、物ガ成就スルヤウニナル、ソレハ此忍心カラシテ事業モ成就スルモノユヱ、衆妙門ト云ナリ、此等ハアジハヒノアルコトバジヤ、有官ノ人ハヨク〳〵心得ベキコトナリ

寧人負レ我

寧人負レ我、無ニ我負一レ人、此待レ己之道也、天下之善、不ニ必己出一、此待レ人之道也、能行ニ斯二者一、於レ道其庶幾乎

ムカフノ人ガ我ニソムキサカフトモ、我カラシテ其人ニソムカヌヤウニト心ガケヨ、是ガ我身ヲア

ヒシラフ仕方ナリ、天下ノ善事ハ天下ノ人ガ大勢デ仕出スコトユヱ、勿論廣大ナリ、必シモ己カラ仕出スバカリデナイト云コトヲ合點セヨ、是ガ人ヲアヒシラフ仕方ジヤ、ヨク〳〵此二ツノ道理ヲ呑込デ、萬事トリオコナヘバ、道ニハヅレハアルマイ

處ニ患難一

艱難ナル場ニキテモ、志ヲ變ゼズ、道ヲ守ルコトナリ

凡在レ官者、當レ知ニ榮與レ辱相倚伏、得與レ失相勝負、成與レ敗相循環一、古今未レ有ニ榮而無レ辱、得而無レ失、成而無レ敗之理一也、雖ニ天地之運、陰陽之化、物理人事一、莫レ不ニ皆然一、處レ之不レ以レ道、則纖毫之寵必搖、而一唾之辱必到矣、故君子於ニ外物一、重輕皆所レ不レ恤、顧ニ其在レ我者何如一爾、使ニ其有レ可レ辱、雖レ不レ加レ譴、而君子恒以爲レ不レ足、使ニ其無一可レ辱、雖レ置ニ之死地一、而君子恒以爲レ有レ餘、歷ト觀自レ昔大聖大賢、不幸橫ニ罹禍患一、恬然不レ易ニ其素一者、灼ニ乎此一而已矣、苟惟能處レ榮、而不レ能レ處レ辱、惟能安ニ順境一、而逆境則不レ能ニ一朝居一、欲レ望ニ其臨レ政有レ爲、難矣、嗚呼善觀レ人者、其於レ此焉察レ之

總體役儀ニアル者ハ、仕合ガヨイト思ヘバ、不仕合ニナリ、榮ト辱トガ倚タリ伏タリシ、事ヲシアテタト思ヘバ、取失フコトガデキ、得ト失トガ勝タリ負タリシ、事ヲ成就シタト思ヘバ、シソコナヒガデキ、成ト敗トガメグリアルク、此理ヲヨク〳〵合點スベシ、古モ今モ身ノ榮エタナリデ辱メナク、意ヲ得タナリデ失フコトナク、事ヲ成就シタナリデヤブレヌト云道理ハアルマジキコトジヤ、

天地ノ運行、陰陽ノ變化、物ノ筋道、人ノ事業ニ就テ云テモ、皆サフシタコトジヤ、此榮辱成敗ノ場ニヲルニ、道ヲフマヘニセヌト、應程ノ仕合ニモ、必心ヲイソ〱トシ、ツバキヲカケタホドノ辱ニモ、必心ガクヅヲレルモノゾ、夫故君子タル人ハ心ニアヅカラヌ外物ハ、輕イ重イノ差別ナク、其事ニ於テハ一切氣ヲイタメルヤウナコトハナイ、夫ヨリハ手近イ我身ノ上ニアル、筋道ノ善惡イカヾトカヘリミルバカリジヤ、サテ辱ベキコトガアレバ、ワキカラセメズトモ、君子ハイツデモ身ノ行ヒガタラヌカラジヤト顧ミ、辱ベキコトガナケレバ、身ヲ極刑ノ場ニ置トイヘドモ、君子ツネヅネ身ノ行ヒニ不足ハナイユヱ、術ナイトハオモハヌ、昔ヨリ聖賢ノ有様ヲミルニ、不仕合デ大分難ニアヒタマヘドモ、恬然トシテ心ヲ安ジ、其全體ノミサヲヲカヘタマハヌハ、此道理ニアキラカナユヱジヤ、夫ヲ假初ニモ只仕合ヨキ場ニハ安ンジ、不仕合ナ場ニ安ンズルコトナラズ、只スラスラトユク場ニハ落著テヰ、サカシマニクル場ニハ一時デモヲルコトナラヌ者ハ、政事ニアヅカリテ一廉ノコトヲヤリオホセント云望ミハ、存ジモヨラヌ、タヘハテタ庸人ジヤ、アヽヨク人ノ器量不器量ヲミントオモハヾ、此場ニ於テ推察セヨ

分レ謗

人ノソシラルヽヲ見テ、我ハ身ノガレヲスルハツタナキコトナリ、古人モ謗リヲ分ツト云テ、我モ其同類ヘ入テ辭セザリシナリ

是非毀譽、自レ古爲レ政、所レ不レ能レ無者、是則歸レ人、非則歸レ己、聞レ譽則歸レ人、聞レ毀則歸レ己、無レ長無レ貳、處レ之皆當レ如レ是也、前輩云、恩欲ニ己出一、怨將ニ誰歸一、嗚呼此眞博大君子之言也

世間デヨイノワルイノトテ、毀リ譽ルハ、古ヨリ政ヲスル間ニナケレバナラヌコトゾ、サレバヨイコトハ人ノ手柄ニシ、ワルイコトハ己ガ身ニカブリ、譽ラルヽト聞テモ、自分ノ手柄トハセズ、人ヘ讓リ、ソシラルヽト聞ケバ、己ガ仕方ガワルイト云テ身ヘ科ヲトルヤウニスベシ、是ハ頭デアラフガ、添役デアラフガ、政事ニアヅカル者ハ其通リニ心得ベキコトジヤ、前輩モ恩愛ノ名自分カラ出ルヤウニト思ハヾ、怨ミノ名ハ誰ガ身ヘカヽルベキ、ヤハリ自分ノ身ヘカヽルコトジヤトイフタ、嗚呼是ハ實ニ博學大德ノ君子ノ言ジヤ

以レ禮下レ人

夫能下レ人者、其志必高、其所レ至必遠、昔某郡有ニ新守一、褊驁大不レ禮ニ其下一、常令ニ掾屬羅ニ拜於庭下一、有ニ一賢掾一、初以レ疾在レ告、疾瘉當ニ庭參一、是日偶大雨、守命張レ傘、布ニ茅於庭下一、使ニ掾拜一焉、掾恬然不レ動レ容、與伏惟謹、識者知ニ其他日必爲ニ宰相一也、後果然

總體能人ニ謙リ慇懃ナル者ハ、其心必タガフテ、其德義ノ至リオヨブトコロモ、必トホイモノジヤ、前方アルトコロニ、新役ノ大守ガ有ツタ、甚押柄デトハフモナク下ノ者ヲ無禮ニアシラヒ、初テノ對面ニ下役ヲバ庭ノ下ニナラベ、辭儀ヲサセタ、其中ニ一人ノ賢德アル下役アリテ、其時ハ病氣デ

養生ノ暇ヲ申請テキタリシガ、疾平癒シ庭ノ下ニ見參スル日、シカモ大イニ雨フル日ナリシガ、庭ノ禮拜ヲヤメサセズ、大守ヨリ申付筵ヲヒロゲ、茅ヲ庭ノ下ニ布、其處デ拜ヲサセタルニ、右ノ下役ハシットリトシテ容ヲ崩サズ、立タリ居タリノ拜ヲキット謹デイタシタ、識者ガソレヲ見テ、此人ハユク〳〵必宰相トモナル人物ジヤト噂ヲシタ、後果シテ其トホリ出世シタルトナリ

不レ可下以ニ律レ己之律一律上人

律ハ法ナリ、己ガ守ルカネアヒデ他人ヲタヾスコトヲスルナト云フナリ、人ノ性ハ萬品ニテ種種樣々ナルモノナレバ、トテモコチノ存念ノトホリニサセントスルハ無理ユヱ、ソレヲ制シタルナリ

同官有レ過、不レ至レ害レ政、宜ニ爲包容一、大抵律レ己當レ嚴、待レ人當レ恕、必欲ニ人人同一レ己、天下必無ニ是理一也

同役ニ仕落シタ者ガアルトモ、政事ノ害ニナラヌホドノコトハ大目ニミテソレナリニスベシ、大抵己ガ身法律ニカナフ樣ニスルコトハオゴソカニキットスルガヨシ、人ヲアヒシラフニハ隨分ユルミヲツケルガヨイ、必人々ヲ己同樣ニ身ヲ持セントシテモ、天下ノヒロイ間數萬ノ人ガサフナル道理ハナイモノジヤ

受レ代第九　凡六條

是ヨリ古役ガ新役ノ代合ヲウケルニ、サマ〳〵作法心得アルコトヲトケリ

郊ニ迎新代一

新規代リニクル者ヲ里ノ外マデ迎ニ出ルコトナリ

聞ニ代者來一則避レ所レ居、而郊ニ迎之一、不レ可下以ニ其代一已上也、而疾レ之而薄レ之、而不中以ニ舊政一告上レ之也、大抵天下之善、在レ彼猶レ在レ此、勸レ人爲レ善、卽己之爲レ善也、詎何惟許ニ己爲上レ善、而不レ願ニ他人爲上レ善哉

代合ノ者ガ來ルト聞タナラバ、今マデノ住處ヲワキヘサケテ里ノ外マデ出迎ヘヨ、其者ガ己ニ代ルト云カラ、ソレヲニクミウスンジテ、是マデノ政事ノ樣子ヲロクニハナサズ、手ヲツカセルヤウナコトヲスルナ、大抵天下ノ善トイヘバヒロイコトデ、アチラニヨイコトノアルハ、コチラニアルモ同然ジヤ、人ヲ勸メテ善事ヲサセルハ、他人ノ爲バカリデハナイ、ヤハリ自分ガヨイコトヲスルニナル、何ゾヤ只己バカリ善ヲスルコトト落著テ、他人ノ善ヲスルヲ願ハヌト云ハ、アルマジキコトジヤ

克レ終

爲レ政者不レ難ニ於始一、而難ニ於克上レ終也、初焉則鋭、中焉緩、末焉則廢者、人情也、愼レ終如レ是、（是當作始）故君子稱レ焉

其場ノ政ヲスル者最初ノカヽリハ、氣ニ勇ミモアリ、一ツシテミセタイ心モアレバ、シガタキコト

モミヘヌガ、始終ヨクシトゲル者ガナイ、總體ノコトガ始ニハスルドニカヽリ、中ゴロニハソロソロトユルミガツキ、末ニ至テハトントステヽシマフ、是ガ通例人情ジヤ、サレバ終リヲ愼ムハ、最初ノトホリニ物事ヲスルヤウニセヨ、夫故君子モ末々マデシトゲルコトヲ稱美シタルナリ

不レ競

嘗見二世之変代者一、多有レ所レ爭、要皆舊官不レ廉之所レ致、或據二其居一而不レ徙、或專二其田一而不レ分、或匿二其公物一、不二盡以相授一、使下新者懷二不平一、而無上所レ訴、甚非二士君子善レ後之道一也、夫利之與レ義、勢不二並處一、義親則利疏、利近則義遠、況爲二民師一、而專務二於利一、其聚レ怨納レ侮、視二市井小人一不レ若也、故君子之從レ政也、寧公而貧、不二私而富一、寧讓而損レ己、不二競而損テ人

前方ヨリ世間ノ古役ト新役トカハリユク者ヲミルニ、多クハ爭合コトガアル、是ハ必皆古役ノ者不廉直ナルカラ物ヲ爭フヤウナコトガ出來ル、或ハ新役ノイルベキ居宅ニジツト居著テ外ヘ移ラズ、或ハ新役ヘヤルベキ田地ヲ押領シテワカタズ、或ハ御用ノ物ヲトリカクシテ悉クハサヅケズ、新役ニ不快ニ思ハセ、シカモ夫ヲ訴ルコトモナラズ、トント手ノ出セヌヤウニスル、是ハ士君子ノ後ヲ善スル道トハ甚ダ相違シタコトジヤ、サレバ利欲ト義理トハ元ウラハラユヱ、其勢ガドチラヘモムクヤウニヤラフト掛テハユカヌ、義理ヲ思ヘバ利欲ニウトウナリ、利欲ニカヽレバ義理ニトホザカル、マシテ民ノ目當トナル身分デキナガラ、一途ニ利欲ヲ念カケ、怨ミヲ身ニアツメ、侮リヲ身ニ

イル丶ハ、市町ノカルイモノニタクラベルニ、夫ヨリモ劣リタルコトジヤ、夫ユヱ君子タル人ノ政事ヲトルニハ、筋道ヨクシテ、タトヒ貧乏スルトモ、身勝手ヅクノコトヲシテ富サカユルコトハセズ、又人ニユヅリテ、タトヒ己ガ身ニ損ガ立トテモ、キソヒアラソフテ人ニ損ヲカケルコトハセヌ

不レ可ニ自鬻一

役儀ヲツトメルニ名聞ヲ專ニシ、イロ〳〵ト手立ヲシテ、自分カラ名ヲウリツケルコトヲ戒ム

代之未レ至也、風レ民立レ石以頌レ德、結ニ綺門一以祖行、鳩ニ錢帛一以佐ニ路費一、建ニ生祠一以圖ニ不朽之名一、皆非ニ士君子之事一也、蓋爲レ善、不レ求ニ人知一者爲レ上、知而不ニ自有ニ其善一者次レ之、呶呶焉自媒自鬻、惟崇ニ虛譽一者、風斯在レ下矣

代リノ人ノマダ至ヌサキニ、民ニ何トナクスヽメテ石碑ヲ立、自分ノ德ヲホメサセ、身代ヨシト交リヲ結ビ、旅立ノ餞別ニ金錢卷物ノ類ヲモラヒアツメ、道中入用ノタシニシ、生祠トテイキナガラ神ニ祭ラレテ祠ヲ建サセ、イツマデモ我ガ名ノ朽絶ヌヤウニトハカリナス一ツモ士君子ノスルコトデハナイ、大方ガ善ヲスルニ人々ニ知ラルヽコトヲ求メザルヲイチ上トシ、善ヲスルコトガ知レテモ、自分ニ其善ヲ我物ガホニセザルヲ其次トシ、呶々トヤカマシク言ヒマハリ、自分カラ名ヲシラレルヤウニトトリナシタリ、賣弘メタリシテ、唯アリモセヌ名譽ヲアゲタガル、此風儀ガイチ下ト云モノゾ

告以ニ舊政一

近代東原吳曼慶、爲ニ某所憲長一、既代諄ニ諄新上者一曰、其事有ニ少許未テ完、其獄已具而未レ決、其按有ニ如レ是可テ疑、其人有ニ許レ能可テ用、一部之政、毫分縷折、惟恐其不レ知、知レ之惟恐其不レ盡、嗚呼仕者方ニ其在テ職、尙不ニ肯用テ心、況已代去、而敢責ニ其如テ是哉

東原ノ吳曼慶ト云人、アル所ノ憲長仕置ナトリアツカフ頭役タル時、既ニ代ルニイタリ、新役ノ者ヘ懇ニ申ツグニ、此事ニ少シバカリマダ至ウトリアツカヒジマハヌコトガアリ、サル科人ノ申口ガモハヤ具合テハヲレドモ、マダ決シヌコトガアリ、アノ書付ニハケ様〳〵デ疑ハシキコトガアル、ソンジヨソノ人ハ才能ガ丈夫ニ御用立ベキトコロガアルナドトハナシ、其上ニモ一役所ノ仕置ハ多端ナルコトナレバ、能合點スレバヨイガト案ジ、合點ハシテモ我ガイヒツギノ通リヲ悉クヤレバヨイガト、ソレモ案ジタコトジヤ、氣ノ毒ナコトジヤ、今時ノ役人ハ、マサシク其職分ニヲリナガラ、踏込デ心ヲ用ヒズ、當坐間ニ合ニシテキル、マシテモハヤ代リ去ルカラハ、ケ様ニ跡ノ世話マデヤクヤウニト云テモ埒ノアカヌコトジヤ

完歸

役儀ヲツトメシマヒ家ニカヘル道ヲトケリ

其在レ政也、民被ニ德澤一、訟清盜息、豪强消沮、同僚悅服、則去レ之之日、雖ニ弊車羸馬一、行槖蕭然一、其樂

有下不二翅萬金獲一而千駟受一者上、前輩由二外官一而至二執政一者、論二濟レ人之功一、皆自以爲レ不レ及レ爲レ縣遠甚、嗚呼有レ志レ及レ物者、其勿下薄二州縣一而不上レ屑レ爲也

代官デヲル時民ガ德澤ヲ被リ、訴訟モサツパリトナクナリ、盜賊モヤミ、頭ダチタル者モ我マヽセズ、役處中ノ者ヨロコビシタガヘバ、代リ去ル日ニハ、弊車ニ乘リ羸馬ニ駕シ、貯金モナクサビシクトモ、其樂シキ心ハ萬兩ブゲンニナリ、オホ大名ニナツタウレシサノ段デハナイ、眞實面白イコトジヤ、前輩縣官ノ役カラ朝廷ノ執政職ニ至ル者ガ皆イフニ、人ヲスクフ功ハ執政デモ縣官ニハオヨバヌコトジヤ、ナゼト云ニ、支配處ヲアヅカリ萬事手トラマヘニシテトリアツカフユヱ、事ガ存分ニユキワタルトイヒオイタ、アヽ草木禽獸マデニモ德化ヲ及サントスルモノハ、代官ヲ輕イ役ト思ヒ、トリアツカヒヲヤリパナシニセヌヤウニセヨ

居レ閑　凡六條

是ヨリ士タル者ノ安閑無爲ノ場ニ居テウレヘズ、其天職ヲ守レト云コトヲトケリ

輕二去就一

官ヲ去ルコトヲカル〲シクスルコトナリ、去就トイヘド去バカリナリ、テウド緩急大小男女ノ類通語ナリ、

士之仕也、有二其任一斯有二其責一、有二其責一斯有二其憂一、任二一縣之責一者、則憂二一縣一、任二一州之責一者、則

憂一州任一路之責、天下之責者、則以一路與天下爲憂也、蓋任重則責重、責重則憂深、古之人所以一揖而進、一揖而退者、有以也、雖堯舜禹湯文武之爲君、皐夔稷契伊傅周召之爲臣、固未嘗不憂其責、而以位爲樂也、彼以位爲樂者、苟其位者也、嗚呼大聖大賢、宜不難於其所任、猶且不自暇逸如此、吾才遠不逮聖賢、顧可樂其位、而重其去也哉

士タル者ノツカヘルニハ、其引受タコトガアレバ、夫ニツレテサマ〴〵ノ責ガアリ、其責ガアレバ、又夫ニツレテサマ〴〵苦勞ナコトガアル、サレバ一縣ノ代官トナツテ、其責ヲ任ズル者ハ、一縣中ヲ苦勞ニセネバナラヌ、一州ノ守トナツテ其責ヲ任ズル者ハ、一州中ヲ苦勞ニセネバナラズ、一路（州ヲイクツモ合セタルヲ路ト云）ノハタガシラトナリ、天下ノ宰相トナツテ、其責ヲ任ズル者ハ、一路ノコトハ一路ダケ、天下ノコトハ天下ノコトダケニ苦勞ニセネバナラヌ、大體身ニ引受タコトガ重ケレバ、責モ重イ、其責ガ重ケレバ、苦勞ニスルコトモ大キナ、古ノ人ハ役儀ヲ大切ニ思フニヨツテ、役儀ニ仰付ラルルト有テモ、容易ニハオウケヲ申サズ、幾度モ拜シテ後進ミ、退役スルニハ只一度拜シテ直ニ去ルト云、是ハイワレノアルコトジヤ、堯舜已下ノ聖人天下ノ君トナリ玉ヒ、皐陶已下ノ聖賢臣トナリ玉ヒ、大キナ責ヲ引受ラルレドモ、モトヨリアタリマヘノ責ユヱ、苦勞ニ思召スコトハナイ、又何トシテ高イ位ヲ樂イコトニ思召スコトガアラウ、タヾカノ位ヲ樂ミトスル人ハ、其位ヲ假令ニスルト云モノデ、大キナフトヾキジヤ、嗚呼聖賢ノ大德デハ、重イコトヲ身ニ引受キ玉フトテモ、シニクイコ

トハアルマイ、サレドモ身ヲ安樂放逸ニハシタマハヌコトジヤ、此方共ガオハ聖賢ノ才智トハ遠ク隔チテ、ナカ〱オヨビモナイコトジヤニ、貴イ位ニヲルコトヲ樂ミニ思テ、役儀ヲヤメザルコトヲ惜ムト云ハ、心得違ジヤ、時節來ラバ早速退クベキコトナリ

致レ政

政事ヲ上ヘカヘシテ、役儀ヲヤメ去コトナリ

古人以ニ休レ官致一レ政、爲下釋ニ重負一而脫中羈囚上、切嘗思レ之、誠有ニ是理一、有ニ其仕一也、嚴ニ出入一而愼ニ起居一、一嚬一笑、亦不ニ敢以輕假一レ人、蓋一身而爲ニ衆師表一、少踰ニ規矩一、謗議四聞、譬下之特行ニ於高屋之上一、自レ頂至レ踵、在レ下者無上レ不レ見レ之也、一朝代至、完レ身而去、詎止如下釋ニ重負一脫中羈囚上而已哉、嘗見ニ仕而休居者一、往往不レ喜、或命ニ子姪一、或託ニ朋友一、市レ奸構レ訟、靡ニ政不一レ及、小有レ所レ違、則曰三去官同ニ見任一、使下新上（上之字恐是衍不則誤字）者、法拾令弛、拒納惟谷上、甚而撓沮排觝、爲レ狀百端、細民無レ知、亦從而靡、設使己之政之初、人以レ是荐擾、當ニ若何一、推レ心體レ之、必自知レ可レ惡矣

古ノ人ハ役儀ヲヤメ、政事ヲ上ヘカヘスコトヲバ、重荷ヲオロシ、牢屋ヲヌケデタホドニヤレラクヤト思フタコトジヤ、身ニ引受タ心デ前方カラ此事ヲ案ジテミルニ、誠ニカフ云道理ガアル、奉公スル間ハ、出ルモ入ルモオゴソカニシ、起ツモ居ルモキツトツヽシミ、チヨツトヱミヲ含ムモ、チヨツトワラフモ、エヽカロ〲シウハ人ニユルサレヌ、マヅ役人ハ只一ツノ身ヲ以テ諸人ノ師匠目當

トナルコトナレバ、少シ規矩ニコエハヅレルト、ハヤ人ノ謗リ噂ガ世上ヘキコユルヤウニナル、是ヲ譬テイヘバ、ヒトリ高イ屋根ノ上ヲアルクニ、アタマノ頂キカラ、足ノ踵マデガ、下ニヲル者カラ皆ミユルト同然デ、ヨイモワロイモ直ニシレル、スレバ一旦代リノ人ガ來テ、我身ヲ無難ニ代合、其場ヲ去ルハ、重荷ヲオロシ、牢屋ヲヌケデタル位ノウレシミノ段デハナイ、然ルニ昔カラ退役シテ樂ニナリタル者ヲミルニ、ドレ〳〵モオモシロカラヌ體ジヤ、或ハ子ヤ姪ニ申付、或ハ友達ニタノミテ、不埒ナコシラヘゴトヲシ、公事ヲ持出シテコマラセ、トリサバキノトヾカヌコトヲイヒコナシ、スコシノ筋チガヒガアレバ、退役ノ身分ハ、其役ツトメル者同様ジヤト云テ、新役ノスル法度ノ邪魔ヲ入タリ、云付ノユルマルヤウニシタリシテ、夫ヲフセグニモ、トリシメルニモ、新役ノ手前デアトヘモサキヘモユカヌヤウニシ、マダワルイノハ、新役ノ難儀至極スルヤウニ、イロ〳〵サマ〴〵ノワル巧ミヲシテ、我退役ノハライセニスル、西モ東モシラヌ小百姓共ハ、夫ニ氣ガ付ズ、シタガヒナビクヤウニナル、最初オノレガ人ト代テ其役ニナツタ時、前役ガヒタト邪魔ヲ入、政事ヲミダシタラバ、如何シテソレヲトリシヅメンヤ、此心ヲ推シテ其身ニナツテミタナラバ、必自分ナガラワルイト云コトヲ知ルベシ

進退皆有ㇾ爲

役儀ヲ進ムモ退クモ心得アルコトヲトケリ

進則安居、以行二其志一、退則安居、以修二其所一レ未レ能、則是進亦有レ爲、退亦有レ爲也、近世士大夫、惟狃二於進一、退則惛然無レ所二猷爲一、甚而茹レ愧懐レ慙、感縮不二敢出一レ戸、夫軒冕古人以爲二儻來之物一也、其有也何所レ加、其無也何所レ損、不レ思二良貴在一レ我、惟假二於物一以爲二重輕一焉、則其人品之卑下、不レ待レ論而可レ知矣

役儀ニ進ムトキハ、ソコニトントト落著テ、其存念ノトホリヲ行ヒ、役儀ヲ退クトキモ、ソコニトントト落著テ、其マタユキトヾカザル所ヲ學ビ得ル、如レ此スレバ進ムモスルコトガアリ、退クモ又スルコトガアルト云モノジヤ、近世ノ士大夫ハ、只進ムニナレテ、其筈ノコトトシ、自ラツトメルコトモナク、若退ケラルレバ、マツクラヤミニナリ、クヨ〳〵ト思ヒ、何一ツハカリナスコトモナク、只居シ、甚シキ者ハソレヲ愧ナコトニ思ヒ、氣ヲイタメ、チヨツト門外ヘ顔出シヲモセヌ、サレバ官ニ在テ軒ノ冕ノト云物ハ、莊周ガタマ〳〵來テ身ニヨリソフ假物ジヤトイフタ、ナルホド軒冕ガ身ニ有タリトモ、何ノ益スコトガアラフ、又身ニナイトテモ、何ノ損ズルコトガアラフ、夫ジヤニ誠ノタフトキ萬物ノ靈ナル德ガ、我ガ身ニ備テアルト云コトハオモハズ、只外カラ假テ來タ物デ、重ウナツタリ、輕ウナツタリスル者ハ、人品ノ卑下ナルトコロガ論ヲ待ズトシラルヽコトジヤ

以レ義處レ命

義ハ宜ノ字ノ意デ、事物ヲキリモリシテ、宜シキ筋ニカナフヤウニスル、命ハ天命ノコトデ、

天カラアタハリタル人ノウケマヘノコトナリ、是ハ義ヲ以テ天命ニマカセルコトヲトケリ

世俗以ニ窮達進退、皆本ニ天命、謂命之窮者、雖ニ竭慮求テ進而亦窮、命之達者、雖ニ遠逝深藏一而不レ能レ退、此星翁術士之常談也、非ニ君子所テ尙也、君子則以レ義處レ命、而不ニ恃レ命以害テ義、可ニ以進一則進、可ニ以退一則退、吾不レ謂レ命也、樂則行レ之、憂則違レ之、吾豈謂レ命也、彼淪ニ於富貴利達之境一而不レ能レ出者、則往往託レ命以自誣、宜哉接ニ武禍機一而卒不レ能レ悟、悲哉

世俗デ運ノ窮ルモ、意ノ達スルモ、身ヲ進ムモ、身ヲ退クモ、皆天命ニモトヅキ、天命ニ窮リツキタ者ハ、サカサマニナツテ進ミ仕ント求レドモ、埒ガアカズ、身ヲシマフヤウニナリ、天命ニ達シカナフタ者ハ、遠クヒキコミ、深クカクレテモ身ヲ退キトゲラレズ、餘儀ナク仕ヘネバナラヌヤウニナルト云、是ハ占ヒ者ヤ、陰陽師ナドノ不斷イフコトデ、君子ノ信仰スルコトデハナイ、君子ハ義ヲ以テ身ヲ天命ニマカセオキ、天命ニカタヨリ、義ヲソコナフヤウナコトハセヌ時ヲ見合セ、進デヨイ時ハ進ミ、退テヨイ時ハ退キ、吾天命次第ジヤトハイハヌ、樂ガナレバ奉公ヲシ、難儀ナレバ退役スル、是デナニシニ天命トイハレフヤ、彼世人ノ富貴ヤ、仕合ヲ望ム場ニオチイリ、出世ヲセヌ者ハ、ヒタモノ天命ニカコツケ、マダ時ガ至ヌ／＼ト云テ、フサヒモセヌ仕合ヲ自分トシユル道理デ跡カラシテハ、誰モ彼モ禍ニハマルコトジヤ、ソレヲ終ニ悟ルコトガナラヌ、サテ／＼悲ムベキコト哉

求ニ進於己一

士當レ求ニ進於己一、而不レ可レ求ニ進於人一也、所謂求ニ進於己一者、道業學術之精是已、所レ謂求ニ進於人一者、富貴利達之榮是已、蓋富貴利達在レ天、而不レ可レ求、道業學術在レ我、而不レ可レ不レ求也、況古之人、不下以ニ富貴利達一爲上レ心也、其所ニ以從仕一者、宜ニ假レ此以行上レ道也、道不レ行而富貴利達者、古人以爲レ恥、而不ニ以爲一レ榮、嗚呼非下誠有ニ致レ君澤レ民之心一者上、其孰能與ニ於此一

士タル者ハ進ムコトヲ己ガ身ニ求ルガヨイ、進ムコトヲ他人ニ求ヌヤウニセヨ、進ムコトヲ己ニ求ルト云ハ、道業學術トテ、道ヲ修メ、學問シテ日夜オコタラズ、學業ヲ精ゲアゲルコトジヤ、進ムコトヲ人ニ求ルト云ハ、富貴利達ト云テ、アソコヽヘ手入シテ、富貴ニナリ、己ヲ利シ、身ヲ達シ、榮華ヲ願フコトジヤ、全體富貴利達ハ、天命ニアルコトデ、モトメラレヌモノ、道業學術ハ我身ニアルコトデ、必求メネバナラヌモノジヤ、況ヤ古ノ人ハ、富貴利達ヲ以テ我心トスルヤウナコトハナイ、奉公ヲシテ富貴ニミユルハ、ソレヲ假物ニシテ、道ヲ行フベキタメジヤ、我道モ行ハレヌニ、富貴利達ナルハ、古人ハ耻トシテ、身ノサカエトハセナンダ、嗚呼眞實此身ヲ君ニイタシ、百姓ニ恩澤ヲオヨボス心アル者デナケレバ、ドフシテカフ云トコロニアヅカランヤ

風節

風儀身持ヨクミサヲノ立ツタコトナリ

名節之於レ人、不ニ金幣一而富、不ニ軒冕一而貴、士無ニ名節一、猶ニ女不一レ貞、則何某不レ從、何災不レ附、雖レ有ニ佃美一、亦不レ足レ贖也、故前輩謂爵祿易レ得、名節難レ保、爵祿或失、有レ時而再來、名節一虧、終レ身不レ復矣、嗚呼士而居レ閑者、能以ニ此言一銘ニ其心一、庶不レ易レ所レ守、而趨ニ勢要一哉

名ハ身ヲ修メ道ヲ行ヒ、名ヲ後世ニノコスコトヲイヒ、節ハ不義ノ富貴ヲ求ズ、財ヲ貪ラズ分ニハヅレタ行ヒノナキヲ云、此名節ノアル人ニ於テハ、金銭ノ貯ハナクテモ、心ノ泰ナルコト富トヒトシク、軒（クルマ）ニノラズ、冕（カンムリ）ヲツケズトモ、氣ノウチアガリタルコトハ、タフトキ位トヒトシ、士タル者ノ名節ノナイハ、テウド女ノ貞節ニナイト同然デ、ドノヤウナル悪事シイダサフヤラ、ドノヤウナ災難ガ來テ身ニカヽラフヤラハカラレヌ、夫デハ外ニ何ホドヨイ能ガ有タリトモ、其不埒ヲカマヘルニハタラヌ、夫故前輩ノイヘルニモ、位ヤ祿ヲエルコトハイトヤスケレドモ、名節ヲタモツコトガナリニクイ、位ヤ祿ハタトヒ失フテモ、時トシテハ再來ルモノジヤ、名節ハチヨツトデモ虧ルト、一生ノ失ニナリ、死デモ本ヘカヘルメハナイ、嗚呼士トナツテヒマナ場ニヲル者ハ、能此詞ヲ以テ銘ヲホリツケルヤウニ、キツト性根ニハサマバ我ガ守ルベキ所ヲカヘテ勢ヒトルハキヽナ官人ヘトリイルヤウナコトハセマイ

爲レ民立レ牧、所三以事二レ天、恤レ民固レ本、所三以保二レ邦、爲二之長伯一者、其可レ昧二於牧民之道一乎、今觀二張希孟所レ著牧民一書一、其於三修レ己治レ民之道一、纖悉備具、誠牧民者之規範也、今我聖朝應レ天革レ命、旁求二俊彦一、列二于庶位一、宜レ若レ無レ賴二於是書一也、然慮羊質虎皮之未レ盡二革一、雀角鼠牙之未レ易レ辨、盍二亦視レ此爲レ鑒可一也、去戊申冬、晉陽牧伯驪興閔公璿、始得二其書一、刊二于晉陽一、後經二賊焰一、遂爲二煨燼一、今密陽府伯全義李公愼、幸得二其本一、憫二其不一レ廣、命レ工鋟レ梓、既泯之書、於レ是復廣、嗚呼二公之所三以拳二拳於牧民一者、其至矣乎、若善人君子、取二法於此一、以得二治レ民事レ天之實一、則豈曰レ小二補之一哉、洪武戊寅七月日、密陽敎授文聚謹誌

是書修レ己治レ民之道、纖悉備具、誠牧民者之龜鑑也、洪武戊寅七月、府使李愼、開二刊于是府一、中間板本散失幾百年、因二愈監司泓之命一、改刻以無レ墜二李公之志一、時適丁二戊寅一、豈非三有レ數存二乎其間一乎、

萬曆戊寅三月十八日、通訓大夫府使金克一誌

跋

希孟氏作二牧民忠告十篇一、始拜命終閑居、悉述二司牧居レ官之道一、人之欲レ言、不レ能レ言者、能言レ之、故居レ官者、卷舒數過、未三嘗不二嚴然改レ容從一レ事、惟忠告司牧家座右物也、見信夫好讀レ之、尋繹積日、解

以二國字一予從而校レ之、精確詳明、如三親授口傳一、卑鄙庸陋、乍聽了然如二影響一、若能司牧之士、講二習此書一、加以二德法一、則其治何疑、蓋謂希孟氏俟三知己於後一乎、余復悅下其有上レ成也

天明六年丙午夏六月

杉浦邦古謹識

牧民忠告解卷之下終

稅賦參定指南

樋口好古著

稅賦參定指南目錄

一 七升口米之事
一 居米之事
一 御拂居之事
一 物成之事
一 升之事
一 置米縮方之事
一 御深井丸附留ノ事
一 本當之事
一 御藏日用頭之事
一 七合物之事
一 俵不同繩ノ事
一 定金不同 直段之事
一 上リ新田之事
一 置繩之事
一 諸穀換之事
一 御家中上ゲ米之事
一 御中間居ノ事
一 置米之事
一 廣井御藏之事
一 込米之事
一 御年貢米四斗五斗入ノ事
一 御藏納米藏詰高之事
一 敷菰戽代之事
一 御藏入米日用賃ノ事
一 井領米之事
一 御切米渡時月ノ事
一 定金納村々之事
一 見取名目ノ事
一 夫食積之事
一 御普請役之事

一 升之事
一 三日役之事
一 堤銀之事
一 三役銀除高寺社領等之事
一 溢米之事
一 手當明俵備用之事
一 御切米渡方之事
一 并領米免相之事
一 不動繩之事
一 御役竹之事
一 山野年貢之事
一 水車運上之事
一 浮役濫觴之事
一 町反畝今位之事
一 酒株之事

一 高役銀之事
一 夫銀之事
一 傳馬銀ノ事
一 御藏出馬士賃米之事
一 江戸御下米廻方ノ事
一 四斗俵納村々之事
一 御領高之外堤銀上納村々之事
一 小物成石四分増ノ事
一 檢地之事
一 網役小舟役之事
一 御領分ヨリ山野年貢公儀納候村々之事
一 桑楮漆木高之事
一 七合物之事
一 三日役之事
一 知多浮役濱方小物成之事

税賦參定指南序

我藩税則、以二慶長年備前之檢六段證狀一爲二基本一矣、夫定二田疇法一參二考肥瘠一而分二上中下三等一、配二分段米一幷二田疇三等一以爲二六段一而定二税則一濃陽封內、太閤及岩見之檢、復亦準レ之、於二藩制一也、科二量租税一以二六分一爲二公税一以二四分一爲二私債一況至二後世一雜賦區以別、輸法爲二數條一蓋天明三年、悉改二革司農府之舊弊一此日余爲二府吏一而後擧二司農監一至二大縣令一措二身地官一多二年于玆一竭二力於貢賦税課之事務一涉二獵古今一紬二繹簿籍一以二俚言一記レ之、編二撰小册子一、訓爲二税賦參定指南一、就レ事筆記、立レ門雜遝、迄二封内公領之巨細一、嘗著二張濃徇行記一分レ郡分レ村、公領差等、以總二括之一又於二此編一也、叙二税賦節目一掌故由緒、以總二括之一乃附二錄徇行記一恐知下縣通二大義一之人、爲中之小技上若亦爲二農政之一端一以爲レ可乎

文政元紀戊寅冬十二月　大縣令樋口好古謹撰

税賦参定指南

樋口好古　著

夫レ検見ハ元ヨリ大切成事ニテ、毫末ノ心得違ヨリ上ヲ損ジ下ヲ傷ム事アリ、第一頭下役持合潔白正直ニシテ、田甫ヲ巡検シ、上田、中田、下田ノ熟不熟ヲヨクハカラヒ毛付ヲスベシ、最立毛ヲミルニハ時候ノ遅速、天氣ノ陰晴、朝暮ニ籾ノ景色替ルモノナレバ、ヨク心ヲ附ベシ、マヅ検見ヲスルニ村毎ニ田面帳ヲ出サセ、田面ノ境ニ傍示竹ヲ建、夫ヲ目當トシ、庄屋ニ案内ヲサセ、一田面ヅヽ毛付ヲスル事ナリ、水損、旱損、風災蝗傷ニテ薄毛入交ヌル所ナド見立ガタキ所モアリ、能念ヲ入毛付加減スベシ

一　御藏入高千石以上ノ村ハ坪刈ヲ上中下三ケ所ニテ、三百石以上ノ村ハ概坪ヲ一ケ所ニ取ナリ、サレバ検見以前ニ村坪ヲモ苅ラセ置ク事ナリ、是ハ上田中田下田ト三段ニ苅、札ニ生籾之合勺株數稻草之名田面之字耕作人之名ヲ記シ其所ニ建置事ナリ、検見之時ハ、又別ニ上熟、中熟、下熟之所ヲ見計タメシ、坪ヲ苅ル事ナリ、是ハ御代官之裁配竿坪苅ヲ定ム、其仕法ハ畔道ヨリ二株程ヘダテ、間竿ヲ四方ニ置坪ヲ定メルニ、二方ツキ二方アキニ埒ヲシ、鎌ニテ株之見分ルヤフニ苅取セ、苅稻ヲ布袋ニ入封印ヲ付、御代官ノ先ヘ爲レ持、休息所ニテ御代官、御歩行目付、手代、御小人目付立合、嚢ヲ披キ籾ヲ

コナシ箕ニテヨク簸シ、粃糠ヲトリ、桝ニテ量リ上中下升合ヲ定ム、又雨後濕ヲ含ミタルハ斟丼ヲ加フベシ○坪苅竿ハ享保十二未年六尺貳寸五分ニ定メリ、サレバ其六尺貳寸五分四方ヲ一歩トシ、三十歩ヲ一畝トシ、十畝ヲ一段トス、此坪數三百坪也、十段ヲ一町トス、此坪數三千坪ナリ

○坪苅之初ハ元祿八亥年ナリ

一　古法ニ籾三合（段米四斗五升）以下ハ見捨ニシテ御年貢ツカザル也、是ヲ以百姓之夫食ニ給賦セリ、其内惣町段水旱之難厚薄アレバ、皆腐之分ハ引畝ヲ立其餘立毛付之分ハ程能免積ヲスルコトナリ、最田ハ皆無ナレドモ、畠物麥一作トレバ麥成免ヲツクルコトナリ

一　積籾ヲ仕出スハ見立籾ヲ銘々ノ田面之町數ヘ懸出シ合セ、惣町數ノ引畝アレバ夫ヲ引殘ノ町數ニテ割バ、則積籾ナリト知ルベシ

一　段米ヲ知ルニ田方ハ積籾ニ十五ヲ懸段米ヲ知ル也、此十五ハ一段之三百歩ニ籾半分ヲ懸ル、又水損所旱損所ナドノ籾ハ假令六合有テモ水ヲ含、又ハ枯穗等性惡キ故ニ四合磨、又ハ三合磨ニスルコト有、此仕法ハ一段之三百歩ニ四ヲ懸十二トナル、是ニ籾六合懸四合磨之段米ナリ、三合モ右ニ同ジ

一　畝引之仕法ハ引付籾一升ナラバ、見立籾九合之時ハ引付籾之内九合引、殘壹合見立籾之不足ナリ、是ヲ引付籾ニテ割、又是ヲ惣畝ヘ懸レバ引畝ト成、何分ト云所ニハ三ヲカクベシ

但不足之一合ヲ惣畝ニ懸、引付籾ニテ割モ引畝ナリ

一　御免相ヲ積ニハ先御代官并手代列座シ、御歩行目付御小人目付共差添田面帳ニ記シ置、毛付ヲ突合セ、夫々ノ見立籾ヲ概シ段米ノ位ヲ定ルナリ、譬バ上田一坪ニ籾壹升有バ一段ニ三石ナリ、サレバ是ヲ半磨ニシテ、籾一升米五合ニ充ル段米ハ壹石五斗ト知ル、又籾九合ナレバ段米壹石三斗五升ト知、餘ハ是ニ準ズ

○免ト云ハ譬バ高千石之村、免三ツ取之時ハ則年貢米三百石ナリ、其千石之村ニテ米千石トレバ十分ナレドモ、上ヘハ米三百石ナラデハ納メザル故、其餘ハユルスト云意ニテ免トハ云ナリ、此免ト云ハ他村ニテモ通稱ナリ（免相ハ或云免間ナリ民ニ免スル間ヲ取ト云フコトナリトゾ）

一　六分米四分米ト云ハ檢見ノ上ニ田ノ立毛畠ノ作物ヲ米ニ直シ、一杯ニ積レル十分米之内ニテ六分通ハ御年貢ニ納四分トホリハ百姓ニ充ルナリ、サレバ百姓ハ此四分米ヲ以年中之用度トス、御國法往古ヨリ如レ斯、是ヲ四民六公ト云ナリ

○地方古義ニ云、四分六分之由來、慶長十三申年伊奈忠次等尾張檢地有レ之、其年免定ヲ以考レ之時ハ十分ヲ高トシ、六分ヲ公入トシ四分ヲ下收トス、愚案ニ忠次等法ハ四分六分ニ不レ拘、彼ハ只段取ヲ用テ公入ヲ定ム、然ドモ其定ムル所之免相五ツ以上六ツ前後ニ充テ、其以下ニ至テ免相低キ者ハ或ハ見取米ト號ス、然レバ忠次等法四分私收六分公入ト云フ宜ナリ○山城志序文ニ、豐太閤隨レ年之豐凶ニ損益其租ニ大率公入ニ十ノ四ニ私取ニ十ノ六ニ云々○正保二酉年右取箇之法全カラザル以テ、御領國不レ殘免

相四ッ取ニ定メラル、然共往年四ッ以上之者徒ニ不レ可レ捨レ之故ニ其分ハ高ヲ增、又以下之者徒取箇ヲ增スベカラズ、故ニ以下之分ハ高ヲ減ジ、一同高ニ四ッ概ニナレり、所謂古法之公入ニ十ノ四ニ私取ニ十ノ六ニ是也、然共其實ハ忠次等ノ法相ニ傳之ニ、今段取之十分米ニ六ヲ用テ、乘レ之テ六分米トス、尙委治農算密ニ記レ之トナリ〇他村之通法ハ五公五民ナリ

一　生籾水田之考ニ東北美濃愛知郡、春日井郡、丹羽郡、中島郡之内干減壹割ヨリ一割半ニ至リ、又知多郡ハ一割ヲ減、又海東郡、海西郡、西美濃水場ハイモチ枯穗多ク、干減壹割半ヨリ二割ニ至ルトナリ〇生籾一穗百粒アレバ一升ニ充リ、是ハ藁束强クシテ水ニ能コタヘ、風ニ不レ堪弱キ者ハ粃多シ、是等ハ又水ノ上ニテ稻之穗浮萠ル事有、米ニシテ白白ク光ルハ此萠タル故ニ目欠ニナレリ、靑葉ニ萠タル分ハ皆損ナリ、年ニヨリ過半水朽リニナレリ、少シヨキ毛ノコリシヲ有毛檢見ニシ、惣段別帳ニ記シ捨リ段步何程ト見ル事有〇知多郡ニテハ一段三十束刈トス、是ハ拾分束一步一把ナリ、古之遺風ナリ〇古言ニ植苗ヲサヒラキ、刈終ヲサナブリト云

一　前條生籾干減割引之事ハ前々ヨリ之定免調帳ニ皆引畝ヲ立來レリ、是ヲ元免積トモ云ヘリ、此引畝之餘計ト四分米ヲ以民食ニ和スルト云事古人モ記シ置ケリ、畢竟引畝二割ト四分米ヲ和スレバ、五公五民ニモ當レル歟

一　高壹分、是ハ立毛積之外高壹分本免之內ヘ入ル事ナリ、地方古義ニ云、萬治二亥年ヨリ始ル、往

古ヨリ御藏入村々ヨリ撰餅米撰大豆御藏敷糠、（マヽ）御多門置縄、荏胡麻納メ來レリ、其總員數ヲ以雜用代ニ積御藏入高ニ割符スレバ、高ニ七厘三毛ニ當レリ、ヨシ是以後右諸色御買上ニナリ、餅米ハ高千石ニ付貳石宛並餅米ニテ納メ、大豆ハ其年御入用次第並大豆ニテ納筈ニ究リ、右之七厘三毛ヲ壹分トシテ、本免之内ニ入來ルト也○又一說ニ正保四亥年ヨリ元御藏入村々ニ二歩米トテ御免相之外ニ懸リ物代米上納有レ之、萬治二亥年ニ至テ止リ、其年ニ高壹分始リケレバ、是ハ二分米之代リ高壹分ニ被仰付一事ニ成哉、サレバ此壹分之傳來之如キ、諸雜用ヲ正保年中ヨリ元御藏入計ヘ二分米ニシテ上納爲レ致シガ、總御藏入ニナラシ二分米之免ハ大概一分二三厘ニ當リシ故、元御藏入之二分米總御藏入之高ニ一分ニナレルナラン歟、猶可レ考トナリ

但證文引高小物成桑高野高等ニハ高一分不レ懸也

一　定免ト云ハ其村年々之免ヲ十ケ年概、或ハ五ケ年概ナドニシ、其概免ヲ差略シ、何ケ年之內定免イクツト極置、豐凶之無二差別一檢見モセザルヲ云、其內凶年ニテ百姓ヨリ檢見ヲ願ヲ定免ヲ破ルト云又破免トモイヘリ、又古語ハ免定トモ唱ヘリ

一　見立免ト云ハ、年々檢見ヲシ其年之豐凶ニヨリテ積ルヲ如レ此イヘリ、又不同免トモ又其村ヲ不同所トモイヘリ

一　切分免ト云ハ、大所之村方ハ一村之內幾組ニモ內輪ニ分レシ故、譬バ上村之免三ツ八分下村之免

三ツ三分ト御免相積分ルヲ云、又貧村ニテ御救免ヲ申付トモ、譬バ立百姓之免三ツ五分、禿百姓之免壹ツ五分ト切分ルコトモアリ、畢竟一ケ村之内ニテ御免相ヲ二色三色ニモ切分ル事ナリ、又是ヲ段免トモ云ヘリ

一 畑方積ハ、古義ニ元祿八亥年畑方其村々様子相考、幷年々立毛之出來方見分ヲシ念入積ルベシト御國奉行ヨリ談有シガ、寛保三亥年村々畑方積御代官ニ於テ調差出、地方目付御國方手代立合畑方積廻極トナリ、是ハ麥稗大豆三品ヲ以畠年貢ヲ積、段米ヲ極、其外之畑立毛ハ何ニテモ右三品之内ヘ見込ナリ、麥ハ壹石ハ米五斗、稗壹石ハ米三斗、大豆壹石ハ米八斗ニ立、此三種ヲ三作ト云、其三作段米之上中下如レ左

麥壹石貳斗	稗壹石四斗	大豆三斗	段米壹石貳斗六升
麥壹石壹斗	稗壹石三斗	大豆貳斗五升	段米壹石壹斗四升
麥壹石	稗壹石貳斗	大豆貳斗	段米壹石貳升
麥九斗	稗壹石壹斗	大豆貳斗	段米九斗四升
麥八斗	稗壹石	大豆貳斗	段米八斗六升
麥七斗	稗八斗	大豆壹斗五升	段米七斗壹升
麥六斗	稗七斗	大豆壹斗五升	段米六斗三升

麥五斗	稗六斗	大豆壹斗	段米五斗壹升
麥四斗	稗五斗	大豆壹斗	段米四斗三升
麥三斗	稗四斗	大豆五升	段米三斗壹升
麥貳斗	稗三斗	大豆五升	段米貳斗三升
麥壹斗	稗貳斗	大豆五升	段米壹斗五升

一　麥生綿ハ半作、稗ハ四半作ナリ、但生綿ハ麥之間ニ蒔付、秋過迄有故ニ半作ニ立、稗、粟、黍、茄子、大角豆之類ハ、夏作之内成因テ稗之内ヘ入ル、大根、菜、蕎麥之類ハ大豆之内ヘ入ルナリ、サレバ畠方積リハ三作ヲ主トシ、麥ヲ半作トシ、稗大豆ヲ半作トシ、此三品ヲ以テ諸作ヲ合セ一作トスルナリ

一　免ヲ積ル法大略左ニ示ス

一　高千石

田畑百町

此内田五拾町

内引畝拾町　二割引　此引畝ノワケ前ニ記ス

一　證文引、定役引、定引、前々引、年數引之高有レバ爰ニテ引ベシ、或ハ年ニヨリ不作引荒地ナ

ド有バ、檢見引ニ立ル、是ハ夫々ケ條ニシテ引畝ヲ立ルナリ、コヽニハ其引畝ナキ積ナリ

殘田四拾町

東田面拾五町　上見立籾壹升

南田面拾五町　中見立籾九合

西田面拾町　下見立籾八合

是ハ見立籾ヲ銘々町數ニ懸、三ツ合セ四十町ニテ割バ概籾九合壹勺（餘ハ刎捨）トナル、是ニ一段之三百坪ヲ懸切半スレバ段米壹石三斗六升五合ト成

此十歩米五百四拾六石　（是ハ右之段米ヲ四十町ニ乘如レ此）

畠五拾町

此內

貳拾五町　麥大豆綿

此二割引バ五町之引ナレドモ、半作物ニ付半分ニシテ二町五段之引ナリ

貳拾四町　粟稗

此三割引バ七町貳段之引ナレドモ、四半作物ニ付四ニテ除レ之、一町八段之引ナリ

壹町　屋敷地

是ハ引畝ニ不レ立

右之引畝屋敷之外四町三段ナリ、是ヲ引殘テ畑四十五町七段歩

此十歩米三百貳拾四石四斗七升

是ハ此村畠方積段米七斗壹升ヲ乘ジ如レ斯ナリ、此段米ハ麥七斗稗八斗大豆壹斗五升之三作積也、是ハ定法麥ニ五ヲ懸稗ニ三ヲカケ大豆ニ八カケレバ、七斗壹升之段米ト知ルナリ

○又畠之引ヲ立ルニ、其年柄ニヨリ此三作ヲ以テ夏作何分引、秋作何分引トシテ段米ヲ割減ニシ、其殘段米ヲ以テ畠ノ十歩米ヲ引法モアリ、是ハ積方ニヨリテ色々勘考アリ

田畑十歩米二口合八百七拾石四斗七升ナリ

内五百貳拾貳石貳斗八升貳合　六歩米

外拾石　高千石ノ一歩米

内三百四拾八石壹斗八升八合　四歩米

六分米 一分米 都合米五百三拾貳石貳斗八升貳合也

此高壹分米之事ハ御免相壹ツ以下ニハ不レ加事也　是ハ高千石ヲ以此米高ヲ割バ則免五ツ三分貳厘二毛ト知ル、餘ハ切捨也、是ヲ野積免ト云、此免ヲ高ニ懸、此米ヲ九百石ニテ割レバ其殘免五ツ五分貳厘（切込厘トナル）ト成ヲ、其高免ヲ以テ又高九百石ニ懸返セバ、取米五百三十貳石八升ト成、是御爲勘定也

又此取米ヲ高千石ニテ割レバ五ツ三分弐厘八毛ト成、是郷帳ニ立ル本高免ナリ

一　御免相調ハ元ヨリ重キ事ニテ、往古春合ト云事アリ、是ハ慶安三寅年ヨリ始ル由、地方古義ニ見ヘタリ、サレバ此春合之執事ハ、御代官積出來之上御國奉行へ出シ、大積引合免ノ高低ヲ付札ニ記シ、地方目付積モ春合少シ前ニ奉行宅へ越、是亦高低之譯付札ニ記シ、春合以前互ニ引合セシコトナルガ、正保四午年ヨリ、其引合ハ止ミ、春合之當日三方之積春合之上御免相極リシト也、然ニ享保廿卯年ヨリ春合評定所ニナリ、向後內春合ハ止ミ直ニ於ニ評定所一御國御用人、御目付、御勘定元方ナド立合、春合御免相極、又寬保三亥年ヨリ御免相春合、御國奉行官舍ニテ當ルハズニナレリ○天明年之初御國奉行官舍ヲ改革シ玉ヒ、御國御用人間宮外記、人見彌右衛門、御國奉行乗帯被ニ仰付一、其時汚吏ヲ悉ク却ケラル、御代官役所ハ悉ク所附トナリ、農政ヲ委任セラル由、是檢見モ只御代官一手ニテ當リ、檢見之時ハ五十人御目付押之者ヲ指添ラレ、此二役ハ元ヨリ檢見ニハ關カラズ、只遊豫饗應ヲ禁ジ、職事ヲ嚴重ニセシムル意ナリ、サレバ其時ヨリ自然ト御春合ハヤミ、大代官幷御代官會集シテ、夫々之免積ヲ議定シ、惣概免ヲ能調へ、御免相目錄案ヲ大代官ヨリ御國奉行へ指出、奉行ニ於テ御免相目錄ヲ淨書セシメ御年寄衆へ上達シ、其年之御免相ヲ被ニ仰出一ナリ、又御改革以前ハ御年貢翌年三月マデニ皆濟セシムルコトナリシガ、天明年ヨリ年皆濟ニナリ、十二月廿日限リニ皆納スル筈、免狀ヲ支配村々へ渡セリ、加レ之以前貧村ニハ御救免ナド多カリシガ、年來之舊弊一時ニ除蠲シ、御委任以後

御免相モ進ミ、天明五巳年御免相三ツ二分五厘八毛ニツケリ、此事明公之御感ニ入、ケ程ニ數十年來無レ之高免ニ進メシハ、偏ニ上下持勤ヲシ故ナルベシトノ上意ニテ、上ハ御國奉行ヲ初御代官吟味役、下ハ手代御足輕御中間ニ至迄御賞賜ニアヅカリ、サレバ御改革以後平年ノ御免相春合之比ヨリモ進方ニナリ、誠ニ御委任之嚴命ヲ重ジ、赤心ヲ竭スヤウニナレリ、特ニ名君之嚴命名臣之卓識崇仰スベキコトナリ

一 御免相目錄ニ、上リ新田ト云名目アリ、是ハ天和二戌年御切替ニ給人自分起之新田見取所悉ク上ヘ御引上ニナレリ、因テ此名目殘レバ其時上リ高數俵古義末ニ誌ス

一 小物成ト云ハ、山年貢、野年貢、茶年貢之類、都テ見立定納米之分繭々ヨリ極有レ之、御免相ニハ結ビ不レ入、御高外之年貢米ヲ如レ斯唱ヘリ、唐ニテハ雜賦又ハ雜税銀トイヘリ、慶長十三申年備前高帳ニ、小物成之名目アリ

一 野代米ト云ハ、野年貢之事ニテ、野草ヲ刈採ル年貢也、又御林奉行支配之山年貢ハ、下刈米トモ云ヘリ、皆小物成之內ニ屬ス

一 浮役ト云ハ、其地所ヘ附稼ニテ、運上同樣之モノナリ、是ハ御領高御拜領之砌ヨリ高ニ屬シタル浮役銀故ニ、御免相目錄ニ載ル所如レ左

一　金九兩壹分　　尾州問屋役幷浮役
銀拾壹匁　　濃州湊役
此　內
一　金六兩壹分　　大代官支配所 尾州問屋役
銀五匁
是ハ春日井郡下小田井村之問屋役也、古來ニ此問屋役金ハ天和二戌年ヨリノコトナルトゾ此村市町ハ元和八戌年批把島橋御造營之後、所繁昌又往來用心モ宜カルベキトノコトニテ、橋際ニ問屋六軒建、夫ヨリ商屋漸々ニ增、四方ヨリ毎朝菜蔬穀物類ヲ持來日市立、運上銀三百八十匁ヅヽ毎年十二月廿三日上納ス、今ハ問屋三十八戸アリ、然共於レ今六軒町ト唱來ル
一　金貳分　　小牧御代官支配所 尾州問屋役幷
銀六匁　　浮役
是ハ此內貳分ハ丹羽郡善師野村問屋役ナリ、先年上州麻荷物多ク此驛筋ヲ通行セシニヨリ商人共世話料トシテ問屋ヘ麻ヲ少々ヅヽ贈リシガ、能苧ニ付上ヘ献ゼシヨリ、其例ヲ以テ役金貳分ヅヽ上納シキタリ
一　銀六匁ハ同村榧實代ナリ、往古善師野村ニ大ナル榧木アリ、敬公之御代榧之實六升ヅヽ献上シ夫

ヨリ毎年貢献シ來リシガ、享保十二未年村之願ニヨリ代銀六匁ヅヽニシテ上納ニ振替リシトナリ

一　金貳兩貳分　　鵜多須御代官支配　濃州湊役

是ハ濃州栗笠村船付村烏江村三ヶ湊役ナリ、此三ヶ湊ハ伊尾川牧田川之落合ニアリ、名古屋、勢州桑名、北美濃アタリヨリ登セ、荷物積船此三ヶ湊迄運漕シキタリ、是ヨリ近江國湖水迄運漕ナキ故ニ、渾テ荷物ヲ牛馬ニテ、近江湖水、米原湊迄往來陸路ナリ、是ヲ九里半廻ト云、此湊役ハ元和五未年御領分ニナラザル以前ヨリ上納セリ

一　銀三貫貳百三拾三匁三分六厘　　濃州浮役銀

此内

一　銀四百九拾四匁九分八厘　　北方御代官支配

是ハ濃州神戸村地子銀ナリ、此村百姓家山王社大門通九町九歩之間ニアル故ニ、往古ハ地子銀貳百匁ヅヽ山王社ヘ納來リシガ、寛永十八巳九月檢見有レ之、其時ヨリ正銀如レ斯御代官ヘ取立來リシト也

一　銀壹貫百九拾六匁三分六厘　　太田御代官支配

一　銀四拾壹匁八分八厘　　下麻生村紙船役

一 銀九匁　同　村　茶役

一 銀七匁五分　同　村　湊役

一 銀三拾九匁五分　乘山村　鹽役

一 銀貳拾壹匁貳分　川上村無下用

　据四駄　一駄ニ付五匁三分

一 銀五拾五匁貳分　同　村無下用

　檜榑八十挺　十挺ニ付六匁五分

一 銀百三拾貳匁五分　付知村無下用

　据貳拾五駄　一駄ニ付五匁三分

一 銀八拾九匁三分　同　村無下用

　檜榑百三拾挺　十挺ニ付六匁九分

一 銀三百九拾七匁五分　加子母村無下用

　据七拾五駄　一駄ニ付五匁三分

一 銀三百七拾貳匁六分　同　村無下用

　檜榑五百四十挺　十挺ニ付六匁九分

一 銀九匁　付知加子母二タ村
鹿皮三枚代
一 銀拾六匁　同二ケ村
小紙二丸代
一 銀壹貫五百四拾貳匁貳厘　上有知御代官支配所
此 内
銀七拾五匁三分　板取村川役
是ハ板取ヨリ岐阜迄川通筏役ニテ往古ヨリ勤來ル由、長良御役ハ別ニ材木買者ヨリ其時々勤リ
此川役銀之内五十三匁ハ岐阜材木屋中ヨリ出シ、貳拾三匁三分ハ板取村ヨリ出セリ、是ヲ束テ
板取村ヨリ上納ス
銀壹貫四百六拾六匁九分九厘　紙船役
是ハ牧谷洞戸武儀谷二十七ケ村紙漉役銀ナリ、紙船一艘ニ付三匁三分五厘也
一 此浮役ハ唐ニテハ諸納ト云、名物六帖ニウキシヨムト訓ズ、文献通考曰、自レ唐以來、民計レ口
輸レ賦、外増ヲ取作物、復折爲レ賦、所謂雜變ノ賦ナリ、又謂ニ之諸納一、而名品煩細、其直不レ一
一 麥成ハ御年貢米ヲ五分ニ立事未レ詳

古ヘハ荒麥ニテ納メシ故ニ、五分ニ立ルト云說モアレドモサダカナラズ、又古ヘヨリ古麥新麥ト云名目アリ、古麥ト云ハ去年ノ麥ヲ翌年ノ五月御直段相立、代金ニテ取立ル故ニ如レ此云ヘリ、此代金ヲ麥金ト云、新麥ト云ハ天和三亥年ヨリ、新麥八百石宛上搗ニシ、年々八月納ム、俗ニ御醤油麥ト云、元祿十四巳年ヨリ金納、然ニ寬政六寅年以來其年麥納ニナレリ、因テ當年分麥成ハ一ヶ年省キ、御勘定ニ不レ立、翌卯年ヨリ年麥ニ取計、最時節ハ是迄之振ニ五月ヨリ初納、六月中皆納ニ定ム、新麥八百石ノ名目ハ止メリ

一 餅米大豆納ハ古キ事ニテ、往古ハ撰餅米撰大豆ヲ村々ヨリ納メシガ、萬治二亥年右雜用其外品々ノ懸リ積之上、高一分被ニ仰付ハ、餅米ハ高千石ニ貳石ヅヽ、幷餅米ニテ納メ、大豆ハ御用次第幷大豆ニテ納ル筈ニナレリ、又承應二巳年大豆納ル筈ニ究ルトナリ、然ルニ寬保三亥年ヨリ餅米四百石、大豆四百五十石代金納ニナリ、毎年御直段ヲ以テ取立來リ、最モ御物成之內ナリ、此之石數ハ村々ヘ配當セリ

一 定金納ト云ハ、田畝少キ村又ハ遠方之村ニテ、御年貢ヲ米ニテ納メガタキ故ニ、御免相ハ米ニテ積立、御直段ヲ以代金ニテ取立ルヲ云也

一 不同納ト云ハ、御年貢ヲ米ニテ納ル筈ナレドモ、願ノ上金ニテ納ルヲ云、然共不同御直段ハ高ク立ル故、當時ニテハ多ク御年貢之端米計リ、不同御直段ニテ納ル事也

一　三升口米ハ地方古義ニ云、或傳ニ、公儀御領所之定法三ツ五分之免相ニシテ、高壹萬石此取米三千五百石、此口米百五石、此俵數三斗五升入三百俵、其内貳百俵ヲ御代官之役料ニシキタレル由、此三升口米之始ハ、太閤之代之事ニテ、支配地之取箇米ニ懸リシ口米故ニ取箇多キ樣ニ出精サスベキ爲メ、其頃ヨリ代官役之者所務ニ成シ由云傳レ共、不レ慥トナリ

○享保年丹波篠山府萬尾時春トイヘルモノ所レ著之勸農固本錄ニ、口米ハ地方役人之給、幷紙筆墨等之入用也、上方ハ壹石ニ付三升、銀百目ニ付三匁、關東ハ納三斗五升之斗立、三斗七升入一俵ニ付一升ヅヽ、口錢ハ永百文ニ付三文、或ハ金三拾兩ニ付壹兩、永八貫文ニテ金壹分、勿論其所之古法有ベシト也、サレバ三升口米ハ古來ヨリ代官役之諸入用トスル事通法ト見ヘタリ、於ニ御國一モ古來ハ三升口米不レ殘御代官ヘ賜リシガ、天和二戌年比ヨリ口米高極リ、其外之概米之被レ下殘ハ上納ニナリシト也然ニ元祿十三辰年三月命令ニ、元祿六酉年已來改出見取米三升口御代官ヘ被レ下來リシガ、段々支配所モ替リシ事ナレバ、今年ヨリ三升口米御藏ヘ可レ納トアリ

一　御代官口米ハ、古義ニ御代官口米高一萬石、大代官六千五百石、三ヶ村五千石ヅヽ、水奉行兩部奉行四千石、山方三千石、野方銘々支配所御免相、幷小物成米打込概免ニテ、米高ニ應ジ三升口米村々不同金納御直段ニテ請取レリ○享保十一午年ヨリ口米百八石、大代官外拾貳石、江州付七拾貳石三ヶ村五十五石ヅヽ水奉行、兩部奉行、山野方奉行○寬保二戌年ヨリ御代官口米極、大代官ハ七拾石

ヅヽ、殘御代官九人三十五石ヅヽ、役所入用飯米代等、御納戸幷御國方役所ヨリ渡ル筈ニ成、尾濃郡奉行ヘハ爲二雜用一尾州貳拾兩、濃州拾五兩ヅヽ、手代ヘハ尾州郡方役料三分、濃州郡方貳分ヅヽ、被レ下筈究ル○明和九辰年ヨリ口米大代官六十石ヅヽ、水奉行以下三拾石ヅヽ、被レ下筈極ル、其時大代官三人、水奉行三人、尾州郡奉行四人、濃州郡奉行三人、山方奉行貳人、野方奉行貳人アリ○天明年御改革以後、所附御代官一同之官名ニナリシ故ニ、以前如レ定口米而已被レ下シガ、大代官口米ハ小笠原九郎右衞門在勤之時新知百石增賜リシ、御恩賞ニヨリ口米之内拾石差上、其身五十石ニナレリ、其後飯沼定右衞門大代官被二仰付一シ時、如レ前拾石增賜レル事ヲ願ケレドモ御取揚ナク、其以來五拾石トナリ來レリ、又所附以來ハ御代官手代ヘ爲二雜用一金四兩宛被レ下、郡方手代雜用金ハ自然ト止メリ

○所附御代官ハ天明元丑年以來之事也、佐屋、北方、水野御代官ハ同年五月被二仰付一鳴海、小牧、鵜多須、太田、圓城寺御代官ハ天明二寅年四月被二仰付一神守、横須賀、上有知、淸須御代官天明三卯年八月被二仰付一圓城寺ハ天明五巳年に止、又同時ニ熱田奉行、岐阜奉行、錦織詰、御足輕頭、地方支配被二仰付一口米拾石ヅヽ被レ下、各地方手代モ附屬ス、又天明五巳年四月町續村方、向後地所共町奉行支配ナリ、同心鈴木曾右衞門地方御用兼帶被二仰付一口米拾石被レ下、然ニ享和三亥年ニ至リ、四ケ所地方支配之神守御代官ハ差止ラル、又寛政二戌年十月庄內御代官被二仰付一大代官支配之村邑ヲ支配シ、大代官御用ハ御勘定吟味役頭取掌リシガ、其後大代官被二仰付一庄內御代官ハ差止ラル、今ハ土代官ニ極レリ

追加文化二丑年八年横須賀御代官減ゼラレ、知多郡一圓鳴海御代官支配トナレリ、同八未年再横須賀御代官被二仰付一モ前年同ジ

一 四ツ概、古義ニ正保二酉年御領國中部村御免相高ニ、四ツ已上ノ分ハ夫程高ヲ延、四ツ已下ノ分ハ夫程高ヲ縮メ、一等ニ四ツ取レ之、概高ニナレリ

今按ズルニ、高十分之内六分ヲ上入トシ、四分ヲ下收トス、伊奈備前以來之法ニシテ、免相六ツ取レ之、前後アリ、然ヲ高十分之内四分ヲ上入トシ、六分ヲ下收ト云名目ヲ表飾セシ爲ニ、如レ斯概高ヲ極メタル歟、此時概高ニナレル事實之筆記ナキ故ニ、其意知リガタシ、其外異説アリトイヘドモコヽニ略スト也、其時御家中觸如レ左

一 今度知行概ニ付、所付之書付成瀬隼人正殿ニテ御渡候間、明後十三日可レ罷出一旨、正保二酉二月十一日、御國奉行本多久兵衛、遠山傳十郎ヨリ御家中知行取衆ヘ相觸

一 七升口米ト云ハ、古義ニ或傳ニ曰、一石ニ四升出之定法ニ三升口ヲ加ヘテ七升口米、別段ニ給人ヘ納取リシガ天和元酉年ヨリ此口米ヲ被二召上一トナリ○編年要略ニ、七升口米ハ天和元酉年十二月朔日、御家中知行納米壹石之内ヨリ口米差上筈、今年ヨリ被レ仰二出之一、但來戌年ヨリ免相極、米壹石ニ七升口米知行取ヨリ上候筈、十一月十日ヨリ二月十日迄御定御切米取ニ五升引起米石四升ヅヽ、春秋冬御藏ニテ差引上米ニナル筈也

一　四歩米五歩米之上ゲ米天和二戌年ヨリ被ニ仰付ハ、此四分米ハ御藏米引起ニテ渡レル知行代、御足高之輩壹石ニ付四升ヅヽ差上シナリ、此引起ト云ハ御藏納リ之壹石ハ、一俵四斗入之積ニテ納メシ其俵之儘ニテ渡レル分ヲ云ナリ、五歩米トハ御藏ヨリ升數ニテ渡レル御切米、御役料米之內ヨリ壹石ニ付五升ヅヽ差上ルナリ

一　寛政二戌年ヨリ御家中上ゲ米被ニ仰付ハ、知行被レ下輩ハ高百石ニ付米貳石ヅヽ差上是ナリ、指上シ七升口米ハ差上ニ不レ及○知行代御足高被レ下シ輩ハ、高百石ニ付米貳石ヅヽ差上、是迄差上シ四歩米ハ差上ニ不レ及○是迄五歩米差上シ御切米、馬飼料、御役料米被レ下シ輩、米壹石ニ付貳升ヅヽ增、七升ヅヽ上ゲ米之筈、但御切米俵數ニテ被レ下シ輩ハ、百俵ニ付貳石充之積上ゲ米ヲシ、是迄差上ゲシ五歩米ハ差上ニ不レ及○御足輕御中間類五歩米カヽリシ者共ハ是迄之通ニテ、今般之增上ゲ米ハ無レ之筈、又是迄上ゲ米セザル御切米、御切符金等被レ下輩上ケ物無レ之筈ナリ、知行之輩ハ上ゲ米代金ヲ以御藏役所ヘ上納シ、御藏米渡之分ハ米ニテ引取ニナレリ

一　居米トハ名古屋町人之內ニテ居米師ト唱ヘ、米商買之町人ヲ撰申付置、御家中御足高米御切米手形買トラセ、百姓ヘ相對シ金子ハ百姓ヨリ請取、其手形之石數ヲ以御年貢米ニ差次、御藏納リニ立ルナリ、初發ハ元祿四未正月傳馬町平左衞門トイヘル者、御領分御藏入米未進方アルニヨリ、年年百姓中買入ルヽトイヘドモ、直段區々ニ成ニヨリ、當年ヨリ手形居ニナサレ、直段ハ御藏米其日々

町相場ニテ買上、又御藏ヨリ何程入ル樣ニ申付ニ隨ヒ、手形米ヲ買御藏ヘ上納シ、御藏奉行請取手形ト金子引替渡シ、又差米諸入用居米師ヨリ出シ、金壹兩ニ付貳升五合ヅヽ被レ下シトナリ、然ニ一旦中絕セシガ、享保十三申年ニ至リ、丸屋治左衞門、美濃屋惣兵衞願ニ依テ居米師ニ申付、其時ヨリ壹兩ニ付銀五分ヅヽ、懸リ物トハ不レ云利德トシテ所務スルハズニナレリ、今ハ居米師三人アリ、文化十一戌年ヨリ會所ヲ取立三人共一所ニ取扱ヘリ

一 御中間居米ハ古來ヨリ有レ之事ニテ、村々ヨリ御抱御中間類御切米自分之御年貢ニ差次、給分御藏居ニスル也、是ハ初發元和二巳年之頃成由云傳ヘリ

一 御拂居米ハ其始不レ詳、御藏ニテ御拂米有ル時、百姓共ニ入札爲レ致、落直段ニテ百姓ヨリ代金取立、其石數ヲ御年貢米ニ差次ニ納ニ立ルヲ云ナリ、今ハ多ク知多郡御年貢米ヲ御拂米ニスル事ナリ、是ハ百姓町人之內ニテ人別立置キ御拂米切手ヲ以金子先納サセ、年々暮ニ至リ御年貢米ニ差次成リ

一 置米トハ國初ヨリ有レ之、古キ事ナリ、大略如レ左

一 犬山城詰米ハ初發年曆不レ知、年々鵜沼ヨリ千石ヅヽ納メ、寶永年中ヨリ丹羽郡樂田村ヨリモ、百石又ハ貳百石程ヅヽ加ヘ納メリ、犬山城中ニ米藏二棟アリ、是ハ每年御米納メシ上ニ、御藏奉行幷御代官手代御藏手代庄屋組頭立合封印ヲ附置トナリ、然ニ此城詰米文化四卯年ヨリ御差止ニナレリ

一　大井置米ハ、御拜領之時成瀨一學裁配ヲ以、岩村苗木幷木曾路御軍用之爲ニ、大井正家茄子川馬場山田四村之御年貢米ヲ郷藏ニ納メ、翌年之出來米境迄新穀ヲ圍置、今年之新穀ヲ取入レバ去年米ハ御拂ニ被二仰付一筈ニ極レリ、其後木曾御地山御用米ニ渡シ、殘米之分是亦翌年御拂米ニ仕來ル由村々記錄ニ有トナリ、大井郷藏ハ長九間横四間梁ナリ、毎年新穀千百俵ヅヽ圍來レリ、四斗俵（二升八合コミ）ナリ○地方古義ニ、大井馬場山田正家茄子川北野宿洞置米川並御用ニ渡シ、殘米入札ニナリ、落札直段ニ、三升高ニ御直段ヲ極メ、三升高之分ハ村方ヨリ取立上納ス、此置米ヲ御用ニ付附送ルニ、其所ヨリ道法三里迄ハ所ヨリ附拂申筈トアリ○近來御代官吟味ヲ以、御拂直段十ヶ年概ヲ以、定金御直段ニ壹斗五升安ニテ御拂之筈ニナレリ

一　江州御領分七ヶ村置米ハ古來ヨリ大津ヘ廻、京都御用米ニナレリ、享保八夘年ヨリ振合替リ、京都御用米計リ大津ヘ登セ、殘米大津ニテ御拂止ト、此事古義ニアリ、然ルニ元來大津之住人丸屋勘三郎ト云ル者、御用米ノ事ヲ寛文年之頃ヨリ掌リ、寶永三酉年御藏元ト號シ、御手當米トシテ毎歳五十石ヅヽ被レ下、年頭獨禮御目見被二仰付一、享保年之末ヨリ江州御年貢米過半金納ニ被二仰付一、是ヨリ五十石之被レ下米止ミ、御扶持五人分被レ下トナリ、勘三郎家退轉シテ寛政十二申年古望仁兵衞御藏元被二仰付一、御扶持三人分被レ下、大津御拂米古來之如ク掌レリ

一　所附御代官支配ヘ付、古來ヨリ置米渡リ之分大略如レ此

一　岐阜御鮓御用米、御鮓元御切米、元和元夘年ヨリ
一　蜂屋御柹代米、元和七酉年代米直段極レリ
一　岐阜奉行手代御足輕御切米、御扶持米ハ、岐阜奉行初メテ被ニ仰付ニ時ヨリ歟、不レ詳
一　長良金山下麻生御役所請、手代御扶持方長良ハ元和元卯年ヨリ、金山麻生ハ寛永十九午年ヨリ
一　定光寺六坊幷御番所、御足輕御切米御扶持方、慶安三寅年ヨリ
一　御林奉行手代御案内之者御給扶持
一　小牧御殿番御扶持方、寛文七未年ヨリ
一　佐屋御殿番切米御扶持方、寛永十一戌年ヨリ渡リ、天明年佐屋奉行役ニ仰付ニシ砌御殿番ハ止ム
一　津島天正御寄進米
一　神尾入鹿木津臥守給
一　明知西尾御藪守給
一　北方川並奉行御番所手代、御足輕御切米御扶持方
一　圓城寺奉行幷手代御足輕御切米御扶持方
一　大湫詰御先手御足輕頭組御足輕御扶持方、元祿七戌年ヨリ
一　七宗山御山守御切米御扶持方、元祿七戌年ヨリ

一錦織奉行手代同心御切米御扶持方

一所附御代官手代御扶持方御切米共、天明元丑年頃ヨリ漸々置米渡ニナル

一岩塚村熱田新田邊在宅御餌差御給扶持、又熱田前新田取締役山崎徳左衛門月俸

一小瀬長良鵜匠御切米、文化四卯年ヨリ

一桴乘飯米犬山圓城寺乘手ヘワタス分、錦織奉行ヨリ御代官ヘ書付ケ來リ、最ヨリノ村々ニ置米アリ

一川上、付知、加子母三ヶ村置米ハ、御巣鷹御用幷御山守內木彥七御扶持方人足扶持米等ニ渡ス、返上之分ハ、翌年暮極ル御直段ニテ金納ニ成以前ハ板子御年貢米ニテ渡リシガ、享保十四申年ヨリ置米渡リニナレリ

一置米勘定ハ寛延元辰七月納方之年ヨリ、三年目五月差出ス筈ニナレリ、然ニ御藏米出納勘定月改ニナリシ故ニ、所置米勘定モ夫ニ從ヒ、文化十四丑年正月ヨリ月勘定ニナル、古語

一年貢ヲ物成ト言ハ古語ナリ、元祿二巳年小日比野村之免定ニ物成相定之事ト云々

一廣井御藏ノ濫觴ハ、鹽尻云、福島正則淸須ニ在シ時、有司ニ命ジテ長三十間ノ倉庫ヲ三宇造營シ米穀ヲ充物セシカバ、時ノ人是ヲ稱賀ス、正則巨度ニ語リテ曰、我軍旅ノ事アリトモ、商民ノ敖奢ヲ閼止セントイヘリ、皆悅、左中將忠吉卿淸須ニ移リ玉ヒシ後モ、彼三宇ノ穀倉昔ノ如クアリ、俗ニ是

ヲ三ツ藏ト云ケリ、那古野遷府ノ倉庫ヲ廣井ニ移シ玉ヒケル、數十宇ノ倉庫ナレドモ、清須ノ舊號ヲ傳ヘテ三ツ藏ト呼ベリ○古義ニ曰、或曰廣井御藏ノ內イマ御代官方御用場ハ、昔清須ヨリ移セシ藏ノ由申傳フト、誠ニ木柱等常ニ不ㇾ有、其傳ヘ宜ベナリ、又御深井丸御藏內ニ、三十間藏ト唱フルアリ、是清須ノ藏ノ由云傳フ、是又妄說ナラン、遷府ノ時一宇御深井丸ヘ、其殘リハ廣井ヘ移シナラン

一　御藏奉行ハ元和五未年被ㇾ仰付、手代モ召抱アリ

一　九月廿八日廣井御藏ヘ御年貢ヲ初納ス、是ヲ御吉例ト唱ヘリ、イツノ比ヨリノ事ナルカ、年暦ハ不ㇾ詳トナリ

一　升之事編年要略ニ、寛文九己酉十二月廿七日、京升之寸法ヲ以御國オイテ新升被ㇾ仰付、來戌正月ヨリ引替申筈トアリ

一　御藏斗升ハ內法長九寸九分、横八寸三分、高八寸二分二厘、此寸法六百七十五坪四三七四、一斗四合二勺餘入、是ハ新規出來ノトキ、御大工頭ニテ古キ檜ヲ三日干シ、同役手前ニテ斗升トタメシ申ヨシ

一　込米之事ハ、御藏米渡リ方石四升縮ハ、引起一石ハ一石四升有ㇾ之筈ノ定法ニ付四升ツヽ縮メ、八升縮ノ端米ハ御藏米別ニ込米モ有ㇾ之、一石ニテ八升出トナリ、八分出ト申ニ付、一石ハ定法ノ四升ニ縮メ、端米ハ八升ニ縮ル事之由○又御藏入四分出、古來ヨリノ定法ニテ一石ニ四升出、斗升ニ四合ノ

込アリ、十杯ニテ一石四升アルナリ、右之外ニモ一俵ニ二升程ヅヽ餘計込アル故、一石ニテハ八升ノ出米ニ成ニ付、御藏米ハ八分出トモ申ナラハスナリ

一 此込米ハ古キ事ニテ、天和二戌年ヨリ引起ニテ渡レル知行代御足高米ノ内ヨリ一石ニ付四升ヅヽ、差上シ事有リ、是ヲ四分米ト云、此引起ト云ハ、込米俵之儘ニテワタレル分ヲ云ナリ、又五歩米ハ御切米ノ輩ヨリハ四歩米ニ一分增、天和年ヨリ指上シ事アリ

一 置米渡御切米ハ石ニ四升縮ミ、端米八升縮ミ、御扶持方ハ七升縮ミ、杼乘飯米ハ石ニ一斗出ノ定法アリ○古義ニ按ズルニ、引起一石ハ定法ノ四升ニテ縮メ、端米ハ八分出ニナラヒテ八升縮ニ成歟、但御扶持方ノ七升縮ハ八升縮ミヲユルメ、知行取ノ七升口米ニ准ジ七升縮ニ極ル歟、何レニモ根之事ハ不レ知ト也

一 御年貢米ハ古來ヨリ五斗俵成歟、四斗俵ハ丹羽、中島、春日井三郡村々弱馬ニテ附送リ難儀成ニヨリ、願ニ依テ四斗俵ニナリシトナリ、是ハ村々ノ極有レ之トイヘドモ、年曆ハ不レ知、又寛保三亥年ヨリ四斗俵ニテ納メタキ願アラバ、納サセルヤウニト御國奉行ヨリ申渡アリ

○四斗俵ハ文化四卯年九月ヨリ俵增セリ、是ハ江戸ヘ御下米御拂ノ時、四斗俵ハ捌方宜、隨テ直段進ミ、御益也トテ俵數增ナリ、下ニ追加ス

一 御深井丸附溜米、古義ニ其始ハ堀留附溜藏ハ、享保十巳年大破ニ付毀取、只今ニテ堀留藏ヘ附

溜シ分、御深井丸ヘ附溜ニナレリ、最御深井丸ヘハ其以前ヨリ附溜ヲセシガ、御深井、堀留兩所附溜之分、此年ヨリ御深井丸バカリニナレリ○御深井丸附溜カヽリノ手代、并村々人馬御門出入斷、御城代衆ヘ書付ヲ以大代官ヨリ達シ、判鑑ヲ請取置ナリ○御深井丸御藏ヘ七八千石程ヅヽ向後納ムベシト寛保三亥年觸狀アリ、又寛延二巳年ヨリ五千石納ル筈

一　廣井御藏二十六棟八十三戸前、米高七萬三千石程入、御深井丸御藏五棟二十六戸前、米高二萬三千三百石程入トナリ、比來新御藏二棟御取建アリ、一棟三戸ヅヽ有テ、二棟ニテ惣テ五千七百石程納ルトナリ

一　御藏入高ニ本當ト云事アリ、是ハ小物成又ハ口米ニ對スルノ名目ナリ、高ニ當ル本米ヲ本當ト云、但シ笠松陣屋ニテハ本途ト認ムトナリ

一　御藏五ケ所ノ番人御中間ナリシガ、享保十一年年ヨリ御先手御足輕ニナレリ

一　古義ニ、御藏納之時、百石ニ付敷菰三十枚ヅヽ、莚戸二ヅヽ渡シ、百姓ヨリ代錢取立日用頭ヘ渡セシガ、享保十二未年ヨリ村方御救トシテ、納米百石ニ付敷菰十五枚宛、莚戸一ツヅヽ之積ニテ、只今迄之定代錢半分ヅヽ、村方ヨリ御代官手代取立、御藏手代ヘ渡シ、納米員數御國奉行ヘノ書付之末ニ戸代モ記シ出ス事ナリ○御年貢米百石ニ付戸代十五錢ヅヽ、御藏役所ヘ取立之臨時ニ上納仕來、右之勘定帳ハ不ニ指出一事ナリシガ、寶暦六子年以後取立錢勘定ヲ御勘定所ヘ差出、年々明俵勘定ト一所ニ

一　御藏日用頭ハ先年橋町源左衞門トイヘル者勤メシガ、享保十二未年ヨリ米倉町惣兵衞トイヘル者ニナルト舊記ニアリ、サレバ於今日用頭二人アリ、是ハ御年貢ノ出入ヲ專裁許スルナリ

一　今御年貢米日傭代船米、一石ニ付錢十四文一分、附入川渡ニ一石ニ付十二文八分、出シ入一石ニ付十三文六分、ヒレカヽリ一俵ニ付四文外ニ增錢三文ナリ〇此增錢ハ文化十二亥年ヨリヒレ俵村方ヘ不積返分、御藏内ニ預リツカハセリ、是ハ一旦ヒレ俵御藏前ヘ拼ナラベ、御藏方ヨリ請取、再ビヒレ俵御藏内ヘ持込セ、八重手數懸リ、日雇難澁ニ付、仍願如斯增錢取立ル筈ナレリ〇揚溜米壹石ニ付錢十二文八分、是ハ當日改後急雨ナドニテ、數俵御藏前ヘ揚溜リニナリシトキ、船米附入出シ入等之定リ賃錢ハ省キ、一石ニ付十二文八分ヅヽ取立、翌日出入御藏入ノトキハ、極リノ一石ニ付十三文六分ヅツ取立ルナリ、〇其外急雨ニ付菰ヲカケ或ハ道アシク敷菰雪掃ナドイタストキハ、日用頭共ヨリ日用代臨時ニ願ヘバ、其日之納米高ニ割合、代錢取立遣ス事ナリ〇前條之日用賃錢ハ村々ヨリ取立シ上ニ東テ日用頭ヘ渡ス事ナリ

一　七合物ト云ハ、古義ニ承應慶安年之頃御國奉行役所記錄ニ有由、此由來ハ慥ナラネドモ、御藏前諸入用ニ取立ル事ノ由云傳ヘリ、然シ此七合物米代ヲ以、御藏前入用ニスル事ハナク、御年貢米納之分バカリニ七合物懸リ、金納之分ニハ七合物ハ不懸、最御年貢之外ニ取立來レリ、サレバ此七合ハ御改メシトナリ

藏ニテ俵取廻ス內之コボレ米、大概一日ニ七合程ト定リシモノナリ、一說ニハ御藏敷粿之代七合ナリ
トモ云、然シ此說ハアシヽトナリ

一 井領米ト云ハ、昔時ヨリ用水ヲ田二畝へ引ニ、他村ノ地ヲ借リテ用水ヲ通ズル地代米ヲ都テ如斯唱ヘリ、濃州邊ニテハ江代米ト云、又新ニ川ヲ鑿シ、其舖地丈ノ十分米ヲ被レ下ルヲ井領米ト云、是ハ名目アタラザルニ似タリ、元來用水ノ事ヲ井ト云ハ、古ヘ井田ノ法ヨリ出タル名目成歟、又井領米勘定ニ一損上リト云定法ノ文言アリ、此一損ト云ハ一ツ免ノ事ナル歟、今モ人云ナラハセリ、然シ其言ニハ不レ慥、或人云ニ、是ハ元井領米ヲ出スニ、定免ニ一ツ免上リニテツカハス事之由、此一ツ免ハ下用懸リヲ見込タルモノナリト云、サレバ一損ト云ハ一ツ免丈ノ損分ト云事カ、今濃州下笠村アタリノ江代米一損上リノ積ニテ、他領ヘツカハス事有由、今尾州ノ井領米勘定ノ一損上リハ、只定法ノ名目ノミノ事也

一 俵ノ不同繩ハ、元不動繩トカケリ、鹽尻ニ或云、米穀ノ俵ニ米ヲ盛テ、横ニ細繩ヲ以テシメ、然シテ後ニ不動繩トテ竪ニカケテ結太繩アリ、不動ノ稱イブカシト云、予曰、此名目イト久シ、延喜式不動倉ノ鑰云々、江次第四、不動倉穀等云ヘリ、康保元年ノ官符曰、天暦官符以二正稅一、遣爲二不動一云云、古ヘ正月吉書ノ奏、諸國ノ鑰ヲ玉テ不動ノ倉ヒラカントイフ詞ヲ奏セシト也、夫動キナキ御倉ノ謂ニシテ、明王ノ名ニアラズ、昔穀倉院ノ俵ニ結ビシ繩ヨリ云初タリトミヘ〇不動繩、公方家及三家ノ

御國ニシテ、貢スル所ハクモテニ、二スヂカケ侍ル諸州ハヒトスヂ也、又俵ノ口ヲカヾルニモ、公倉ハ九ノカヾリ、御家又ハ八結カヾリニスル事農家ノ所傳ナリ

一　御家中御切米渡リ日限ハ、古義ニ春御借米ハ二月四日ヨリ四月廿三日切、秋御借米ハ七月朔日ヨリ晦日迄、冬御切米ハ十一月廿日ヨリ十二月廿五日切、此日限ヨリ延引スレバ、御切米不渡筈、慶安二丑年御國奉行ノ觸狀アリ

一　寛文元丑年御切米不依高下三季渡リニナレリ、此以前ハ五十石以下ハ三季、五十石以上ハ二季渡リナリ

一　同年御切米御扶持米渡リ日限ノ極、御藏ニ定書アリ、是ハ寛保四子年御定改訂アリテ、江戸渡リ地渡リ共、日限ノ譯末條ニ追加ス、シルベシ

一　古義ニ、寛文六午年以前ハ金納之分御直段ヒトツニテ上納セシガ、午年ヨリ定金納ニ致シ村々弱レルトテ、定金納之分ハ直段ヤスク、立定金不同ノ御直段ハ此年ヨリ定ル

一　尾州濃州定金高凡貳萬六千三百六十九石壹斗六升三合、此村ハ

名古屋新田	末森西新田	大野（チタ）	中洞
洞戸	板取	安毛	前野
佐野七ケ村	牧谷八ケ村	立花	須原

河和上下	保木脇	曾代	上生櫛
神淵	上麻生	坂ノ東	金山
桐洞	篠洞	津保三郷	上吉田
細目	久田見	川小牧	川浦
下麻生	田代山寺	野原	葛牧
小山瀬	鍛冶屋	樫原	兼山
小熊	今泉	明屋敷	忠節
早田	池ノ上	正木	梅原
長瀧			

合六十二ヶ村

一 右群村ノ外、川方見取米ハ不レ殘定金納ナリ

一 又右群村ノ中、田代山寺ハ西尾丹波守采地ノトキヨリ定金、坂ノ東野原葛牧ハ御拜領以前ヨリ定金、兼山ハ正保四亥年迄米納、慶安元子年ヨリ定金、細目ハ稻葉右近采地ノ時ヨリ品方多ナルニヨリ、町相場ヲ以代金納ナリシガ、延寶二寅年ヨリ上リ知ニ成、定金如レ此、元文年中御國奉行舊記ニミユ、此外之群村最初之譯ハ不レ知トナリ

一 古義ニ、天和二戌年御家中自分起新田、見取無年貢ノ下屋敷高合六千六百二十二石餘

一　田畑屋敷松山葭野等段數合二百九十五町餘、是ハ成瀨隼人正幷同心共之分如レ斯上ル、高合三千三百四十三石餘

一　同斷合三百四十町餘、是ハ成瀨龍助幷同心共之分上ル、高合四百九十六石餘

一　同斷合四百七十四町餘、是ハ成瀨豐前守、竹腰阿波守、大道寺玄蕃、石河伊賀守、鈴木伊豫守、野崎主税、瀧川彥左衞門、澤井三左衞門、山澄將監、長野數馬、渡邊新左衞門、寺尾土佐守、明同心等之分如レ此、上高合三千五百二十三石餘

一　同斷合千百三十五町餘、是ハ志水右門、渡邊半藏、山村、千村、成瀨、寺尾、横井、阿部、荒川、其外御家中之輩ヨリ上ル分如レ斯、高合六百五十八石餘

一　同斷合四百十三町餘、是ハ御家中之輩ヨリ

　　高惣計一萬四千六百四十石餘上ル

　段數惣計二千六百五十七町餘上ル

一　古義ニ、見取所ノ名目ハ慶長十三申年尾州御繩高取帳之內ニミヘタリ

一　山方野方ノ名目ハ、慶長年中ニアリ

一　水方見取ハ用水江通附之空地水奉行改起、川方見取ハ川通改起、川奉行アリシトキ掌レ之、此見取ハ元ヨリ定金納ナリ

一御林方見取ハ、御林附ノ場所御林奉行改出
一御鷹場見取ハ、庄内川通鶉御鷹場葭山ナリシガ、元祿年中御鷹ヲ止ラレシ以後、村人金ヲ差上見取ニ開發ス、前々郡奉行掌レ之
一御鳥林伐跡見取年貢、野方御代官掌レ之
一古城山見取代米、其村々御代官ニテ掌レ之、右三ヶ條見取代米ハ前々御黒印被レ下シガ、寛保元酉年ヨリ其事ヤメタリ
一古義ニ、先年ハ御多門へ村々ヨリ置繩ヲ收メ來リシガ、萬治二亥年高一分被ニ仰付ニ、置繩モ此内へ積リ込アリシユへ、止ルヨシ云傳へリ
一古義ニ、夫食積始リ不レ詳、承應三午年御國奉行所舊記如レ左
高百石ニ付百姓六人當テ、一日一人 米一合、麥二合、稗二合
妻子十八人、百姓一人ニ三人當テ、一日一人 米五勺、麥五勺、稗一合
右三十日分合 米四斗五升 米三斗壹升五合 麥五合替ニシテ 米二斗七升 稗三合替ニシテ
米合一石三升五合、高百石ニ一分三毛餘ニ當
一寛文四辰同五巳兩年御免相、高ニ四ツ五分二厘六毛餘ニ極、此御免相ハ類年無レ之御免相ナルニヨリ、其内四ツ五分ハ御藏へ納、二厘六毛餘ノ米ハ兩年分除置ベシ、此以前在々百姓旱損水損ナドノセ

ツ、夫食或ハ少々宛ノ御救有レ之トキハ其度々申上、御藏ヨリ米、御納戸ヨリ金子請取渡ニセシガ、以後此類有レ之節、百姓夫食ニ被レ下、又ハ借付、惣テ百姓ノ爲ニスベシト被ニ仰出一、此旨成瀨一岳其節々御國奉行ヘ被ニ仰渡一トナリ、因レ是右之内五百六十三石御藏ニ米ニテ備ヘオカレ、御藏奉行預リノ殘ハ賣拂夫食金ト名付御國奉行預レリ、右寛文七未ノ年元金五千九百四十四兩餘アリ、御藏奉行預レリ、米ハ夫食米ト唱ヘ、今以元米ニテ有レ之、夫食金ハ漸々ニ變易ス、又此夫食米ハ水損種籾無レ之村方ヘ、其種籾ニ代米ニテ御借渡ニナレリ、サレバ御代官ニテハ右ノ御米ヲ種籾米共唱ヘ、御藏方ニテハ今以夫食米ト取扱ヘリト也

一　夫食積、男十三歳ヨリ六十五歳迄麥三合稗四合、十三歳以下六十五歳以上、幷女ノ分麥一合五勺稗二合、其麥稗合シテトキノ相場ヲ以代金ニ積ル筈ナリ、年號不レ知

一　元祿十一寅年御代官方觸狀留ニ、二月夫食願ノ村々積方案文アリ、男麥三合稗四合、十六歳ヨリ六十五歳迄、男女麥一合五勺稗二合、六歳ヨリ十五歳マデ、六十六歳以上女六歳以上、幷高持百姓、無高百姓ハ積リ分ケテ有レ之、幷入手形ノ案文モ有レ之、夫食代トシテ如レ斯御借渡、年々取立上納可レ申由、此節ハ拜借ト見ヘタリ

一　諸穀類換米極、御國奉行所舊記ニ如レ左

正保四亥年十一月二日極

大豆八合替　小豆同前
稗三合替　蕎麥六合替
小豆七合替　油荏九合替

明暦二申年十一月十一日極

大豆八合替　小豆同前
油花一升替　蕎麥七合替
小麥八合替　粟五合替
稗三合替　胡麻一升替

萬治元戌年極明暦四年改元

大豆八合替　小豆同前
小麥八合替　蕎麥同前
粟五合替　稗三合替
油花一升一合替　胡麻同前

一 御普請役、古義ニ慶長十五戌六月朔日、今日名古屋爲ニ普請ニ伊勢美濃兩國ノ先方衆參着、千石ニ夫一人ヅヽヲ出シ、城下船入ヲ掘ル

一 御家中役之者出候儀、先年ヨリ高百石ニ一人ヅヽ積出候、是十分役也、然ルヲ當年ヨリ九分役ニ被ニ成下一候、江戸詰仕輩ハ八分役ニ被ニ成下一候、但シ自今已後ハ役之者一人分米七石ヅヽヲ可レ出、併役之者出シ候テ勝手ニ宜候ハヾ人ヲ可レ出、又米ニテ出シ候衆ヘモ、自然之事モ有レ之トキハ其役ノモノヲバ裁配人ヨリ請取遣可レ申候、勿論毎年極月ヨリ正二月迄役引ケ申事有レ之、其時分ハ裁配人ヨリ役之者受取遣可レ申事

右ハ寛文元丑九月廿六日、諸頭へ御城ニテ御老中被ニ申渡一、但裁配人ハ郡奉行ナリ

一 升ノ事古義ニ□(マヽ)テ追カス、斗升巾八寸三分、深八寸一分、長九寸九分三厘餘、徇長一尺二寸九分、但四合込ノ由、代銀二十匁四分○又長一尺巾八寸一分五厘深八寸三分五厘、長九寸九分五厘、巾八寸三分五厘、深八寸二分、如レ此寸法ノ升村方ニヨリ有レ之所アリ○米ヲハカル古傳ニ前カキト云ハ升ヲ

居置米ヲ入、手前ヘカキオロスナリ○オロシハカリト云ハ升ヲ手ニ持ナガラ米ヲ入、向ヒノ方ヘハラフナリ○前カキトオロシバカリニテ四升差有レ之ヨシ○高貳百五十石澤田若狹同彦左衞門、高貳百石同甚之助、此三代升御用掌レ之、天和三亥年ヨリ齋藤某ヘ御用被二仰付一トナリ

一 斗升願ハ八月十五日御國奉行ヘ出ス筈、享保十七子年極ル○延享二丑年十月村々斗升ノ事、大高ノ所吟味ノ上ニ渡スハズ、サレバ御家中之内ニテモ、兩家衆之外ハ不レ渡根究之由、但村高千石以上ヘ一ツ渡スハズナリ

一 寶曆四戌三月、五合ヨリ一合マデノ升新ニ出來、代銀定リ等戌年觸狀留ニ委クアリトナリ

一 高役銀之事、古義ニ正保元申年御家中高百石ニ一兩ヅヽ上ゲ金當年バカリ被二仰付一トナリ

一 寶永五子閏正月從二公儀一被二仰出一出候ハ、近年御入用ノ品々有レ之候處、去冬武州相州駿州三ケ國之内砂積村々御救旁之儀ニ付、今度諸國高役金、御領私領共高百石ニ付金貳兩ヅヽノツモリ、在々ヨリ取立可レ有二上納一候、但寺社領ハ相除候旨、此以後モ高役金被二仰出一事アレドモ今略レ之

一 三日役ハ、古義ニ堤川除井溝修理之事、其村々ニ破損普請有レ之所ハ、其村高持ノ百姓有人三日破損修理可二申付一也、其外人足入用ノ所ハ從二公儀一可レ被二仰付一旨、慶安四卯二月觸アリ○又末々追加アリ

一 其村有人三日分之破損所修理スベシ、其餘ハ可二申來一旨承應二巳年御國奉行之御法度書ニモ有レ之

一　元祿八亥年濃州分三日役人足極ル

一　同十六未年尾州分三日役人足究

一　夫銀ハ古義ニ御藏入高寛永六巳年始ル、高百石六十匁給知高同十六卯年初ル、高百石六十匁ナリ
○正保二酉年ヨリ元高百石六十匁、概高百石五十匁ニナル○寛文八酉年ヨリハ倍ニナリ、元高百石百二十匁、概高百石百匁ニナレリ

正保二酉年概高ニナリ、元高二割八分餘延ルガ故ニ、概高ニテハ二割縮五十匁宛ニナレルカ此事タシカナラズ、寛文八申年一倍ニナレル事ハ堤銀ニ準ズルカ、堤銀之ケ條ヲ參考スベシ

一　給知夫銀ハ都テ御國奉行役所ニオイテ取立來リシガ、天明年御代官役所附ニナリシ以來、其支配村々ヨリ直取立ニナレリ

一　堤銀ハ、古義ニ高百石人足二人ヅヽ、日數ハ一人五十日ヅヽ、（春役三十日 秋役二十日）一人銀五分ヅヽ、正保二酉年ヨリ元高百石五十匁、概高百石四十匁○寛文八申年ヨリ人足一人一匁ノツモリニナリ、元高百石ニ百匁、此人數百人、日數ハ春秋五十日、概高百石八十匁、此人足八十人、春役二十五日、秋役十五日、合テ四十日、人足二人ヅヽナリ、此堤銀ノ由來ハ、往古ヨリ春秋堤定杁井堰、其外御普請所有レ之時、其所近村ヘ高役ニ人足割付シテツカヒ來リシガ、其御普請所多キ近村ハ難儀タルニヨリ其段願有レ之、サレバトテ遠方ヨリ役ヲ當テハ猶更難儀タルニヨリ、御藏入給知共ニオシナラシ役ヲカクル積リ

ニ議定シ、前條ノ如ク究レルトナリ

正保二酉年概高ニナリ、元高二割八分餘延長シ、故概高ニテハ二割程ノ縮ニテ、四十匁ト究リシトナリ

一 慶長十七子年平針村御傳馬所ニ被二仰付一シ、サレバ慶長年中ヨリ堤人足村々ヨリ指出セシ事トミヘタリ、高概代銀ニテハ取立ニナリシ事ハ、寛永五辰年カ、同六巳年ヨリノ事トミヘタリ

一 寛文八申年堤銀一倍增之譯如レ左

御領內ノ百姓每歲出候、堤銀人足、壹人ニ付銀五分ヅヽ差上、其上納銀ヲ以百姓人足ツカヒ候時ハ、一人ニ近年ハ銀一匁程ヅヽ之積ニ相渡、如レ斯候上ハ百姓上納ノ堤銀モ一人分銀一匁ヅヽ致二上納一可レ然由、內々御國奉行衆モ被二申聞一、尤之事候故右之通今度被二仰出一候間、當年ヨリ向後ハ一匁ヅヽノ積上納イタサセ候樣、御代官諸給人次ニ御領內之在々ヘモ普ク相觸候樣、御國奉行衆ヘ可レ被二申渡一候

申正月十八日

一 傳馬銀ハ、古義ニ尾州ハ天和二戌年ヨリ初ル、高百石七十匁、濃州ハ元祿八亥年ヨリ初ル、高百石九十匁、概高七十匁ナリ、此由來ハ尾州傳馬役ハ往古宿々寄附村々ヨリ計リ勤メ來リシガ、漸々人馬多入增難儀タルニヨリ、御手當之事ヲ遂テ願ケレバ、其時郡奉行磯貝與右衛門、阿野喜兵衛、服

部十右衛門談判ノ上、田宮彥右衛門トイヘル手代ヲ宿並ヘ遣、多クノ高カヽリ實ニ默止ガタカリレバ、堤銀之振新規ニ高百石五六十匁程ヅヽ、御役銀ヲ御領內ニオイテ差上サセ、其金子ヲ以宿々幷寄附村村御手當有レ之テハ如何ト伺、延寶八申年其趣ヲ達ケレバ、御國中高役ヲカノルハ新法之事ナレバ、取揚ガタキトノ旨大道寺玄蕃頭命令アリ、サレバ又翌酉年寄附村々ヨリ願ケレバ、東照神祖以來宿附近在バカリ格別ニ往還ノ諸役ヲ勤メ、窮迫スル旨再應願ケル故ニ人馬ノ仕ヒ方ナド吟味アリケルガ、人馬ヲ問屋ヨリ觸ケレドモ、貧窮故ニ寄方甚惡敷、別テ馬ハ寄ズ、御用モ支ニヨリ村々ノ相談ニテ、往還ノ御川ヲ勤メシ馬持共ヘ一度ニ米五升ヅヽ、年貢ニ立ル筈ニ致ケルガ、是ニテ一旦問屋場ヨリ觸次第無レ滯馬ハ出シケレドモ、左ニテハ年中ノ入用莫太之事故、再談ノ上馬一疋ニ米二石ヅヽニ致ケレバ、其砌ハ馬モ寄ケレドモ、宿ヘ度々出セシ者モ、度數少キ者モ同前ニ付、久々寄方アシク、問屋場荷物積置ホドノ仕合ニテ、毎度問屋場ヲ明ケ、宿役人モ得不レ勤、往還御用必至ト差支シニヨリ、達テ願ヒシニヨリ、御國中概ニ傳馬銀申付、往還御用差支ナキヤウニ可レ勤旨玄蕃頭再命令アリ

一　傳馬銀百石ニ七十匁ヅヽ、取立シ由來ハ、尾州惣宿年中ノ人馬入用ヲ以考ヘ、八郡役高ニ分米ヲ未申酉三ヶ年直段概兩ニ八斗五升ヲ以積リケレバ、高百石ニ七十匁五分トナレリ、其時ノ宿入用大法積五千二百石餘有レ之、其積ニテハ七千八百兩餘トミヘシニヨリ、五十匁ヨリ七十匁迄之內ニ可レ被二仰付一哉ト伺ケレバ、尾州宿々事ハ各別之譯モアリ、御救等諸事多クハ御國ヨリ被二仰付一事ナレバ、諸往來急

變備ノ爲金銀餘計アラバ、末々不虞ノ備ニモナルベシトテ七十匁ヅヽ取立、宿役不二差支一樣可二取計一旨ニテ、如レ斯極レルナリ

一　三役銀除高大略如レ左　　○印ハ三役共ニ除ケリ

○一	高三百八石五斗八升三合	長良小瀬鵜飼役高
○一	高三千七百十四石八斗一升四合	蜂屋村柿役高
一傳馬堤二役除	高四百六石七斗七升四合	小瀬村御鮎持人足高
○一	元高千九百六十七石四斗四升	石河知行縮高
○一	元高百一石三斗三升二合	毛利替知縮高
一夫銀傳馬二役除	元高二百三十三石一斗九升九合	岐阜町高
一同上	元高三十六石九斗二升八合	神戸町高
一同上	元高五石	同社領
一同上	元高百石	平針村若宮八幡領
一同上	高百四十石四斗五升	師崎村縮高
一傳馬堤二役除	高三萬三百四十一石四斗三升九合	御傳馬所役高
一傳馬一役除	高三萬八千八石八斗九升七合	宿々寄附高

一 同上 高五百六石一斗七升九合　太田宿助船役高

一 傳馬堤二役除 元高二千七百四十四石八升　大湫中津川落合宿 御傳馬所役高

一 元高一萬三千百六十九石五斗八升四合　宿々寄附高

一 元高二千五百九十石七斗六升七合　太田宿助船役高

○一 高二千七百七十四石二升九合　名古屋新田無役高

○一 高二十二石九斗三升　末森村新田無役高

一 高三十二石九斗一升四合　稻葉地村寺社領無役

內

夫銀傳馬二役除、 十三石六斗一升四合　稻荷領

夫銀一役除 十九石三斗　法花寺領

一 夫銀傳馬二役除 高二十九石七斗二升四合　日比津村稻荷領無役

一 同上 高十八石八斗五升　川名村寺領無役

內

五石四斗(升カ)　敎順寺領西新田

十三石八斗一升　大圓寺領西新田

一 村高之外 高百六十一石五斗六升七合　茶屋新田

一同上高三百九十六石五斗七升四合　是ハ茶屋長意被ㇾ下高、夫銀御免　茶屋後新田

一夫銀傳馬二役除高五十六石六斗六升二合　是ハ同上　前田村社領無役

一同上高千三百五十石　戸部笠寺本地三ケ村星崎鹽濱高無役

○一元高七十七石六斗七升七合　濃州上岡島村

一夫銀傳馬二役除高十二石一斗三升三合天和二戌年改高ノ分　一ノ宮村除高

一夫銀一役除高三十石七斗　新屋敷村法花寺領無役

一村高之外夫銀一役除高五十石三斗　奥村伊勢領

一夫銀傳馬二役除高五十石　村高之外　天王車領

一同上元高五十石　川名村興正寺領

○一元高五百石　古井村建中寺領無役

○一元高三百石　同村相應寺領無役

○一元高二百石　同村萬松寺領無役

○一元高百石　石佛村慈雲庵領無役

○一　元高五百五十三石九斗五升二合　　田幡村　東照宮領無役

○一　元高百石　　西志賀村　東照宮神主領無役

○一　元高六十九石四斗九合　　上野村西新田大森寺領無役

一　夫銀傳馬二役除　元高百石　　中野村誓願寺領

一　同　上　元高百石　　名古屋村白林寺領

一　同　上　元高百石　　同村高岳院領

○一　元高二百石　　同村御祭禮領無役

○一　元高百石　　高田村養林寺領無役

一　夫銀傳馬二役除　元高六石七斗八升二合　　大永寺村大永寺領

一　同　上　元高十五石　　笠寺觀音領

○一　高百六十五石　　小折村生駒采地縮高

○一　高三千四百七十二石二斗五升　　犬山城附地高

一　夫銀傳馬二役除　高二十石一斗一升　　間々原入鹿新田海福寺領

一　高五石　　神尾入鹿新田奥入鹿村水練給

一　夫銀除　高七十五石七升七合　　柹內村野高

○一　高二十九石八斗九升　　落合村海福寺領無役

一　夫銀除　高九十七石四升九合　　濃州　川上村夫銀御免

一　同　高二百十七石一斗七升九合　　付知村同斷

一　同　高六百五石三升七合　　加子母村同斷

一　同　元高一萬百八石一斗九升一合　　木竹出之輩夫銀御免高

此内

八百四十八石七斗八升　　大森村

八百八十三石五升八合　　羽崎村

七百七十五石一斗三升　　久々利村

七斗三升一合　　平柴村地ナシ高

千六百四十九石六斗五升三合　　上ノ郷村

四百六十九石一斗　　比元村

百九石八斗二升　　大湫村

六百六十三石六斗九合　　日吉村

千三百三十四石六斗三升　　中津川村

四百八十石四斗一升　落合村

七百七十二石　駒場村

二百五十二石六斗二升　千旦林村

五百七十三石二斗七升　正家村

四百五十五石四斗六升　茄子川村

四百四十六石五斗四升　手金野村

五十石二斗　一日市場村

三百三十六石一斗八升　伊岐津志村

一　高三百八十九石三斗四合　錦織村夫銀不出高

一　夫銀傳馬高ニ役除　高十五石四斗三升　濃州　中村愚溪寺領

一　堤傳馬ニ役除　高百一石三斗四升五合　上有知町高

一　高六石七斗六合　同所山廻給

一　夫銀傳馬ニ役除　高十六石一斗九升　淺田村大圓寺領無役

一　同上　高二十四石九斗六升　高針村教順寺領無役

一　高三十石　大森村新田退休寺領無役

一　高六斗七升八合　　牛山村過高

一　（御領高ノ外）元高百九十三石二升　　（熱田神領）小塚村

一　（同）元高九十七石三斗五升六合　　（同領）八ツ屋村

一　（同）元高三百石　　（天王坊領）名古屋村

一　（同）元高百石七斗七升三合　　（天王領）戸部村

右四村ハ御領高ノ外ナレドモ、堤銀ハ古來ヨリ上納ス、因テコヽニ記ス

一　（夫銀傳馬）元高二百三十二石五斗四升三合　　石河領知之內

此內

百五拾貳石五斗四升三合　　（攝津國）門戸村

八十石　　瓦林村

○一　元高三千三百拾貳石七斗六升五合　　江州御領分

此內

三百十九石二斗三升五合　　上野田村

百七十一石　　山本村

二百拾四石一斗七升　　鳥居平村

六百八石三斗六升　　岡居村
二千百貳拾三石九斗四升　　山ノ上村
三百八十八石二斗六升　　田中村
四百八十七石八斗　　西川村
右七村古來ヨリ千石夫米代ヲ上納シ、三役銀ハ御免ナリ、其内山ノ上村内玉置小平太采地高千石ハ夫銀ヲ當人ヨリ上納セリ
一　元高四十石　堤傳馬ニ役除　　祐福寺村祐福寺領
○一　高十六石三斗八升八合　村高之外　　清洲新田總見寺領無役
○一　元高二十九石七斗六升八合　　櫻佐村尊壽院領無役
○一　元高四百十六石二斗八升七合　　牛毛村尊壽院領無役
○一　元高百四十石　　沓掛村定光寺領無役
○一　元高百七十石　　下半田川村定光寺領無役
○一　元高十石二斗　　犬山村白山領無役
一　高六十三石三斗八升三合　夫銀傳馬ニ役除　　樂田原入鹿新田二ノ宮社領
一　元高二十三石七斗四升五合　同上　　東淺井村犬山内田村船頭給

北方村
一　同上　元高四十八石五斗一升五合
伊勢領
二十石
里小牧村船頭給
內　二十八石五斗一升五合
犬山村藥師領無役
○一　元高十七石三斗
稻島村新田大林寺領
一　夫銀傳馬二役除　元高百石
一ノ宮村新田一ノ宮社領
一　同上　元高百石
苅安賀新田守綱寺領無役
○一　元高百石
下津村政秀寺領
一　夫銀傳馬二役除　元高百石
中萱津村光明寺領
一　同上　元高十石
加家村加藤圖書助知行所
一　元高百五十五石三斗七升五合
榎戸村東龍寺領
一　元高四十石
岩屋寺村觀音領
一　元高二十石
一ノ宮社領
一　元高二百二十八石六斗
前飛保村曼陀羅寺領
一　元高二百三十一石
濃州野上村正傳寺領
一　元高三十石

○一　元高百石　大高村新田長壽寺領無役

○一　元高二百石　大森新居村新田大森寺領無役

内

八十一石六斗八升三合　大森村

百十八石三斗一升七合　新居村

○一　高三十石五斗九升一合　今村大森寺領無役

一　前條石河大夫采地縮高、享保十五戌年ヨリ采地高二割縮ニシテ御役銀上ル筈ニ極リ、其年ヨリ御役引ルト古義ニアリ、下同ジ

一　前條毛利源内縮高ハ正保二酉年四ツ概ニ不足ナルニヨリ、替地ヲツカハサル、トキ、不足ノ分共時ヨリ縮高無役ニナリ御役引ル

一　高八百石　高御堂村

三百石　吉田主水

二百五十石　吉田專太郎

二百五十石　吉田勘兵衛

此三家ハ由緒アッテ傳馬銀堤銀ノ二役ハ免許、夫銀ハ上納セリ

一 加子母、付知、川上三ヶ村ハ夫銀不レ出、堤傳馬銀ハ出ス、傳馬銀ハ元祿九子年ヨリ概高ニテ納メ來レリ

一 古義ニ御鮨所仕人足岐阜長良ヨリ指出セシニヨリ、小熊今泉忠節明屋敷池ノ上高合二千石、兩役合高四千石、堤傳馬銀御除キナリシガ、寶永四亥年ヨリ大代官方ヘ取立、御鮨所諸拂殘金銀臨時御金場ヘ上納ストナリ、此役高内譯如レ斯

一 高四千石　御鮨持人足役高

此內

四百三十二石六斗二升　上福光村

五百六十七石三斗八升　眞福寺村

千　石　中福光村

四百九拾三石五斗二升　早田村

三十三石七斗五升　岐阜明屋敷

百六十二石八斗三升　小熊村

百四十四石一升　忠節村

千九十二石五斗六升　今泉村

七十三石三斗三升　池ノ上村

是ハ御役高帳ニ、御鮨持人足延享四卯ヨリ御役高へ入トアリ

一 堤傳馬ニ役除 元高五千三百三十一石四升弐合　渡邊半藏釆地 三州寺部

是ハ延享三寅年其已前戌年ノ洪水ニ、寺部輪中破損所上ヨリ御普請ナシタマハリ、堤銀ハ並ノ通リ百姓ヨリ上納セリ、然ルニイマダ川々堤御普請所不丈夫ナルヨリ、此上願上タク存ゼラルレドモ、當春市谷御館炎焼カタ〱御物入多キ故、其砌奉レ願事モ迷惑ニオモハル、トノ事ニテ、依レ願當年ヨリ自分普請ニセラレ、堤銀村ヨリ上納御免ノ事ヲ被レ及ニ言上一、此年ヨリ堤銀取立ヤメルトナリ

一 濃州九ケ宿傳馬役高ハ寛永十八巳年ヨリ被ニ仰付一、堤銀ハ御免ナリ、傳馬銀ハ元祿八亥年初テ御取立ノトヤヨリ御免ナリ

一 木曾久々利衆釆邑元高ノ内過高

拾九石五斗四升　茄子川

廿六石七斗三升　正家

三百四十八石五斗八升一合　日吉

拾三石八斗二升　伊岐津志

廿四石一斗三升九合　久々利

右ハ各知行高ヲ其村ニテヨセレハ如レ斯、先規ノ高ヨリ過高ナリ、然共御役銀ハ先規ノ高ニテ上納ス、但シ上ノ郷ニテハ廿九石五斗三升六合ノ不定高アレドモ、夫銀堤銀ハ山村千村ノ二氏ヨリ辨納ストゾ

一　概高九千七百七十六石五斗三升三合　石河伊賀守采地

内四百五石六斗一升九合　正保二酉年改不足高

殘概高九千三百七十石九斗一升四合

如レ此概高ニテ不足高アレドモ、御役銀ハ元高ニテ上納セリ、此内貳百六十五石五斗四升四合鷺山村、内川缺高上岡嶋村川缺ノ分、享保十一午年ヨリ三役銀御免ナリ〇享保十五戌年因レ願概高殘九千三百七十石九斗一升四合ノ分、二割縮ニシテ元高ニ直シ、此縮元高七千八百九石九升五合ヲ以テ三役銀上納ストゾ

但鷺山村上岡島村川缺高モ、二割縮ノ内ニテノ差引ニナレルヤ、享保十五戌年ヨリハ其境御勘定目錄ニハ不レ載トナリ

一　中島新田庄屋九郎右衞門伊左衞門屋敷除地四段歩、此高四石四斗、天和二戌年ヨリ堤銀計上納シキタレリ

一　御藏出シ米ノ事ハ御切米御買留ノ時ハ、傳馬役馬方共ヘ元祿十二卯年ヨリ御藏出賃米ノ代リニ御

救金被レ下來タリシガ、天明元丑年ヨリ御救ハヤミ、向後馬方共御藏出貸米積高御買留代ノ内ヲ以相渡筈ニ極リ、引起一石ニ付米六合六勺六才ヅヽ引取筈ニナレリ

一御藏年中メコボレ米ノ事、是ハ十五六石ホドヅヽモアリシガ、享保十一午年以後御鷹方餌米ニワタセリ、然ルニ翌未年ヨリ入札拂ニナレリトナリ

一江戸御下米廻シ方ノ事、寛保二戌年ヨリ振鬮ニテ廻シ俵初ルト也、鬮筒ハ江戸ニテ用ユル同樣ニ出來ストナリ

一御藏納米急雨ノトキ、圍ヒ手當トシテ明俵千五百枚御藏役所ヨリ御代官ヘ請取置、急雨ノ時々用ヒ、納米スミシウヘ追テ返スハズ也、明俵スタリノ分ハ捨證文出ル、又殘リテ不ニ間合一分ハ入札拂ニナレリ、是延享二丑年十月ノ根極ナリ

一御藏納米四斗俵文化四卯八月ヨリ增ス、是ハ江戸御下米ノ内彼地ニテ四斗俵ニテ御拂ノ方捌方ヨロシク、隨テ直段モスヽミ御益筋ニ付、以來御拂ニナルベキ分ハ四斗俵ニテ御廻シ、石數ハ大凡如レ左御代官ニ於テ配賦有レ之納ル筈ニナレリ

米一萬八千九百二石八斗、此四斗入四萬七千二百五十七俵

此惣數ノ外ニ水野小牧支配所ヨリ、是マデ四斗俵ニテ納來リシ分ヲ束凡二萬石都合スベシトナリ、然ルニ文化十一戌年ニ至リ村人願ニヨッテ如レ左成

米一萬石ノ四斗入五千俵、此内二千八百俵ホド、是ハ小牧水野支配所ヨリ元來四斗入ニ納ル分ヲ引、増數四萬七千二百俵程是ハ卯年増ノ分ノ内五千石減ジ、戌年ヨリ四斗俵一萬五千石ホドヅヽ納ルハズ

一　御借米御切米春秋冬渡方定如レ左

春御借米江戸ハ二月朔日ヨリ四月廿三日迄　地ハ二月十日ヨリ四月廿三日迄

秋御借米江戸ハ六月廿日ヨリ八月十日迄　地ハ七月朔日ヨリ八月十日迄

冬御切米江戸ハ十一月朔日ヨリ十二月廿五日迄　地ハ十一月廿日ヨリ十二月廿五日迄

右ハ知行代御足高米、知行御振替米、御役料米、御合力米、口米等渡方日限モ同樣ナリ、此日限マデニ不ニ請取一トキハ、兼テ御定ノ通リ御米不レ渡筈ナリ

一　御領高ノ外ナレドモ、堤銀一役ヲ上納スル寺社領ノ分左ニ追加ス

一　元高五拾八石三斗七升八合　成岩村 淨樂寺領

一　元高廿四石六斗五升五合　緒川村 善道寺領

一　元高三拾二石二斗八升二合　同村 乾坤院領

一　元高廿石三斗九升四合　大府村 延命寺領

一　元高二百四十二石九斗六升　小松寺村 小松寺領

一　元高百三拾六石一升七合　二ノ宮村 二ノ宮社領

一 元高三百石　南山名村 惣見寺領

一 元高百七十一石三斗八升三合　五明村 久昌寺領

一 元高二百石　島宮村 妙興寺領

一 元高百五十五石四斗三升　大赤見村 西掛所寺領

一 元高二百五十石八升六合　柿並村 大御堂寺領

一 元高十一石　常滑村 惣心寺領

一 元高百三十七石七斗九升　野田村 蜜藏院領

一 元高三拾貳石七斗一升六合　吉根村 龍泉寺領

一 元高十七石八升八合　西保村 興善寺領

一 元高百石　寺野村 長久寺領

一 元高百石　同村 性高院領

一 元高百石　同村 大光寺領

一 元高五十二石　九ノ坪村 平田寺領

一 元高四拾五石七斗八升九合　宇福寺村 正眼寺領

一 元高六十石　河原村 清洲三社領

一 元高拾石　六角堂村 長光寺領

一 元高百石　下津村 政秀寺領

一 元高五十石　長野村 萬德寺領

一 元高百廿四石九斗八升七合　國府宮村 國府宮社領

一 元高拾五石　廻間村 清洲神明領

一 元高三拾石二斗五合　土田村 八幡社領

一 元高三百石九升壹合　甚目寺村 甚目寺領

一 元高百石　二ツ寺村 法花寺領

一 元高五拾石　蜂須賀村 蓮花寺領

一 元高三拾六石　馬島村 明眼院領

外高十六石六斗二升七合是ハ無役也、此高ハ明眼院寺中門前屋敷ニ引ル分、備前檢除地ナリシガ元明眼院先住敬公ヘ訟ヘ奉リ、高合テ五十二石六斗二升七合ノ御黑印ヲ給ハリシトナリ

一 元高廿一石五斗七升三合　中萱津村 實成寺領

一 元高廿二石八斗　上萱津村 妙勝寺領

一 井領米免積ノ時、其場所ヲ引地ト不ニ心得、若風水旱ノ難ニヨッテ麥成免バカリノセツハ、井領米

ハ積リニイレズ、併積已前其譯申達筈、惣體引地ノヤウニ心得差フ輩モ有レ之故、此事寛保元酉年申談
有レ之由古義ニミヘタリ

一　寶暦三酉年鹽川決壞ノ時、漸々ニ水潦泛溢シ、海西郡上押萩鍋ケ地海東郡鹿伏兎等皆田畝敗傷シタリケルガ、其村々多井領米ヲ被レ下ケルニヨリ、免ニ積リコメバ御免相モ附ベケレドモ、皆轄ノ分ノ生地トシレバ同樣ニ皆腐ナル故、先々免ヘハ不ニ積入一、別段ニ井領米何ホド內六分通ヲ御免相ニ積立、御春合ノトキ井領米ノ分ハ御用捨タマハルベキヤト達シケレバ、尤ノ事ナル由ニテ、達ノトホリ井領米ハ免ノ外ニナリ被レ下切ニナレルト、是モ古義ニ記セリ

一　小物成石四升增ノ事、古義ニ按ズルニ往古小物成ノ分ハ不レ殘金納ニスル積リニテ、其頃ハ町相場御藏米相場等ノ差別無レ之、渾テ町相場ニテ有レ之ベケレドモ、本當米納ノ分ハ石四升出之御定ニツレテ金納小物成ノ分ニハ、石四升ノ出目ヲ加ヘテ米高ヲ增置ケルガ、但出目四分ト云事御拜領已前ヨリ有レ之事ニ付テ夫ユヘニ本當米納ノ升モ四升込ニナレルカ、イヅレ是ナルヤ不レ知

但小物成御拜領ノ時ノ米高ニ石四升出ヲ加ヘテ、當時マデノ其石數ヲ用ヒ、本當米納ト一所ニ米納ヲスレバ、又小物成米トモニ四升込ニテハ、八重ルヤウニモ見ヘタリ、後考ヲ待トアリ

一　前條不動繩ノ由來、日本逸史ニ因テ追加如レ左

嵯峨帝弘仁八年十月癸亥、常陸國新治郡災燒、不動倉十三宇、穀九千九百九十石

一　又三代實錄淸和帝貞觀八年十二月八日己卯、禁下五畿國非有ニ裁許一輙開中用不動穀上、若不ニ勤愼一、罪准ニ違勅一

一　古義ニ、古法檢地ノトキ手代竿ヲ執、案內ノ者ヲ初其村ノ氏神祠前ニ於テ、一同誓詞ヲスルハ、伊奈備前檢地ノ時旣ニ有レ之

一　備前檢竿六尺二間竿タリトイヘドモ、一間ニ一分ヅヽ加ヘ長一丈二尺二分也、檢竿ノ不レ及場ハ繩ヲ用ユ、此繩長三十間ナリ

一　備前ノ法ニ、楮、漆、桑、茶園有レ之畑、前々ヨリ外年貢出シ來レル所ハ、其品木立ダケホド竿ヲ除ケ檢地ヲス

一　古法山檢地ハ六尺五寸竿ヲ以テ三百六十步ヲ一段トス、野ハ六尺五寸竿ヲ用ヒ三百步ヲ一段トス

一　檢地竿六尺二寸五分ノ御國法ナレドモ、其極レル年曆ハ不レ詳、寬永十九午年日置村屋敷渡ノ證文六尺五寸ト六尺二寸五分ノ間出目ノ差引有レ之、屋敷地ハ六尺五寸ナリ

一　屋敷地渡六尺二寸五分竿ノ筈ニ元祿七戌年究レリ〇此譯屋敷奉行根居帳ニモアリ

一　堤方見分ハ六尺五寸ヲ用ユ、往古ノ不易ナリ

一　藪幷竹役ノ譯、古義ニ藪ハ往古ノ檢外ニシテ、別ニ藪檢地ノ法アリ

一　藪檢地ハ先年御代官手代バカリ、中古御國方手代御代官手代立合、御役竹ヲ究ム

一　古法宮藪寺藪ハ除、幷庄屋敷藪ヲモ除、是ハ地方御役人ノ枝竹村方間竿等ニ用ユル故除ケル由申傳ヘリ、サレバ庄屋代リ時ハ先庄屋藪年貢ヲ出シ、當庄屋分ハ減ㇾ之

一　古法屋敷藪三方ヲ檢地スベシ、四方ニ藪アルトイヘドモ、一方ハ日請ニシテ、四方藪ハ無ㇾ之ハズノヨシ

一　古ハ村々鄕藏修復ノトキ、竹奉行ヘ御代官入手形ニテ、御役竹ノ内ヲ請取村方ヘ渡シ、又御普請所籠竹モ同樣ナリ

一　畠五段步春日井郡小幡原御竹守、寬文六年年ヨリ御竹林ノ内新起除ナリ

一　明知、神屋、西尾御留藪藪守伊藏、彥兵衞、柏森、淸洲、神明藪ハ庄屋預リナリ

一　御國方根居ニ、在々御役竹ノ事ハ寬永二十一年ヨリ正保慶安年中伐竹拂勘定ノ古帳有ㇾ之、年々御用次第伐竹ヲ以テ諸役所ヘ御藏入、村々ヨリ屆タルコトトミヘタリ、竹代銀附タルコトハ其後ノコトナルニヤ、サレバ寬文年ヨリノ勘定帳ニ、所々御用渡竹殘代銀取立令ニ上納ト云コトアリ、其以來年年同樣ニ取扱來ルトナリ、此代銀如ㇾ左

一　五十本結　一束一匁

一　二十本結　一束一匁二分

一　四寸廻　一本二分五厘

一五寸廻　一本三分七厘
一六寸廻　一本四分七厘
一七寸廻　一本六分五厘

一諸役所ヘ渡來レル御役竹ハ享保十二未年ヨリ差止ラレ、御買上ニナレリ、其以後渡セル箇所如レ左

一御煤拂竹　大豆木共
一御飾竹
一熱田兩御殿御飾竹
一御祭禮忌竹幷薦
一津島天王祭禮忌竹蛇骨竹山結竹舟竿竹
一鮎鮨御用竹

右ハ御留藪幷村々御用竹ノ内ニテ渡セリ、薦ハ御代官ヨリ名古屋村ヘ申渡屆サセル事ナリ

一津島天王市江車忌竹

右ハ古來市江星宮社内ヨリ伐出セシガ、其藪自然粳付枯レタルニヨリ、享保十三申年ヨリ依レ願御役竹ノ内ニテ渡シ來レリ

總テ此御役竹ヨリ渡セシ分、其時々代銀取立ノ内ヨリ引去、御勘定ニ立來レリ

一　御旗竿ハ御留藪ニテ立來、竿ナ代レナ俗ニ立ト云是ハ御旗奉行ヨリ場所ノコトヲ申來レバ、御旗ノモノ　御藪守ト立合ヒ吟味ノ上藪竹ニ印ヲ付置、翌年ノ八月立レ之、但五寸廻ノ御役竹横手ハ勝川ニテ立來ル、御旗竿勝川村ニ於テ浸番人足ト明俵ヲ差出シ、追テ持屆人足ハ御入用ニ立ナリ、（一）勝川村ニ前條ノ定格アルニヨリ、御家中ノ輩小旗竿又ハ差物竿ノ申入アレバ、先格ニ從ヒ御代官ヨリ取計ツカハスコトナリ

一　御役竹改ハ、寛文十三年元祿九子年證文遺レリ

一　此御役竹ハ昔時御國奉行手代ニ竹役ト云ヘル職掌ノ者アリテ、御國中ノ竹役ノコトヲ總ベテ掌リ來リシガ、天明年所附御代官被ニ仰付一シ已來ハ、其支配〱ニテ掌リ、今竹役銀助定ノ括リハ大代官ニテ掌ルナリ

一　古義ニ、網役小船役

長良川　網役一束一匁　小舟一艘九匁　　牧川　網一束一匁　小船一艘七匁ト五匁

武儀川　網一束二匁　　津保川　鮎網一束一匁

長良川　鮎網一束一匁　ナゲアミ一束一匁　　鮎網一束一匁

木曾川　網一束一匁

此濃州分村々ヨリ取立浮役トシテ上納ス、タヾシ木曾川ハ尾州分モ宮田連子島等有レ之、尾州郡方ヨリ

取立ル、最イヅレモ百目ニ付四分ヅヽ出目銀取立ルナリ

一　山野年貢ノ事、古義ニ元和元卯年濃州分御拜領、村山年貢ハ小物成ニテ渡ル○元和五未年濃州分五萬石御拜領、山野年貢トモ米一倍高ニシテ、都合ノ内ヘ入テ渡レリ

一　慶長元和年間濃州給人附ニテ渡レル村々ノ内、石河伊賀、毛利源內、稻葉右近知行之内ニハ、山野年貢公儀ヘ納ル分有レ之、御國奉行舊記ニモ載レリ、今ハ笠松官邸ヘ納レ之、乃寛延二巳年笠松御郡代青木次郎九郎ヨリ公儀御勘定所ヘ書上ノ譯左ニ記ス

一　米百石　野年貢　尾張殿領　石田村　大須村

是ハ年々三分一直段ニ貳斗五升高ヲ以金納仕候、尤屋張殿御内毛利源內家來私役所ヘ持參仕相納申候

一　眞綿一貫百拾匁　山年貢　同領　東横山村　西横山村　乙原村

一　米壹斗　同　同領　岡村

一　米廿九石九斗五升　同　同領　和知村　牧野村　細目村　野上村　久田見村

右村々取立之節ハ、百姓直ニ私役所ヘ相納申候

右ハ當時私役所ヘ相納候他領小物成村々納方書面之通御座候、下略

巳七月　　青木次郎九郎

右ハ延享年石田大須野年貢新田開發ノトキ、百姓ヨリ検地ノコトヲ奉行所ヘ直訴有レ之ニヨリテ、御吟味ノミギリ如レ此笠松ヨリ書上有レ之由

但右野年貢場公儀ヨリ検地入、毛利源内御預所ニ被二仰付一トナリ

一　水車運上金、古義ニ古來水方ニテ井廻給分等ニ渡シ上納ナカリシガ、享保五子年頃ヨリ御國奉行官舎ヘ差出シ、御金場運上臨時納ニナレリ、初尾州水車ハ以奉行執事シ、濃州ハ所御代官又ハ郡奉行執事ス、今ハ所附支配ヘ付ナリ

一　桑、楮、漆木高ノ事、古義ニ正保三戌年濃州分高野山帳ノ内、桑、楮、漆、茶、高合三百六十石四升一合、此内

桑楮十五石三斗二升　　加茂郡一ケ村

桑楮十三石三斗一升八合　　可兒郡二ケ村

桑楮五十石二合　　各務郡三ケ村

桑五石三斗三升四合　　羽栗郡二ケ村

中島郡四ケ村
桑二石六斗八升四合

本巣郡二ケ村
桑楮十一石四斗四升一合

安八郡八ケ村
桑廿七石三斗六升三合

楮桑一石二斗三升一合

楮桑百三十三石七斗一合

楮桑十二石六斗一升六合

楮桑十三石二斗七升

漆桑楮廿三石一斗五合

楮桑四十九石六斗三升六合

合三百五十九石二升一合

外高一石二升内

小瀨　四斗
中福光　三斗
今泉　三斗二升
茶年貢高

是ハ渡鄕帳小物成之内ニ有レ之、茶年貢高ニシテ如レ斯

合三百六十石四升一合

一　桑、楮、漆木高ノコトハ、田高、畑高同前ニテ本高ナリ

一　桑ハ大概一束ニ付高二升ニ當ル、其内束數ニ二升ヅヽヲ乘ジテ少シ差ヘル村モアリ

一　米田村今村ニ天正十七年ノ檢地水帳ノ寫アリ、其内ニ桑、漆ノコト肩書ニ數多アレドモ、都合何程ト申コトハ不ニ相分ニトゾ

一　可兒郡中村慶長十四酉年檢地帳ニ、田畑ノ外ニ桑木合何ホド、楮合何ホドトアレバ、其後寬永元子年ノ地押ニ桑楮ノコト少シモ無レ之、貞享四卯年ノ地押帳ニモ桑楮ノコトハナシ、サレバ桑、楮、漆高ノコトハ先格ニ不レ抱、再檢ノトキ有無ニヨツテ增減有レ之事トミヘタリ

一　浮役濫觴ハ、古義ニ小物成ノ内金銀ニテ上納ノ分浮役ト唱ヘリ、元和元卯年濃州分小物成ノ内銀九十七匁八分八厘高外ニテ相渡、釜山鹽役、下麻、生紙、丹漆、茶代今以浮役ノ内ヘ上納ス、又元和五未年濃州分小物成ノ内銀四貫九百二十五匁四分六厘ト、小判二兩二分ト五萬石高ノ内ヘ入相渡、米ニシテ二百五十四石二斗七升三合、銀一匁ニ米五升ノ積、其外三百九十五石餘山野年貢ノ分一所ニシテ六百四十九石三斗一升八合ノ米、高ニシテ千二百九十八石六斗三升六合ト立ツ、其内長良六分一役三貫目ハ御役所ニテ御役取立ル故浮役ヘハ不レ入トナリ

一　七合物ノ由來、古義ニ承應二巳年松森村皆濟狀ニ、此外麥成分本麥口米七合物トモニ、來午ノ春公儀御直段ニ其方ヘ預置ト云々、サレバ此名目ハ古キコトナリ、追加

一　三千頃、百畝爲ニ一頃一、百步爲ニ一畝一、一步ハ俗ニ云一坪六尺四方ナリ、一畝ハ十間四方ナリ、百畝

ハ千間四方ナリ、卽是一頃ナリ、サレバ三千頃ハ三萬間ノ四方ナリ

一　今土普請ニ仕フ三日役ノ事ハ、寛文元丑年御觸狀中ニ如ㇾ左アリ

一　御領分在々所々ノ堤雨池井溝損候ハバ、其村々有人三日分ニテ破損所修理可ㇾ仕候、其村三日分ノ人足ニテ修理不㆓罷成㆒所ハ、御代官所ハ其代官、給所ハ其給人ヘ相斷可㆓申來㆒候、其村三日分ノ人足ニテ修理罷成所ヲ訴訟申上候者可ㇾ爲㆓曲事㆒付、新規ニ堤雨池井溝訴訟目安上候儀御停止、但新規ニ不ㇾ仕候テ不ㇾ叶儀候ハヾ、御代官所ハ其代官、給所ハ其給人ヨリ可ㇾ被㆓申上㆒事

一　此三日役ノ基本ヲ按ズルニ、「前漢賈山至言曰、昔者、周蓋千八百國、以㆓九州之民㆒、養㆓千八百國之君㆒、用㆓民之力㆒不ㇾ過㆓歲三日㆒、什一而籍」トミヘタリ、サレバ舊キ御觸狀ハ國初堀正意法眼ノ作ナルヨシ傳フレバ、定テ此等ノ故實ニ據タルカ

一　三日役元祿八亥年加入ノ由來ハ、古義ニ尾州濃州ノ村々ニ先年ヨリ三日役ノコトハ、鍵ヲ釣セルホドノ家ヨリ三日役始來リ、四十年以前ニ家數改ル由、（四十年以前ハ慶安年中ナリ）只今ニテハ戶口モマスベキヤウニ心ヅケリ、是ニ於テ去戌ノ春ヨリ尾州郡奉行ヘ命ジテ戶口ヲ改ムベケレドモ、彼是御用多端ナレバトテ、其通リニナリキケルガ去年ハ村々ニテ大法六割ホドニ三日役ノ人夫ヲツカフベキトノ條申達シケレバ、重疊ノコト也、家一戶ニテ一年三日ヅヽツカヒステルコトハ、輕キ事ニ思召スダン御年寄衆被ㇾ仰トゾ

前漢貢禹傳曰、什一而稅亡ニ賦斂繇之役ハ使レ民歲不レ過ニ三日ハ千里之內自給、千里之外、各置ニ貢職ニ而已

一 郡奉行三宅善八、佐田源助三日役ノコヲ吟味セシガ、尾州分ハ高四石ヨリ、濃州ハ高一石ヨリ、家持高持百姓三日役出シケレバ、總概六割餘ノ增ナラント申達、御國奉行一段ノコトナルマヽ、其通可ニ申付ニト亥三月廿日申渡サルトナリ

一 元祿十六未三月改尾州分合十二萬四千六百二十一人ナリ

一 酒株ハ古義ニ寬文五巳年始テ造酒米員數改リ、延寶九酉年酒造米改正有レ之、元祿十丑年ヨリ酒運上銀被ニ仰付ハ寶永六丑年ニ至リ酒運上御免之旨三月十八日公儀觸アリ

一 知多郡浮役濱方小物成如レ左

一 粕釜役米三斗一升一合　名和村

是ハ鹽釜ヲ塗ル土ハ、蠣ノ殼ヲ白燒ニシテ、其灰ヲ鹽釜ニヌルコトナリ、其燒釜ノ役米也（）張州府志土產條曰、蠣灰出ニ名和村ハ里民聚ニ蠣殼ニ燒、灰爲ニ白粉ハ土人以塗ニ鹽竈ニ

一 御菜役米一石八斗六升三合　橫須賀村

一 浦藻役米四斗六升六合　岡田村

是ハ昔其村地頭朝夕ノ菜ヲ役ニ出セシガ、其菜代ヲ米ニ直役米トナル、イツノ比カ不レ知トナリ

是ハ田畑養ヒノ爲ニ浦藻ヲ采レル役米ナリ

一 同米二斗一升五合　松原村

一 同米二石七升　森　村

一 同米三斗六升二合　鍛冶屋村

一 同米三斗一升五合　羽根村

一 同米三斗八合　北粕谷村

一 名(ナ)鄉越(ゴウコシ)役米不同　寺本村　古見村

是ハ勢州ヘ牛ヲ賣ツカハストキ、伊勢名鄉村ヘ舟ニテ越スニ其乘賃ヲ取、牛一疋ニ付錢十文ツヽ、役ヲ取上ル、其度々御山廻ヘ付トヾケ記置、年暮ニ至リ何匹ト手形ヲ出シ、其役錢ヲ米ニ直シ浮役ヘ入ルトナリ

一 湊警固役米八石　大野村

是ハ昔時村ヨリ湊ヘ役ニテ番人ヲ出セシガ、願ニヨツテ米ヲ出シ、地頭ヨリ番人ヲ附ル由、其後番人ハナクナレドモ役米ハイダシ來ルトナリ

一 蛸上釣役米不同　同　村

是ハ多屋大野兩村蛸ヲ釣年貢ナリ、一日釣ル蛸ヲ入札ニシテ直段ヲタテ、御直段ニテ米ニ直シ浮役鄉

帳ヘ入、口米ハナシ

一　同米不同　　多屋村

一　御菜節句役米七斗七升六合　　常滑村

是ハ節句役七夕役モ、五節句ノ肴七夕ノ祭リ物ヲ地頭ヘ差上シガ、後ニハ米ニ直シ役米ヲ納メ来タルトナリ

一　瓶釜五立半役米三斗八合　　常滑村

是ハ瓶竈一立ニ付米一斗五升五合、鹽硝壺一立ニ付米四升、是ハ廻リ口ヲ御山廻リノ者竈ヲ改メ手形ヲ取、奥書シテ出スト也

一　鯖釣上役米不同　　同　村

一　鯔瀬役米五斗　　上野間村

是ハカマスヲトル役ナリ

一　室役米三斗一升一合　　椛並村　鵜戸下

是ハ麹ヲツクル室ノ役也、昔ヨリ定納シキタリシ故、今室ナキ村モ引付ニナリ、上納シキタレルト也

一　舟役御菜七夕室役米五石八斗二升二合　　一色村

一　室役米九升六合　　細目村
一　室役船役米一石三斗五升一合　　小野浦村
一　舟役節句役米四石七斗六升二合　　西端村
一　室役米三斗　　名切村
一　知多郡浮役山方小物成如レ左
一　萱山年貢米合六十六石二斗一升六合
一　山方年貢米合五百八十九石三斗二升四合
是ハ御林奉行支配知多郡山方浮役御年貢米、幷上リ新田松山定納米鄕帳ニ入ル
一　前濱鹽年貢ノ由來ハ、愛知郡ノ內南野、荒井、牛毛、戶部、山崎、笠寺、本地ヲ星崎七ヶ村ト云、昔此七ヶ村ニ鹽濱百町ヲヨヒモアリテ夥シク潮ヲ燒出セリ、サレバ戶部村ヨリ櫻村、新屋敷村、山崎村、中根村、井戶田村、石佛村、古井村ヲ經歷シテ、北ヘ通ズル道ヲ鹽ツケ街道ト云節、是右鹽ヲ馬ニ駄シテ北國ヘ運送スル街道ノ由イヒ傳ヘリ、星崎ノ鹽ハ本州前濱鹽ト稱シ、白鹽ニシテ名產ナリ、星霜ヲ經ルニ從ヒ、漸々新田ヲ開墾シ、潮ヤキノ產業薄クナレリ、惜ムベシ、因テ鹽濱租稅慶長年ノ由來豫メ左ニ記ス
一　鹽濱高千三百五十石　　星崎村

此米六百五十石

是ハ慶長十三申年御繩高取帳ニ有レ之

一　鹽濱九十六町四反一畝十五歩

是ハ慶長十三申年田畑六段帳備前檢地帳ナリ

愛知郡ノ内南野、荒井、牛毛、戸部、山崎、笠寺、星崎七ヶ村ノ鹽濱町歩如レ此

一　寛文十一亥年高調ノ時ハ、星崎鹽濱高千三百五十石ハ村落無レ之定納銀場ニテ、爾ト高ト云譯ミヘザル故、高都合ノ内引ヨシ、古記ニアリ

寶永年ノ比山方手代覺書ノ面

一　鹽濱八十九町三段五畝六歩　　星崎七ヶ村

此高千三百五十石

此銀十七貫七百三十三匁三分六厘

内五貫百四十九匁九厘　元祿八亥ヨリ新田井見取所ニ成引ル

殘十二貫五百八十四匁二分七厘

内一貫六十三匁八分六厘　寶永元申年ヨリ見取所ニナリ引ル

殘十一貫五百二十匁四分一厘

外ニ出目四十六匁九厘　　當時上納ノ分
合十一貫五百六十六匁五分
一　人足二千人　　覺書ニ寛永年中ニ人足増ヨシ
內六百四十四人八分　　元祿八亥年ヨリ減
殘千三百五十五人二分
內百六十四人七分　　寶永年中ニ減
殘千百九十人五分
是ハ星崎村々鹽濱定役銀ト唱ヘ郡方役所ヘ納ム、此內戸部白五十一匁五分、笠寺二百九匁三分二厘、本地三百二十八匁三分、南野四百七匁七分、牛毛荒井九十三匁六分
合銀一貫百九十匁四分二厘
一　鹽二十石　　覺書ニ夫銀代ニ古來ヨリ上納ノ由有レ之
內五石八斗七升九合　　元祿八亥年ヨリ減
殘十四石一斗二升一合
內一石四斗三升八合　　寶永年中ヨリ減
殘十二石六斗八升三合　　當時上納ノ分

一　鹽濱六十八町三段八畝二歩

此上納銀十一貫五百二十匁四分一厘

鹽定納四十二石六斗八升三合　本地村彌次右衛門分トモニ入

右惣町數、元山方野方役所、星崎五ヶ村鹽濱段數帳ト、元御國方役所古義ト符合セシ故ニ、惣町數ヲコヽニ記シ、內譯ハ五ヶ村ノヶ條ニ抄書シテコヽニ略ス、然ルニ此五ヶ村ノ內鹽濱漸々町數減ジ、南野牛毛、荒井村ハ享和二戌年ヨリ不レ殘御高成ニナリ、今如レ左

大代官地帳面

一　鹽濱十二町四畝二十三歩　戸部村笠寺村本地村

鹽三十一石五斗六升

浮役銀一貫六百七十三匁三厘

堤銀二百六十九匁八分

一　又知多郡東浦、成岩、長尾、乙川、藤江四ヶ村鹽濱上納鹽アリ、此內乙川藤江二村正德二辰年ヨリ一旦米納ニナリシガ、寶永四亥年大地震ニテ、外村々モ鹽トレザルニヨリ、定納引相立年々不同ニナリ、上納鹽少クナルニ因テ、其二ヶ村モ上濱ノ分又鹽納ニナレリ、上納ノ譯如レ左

○一　成岩村鹽濱九町四反三畝二十五歩

鹽納百二十六石八斗六升七合

○一 長尾村鹽濱二町二反八畝步

鹽納二十五石七斗六升四合

一 乙川村鹽濱一町九反五畝步

鹽納二十七石五斗

○一 藤江村鹽濱一町二反十二步

鹽納十石

一 又知多郡東浦村ノ內鹽濱米上納分如レ左

一 村木村鹽濱五町五反六畝十四步

上納米六石五斗九升六合

一 村木村見取濱五反二畝二十六步

上納米八升

一 緒川村鹽濱一町四反二畝二十八步

上納米一石七斗一升七合

一 緒川村見取濱六反八畝十步

上納米一斗四升八合
○一　石濱村鹽濱二町四反六畝二步
上納米二石七斗八合
○一　生路村鹽濱二町一反九畝步
上納米一石三斗四升四合
○一　藤江村鹽濱三町八反九畝七步
上納米四石五斗三升五合
一　有脇村鹽濱四町六反二畝二十七步
上納米六石五斗六升三合
一　乙川村鹽濱二十二町二反二十步
上納米六十一石七斗
右ハ古來鹽濱上納ノ譯如レ右、其內○印ノ分ハ於レ今鄉帳面變易ナシ、其餘ノ分ハ鹽濱ヲ田畝ニ開墾シ、
又ハ新濱ヲモ築キ、當今鹽濱幷上納ノ譯如レ左
一　緒川村鹽濱
上納米一斗六升八合

一 享和元酉年改 生路村鹽濱二町三反五畝二十六歩
上納米四斗七升二合
一 寛政十二申年改 藤江村鹽濱一町二反九畝十三歩
上納米一石五斗一升五合
一 有脇村中鹽濱一町五反二畝二十五歩
上納米一石六斗八升三合
一 乙川村鹽濱畑役十五町三反七畝二十五歩
上納米四十三石八斗八升六合

山方覺書ニ、鹽竈畑役ハ乙川村バカリ、鄕帳ニ出シハ燒役バカリニテハナシ、鹽濱幷畑役共ニ打込テ定納米出ル也、內海ナドモ先年ハ畑役何ホド、鹽濱定納何ホド、ワケアリシガ、松原彌一右衞門山奉行ノ時、濱年貢ト畑役一所ニ致セシ由、畑役ハ鹽屋一ツニ鹽三斗五升ナリシガ、只今ハ其譯不レ知ト也

一 古義ニ慶長十三申年御繩高取帳ノ內、濱年貢鹽ニテ上納ノ由有レ之村々小倉、榎戸、多屋、松原、北粕谷、南粕谷、大草、西ノ口、吹越、富貴、大高、東畑、馬場、利屋、瀨木、岡部、大足、布土、半田、北方、成岩、長尾、但シ成岩ヨリ鹽百六十一石餘納、長尾ヨリハ鹽十三石餘ヲサム、其外ハ少シヅヽ納ム、サレバ此村々鹽濱アリシガ、漸々新田或ハ禿濱ニナレルガ、其內成岩長尾ハ當時ニテモ鹽

濱多クアリ、然レドモ是以古來トハ變易アルベシトアリ○又御繩高取帳ノ內鹽竈役米ニテ上納ノ由有レ之、村々ハ北粕谷、大草、久米、瀨木此村々鹽濱有レ之、鹽濱年貢米ヲ相納ルトミヘタリ、其內北粕谷、大草、瀨木ハ前件鹽上納モアレバ、猶以テ鹽濱有レ之ガ、北條ハ鹽上納ノコト不レ見、然レドモ其比ハ鹽濱有レ之也

一 又山方覺書ニヨレバ、古來鹽納ノ村々如レ左

一 鹽四十九石三斗六升五合　星崎七ヶ村

内三十石ハ新濱巳年ヨリ納

一 同九石八斗九升四合　馬場村

一 同十一石三斗八升八合　北脇村

一 同二十八石二斗八升三合　岡部村

一 同二十九石二斗九升一合　久　村

一 同二十九石一斗八升三合　吹越村

一 同十七石四斗九升八合　中ノ鄉村

一 同八石二斗五升三合　東端村

一 同四石一斗九升四合　北方村

一　同九石一斗三升八合　布土村
一　同三石六升　富貴村
一　同八石六斗七升五合　大足村
一　同二斗四升　東大高村
一　同四十七石一斗六合　長尾村
一　同二百三十三石三升三合　成岩村
鹽合四百八十四石七斗五合
一　銀十七貫四百四十一匁三分三厘　星崎七ケ村濱浮役銀
内六十九匁四分四厘　出目銀百匁ニ付四分ヅヽ
右鹽納幷浮役定納銀浮役鄉帳ノ末ニ載
一　知多郡東浦濱方浮役小物成如レ左
一　浦藻役米二斗七合　大井村
一　粕釜役米一斗六升七合　西大高村
一　浦藻役米一石二斗四升　須佐村 中須村
一　粕釜鹽屋川役米四石六斗七升五合　成岩村

一　網役舟役米一石八斗二升三合　　半田村
一　同役米十石四斗二升　　鶴崎村
斂法略談、是ハ御代官手代丹羽又右衛門著述ナリ、斯又農政ノ功者吏事ニ清廉ナルガ故ニ、天明三年御國方吟味役ニ擧ラル、年功ヲ不レ積シテ物故ス、此書或人秘藏スルヲ乞テコヽニ抄寫スルコト如レ左

略談序

其職ニ居其祿ヲ食、其事ニ逹セザルコレヲ尸位素餐ト云、士ノ耻ル所ナリ本邦稅斂ノ法ハ、古人力ヲ用ル所ニシテ中ヲ得タル者ナリ、司農ノコトニ當ルノ吏ハ、切問シテ其法ヲ明ラメ、民情ヲ知農事ニ逹シ、年ノ豐凶ヲ辨ヘ、斂法ヲ平ニスル、コレヲ良吏ト云、工其器ヲ利シ其事ヲヨクスト云ベシ、固ヨリ國政ノ大事、治亂ノ機コレニヨルコトナレバ、豈コレヲ忽ニスベケンヤ、然レドモ稅斂ノ數ハ官府ノ秘スル所、妄ナルニ論說スベキニ非ズ、同僚コレヲ勸ル者アリ、故ニ不慧ノ言ヲ記シテ其討論ヲ求ム、君子一言以テ知トシ不知トス、不知ヲ知ルハ知ヲ廣ムルノ道ナリ、何ゾコレヲ耻ベケンヤ、然レドモ他人ノ前ニ論ズルコトヲ欲セザル所ナリ、安永癸巳春正月五日、南莊題

一　凡水田秈粳ノ穀米ヲ巡リ見テ、斂法ヲ計リ定ルヲ毛見ト云、檢見ト云、毛ハ草也、檢ハ巡察也、一步穀米ノ熟數ヲ籌書スルヲ合毛付ト云、田ヲ巡リ見テ上中下ノ熟位ヲ分ニワカツヲ十分ト云、先上下ノ位

ヲ定メ、後中ノ位ヲ計リ簿書スルヲヨシトス、如レ此セザレバ見ル所定規ナシ、又其田溝渠（井水）池沼（甫池）溉水ノ便ト不便ト、土ノ肥瘠ヲヨク察シ、豐年當年ノ熟數ヲハカリ知テ、今年ノ熟數ニ勝劣若干位ト云コトヲ知ベシ、又上中下ノ田穀米ノ熟位ヲ十八六ト三等ノ數ヲ定メテ、幾分引ノ一升幾分引ノ八合ト簿記スル傳アリ、又右ノ定數ヲ用ヒズシテ見ル所ノ數ヲ其マヽニ簿記シテ、水旱等ノ災ニヨリテ不毛ノ所カ、又算ニモカヽラヌホドノ立毛バカリノ分ヲハカリテ引トスルモ有、始メノ法ハ如何ノ故ニテ引トスルコト後ニ知リガタシ、後ノ法ヲヨシトス、經界山川樹木民屋等ノ目ジルシモ細カニ簿書セザレバ、後ニ其由何所ニアリト云コト忘ルヽコトアリ、村民ノ愁訴ニ泥ムベカラズ、マタ愁訴甚シケレバ詐レマジト思フ心アリテ、トモニ甚ダ熟位ヲアヤマルコトアリ、心ヲ平カニシテ彼此ノ惑ナカランコトヲ欲ス

一　檢見スル始メ其田ノ四方ノ界ヲ目ジルシシテ巡行スル內、其目ジルシヲ休ニセザレバ十分（トワケ）ナリガタシ

一　一田面ノ所々ニワカレタルハ一所ヅヽノ段畝ヲ問正シテ通計スベシ

一　古法ニ通計ノ一歩穀米ノ熟數三合以下ナレバ免ジテ不レ取、一歩三合ナレバ一反ノ米四斗五升也、大法一人五段耕シ、一家五口トスルトセバ一人一反ニ當ル、四斗五升ニテハ中々一人ノ食ニ足ラズ、且耘耕ノ力役ノ費ニ給スルナリ、此法ヲ以テ考ルニ、四合ノ穀米ハ四分米二斗四升ナリ、七合五勺ノ四

分米四斗五升ナリ、三合ノ穀米ニアタル、カヽルコトナド思ヒ計ラズシテ免相ヲ算シ出セバ、民食足ラズシテ飢餓ス、故ニ古法ニ常年トイヘドモ、先ヅ段畝ヲ二分ヲ引テ殘ル數ノ六分ヲ稅數トスルコト、良ニ故アルコト也、酷虐非道ノ聚斂ヲ勤ルトキハ、民窮困離散スルニ至リテ、却テ上ヲ利スルコトヲ害ス、古ヨリ稅法ノ輕キハ善政ナリトイヘドモ、甚ダ輕ケレバ民怠惰シテ耘耕ヲ勤メズ、逸遊ノ民トナル、又一歩ノ穀米一升ナルトキハ、一反ノ四分米六斗也、是ニテ一人一年ノ食ハ固ヨリ足ラネドモ、民ハ糟糠ニ厭ズ、菜食シテ美食ヲ求メザレバ、イカヤウニ食足者ト知ベシ、故ニ勤レバ食ヲ得、勤メザレバ飢、逸遊ヲ禁ジテ耘耕ヲ勵スベシ、是即勸農ノ道也

一　畠ハ麥ニテ五分、夏作ニテ三分五厘、秋作ニテ一分五厘ヲ米數トス、此分合テ畠ノ十分米ナリ、麥稗大豆ヲ以テ畠ノ稅位ヲ定ムルコトハ、四時數品ノ内一時一品ヲ取テ、餘ハ民食ニ給スルナリト云傳ヘリ、今按ルニ、三品ヲ以テ稅位ヲ定ムトイヘドモ、其實ハ麥一品ナリ、麥一反ノ熟數ヲ計リテ考ヘ知ベシ、畠ノ稅法ヲ算ルハ四時ノ稼ヲ以テ十分トス、麥ハ二時ニ生熟ス、故ニ五分作トス、大豆木綿芋等ノ如キ、麥ノ後一作ナル故ニ跡五分作トス、粟稗稷ノ類ハ跡ニ蕎麥大根菜ヲ植ルヲ以二分五厘作トス、跡作ト合シテ五分作也、其餘ノ品モ準知スベシ、タトヘバ、今年麥二分ヲ損スルトキハ、麥ハ總作ナルユヘ、畠ノ總數十町アラバ五分作ユヘ、五町トシテ一町ヲ引也、粟稗稷ノ類二分ヲ損スルトキハ、其畠十町ナラバ二分五厘作ユヘ、二町五反トシテ五反ヲ引也、是ヲ推シテ畠畝引ノ法ヲ知ベシ

一　租稅ノ法ニ一分米ヲ加ルコトハ、古ヘ民ヨリ貢スル物アリシガ、萬治己亥ノ年是ヲ止メテ、一分米ヲ献ゼシムルト云傳ヘリ

一　麥成ヲ收ルコトハ古ヘ租稅未納ノ數ヲ翌年麥ヲ以テ收シヨリ始マレリト云傳ヘリ、又或曰、麥ヲ收ルハ古ヘ民ヨリ請テ穀麥ヲ收メテ、其數ノ半ヲ米數トスルユヘ民ニ益アリ、故ニ畠ノ反畝ト麥成ノ數ト適セズ、年ヲ經ルニ隨ヒ精麥ノ價ヲ收ルコトニナレリ、又新麥トテ秋精麥ヲ收ム（上搗麥ト云）是ハ醬ノ用ニ收ムト傳ヘリ、上搗麥ト名ヲ異ニスレバ、麥成ハ穀麥ナルコト知ベシ

一　免相ハ、我云免間也、民ニ免ズル間ヲ取ト云コトナリトゾ

一　山高、野高、桑漆高ハ、免相五ツ取ノ米ヲ稅數ニ加入スル定法ナリ

一　鄕村ノ爲ニ溝渠ヲヒラキ、池沼ヲ鑿、堤ヲ築キテ田ヲ損スルトキハ、其田ニ實ルホドノ米ヲ其村ヨリ取、井領米ト云、年々定數ノモノアリ、年ニヨリテ不同ナルモアリ、又上ヨリ賜フモアリ、旱水ノ災アリトモ、稅ヲ緩フスルコトナカレ

一　民ノ宅地ハ上畠ニ准ズルナリ、不稅ノ年ノ外畝引スルコトナカレ

一　老吏ノ說ニ、先定免カ近世ノ內其村ノ上免ヲ以田米畠米ヲ得、田一歩ノ穀米ト、畠一反ノ米數ヲ算シ得テ豐年ノ稅位トス、今年ノ熟位ニ比合ノ稅位ヲ定ムベシト云リ、此法村民ノ分賦スル術ニモ適シテ甚力アリ、法ヲ得タリト覺ユ

一　水旱等ノ災アリテ田不毛カ、粟三合ニ滿ザレバ田ハ免ジテ不レ取、サレドモ畠反畝七分アルトキハ畠ノ税ヲ取、畠五分アルトキハ畠ノ税半ヲ取、三分以下ナルトキハ畠ノ税トモニ免ジテ不レ取、麥成ノ定數アルトキハ、麥成ノ米ヲ以税數ヲ定、麥成免ト云

一　田稼平均シテ一歩ノ穀米三合ニ不レ滿トイヘドモ、タトヘバ西畔ハ不レ熟、東畔ハ熟スルトキハ、西畔ハ免ジ、東畔ハ取也、サレバ村法アリテ平均ニ税ヲ出セバ、税ヲ取コトナリガタシ、故ニ畝引ノ簿ヲ授ケ、税法ハ不レ免ヲヨシトス

一　古ハ民ノ食ヲ計ルコトヲ重ンズ、周禮ニミヘタリ、今民食ヲ論ズルニ、田ト畠ト相半スルハ、田ヲ以税ヲ出シ、畠ヲ以食ヲ得甚便也、田多キハ食ニ不便也、畠多キハ税ヲ勤スルニ不便ナリ

一　吾嘗テ老民ニ聞、稻ハ地水絶ザレバ雨フルヲ好マズ、實ル始メ雨フレバ米ノ性ヲ損ジ實少シ、夏ノ雷雨ハ土熱深ク透リ、塊摧ケ土ヨク腐リテ甚ヨシト云、又地水アレドモ時雨ヲ求ル地モアリ、一概ニ論ジガタシ

一　田畠上中下ノ位古ノ定法今モ變ゼザル村アリ、又古ト一向變化セシ村モアリ、下田ハ斗代輕ク税モ難キユヘニ、富民金ヲ吝ズシテコレヲ有、糞ノ費ヲ不レ厭、故ニ下田却テ上田トナレリ、上田ハ□反ス、此ヲ以貧民ハ愈貧ク、富民ハ愈富メリ

一　村ニヨリ禁ヲ侵シテ、拔高トテ田畠ノ高ヲ減ジテ高金ヲ取テ人ニ予ヘ、自ラ地モナキ高ノミヲ有

ス、固ヨリ貧民ノ所爲ナレバ、當時ノ金ヲ貪リ、後ノ因ヲ不レ顧、年々其空高ノ稅ヲ出スニ至テ、愈困ミニタヘズシテコレヲ棄テ出奔ル、其高ノ稅村カヽリト成テ村民甚困窮スルニ至、故ニ古ヨリ嚴令アリテコレヲ禁ズトイヘドモ、民コレニ利アルコトユヘ密ニコレヲ行フ、如レ此成來レル村ハ、年モ經人モ變化セシコトナレバ、今更ニ改ムベキ術モナシ、又地概地押ヲ行フ村アリ、十年ホドノ間ニハ經界ヲ正シ反畝ヲ檢スルナリ、コレヲ行フ村ハ拔高拔地ノ害ナシ、ヨキ術ト云ベシ

一　免相ノ强弱ハ村々不レ齊モノ也、强ナルハタトヘバ其村ニ土產ノ物アルカ、他ノ產業アルノ如キハ、古ノ人コレヲ計リ稅ニ加ヘテ免相ノ强タナレルナリ、古ヲ以テ云ハヾ、貢物アルベキヲ秋稅ニ交ヘタルナリ、其弱ナルハタトヘバ止コトナキ爭論訴訟ノ費アリテ衰ヘタルカ、或ハ民離散シテ其田廢レ村民ノ煩トナリ、一統ニ民衰ヘ、猶又ツヾキテ散田出來ナントスルガ如キ、村民衰レバ上ノ利ヲ失フガユヘニ、免相ヲ緩フシテ民ヲ救ヒ、本ニ復センコトヲ欲シテ也、如レ此ノ類委ク考、卒爾ノ斂法ヲ出スベカラズ、又免相ハ弱ナレドモ村ノ衰ルアリ、是ハ民奢侈逸遊ニナラヒ耘耕ヲ怠リ、或ハ博徒多ク民俗正シカラザルユヘ也ト知ベシ、カヤウノ村ハ嚴ニコレヲ戒メ農ヲ勸メ、廉耻ノ心アリテ正道ニ趣カシメ、漸々ニ免相ヲ强フスル心得アルベシ、急ニコレヲ正サントスレバ、民情ニサカヒテ民服セズ、虐政ナリト心得村亂ルヽコトアルベシ、又故ナクシテ免相强キ村ノ困窮セザルハナシ、コレハ民食ノ足ルホドニ免相ヲ緩フスベシ、他ノ誹謗ヲ憚リテ非道ノ聚斂ヲ勤ルコトナカレ

一　小檢見ノ法ハタトヘバ畦名上中下田□テ、反畝田主誰ト記シタル紙札ヲ田毎ニ建置セ、檢見スル小吏田毎ニ巡見シテ其紙札ニ合、毛附ヲシテコレヲ一ツニ集メ、通計シテ畝引ヲ定ムルナリ、マヅ十、八、六ノ定法ヲモテ、上田ニテ八合アレバ一升ノ二分引ナリ、中田ニテ六合アレバ八合ノ二分五厘引ナリ、下田ニテ四合アレバ六合ノ三分三厘引ナリ、此引分ヲ其田毎ノ反畝ニ乘ジ、通計シテ一村ノ畝引數トス、委シキ法ナルトモ十、八、六ノ位、今ノ稅位ニ適セザレバ、引畝過不及アリテ行ヒガタシ、故ニ今小檢見ヲ行ハンニハ、前ニ云ル定免カ、近世ノ上免ヲ上中下田ノ高ニ各コレヲ乘ジ、各一歩ノ穀米數ヲ算シ得テ、十、八、六ニカヘテコレヲ定法トスルトキハ、引畝過スベキナリ

一　免相ト穀米ノ位ト不ㇾ適ハ、前ニ云ル如ク故アルコトアリテ、妄リニコレヲ正シガタシ、故ニ免相ハ其村ノ稅位ナリ、穀米ノ位ニ比合シテ其年ノ歛法ヲ計ルナリ、其年ノ豐凶ノ位ヲヨク辨ヘ、前ニ云ル田高、畠高、定免ノ穀米ト、一反米ヲ豐年ノ大體トシテ、今年ノ歛法ヲ計ルトキハ、惑ナクシテ平ヲ得ニ庶幾カランカ

一　前云四合ヨリ七合ホドマデノ一歩穀米數、料簡ナク歛法ヲハカリ出セバ、一人ノ良四斗五升ニモ足ズシテ民飢、今大法一反四斗五升ヲ餘ス算術ヲ述、一歩ノ穀四合ナレバ反畝六分今法六歩ヲ引、五合ナレバ三厘三毫ヲ引、六合ナレバ一分六厘六毫ヲ引、七合ナレバ四厘八毫ヲ引、如ㇾ此シテ一反四斗四升ノ數餘ルナリ、然レドモ至テ迫レル術ナレバ、此法ヲ此ニ行ヒガタシ、三合以下ノ穀米ハ免ジテ不ㇾ取ノ

法ニ適スル術ヲ示スノミナリ、毛見スルノ吏其村ノ税位成衰等詳ニ考ヘ、歛法ハワリ出スベキコトナリ

一　畠ノ税位麥成ノコト前ニ云如ク云傳ヘリ、今竊ニ按ズルニ、古ヘ質朴ノ時水田ハ米ヲ收メ、畠ハ麥稗大豆ヲ直ニ收メシヲ、後世便ニ趁ルヨリ代米ヲハカリ收シメ、麥ハ古ノ數ヲ定率トシテ、價ヲモテ收メシムルコトナルベシ、コレ上ニ利アレバナリ、然レドモ傳說ナシ、識者ヲ待ノミ

一　稗ハ五穀九穀ノ品ニ非ズ、麥稗ハ兵食ニ給スベシ、大豆ハ軍馬ヲ養フベシ、故此三品ヲ畠ノ稅トスト云說アリ、定カナラズ

一　古ハ十分米ヲ以テ高トス、元高ナル者是也、正保ノ年免相四ツ桀ノ法行レシニヨリテ高ノ數增タリ、コレヲ今高ト云、今ニ至リテハ總テ免相ノ位劣レリトイヘドモ、中古ハ四ツ取ノ免相ハ一統ナリト知ベシ

一　畠ノ稅位（今云畠方積）强弱十等餘アリ、寬保癸亥少ク古ノ數ヲ增タリ、古ハ年ニヨリテ毛見ノ吏相當ノ稅位ヲ計リ用ヒシコトナリ、中古以來某村ハ某ノ稅位ト云コトヲ定メタリ、相當セザル者多シ、詳ニ考フベキナリ

一　本朝ノ古書ヲ者ニタトヘバ、何某ハ田幾百町ヲ有テリナド書テ高ヲ云ズ、サレバ古ハ町段ノミ有テ高ハナカリシニ、中古便ニ趁ルヨリ高ヲ定メシナルベシ、又中古ノ免定ヲ□ルニ、高免相田畠ノ□

反分米ヲ記セリ、萬事高ニヨリテアツカヘバ、町段ヲ云及バズシテ至テ便ナルニ似タレドモ、前ニ云ル抜高又ハ田畠ニ高數ヲ增テ人ニ責ノ害アリテ、百姓ノ利害各別ナリ、サレバ高免相ハ空名ニテ、町反反畝ヲ主トシテアツカハヾ、今マデノ抜高モ自ラ虛クナリテ、以來高ニヨルノ奸惡ハ止ベシ、如レ此トキハ正ヲ得ル庶幾カランカ

一　古義雨池水坪田方十町、此平坪三萬、但二寸引ニシテ五日包積ルニ、一日分水坪二百水坪合千坪也、如レ此ノ大法ヲ以テ新池積リ可レ考由、此コト地官ノ覺書ニアリ、甚大法也

稅賦參定指南　終

地方根元記

木村荊雲著

地方根元記 全

木村荊雲 著

夫貢を納る濫觴は、唐において堯の御代井田 井田といふは、其村々の田地を九ツに分、其壹分を貢と極、四角の中へ井の字を書ば九ツに成故、井田と號 發り、秦の始皇帝の御代五公五民 五公五民といふは、惣作出来米を十分と見て貳ツに割、五ツは公納、五ツは百姓作徳と極るを云、又唐にては高といふは、郡州縣にて地面の分高と極る、本朝にても中古是を極め、高に積たる事も有、併國州郡縣と分、地面の廣狭は定らず、國の名とす 本朝にては人皇第一神武天皇の御宇收 田畑の貢にて、百姓の心任せ米籾其外大豆等を納たり 調 布を織ば布を納め、酒を造れば酒を納め、鷹を撫ば鷹を百姓の心任せ納めたり 發り、籾を以通用す、國を八荒 五畿七道の八荒は、五畿内東海道外六道なり、國は八ツに分たり に分、國府 壹道に壹人宛國府を置、是今の公家なり、壹國の收調十分一を領し、政を行ひ給ふ 鎭守府 鎭守府は今の武士也、國府に随ひ武の事を主る、武といふは戈止と書て悪黨を掃る役也 を置、夫より十六代、應神天皇の御宇文學發り、國府の官位 太政大臣、左大臣、右大臣是を三公といふ也、天下の政を聞給ふ、其外内大臣、左大辨、右大辨、大納言、中納言、少納言、大貳、少貳、大判事、少判事、兵部、民部、兵衞、衞門、其外の諸官名、皆役を名と極めたり 極り、天下一統の成敗と成、國を二十餘州に分る 御代々にて國は少し宛分り、垂仁天皇の御宇六十餘州極る 收調は先例に異事なし、鎭守府は佃 鎭守府の耕作する田畑を佃と號たり、元来田は田畑の惣名にして、唐にては水田白田と書分、本朝にては田火田分畑と作り、唐の畠の中略はたに准じ、はひふへほの通韻を以けたと讀むなり を領し自ら耕作、武の事を主る、夫より代々傳り、國々にて叛逆人、其外山海両賊發り、武の薄ては國治らず、朱雀帝の御宇 此御宇以前は東海之悪黨發り、是を打亡す時は、鎭守府に命じ征夷將軍とし、西を打時は鎭西將軍とし、悪黨を責亡し亂しづまれば將軍の官も止也 六孫王經基公 清和天皇の後胤なり を大將軍に任じ、

北時より將軍は官と成、大將、中將、少將と分り、其國を責るは征夷大將軍、西國を責るは鎭西大將軍と號し、亂治れば征夷鎭西の號は止ども、大將、中將、少將の官は其人の官也 五畿内の收調百分一を下され、其外の鎭守府も勳功に隨ひ、中將少將の官を下され、大國小國の鎭守府將軍と成、其國の收調百分一下され、惡黨を治め給ふ 何國の守と名乘るは、此時より名乘る、何國の鎭守府と云義也 夫より代々傳り、鎭守府將軍平清盛皇位を奪ひ、安德天皇を位に昇せ、清盛は關白 關白は天子御幼君の時、此官有て天子に代りて政を行ふ也 太政大臣 三公の隨一也 と成、天下の政を己が心の儘に行ひ、收調を恣に取立、剩新規の調 山役野手、秣場林藪等の役米、并人家の役米を戸口役と號、戸口の數にて役米を取立る、百姓大勢戸口を壹ッにして住居し、壹軒の戸口役を納る故に爐を用ひ鍵を下げたるは鍵役、かなひを用ひたるは爐役、竈を用ひたるは竈役と、國々にて名目代り、手を盡し取立たり を申付、其外に無賃の人足を呼仕ふ 高懸りのはじまり也 夫より源賴朝公武將と成給ひしより、天下武家成敗と成、夫より北條家に至り、時賴公 五代目の武將也 の御代軍役甲乙なきために、初めて貫高發り、田壹歩を壹文と號、千歩を壹貫文と號、田六貫文 貫高は唐の井田に准じ、村の惣地面を四角の中へ、井の字を書たる理にて、九ッに分て其一分を以て貫高に極たる故、田壹歩を井の字壹文といふ義にて、百歩を百文と號千歩を壹貫文と號たる故貫高と號、又六貫文の地は、長九拾間横八拾間八九七千二百歩也、是六貫文に割增の貳割千貳百歩を加ふる故也、八九は是地の數なる故是を壹町と定、當時の高に積り高百石免三ツ六分物成に當る 軍役壹騎と極、貫高の作物は皆貫也 村惣田畑の内九分一の地面なる故、米籾糠藁等に至まで納たり、此例を以當村に糠藁を納る國々あり、外八分の地面作物百姓作德也 間竿は五尺 大尺なる故、小尺に積れば六尺也 天下の御圖帳極る、調は先例也、金 砂金棒金 鐚 京都并下總國より鑄出し通用す、是を京鐚關東鐚といふ、數は千百拾壹ッと云、貫文の數には非ず 夫より足利家に至り、尊氏公は貫高 北條家の例なり なれども、臣下募強く國々土地惡敷、貫高の軍役は勤め難き旨にて、蒔高 種籾の蒔、石數を合高に積る、多分今の壹反に五六升蒔位、惣地面高也、甲州信州濃州伊賀其外所々有 投高 苗草の投高也、多分今の壹反五六拾投と極る、惣地面高にて奥州下總邊也、 摑高 稲草刈揚摑の數を合て高を極る、多分今の壹反八九拾摑位、越後出羽邊也 抔と國々領主の心任せ高を極 蒔高は何千石蒔と高を極め、投高何拾投と高を極め、摑高は何百刈と、皆惣地面を以高に極る也 軍役を不足に勤めたり、夫より織田信長公の御代永高 永は永樂通寶といふ錢なり、此錢を以高に極たる趣意は、此御代百濟國より日本を責取謀にて

南蠻國のばてれんいるまんといふ貳人の坊主渡來り、信長公へ虎の皮其外品々の財寶を捧げ、切支丹を弘め度旨願ければ、信長公是を免る、し弘めさせけるに、萬民を切支丹にすゝむるに品々の財寶を施し、或は縞棉木瓜南京瓜唐芋子の種類を廣し、作付を教萬民を勸めけるに、百姓中國西國にて夥敷切支丹に傾く、然るにばてれんいるまんへ、財寶を送る時唐の商船の者にて、泉州堺津へ漂着す、信長公是を見め給ひけるに、品々の唐錢を積來ける、是を鐚と取替ばてれんいるまんに撰せけるに、唐錢品々の中永樂錢斗よしと申に任せ、永壹ッを以鐚四ッの通用と極め、田壹歩より永壹ッ宛納べしと極、高を永高と號 と成、田壹歩を永壹文、田千歩を永壹貫文と號、永六拾貫軍役壹騎と極 永高に成る故に貫高に准じ、永高の數は貫文に極る、適用永鐚と貫文の數と成 皆永納也 永高四貫の高にて、皆永納也、米籾を納るは百付より一貫六永壹米貳石五斗、籾は五石代に納る、此例を以當時も私領湊萬石以下の分込高には永壹貫文は高貳石五斗に積り渡す、又細東相摸武藏上總下總邊には永取畑方有、此御代の仕來なり 通用は大判、小判、壹分判 大判壹枚に付小判七兩貳分、壹分判は四ッを壹兩と極る也 永錢 金壹兩に付永壹貫文、鐚に四貫文通用に極、村村高札に其譯記、立置 鐚の通用成、其外は先例に例なし、夫より太閤秀吉公の御代與高 檢の惜也 と成 此御代切支丹宗門御法度に成、京都四條河原にて害宗御付られ、永通用停止と成、其上高は軍役甲乙なきためより後たるなり、永高は田畑上中下の差別もなき故に、上田を持たる者下田を持たる者、同高にて同軍役を勤めて、甲乙のなきに非ず、故に反別を極め高に積たり、

田壹反は三百歩、大は貳百歩、半は百五拾歩、小は百歩より小數は歩 九拾歩迄を何拾何歩と云 割増は貳割 三百歩を壹反と極めたるは、田壹歩籾壹升半米に摺五合、是を壹人一日の夫食、貳合半宛貳度食と極る時は、三百歩に貳割増の六拾歩を加へ、三百六拾歩は壹人壹ヶ年の夫食成故壹段と極る、六拾歩を割増と極たるは、未の六十日の理也、又割増貳割は上田の割増にて、中田は三割増下田は五割増と、地面の劣たるは割増を多くして、田畑上中下を分けず、高に積る、反は段の略し、反と書たるなり と極め反別に積り、反高百反にて壹騎の軍役と極 當時の石高に積り高百五拾石に當り、上中下田の平均なれば、百貳拾石なれば前書に記皆上田並の反別なり 間竿は六尺 大尺にて五尺なるを、武家町家の尺を分るために小尺六尺と成、然るに太閤撿地間竿は六尺五寸竿成といふは誤なり、尤竿は壹丈三尺の貳間竿なる故に、六尺五寸なれ共、此貳間竿を中腰へ附跡先を上へ附、竿打たるは六尺五寸は前後の法りと成、地面は壹丈貳尺と成是六尺竿也、檢地帳の奥書にも、有之通以て尺壹分間竿撿地相極る也と記有、上の六尺竿實說也、結末に委しく記す 天下の水帳極る 田は水の影なくては成難き故に、水帳と號るといへども、畑は火の影なくては成難き故に、火田を作畑と書、然れば是誤りにて、北條御代の御圖帳を書誤ると見し 御取箇は五公五民色取 撿見毛見の二手にて、村方より當作立毛内見合附帳とて、番付字反別合附持主名前を一厘限に記したる帳面を一手へ壹冊宛、二手にて貳冊差出、田一枚毎に合付帳通りの建札致させ置初發は毛見手先の見分也、百姓に田の建札を讀せ見分役は合付を持建札と引合、一村の田毎に坪見分、壹坪刈を極め三ッ坪刈、其坪刈を春法升組様合の上坪刈帳に記、其坪刈樣合を以其村御取箇を組、仕上撿見手先へ差出は、猶撿見手先の見分也、見分仕方毛見手先同斷にて、坪刈春法升組様合を極、二手刈坪刈樣合を見合、村柄の[illegible]を考へ御取箇を極る、坪刈定法は四間[illegible]尺、[illegible]

田小き田糯米、并粳にても同合付の中も、上下の出來を組合に除き、同合付の内の中分の出來毛を標を入、坪内は稲草二方付二方改、間四ツ時前夕七ツ時迄は坪刈不レ致定法也、毛見といふは下役にて、稲毛を委細に改る故、毛見と云て下役也、檢見手先は上役にて、御取箇内役也 御年貢納方は三分一金銀納 一村毎に惣物成の三分一は、畑方物成と見て金銀納に極る 十分一大豆納 太閤の御極は、物成の十分一は大豆納に極る、然共國々領々にて違ひ、大豆納なきも有、又代米を下され、大豆納の國々も有也 殘り米納と極 國々區々也、山國御廻米津出場無レ之村々は、皆金銀納あり、其外領主にて違ひ、皆米納の國々も有、皆金銀納の國々も有なり 調は浮役 絹紬運上、酒造冥加、紅木、木地挽運上、川役運上、礒漁役運上川下運上船運上等の工商の業を以、運上冥加を納るをいふなり 小物成 山役、野手秣場役、林役、鷹畑鍵役、爐役、林藪等のことなり 取米掛 眞木代、白茅胡麻代、藁代、菅菰代、繩代等、國々領主〳〵にて掛り物あり 高懸 夫米夫銀也、國々領主〳〵にて高懸もの違ふなり 極り、通用は大判、小判、壹分判銀丁銀豆板錢 永錢の差別なく、皆錢と號、通用す併銀通用なき國々東國、東海道北國筋は、金の端數の名と永の名は通用す 通用と成、禁官武官分たり、夫より御當代にて石高と成 石高は田畑を米に積り、其石數を以高に積る 反別は反を書誤たり 壹町は三千歩、壹反は三百歩、壹畝は三拾歩、夫より小數は歩 廿九分迄を何歩と云 割增は貳割半 壹反は太閤の例なり町歩は反より發りて極たるなり、割增の貳割半、内貳割にて七拾五歩なるべきを、國々區々也、太閤御代の割增の國々も有、又伊勢伊賀邊には貳百五拾歩壹反の場所有、往古檢地の分は區々也、併延享年中以來の檢地は、御定法貳割半增に極る 間竿は六尺壹分 此壹分は誤り也、太閤檢地帳の奥書に、右之通六尺壹分の以二間竿一壹反三百歩の積、檢地相極者也と有、壹分は歩の寄なるを分の字と心得違 長六尺壹分に極る、延享年中神尾若狹守勤役の節、誤りのわけ知るといへども、天下の事容易に改め難く、往來の六尺壹分竿に極る、其節定法極り、新田見取場檢地は太閤の例六尺五寸の貳間竿、高入檢地は六尺壹分の間竿に極たり、併國々に寄但馬邊抔は、前々仕來六尺五寸竿の地面もあれども、新田檢地の分は前に記定法也 天下の檢地帳極 往古は水帳と書たるを、神尾若狹守勤役の節より誤りの趣分り檢地帳と書、此時檢地定法は、田祿は百姓永代の祿に候間、成丈繩をゆるく繩を打と云は、田畑には四角計りはなきものにて、色々の形也、然共帳面には長何間横何間に記、故に長何間と極置、内歩を樣し貳割半の割增の歩數を減ずる樣に、横間を短く記とも其地面に寄考ひ極る、併割增の貳割半引る樣に極るの外、別段の趣意なし、其貳割半を土地に寄三割四割とも極るを、繩をゆるく打といふ也、又長横共に端數の端は貳寸は三寸と記、壹寸は捨、帳面に記さず、步詰も貳步は三步と記、壹步は捨て帳面に記さず 田畑上中下を分、石盛は上田十五、 上田といふは地味日當宜、用水潤澤に懸り、猪鹿鳥の難なく、居村近き場所也、壹步籾壹升米に摺五合に成是を壹町の三千步へ懸米拾五石、是を十五の石盛といふなり 中田十二 中田といふは地味日當宜、用水潤澤にても居村遠きか又は居村近きか、鹿猪鳥の難有か、用水地味日當の中に申分有か、少し上田に劣りたる場所、壹步籾八合米に摺四合、三千步に懸拾貳石、是を十二といふ 下田九ツ 中田に劣りたる場所、又は宜敷場所も川添かの場所なり、壹步籾六合米に摺三合、三千步へ懸九石と成、是を九ツといふ也 下々田、無位田、山田、見付田 是は山間川添等の不定地なり、上中下石

業の見合を以極る也と分、上畑十二、地味日當宜、猪鹿の難なく、居村近き場所也、中田の石盛を以極るなり中畑九ッ田方同様の心得を以、上畑に劣りたる場所、下田の石盛を目極る下畑六ッ中畑に劣りたる場所也、中畑か下田の壹歩籾六合に積たる故替貳合劣り、壹歩籾四合米に揚貳合三千歩へ懸け六石と成是を六ッといふ也下々畑、無位畑、山畑、見付畑、田方同様の心得也、併田畑ともに新田等に土地宜敷も、此四ッの位を以て極る、是は往古の検地外の地面故也、又往古は荒地包高は本免に直す故に、百姓も新田に願ひ検地請たる場所多く故に當時にては其分二重高に成、無地高并石間引抔と號置場所有抔と分、又麦田十七八位麦蘭其以外何にても兩毛作の田也、其地所に隨ひ上田中田の石盛へ畑の石盛を見込故に區々に極り高下あり屋敷畑十二往古は鐵役鑑役迄役抔と號小物成なりしが、神尾若狭守勤役の節より高入に成、上畑の石盛極鹽濱高往古は是も小物成なりしが、若狭守勤役の節より鹽畑の上中下を分鹽濱高と號、高入に成、上中下分方は鹽畑の中へ足駄をはき逼入歩行ては其跡の付ざるを上鹽畑とし、少し付たるを中鹽畑とし、多く付たるを下鹽畑と極、鹽畑は土地の堅を吉とする故なり夫々に地味眞土を上地、砂交りを中地、黒ぼこ赤ぼこは下地なり日當田畑ともに日當第一也、故に木下引抔とて日陰に引高に成用水田方の第一也猪鹿鳥の難此難有場所は、圍其外威鐵炮等の入用懸る故石盛を下る居村より道法遠近居村遠きは作業手間多く懸り、作付行屆かず、近きは不足に懸り、作村行屆故也見合石盛を壹町の惣米を云、たとへば拾五石を十五と云、壹石を壹ッと極る故石盛と云也、然るに檢地帳に壹反の惣米壹石五斗抔と記、是は斗代といふ也、石盛といふにはあらず壹籾壹升なり八籾八合なり六籾六合なりの法を以極め高に積り、高百三拾石軍役壹騎と極す、石盛は本文に記、壹八六の法なるを國々區々にて、越前國には上田四十五の石盛有、出羽奥州には上田三十五の石盛有、甲州には上田三十の石盛有、丹後には延高と號て、石盛に構はず高を増夫を石盛に割付たる故、上田十六七分一厘五毛抔と、分厘毛の有石盛あり、其外上田十三四の石盛の國々も有、十五六も有區々也、越前出羽奥州の分は籾を以て石盛と心得違極め、甲州安石代金納有故に石盛を高く極め、丹後の分は私領渡に成る節高を増たる也、其外に往古五公五民厘取なる故に、譯なく石盛を極たり、當時に至ては甚不案内に聞へし御取箇は五公五民厘取村高を貳ッに割、半分は公納半分は百姓作徳に極る、半は五ッなる故、五公五民といふ、免五ッ也、故にたとへば上田拾五石を貳ッに當、七石五斗は公納七石五斗は作徳に極を七五の法と云成しが國々變地して五公五民根取に成是は檢見の上、其年豐凶に隨ひ免を極、御取箇を極る、免といふは高を十と見て其分適也、故に幾ッと云也又趣法改り、御取箇は定免神尾若狭守勤役の節より始る、五ヶ年とか十ヶ年とか年季を限り御取箇を極置なり色取檢見大檢見小檢見と役人の名目は違ひども、太閤の例前代を見合べし、是も若狭守より始ると成、御年貢納方は三分一金銀納村々惣物成の三分一は、畑方物成と見て金銀納に極る、御當代は前々仕來を用る故、品々金納も有、又米納も有併三分二米納に極是も仕來にて、昔金納も有、皆米納も有、區々なり浮役小物成は先例也、取米雜は口米米壹石に付三升宛也、併是も前々仕來を用る故に、藁壹代、眞木代、秤上振ヵ其外品々の雜物あり高懸は高百石に付御傳馬宿入用は米貳升、御

藏前入用は金壹分、六尺給米は米貳斗懸（是も國々區々なり、又米大銀懸りも有、又其外か品々ッ懸り等も有）と極り、委しくは執行の上考ひ知るべし

右地方根元令二執筆一候堅可レ秘二他見一者也

于時寛政元酉年孟春日

大坂土佐堀壹丁目
算術執行者　木村荊雲　花押

地方根元記　終

農隙餘談

利根川教豊著

農隙餘談序

亢倉子曰、古先聖王之所以理人者、先務農業、農業非徒爲地利也、貴其志也、凡能課勸農桑、一事一物、皆有傳授、各有前後之序焉、本末源流、特概見於其人、其身不離泥塗、其手不釋耒耜、惰者笞之、勤者錘之、是以末技遊食之民、轉而緣南畝、則蓄積足而人和樂矣、今則否、舍本逐末、四肢不勤、思慮不用、男子不績而衣、婦人不耕而食、失守偸安、甚則途有餓莩、僕人於白日、其真也若斯其久矣、唯恐得罪於天也、故先王闢土墾草、糞灌培蒔、肥磽高下、各因其宜也、夫農知時爲上、知土次之、然後稼穡爲寶、而永無饑寒之憂矣、亦不深思也、信陽爾君、家藏農書、壯而仕滕先侯、老致仕焉、憂爲於郡縣之民、舍本逐末棄子弟、歳傚其民曰、無謂我老而舍我、雖不如老農、於是乎著農書、以廣流布、以傚棄子弟矣、邑人云、勸民耕種之利、非惟吾儕小人得益於郡縣、被餘澤於鄰國乎、而上木已久焉、問序於余、余固農家、今讀此編、喟然嘆曰、皆由稼穡艱難、興王業者、可謂莫大焉、故序贊爾君之功於民

天明癸卯春

西毛高克明撰

農隙餘談目錄

農隙餘談目錄終

農隙餘談

信陽隱士　利根川教豊 著

凡百姓と只一トロにいへども、家業の心得には三四段の次第あり、先大百姓と號するにも品あり、其村郷の高に應じ田畑を多く持たる有、又さほど高は無くても、身上能く諸事豐に暮す大家もあり、或は高も身上も前程になけれど、門藏を構へ萬飾をおもにして、うはべ計おほ體に見する類ひは評に及ばず、仍て百姓に格のなきも善し惡し、いかにとなれば、今何ほど富貴なる百姓にもせよ、家業を知り冥理を思はゞ、專ら農業に骨折働き、又山林へも出べきに、適々田畑を見廻る計、ろく／＼農具をも取得ずして、委く知べきの理あらんや、世の中には、身上能ければ何事も自然と知るやうに手前に覺へ、外から人も譽め、諺に言ふ畠水練にての指圖多ければ、毎事に目に見へぬ損亡なり、されば菜畑少しふみ荒されても、腹立罵を見れば欲は知れど、そこやかしこの損積りて莫大なる事は知らぬ也、總じて習はず手掛ヶずして覺る者なく、勤のない人もなし、いともかしこき高位貴人も、それ／＼の官務日々懈り給はず、大將たる人は弓箭に猶更士卒の下葉打物等にまで粉骨砕身し給ふ故、軍配のかけ引能く、自在を得給へばこそ戰毎に利有、增て大百姓なればとて、まして年老ず精なきに日用を忘れ、百姓

は只年貢さへ濟せば能く、最早これでは一生寢て居ても能しとおちつく、假令萃すにもせよ、我から我をゆるすは至極の我儘、是辨へのなき人なり、勘辨なく働計りでは、大百姓には猶ならぬなれば、忘らず子供下人のさきに立、日の暮るををしむ程にも、農に働き心力を盡し、萬に慈愛を加へて人馬を遣ひ、子の働きをば下人にくらべ試て、又下人を子にくらべためし、惡敷仕樣は教訓し、能きは褒美して遣ひなば、互に勵競て、子も召仕も心から働く樣に仕付ば、頓て下男も下女も早くおのが家へ歸りて、能き人となるのみならず、其家で仕覺へた作人と、先から先まで準にせられ、又奉公人さへ能くし出す程の人なれば、子は猶實體にして、村里に廣く作の功者と唱れ、所謂農業の師とも云れなば、是人の爲に謀て忠ならずやの聖言にも叶ひ、第一百姓の本意これに過ざらむや、言はゞ大木から洩る露は普く千草を潤すとかや、只惠みは天道の常にして、人能く歸伏するが、大百姓村長の仁ともいはん

○百穀を生ずるものは天なり、是を養ひ殖すものは地なり、依て天の時により土地の理を考へて、其時の宜しきを以て耕作を勤むべし、夫耕織は政の本なれば、上古の聖王は躬ら春の始に田へ出させ給ひすき初ましく、后は蠶し給ふとかや、誠に有難き事ならずや、仍て耕作の道は、只野の草庭の梢の其折〳〵の詠も、おのが田畑の目當とし、常に暦を懷にして、又節々を能く覺へ計り考へ、風雨霜雪にさはるか當るか、四季のおくれ、順不順、病ひの出るか、枯いたみしぼみたるを深く悲しみて、養

育せねばならず、實に諸作は赤子のごとし、作人は父母のごとし、是を思へば天地自然の凶作に逢、中にも並々より能き作の者有るを見れば、兎角叮嚀にして實儀あらば、夫程の事は有筈なり、今市中に植木屋あり、萬木千草名花奇木時をたがへず花咲かせ商ひ、諸國の名花、或は唐より渡りたる抔といふも有て、能く商ひして富たるあり、固より百姓と違ひ、荒き業はなけれど、それ〳〵の生養の道を委く知りて、晝夜懈らず勤むる故ならずや、されど時として少しの違ひはあるべきなれども、終に不作凶年のごとく目に見へたる仕違ひして、商ひを仕舞しといふ事を聞ざりき、是深切に心力を盡し功者なる故なり、依て百姓は猶植木屋ほど數おほくなければ、心力を盡し骨折らば、いか程の凶作にても大違ひはなかるべし、されど悪しき中に能いといはぬも人欲の常、遠慮の様にも思ふならん、作する者は敢て欲とも思はず、只農業を樂しみとのみ思へば、おのづから根氣も强くなりて、田草取り草刈にも、おのが月代髭を麁相に剃られて、氣にかゝる様に心がけ深ければ、多く違ひはなき筈なり、しかし旱は是非なき天災なり、此時やゝもすれば勿體なくも天を恨み、鍬を捨、鎌を投、憤るの餘りおろそかにすれど、其時程猶屈せず、彌前栽もの野菜等に井戸水道の便り能くして、水[illegible]を（仕方末に記す）仕かけなば、必其中には能き餘作あるべし、是大きなる益になり、又人の助けにも成べきなり、扨中から下の百姓は其身丈夫にして隨分働く者あれど、極て勘辨は薄き者なれば、彼や是をも能く敎へ精を出させて、作りあしき節に猶はげませ、しば〳〵心を添るが、是大百姓村長の識ともいはん

○大百姓は金銀及餘分の貯へなくては、軍するに粮米乏しきに同じ、此故に豐作なる時、其餘分を以農具代糞代を引、殘りを分相應に貯へ置、飢饉其外無レ據時の蓄にせんは、大百姓の本意なるべし、且鄕中にても其時に應じ、月に壹錢か籾麥何にても、勝手能き品を纔ヅヽも貯置度事なり、既に賢王の昔は津々大小の里々に、急を救の料として倉を建給ひ、米穀を蓄置て、火災水災或は疫癘の時、民を救ひ給ふの備へとし給ふとかや、されば農家も今是に隨ひて、新規の名聞の事に金銀を費さず、萬事有來りを守りて、緣もなき勸進、又は出し合掛錢見物遊山に金銀を餘り費さずして、有のごとくの心がけはしたきものなり、尤諸出し合日待懸錢なども心掛次第にて、其村里の急を救ふ料にも成べきなり、總體百姓は滿作の時は、いつも斯うした物と覺へてこゝろゆるみ、何ぞ又餘儀なき事あれば、俄に仰天して品々の工夫を廻し、金銀の才覺などするをば、其身にかゝる事とは思はず、只村里の費と計心得、時の間を合するが積りて困窮となり、小百姓程いよ／＼詰り、後は諸作の養ひ手入も自然と屆かずして、いつか瘦地(やせち)になり、縱ば人參を調兪る病人のごとくにて、いか程精出しても、年々作りおとりに成り、辨納する樣になるは歎かはしき事也、仍て豐年にも飢饉の事を忘れず、油斷なく心つきなば、常々の儉約にもなるべきなり、しかれば村長大百姓は人をもろ／＼善道へ導き惠み教るが、誠に固有ともいはん

○夫作の道は一人骨折て十人食するなれば、わけて大百姓は心得の入る所なり、全く作方はうちばを

よしとする事にて、多くては氣骨を折り勞して功なし、又時として病人病馬も有ものなれば、一人作りの積りは、先田畑の廣狹、作場の遠近、陰地多きか、陽地少きか、牛馬の自由の能き地か、其外も細かに積り合せ、下男一人の作りなれば、主人一人半にも積る法にて、則是をさして根積りと云、又此根積りよりして其月其日の仕業積り、繰合は氣節の順不順、其外勘辨して根積能く細かにせねば、年分の違ひと成べし、依て此根積りは兼て年の始に積置事なり、扨年中諸作の行事を日々に記し置、何に限らず暦の節と（七十二候の事委末に記す）其國所の目當粗違ふ事もあれば、目覺心覺として、明年の捺見合にするが專要なり、斯の如く根積り能くして、餘る分は下作へ渡すべし、（所によりて小作と云唐名佃客といふ）適々世上を見るにさして惡年にもなく、無病にて晝夜働骨折ても、人並をはづれ不作するは、皆此心得のたき人、是時節をも、土地をも考へずして、人の眞似する類多し、但仕來り間合せも先づは目當なれども、細かに云はゞ其耕地〱にて日むきに限らず、萬の差別も有る物なれば、暦を本に取り、其所々の當る所を考へきはむべし、又種物糞は一入大事なり、糞加減にて陰地も陽地となり、死活爰に至る故、醫にたとへては是藥の心なり、耕より稻苅上る迄は醫業なり、兎角内外和合せねば實のらず、調はざる事なり、種子は五穀に限らず、皆種えらぶ事肝要也、（離穗の事末に記）猶又萬事老功なる人に尋問べきなり、扨元百姓なれば知りたる道覺へたる事といふ人もあらんなれど、畢竟學問すれば惡人も善になり、善人は猶能くなる物なれば、大きなる益を得べし、依て大百姓村長のたぐひは常に鋤鍬をも手に取りて見せ、

又一合も餘計に收納して見せて人の手本になり、輕き百姓まで能く農を勵み油斷をさせず、萬勘辨して人の爲に己が苦勞するも、大百姓村長の智ともいはん

○農人は元藁にて髮を結ひ、家に居ては莚を織り繩をなひ、耕地の往來にも馬糞を掃き溜、道に捨る古沓古草鞋切繩迄拾ひ集め、寢食をわすれて農に働き、極暑にも田の水に寒さを知り、極寒には畑に汗をかき、千辛萬苦するは庶人の孝道なり、誠に親々の土から掘出して讓りし身上なるを、末になれば、元をも業をも忘れ、身上の昇り次第に榮耀につのりて、金持てはいつも斯したもの、どこでも斯蓉すやうに覺て、遊ぶを家業と心得たる人は、美食と遊藝に身を失ふ樣になる、元より百姓は餘力あらば親の代より一畝歩も買殖すのが、官人の加祿を得るも同意にて、又他所へ田地を出さぬも、其所の百姓水呑の潤ひに成べきに、中には商にかゝり請合事して、餘情名聞のみに堂宮へ大金を出し、家名を札に記され名を競ふの人あり、是信心は格別なれど、願くは信の道は同じきなれば、何卒其村里の飢人、又は病人災難に逢ひ、或は夫食もなく、作の仕付もならぬ者へ救ひ施し、貸付等にも了簡あるべし、左あらば鎭守も擁護し給はん、依て大百姓は能く己が業を守り、上下睦敷小百姓を安堵するやうにするが、村長豪富の信ならん

○倩々見るに、大百姓は多く作手代作大將と號して、諸作を任せ置あり、隨分其人の實儀功者を能く見定め仕ふべきに、世上に作手代を抱へるを見るに、顏付も取廻しも利口に見へる農人の子にて、土

に付く事を嫌ひ、仕馴ぬ商ひを始め、程なく身上を潰し奉公に出たるなれば、作方は不案内にて、毎事差圖すべき功者あるべからず、去れ共知らぬ顔しては濟ぬ故、念入るふりにて聊の事も旦那へ聞くを、旦那も猶更知らぬ事なれば、不埒なる差圖のみ多し、されば下部の横着なる心にて、夫を見込み萬事働くやうに見すれど、作方の手入れ前後になり、何もかもゆるみて、日々所々から目にまし夜にまし千丈の堤も蟻の穴より崩るゝのごとし、されど牛馬は骨太く、農具能く、糞澤山にて、上田膏地もあれば、主さへ心付き能くば、天災は格別よき筈也、さて耕し耘るは下地なり、第一糞の加減にて、地の肥瘦るも眼前なるべし、仕方あしければ別て作にくせも付くものにて、人の上も同じからん、譬ば親兄は精出して作るに、子はさもなくて暑き日を逃、適々作場へ出るも役のやうに覺へ、親が居ねばいつも作男を相手にして咄し合ひ、或は畠隣の人迄も呼かけ咄して身に入れぬを、餘所の子も見眞似して、いつか碁將棊三味線を知らいでは、附合が惡るいといふ様になり、後はむしろの上もいやに成りて、はや土に付けば手足も汚れて惡るいと、後は糞はきたなくおもふこそ歎敷事なり、仍て大百姓村長能く心付て、隨ふ民へ悉く敎度ものなり、しかし農人の遊ぶ日抔といふ事なくては叶はず、常に心力の疲を休め、働く日のはり合精出す爲にも成べきゆへ、奉公人へは猶心付て休時にはよく休ませ、常に情をかけて食事等にも心せば、おのづから、隨喜して心よく働き、能く思ひ付様になり、いさゝかの惠より廣大の得ならん、歌に

善きも友惡しきも友は鏡哉、見るに心の玉を瑳けば

と云へり、又豪富なる人美服着たる時は、殊に人品もどこやらおも〳〵敷見ゆれば、人により其頭の人村長もおのづから諂ひ、叱るべき事は異見するか、かたから云ずに居れば、段々に己が程を忘れて、成すべき家業は結句等閑にして、國政を下へ語り聞かせ、或時は地頭の法を論じ說聞せる故、拜もなき輩は實もと思ひ、終には大なる間違出來、難儀する事世に數多あり、都て右のごとくの人は、何事も知らぬといふ事が嫌ひにて、兎角に功者だてして貪欲もあり、又は人に譽そやさるれば、無益の事に損するなり

○中の百姓にも品あり、下から仕上た人はいつ迄も前の心を忘れず心力を盡し、どこ迄も中すみを行かば進む事早かるべし、仍て諺のごとくいつ迄も上をば見ぬがよし、いかにとなれば、天から下る物は雨風を始皆人力の及ばぬ所なれば、伏して祈るの外はなし、地は自然と百姓の常に相手にする物なれば、兎角下計を見て居るがよし、又愼むべきは氣分第一なり、腹立て作場へ出鍬鎌を取れば、心ならず土へあらく當り、鍬目立ず鋤の手曲り、畦亂れて何もかも不埒に成と、先づ差當り其日の損立也、夫農事は天のさはり其外一刻のおくれより廣大の違ひとなれば、仕事に取かゝる前に猶くり合せ考て、萬仕直ぬ樣にするが博取なれど、世間の闘敷に漸目覺、油斷者といはれまじとて急に打ざはめき、手馴ぬ女にも鎌鍬取すれど、誠の働にならず、女は織機物に限らず、定れる仕業あれば何事も精出し、

殊に朝夕の食は猶田畑への食事にも心付て、時を違へず持はこび、味あしからぬ樣にするが女の仕事なり、給物麁末なれば心力の疲れ食事は大切の事なり、されば農は内牢にして、其作る場を能く油斷なく男女勵むべし、但し田植は女の肝心の農事なれば、往古より早乙女の日は愼第一にして、月水のさはり都て不淨を忌み、餘り若き計りはさは〳〵して、苗こしを折りうき根になれば、功者の老女を交ゆる事なるに、今は田植といへは田歌うたひさわぎ、博行を專にして手元足元へ氣を付ねば、苗根付かずすそからみに成ゆへ蒸、實のりあしく、え殖ずして雨風にいたむなり、いはゞ船歌艪びやうしも是手足を揃へるの爲と聞べし、折角下地を念入れても、專要の植付惡くては苗育たず、下地の骨折無益に成るなり、さて又人欲は少し身上心安くなると、作計りでは博が行ぬと馴もせぬ小商して、俄に身上を揚たがり、種々の工面に掛り、表向を取錺る故、子供もはや遊藝餘情に身をとらかし、身上不相應の氣になり、自然と奢が長じ、後は忽不如意と成て飢渴に及ぶもの多し、又其中に物每大事にして仕上た作人の其子は、幼より夫を見習ひ作方へ計精出し、妻娘もそれになれて、麻につるゝ蓬の譬のごとく苧をうみ、糸車は常々仕事の樣に覺へず挊ゆへ、身上も吹の口も、入れる計で出す事なければ、後は樂しき身上となるなり

㊀小百姓は一人作りの田畑積りをよくして餘計を好まず、尤一人作りに足らずば下作を請て作るべし、さりながらいか程骨折挊でも、年貢諸仕入を引ては、なか〳〵餘分はなき筈なり、仍て油斷なく心掛

働きて能手入せば、年久敷荒地も膏地と成るべき譯は、幼少より土に馴、山林萬ッ働骨强がちなる故なり、然ども小百姓は牛馬も人手もなく、糞も少きものなれば彌内半に作り、糞手入に念入叮嚀を盡さば、自身にする骨折が終には利あらんか、小百姓は畑を多く作るが能いと云内にも、就ㇾ中野菜前栽物は餘分に作るが宜し、第一食するの助成にもなり、野菜の塗ふは饉といふとかや時分〳〵に商ひ、殊に町家有るあたり市中へは、小便に替へても大きに益あり、わるくすれば前栽は慰に作る樣に思ふ事宜しからず、又作の隙に商ひせば、前栽物の類を賣り誠の商人心になると、いつか骨折農事はいやになるものなり、或は子供に奉公させるとも、作功者にて朝暮嚴しき主人取るべし、宛行が能き迚萬事ゆるく心安き主取ば、後には一生の損となるべし、しかし働が能いとて田畑添の空地芝生を切發し、古き池溝を埋て地を廣げるは、利を得るに似たれ共、かへつて後の災になる事も有物也、仍て少しの空地あらば、小溝を掘置雨露を溜て、常々道路に捨る古沓の類、草藁何にても糞になるべきものを拾ひ入れ置ば、旱の時畑物へ懸けて益あり、又百姓の常々隙なきとて髮月代も剃ず、諸事不性なる人の能く作するは稀也、いかにとなれば、諸作を綺麗に手入するを奔走し面白しと思ふは是農人なり、只己が心のごとく作りも自ら不性にするは、物ぐさきより發るなるべし、扨至て不孝なる人、慈愛を知らぬ人も右に同じ、惣じて養育の道冥利を辨へぬ人なるか、且百姓は日頃假初の寄合にも、作の咄しを多くするものなれど、皆只事になり行けば、何卒最寄〳〵言合せ、作神祭りと號し大小の百姓睦敷寄合咄し合度、

わけは功者もあり、作物に其得手〳〵の有故なれば、間合せ教合度事なり

○分ヶ地するも心得の有べき事なり、先ッ大概拾石ぐらゐにては所により牛馬も持筈なり、しかし爰に勘辨の入る所は、人の力ですると、牛馬の肩ですると、又作場の遠近を計りて博行自由の能きを考へ、譬ば塊を柔にすると、大體にすると、草も根切りすると、踏付置とにて大きに差別あり、段々の手覺へにて費の立ぬやうに勘辨して、農具代糞代を大方にも積り合せ添金も有べきか、左なくて地計り分ヶ讓りては、不作凶年の時萬事に手詰り、田畑荒るゝものなり、左程の手當調ぬ内は、兄弟子に渡すとも先打込にして、能功者に成りたるを見定ての後分ヶべきなり

○儉約にも品あり、牛馬は飼料能くし、農具俵叺等を念入て、是には價を厭ぬが儉約なり、既に百姓はゆるしなくしては格もなければ、何着たりとて禮に背き式にかげるといふ事なきにより、結句て程程を過るゝあれば、萬搩日にして衣食住ともに儉約を守り、農事の餘力には男女のそれ〳〵の手業に怠らず、其隙あらば成丈ヶ手學算用なくては物の辨なく、心に異見する物もなく、隙あれば色々のかけ勝負無益の遊び藝に身をゆだね、其すく所よりして我をわすれ、業も等閑に成行物なれば、親く能心付て、十歳過ても惰弱骨弱の生得ならば、其子の望にまかせ、何なりとも生涯の營出來る樣に仕付べし、なまじひ無理に作人にしては、其人の未熟がおのづから外へもうつる物なり、縦ば鶏は干ャ物をはむといへども、農事に出るに時を知り、ふんは糞に成るも儉約の利なり、仍て一粒一穗も大事にすべ

し、しかれども落穂は寡の利といへば、强ち利欲のみにあらず、只土中に腐れ捨れざる様の心懸あるべし、そのかみ舜禹の御代に九年の洪水、湯王七年の旱あれども、民に飢へ死する者なきは、聖王五穀を尊び給ひ、金銀をいやしめ給ひて、五穀にまさる寶なしとの給ひしを、今まのあたりにおもへば、飢饉の時金銀ありても、穀食なくては飢をいかでかたすかるべき、仍て農家は能く是を思ひ心得べし

○水飲百姓は田畑を持ず下作計り作り、或は雇を挊ぎ、海邊には網の手を引、山中にては木を伐り、其村里〱の水を呑をいふなり、是も心懸よく正直を專として、一日の雇にても我作と心得、表裏なく勤る時は、終に田畑の主となるべし、且此末に記す農事の心得豐凶を知る事、七十二候をも能く辨知るべし

○農　教に云、第一は土なり、二には農人の功者と働なり、三は糞なり、四は天氣なり、五は考也と知るべし、外は其國所々にて違へども、此五ッは違はぬなり

○凡土のしまりたるは陰地、かわきたるは陽地なり、ねばりかたまりてもろく和かなるはい土の類陰なり、さはやかにしておもくばら〱の類陽なり、兎角陰陽調様に計るべし、尤黒くはらゝきおもく肥たる上の土よりして、善惡の品々は百姓の目覺へ、鍬あたりにても知る處なれど、大水の押出し山崩水邊片下り抔は、陽地も陰地と見へる事あれば、土の上べにて陰陽の眞實は能く知れぬ也、夫それを知るは手入の仕方、糞加減の入る所なり、仍て土をかへし土性を見定め、田地初て開く時、上中下

の位付るは地方の要務口傳なれど、土氣を分る事のみは後篇に委く記すなり

○耕しはよく晴る日を見合、上の土地は日に向ひ、土の氣ざし少し光る頃よし、中の土は白目さすころを目當とし、下の土は黒めがゝり、手に入れねばり目見へる頃日當なれど、ざく土小石交りしやかうはい土の類は、濃糞にして雨氣の力を得晴て耕べし、畑は日と風を得て中打して白く乾く時培(つちかへ)ば内に陽氣貯外うるほひ、陰陽和合するなり、但五六月は耕すとも、七月は必耕すまじき也

○春の耕は冬至より（暖國は五十五日、寒國は百十日）に當るといへど、其國所々の陽氣にて惑もあれば、菖蒲の芽出しを見て耕し初るよし、されど寒國杯にては生じかね、かぢけ目當定らぬ所は、其里の松の華の色さかんになり、みどりの氣を目當と取るなり、又輕き土には杏の花咲て耕し、又花落て耕し、雨の後にかきくだくことなり、諸鳥の聲高き頃を目當としても、多く違はぬ事なるべし

○夏至は（五月の中なり）此時初て暑さといへども、陰氣きざし土解る也、夏至の後九十日晝夜ひとし、此時を以て其土地を考へ田畑を耕せば、一度にて五度にも當るべし、されど其前の寒暖にもよれば、草青み或は小木の葉青くなり、葉たるゝ頃日高を待て耕すべし、又かた土ねばりたるは土を手に入れもみてばらつく頃よし、春の氣疾と通らず潤もなきに耕せば、塊くだけずして植て後草苗と一所に出る故、其場により熊手を遣ふても、骨折細かに耕せば、其所々に應じ土和らぎ、瘦地も良田となるなり

○秋の耕しは田も露しげくしてしめれば、土能くかはく時うは土を試にはねて、下冷のするを手覺へに

して耕すべし、但しあら土又下地は雨後に草を能く根返し、土かたまらざる様に日に當べし、惣たい秋の耕しは深きをよしとする也、又荒し置たるは初め深く耕さねば土地熟さず、土うきて毒氣上へあがり植物痛む也、尤早稻の跡は春を待耕すべし、稻かぶ腐ずしてかたき故、寒中腐せば、牛馬の力も入らず、甚出來能きなり

○冬田を打水を溜、氷らせる事寒き所程一入よし、暖國は水そゝぎ春耕すべきなり、惣じて水は平かに行渡るやうにすべし、元より水田に日をあてるといふ事あれば、國によりて過てはあしきなり、只塊細かにすれば水思ひ合て何國にてもよし、犁も深く土の裏目たゝねば旱に悪し、犁一擺六といふ法のごとく、一度犁ては六度かきならせと云事也、能々辨べし

○種物は惣じて大小粒揃へて少しも損じたるか、痛めば一旦は榮へても終にかじけ枯べし、折々日と風にあてゝ萬念入あらため、作り物の過もせず、能程に出來て虫付いたみなく、色能うるはしく熟したるを、常苅る頃より雌穗を撰るべし、雌穗とは頴しげく、莖も葉もしなやかなるをいふ、餘計に貯へ置べし、扨粟黍抔は其畑にて能秀たるを拔穗にして釣り置、種ををさめ置にも土藏穴藏へ入れ、能く濕氣のさる様にして、土の氣を請る様にすれば、生意早く兆すものなり、又五穀の種は能く干あげ場に堆くして置、馬に二口三口喰せて後をさめ置のをしへ尤よし、又いはく、よく干上ヶ手にのせ口にてふき立ても、心元なきは箕に請ふき返して撫上、おもきを撰種とすべし、さら〳〵したるは必さるべ

し、少し輕き種交てはむらばへに成ると、ちり抜けといふになりて、雨のはこび惡しく、頃立て猶土の持はこびあしく、雨風腰をつき痛む事多し、扨寒中に雪汁といふは、雪を壺などへ入れ春蒔前に種を浸し、暫あげて蒔ば蟲付ず、旱にいたまずとのをしへあり、されど暖國又は日向よき所は薄綠やうの物の上より雪を踏付〱して置がよし、是大概雪汁の心なり、籾種子を水へひたす事土氣をぬ請る心なり、仍てさら〱流ぬ所の底へ浸すべし、されど至ての清水、濁り砂川あしゝ、尤浸の日かずは寒暖の所にて甚差別ある事なり

○田草は手入專要なり、かさね〲骨折草の根を能く取てさるべし、又稲生立頃かじけ赤み出、或はすゝきの如くさゝ亂るゝは、其根を猶よく取捨べし、其内に苗に似たる猿莠といふ草苗に先立しげるあり、能くさらざれば程なくしてはびこり、土氣を奪ひ苗を妨るゆへ、心付取捨べし、扨手の切る程ひへるか、又かゆき所は蟲生じる物なり、其所は土ともに取り、田畑のさはりなき所へ捨べし、惣じて常の草は根をさり、苗の根の下へ踏付るがよし、又畑の草は取りて日あたりの高きに廣げ置、其上へ干て後糞をかくれば、枯たる草腐れて能土にありつくなり、其内にすいなとてふし〲ある草は、土氣を吸ひて根付はやきなり、能く取りて捨べし、土に取付き早き草也

○痩地に薄糞を用ゆるは農事の急務なり、萬糞加減又肝要なり、人糞は惣じて蕐となると知るべし、苗糞、草糞、炭糞、泥糞其次は小豆、胡麻、大豆、そら豆なり、此等を以五六月頃田へ厚く蒔、又能程にさかいたる

を七八月頃犂返し殺して、春穀田をする時は倍して取り有、濃糞よりは能き也、油糟魚の油蒿の糞品品あり、其中にも干鰯(ほしか)は大人參程利けども、秋取、土用取、寒ひきせぐち抔外いろ〳〵有りて目利の入る所なれば、猶更外とても其處に遣ひ馴れぬは、價高くて却て益薄き事なり、或は沐浴水馬骨を煎じて用ゆる事は表向ゆるしがたき也、是瘦地に濃糞よしといふにもあらず、こやしは只地に合ふ處は先づ功者と手覺へ也、人糞は地にひきては雨露の便り專ら成れど、糞家は能く蓋をして雨水さゝぬ樣にし溜置、水加減を以て引なり、外のこやしは何によらず、雨風にあてゝ腐らし積重ねて置き、幾日も打返し〳〵て蒔時は、糞をしまず其年切りに遣ふべし、便溺ともにあら水惡し、流れ又は水道抔の和らぎをもつて加減する也、畑へは溺(しやうべん)を日をへて雨後に打そゝぐ、泥糞はせゝらぎ池海等の底を揚げ日にてらし、畠前栽へは鋪糞によし、火糞は其畠にて何なりとも燒て地をあたゝめるなり、濕地には猶用る、第一は出來をいそがせる爲なり、灰糞は苅草物からを其處にて燒なり、雨の後宜し、又足の留らぬ程の泥田へは蠣蛤類の貝の殼を粉にして入、上は土へこねまぜ日に當返へせば土のしまりに成り、又足止りになる也、全く糞加減にて瘦地も肥地と成る事ありと云共、干鰯の品を始數々あれば、先づ半を記し後篇に述ぶ

○水利尤肝心なり、稻は就レ中大陰の精、水なければ忽痛也、井堰筧水道の破損あらば常に繕直べし、油斷すれば急に手も廻らず、うろたへて其時にかゝり手段も出來ず、水の手惡しくては猶不レ叶、旣能く弓射る人は能道具を用ゆるに同じき心なれば、旱場の者は龍骨車(りうこし)桔槹(はねつるべ)其外も拵置、用に立る事專要

なり、水は只井戸水道より汲用るとのみ思ひ、常に雨露をもしまず、小便をも糞と思はず、霖雨には天のとがめの様に罵る故、大旱に至り天へ祈り雨を乞へどもしるしなく、不斷水は穀物とひとしく思ひ、湯風呂或は雜水を常々溜置て、旱心元なく思はゞ、筧を埋樋にしても通用の弊利を考置べき事なり、いはゞ水主船頭の空を見て雨風の起るを知るといふも、全く難風には漸く助命する事あれば也、農人は左程の身に入みる程の事なき故ならんか、生養の道よく心掛けば風損の氣も知るべきか、扱旱つよく術の盡き、他の助けもなき、天水より外便りなき地は旱稻を多く作るべし、(旱稻は西國筋に多し、岡穗ともいふ)旱稻を作るには糞加減あり、後篇に出す、又云、ひでり年と思はゞ畔の草を低くからずして置、左に認藁糞をちらす時、夜の露を溜苅落すべし、下地のしめり土氣より思ひ合せて格別の爲になる也、夜の露は一雫たりとも下に請る氣あれば爲になる也、旱年は曇れば夜氣薄く、露少し照る夜は却て露多しと知るべし、扱藁糞水糞とは、食かしぐ水、朝夕に物そゝぎ洗ひ流し捨る水を桶抔へ溜め、それへ藁のふし高からぬ様に打和らげ結びて入れ置き、しめしては引出し、前栽物野菜物の上へ夕方にちらし、夜の露を受留めては入れ、又朝夕毎に其ごとくする内少しも雨を得れば、十に三四は前栽等は助かるべし、是井戸水を汲畑へそゝげば呑水猶不足し人も渇し、又井戸水を田畑へそゝぎては濕る計利がたし、又草も目に當る處はちぎり入、和らかき木の葉も入れる也、是を則藁こやしといふ、馬糞もくだきて腐水小便抔にてのべ田畑へ打てもよし、溺(しやうべん)計り旱には甚あし

○山林も地相應の物は植置べし、小木にても麁抹に切らずして育べし、桑抔は猶構ひなくば畔へも徑へも植付べし、蠶の爲又糞にも成べし、居家敷へは桃栗柿に限らず植るよし、實なりては價にもなり、又風除にも成り、落葉も松さはらの外糞にもなれば、愁荒地を發したるより爲になる事あるべし

○惣じて苅る頃來らば、簑笠着ても苅取るべし、一時の變にて天災はのがれがたし、百姓は苅取るも收るも、庭へ積俵叺へ入れねば取穀を知らぬ者なり、是手の內の物を知らぬは歎敷事にて、皆天を頼にし地を力にして、實の骨折冥理を知らぬ故なり

○世上竹枯、又は人の目に立程鳥畜類山中林抔に死する事多き年は、饑饉近きと知るべし、大山の鳴動海あらく打上げば、畑惡しゝと知るべし

○土用雨繁く風吹く日少きは、凶年と知るべし

○夏の土用は暑き程よし、殘暑つよくては惡しゝ、明暫くして不順は惡しゝ、凶作にて麥猶あしゝ、田畑に蟲生ず、其頃風出ればよし、少しの風にては海邊は惡し、大方凶作、麥猶惡し、夕立かしめる計りにてさして構はず、風交へては諸作に惡し、殘暑餘寒ともに風構ひなしといへども、夏の風宜しからず、冬も西北の風吹きては春地惡し

○寒中雨（田によし、畑に惡し）寒國は田畑ともによし、山國は稻腐れ、海國は稻すくむなり

○寒中の雪は滿作のしるし、暖國一入よし、春雪猶よし、實のりよく、山國は大體なり、夏五月の中

よりそよ〳〵吹風は、蟲生ぜず稻むれず
○秋の大風雨は苅前あしゝ、海邊は冬の風猶惡し、秋の中頃出水春水ともに至て冷るは、翌春より土地すぐれざると知るべし
○二百十日は農に上もなき肝要の時なり（二百十日目早稻の花咲、夫より五日目中稻花さく、五日目晩稻花咲く）風吹ば散こぼれて甚惡し、實法(みのり)の有無此日に有り、故に天を祭り地を祈るの日也、愼むべし前五日は大切、後の五日は所により大事、後の雨靜に降りては苦しからず、前五日は長雨大雨は殊に宜しからず
○風は其所の陽氣にもよれど、寅卯の日の風惡し、春夏は別て惡し、秋半迄は其所による也、海邊の作物構はず、酉の日は風何方も惡し、心付べし
○夏の土用は諸作の目當肝要なり、天地の氣を受る時故に、土用中より明け前後不順にては宜しからず、又土用至て涼しく、殘暑雨交り、暑さ強ければ旱、又蟲生ず、風折々靜に吹けば、山國海邊は大概構はず
○寒中もさむき程がよし、餘寒はげしくては惡し、冬風はげしきは春畑物すぐれず
○春より戌亥辰巳の風折々立、海川鳴り山路そよ〳〵と嵐(あらし)あらば、間近く嵐して田畑へ當る也、又汐風ぬるきは一統其近所作毛惡し
○暦の中を諸作の目當として、前後幾日目とくり合する事なれども、前にも述るごとく、陽氣の頓と

不順と、風雨の樣子にて違ひある事なれば、只其所の日當と暦の中とを引合せる事專要なり、先づさし當り草木の芽出しを其所の日當と心得べき事なれども、又其所の陽氣の差別もあり

立春（正月節）初日 東風始吹堅凍微解 六日 蟄蟲震羽閙蝶舞花 十一日 鶫甫見色
霞筆覆山 雨水（正月中）黄鶯出谷河獺祭魚 六日 草木萌秀出行凶 十一日 鴻雁始歸
屋移凶
驚蟄（二月節）初日 桃花始開服藥凶 六日 雲雀鳴孟出行屋移凶 十一日 鷹化爲鳩 春分（二月中）
初日 紫燕始來出行凶 六日 日光旋西 十一日 電光始顯嫁娶凶
淸明（三月節）初日 桐花甫開見參凶 六日 鼠化爲蝠種蒔凶 十一日 萬蟲始生蠶養吉 穀雨
（三月中）初日 蛇蛆始生早麥散花 六日 卯花見甲不藏桑葉 十一日 竹馬童子不懸桑露
立夏（四月節）初日 蝦蟇生子始對面凶 六日 蚯蚓始結舟乘凶 十一日 瓜種始錢郭公一
聲 小滿（四月中）初日 蠅子初生屋移甚凶 六日 蜻蜓初生家造凶 十一日 霧甫降出造作凶
芒種（五月節）蟷螂初生見參凶 六日 溫風穿肉出行凶 十一日 黄鳥啼止 夏至（五月中）
初日 鹿角落嫁娶凶 六日 蟬已啼初寄合口舌 十一日 吉日
小暑（六月節）初日 蟋蟀入壁造作凶 六日 蚊蚋多集虻蛾產子 十一日 蚯蚓出痛出行凶

大暑（中 六月）初日 草朽成レ螢 猫目眇乏 六日 嬉梅初鳴 電光生初 十一日 促織鬧 機蠰蟻生子

立秋（節 七月）初日 涼風初戰衣裳初に凶 六日 白露初結出行凶 十一日 蟪蛄鳴初嫁娶用事に凶

處暑（中 七月）初日 桐葉初落對面に凶 六日 梢葉變レ色神祭に凶 十一日 寒蛬微啼服藥凶

白露（節 八月）初日 鴻雁初來出行凶 六日 服藥に凶沐浴に凶 十一日 杜鵑鳴止出行凶

秋分（中 八月）初日 電光初て發く宮仕に凶 六日 蟲聲鳴止出行凶 十一日 蛇蝮沉レ地に出陣に凶

寒露（節 九月）初日 白露團圓見參に凶 六日 菊花初開萬事に凶 十一日 雀入大海化成蜂蠆

霜降（中 九月）初日 霜初降落雷聲停レ鼓 六日 秋風染レ身に嫁娶移徙凶 十一日 晴嵐連レ梢見參凶

立冬（節 十月）初日 薄氷初結掃地に凶 六日 薄雪降初地初凍 十一日 山鷄入レ海に變成蚌蠣

小雪（中 十月）初日 虹蜺隱見見參凶 六日 樹葉咸落出行犯土に凶 十一日 諸蟲入レ穴に犯土に凶

大雪（節 十一月）初日 燕變爲レ鶉見參に凶 六日 水魚鱗收咸沉ニ深淵ニ 十一日 鷹隼翔レ山に萬樓出

冬至（中 十一月）初日 冬至初入日加ニ一綫一 六日 草芽萌沐浴に凶 十一日 蠅悉隱レ壁見參に凶

小寒（節 十二月）初日 小寒に入初雁返レ北 六日 鵲初巢レ梢造作に凶 十一日 落葉埋レ土嫁娶出行に凶

大寒（中 十二月）初日 鷄初嫁不レ食ニ鳥卵一 六日 白梅初開出行に凶 十一日 土融成レ泥服藥に凶

右に述ろ所の農事の諺は、古人の書を以て俚語に和らげ、彼是かい集むといへども、もとより淺智にして誤謬多からん、且すべて兒童も能知れる事迄煩敷書出たるも、かたはらいたかるべし、猶委しき

事は老農に問ふて知るべし、其外さま〲傳あれど後編を期してこゝに闕す、あなかしこ

農隙餘談 終

東都書林

東叡山下池之端仲町
須原屋伊八梓行

宮崎幸麿
小西武治 校

大正四年七月六日印刷
大正四年七月九日發行

日本經濟叢書 卷十四 非賣品

編著者 瀧本誠一

發行者 佐藤卯兵衞
東京市神田區駿河臺鈴木町拾六番地

印刷者 中田福三郎
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

印刷所 株式會社秀英舍第一工場
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

發行所 東京神田區駿河臺鈴木町拾六番地
日本經濟叢書刊行會
電話本局三一八五番
振替口座東京二六八一〇番

理事 高木龜之丞
佐藤卯兵衞

CONTENTS

of the fourteenth volume

BIBLIOTHECA
JAPONICA
ŒCONOMIÆ POLITICÆ

VOL. XIV

TŌKIŌ
NIHON KEIZAI SŌSHO
KANKŌKWAI

1915.